山鹿素行全集

思想篇 第七卷

編纂者　廣瀨一豊

武田信玄像賛

（第十五巻七五八頁参照）

關ヶ原合戰圖

目次

山鹿語類　四　（第二十一卷――第二十六）

山鹿語類

四

山鹿語類四目次

巻第二十一　士道

立本

明ニ心術一

附録

卷第二十二　士談一

卷第二十三　士談二

山鹿語類　巻第二十一

士道

立本

一　己れの職分を知る

師嘗て曰はく、凡そ天地の間、二氣の妙合を以て人物の生々を遂ぐ、人は萬物の靈にして、萬物人に至つて盡く。ここに生々無息の人、或は耕して食をいとなみ、或はたくみて器物を造り、或は互に交易利潤せしめて天下の用をたらしむ、是れ農工商不レ得レ已して相起れり。而して士は不レ耕してくらひ、不レ造して用ひ、不二賣買一して利たる、その故何事ぞや。我れ今日此の身を顧みるに、父祖代々弓馬の家に生れ、朝廷奉公の身たり、彼の不レ耕不レ造不レ沽の士たり。士として其の職分なくんば不レ可レ有、職分あらずして食用足らしめんことは遊民と可レ云と、一向心を付けて我が身に付い

て詳に省み考ふべし。されば天下の間、人間は云ふに不レ及、鳥獸のたぐひ、魚蟲のいやしき、草木の非情なる、何れかいたづらにして天性を全うするや。鳥獸は自ら飛走して食を求め、魚蟲は游昆して其の食を尋ね、草木は土に根ざして深からんことをなせり。各〻唯だ食を求むる事不レ暇、一年の間一日一時も飛走游昆を忘るることなし。物皆然り。而して人の上に農工商又如レ此、若しつとめずして一生を全く可レ終ば、天の賊民と云ふべし。しかれば士何ぞ職業なからんと、自ら省みて士の職分を究明いたさんには、士の職業初めてあらはるべき也。此の思入の立たざる内は、或は人の云ふにまかせ、或は書冊にしるせるまでを以てして、實に腹心に體認せざるを以て、志の立つ處甚だ薄し。志の立つ處甚だ薄きときは、以前より因循して所二久染一の惡習内に隱るるを以て輕薄にして、道志何を以てか長ぜんや。是れ士の立レ本第一とすべし。人の教にしたがひ當座の心にまかせんことは、譬へば暫く其の事をなすと云へども實と難レ成。今云ふらん處に深く立レ志て、自ら我が職分を糾明し得んには、士たるの職ここに明なるべき也。

凡そ士の職と云ふは、其の身を顧ふに、主人を得て奉公の忠を盡し、朋輩に交はり

て信を厚くし、身の獨りを愼んで義を專らとするにあり。而して己れが身に父子兄弟夫婦の不レ得レ已交接あり。是れ亦天下の萬民各々なくんば不レ可レ有の人倫なりといへども、農工商は其の職業に暇あらざるを以て、常住相從つて其の道を不レ得レ盡。士は農工商の業をさし置いて此の道を專らつとめ、三民の間苟も人倫をみだらん輩をば速に罰して、以て天下に天倫の正しきを待つ。是れ士に文武之德知不レ備ばあるべからず。されば形には劍戟弓馬の用をたらしめ、內には君臣朋友父子兄弟夫婦之道をつとめて、文道心にたり武備外に調ひて、三民自ら是れを師とし是れを貴んで、其の敎にしたがひ其の本末をしるにたれり。ここにおいて士の道たつて、衣食居のつゞのひ以て心易かるべく、主君の恩、父母の惠、しばらく報ずるにたりぬべし。此のつとめあらざらんには、父母のめぐみを盜み、主君の祿をむさぼつて、一生の間唯だ盜賊の命を全くするに同じ、甚だ以て歎息するにたへたり。故に先づ身の職分を詳に究理可レ仕と云ふ也。此のわきまへあらざらん輩は、速に三民に入りて、或は耕してくらひ、或は工して世をわたり、或は商買して身を過して可レ然、是れ天のとがめ可レ少。若ししひて奉公をのぞみ士たらんことを求めば、或は奴隷雜人の役をつとめて、所得の祿

をすくなくし、主の恩を薄くして、抱關擊柝のつとめやすきつとめをなして身を終るべし。是れ則ち職分也。士として祿を得、祿を求むるの輩、身の職分をば聊かしらずして祿を貪らん事は、心に恥づる處なくんば不ㇾ可ㇾ有也。故に士の本とするは在ㇾ知二職分一とは云へる也。

二　道に志す

師曰はく、人既に我が職分を究明するに及んでは、其の職分をつとむるに道なくんばあるべからざれば、ここに於て道と云ふものに志出來るべき事也。たとへば京へ行くべきと思ふに及んでは、其の道をしらざれば不ㇾ可二能行一、不ㇾ知してしひて行けば皆邪路に可ㇾ入也。士の身を修め、君につかへ、父に孝行し、兄弟夫婦朋友に相交はるに、其のこころよく相和するごとくに致さんことを知るは、其の道を尋ねて其の用をしるに在るべき也。而して道あらんやと志出來らば、我れより先だつて志あつて能く行き得たらん人を求め、是れに案内を頼んでその引導に任せつべし。其の師たる人の行跡所ㇾ違あるか、言は似て其の事物に應ずる處不ㇾ明には、速に去つて勿ㇾ從。邪

師の教に久しくそまるときは、不レ覺其の人に荷擔あつて、誠の道に彌〻遠ざかるべし。如レ此して外を尋ね學ぶといへども、外に聖人の師なくんば、自ら立ち歸つて內に省みるべし。內に省みると云ふは、聖人の道聊かしひて致す處なく、唯だ天德の自然にまかせて至る教のみなれば、我れに志の立つ處あらんには、事は習ひ知りて至るべく、其の本意は推して自得するに在るべき也。況や古の聖人、人を道びくのために格言を垂れ玉へり。我れ是れを以て愼み勤めんには、聖人之大道ここにおいて可レ得也。人々各〻五倫のついであることを知り、士の道のあらんずることを知るといへども、或は自らを是としてたれりとし、或は邪師を信じて勞して無レ功が如し。是れ併レ道に志す所の輕薄なるより事おこりぬべし。孔子曰、(一)志二於道一とは此の心にや。道と云ふものの可レ有、私を以ては論ぜられざること也と、其の志の立つあらざれば、道に可レ至樣なし、故に道に志すと云へる也。世に少しなれて賢がほなる輩は、推して道を定め、この外に別に相ことなることは非ずと、私の意見を立つるを以て、道ここに遠ざかりて、遂に大道に不レ得レ入也。されば士の職分を知ると云へども、道に志す處あらざれば、知あつて行なければ不レ至也。尤も詳に可二究理一也。

(一) 論語述而篇第六章

三　其の志す所を勤め行ふに在り

師曰はく、曾子曰、士不レ可三以不二弘毅一、任重而道遠、仁以爲二己任一、不二亦重一乎、死而後已、不二亦遠一乎といへり。士は其の器尤も廣く、能く忍ぶ處あらずしては、重きにたへ遠きを致す事不レ可レ叶也。職分を知り其の道に志すと云へども、つとめて其の志す處を行ふにあらずしては、言斗りにして其の實あらざる也。行ふと云へども、一生是れをつとめて死而後已にあらざれば、中道にして廢す、道のとぐべき處なし。故に勤行を以て士の勇とする也。孔子曰、君子欲下訥二於言一而敏中於行上といへり。云ふことは是れやすくして行ふこと是れ難しとも云へり。職分を知りて志を立て、道に志あつて其の道の次第をきくことを得ると云へども、勤め行ふ處を專らとす、而して勤め行ふこと、大方の志にては遂ぐること難し。今少しの不レ入事を致しならへるわざすら、是れを改めんとするには甚だ力を不レ入しては安んじ難し。殊に利害の間、色欲の妄動、名根の所レ萌、因循すること久しきを以て、更に間斷する處なく、其の意妄りに先んず。ここに於て我れに大力量あらずしては、必ず引おとされて其の誠を

(一) 論語泰伯篇第七章
(二) 論語里仁篇第四章

（三）第二十章
（四）滕文公下篇第二章

盡す事不レ可レ叶。我れに大力量を出さしむるは、志の淺深によること也。志す處淺くしては勤むる處深かる不レ可也。志は自ら省みて人の人たらざる處をたしかに辱づる處深からざれば、此の志不レ出也。故に中庸に曰はく、(三)子曰、好レ學近ニ乎知ー、力行近ニ乎仁ー、知レ恥近ニ乎勇ーと出でたり。(四)孟子曰、富貴不レ能レ淫、貧賤不レ能レ移、威武不レ能レ屈、此之謂ニ大丈夫ーと云へり。富貴は人の大に所レ好にして、貧賤は人の大に所レ惡、威武は人の大に所レ恐にして、此の間に聊か心を付くる處なきに不レ有ば、大丈夫と云ふべからず。大丈夫と云ふは、是れ士の道に志して、其の志す所をたしかに行ひつとめたるもののこと也。其の厚く正しき所如レ此つとめずしては、士の本の立つと云ふべからざる也。

明ニ心術ー

四　氣を養ひ心を存す

氣を養ふを論ず

師嘗て曰はく、人の氣質に天姿あり。云ふ心は、天然と生れ付いて其の質宜しく又

其の質暗きあり、是れを天姿と云ふ也。されば虎は生れながら表(一)をあらはし、鳳凰は自然に五色の色取(いろどり)あり。騏は不レ習して千里をかけり、鶴は雛にして六翮(かく)をそなふ。白玉は不レ琢して光りあり、黄金は自ら瓦石より炳(ひか)る。是れ各〻天然の質にして、聊か造作する處なし。人又如レ此生れ付きて其の宜しき處あるもの也。然れども養ひ存する處あらざるの輩は、一方は明月白日の如くなれども、又一方に黒闇無差別の處出(いで)來(きた)るもの也。故に人々我が得たる處を置きて、其のくらき所を養ひて、氣稟を今日に變化せしめずしては、人の人たるにあらざる也。孟子(二)、我善養二浩然之氣一と論ぜり。浩然の氣と云ふものは、孟子も難レ言と述べられたるがゆゑに、今以て如レ此と云ふに處なし。唯だ心は氣に因つて或は動搖し或は困苦するものなれば、此の處を能く心得て、常に道義を以て是れを養ひて、氣の不レ饑が如くならしむるにありと可レ知。此の氣を養ひ得るときは、至大至剛にして、能く萬物の上に伸びて、物に屈する處あるべからざる也。心は氣に因るがゆゑに、氣能く靜なる時は心則ち靜也、氣動ずるときは心ここに動ず。是れ心氣不二兩樣一を以て更にへだたる處なし。心は内にして、氣は外に動ずるものなれば、先づ氣を養ひ得るを修身存心の本とすべき也。養と云ふは、我

(一) 皮の紋なり

(二) 公孫丑上篇第二章

が天質の氣の過不及を考へはかつて、其の過ぎたるを損し其の不レ及をそだて、事物の間において動靜宜しきに相かなふが如く可レ仕也。是れ日用之工夫也。人の一身五行を以て相成る、其のきはまる處は水火の二儀に落つ。水は血にして重く、火は氣にして輕し、是れ氣血の二つを以て榮衞として身體全し。水は火に因つてめぐり、火は水に因つて或は消し或は激す、而して水は常に濕に付き、火は常に燥に付きて、其の本體昇降差別あり。故に人の氣必ずあがりやすく輕く動きやすし。此の處を了簡して、氣を養ひて其のめぐる處を順和せしめ、其の動く處を妄りならしめざれば、動靜處を得て氣に虛妄なきを以て、心これがために妄動放心する事不レ可レ有也。

度量

師嘗て曰はく、士は其の至れる天下の大事をうけて、その大任を自由にいたす心あらざれば、度量不レ寛してせば〳〵しきになりぬべし。されば長江・大河の更に其のかぎりを不レ可レ知が如く、泰山・喬嶽の草木鳥獸をかくすが如くにして、其の胸中には天下の萬事を容れて自由ならしむべき、是れを度量と云へり。天空任二鳥飛一、海潤委二魚躍一、大丈夫不レ可レ無二此度量一と云ふは、此の心を云へるにや。後漢の黃憲[三]がこ

（三）字は叔度、後漢愼陽の人、初め孝廉に擧げられ公府にめさる。人仕へんことを勸めて京師に至りしも、遂に就かず。天下號して徵君といふ。

とを郭[一]林宗がいへる言に、叔度〈憲字〉汪々若二萬頃波一、澄レ之不レ清、撓レ之不レ濁、不レ可レ量と云へり。晉の周顗[二]が此中空洞無レ物、足レ容二卿輩數百人一と王導[三]に答へし、是れ各々其の人の度量と云ふべし。器如レ此に寛廣にあらざれば、力量又足しからず。力量と云ふは、從容として萬物をととのへ、談笑して四海をしたがへ、地の重きを負ひ海の廣きをひたし、天の大にして無レ外、日月の光の無レ不レ通、これ皆自然の力量也。されば天下に中して立ち四海の民を定むれども、是れを以てほこらず、大事を一胸襟に定め大節を萬民の上にほどこせども、是れを以て大なりとせず、如レ此に氣の力量を養ひ得ずしては、物々にせばまり困しんで、浩然の大なるを不レ可レ得也。故に度量を以てすべしといへり。我れに氣を養ふ所うすくして大丈夫の本意不レ立時は、利害好惡に付いて心ここに動き氣ここに妄作して眞を失ふべし。人皆物にあたつてせく處出來ることは、氣妄動して處を失ふを以て也。妄動するときは知これがためにかくれて、所レ爲皆妄作也、更に寛廣の處なし。大丈夫生死一大事の地に臨み、白刃を蹈み劍戟をほとばしらしめて剛操の節をあらはし、[四]書錦堂記臨二大事一決二大議一、垂レ紳正レ笏、不レ動二聲色一、而措二天下於泰山之安一と云ひける文武の大用は、度量の間に可レ存也。

(一) 郭泰、林宗は字、家居して學を授け、弟子數千人、穆健の思想にして黨錮の難をも免れ、衆望をあつめたり

(二) 字は伯仁、尚書左僕射に至る、王敦の亂に死す、友愛に厚し。晉書列傳第三十九に出づ。この引用語は王導、顗が膝に枕し、その腹を指して、「卿がこの中何を有する」と問ひし答へなり

(三) 字は茂弘、元帝の時丞相となり、明帝・成帝に歷仕し、功大なり、文獻と謚す。王敦の從兄にして、敦が反亂の責

志　氣

師嘗て曰はく、志氣と云ふは、大丈夫の志す處の氣節を云へり。大丈夫たらんものは、其の所レ爲其の所レ學皆至つて微にして、大なる器にあらざる也。道に志すときは、管仲・晏子(五)が輩の功烈猶ほ不レ足レ爲と思ふは、曾子(六)・孟子の志氣也。若し小成に安んじて氣節の全き處を不レ得時は、器常に瑣細にして器識の大用を不レ知也。後漢の趙溫(七)は大丈夫當二雄飛一、安能雌伏と云ひ、陳蕃(八)は大丈夫處レ世、當レ掃二除天下一、安事二一室一と云へり。梁竦(九)は大丈夫生當二封侯一、死當二廟食(一〇)一と云ひ、班超(一一)は大丈夫立二功異域一、以取二封侯一、安能久事二筆硯間一と云ひ、唐の李靖(一二)常に曰、大丈夫遭遇要レ當下以二功名一取中富貴上、何至レ作二章句儒一。馬燧(一三)云、天下有レ事、丈夫當三以レ功濟二四海一、渠老二一儒一哉。北朝の高昂(一四)は毎に云へり、男兒當下橫二行天下一、自取中富貴上、誰能端坐讀レ書、作二老博士一也。是れ等の言、各々其の趣向に弊あつて格言

な負ひて闕下に罪を待ちしとき、周顗上表して救解す。導これを知らざりしため敦が顗を殺せしとき救はず、後にその友情を知つて悲歎せり　（四）書錄堂記は歐陽修の作文、古文眞寶後集に出づ　（五）二人ともに齊の大夫にして、齊國の霸を遂げしめし功臣。ここに云ふところは、孟子公孫丑上篇首章に「孟子曰、子誠齊人也、知二管仲晏子一而已矣、或問二乎曾西一曰云々、吾子與二管仲一孰賢、曾西艴然不レ悅曰、爾何曾比二予於管仲一、云々、功烈如レ彼其卑也云々」とあるに基く　（六）曾西卽ち曾子の子のあざなりなり　（七）後漢末の人、字は子柔、蜀郡成都の人、初め京兆郡丞となり嘆じてこの言葉を發す。後漢書列傳第十七、趙典傳の中にあり　（八）字は仲擧、後漢書列傳第五十六に出づ、桓帝の時黨錮の難に死す　（九）字は叔敬、官に志を得ず著作に生涯を終れり。後漢書列傳第二十四梁統傳中に併せて出せり　（一〇）廟に祀らるること　（一一）班固の弟、西域都護たること三十一年、漢の威大に西域に振ふ。後漢書列傳第三十七に出づ　（一二）唐初の名將、唐書列傳第十七、新唐書列傳第十七に出づ　（一三）玄宗以後唐亂れし時に、武功を立てたり、唐書列傳第八十四、新唐書第八十に出づ　（一四）字は敖曹、北齊書列傳第十三に、父、乾の傳と併せ出せり

と云ふべからざれども、大丈夫の氣節其の高尙ならんことは、如レ此にすすぎあげたる如くあらざれば、必ず小事に屈して一大事をなすことを不レ得也。

古の臣たる人は、君を堯舜に致さんことをあてゝし、一夫も不レ得二其所一以て己れが恥とし、父に事へては如二曾子一して可なりと、未だあきたらざるの志を置く。是れ皆志氣の高尙にして小成小利を不レ事が故也。彼の許由(一)が天下の讓をきいて耳を洗二潁川流一、巣父(二)その水を牛にだも不レ可レ飲と云ひて下流を不レ汲、范蠡(三)が五湖に浮んで越を覇たらしめたる功を不レ受、莊周(四)が鳳凰の飛ぶを見て、くされたる鼠をつかめる鳶の嚇といへるたとへ、嚴子陵(五)が三公に不レ易二江山瓶一、いづれも聖人の道より云はば其の弊なきに非ずと云へども、利害において聊か志をとどめず、天下の大器といへども我が自適する處に不レ可レ易と、氣節を立てたらん處は、まことに大丈夫の氣象と云ふべし。(六)衣振二千仭岡一、足濯二萬里流一、大丈夫不レ可レ無二此氣節一と云へるは、如レ此の心にもありぬべし。但し聖人の道より不レ至して、一向其の氣節の高尙を貴ぶ時は、異端の虛無空寂を貴び、世間を以て塵芥とし、天下を以て糠粃と思つて、唯だ自適するを可也とす。故に格致することを詳ならしむべき也。

(一) 堯の世の高士、堯天下を讓らんとせしを避けて隱る
(二) 堯の世の高士
(三) 戰國越王勾踐の謀臣、吳と戰つて會稽の恥を雪ぎ、功成りて、湖に浮んで終るところを知らず。國語の越語に詳なり
(四) 莊子外篇秋水第十七に出づ。莊子自らを鳳凰にたとへ、鳶を惠子に譬へ、腐鼠を梁の宰相の位置にたとへたり。嚇は、腐鼠を奪はるゝを恐るる怒叱の聲なり
(五) 名は光、字は子陵、後漢の光武帝と同學の友なり、

光武即位して三公の極位を以て召せども至らず、悠々隠棲して終る（六）晉代の詩人左思の句

温藉

又作二醞藉一

師曰はく、大丈夫の度量寛に氣節大なるは、自然に温潤の處ありぬべき也。温藉と云ふは、有二含蓄包容一之意也。内に德をふくみ光をつつみて、外に圭角あらはれざるのこと也。小智短才なる輩は器せばきを以て、我知を立てて人にほこり世にてらふ。度量氣象よく萬物の上に卓爾たるがゆゑに、更に功を立て名にほこる處あらず、而して更に忿厲の氣あらず、温和自ら發二顏色一して仁人君子のすがたあらはれ、物に交り人に友なふときは、陽春のうららかにして能く物を利するが如くなるべし。是れ大丈夫の温藉也。温藉ある時は、能く惠愛して人を救ひ物を助く、天下の困究離析するを見ては我が身の苦しみあるが如くす。故に倉廩を開き櫃を倒にし、寳を出し財を傾けて其の救を全くして、ここにおいて快とす。是れ温藉の所レ致也。碧藏二澤自媚一、玉收二山韜レ光、大丈夫不レ可レ無二此温藉一とは、此の心なるべし。古人云、接レ物如二虚舟一と云へるも、温潤の處不レ深しては不レ可レ有こと也。

風度

師曰はく、大丈夫は一向剛操を立て、其の風俗いやしかるべきに似たり、是れ又大

丈夫の本意に非ざる也。されば月至梧桐上、風來楊柳邊、大丈夫不可無此風流と云へるは、風度の世俗に非ず、明珠の側に在りて自然に人をてらすが如き風情を云へり。(一)周茂叔の人品を(二)山谷が論じて、胸中洒落、如霽月光風と云ひしは、其の風情のつたなからずして健骨の相あるを云へる也。物皆自然のすがたあり、いやしきにはいやしきすがたを表はし、貴きには貴き形をあらはす、野鶴には無俗質、靑松には棟梁の氣をふくめり。(三)孟子梁の襄王にまみえて出でて人に語りて曰はく、望之不似人君、就之而不見所畏といへるは、襄王に人君の風度あらざるをいへる也。大丈夫の養不正時は、唯だ剛强なるを專らとして、衣服より飲食居宅の體、言語動容に至るまで、專ら(四)すねこはりて木のはしの如く取まはし、是れ則ち大丈夫の法也と思ふの輩あり、甚だ以てあやまれり。大丈夫婉にやさしく(五)臘たけたらんは、柔弱に溺れて風度と云ふにはあらず、少しもつたなくいやしき質あらず、水精の瓶に秋水をたくはへ、白玉の盃に氷をのせたらん如く、聊もかくれたる處なき風情、是れぞ大丈夫の風度と云ふべき也。是れ内にへつらふ處なく、外に屈すべき物なく、何くに行くといへども、其の氣常に萬物の上に伸びて、鳶飛んで天にいたり、魚躍つて淵に入り、

(一) 周敦頤、字は茂叔、濂溪先生
(二) 黄庭堅、字は魯直、號は涪翁、又山谷道人、宋の中頃の詩文の大家なり、山谷集あり
(三) 孟子梁惠王上篇第六章に出づ
(四) ぎごちなきこと、臘、臘のこはばることなるべし

月の梧桐にきたり、風の楊柳をささふに不レ殊。如レ此の風度を養ひ得ずしては、一塵にも不レ染の如くならんや。尤も可レ愼也。

義利を辨ず

師嘗て曰はく、大丈夫存心の工夫、唯だ在レ辨二義利之間一而已、君子小人の差別、王道覇者之異論、すべて義と利との間に有レ之也。いかなるをか義と云はんとならば、內に省みて有レ所二羞畏一、處レ事而後自謙、是れを義と云ふべし。いかなるをか利と云はんとならば、內縱レ欲而外從二其安逸一、これを利と云ふべし。古今の間、學者道に入るの始末、唯だ義利の辨を詳にするにあるべき也。其のゆゑは、利は人の甚だ所レ好にして、人々皆所二陷溺一也。されば生死について云はば生を好み死をにくみ、利害について云はば利にはしりて害をさけ、勞逸について云ふときは勞を嫌ひて逸に付き、飮食居宅衣服の用、視聽言動の間、凡そ七情の發する處、各〻此の情なくんばあるべからず。聖人君子の教、生をきらつて死につき、害にはしりて利をさけ、勞して逸せざれと云ふには非ず。聖人君子の好み惡む處も亦凡人に不レ可レ異して、其の間惑を辨ずるにあるのみ也。いかなるを惑と云ふべきとならば、唯だ自らの身を利して外を不

レ顧、是れを惑と云ふ也。自らの身を利することを好むは、是れ又天下同樣にして、聖人君子は輕重を能く辨ず。輕重と云ふは、君父兄師夫は我がために重し、臣子弟幼婦は我がためにかろし、天下國家は身よりも重し、視聽言動は心より輕し。此の輕重を詳に究理するときは、惑ここに止むべし。其の故は、生死の場此の一刹那にありと云ふとき、君の爲父の爲其の外重きもののために害あらんに於ては、速に死して不レ可レ顧、我が重きもののために害なきにおいては、能く保ち能く養ひて命を全くするに在りぬべし。利害勞逸各〻然り。萬事において如レ此究ニ事物之理一、則ち義理の行長じて利害による處則ち消滅す、而して利害の間宜立ちて、利まことに利あり、害まことに害ある也。是れ聖人君子人に教ふるにしふる處なく、唯だ自ら體認せしめて不レレ得レ止のゆゑんを推して、萬事に用ふるのみ也。此の惑辨じがたきを知つて、古人さまざまの教を立てたり。大丈夫として己れが利害によつて、天性に恥ぢおそるる處明白なる義を棄てん事は、甚だ可レ歎也。

　されば小利を得て敖り、功をとげてほこり、財に臨んで求め、難を見て遁れ、爭ひて勝つことを求め、わかつては多からんことを欲し、欲をたんぬせず、志を滿たしめん

ことを思ひ、樂を盡さんことをねがふ、如レ此無量の情欲出來する時、輕重を辨ずる事あらざるが故に、重き方を忘れて輕きを重んじ、つひに君臣父子兄弟師友夫婦の義かけて、其の事をねがひのままに致して、そのあとに快からぬ處生ず。是れ義のかくる處は天則にそむく處あれば也。今生死の一事を以て云ふに、後藤兵衛守長(一)、主人の平重衡を見棄て、重衡の乘替に乘りて命を助かり、重衡は生捕られぬ。是れ命のをしさに主人の重き處を忘れたり。守長命は生きたれども、重代の主人を見棄て、尤も心に恥ぢて京にも不レ居、熊野法師の後家の後見してありしと云ふは、主人をすつる斗りのくせものにて、物の恥と云ふことも不レ可レ知ことなれども、彼の天則を知る處あるを以て、羞惡の心ここに萌して更に不レ快也。若し辨へなき者より云はば、剛臆も賢愚も世を治むるはかりごと也、弓矢取る身にこそ不覺とも云ふべけれ、命を全くせんための奉公也、つとめ也、世の人のそしるは見所の高かけとかや云ふにありとも、守長がことを評すべし。如レ此云ふときは、以前の輕重の論も不レ入ことになりぬべきに似たり。

聖人の教は全く不レ然。世の人々皆守長が振舞の如くあらんには、君臣も不レ立、父子も辨へなく、各〻その利を利として、誰か主人の苦勞にかはり、父兄のいたはりに

(一) 源平盛衰記卷第卅七に出づ

代るものあらん。左云ふ人も下人をもたざることもある不レ可、子なきこともあらじ。我が下人は主人をすてて身をかまへよ、子は父を捨てて自らを逞しくせよと云はば、世間一時に禽獸夷狄に可レ落。人として禽獸夷狄に落入らば天地ここに倒覆すべし。是れたとへ行へと云ひても內にはぢて不レ被レ行處の感通あるを以て也。聖人は不レ得レ止の天則のままに順ひて、道を道と立て玉へり、情欲のままに致さば、天下の間更に不レ可レ立をしれば也。生死のことにかぎらず、凡そ利害のまじはる處、各〻此の思入を味ひて其の宜を制すべき也。而して大丈夫今日所レ言所レ行、甚だ理に中るが如しと云へども、聊かさきにあてて爲す處ある時は、是れ則ち利心也。あててすると云ふは、今日の言行は此のためになる處ありと利をふくみて致すは、是れ財寶名色の利にあらずとも、則ち伯術におちて(落)聖人の教に違ふべし。たとへば我が行跡をたしなむは、人に能く云はれんと思ふは名欲也。人の能く云ふ爲にはあらず、唯だ家中の手本となりて、下々の作法行義を糾明し、家をととのふるのためなりと云ふ、是れ則ち利也。勿論家をととのへんとならば身を修むるにありといへども、家のために身を修むると心の行かんは誤也。天性我が身はをさむべきのことわりあり、我が身をさまりて家と

とのはずとも、少しも其の處に心をとどむべからず。人としては此の道を修むるゆゑんの身也、外にみる處なし。是れ王道の大にして、萬物にさ（支）ふること非ざることわり也。

（一）董仲舒曰、仁人者正二其誼一不レ謀二其利一、明二其道一不レ計二其功一と云ふは、今云ふ處にも近からん也。朱子曰、正レ義未三嘗不二利、明レ道豈必無レ功、但不下先以二功利一爲上レ心耳と云へり。身をさまれば家齊ふは定まれることにして、家齊ふをあてゝせんとならば是れ其の功をあつる也、聖學の究理にあらざる也。義利の辨を詳にする時は存レ心して不レ放、義利の辨を不レ知時は、情欲一たび動くとき我れ好惡にうばはれて心ここに不レ存也。さるによつて、存心の工夫は敬の一字にありと古人これを論ず。（朱子曰、義利之察、伊洛發二明未レ接レ物時主レ敬一段工夫一、更須二精進一乃佳。）敬は聖人の禮を制する本にして、毋レ不レ敬と云へり。今云ふ處は人々の必ず所レ惑此の間にあれば、此の辨を詳にせば心は常に存すべき也。敬斗り存すと云へども、其の辨詳ならず、究理分明にあらざれば、是れは義とせんや、是れは利とせんや、兩般の間つひに不レ分して道ここにくらし。故に以レ辨二義利之間一爲二存心之要一にありぬべしと也。（二）孔子曰、君子喩二於義一、小人喩二於利一。（三）孟子曰、鷄鳴而

（一）前卷三九頁參照
（二）里仁篇第十六章
（三）盡心上篇第二十五章

起、孳々爲レ善者、舜之徒也、鷄鳴而起、孳々爲レ利者、蹠(一)之徒也、欲レ知二舜與一レ蹠之分一、無レ他、利與レ善之間也。

命に安んず

師曰はく、人の苦しむ所は死亡禍難貧賤孤獨也、人の樂しむ所は此のうら也。苦しむときは是れが爲に心不レ安、樂しむ時は是れが爲に又心變ず。故に憂喜に當つて其の所レ志變じ心ここに不レ存は尋常の情也。大丈夫此の時において心を存する、是れ富貴貧賤にうつらざるの謂也。(二)易曰、澤無レ水、困、君子以致レ命遂レ志。(三)又曰、山上有レ水、蹇、君子以反レ身修レ德といへる、是れ困究の時にあたり艱難の事に遇ひて、君子安レ命の心得也。凡そ命と指す處は、人の造爲して不レ叶、天自然に其の形をなし、其の理其の事あらしむる、是れを命と云へり。(四)天生二蒸民一、有レ物有レ則と云ふは、是れ物々各々其の命あることを云へるにも可レ叶也。されば命は朱子注して天命と號す。命は猶レ令と云へり。程子曰、君子當二困究之時一、既盡二其防慮之道一、而不レ得レ免、則命也といへる、各々天の所レ爲にして、人の不レ能のゆゑん也。(五)孔子曰、五十而知二天命一。(六)又曰、不レ知レ命、無三以爲二君子一也。(七)孟子曰、莫レ非レ命也、順受二其正一とある事、

(一) 一に蹠・盜蹠に作る。天下の至惡者なり

(二) 易下經の困卦の象

(三) 同じく蹇卦の象に出づ。蹇は難なり

(四) 詩經大雅、烝民篇に出づ

(五) 論語爲政篇第四章

(六) 同堯曰篇第三章

(七) 盡心上篇第二章

人として天命に安んずる處あらざれば、此れ妄動妄作して實地を蹈む事不ㇾ能を云へる也。されば養生を盡して命ここに縮まり、義まさに死に當るの場に至る、是れ則ち命也。時至り地ここにはさまり、勢つひに衰へて、知者賢者ありと云へども、之れを支ふるに益なくして滅亡に及ぶ、是れ命也。其の身に失あらず義をたがへざれども、時の災難にかかるは、是れ則ち命にして、文王（八）も羑里にとらはれ、孔子（九）も陳・蔡の間に厄めらる。是れ則ち命也。時に不ㇾ遇、地又邊鄙にして、人又是れを助けざれば、つひに時に不ㇾ遇して一簞の食一瓢の飲もすなほならず、時にあひ世に用ひられては、盜跖も九千の人をしたがへて、天下に横行し諸侯を侵しかすめり。子孫螽斯（一〇）の化行はるるもあり、孤獨にして子少なく孫廣からざるあり、各〻いづれか求めて調へることあるや。中にも富貴貧賤においては人各〻相惑ひて、或は巧言令色して其の媚を入れ、或は追從便佞してしきりにへつらひを事とす。ここにおいて大丈夫の卓爾たる志ことごとく去つて、彼（一一）の賤丈夫が壟斷の利を事とするに不ㇾ異、甚だ放心の至り尤も可ㇾ笑也。

凡そ人の世に立つ事は、第一に時をうるにあるべし、第二に其の秀でつべき家に生

（八）周の文王が殷の紂王に一時幽閉せられしなり、羑里は地名

（九）孔子楚に用ひられんとするをきき、陳・蔡二國おそれて相謀り、兵を以て孔子をさへぎりし時の難を云ふ。論語先進篇第二章に據つ

（一〇）はたおり器のこと、この器子孫繁榮する故にかくいふ

（一一）孟子公孫丑下篇第十章參照

るるにあり、第三に其の人其の時に相應の氣質あるもの也。此の三段相叶うて初めて時をうるになれり。此の三つ一つとして我が作爲しつべき處なし、唯だ天然自然のことわり也。其の間少しの才覺を以て少しの富をうることありと云へども、五十歩百歩のたがひ斗りにして、貧富所をかふるに至る不ㇾ可也。(二)孔子曰、富而可ㇾ求也、雖ㇾ執鞭之士、吾亦爲ㇾ之、如不ㇾ可ㇾ求、從ニ吾所ㇾ好との玉へるは、富求めて可ㇾ得んば、身に不ニ似合一役義なりと云へども不ㇾ辭してつとめつべし、左つとめても不ㇾ叶ものとならば、天の命の有ることとなれば、唯だ我が好む所の義理に可ㇾ安との心也。されば松は同じく松にして、高砂の松、住の江の松と、高下山河はるかに隔たれる地に生ず、而して或は高きによつて賞せられ、或はひききにかくれて人にしられず、其の所ㇾ定天の命にして人のわざにあらず。大丈夫常に此の天命に安んじて、富貴と云へどもほこる不ㇾ可、是れ天の命也、己れが作爲にあらざれば也。貧賤と云へども恥ぢにくむ不ㇾ可、是れ天の命にして己れが不ㇾ得ㇾ已所也。しかる時は貧富貴賤はともに心の付く所にあらず、年寒くして初めて青松の澗壑に獨りさびしき時、其の存心する處の剛操もあらはれつべき也。命に安んぜずしては、しひて妄動し妄作せん事、大丈夫の甚

(二) 論語述而篇第十一章。執鞭之士は貴人の出入にむちを持つて人をはらふ賤しき役なり

だ可レ愼處なり。人各〻好惡によつて此の心を放亡して惑日に益すべし、今安レ命を以て存レ心の工夫と致すは此の故にや。

清廉

師曰はく、大丈夫内清廉を守らざれば、公につかへ父兄にしたがつて、利害ここに萌して天性の心を放し失ひつべし。清廉と云ふは、外の賄賂内の財貨更に心に不レ付して、世人の難レ行所に卓爾と立ちて更に不レ屈、是れを清廉と云へり。内に清廉なる處あらざれば、外少しの利害に心を奪はれて其の守りを失ひ、心ここに放失すべし。されば孔子(二)は忍二渇於盗泉之水一、曾參(三)は回二車於勝母之閭一と云へる、是れ清廉の云に非ずや。さしも萬鍾の祿を辭するばかり高尙なる行跡ある人も、一紙半錢のことの至つてわづかなる處に、内に驚吝の情生ずるは、清廉の心薄くして鄙吝の情ここに生ずれば也。古人(四)云、彼清廉之士、一榻白雲、半窓明月、金穴百丈而不レ探、銅山萬仭而不レ瞬と云へり。若し清廉の志あらざれば、人の不レ知不レ見、取りても害あらざらん處においては、自然に吝嗇の心生じつべし。

昔延陵の季子(五)出でてあそぶ、道において人の遺せる金あり、是れを見て傍に柴を負

(二) その名悪しき故に孔子のまざりしといふ故事なり

(三) 勝母は地名、孔子の弟子曾子、孝子の心として勝母といふ地名を忌みてその村に入らざりしこと漢の鄒陽の文にありといふ

(四) 明の杜綎納、號は無無居士、その著人鏡陽秋に出づ。後出四二(一)頁參照

(五) 呉王の子、季札、賢なるを以て父に愛せられ位をゆづらんとせしも、兄を憚つて延陵に去り、終身呉の國に歸らず、號して延陵の季子といふ

へる人あるに云ひけるは、是れをひろうて利せよと。此の人大に怒りて云ふ、何ぞ汝位高くして其の詞いやしきや、我れ薪を負ふの雜人たりと云へども、人のおとせる金を拾うて利するの心なしと云へり。季子大に驚きて其の姓名を問ひけれども、つひに不レ答と也。負薪はわづかの利にして、おとしてある處の黃金は甚だ重しと云へども、清廉の志あらん大丈夫は不レ可レ得ものをうる處なし。此の間自然に義の存する味あり。人の氣質に因つて、天性清廉にして聊の貪なきものあり、是れ又其の質人にすぐるる處ありと云へども、學びつとめて此の質を清廉に至るが如く致して、此の存レ心にあらざれば、廣く推して物に及ぼす事あたはざる也。清廉の器あらんには、利害において更に放心することあるべからざれば、大丈夫のつとめ尤もここに有り(在)ぬべし。

古の伯夷・叔齊が言行、殆んど清廉の至極と云ふべし。(一)孟子曰、伯夷目不レ視二惡色一、耳不レ聽二惡聲一、非二其君一不レ事、非二其民一不レ使、治則進、亂則退、橫政之所レ出、橫民之所レ止、不レ忍レ居也、思丁與二鄕人一處、如丙以二朝衣朝冠一坐乙於塗炭甲也、當二紂之時一、居二北海之濱一、以待二天下之淸一也、故聞二伯夷之風一者、頑夫廉、懦夫有レ立レ志といへり。されば伯夷は聖之淸なる者とは、無レ所レ雜の云なれば也。

(一) 萬章下篇首章

正直

師曰はく、大丈夫の世に立つ、正直ならずんば不レ可レ有也。正は義のある處は守りて更に不レ變のいひ也。直は親疎貴賤に不レ因、其可レ改所を改め可レ糾ことをただして不レ諛レ人不レ從レ世のいひ也。世間に身を立つることは、世にまかせ人に不レ從しては、理のままに立つこと難レ有といへる輩、俸祿を得ながら君の非を不レ糾、父兄の惡を不レ諫して、時とともに追從し、大祿大官に預りて當世にへつらひ、時節を以て君を諫むべきと云ふの內に、光陰つひに空しくして、一生一事をなすことなし、尤も可レ恥、尤も可レ笑、豈大丈夫の存心せるならんや。唯だ祿により官にさへられて、本心ここに放失し世の弄臣となれるなるべし。孟子曰、(二)豪傑之士、雖レ無二文王一(猶興)起と也。人のたすけを待ち人のうくるを喜んで、諫を入れ非をただすことは、正直の士に非ずといへども猶ほこれをなすべし。彼の大丈夫に至りては、一毫の助をまつ處あらざるべし。松到レ天而不レ屈、蘭無レ人而亦香、これ則ち大丈夫正直の立つ處と云ふべし。直方大は易の重んずる言なれば、君父につかへて世に立つことは、つとに(夙)よはに(夜)唯だ正大直方を本とし、世俗の名譽にかかはらず、仁義に非ずしては君の前に不レ陳、大節に臨

(二) 盡心上篇第十章

んで凜然として四海にまたがる、是れ正直の心を存するゆゑん也。

剛操

師嘗て曰はく、大丈夫の世に在る、剛操の志あらざれば心を存すること不レ能也。剛はよく剛毅にして物に不レ屈のいひ也。操は我が義とする志を守つて聊か不レ變の心也。大丈夫此の心を存せざれば、我が好惡する處において必ず屈しやすく、義を守る處たしかならざる也。故に剛操を以て信を立て、義を堅くするの行とする也。清廉正直も剛操を以てせざれば不レ立、況や士たるの道、常に剛毅を以て質とし、其の守る處を不レ變を以て行とす。人誰か生死利害好惡あらざらんや。内に剛操を以て究理するがゆゑに、死の至つて可レ惡猶ほ安んじて就レ死、害の至つて可レ避猶ほ安んじて害をうく、財寶酒色の必ず可レ好猶ほ安んじて是れをさくるに至るは、剛毅節操の高く守るに不レ有ば、誰か此の行をなさんや。

(一)孟子曰、志士不レ忘レ在二溝壑一、勇士不レ忘レ喪二其元一。(二)又曰、士窮不レ失レ義、達不レ離レ道と。是れ皆剛操を立て、心玆に存するがゆゑ也。しばらくも此の志あらざるときは、利に屈し酒色におぼれ色に惑ひて、終に義を忘れ生死の大事をたがへ、大節に臨

(一) 滕文公下篇首章・萬章下篇第七章
(二) 盡心上篇第九章

んで約を變ずべし。豈是れを大丈夫の立レ志所と云ふべけんや。能く義利の分を辨じて安んじて是れを行ふは君子也。君子は世に不レ易得、勉强して其の惑を去ること學者の困しんで知る處也。學者大丈夫に至らんことを思はん輩は、常に剛操を守りて、好惡において心の存亡を詳にし、萬物の下に不レ屈が如く可ニ心得一也。古人生質に因つて自然に剛操の徒ありといへども、これ又一方に秀でて一方にくらし。學人古人の生質に秀でたる處あるを今日身上に取り用ひて、彌〻その究理をきはめ、能く事物の間に推し移るが如く可レ仕也。士として大丈夫のきたひに不ニ練得一ば、學亦碌々たる小書生の志のみ也、何ぞ天下の大器識たらん。尤も可レ味也。

五　德を練り才を全くす

忠孝を勵む

師嘗て曰はく、大丈夫の世にある、出でては君に仕へ朝廷に交はり、入りては父兄につかへ家を齊ふ。故に天下の政事を助け萬民の憂を救ひ、不順の逆臣あるときは自ら將として閫外の任をうけ、籌を帷幄の裏に廻らして功を萬代の上に立て、或は

使を奉じて大事を決し君命をはづかしめず、或は死を致し命を輕くして百年の壽を一刄の下に棄つ。是れ君につかへて忠を勵ます也。而して父母において力を竭し、色(一)のままに養ひ永く慕うて死を致して不レ顧(ルミ)は、是れ內において盡す處の孝にあらずや。大丈夫の責甚だ以て重し。ここにおいて論ずる時は、常に養レ氣(ヒヲ)て安靜ならしめ、心を存して義理を味はへ、是れを君父に移して忠孝の實を詳ならしむる、是れ士の勤也。出でて君に仕ふるに德を不レ以(テセ)、入りて父兄に仕へて其の孝弟に誠あらざらんには、養氣存心の用更にあらはれず。抑々德と云ふは、內に養ひ存する處を外に用ひて、其の誠を盡して無レ不(キル)レ究レ理(セ)、是れをなづけて德とす。養氣存心すと云へども、君父において其の誠たらずんば、何ぞ其の下に及ばん。然れば所レ養(フ)所レ存(スル)、唯だ空談にして實なし。凡そ聖人の道は普く天下に施し、大小精粗ともに其の用足りて、四海其の化に及ぶにおいて初めて道道たり。わづかに一己をてらし一身を清くせんことは、硜々たる小人、言必ず信に、(二)行必ず果すの輩也。されば君父につかへ、其の可レ致(キス)のつとめ聊か不レ怠(ラ)して、しかも其の理にかなひ、四海安寧に家內無事にして、常に變(へん)に更に滯る處なきときは、天地の覆(おほ)ひて無レ外(ク)のせて無レ棄(キツル)にことならず、是れ大德にあら

(一) 父母の顏色のまま、即ち親の心のままなり

(二) 論語子路篇第二十章に「言必信、行必果、硜々然小人哉」と出づ

ずや。故に德を練る事は、先づ忠孝を勵まして其の誠を盡し、君父につかふまつるの間、天性にしたがひ守つて更に不レ違を以て本とすべき也。

されば古來伯禹(三)の洪水を導き、皐陶(四)の爲ニ士官一、道ここに正しく、伊尹(五)・傅說(六)が商に勳猷を立て、周公旦(七)・召公奭(八)の周の世に政道を輔佐せしより、歷代の大臣忠を盡して世をまつりごち、民を救ひて其の大功を治世に立つ。周の太公望(九)・漢の張良・蜀の諸葛孔明が、戰伐の功を以て亂世に道義を存し、關龍逢(一〇)が夏の桀を諫めて就ニ炮烙之刑一、比干(一一)が殷の紂をいさめて逢ニ七竅之害(一二)一、衞の史魚(一三)が己れが屍を牖下にすてしめて靈公を諫めし、周舍(一四)が願レ爲ニ諤々之臣一て趙簡子(一五)が過を諫めし、漢の汲黯(一六)が武帝を面折し、朱雲(一七)が成帝のために折檻の諫を行ふ、各〻人主の怒を侵して己れが死を不レ顧。齊畫邑の王蠋(一八)、燕の軍にやぶられて、燕王是れを萬戶侯に封ぜんとありけれども、忠臣不レ事ニ二君一、貞女不レ更ニ二夫一と云ひて、つひにくびれて死す。唐の顏杲卿(一九)が祿山(二〇)を罵つて其の舌をたたれて死す。是れ等は皆忠立ちて其の道を盡すに至れり。君につ

(三) 夏の始祖禹王
(四) 舜の時の獄官
(五) 殷の湯王の功臣
(六) 殷の王武丁の賢相、前と殷とは同國
(七) 周の文王の子、武王の弟
(八) 周創業の臣
(九) 呂尙、文王に見出されて、師となり、後齊に封ぜらる
(一〇) 關龍逢一に豢龍に作るあり。桀の長夜の飮を諫めて遂に火あぶりに逢ふ。桀逢比干と並稱して諫臣の代表たり
(一一) 紂王の忠臣にして諫めて三日去らず、遂に殺さる (一二) 兩耳・兩眼・兩鼻孔・口を刺す刑 (一三) 衞の大夫、史は姓、字は子魚、孔子家語屍諫篇に屍諫のこと出づ。生前君を正す能はざりしを悲しみ、死後葬禮を用ひずして窓下に屍をおき、靈公怪しみ問ふに及んで、その子父の言を傳へたり (一四) 春秋晉の人、趙簡子に仕へ、諫めんとして簡子の門に立つこと三晝夜といふ (一五) 前巻三九七頁參照 (一六) 前巻三九・一五三頁參照 (一七) 前巻一五三頁參照 (一八) 戰國の齊の人 (一九) 唐の玄宗の時安祿山の大亂を平定するに功ありし人、[illegible]眞に詠最期の條に併せて[illegible] (二〇) 叛臣安祿山

かへて其の德をねるに非ずや。德ここに不レ正ば何を以てか如レ此に可レ至。而して大舜・曾子の孝、(一)董永・王祥が力を盡し、(二)老萊子・(三)黃香が色のままに養ひ、(四)仲由・(五)王裒が永く慕ふ、(六)郭巨・孟宗が誠感、(七)尹伯奇・申生が死を致すは、是れ各〻父母につかへて其の誠を盡す。練レ德にあらずしては如何してか如レ此に及ばんや。

されば君父は人倫の大綱にして、我がつかふる處誠を不レ盡ば、君臣父子の道不レ明、誠を盡さんとならば、德を練らずしては其の實必ず薄くして、或は害にあたつて變じ、死に臨んで變ず。凡ての事、大節にのぞみ大變に逢ひ大事を決するに至らずしては、其の德發見する事あらず。世間平生底といへども、德を本にして其の事に處する輩は、其の根ざしかはれり。然れども事事たらざれば其の效しあらはれず、非常の變ここに來りて、臣とし子として明白に其の誠をつくさんことは、德以て正しからずしては不レ可レ叶也。

仁義に據る

師嘗て曰はく、人心の德仁義を不レ出、是れ則ち天の命ずる處の性、その情に順つて更に造作する處なきときは、唯だ滿腔子仁義のみ也。故に大丈夫自ら身を守るの間、

(一) 共に前卷四二四頁參照
(二) 前卷四一七頁參照
(三) 字は文强、後漢の和帝の頃尚書令たり、至孝にして、文名あり
(四) 孔子の弟子、子路のこと。親に事へて孝、百里の外に米を負ふ
(五) 晉の人、字は偉元、終身父の爲に節を變ぜず。前卷四四七頁參照
(六) 前卷四二三・四二四頁參照
(七) 共に前卷四二〇頁參照

仁義を以て所レ據とすべし。所レ謂仁は天地生々の心にして、惻隱の情發而中レ節愛之用也。義は事に處して羞惡の情あつて、内に恥づる處あるを推して中レ節の名也。然れば仁の心あらざれば、寛容大度のかたちあらはれずして、甚だ好惡に陷溺す。是れ仁を以て聖人の源とするゆゑん也。義の心あらざれば、物に處するに節あらざるを以て、裁斷果敢することとなし。仁をつとむる時は禮ここに立ち、義をつとむれば智ここに明也。是れ仁義は禮智の源なり、水火を以て五行の本とするに不レ異。聖人の人に敎ふる處、仁義の二つに不レ出、仁を以て德の本とし、義を以て事をいたすの用とす。大丈夫の志ざす道、仁義を據として内の德を不レ練ば、何を以てか其の實を可レ得や。而して大丈夫日用の間、外君父につかへ内自ら修むるにすぎず。君父につかふるの道ここに立つときは、臣子の行明にして、朋友の交り・兄弟のついで・夫婦の別、自然にととのふべし。君父は人倫の大綱也とは、ここを以ていへり。内自らををさむること仁義を以て本とするときは、日用萬差の用ここに明にして、更に本體にくらむ處不レ可レ有也。

古來の學者自ら修レ身の要法、書々に品多く出でたりといへども、唯だ末學の異見

を不レ可レ用。聖人明に其の教を論ず、其の說仁義の間のみ也。仁義の用において能く自ら體認して、天地不レ得レ已のゆゑんを味はひ得ば、聖學の淵源ここに於て可レ明、更に言說に不レ可レ渡して、言說又仁義のみ也。然れども古今の儒者蛇に足をゑがき、身に贅疣を出して、心にとめざることを口に說くがゆゑに、仁義の註解萬卷に滿ちて、而して仁にあらず義に非ず、殆ど可ニ歎息一也。大丈夫卓爾としてここに心を不レ措乎。

事物を詳にす

師嘗て曰はく、事物の用各〻天地の一太極を具して、而も其の所ニ發見一にさまざまの用ここにあらはる。草は同じく草にして、蘭に秀でたるあり、菊に隱逸の形あり、牡丹に富貴の相あり、蓮に君子の德あり。木は同じく木にして、松栢は棟梁の器あり、梧桐は清淨の質あり、梅に淸香あり、櫻に艷容あり、柳は綠なれば、花は紅を顯はす。其の品々擧げて云ふべからずして各〻其の則あり。君子仰いで天を視、伏して地を觀、中にして人物を察すと云ふ。是れ天地人物の間の事わざを詳に究明して、而後に聖人の才ここに逞しく、衆理そなはりて萬物に應ずるゆゑん也。德は本と天德、仁義は人の道なれば、誰か是れに不レ由ものあらん。德をねり仁義に據ると云へども、

（一）天地人をいふ。又轉じて天地間の萬物をも云ふ
（二）書經堯典に出づ。羲氏の一人、仲は東方、叔は南方、和氏の一人、仲は西方、叔は北方に居らしめて職を分擔せしむ
（三）以下書經舜典に出づ
（四）水土を司るの官
（五）文教を司る官
（六）司獄の官
（七）百工を司る官
（八）山川草木を司る官
（九）書經の虞書と夏書
（一〇）詩經豳風の詩、「七月流火」云々をいふ。民のいとなみを教

事物の品々様々にして、天文のあらはれ地理の形すること、二氣妙合の間より變じて千差萬別たる處をつくさざれば、事に處するの道不自由にして、其の才能三才（一）に不レ通也。君父につかへ自らを修むるの間皆如レ此。大丈夫一世の民を救ひ功を萬代に立て、天地の德をたすけ聖人の誠を盡す處、唯だ此の德を立て才を全くするにあるべし。さればいみじき天子の無レ上位と云へども、賤しきしづ山がつの業まで具にしろしめし不レ給しては、天が下の政に怠ありぬべし。唐堯・虞舜の聖帝も、羲・和（二）（二氏郎ち）羲仲・羲叔・和仲・和叔に命じて天の時を詳ならしめ、禹（三）に命じて水土を平にし、稷に命じて百穀を播施さしめて地の利を具にし、伯禹を司空（四）たらしめ、契を司徒（五）たらしめ、皐陶士（六）となり、垂に命じて共工（七）たらしめ、益を以て虞官（八）たらしめて、草木鳥獸をしたがはしむ。如レ此の事物詳に究めずんば不レ可レ有也。況や臣として君につかへ子として父に孝あること、事物の上を具にせずんば毎事必ずゆきあたることありぬべし。されば、虞・夏（九）の書に所レ出の皐陶謨・大禹謨・益稷・禹貢等の篇、可二珍味一也。周に至りて、周公旦は文王の子武王の弟にして、王子王孫たりといへども、七月（一〇）の詩を作つて民のことわざを詳にし、無逸（一一）の篇を以て成王（一二）を諫め、稼穡の難をしらしめ、周

禮の法を定めて至らぬくまもなく、人情の禮節を定む。是れ詳二事物一して其の才の美なるゆゑ也。治世に政をたすけ君を輔佐して天下の儀刑を立て、勳猷を萬代にてらさん事、詳二事物一にありぬべし。況や戰國に生れて大義の變に處し、仁義の兵を擧げて(一)湯武の一擧に比し、不レ戰して彼れが兵を屈せしめ、謀を好んで人なき地に入りなん事、事物の理を詳にせずしては何を以て其の自由を可レ得や。

彼の晉の陰飴生(二)が秦伯に王城に盟ひて、秦伯の問に答をよくして晉侯を國にかへし、吳の蹶由(三)が楚に執はれて借レ凶爲レ吉、宋の富鄭公(四)が契丹に使して北朝の兵をやめしめし類、各〻其の才に逞しからずしては君命を辱かしむるに可レ至也。子の父母につかふるも亦如レ此、事物の理を詳にせざらんには、其の孝に於て全かるべからざる也。然れども廣く事物にわたらんとせば、博文にして約禮をかくべし、此の間學者尤も意味深長なる處也。具に其の理を不レ盡しては、一向才に走りて其の本大にたがひ、利口辨佞をもつぱらにするにも可レ至也。大丈夫志を立て才を逞しくし、君に仕へ父につかへて事物の間無レ不レ通に至らんは、尤も度量の廣大にして器識せばからずと可レ云也。

へし詩なり
(一一) 書經周書の篇名
(一二) 武王の子
(一) 殷の湯王・周の武王、湯は夏の桀を放ち、武は殷の紂を伐つ
(二) 呂飴甥、春秋晉の惠公の時の大夫、陰に采邑ありしを以て陰飴生と云ふ。秦の穆公晉を伐つて惠公を執ふ、飴甥と秦伯との間答は左傳僖公十五年十月の條に出づ
(三) 左傳昭公五年十月の條に出づ。蹶由は吳の主君の弟にして、楚の軍隊をねぎらはんとして至り、執へられて殺されんとせしなり。

その時の答に、楚王われを歡待すれば呉は怠つて亡びんも、われを殺せば呉は備を增して遂に楚軍を擊退せん、難易備あり吉と謂ふべし云云と。遂に殺されず。楚また軍を引く

（四）宋の仁宗の頃の人、字は彦國、少より大度あり、再度北狄契丹に使して、數十年の平和を保てり。王安石朝に入るや退いて家居す、性純忠なり。文忠と諡す。

博く文を學ぶ

師嘗て曰はく、古今の人物甚だかはり、異域・本朝のことわざ尤も異なり。德天地にひとしきあり、才萬物に及ぶあり、其の用捨は我れにあつて、其の事跡は書にのこれり。故に博く古今の書を閱して事物の用を詳に辨ずべし。學者或は記誦して古今のことを覺えそらんじ、是れを以て世にほこらんことをなし、或は詩文を弄んで詩章を必とし、これを以て學とするあり、各〻大丈夫の學にあらず。一ヶの老博士、三尺の書生が筆硯を事として舌耕傭書して口を餬ひ、祐筆讀書して人の脚下にうづくまることは、大丈夫の本意と云ふべからず。されば如何なるをか學文と云はば、古の聖人の道を以て本と仕り、賢人君子の行跡をたすけとし、古今時代の變化人物の理をわきまへ、其の見聞を博くし其の才をまし知をみがくため也。後世に至つて書を利口の便りとし、記誦詩章を翫んでしきりに當世の人物を蔑如し、己れを高ぶり人を嘲けるの媒とす。豈大丈夫の學問と云ふべきや。人古今に暗く變化に通ぜざれば、孤陋にして其の質偏辟して其の才かたつかた也。是れ古人文を學ぶを以て教とするゆゑん也。然れども學んで我れに工夫致す處薄きときは、用法ここに暗きを以て、文才皆害となる事

あり。我が今日の上を詳に究明して、而して古今の時義を考ふるときは、學皆才を增すべし。書は數千百年の間の事物をしるせるのみ也。我れ今日に生れて上數千百年のことをしり、遠く異域の風を考ふること、書によらずしては何を以て得んや。故に博く學レ文を以て才を逞しくするの用とすべき也。

(一)顏氏家訓曰、夫所三以讀書學問一、本欲三開レ心明レ目利二於行一也、世人讀レ書、但能言レ之、不レ能レ行レ之、武人俗吏所二共嗤詆一、(嗤笑也、詆毀也、)良由レ是耳。又有下讀二數千卷書一、便自高大、凌二忽長者一、輕二慢同列上、人疾レ之如二讎敵一、惡レ之如二鴟梟一、如レ此、以レ學求レ益、今反自損、不レ如レ無レ學也云々。是れ學者讀書を以て心とするのあやまりを論ぜり。內に德を練りて身を修め心を正しうすべき思唯(惟カ)すくなくして、外唯に學文讀書に志あるときは、博文こと〲く今日の害と成りて、不レ學にはおとれるべし。然るときは、人自ら省みて身を正しうするを以て本とすべし。正レ心修レ身ことは、學文によるべからざる也。學は是れ才を明にして古今に通ずるのみ也。學者行有二餘力一ときは、必ず文書に因つて其の才を博からしむべき也。

(一)顏子推、北朝齊の臣。この語は朱子の小學嘉言第五に引かる

六　自省

自戒

師曰はく、大丈夫常に自ら省みて其の氣質のおくれたる處を考へ、我が好惡の癖（へき）する處をはかつて、自ら戒めて其の後（おく）るるに鞭うつべき也。曾子は孔門の高弟にして、(二)一貫を唯（ゐ）すといへども猶ほ日に(三)三省の戒あり、(四)仲由は己れが過（あやまち）を聞くことを喜ぶ、各〻自ら戒むるのいひ也。後儒家訓をしるして其の戒めただすべき處をしるす、是れ則ち自省のいひ也。凡そ天下の事、其のなる處堅く其の起る處詳なりと云へども、久しくしてたださず省みること不レ明（ナラ）ときは必ず弊あつて、これを頼むときは失乃ち生ず。是れ時をへて破るることあり、つひゆることあり、故に其の事物を致し初むるの節、詳に究理して其の事物を全からしむると云へども、時を考へ節をつもりて、度〻是れを省み察して其の弊を改め、其の時にあはざることをつくろひ變ぜしむるが如くに不レ仕（ラ）しては、終（をはり）を全くすること不レ可（ル）レ有（カラ）也。(五)孔子曰（ハク）、學（ンデ）而時（ニ）習（フ）レ之（ヲ）、不（ヤ）二亦説（ヨロコバシカラ）一乎と。時習と云ふは、時として不レ習（へ）と云ふ事あらざるといへる、是れ時々刻々に學べる處をならはし省みるの謂に非ずや。されば心術の要、養（ヒ）レ氣（ヲ）存（シ）レ心（ヲ）練（リ）レ德（ヲ）全（ウ）レ才（ヲ）して其の用

(二) 曾子は孔子の「吾道一以貫レ之」をすぐに「唯」と答へて會得したり、論語里仁篇第十五章に出づ

(三) 曾子の「吾日三省二吾身一」をいふ。論語學而篇第四章に出づ

(四) 子路

(五) 論語學而篇首章

たるといへども、ここにおいて時々に自ら省み、己れが過を改め、氣質の偏をただし、時と處とをはかつて其の事物の用相叶ふべきことわりを了簡し、而して不レ流不レ蕩が如く、平生内を省みるときは、ただす事詳なるを以て、己れがつとむる事の是非邪正自然に明白にして、其のつかふる處あらんには、工夫して師により其の關を透り得るが如く仕るべし。是れ心術を修するの要也。宋儒專ら持敬の工夫を立て放心を戒む、是れ則ち自ら戒め自ら省みるの心得にちかし。小學[一]の嘉言に所レ出張思叔[二]が座右の銘、宋[三]范益謙が座右の戒と云へるも、自省のいひなり。宋の朱子家訓をつくり、幷に自警の詩あり。是れ各〻自ら戒めて我があやまりをただす也。

詳二威儀一

七　敬せずといふこと毋れ

師嘗て曰はく、格致を明にして天地の大德に比し、聖學の源流を正さんとならば、敬レ身ざるときは、何を以て其の要を可レ得。身を敬するの術、先づ威儀の則を正しくするにありぬべし。許文正公[四]曰、威儀正二于外一、則敬身之大體得矣といへり。ここに

(一) 朱子の著、大學の治國の大道に對して、これは一身の修身書なり
(二) 張繹、思叔はその字、伊川の學を最もよく受け繼ぎし人として、尹焞と併稱せらる
(三) 范沖、益謙は字、宋の人。前卷五四〇頁參照
(四) 元の許衡、文正は諡なり、魯齋先生といふ。世祖に仕へ、奏陳怠らず、奏事すべて祕して傳へず。程朱の學をうけて著書多し

威儀の則何をか先にせんとならば、身において視聽言動を非禮のために感動せしめざる、是れ威儀の要と可レ謂也。而して威儀いかんして正しきとならば、(五)曲禮曰、毋レ不レ敬と云ふ。此の三字を能く工夫するに可レ有也。凡そ禮は其の本人心の不レ得レ止の處より出生して、事物の上に自然の節あつて、其の文章儼然としてをかすべからず、斐然としてあやあるべき、是れを禮と云ふ。身上の動靜悉く禮の用たれば、一動一靜一語一默各〻禮節あり。禮節の本、毋レ不レ敬の三字にきはまれり。其のゆゑいかんとなれば、語默動靜の間に詳に思ひて其の節にあたらん事を計らば、不レ中と云へども不レ遠のことわりなり。何の思ひはかる處なく、唯だ當座に任せて是れをいたし、情欲に從つて發せしむるを以て、非禮の用多く、威儀ここに廢しここに絕す。事物の間において常に思を深くし詳に慮らば、各〻當然の則に近かるべし。是れを毋レ不レ敬と敎ふる也。されば(六)毋レ不レ敬、儼若レ思と云へり。若レ思と云ふは、事物の上をおろそかに不レ仕、常につつしみおごそかにして輕忽ならしめず、詳に慮り具に思ふべし、是れ禮に叶ふの本也と云へる心也。敬と云ふは、默して不レ云、形をちぢめて不レ動を云ふにあらず、事々において疎にせず輕んぜず、能く其の理を究めはかるの謂也。疎に

(五) 曲禮上篇

(六) 曲禮上篇冒頭の言葉なり

し輕んずるときは、怠り出來て心ここに放失し、唯だ情欲にまかするのみなり。師尚(一)父が武王に告げ奉りし丹書(二)の言に曰ふ、敬勝レ怠者吉、怠勝レ敬者滅と云へり。敬と怠とは相敵して、敬あるときは怠滅し、怠あるときは敬滅す。怠滅するときは事物の理明にして威儀ここに正し、故に吉也。敬滅する時は怠のみになりて、皆輕忽墮落のわざのみなれば、不レ待レ時して滅ぶるに至りぬべし。ことに大丈夫君父につかへ身を修むるの道、ともに敬せずと云ふことなかるべし。聊も敬せざれば、數年のつとめ一時に棄て、父祖を恥かしめ、君に恥を與ふ、是れ敬のゆるむ處より起りぬべし。程伊川(三)曰、只整齊嚴肅、則心便一、一則自非二非辟之干一といへり。整齊嚴肅の字は敬の一字を注せり、而していかなるをか整齊嚴肅と云ふとならば、威儀を正しくして視聽言動に非禮のはたらきあらざる也。故に如下正二衣冠一尊(四)中瞻視上之類と注す。

すべて心性は内にして、身體の動靜視聽の物にまじはるは是れ外也。内外は本と一致にして不レ別、外其の威儀正しきときは内其の德正し。外にみだるる處あれば内必ず是れに應ず。唯だ外の威儀を詳に究明して、其の天則に相かなふが如く守らんには、心術の要自然に明なるべし。威儀は禮の形也、禮は毋レ不レ敬を以て本とす。威儀に志

(一) 太公望呂尚のこと、前出三七頁參照
(二) 消えざるために朱にてかきしを以てかく云へり
(三) 近思錄卷十二に出づ
(四) 論語堯曰篇第二章の言葉。人望んで畏るる貌なり

あらん輩、平生毋レ不レ敬の工夫あらんには、道更に遠かるべからざるなり。程伊川甚愛二(五)表記君子莊敬日彊(六)、安肆日偸(七)之語一、蓋常人之情、纔放肆則日就二曠蕩一、自檢束則就二規矩一と云へり。是れ威儀の心也。詩の大雅抑の篇に、敬二愼威儀一、維民之則。又(八)衞の詩曰、威儀棣々、不レ可レ選也といへり。衞の(九)北宮文子是れを釋して、有(一〇)レ威而可レ畏、謂二之威一、有レ儀而可レ象、謂二之儀一、君有二君之威儀一、其臣畏而愛レ之、則而象レ之、故能有二其國家一、令聞長レ世、臣有二臣之威儀一、其下畏而愛レ之、故能守二其官職一、保レ族宜レ家、順レ是以下皆如レ是、是以上下能相固也と云へること、左傳に出でたり。威は其の容貌より言語に至るまでかる〲しからず、甚だおごそかにして、人以て可レ畏の形也。儀は容貌の物にまじはり、言語の事に及ぶまで、詳に究明するを以て、其のすがた人々皆のつとり手本と可レ仕に宜しき、是れを儀と云へり。是れ內に敬を思ひて、常に容貌言語を究理するがゆゑに及レ此也。上天子より下庶人に至るまで、一に皆身を修むるを本として、身を修むるの要は威儀を詳にするにあり、威儀は毋レ不レ敬にとどまれり。學者尤も可二翫味一也。

(五) 禮記の表記篇なり
(六) 德業日に強大となり
(七) 德業日に輕薄となり
(八) 衞の詩にあらず、邶風柏舟の篇なり
(九) 春秋の衞の大夫北宮佗のことなり
(一〇) 以下引用文、左傳襄公三十一年十二月の條に出づ

八　視聽を愼む

師曰はく、人の身に四支百骸其の品多しといへども、外をしると內を通ずると、唯だ兩條に究まれり。耳目鼻の類は皆外を知るの用あつて、而して內のはたらき能く感じて外に發するにたれる也。(一)孔子顏淵に克レ己復レ禮の條目を告げ玉ふとき、非禮勿レ視、非禮勿レ聽との玉へり。如何なるをか非禮と云ふべきならば、事物を見聞するの形威儀を失ひて己れが私にまかする、是れを非禮と云へり。彼の邪色をみ邪聲をきくをのみ非禮と云ふには非ず。邪色邪聲は外より來るもの、我れ是れを不レ欲と云へども、不レ得レ已して見聞せば、是れを非禮の視聽と云ふべからず。正色正聲は非禮の色聲に非ずといへども、見聞するに威儀を失ひて唯だ情欲にまかせば、是れ非禮の視聽也。故に君父の臣子をみる、臣子の君父をみる、事物によつて各〻視るの禮あり、君父の臣子の言をきく、臣子として君父の命をきく、すべて聲の可レ聞、各〻聽くの禮あり、一つも其の節をたがへば是れ禮に非ず。大丈夫の世に立ちて身をただしくし、萬人ののつとるべきに規範たること、先づ視聽の威儀をつつしむにあり。

(二)曲禮に毋二側聽一、毋二淫視一、將レ入レ戸、視必下、視瞻毋レ回。(三)凡視上二於面一則

(一)論語顏淵篇首章

(二)禮記曲禮上篇よりの抄出なり

(三)以下は曲禮下篇に出づ

散、下於帶則憂、傾則姦といへり。(四)又曰、目容端ともいへり。(五)樂記曰、使耳目鼻口心知百體、皆繇順正以行其義と云へる、各々耳目の非禮あらしめざらんがため也。若し内に怠りあるときは、視之不視、聞之不聞にいたり、耳目の形自ら傾側して非禮の用甚だあらはる、彼の毋不敬の戒を存するときは、(六)聽於無聲、視於無形の戒あり。(七)視思明、聽思聰の思あり、(八)與大人言、始視面、中視抱、卒視面、若父則遊目、毋上於面、毋下於帶、若不言立、則視足、坐則視膝のつつしみあり。しかれば事物の用について、視聽の禮ことごとく詳に糺し知るにあるべし。

すべて是れを云はば視觀察の三の法あり、君臣父子五倫の交あり、七情の用あり、各々其の事物の品々するに因つて、しかも其の威儀の宜しき所あるべし。(九)賈誼が容經曰、視有四則、朝廷之視、端沗平衡、祭祀之視、視如有將、軍旅之視、固植虎張、喪紀之視、下沗垂綱と云へり。宋の(一〇)程正叔、視の箴・聽の箴を作りて自らこれを戒しむ、尤も可併案也。必竟視聽は耳目の用なれば、先づ耳目の威儀を正し、而して其の交接の人物事變に因つて、視聽の法をただし理を窮め、視聽ともに詳

(四) 禮記玉藻篇
(五) 禮記の篇名
(六) 禮記曲禮下篇
(七) 論語季氏篇第十章
(八) 儀禮士相見禮
(九) 漢の學者、前巻一〇五頁參照。容經はその著書新書の篇名、巻六第二篇に見ゆ
(一〇) 程頤明道の弟伊川のこと、正叔はその字なり。この箴は視聽言動の四つあり、古文眞寶後集箴類に載せあり、又朱子の小學嘉言第五に出づ

に心符に入れて、視觀察を以て究二其至一、これ視聽の非禮に不レ及して大丈夫の威儀たるべし。

九　言語を愼む

師曰はく、言語は內を通ずるの用也、戲言なれども思より出づといへり。言語は內動いて外に發するがゆゑ、必ず妄動すれば妄言あり。ややもすればさはがしく輕忽にして節をすぎて言を發し、多く語つて或は當座の僞言をなし、或は過言して人をいからしむ。(一)言の箴に所レ謂、興レ戎出レ好、吉凶榮辱、惟其所レ召、傷レ易則誕、傷レ煩則支とはこの心なるべし。古來の聖賢、各〻言の出やすくして行のこれに不レ及ことを戒めたり。凡そ口は開いて云ふに易しといへども、言に節を不レ以ときは、多言饒舌にして更に無レ益。行その言を踐むこと不レ能を以て、多くは虛言食言に及ぶ、甚だ可レ恥也。故に言必有レ節と云ひて、此の方より云ひ出さんには、時宜を詳に計り、其の節を考へて可レ云。是れ(二)言唯謹耳、似二不レ能レ言者一と云へる心也。言は行をかへりみ、行は言をかへりみて、云ひ出す言の如くに諸事の行跡をつつしまんと欲するこ

(一) 前出程伊川の視聽の箴につづくものなり

(二) 論語鄉黨篇首章

と、君子大丈夫の所レ貴なれば、聊か節を不レ違して其の言を出し、人の云ふに應諾を
なさんにも、節を詳にして、其の時宜の不レ缺、其の言之不レ違が如く勘辨可レ仕也。
若し輕忽にして口にまかせば、多言にして言に失おほく、我れ大に勞役して威儀ここ
に不レ正、人きいて更に益なし。禮記曰、(三)鸚鵡能言、不レ離二飛鳥一、猩々能言、不レ離二
禽獸一、今人而無レ禮、雖二能言一、亦不二禽獸之心一乎と出でたり。

次に欲レ言之禮あり。我れ言はんと思ふときは、下レ氣して氣をおちつけ、輕く疎草
ならしめず、卑レ聲して調子をちがへず、其の言をしづかにおとしつけて云ふべき也。
(四)古人曰、下レ氣怡レ聲といへり。曲禮(上篇)曰、安二定辭一と云ふ、皆欲レ言之禮也。疾言
するときは威儀かけて傍人これをききわけず、聲たかきときは事なくして人を驚かす、
その上辭の詳に、説くことの多きは、聲初めより高くしては終に至り難し。禮(五)曰、口
容止、聲容靜、氣容肅と云ふは、如レ此のことなるべし。而して人の問事尋事應諾
の節、尤も其の時宜を詳にして安定ならしむべし。若し其の云ふ言、答ふる言に知慮
の可レ入儀、評論講談、或は公私の用事、或は世上人生のうはさに及ぶときは、必ず
左右に色退辭讓して、不レ得レ已ときは其の言を詳にすべし。己れさかしらして疾く言

(三) 曲禮上篇

(四) 禮記内則篇

(五) 玉藻篇

ひ卒爾として答ふるは、禮讓のかくる處、威儀のととのほらざるなり。古人言及則揖二左右一而云々す。すべて人の云ふ所を詳に不二聞届一して、我がものがほにうけこたへをいたせば、輕忽の失あるを以て、應諾必ず違ひて、不ㇾ知ことを知りたりと云ひ、不ㇾ覺事を覺えたりと云ひて、あとには首尾不ㇾ合、一言出でては駟馬も難ㇾ追と云ふ（二）古のためしここにあり。故に然諾（三）は必ず重く應ずと云へることあり。たとへききうけ寡なき如くに傍より見ゆると云へども、具に其の尋を心得て其の返答を詳にすべし。世人皆利口辯舌を貴んで、物ごとに早合點なること多きを以て、人の云ふ所を半にして答を速にす、尤も君子の道に非ず。但し軍戰の地は間に不ㇾ容ㇾ髮の事多きを以て、平生に不ㇾ可ㇾ准、是れ軍旅之言なれば也。

次に言語之品、其の所、其の時、其の交接の人物に從ひて、甚だ其の禮多し。朝廷之言あり、平居之言あり、喪祭之言あり、冠昏の言あり、賓客之言あり、軍旅の言あり、君臣父子兄弟朋友夫婦の言あり、平生の言あり、變に處するの言あり。此の品々を詳に不二究明一ときは、言皆違ふを以て禮ここにみだれ、威儀大にそむくべし。されば朝廷の言は君の朝に出仕して其の位に居るの時の言なるを以て、敬んで其の言不

（二）一旦云つてしまへば、とりかへしつかざること。四頭立の馬車にて追ひかくるも追ひつかずとなり。論語顔淵篇及び說苑說叢篇等に出づ

（三）張思叔の座右の銘に出づ

（三）論語郷黨篇首章

（四）正しくは曲禮下篇

（五）弘安禮節を指す。一條内經の記すところにして、龜山上皇殿中の禮に定め給ふといふ。群書類從雜の部に收載す

レ出レ位、私の物語なく、私の用を不二相通一、下レ氣和レ聲、詳に老者の言を聞きて、可レ云の節あらば明に辨じて諛ふことなからしむ。（三）孔子在二宗廟朝廷一、便々言、唯謹爾、便々は辯也、朝與二下大夫一言、侃々如也、剛直也、與二上大夫一言、誾々如也。和悦而諍也。是れ聖人朝廷において自ら言を愼む、朋友の上下の輩と言ふの禮、殆ど可レ見也。（四）少儀曰、在レ朝言レ禮、問レ禮、對以レ禮、在レ官言レ官、在レ府言レ府、在レ庫言レ庫、在レ朝言レ朝。朝君臣謀二政事一之處。朝言不レ及二犬馬一、非二公議一也、公庭不レ言二婦女一、非二其時一也、朝廷曰レ退。近レ君曰レ進、散還曰レ退。是れ等皆古來の禮言也。而して朝廷には、其のさして云ふべき言にも其の品あるべし、出づるを出仕と云ひ、退くを退出と云ふが如し。是れ又時代其の家によつて言にかはること多きを古を以て今を議すべからず。（五）弘安に書禮を定め其の格式を立つるといへども、公方家代々に因つてしば〳〵變易す。唯だ時宜を詳にして、其の格物を專らとするにあるべき也。朝廷において言をつつしみ、言に品あるべし、言にいひやうあるべしと深く心得るときは、本を推して末をはかり、其の事に詳ならん人を尋ねて、而も究理するに在る也。平居の言ありと云ふは、平生私宅に居る時の言あるべし、朝廷の禮を移して私に用ひん事は、其の氣僭レ上になりぬべし。聊も其の言を一に不レ可レ仕也。

されば家の名所、出入の言、侍臣の名、結番の次第、更に公の言を不レ用、其の談論言語公を不レ議、公用を私に不レ語。少儀曰、(二)公事不二私議一と云へり。范(三)益謙座右戒に、不レ言二朝廷利害邊報差除一、(邊報、邊境之報也、遣レ使曰レ差、授レ官曰レ除、)不レ言二州縣官員長短得失一、不レ言二衆人所レ作過惡一、不レ言二仕進官職趨レ時附レ勢、不レ言二財利多少厭レ貧求レ富、(嫌レ若レ姦也)不レ言三淫媟戲慢評二論女色一、不レ言下求二覓人物一干中索酒食上と云へる、平居の戒と云ふべし。平居の間一向つつしみて朝廷の如くならんには、其の和かけて道ここに不レ調、夫子も(三)申々如たり夭々如たりとにや。しかるときは、平居の言は和順するにあり。

次に喪祭之言あり。(曲禮)少儀曰、望レ柩不レ歌、(四)入臨不レ翔、(無レ容レ樂、)適レ墓不レ歌、執レ紼不(五)レ笑、臨レ祭不レ惰、居レ喪不レ言レ樂、祭事不レ言レ凶と云へる、是れ喪祭の言也。うれへある所にのぞみては、心に憂を不レ忘を以て、言辭にも喜の事あるべからざる也。況や其の身憂に居ては猶ほ以て然り。祭は愼まざるときは唯だ形斗りにして、或は戲事にひとしく、或は人の見物になるものなり、豈神を祭るの本意ならんや。故に其の言尤も愼めり。すべて喪祭に付いて、其の器物、其の言辭、其の書文、各〻其の言に禮あり、詳に究二其理一、而已れが私を以て論ずべからざる也。次に冠昏の言あり。冠は

(一) 正しくは曲禮下篇なり
(二) 前出四六頁參照
(三) 論語述而篇第四章に出づ。ゆつたりとのびやかに、和らぎて喜べる貌をいへり
(四) 喪に臨むこと
(五) 棺を引く繩

元服うひかぶり(初冠)の禮にして成人の儀也、昏は二姓のよしみを合す、尤も大儀也。故に其の言をみだりにせず、詳に尋ね具に問うて其の宜に可レ從也。冠禮・昏禮を委細に心得て其の禮をただすときは、則ち其の言明也。次に賓客之言あり。是れは賓客往來の時、賓主互に辭讓し色體するの禮也。曲禮ノ凡與レ客入者每レ門讓二於客一と云へるが如し。賓客招請の時は、前に應二招請一の禮詞あり、後に謝二來遊一の禮詞あり、賓至るときは、主迎へて禮詞を述べ、互に辭し互に讓る。賓退くときは主送りて是れを謝す。賓又招請の辱きを謝するに前後の禮あり、送迎に禮あり。饗應のさかんなるを謝し、飲食の美を感じ、家宅庭前山水樹木を言ひ、主の禮のさかんたるに不レ中を謝し、其の志を感ず。是れ各〻賓主の位をはかり其の時をつもりて、或は自ら謝し或は使价を以てし或は文書を發す。而して禮讓の輕重あり。

次に軍旅の言あり。賈誼が容經に、屛レ氣折レ聲、軍旅之言也と云へり。軍旅は武の用なれば、平生の言に不レ准して、敗北の言を不レ云、懦弱の言を不レ云、各〻其の禮あり。次に君臣父子の言あり。君父の臣子に命ずるには、言を和にして、其の詳に聞きわきまへべきが如く、具に敎へ明に示すにあり。言寡くして理深きときは、臣子是

れを速に理會仕りがたし。すべて人の上に立ちなん人は、下の人を視て、愚に暗きと知りて、こまやかに教戒せしめ、而して後に是れを用ひ是れを可レ使也。故に言は和順にして、下の情の能く通じやすからんが如くならしむべし。臣子の君命を承るには、謹んで其の應諾を詳にし、必ず己れが知を先だてず、能く君父の詞を聞屆け、其の志を委しくして、而して後に其の事を可レ爲也。君父の命をおろそかにして、唯だ己れが意見を先に致すときは、皆自らのさかしらにして忠孝の思入に非ず。曲禮(一)曰、父召無レ諾(二)、先生召無レ諾、唯(三)而起。又曰(四)、凡爲レ君使者、已受レ命、君言不レ宿ニ於家一、君言至、則主人出、拜ニ君言之辱一。士相見禮(五)曰、與レ君言、言レ使レ臣、與ニ大人一言、言レ事レ君。少儀(六)曰、儗レ人、（儗比也）必於ニ其倫一。問ニ天子之年一、對曰ニ聞レ之、(七)始服レ衣若干尺一矣、問ニ國君之年一、長曰ニ能從ニ宗廟社稷之事一矣、幼曰レ未レ能レ從ニ宗廟社稷之事一也、問ニ大夫之子一、長曰ニ能御一矣、幼曰レ未レ能レ御、問ニ士之子一、長曰ニ能典ヒ謁矣、幼曰レ未レ能レ典レ謁、問ニ庶人之子一、長曰ニ能負ヒ薪矣、幼曰レ未レ能レ負レ薪矣。君使ニ士射一、不レ能則辭以レ疾、言曰、某有(八)ニ負薪之憂一。問ニ國君之富一、數レ地以對ニ山澤之所ヒ出、問ニ大夫之富一、曰ニ有レ宰

(一) 上篇
(二) 直ちに應ずること
(三) 「はい」といふがごとし
(四) 同前曲禮上篇
(五) 儀禮の篇名
(六) 正しくは曲禮下篇
(七) 幼年の天子のときなり
(八) 薪を負ひたる餘勞ありとの意なり。病あるを婉曲にかく云ふなり

(九)季氏篇第十四章

邑士也食レ力、謂二民之賦稅一祭器衣服不レ假、問二士之富一、以二車數一對、上士三命賜二車馬一、中士乘二棧車一、無二副車一問二庶人之富一、數レ畜以對。國君去二其國一、止レ之曰二奈何去二社稷一也、大夫曰二奈何去二宗廟一也、士曰二奈何去二墳墓一也。(九)論語曰、邦君之妻、君稱レ之曰二夫人一、夫人自稱曰二小童一、邦人稱レ之曰二君夫人一、稱二諸異邦一曰二寡小君一、異邦人稱レ之亦曰二君夫人一といへり。凡そ如レ此の詞其の品一樣にあらず、唯だ詳に究明するにありぬべし。君父臣子の言ここに正しき時は、兄弟夫婦朋友の言皆順なるべし。自ら我が父兄を云ふときは君に比して是れを尊敬し、人に對して云ふときは謙りて是れを愚父愚兄と云ふ、父兄の子弟を稱するも皆同じ。唯だ毋レ不レ敬と云ふの心を本として、其の地を考へ其の時をはかり、相對するの人物事宜を以て輕重せしむべし。況や男女の詞其の禮を以てせざれば、男にして女の詞をまなび、女にして男の詞をなす、各〻不レ得二其處一也。故に男は不レ言レ內、女は不レ言レ外の戒を守るべし。言ふと云へども思より出でざることなし。尤も可レ愼也。

次に平生の言あり、處レ變の言あり。云ふ心は、無事安全の時に疾く言ひあわてて云ふときは必ず人を驚かす。我れに疾く言ひあわてて言ふ處あるは、內輕忽にして詳

に不レ盡のゆゑあり。非常の變あつて天災地災人災おこるの時は、疾言して人をおどろかし、速に言ひ早くはからしむべきの時也。靜になしゆるやかに可レ致の地にあらず事に非ず。ここを以て變に處しては變を以てすべし、是れ常變各〻理にあたるの時也。一樣に存じ一理を守りて臨機應變を不レ盡時は、皆泥著するのみ也。ここを以て案ずるに、言語は內の發見する處なれば、聊か以てゆるがせにせば威儀則ち亂れつべし。君子非禮の言をつつしむ事、尤も可二翫味一也。唯だ淫亂非義を云ふを以て非禮と云ふにあらず。口を開いて節に不レ中ときは則ち非禮也。言を出して時宜に不レ合は是れ則ち非禮也。非禮勿レ言の戒、甚大なりと可レ知。

次に言語之戒あり。是れは君父臣子の間、兄弟夫婦朋友の內、常に相言語するに戒しめ守るべきの事也。それとは時をはかるべし。云ふ心は、言ひて宜しき時節をはかり、物語可レ仕時をしることと也。たとへば理のつまれる事にても、其の云ひ出して可レ然處を不レ考して云はば、其の事不レ可レ如レ理也。四時朝晝暮其の所にて云ひ出して能き時分、我が年齡、むかひの年比、各〻考へしるは是れ時をはかる也。(一)食不レ語寢不レ言と云へるは時の戒也。卒爾として云ふは時を失ふ也。(二)曲禮ニ恒言不レ稱レ老は子の父

(一) 論語鄕黨篇第七章に出づ
(二) 上篇、老と稱して高ぶらずとの意なり

母の年老を憚るべきの戒也。而して云ふに以二其處一と云へり。云ふ心は、云ひて可成の事といへども不レ可レ云の地あり、その所あしきときは云ひて皆害あり。故に朝廷私居に因つて其の言相たがふは是れ所を云へり、而して其の人によつて云ふべき事不レ可レ語のわざあり。君父の前にすすんでは仁義を說くが如し、五倫の交りを考へ、是れに從つて其の言語を可レ戒也。

(三)論語 孔子曰、侍二於君子一有二三愆一、言未レ及レ之而言、謂二之躁一、言及レ之而不レ言、謂二之隱一、未レ見二顏色一而言、謂二之瞽一。すべて可レ戒の言語は、男女之色、利害の沙汰、過奢驕慢の器物、幷に遊興佚樂のねがひ、各〻不レ可レ談。理において云はば、性心虛無の淸談、自讚高慢の談を不レ可レ爲、言は卑劣の言、懦弱悠艶の言を用ふべからず。是れ皆其の可レ戒の言語也。次に言語之用あり。(四)孔子曰、言思レ忠。(五)又曰、言必忠信ありと也。(六)士相見禮曰、與レ衆言、言二忠信慈祥一、與二幼者一言、言レ孝二弟于父兄一、與二居レ官者一言、言二忠信一と出せり。すべて人と語るには、人のために可レ成のわざを以てすべし、人を益するの道也。己れが利方になる如く言はんことは君子の道に非ず。己れを利して人のためを不レ謀は皆小人のわざ也。(七)曾子曰、爲レ人謀而不レ忠乎と云ふはこの心也。

(三) 季氏篇第六章
(四) 同前第十章
(五) 同衞靈公篇第五章
(六) 儀禮の篇名
(七) 論語學而篇第四章

終日談論して言をつひやすと云へども、己れが利口を立て頻りに口をてらふは、君子の甚だにくむ處にして、無用之辯と可レ謂也。小人は云ふほどの言皆取りまはして己れが身を利するになれり。言語の非禮これより甚しきは非ず。尤も可レ愼也。張思叔(一)が座右の銘に、凡語必忠信といへり。まことに常に戒しめ守るべきこと也。而して忠信は、忠は爲レ人に謀つてまことを盡すの心也、信は僞を不レ致正しく詳なるのいひ也。是れ言語の所レ因なれば、人々可二愼戒一也。

(一) 前出四六頁參照

一〇　容貌の動を愼む

師嘗て曰はく、容貌は天命の性心を入るる處の器也。内の思ひ不レ正時は、容貌こに傾いて其の表外にいちじるし。容貌をたださんとならば内に思ふ處を可二糾明一也。思内にあつて色表にあらはれ、内外表裏本末一貫の天然なれば、更に差別を不レ可レ存也。古の君子容貌を謹みて威儀の則を詳にする事、尤も可レ案。禮(二)曰、君子之容遲舒といへり。遲舒はいそがはしからず、閑におもむろなるの謂也。少儀(三)曰、賓客主レ恭、祭祀主レ敬、喪事主レ哀、會同主レ詡、言語敏大而有レ勇也、軍旅思レ險、隱レ情以虞といへり。

(二) 玉藻篇に出づ、一本舒遲とあり
(三) 禮記の篇名

是れ外の容貌其のあらはるゝ處各ゝ内の思を主とするを以て、内の思を其の事物に因つて糾明して正しからしむる時は、容貌ここに相叶ふべき也。單襄公[四]曰、君子目以定レ體、足以從レ之、是以觀二其容一而知二其心一と也。容をはなれて心を置くべき處あらざれば也。而して容貌各ゝ其の時をはかり其の處により其の事物において相變ず。賈誼[五]が容經に、容有二四起一、朝廷之容、師々然、翼々然、整以敬、祭祀之容、遂々然、粥々然、敬以婉、軍旅之容、湢然、肅然、固以猛、喪紀之容、怮然、懾然、若レ不レ還。容經也といへり。是れ古來容貌を詳にするの謂なり。

案ずるに、容貌に朝廷の容あり。朝廷出仕の容は、恆に敬して心に君所を不レ忘、進退周還ともに心やすからず、唯だうやうやしく敬んで威儀を不レ失を以てす。孔子の容色をうつして、君在[六]踧踖如也、恭敬不寧之貌、與々如也威儀中適之貌といへるが如き、是れ朝廷の容也。註出臣禮篇。燕居の容あり。云ふ心は、外家に不レ出して私に居する時は、容貌をゆるやかにして、閑暇無事の時に其の氣を可レ養。然れども怠慢無禮の形をなしたんことは尤も君子の道に非ず、唯だ顏色をのびやかに和順ならしむるにあり。子之燕居[七]、申々如也、夭々如也と云ふは、此の心なるべし。申々は其の容舒也、夭々は其の

(四) 春秋時代周の郷士

(五) 前出五一頁參照

(六) 論語鄕黨篇首章に出

(七) 論語述而篇第四章に出づ、子は孔子なり

色愉也と注せり。而して喪祭の容、冠昏の容、賓客の容あり、各〻其の事物を詳にして其の品に應ずべし、唯だ敬以て其の容をただしくするに在る耳也。玉藻(一)曰、凡祭、容貌顏色、如レ見二所レ祭者一、喪容纍々、（羸憊也、）色容顚々、（憂思貌、）視容瞿々梅々、（驚遽微貌、）言容繭々。（聲色微也。）少儀(二)曰、吉事尚レ尊、喪事尚レ親、賓客主レ恭と云へり。況や冠禮・昏禮各〻其の禮容あつて、儀禮(三)に其の詳なることを示す。是れを考へて、其の時宜を委しくして容貌をならはすべし。

次に軍旅の容あり。玉藻曰、戎容暨々、（果毅貌、）言容詻々、（教令嚴、）色容厲肅、（義形貌、）視容清明也。（察レ事也。）孔叢子(四)曰、將居二軍中一之禮、介冑在レ身、執レ銳在レ列、雖二君父一不レ拜、若不幸軍敗、則馹騎(五)赴告、不レ載二櫜韔一、（櫜は箭也、韔は弓衣、）天子素服、哭二于庫門(六)之外一。少儀曰、乘二兵車一出先レ刃、入後レ刃、軍尚レ左、（左陽、陽主レ生、）卒尚レ右。（右陰也、陰主レ殺。）司馬法(七)曰、古者國容(八)不レ入レ軍、軍容(九)不レ入レ國、軍容入レ國、則民德廢、國容入レ軍、則民德弱、故在レ國、言文語溫、在レ朝恭以遜、修レ己以待レ人、不レ召不レ至、不レ問不レ言、難レ進易レ退、在レ軍抗而立、在レ行逐而果、介者(一〇)不レ拜、兵車不レ式(一一)、城上不レ趨、危事不レ齒(一二)、故禮與レ法表裏也、文與レ武左右也と云へるは、軍旅の容を論ずる

(一) 禮記の篇名
(二) 同前、この引用句多少異なれり
(三) 周代の冠昏喪祭の事を記せる書
(四) 十卷、孔鮒（字は子魚）の撰と傳ふるも後漢以後の書なるべし、孔子一家の事を記す
(五) つぎ馬、はや馬にいふ
(六) 王宮の外門
(七) 支那兵書武經七書の一。この引用は天子之義第二にあり
(八) 廟堂の禮容
(九) 軍陣の禮容
(一〇) 甲冑を着たるもの
(一一) 車上の禮
(一二) 齒すること

也。而して五倫の交はる處、皆以て其の禮容あり、然れども容貌は正しくして恭に不レ如。曾子曰（一三）、動二容貌一斯遠二暴慢一と云ふは此の心なるべし。樂記（一四）曰、惰慢邪辟之氣、不レ設二於身體一。是れ又容貌の正しきを云へる也。

凡そ容貌は一身を擧げて論ず。此の間頭頸・手足・顏色・辭氣の差別あり。頭頸は頭の貌を正しからしむるの謂也、頭に付いて髮あり鬚あり、頭に上下あり、漱　櫛、縦　笄　總　拂レ髦と云へるは、是れ頭頸の用也。玉藻に頭頸必中と云へるは立つときの法也。然れば容貌先づ其の面を直にして、其の容を傾くべからざる也。目のみる所、耳のきく所、口の云ふ處、皆頭頸の正しきによるべし。故に九㩜（音拜也）を云ふ時に、一曰稽首、二曰頓首、三曰空首、四曰振動、五曰吉㩜、六曰凶㩜、七曰奇㩜、八曰褒㩜、九曰肅㩜と云ふ。皆頭の高下を以て拜禮の尊卑を云へる也。九拜之中、四種是正拜、一曰稽首、二曰頓首、三曰空首、四曰肅㩜。空首者、先以二兩手一拱至レ地、乃頭至レ手也。頓首者、是空首之時、引レ頭至レ地、少時即擧也、疏曰、頓首、拜頭叩レ地也、至レ地即擧、故以レ叩レ地爲レ別、謂レ若二以レ首叩一レ物也、稽首者、稽是稽留之義、頭至レ地、多時方擧也、稽首、拜中最重、臣拜レ君之拜、若二頓首一、則平敵自相拜

（一三）論語泰伯篇第四章　（一四）禮記の篇名

之拜也、若ニ空首ー者、君答ニ臣下ー之拜也、其有ニ敬事ー、則亦稽首也、肅拜、於ニ拜中ー最輕、唯軍中有レ之、婦人亦以ニ肅拜ー爲レ正、肅拜者、但俯下レ手也、餘五拜、附ニ此四種ニ云々。是れ皆禮の品々にして、其の頭頸の高下に因つて禮の上下を定むるのゆゑ也。故に面の貌をつつしむ也。玉藻曰、頭容直と云へるは是れ也。

次に手足の容あり。(二)禮曰、足容重、手容恭といへり。云ふ心は、足を擧ぐること高きときは必ず地席を蹈むに其の音あり、況や高く擧げては物をふみけつまづくの失あり、各々足を用ふることの輕く忽なるに因れり。ここを以て足の容は遲く靜ならんことを欲する也。故に君父尊貴の前にしては、近くば膝行して足を不レ用、遠き時は行歩皆安靜にして、足席を不レ離を禮とす。尊貴に足をみせしめず、必ず危坐して足を後にす。是れ朝廷幷に高貴に相接するの禮也。軍旅においてはひざまづかず不レ拜、是れ足を自由にして速に立ちて其の用をなさんがため也。手の容は恭しくして、手を高貴の人にあらはしみせしめず、古來禮服各々手をかくすまで長からしめ、手を拱して外に不レ出。今其の禮あらずと云へども、君父の前に進まんには手を不レ出、或は衣の下にをさめ、或は相拱してみだりに不レ動。君父の前に侍るとき猶ほ然り。手を以

て席に付きて拜するの貌をなし、手を不レ可ニ動搖一也。而して軍旅の變に臨むときは、衣服を短くして劍戟を握ることを利し、手を席につかず、衣服の下にかくさず、速に手の用所のたるを以て其の貌とす。是れ手足の禮各〻其の事物時處に因つて相變ずるの禮たり。容經曰、跪以ニ微磬之容一、(二)搶レ右而下、進レ左而起、手有ニ抑揚一、各尊ニ其紀一、跪容也。拜以ニ磬折之容一、(三)吉事上レ左、凶事上レ右、隨レ前以擧、項衡以下、寧速無レ遲、背項之狀、如ニ屋之玄一、拜容也。玄未レ詳

次に顏色辭氣の用は、志に從ひて其の顏色あらはれ辭氣たがふものなれば、志を正しくするを以て教へとす。容貌は各〻內の思によるといへども、中にも顏色は五臟の發見する處、辭氣は血氣の動靜によることなれば、是れを正しくすること志にありぬべし。容經曰、志有ニ四興一、朝廷之志淵然(四)清以嚴、祭祀之志諭然(恪)思以和、軍旅之志怫然慍然、精以厲、喪紀之志漻然(五)愁然、憂以湫、四志形レ中、四色發レ外、維如ニ志色之經一也。少儀曰、(六)優游喜樂者、鐘鼓之色、愀然清靜者、縗絰(七)之色、勃然充滿者、兵革之色。臨レ喪則必有ニ哀色一、介冑則有ニ不レ可レ犯之色一、故君子戒愼、不レ失ニ色於人一と出でたり。又玉藻に玉色ありと云へるは、すべて人の顏色の和順なることを論

(二) 少しく腰を折りたる貌
(三) 樂器の磬の如く、全くをりかがむること
(四) おちつきたる貌
(五) 沈みて心のむすぼるる貌
(六) 禮記の少儀に見えず、他書なるべし。臨喪云々以下は禮記曲禮上に出づ
(七) 喪服喪帶をいふ。

ずる也。(一)君召使レ擯、色勃如、過レ位色勃如、出降二一等一、逞二顏色一、怡々如也と云ふは、孔子の君命を敬するの色也。(二)色斯擧矣、翔而後集と云ふは、君子の見レ幾而作ことを云へり。(三)色厲而內荏、譬二諸小人一、其猶二穿窬之盜一と孔子の宣ふは、內外の相違するを云ふ也。(四)曾子曰、正二顏色一斯近レ信矣とあり。各々顏色をつつしむゆゑん也。但し內その志を不レ改して巧レ言令レ色するの小人あり。色莊の姦人あつて色を以て君子の形をなすあり、是れ甚だ佞姦邪欲のものの致す處にして、しばらく人を僞るにたれりといへども、つひには其のあやまり發見すべし。況や君子の小人をみることは肺肝を如レ見なれば、かくさんとするに無レ由、不善をおほふにかくるる處あるべからず。

而して辭氣は言語氣息のあらはるる處也。玉藻曰、氣容肅。似レ不レ息也。容經曰、妄咳唾疾言嗟氣不順、皆禁也といへり。(五)屛レ氣似レ不レ息者と云ふは、夫子の至尊に近づき玉ふの辭氣也。(六)下レ氣怡レ聲と云ふは、孝子の父につかふるの禮容也。(七)樂記曰、樂者音之所レ由生一也、其本在三人心之感二於物一也、是故其哀心感者、其聲噍以殺、其樂心感者、其聲嘽以緩、其喜心感者、其聲發以散、其怒心感者、其聲

(一)論語鄉黨篇第二章
(二)論語同前第十七章、山梁の雉の動作をいへり
(三)論語陽貨篇第十二章
(四)論語泰伯篇第四章
(五)論語鄉黨篇第三章
(六)禮記內則篇
(七)禮記の篇名

粗以厲、其敬心感者、其聲直以廉、其愛心感者、其聲和以柔、六者非性也、感於物而后動とあり。樂に出づる處の音聲も、物に感じて其の辭氣の發する處なり。ここを以てみれば、辭氣のあらはるる、尤も可慎也。(八)呂榮公曰、氣象者、辭令容止、輕重疾徐、足以見之矣と云へり。是れ各々辭氣を所重也。

而して容貌の品大概ここに所記也。容貌之動あり、動各々有禮、所謂非禮勿動とは此の心なるべし。而して動かすの法、平生居處の節あり、是れ坐するの法あり。容經曰、坐以經(九)立之容、胻不差而足不跌、視平衡、曰經坐、微俯視尊者之膝、曰共坐、俯首視不出尋常之內、曰肅坐、廢首低肘、曰卑坐、坐容也といへり。曲禮(上篇)曰、坐毋箕、坐如尸と云ふは坐の法なり、(一〇)居不容と云ふは孔子の事をのべたり。ここを以て云ふときは、朝廷・燕居・吉凶・軍・賓・嘉ともに、皆坐するの法ありぬべし。尤も五倫の交り、其の貴敬の坐、平敵の坐、心易き時の坐、各々其の心得あるべし。大丈夫居處常に變を不忘して、而して恭敬の心を存すべし、燕居閑暇にして無事なりと云へども、聊か忽にし怠りて禮を不可亂也。しかれば坐しては立つことを思ひ、閑にしては動くの利を思ふ、是れ君子のつとめ也。曲禮並坐

(八) 呂希哲、字は原明、滎陽郡公に封ぜらる。宋の名臣なり。この語は小學嘉言第五に出づ

(九) 經は常なり

(一〇) 論語郷黨篇第十五章

不レ横レ肱と云へり。是れ人と並んで坐するの法也。與レ人同處、不レ可三自擇二便利一と云ふは、夏はすずしからん處を擇び、冬は暖かならん處を擇び、すべて我れに利するの坐を不レ可レ好の制也。漢の管寧、(一)一の木榻に坐して五十餘年つひに未三箕股一、其の榻上當レ膝處皆穿ちたりと云へり。宋の程明道、(二)終日端坐如二泥塑人一と云ふ、各々獨坐して其の形を不レ亂、其の平處を養ふのいひ也。無事にしては靜坐して其の氣象を養ひ立て敖惰の形を不レ見、人と接しては坐ここに恭敬して和氣を以てす。是れ大丈夫の坐法也。坐して箕のひろがるが如く、手足の容を不レ收、怠慢のすがたあらはれ、坐するかとすれば則ち立ち、立つときは又坐して躁妄ならんには、心ここに一定不レ爲也。豈大丈夫の道ならんや。玉藻曰、燕居告溫々といへり。燕居は是れ居處のしづかなる也。又曰、君子之居恆當レ戸と云ふは、明に向ふのこと也。

次に立容あり、是れ容貌の既に動く也。玉藻曰、立容辨卑（音貶也）毋レ讇、（自貶卑謂二磬折一讇爲二傾身以下一）頭頸必中、山立、（不二動搖一也）時行といへり。容經に、固レ頤正視、平レ肩正レ背、臂如レ抱レ鼓、足間二寸、端レ面攝レ纓、端レ股整レ足、體不レ搖レ肘、曰二經立一、因以微磬、曰二共立一、因以磬折、曰二肅立一、因以垂レ佩、曰二卑立一、立容也と出せり。曲禮（上篇）に

(一) 漢魏の間の人にして、亂世に赤貧を樂しみ、世と斷ちて講書に終る。魏志卷第十一列傳に出づ

(二) 近思錄卷之十四に出づ

(三) 玉藻篇

(四) 玉藻篇・曲禮上篇その他、語句混れり、前二句の出所未詳
(五) 兩足相附くなり

曰、立如レ齊。又曰、立容德とあり。是れ立ちて禮を不レ違の容也。然れば坐を立たんと欲せば、手足をくつろげ前後左右を顧み、其の可レ立の節を考へてここに立つべし。立たざる前に立つべきの心得をなす、これ立の威儀なり。思ふにまかせ氣に從つて立つときは、或は立たんとして手足痿痺し、或は傾倒して左右に無禮をなし、立つと云へども其の禮容不レ正也。立つて其の容不レ正ときは久しく居がたし。物を捧持して必ず傾曲す。立つものは行き走るべし。立つこと不レ端ば行歩不レ正べし。是れ立つの容を正しくするの謂也。進退周旋、先づ立容をあらため、腰をすゑ、元氣を張り、臍を固くし、肩を平にし、背を正しからしむ。是れ皆立の容也。

次に行歩の容あり、座席堂上の行歩あり。朝廷燕居その節あり、道路の行歩其の容あり、其の用あり。(四)玉藻曰、步中二武象一、(佩玉之聲緩、則二武象一(五))趨中二韶濩一、(速則中レ之、)凡行容惕々、(直疾貌、)廟中齊々、(嚴正、)朝廷濟々翔々。(有二威儀一也。)堂上接レ武、(每レ移レ足、半躡レ之中、人之迹尺二寸、)堂下布レ武、(不レ躡レ足也、)室中不レ翔。(張拱曰レ翔。)容經曰、行以二微磬之容一、臂不二搖掉一、肩不二上下一、身似レ不レ則、(容)從然而任、行容也といへり。然れば立つて座席を步くには、必ず前を具に見て人物を不レ可二蹈潰一、故に足を重くして席を不レ可レ離、人の處レ不レ在にゆくとも、聲を

致して内に人あらばこれをしらしむべし、密に行くべからず。(一)禮曰、將レ上レ堂、聲必揚、戸外有二二屨一、言聞則入、言不レ聞則不レ入、將レ入レ戸、視必下、入レ戸奉レ扃、(扃關木也、兩手當レ心、如レ奉レ扃也云々、)視瞻毋レ回、戸開亦開、戸闔亦闔、有二後入者一、闔而勿レ遂、毋レ踐レ屨、毋レ踖レ席、摳レ衣趨レ隅、必愼二唯諾一とあり。我れこのむことありと云ひて火急に不レ行もの也、心にかなはざると云ひて急に不レ可レ去。是れ少儀に所レ出、毋二拔來一、毋二報往一と云ふの心也。(朱子曰、拔報皆疾也。)しかるときは常に行步をつつしみ、其の容をみだらず敬を存すべし。たとへ急事ありと云ひて、あわててものせんは大丈夫の心にあらず。少儀曰、入レ虛如レ有レ人と云へる心不レ可レ忘也。但し君父の間に事あらんには、足不レ蹈二實地一の思入あるべし。道路之步行は恆に非常を戒め供奉の行列を糾して身の備を全くし、往來の路をあけて路人に暴惡を不レ施、道を讓りて不二廣行一、小徑捷徑を不レ求、前後の供奉のものを戒め往來の人を不レ妨、或は推し倒し、或は不レ避レ路、商買の物を狼藉せしむべからず。雨雪曉暮尤も遠く候ひて速に道をさけしむ。道路泥土にして道あしき時は、我れ是れによつて彼れをしてよき所をとほし、暫く待ちて彼れを行かしめて我れ可レ行、若し下人無禮にして路人に事あらんには、主人速

(一)曲禮上篇

に來りて謹んで禮謝を述ぶべし、不レ知體にして通り過ぐべからず。

人の所に至らんには、門前の傍より下馬して、容貌をかいつくろひ案内を窺ふべし。從者にあらかじめ戒めて、漫に往來し、門前に塵し、高く談笑言語あらしむべからず。饑渇に因つて押して人家に入りて湯水を飲み、店屋に入りて酒食をなす事、甚だ戒めて其の制を可レ定。夜陰に往來せんには、燈を前後にして路人をさけしめ非常を禁ず、暗きときは聲を以て人をさけしむ。家宅に至らんにも、先づ人を發して案内をしらしめて可レ歸、俄に往來するときは内外必ず不レ調の失あり。是れ各〻道路往來の容也。唯だ恭敬を存し其の用法を詳にして、具に其の制を定むべし。不レ然ときは、必ず非常の變あらんに威儀ここに失して、大丈夫のまことを可レ失。(二)出レ門如レ見二大賓一と云ひ、(三)出レ門如レ見レ敵と云ふ、各〻是れ敬を存してみだりなる不レ可の戒也。(四)子游爲二武城宰一、子曰、女得レ人焉爾乎、曰、有二澹臺滅明者一、行不レ由レ徑、非二公事一未三嘗至二於(五)偃之室一也。(六)高柴自レ見二孔子一、足不レ履レ影、(七)啓蟄不レ殺、方長不レ折、(八)衛輒之難、出而門閉、或曰、此有レ徑、子羔曰、吾聞レ之、君子不レ徑、曰、此有レ竇、子羔曰、吾聞レ之、君子不レ竇、有レ間使者至、門啓而出と也。是れ皆聖門の學、其の

(二) 論語顔淵篇第二章
(三) 呉子論將篇に出づ
(四) 論語雍也篇第十二章
(五) 子游の名
(六) 字は子羔、孔子の門人なり。家語には齊人とあり。篤孝にして武城の宰となる。左傳哀公十五年の終に出づ
(七) 地蟲が冬眠を終へる頃のもの
(八) 衛靈公の子蒯聵、靈公の夫人南子を殺さんとせし内訌ありし亂なり、當時高柴衛に仕へたりしなり

動容をしるせる也。但し行不レ由レ徑、不レ徑不レ竇と云ふは聖人の戒にあらず、唯だ滅明・子羔が得たる處の正しき也。聖人は徑より行くこともあり、竇より出づることもあるべし。舜の井を掘りてひそかにぬけあなを致し、孔子の微服して宋を過ぎ玉ふを以て可レ考也。故に朱子曰、不レ徑不レ竇、無事時可也、若有二寇盜患難一、如何守レ此 以殘二其軀一、觀二聖人微服過レ宋可レ見と注せり。而して趨走の容あり、是れ行くことの速にしてはしりはしるの禮也。玉藻曰、疾趨則欲レ發、而手足勿レ移、（不二邪低搖動一也、）端行（疾趨也）頤霤如レ矢。（頭直俯臨レ前、頤如二屋霤之垂一也。）曲禮（上篇）曰、帷薄之外不レ趨、（帷幔、薄簾、不レ見二尊者一、行自由不レ容、）堂上不レ趨、城上不レ趨、（迫狹也、）執レ玉不レ趨（志重レ玉也）といへり。容經曰、趨以二微磬之容一、飄然翼然、肩狀若レ流、足如レ射レ箭、趨容也。旋以二微磬之容一、其始動也、穆如二驚倏一、其固復也、旄如レ濯レ絲、跰旋之容也といへり。是れ各〻趨走の禮也。異朝には尊貴の前には速にとほりて不レ止を禮とす、故に趨の禮容あり。すべて急用あらんには趨り走るを以て禮とす。然れども或は人を驚かしめ、或は物に失あらんには、必ず趨る事を不レ用。曲禮（上篇）曰、入レ國不レ馳と云へるの心也。

次に捧持之容あり。曲禮（上篇）曰、授レ立不レ跪、授レ坐不レ立、凡奉者當レ心、

提者當帶と云へり。少儀曰、執虛如執盈、惣じて手に持つ所のもの、笏・扇子の類と云へども更に傾曲すべからず、況や君父に奉る所の文書器物、聊も腰より下へさぐべからざる也。手の形傾側するときは所捧持不正して、或はこれがために身傾側し、或は捧持のものに足あたる、是れ甚だ無禮の至也。大丈夫戰場にのぞんで劍戟を持し弓矢を携ふ、皆捧持の形に非ずや。尤も可愼也。

次に起臥之容あり。云ふ心は、人平生の用、つとに(夙)おきて(興)夜に寢るを以て節とす。內則曰、子事父母、鷄初鳴起とあり、是れ夙興の禮也。案ずるに、つとに起くるの節、唯だ夜明にして燈を消して人面ここに明に、用事可辨のときを以て節とす。是れ公私皆興きて用ここに可足の時也。出仕してこの節によろしからしめんとならば、鷄初めて鳴くの比より用意せしめずしては、此の時に宜しかるべからず。故に古來夙に起くるの節、各々鷄初鳴の時を以てす。夜に寢るの制、大凡天旣に暗くして用事辨じがたき時、外の事を止めて內に入るべし。而して從者下人を安居せしめ、我れ又四支を伸舒し氣をゆるやかにして屈伸を時なふ(一)べし。是れ夙興夜寢の制也。玉藻(上篇)曰、寢恆東首すと云へり。東方は生氣の方なれば、是れを以て首とする也。曲禮

(一) 調節の意なり

曰、寢毋レ伏。論語、寢不レ尸と云へり。是れ皆寢臥の形に怠慢のすがたを不レ見也。起臥は四支百體の屈伸也、天地に時なひ、今日の事物交接、勞逸に從つて其の節を守るべし。不レ然ときは情欲にまかせて必ず放逸懶惰におち入り、夙に興くるの禮やみ夜に寢るの法すたれて、夜を以て晝とし晝を以て夜とす、政事ここに廢し身體の養ここに失す。尤も可レ愼也。

次に游藝の事あり。云ふ心は、禮樂射御書數、すべて文武の藝、或は身體の進退揖讓を習はしめ、或は手足の自由をかなへ、或は耳目の見聞を正し、或は音聲の所レ出を節にす。是れ內の思を正しくして、外の威儀をととのへ、大丈夫君父につかへ身を奉ずるの理をつくせり。されば弓馬の家に生れて、其の身既に大丈夫の志あらんには、禮を以て進退を節し、樂を以て其の用を和順ならしめ、射御を以て士のつとめとす。是れ各〻今日日用のわざにして、其の用法常につつしみ習ひで其の容貌を練るべし。書は必ず物を書くまでを云ふにあらず、讀書して文字を讀み覺え古今の事をしる、是れ書也。數は天地の數事物の多少をはかる也。數を詳にせざれば度量を不レ知。此れ皆容貌の動にして威儀のよる處也。されば禮を云ふときは、吉凶軍賓嘉に付いて各〻

其の禮容あり、飮食の禮あり、衣服の禮あり、家宅の禮あり、すべて遺問贈答の禮、其の器物の取あつかひ、身の進退言の品あり。曲禮を詳に考へ、本朝古今の制を具にして、時義を以て用捨して其の宜に可レ叶也。犬馬金玉刀劍酒食、各〻曲禮に其の法を出す。今日これを用ひがたきが故にここに不レ書也。

樂は本朝又八音(二)の樂ありといへども、其の制不レ詳。近來猿樂(三)を翫んで武家の樂とす。其の事甚だ捷徑にして、其の所レ歌虛妄異端の說多く、其の所レ舞異樣過奢にして非レ所レ實、其の所レ操唯だ笛鼓を以てしてわづかに竹革の音あり、尤も古樂と不レ可レ同レ年語一といへども、世俗これを以て習はしとす、下として變易すべからず。其の歌曲の間又有二實事一の猿樂は郢曲淫聲の及ぶ處に非ず。故に以レ之爲二伎樂一も亦たれり。

射御の制は、儀禮(四)に射義の法を詳にす。御法は絕えて不レ見。本朝射御の制尤も詳也、具に習練して其の禮を糾明し、君子の道に可レ至。射義(五)曰、射者進退周還必中レ禮、內志正、外體直、然後持二弓矢一審固、持二弓矢一審固、然後可二以言一レ中、此可三以觀二德行一矣と出せり。弓馬は大丈夫の業とする處也、少らくも暇あらんには、平生手習ひ足習ひて聊も不レ可レ怠也。而して弓馬についての禮さま〴〵品多し、詳に可二究理一

(二) 八つの音を出すもの卽ち、金・石・絲・竹・匏・土・革・木

(三) ここには能樂を指せるが如し。能樂は猿樂の後流なり

(四) 儀禮の鄕射禮・大射等をいふ。

(五) 禮記の篇名

也。

　字畫を習ひ、文字讀書の事、是れ閑暇の間可レ付レ心の用也。程明道作レ字甚敬、嘗謂レ人曰、非レ欲二字好一、卽此是學と云へり。手足の用皆威儀の所レ具にして、是れをゆるがせに仕る時は放心の本也。かりそめの手すさみと云へども、頗曲して不レ正には、其の內の所レ養可レ知、故に字畫を習はすにも放心を以て戒とす。(一)張思叔が座右の銘に、字畫必楷正と云へり。況や讀書の法漫なるべからず。其の讀む所の威儀放埒にして或は枕を高くして書をひらき、或は寢臥してこれをよむ時は、心ここに不レ正を以て、內に記識する所あらず、ことに古今の聖賢天子高貴の人の行跡名氏その內にのれり、聊かこれをゆるがせにせんことは大丈夫の意ならんや。(二)顏氏家訓に、人の書籍を借りては愛護してつつしむ、是れを士大夫百行之一也と云へり。有下狼二藉几案一、分二散部帙一、多爲二童幼婢妾所一レ點二汚一、風雨蟲鼠所中毀傷上、實爲レ累レ德と論ず。是れ可レ愼のゆゑ也。分數は度量の用也、天地人物此の數を不レ出、つつしみて詳に考へ、今日の營を正しからしむべし。分數不レ明ば、過不及あつて皆たがふべし。

　次に佩玉のこと。禮記(三)曰、古之君子必佩レ玉、右徵角、(四)左宮羽、玉藻篇、趨以二采齊一、(五)

(一) 前出四六頁參照

(二) 前出四四頁參照、このこと小學嘉言第三に出づ

(三) 玉藻篇

(四) 徵角・宮羽は音の名なり

(五) 詩の名、路寢門外より應門までには、はしる事を程とする、そこをはしる時に采齊の詩をうたひて音調を合はすとなり

行(六)以二肆夏一、周還中レ規(七)、折還中レ矩(八)、進則揖レ之、退則揚レ之、然後玉鏘鳴也、故君子在レ車則聞二鸞和之聲一、行則鳴二佩玉一、是以非辟之心無二自入一也と云へり。是れは立つにも居るにも行歩せしむるにも、左右の玉の音の響を合せて、聊かおこたらず肆ならしめざらんための制也。若し動靜禮に違ふときは、佩玉の音其の響不レ和、腰に佩玉あるは、容貌の威儀をただし德をこれに可レ比の用也。車には鸞和の鈴を付けて、其の響を和せしめて御者の禮をただし、內の怠を戒め其の心を靜ならしむ。すべて左右の佩ものを以て、自ら其の威儀の正しからんことを欲す、是れ君子の日用也。如レ此に容貌をととのへて、而して後に威儀の則明なるべし。大丈夫の身をととのふる事如レ此につつしみて、初めて君子の道に可レ入也。動靜所を失ひ、威儀ここに紛亂する時は、自然に內の志放埒にして其の德正しからず、容貌の威儀悉く內の德にかかる、其の重きこと可レ知也。

(六) 路寢門內より堂に至る間は、肆夏の詩をうたふといふ。
(七) 圓なること
(八) 方なること

一一　飲食の用を節す

師嘗て曰はく、凡そ天地の間の生物、飲食せざるときは身を養ふこと不レ能、是れ

五行相生の說也。木は水の養を以て長じ、金は土の養に因つて生ず。人は萬物の靈なるを以て、五行の養をともに全く得て而して其の天年を全くす、一日も飲食かくる時はこの生損ず。是れ人の飲食を以て要とするゆゑん也。子貢問レ政、子曰、足レ食足レ兵民信レ之といへり。(一)洪範の八政に、(二)第一に食を以てす。(三)各〻其の本とする所あれば也。而れば飲は水に付き、食は五穀によれり。渇し饑ゑて水をば求め食をなさんには、飲食節を過す、常に飽滿して飲食をなさんも亦節をこゆることあり。故に聖人初めて飲食を節ならしめて、人の天年を終へしむるに至る也。是れ天地生物必ず飲食あるのゆゑん也。其の節如何してか計らんとならば、唯だ至つて饑渇せざるを以て節とすべし。今推して是れを論ずるに、人の飲食過不及なき時は、食は三時を以て一回とす、飲は其の半にして一回す。云ふ心は、朝に起きて辰の刻に食し飲し、(四)而して三時を隔て、(五)未の刻に又飲食す。(六)是れ朝夕の飲食其の節に中る也。天地の變皆三數にあたれり。人の腹中亦三時にして其の飲食を消す。飲は其の半にして一回すべきなり、古人此の制を詳にして、初めて朝夕の食を定めて饑渇を養はしむ。是れ不レ得レ已の天節也。是れを過ぐるときは、脾胃損じ肉ここに餘りて氣血却つて弱し。是れに不レ及ときは、脾

(一)論語顔淵篇第七章
(二)書經周書の篇名
(三)一食、二貨、三祀、四司空、五司徒、六司寇、七賓、八師
(四)午前八時
(五)昔の一とき時は今の二時間
(六)午後一時二時頃

胃うゑて肉ここに損じ氣血不レ至、各〻天然の節をたがふるゆゑ也。此の節たがへるの人は氣質必ず變あるべし。唯だ是れを以て節とすべし。日長きときは晝食し、夜長きときは夜食す。是れ二時の食に不足あるときの制也。不足あらずして是れを好まんは節を失ふに可レ至也。凡そ天は地によつてめぐる、人は脾胃の食を以て地とす、食たゆれば氣不レ廻、地なければ天不レ立がごとし。

次に飲食の制あり。其の人の俸祿官位に從つて、各〻相定まる處の飲食を制すべし。位高く祿厚き人は上品の食を以て養とす。中下各〻これにしたがふべし。其の間分限より儉するにあるべし。過奢は限りなきものにして多くの費あれば也。(七)王制曰、諸侯無レ故不レ殺レ牛、大夫無レ故不レ殺レ羊、士無レ故不レ殺二犬豕一、庶人無レ故不レ食レ珍 故謂二祭饗一 と云ふ。是れ人の位によつて其の飲食に制あつて、その間儉を用ふる也。(八)周禮に、天子羞用二百二十品一といへり、又公食・大夫禮・燕禮、皆以て可レ考。世俗の學者此のわきまへを不レ知して、しきりに儉約を事とし、つひに利害に陷りて財寶を山の如くつむに至れり。而して唐堯の藜藿のあつもの、夏禹の菲二飲食一を以て證とす、尤も可レ笑。唐堯は(九)少昊・顓頊の末に出で、未だ世の草昧に業を立て玉うて、飲

(七) 禮記の篇名

(八) 天官膳夫に出づ

(九) 二人とも古代の天子、各〻五帝の一人なり

食の制も詳なるべからず、夏禹は洪水を治め、天下いまだ其の功をはらざることあるを以て、身を奉ずることを薄くしてその費を天下の大功に省けり。各〻輕重の因る所甚だ其の理あり。周に至つて文質ともに相ととのひ、衣食居の則尤も處を得、食膳の法、(一)八珍の制ともにそなはれり。是れ歷代の損益に非ずや。其のわきまへを不レ知して、天下國家に事なく財產府庫に充ちて、位祿に相應の飲食を不レ用は、是れ身をいためて庫を富ます也。君子の不レ用處也。士その位なく其の祿微にして又食の味をこのまんことは、是れ大丈夫の質にあらず。飲食においても猶ほ忍ぶことを不レ得ば、何を以てか忍ぶことを可レ得や。孔子の、(二)士志二於道一恥二惡衣惡食一をば、ともに議るに不レ足との玉ひ、(三)顏淵が一簞の食一瓢の飮にして不レ改二其樂一を歎美し玉ふこと、是れ各〻其の分にやすんずれば也。

宋の(四)汪信民嘗て言ふ、人常咬二得菜根一、則百事可レ做。(五)胡文定公聞レ之、擊レ節嘆賞すと云へるは、其の分なくしては其の求を重からせまじきため也。世衰へ風俗すたれて、人皆飮食を好むこと分に過ぎてしきりに奇味をなす。ここにおいて口味に耽り體常にゆるやかにして、大丈夫の志日を逐ひてむなし。是れ飮食に節を失ひて、位祿豐大な

(一) 八種のうまき食物、盛なる食膳
(二) 論語里仁篇第九章
(三) 論語雍也篇第九章
(四) 汪革、信民はその字、論語直解の著あり
(五) 胡安國、字は康侯、文定は諡、高宗の侍講となり時勢論を獻す、春秋傳等の名著あり

る輩は却つて疎食し、微官貧乏の輩は好味を翫ぶのあやまりあれば也。孟子曰、(六)飲食之人、則人賤レ之矣、爲三其養レ小以失二大也とはこの心なるべし。又年老の節あり、人の年に少壯老あつて、幼弱の間は美食を以て養はざるときは氣血全くととのほらず、老年の後は魚肉を以て老衰の氣血をたすけしむ。(七)七十而非レ肉不レ飽と云へる是れ也。年に三段のたがひ有レ之が如く、人々の氣質に其の差別あり、尤も可レ愼二其養一也。又天の時あり。寒溫燥濕を考へて、寒天には溫物を食とし溫天には冷物を主とす、燥濕皆是れに准ず。此の節たがふときは必ず內に病を生ず、而して飲食亦不レ宜也。又土地に付いて其の飲食の味たがひ、其の物の厚薄善惡あり、是れを考へて飲食を制すべし。況や祭祀饗應飲酒の禮節、古人既に其の制を定む、是れを計りて時宜に從ふにある也。祭祀饗應飲酒各〻上中下の差あり、上より下への禮あり、下より上への禮あり、五倫の交接、專らこれを用ふ。吉凶軍賓嘉に付いて其の制相こと(異)也。詳に可二究理一也。

次に飲食之用あり。米は精ぐるを不レ厭、米の性を考へ土地をはかつて飯と可レ爲。濕地の米は水おほく、燥地の米は水すくなし、眞土の米は性堅くして味あり、野土の米は性弱にして味はらく、(八)沙地・小石地各〻別也、如レ此處を計るべし。鹽は新煮所

(六) 告子上篇第十四章

(七) 孟子盡心上篇第二十二章

(八) ぼろぼろに、ねばり氣少きこと

の鹽、口あたりきつくして性そこぬ。古濱の鹽はやはらかにして不レ損、是れを以て大豆に加へて俗に味噌と號す。大豆の制法、煮レ之の法、鹽を加ふる法、或は麴米を交ふる制、可レ舂の制、可二積蓄一器の考あり。本朝皆鹽噌を以て汁として飲のそなへものとす。米噌は脾胃を養ふに司どる所甚だ大なり。詳に制法の用を考へて其の味をたらしむべし。而して酢・醬油・酒、此の三つの飲水を以て野菜魚肉の味をととのふ、故に此の三つの味を可レ糾也。酢は血を生じ、酒は氣を益し、醬油は飲ものを能く下腑に通じて收藏せしむるの用あり、茶は味淺くして脾胃を平にす、魚肉は血氣を損ずるあり益すあり。味に五味の品あつて其の質に好惡あり、臭に善惡あつて氣を損益す、尤も詳に其の用法を制して、冷物には溫物を加へ、溫物には冷物を入れて其の毒を制すべし。是れ皆飲食の用たり。珍物奇味みだりに飲食すべからず。珍物と云ふは時に先だつて世に出づるもの也、奇味と云ふは此の國の物にあらざる也。珍物は初めくらふ事多きときは必ずあたる事あり、故に少しくらつて次第に多からしむべし、奇味は必ず不レ可レ用也。すべて珍物奇物を貴ぶことは是れ味に耽るのゆゑ也。或は脾胃の藥也、或は腎水を增すの用ありと云ひて是れを好む、大丈夫の本意に非ず。平生の食

味を以て身を奉じて生を貪る不レ可。酒色を節にして腎水をまさんことを不レ可レ好也。しかりと云ひて、同じく喰ふ所の味をなり次第にして、出來不出來を手にまかさしめん事は、又君子の道に非ず。飮食の制則ち威儀の所レ因也。きりめを正しくし味を調へんは鹽梅の事也、是れを疎にすべからず。

論語曰、(一)食不レ厭レ精、膾不レ厭レ細、食饐而餲、魚餒而肉敗不レ食、色惡不レ食、臭惡不レ食、失レ飪不レ食、(二)不レ時不レ食、割不レ正不レ食、不レ得二其醬一不レ食、肉雖レ多不レ使レ勝二食氣一、唯酒無レ量、不レ及レ亂、沽酒市脯不レ食と云ふは、夫子の飮食の用を云へり。禮記に、飯の品、膳の品、飮みものの品、酒の淸白、すべて飮食の品々、これを詳にし是れを調ふるの制、(內則)凡食齊視二春時一、(飯宜レ溫、)羹齊視二夏時一、(宜レ熱、)醬齊視二秋時一、(宜レ涼、)飮齊視二冬時一、(宜レ寒、)凡和、春多レ酸、夏多レ苦、秋多レ辛、冬多レ鹹、調以二滑甘一、(疏曰、依二鄭方一、春不レ用レ食レ酸、夏不レ用レ食レ苦、四時各減二其時味一也、至レ此不レ同者、鄭方所レ云、謂下時氣壯者、減二其時味一以殺中盛氣上、此經所レ云、食以養レ人、恐二氣虛羸一、故多二其時味一、以養レ氣也、)獸用レ梅、(三)鶉羹・鷄羹・鴽釀二之蓼一と云へる、是れ鹽梅の制也。肉曰レ脫レ之、(四)魚曰レ作レ之(五)と云へる類、皆魚肉の制也。大夫燕食、有レ膾無レ脯、有レ脯無レ膾、士不レ貳二羹胾一と云ふは尊卑の禮をいへり。異朝の制、我が國の法に可レ合にあらざれば、ここには其の

(一) 鄕黨篇第十節
(二) 料理の適宜を加減
(三) 梅酢
(四) 筋をはぎとること
(五) 鱗を削ること

證のために一端をあらはせり。飲食の制用を不ㇾ具しては、近くは身を養ふことにあやまりあり、遠くは君父に奉ずるの禮なし。尤も可ㇾ究ㇾ理也。

次に飲食を用ふるの法あり。曲禮曰、（上篇）共食不ㇾ飽、共飯不ㇾ澤ㇾ手、（一）食者、所ㇾ食非二一品一、謂二棄飯之大器一也、不ㇾ飽謙也、飯者止ㇾ飯、古以ㇾ手、故去二汗澤一。毋ㇾ摶ㇾ飯、易ㇾ得ㇾ多、非ㇾ謙。毋二放飯一、大飯、毋二流歠一、長歠也、（二）毋二咤食一、毋ㇾ齧ㇾ骨、（三）毋ㇾ反二魚肉一、爲二已歷ㇾ口人所一ㇾ穢也矣。毋ㇾ投二與狗骨一、毋二固獲一、必欲ㇾ取也、濡肉齒決、乾肉不二齒決一、（四）毋ㇾ嘬ㇾ炙。乾肉以ㇾ手治ㇾ之、炙炙肉、一食二盡臠一曰ㇾ嘬、宜二漸食一。是れ古人飲食するの禮也。凡そ當二飲食一て其の禮不ㇾ正ば、威儀ここにかぬべし、されば飲食の席に臨んでは、先づ容貌を正し左右を考へ、長者箸を取りて而して我れこれに從ふ、各〻長者の禮をうけて可ㇾ用ㇾ之。食する事大口になく、食ふときに四方を不ㇾ見、顏色を正しからしむ。箸を持つ所の形、肩背の容、心を可ㇾ付。美品なりと云へども其の一色を嗜むべからず、或は多くのそへものを悉くくらひ散らし、或は魚肉をかみて汁をこぼち骨をちらし盤を汚す事、甚だ無禮也。舌うちを高く仕り、すふ音遠くきこゆる、皆小人のわざ也。古來は箸を潤すこと二寸に及ぶを以て下品の人とす。飲食の間、世事を談じ口を開きて笑ひかたる事禮に非ず。是れ其の大概也。猶ほ心を付けて其の制法を究明仕るべし。君父の前

（一）手を摩して飯粒を去ること
（二）舌うちすること
（三）食ひかけを器にかへすこと
（四）一口にくらふこと

に侍りて食に預る事あらば、萬づ君父の禮をうけて、己れ先だつて不レ可二飲食一、但し先づ嘗めてこころむべき食物等は皆自ら先んじて飲食すべし。度々に君父の方を伺ひて、左右に色體し、禮容を恭敬すべし。顏色を正し口容をなほくし、口中の音あらしめず、一品々々に恭しく受けて、或は拜し或は揖し、盤を不レ汚、椀を大にけがさず、骨あるもの核あるものは皆是れを懷にす。酒は己れ先づなむ。すべて其の禮多しと云へども、毋レ不レ敬の三字を以て是れを守るべし。

玉藻曰、君未レ覆レ手(五)不二敢飱一(六)(覆レ手以循レ咢、已食之也。)君既徹、執二飯與一レ醬、乃出授二從者(七)一(食二於尊者之前一、當二親徹一)。士相見禮(八)曰、若君賜二之食一、則君祭先飯、徧嘗二膳飲一而俟(臣先嘗也)、君命二之食一、然後食。曲禮(上篇)曰、賜二果於君前一、其有レ核者懷二其核一、御二食於君一、君賜レ餘、器之漑者不レ寫、其餘皆寫。(寫謂二己器中一乃食レ之也。)論語(九)曰、君賜レ食、必正レ席先嘗レ之。君賜レ腥、必熟而薦レ之、君賜レ生必畜レ之といへり。是れ君父に侍食するの禮也。曲禮(上篇)曰、侍二食於長者一、主人親饋、則拜而食、主人不二親饋一、則不レ拜而食。玉藻曰、凡食二果實一者後二君子一、火食者先二君子一。曲禮(上篇)曰、侍二飲於長者一、酒進則起、拜受二於尊所一(近二尊處一、長者二…)、長者辭、少者反レ席而飲、長者擧未レ釂、少者不二敢飲一と出でたり。是れ長者に侍食

(五)食事の終りに手にて口の兩旁をなづること
(六)飲ものを飯にかけること
(七)己れの從者
(八)儀禮の篇名
(九)鄕黨篇第十二章

するの禮也。曲禮(上篇)曰、凡進食之禮、左殽右胾、食居人之左、羹居人之右、膾炙處外、醯醬處內、葱渫處末、酒漿處右、卒食、客自前跪徹飯齊、以授相者(一)、主人興辭於客、然後客坐。玉藻曰、客祭、主人辭曰、不足祭也、客飧、美食也、主人辭以疏云々。是れ賢主の禮也。此の外飲食を用ひ、或は給仕配膳の法、或は飲酒の儀、品々多しといへども本朝の式に異也。其の進退禮讓は、よく究理するの輩に學んで時宜に隨ふべし。

次に君子は庖廚を遠ざくると云へる事あり。庖は宰殺の所と注して、鳥獸を殺し料理せしむるの場也、廚は烹飪之所と注して、料理のものをあつものし煮る所の地也。君子是れを近づけては必ず利心きざして、或は吝惜の心も生じ、魚鳥を殺生するについて憐心も出で、又忍ぶ心も生ず、ともに心よからず。或は煮炙の臭あり、其のこしらへを見て不忍食のゆゑんあり。然れば君子の近づき可居所に非ず、故にこれを遠ざくべし。(二)禮記曰、君子遠庖廚、凡有血氣之類、弗身踐也といへり。君子平生天然の性を養ふを以て道とす、故に其の心入如此也。

(一) 膳部の世話役
(二) 玉藻篇

一二　衣服の制を明にす

師嘗て曰はく、衣服は人の身を覆ひて寒暑を節にするゆゑん也、是れ不レ得レ已して其の制あるゆゑん也。凡そ天地の生物各〻其の皮毛鱗介あつて身をかくし、其の禮容をあらはす。人は倮にして身に自然の羽毛鱗介なし。これ萬物の靈にして其の知生物に秀でたるを以て、知を以て物を巧み、才を以て其の制を宜しくして、自然に寒暑を時なひ其の禮容を正しくするの本そなはれり。されば上代は木の葉をあつめて是れをつづり、鳥獸の羽毛をあつめて衣服の制として唯だ寒暑を時なへり。是れ天下創業にして民のわざ未レ定。其の制衣服までに不レ及を以て也。而して五帝に及んで、黄帝始めて衣と裳との品を定めて、衣裳の制ここになれり。本朝の往古又これに異なる事あるべからざる也。然れば衣服の用人々皆不レ可レ無の器にして、其の制又威儀の設備はるゆゑん也。若し衣服は寒をおほふためなりと云ひて衣服の威儀を不レ正ば、是れ黄帝以前の民にして唯だ其の天然のまま也、今日の民に非ず。黄帝已後においては天下に其の制あり、今其の制を棄てんと云ふは是れ天下の賊民と可レ云也。故に威儀を正すこと、是れ又衣服の制にあるゆゑん也。

次に衣服の制の事、聖人其の衣服に因つて德を正し、其の身を平直ならしめ、其の威儀を正しからしめんことを欲してここに其の制を定む。更に私の便利を以て本とする處なし。大地の大公を基として其の制法を定む。林氏曰、黄帝始備二衣裳之制一、舜觀二古人之象一、繪二日月星辰山龍華蟲於衣一、繡二宗彝(一)・藻火(二)・粉米(三)・黼黻(四)於裳一、以象二乾坤一、以昭二象物一、所下以彰二天子之盛德一、能備中此十二物上者也。使二服者一、當須レ有三是其服二盛德一焉、繪以二三辰一、所三以則二天之明一、尤爲二君德之光一、自二黄帝一以來歷代之制莫レ不レ然也といへり。ここに其の制其の人の位によつて差別をなす。是れ上下の差別を定め、君臣父子の品を明にして、自然に其の分をしらしむるの制也。貴賤尊卑若し亂るるときは、則ち過奢にいたり吝嗇に落ちて、共に君子大丈夫の法にあらず。然れば位を考へ其の祿の多少を計りて相應する處の制を究め、其の間に儉約をなすべき也。可二著用一の位祿にして不二著服一ものは、或は公儀に對してそのつひえを省き、或は私について不レ得レ止のゆゑんあらん輩は、其の重きに可レ從也。不レ然して衣服分をこえて見苦しからんには、必ず吝惜に陥りて其の弊ありぬべし。尤も可レ謹也。故に古來天子より庶人に至るまで悉く其の制法を定め、服章の品を周禮に詳にす。聖人

(一) 宗廟に上る酒樽
(二) 水藻と火焰
(三) 白米
(四) 衣裳のぬひとり

其の思を深くすれば也。

(五)致堂胡氏曰、服章之設、所以辨上下定民志也、莫卑乎民、莫尊乎天子、而服同一色、上下無所辨、民志何由定、僭亂由此而生矣、古之聖王自奉儉約、惡衣菲食、而事天地宗廟、臨朝廷百官、則等級分明、故(六)冕十有二章、(七)黻珽・(八)幅舄・(九)衡紞・(一〇)紘綖、以昭其度、(一一)藻率・(一二)鞞鞛・(一三)鞶厲・(一四)游纓、以昭其數、威嚴尊重、禮無與二、然後人主之勢隆、非廣己以造大、理當然也、故(一五)晏平仲爲大國之卿、一狐裘三十年、澣衣濯冠以朝、君子幾其隘曰、難乎其爲下也、隋文(帝)儉約、施之宮閫之中燕私之用、可也、與庶人同服、而坐乎廟朝、儉不中禮、不足以爲法矣。是れ上下の差別をかへては、形ここに禮を犯すを以て、自然に上を犯すの志生ずべきを以て也。末學の書生此のわきまへを不知、堯の鹿裘塞寒、布衣敝形、禹の惡衣服といへるを以て證して、天子諸侯も民間の服をなさんことを云ふ、甚だあやまれり。其の制上に究まり、下其の掟を守らば、威儀ここに立ちぬべし。

漢の文帝の時、(一六)賈誼上疏曰、今民賣僮者、爲之繡衣(編)絲履、(一七)偏諸緣、(一八)內之閑中、是古天子后服、(后之)所以廟而不(一九)宴者也、而庶人得以衣婢妾、

(五) 胡寅、字は明仲、胡安國の養子、學者致堂先生と稱す。宋儒なり。讀史管見・論語詳說等の著あり

(六) 高位の禮冠

(七) 禮服のひざかけ玉笏

(八) 禮服の時のくつ

(九) 冠をとめるかうがいとひも

(一〇) 冠の纓にかざりとおほひもの

(一一) 玉のしきもの

(一二) 共に刀の上下のかざり

(一三) 大帶とその垂れたるもの

(一四) 旒

(一五) 齊の大夫

(一六) 新書卷三孽產子に

（一）白穀之表、（二）薄紈之裏、緁以二偏諸一、美者黼繡、（三）是古天子之服、今富人大賈、嘉會召レ客者以被レ牆、古者以奉二一帝一后一而節適、今庶人屋牆、得レ爲二帝服一、倡優下賤、得レ爲二后飾一と論ず。是れ秦に至りて聖人の禮法こと〴〵く廢し、前漢二百餘年は未だ衣服の制究まらず、後漢の顯宗其の制を改め、唐宋に及んで殆ど品を定む。爵祿に從つて其の衣服不レ正しては分必ずみだれ、上は儉にすぎ下は奢を放に（するに）可レ至也、尤も可レ謹。是れ君臣の制也。

而して父子兄弟夫婦朋友の間、其の衣服の品、是れ又其の制あるべし。曲禮（上篇）曰、爲二人子一者、父母存、冠衣不レ純レ素、（四）冠飾衣緣皆曰レ純、孤子當レ室、幼而無レ父曰レ孤、當レ室爲二父後一者、冠衣不レ純レ采（五）素哀色、采喜色、と云へるが如し。庶子の服は表紋を大に不レ出、或は其の品をかへしむるが如き、是れ兄弟の服也。男女は尤も其の制別也。朋友の會には燕居の服あり、賓主の禮服あり、すべて其の品差別あるべければ、必ず爵祿斗りに不レ限、五倫の次第を明にして其の衣服を制せしめ其の分を定むべき也。

本朝衣服令（六）を撰して君臣男女の禮著し。往古の制甚だ重し、豈疎にすべけんや。而して一年の間寒暑によりて更衣の沙汰あり、一月の間朔望俗節禮日の服あり。（七）當レ暑

出づ、但し抄出
（一七）へりをつくること
（一八）一本閑中に作る、奴婢を入るる閑をいふ
（一九）后が廟拜に服して、宴には服せぬこと
（一）白ちりめんの表着
（二）うすねりぎぬの裏
（三）斧斤の形をぬひとりせる衣服
（四）白絹の緣飾をせぬこと
（五）除喪の後の着物
（六）大寶令の中の衣服令
（七）論語鄉黨篇第五章

袗絺綌[八]、必表而出之[九]、吉月必朝服而朝と云へり。又晝夜の服あり、必有寢衣[一〇]、長一身有半と云ふが如し。又老弱に因つて其の制あり、五十而非帛不煖[一一]。童子不裘不帛、不履絇[一二]と出でたり。是れ專ら時分を可考也。

又朝廷・燕居・外出各〻其の服あるべし。朝廷は天下の禮儀相定まり君臣敬み守るの地也、分を守つて亂るべからず。燕居して人に不交ときは、褻の衣と號して私居の服あり。是れは人に對面せぬ内宮に入りての服也。又朋友に會しては別なるべし。度々に衣服改めんことも事わづらはしきに似たりといへども、禮服を常に著せんは禮を輕んずるの失あり。褻の服を著て人に交はらんは彼れを侮るに同じ。且つ己れが威儀を以て、下の情をも制しのつとらしむる事上下の道也。是れ利害を以て云ふにあらす。褻裘[一三]長、短右袂、非帷裳[一四]必殺[一五]之と云へる、各〻その服に品々多きを以て也。

次に冠婚・喪祭・賓客・饗應・軍旅之事に因つて、其の服其の制あるべし。士冠禮[一六]に三加[一七]の品を出せり。本朝又其の禮あり。昏禮に婿婦の服の法を出す。尤も喪に斬衰[一八]・齊衰・大功・緦麻等の制あり。祭に明衣・淨衣等あり。賓客饗應に從ひて其の服の品あるべし。軍旅の容貌戎衣甲冑あり、幷に弓馬に宜しき衣服あり、其の服の制一擧不

(八) 葛布のおりもの
(九) 上衣を加へて出づるなり
(一〇) 郷黨篇第五章のつきに出づ
(一一) 孟子盡心上篇第廿二章に出づ
(一二) 禮記玉藻篇に出づ
(一三) 論語郷黨篇第六章に出づ
(一四) 朝服、祭服をいふ
(一五) そぎぬひ
(一六) 儀禮の篇名
(一七) 冠禮の時、始に緇布冠、次に皮弁、次に爵弁を加ふる故に、三加といふ
(一八) 斬衰は衣の下をぬはざるもの、君父の喪、齊衰ははしを折

レ可レ仕、具に究明して其の宜しきに可レ從也。次に衣服の用法あり。衣裳は上下の用にして、上は以て心腹手背をおほひ、下は以て腰脚前後を蔽ふ、上を衣と云ひ、下を裳と云ふ、これ衣裳の法也。衣者上體之服、三才圖繪 古者朝服有二玄衮一(一)、有二黼衣一(二)、有二黻衣一(三)、有二繡衣一(四)、有二錦衣一、有二深衣一(五)、其制多相似と也。裳者下體之服、上同 古者絺裳五色備(六)、前五幅、後四幅、以レ纁爲レ之、刺二繡於其上一と也。而して其の制作の法、歴代不レ同也。

本朝の衣服令に所レ出尤も詳也。而して本朝には男女皆上に衣を用ひて下に袴を用ふ。袴の上に加ふるに有二褶之制一(七)。令曰、加二褶上一也云々。異朝には衣裳あつて、本朝には衣袴あり。其の用本朝の制甚だ相叶ひて腰脚の利多し。而して衣服の上に袍を著す、袖口の濶五位已上一尺爲レ限、六位已下八寸、女亦准レ此といへり。其の後長保の制(八)に、袖の濶一尺八寸以下、袴の廣不レ及二三幅一、或は衣袖袴廣以二一尺六寸一爲レ限ともいへり。是れ定まれる制也、猶ほ舊記に從つて其の制を可レ考。近代は便用を専らとして、衣服の制甚だ捷徑になれり。凡そ衣は腹背を蔽ひて寒暑を時なふ、是れ不レ得レ已のゆゑんにして、其の間是れを制するに禮を以て節す。故に身の肉を外にあらはさず、形の見苦しきを外に不レ出、能くつつましめ、袖を長くして手の形を不レ見。手は必ず動きやす

りかへしぬひしもの、月以下の喪、大功は五ケ月の喪、緦麻は三ケ月の喪の各〻の服をいふ
（一）天子の服、黒色
（二）天子の祭服の一種、父子・男爵の制服
（三）斧の形の刺繡せし禮服
（四）黒色の服
（五）上衣下衣つながりし貴族の制服
（六）繡衮なり、絺は繡に同し
（七）褶、ひらみ、又、しびら、男は袴の上、女は唐裳の上に着るといふ、衣服令皇太子以下に見ゆ
（八）一條天

寛弘の年號、藤原道長の榮を極めし時代なり

し、動くときは非禮のわざありやすきを以て、其の形をかくして、手の動くを自然にやすからしむ。然れども手は動くを以て用とするがゆゑに、袖の口を濶くして急に出すに又利あらしむ。是れ衣の制作也。袴は前後兩足をおほふ、是れ又足の形を不レ出、前後をおほうて、貴人の前に動靜することを利す。足又動いて非禮の行ありやすし、故に其の袴を長うして急に歩むべからず、非禮の行なりがたからしむ。然れども足は動き歩むを以て用とするがゆゑに、上括・下括等の制あつて、歩行するに利あらしむ。されば袍の袖長くして手を蔽ひ、袴のたけ長くして足をかくす。手足に非禮の動なからしむるを以て、臣は君の前において非禮非義の行自然に不レ能、子又父之前においても然り。すべて五倫の間、衣裳の制に因つて、不レ得レ止して非禮非義をなすこと不レ能しむ。若し袍の袖をくゝり擧げ、袴を上にくゝり赤脚ならんには、必ず非常の事ありと知るに足れり。古の聖人其の制する處、尤もゆゑある事ども也。是れ禮服の法也。

弘に於て著用せんには、小袖と號してゆきを短くし、袖の下をつづめ袖口をせばくして、風寒をのぞき便用を利す。是れを褻の衣と云へり。袴はすそを短くして往來を

利せしむ。是れ唯だ私に所レ用にして、聊か公事に服するに非ず。孔子私の(一)小袖は右の袖を短くし玉へりと論語に出でたり。近代に及んで專ら便用を事として、褻(二)晴ともに皆小袖を著用す。近比迄袖のゆきを短くして、猶ほ袖の口を濶くして廣袖と號し、下に袖口せばき下衣を著せりと也。今皆上下公私ともに小袖になれり、專ら其の便用能く、其の所レ見捷徑にして、風寒をよく拒ぐを以て也。而して袍のかはりに肩(三)衣を著し、下に袴を著して其のたけを短くし、足の出入を利す。是れ古來凡下のもの皆手足の便用を利して人の奴隸たるに宜しきを以て、此の制あつて著レ之。今高貴の人も亦著レ之。是れ戰國戎衣の便用をうけて平生の衣服とすれば也。武は專ら便用を利して武の要用を必とす。今用ふる處の制、是れ武の戎衣のすがた也。本朝衣服令、皆唐の制に准ぜり。故に袴の制又是れにしたがへり。

(四)文獻通考一百十二曰、唐德宗貞元十五年、(五)膳部郎中歸崇敬、(六)以三百官朔望朝服袴褶非二古禮一、上レ疏云、按三代典禮、兩漢史籍、並無二袴褶之制一、亦未レ詳二所レ起之由一、隋代以來始有二服者一、請罷レ之、詔可。馬端臨(七)曰、袴褶、魏晉以來、以爲二車駕親戎中外戒嚴之服一、晉制、雖レ有二其說一、而不レ言二其制一、然既曰二戒嚴服一レ之、必戎服也、

(一)鄉黨篇第五章に「褻裘は長くし、右の袂を短くす」とあるを云ふ
(二)平素服・晴着
(三)上下の上の部分をいふ
(四)元の馬端臨の撰、宋代迄の制度文獻の沿革を述べたる書なり
(五)官名
(六)字は正禮、謚は宣、民の疲弊を陳じその對策を上書し、治禮を家學とす
(七)宋末元初の人、字は貴與、元初子弟に教へて德化あり、文獻通考の外大學集傳等の著あり

至二隋煬帝時一、巡游無レ度、詔二百官一從二行服ニ褶袴一、軍旅間不レ便、遂令レ改二服戎衣一、爲二紫緋綠青之服一、則所レ謂袴褶者、又似二是褻衣一、長袴(八)非二鞍馬征行所一レ便者一、與二戎嚴之說一不レ類。韻書訓レ褶爲レ袴、又爲レ袷也、然袴裳也・袷衣之交領也、則不レ知二所レ謂袴褶者一物乎二物乎一、唐輿(九)服志、群臣服條內、有二緋褶大口袴一、則似二是一物一、然不レ知二所レ謂緋褶者衣乎裳乎一云々。然れば袴褶ともに隋・唐の制にして三代の制に非ず。

本朝唐の法にのつとりて此の制あつて、褶をひらみと訓じて、袴の上に加ふと注解せり。表袴は禮服束帶の時用レ之、下袴は下結の時用ふと、左府(一〇)の名目(抄)に出でたり。本朝の衣服も古を變じて定制分明ならずして、しきりに身に宜しきを以て此の用とす。すべて袴斗りにかぎらず、もろ〳〵の衣服唯だ便用を事として禮容を學ぶこと非ざるを以て、其の形自ら夷狄のごとくなりて威儀更に不レ明。威儀如レ此ときは、心氣これにつれて其の本を失ひて皆捷徑を事とす。故に古人衣服の制において、其の禮を詳にし、若し非服を著するものあれば、大にこれをあらためて其の威儀の過不及を論ぜるなり。しかれども世ことに時ことなるを以て、衣服に不レ限皆今を用ひ、專ら利レ己の

(八) 一本、長裾に作る。文獻通考亦然り

(九) 車輿と冠服のことを記せる書

(一〇) 東山左府即ち洞院實熙を指す。實熙は室町初期の故實家にして、行類抄・拾芥抄及び名目抄の著あり。名目抄は公事・禁中所々の名・人體・院中・衣服等の名目の訓方・性質を示せるもの、群書類從雜部に收めらる

輩は、古の制は甚だ迂闊也、不レ足レ用、今の制是れ相應なりと思ふ事多し。故に古人衣服の制においても、自身の非禮を改めしめ、亂臣賊子の心をひるがへしめんがための仁心を能く體認して、而して今の制の宜に可レ從也。古の制宜しと云へども、風俗皆如レ此なるに、今に居て古の形をなさんことは、是れ又聖人の變に處するゆゑんにあらず。禮樂の制は天子の所レ出也、下としてこれを改むべからず。人に不レ從我れは我れにてたたんと云ふは、是れ又身を利する也。況や武士の衣服は又其の制かはれり。本朝の今武を以て天下の政令全ければ、下皆其の禮を學んで、本に聖人の心をあて、形に時の宜を守りて、君父へ忠孝の形をあらはし、朋友へ禮義の交をなさんこと、眞の大丈夫と可レ云也。

宋の朱子家禮において深衣(一)の制を詳にし、甚だ好んで私居の時服レ之。其の制は本と大戴禮に詳に出レ之。其說曰、古者深衣、蓋有二制度一、以應二規矩準繩權衡一、短毋レ見レ膚、長毋レ被レ土、制二十有二幅一、以應二十有二月一、袂圓以應レ規、曲袷如レ矩、以應レ方云々。其の制法甚だ詳にして、古來の服制これのみのこれり。故に時に不レ叶といへども、溫公(二)・朱子は私に著レ之と也。是れ古を慕ふの志深ければ也。後人又これ

（一）上衣と下裳と續きたる衣服

（二）司馬溫公

を必として儒服とせんことは不レ可也。(三)藍田呂氏曰、深衣之用、上下不レ嫌二同名一、吉凶不レ嫌二同制一、男女不レ嫌二同服一、諸侯朝朝服、夕深衣、大夫士朝玄端(四)、夕深衣、庶人衣吉服深衣而已、此上下之同也、有虞氏深衣而養レ老、諸侯大夫夕皆深衣、將軍文(五)子除レ喪而受二越人弔一、練冠深衣親迎、女在レ塗壻之父母死、深衣縞總以趍レ喪、此吉凶男女之同也、蓋深衣者簡便之服、雖レ不レ經見、推二其義類一、則非二朝祭一、皆可レ服レ之、故曰、可三以爲二レ文、可二以爲一レ武、可二以擯相(六)一、可三以治二軍旅一也。

馬端臨(七)曰、三代時衣服之制、其可二攷見一者、雖レ不レ一、然除二冕服一之外、惟玄端・深衣二者、其用最廣、玄端則自二天子一至レ士、皆可レ服レ之、深衣則自二天子一至二庶人一、皆可レ服レ之、蓋玄端者國家之命服也、深衣者聖賢之法服也、然玄端雖レ曰二命服一、而本無二等級一、非下若二冕弁之服一、上下截然者之比上、故天子服レ之而不レ卑、士服レ之而不レ爲レ僭、至二於深衣一、則裁制縫袵、動合二禮法一、故賤者可レ服、貴者亦可レ服、朝廷可レ服、燕私亦可レ服、天子服レ之以養レ老、諸侯服レ之以祭膳、卿・大夫・士服レ之以夕視二私朝一、庶人服レ之以賓祭、蓋亦未三嘗有二等級一也、古人衣服之制不二復存一、獨深衣則戴記(八)言レ之甚備、然其制雖二具存一、而後世苟有二服レ之者一、非下以二詭異一貽中譏、則

(三) 呂大臨、字は與叔、宋代の人、程門の秀才なれど早くして死す、藍田先生と稱す

(四) 上服

(五) 襄年、春秋魯の將軍、禮記檀弓上篇に出づ。文子死してその喪除きて後に越人來り弔し、文子の子深衣して迎へしなり

(六) 賓客のことを掌る官

(七) 文獻通考王禮六に出づ

(八) 梁の人戴聖の編せる小戴禮即ち禮記のことなり

以儒緩取哂、雖康節大賢(一)、亦有今人不敢服古衣之説、司馬溫公必居獨樂園(二)而後服之、呂滎陽(三)・朱文公必休致而後服之、然則三君子當居官涖職見用於世之時、亦不敢服、此以取駭於俗觀也といへり。

深衣の制のみ今に其の説詳にして、ことに聖賢の法服各々天地の用に相叶へりといへども、時に於て不相應を服せんは、唯だ私の服の心に叶へるままに朝服にも著するに同じ。其の所習好惡あれども、心にまかせんことは聖人の道にあらず、理を立て己れを利する也。されば孔子曰、(四)記儒行 丘少居魯、衣逢掖之衣、深衣也 長居宋、冠章甫之冠章甫商之冠名、宋商後、故用此冠とあり、是れ其の國俗に從ひ玉ふのゆゑ也。(五)中庸曰、仲尼祖述堯舜、憲章文武、上律天時、下襲水土とは、如此の心なるべし。(六)子曰、愚而好自用、賤而好自專、生乎今之世、反古之道、如此者、裁及其身者也との玉へり。孔子雖不欲狥時俗之弊、而亦不敢不循時世之制ければ也。衣服は威儀のかかる所也といへども、亦人身を修むるには一端の小事なれば、唯だ水土風俗によつて其の大本を改めしめて、自然に衣服の制までも古にかへる所あるべし、末に心を盡さん事は君子の志に不有也。

(一) 邵雍、字は堯夫、宋代の人、康節先生と稱す。司馬光等名士の師として有名なり

(二) 司馬光が私人としての書齋の名をいふ

(三) 呂希哲、前出六九頁參照。朱文公は朱子のこと

(四) 孔子家語儒行解篇

(五) 第三十章

(六) 第二十八章

次に冠の事、文獻通考百十一巻上古衣レ毛冒レ皮、後代聖人見二鳥獸冠角一、乃作二冠纓一、黄帝造二旒冕一、始用二布帛一といへり。案ずるに、人の身各〻其のあらはるる所なからしめて、頭に至つては其の服なし。ここを以て首服を制して、其の生質の膚をかくし禮を節す、而して冠に品を定め、上下貴賤をわかてる也。凡そ天子の冠を冕と云ひて、公卿大夫に至るまで其の品をわけて大禮の時用レ之。漢制度曰、冕制長尺六寸、廣八寸、前圓後方、其旒皆以二五采絲繩一貫二五采玉一、毎レ旒各〻十二、垂二於冕一、禮有二六冕一、大裘冕無レ旒、大裘而冕也、祭二昊天上帝一之服也、袞冕十二章、袞衣之時冕十二旒、享二先王一鷩冕九旒、祀二先公一毳冕七旒、祀二山川一絺冕五旒、祭二社稷一玄冕三旒、祭二群小祀一以上これを六冕と云ふ。冠の制歴代に相かはれり、具に文獻通考に出レ之、(七)三才圖繪に其の制を圖せり。士は皮弁を服す、冕の制にことなり。馬端臨曰、(八)周以前冠冕之制不レ詳、然冠之制有レ三、曰冕、曰弁、曰冠。冕者朝祭之服、惟有レ位者得レ服レ之、弁亞二於冕一、所レ謂周弁殷冔夏收是也、冠亞二於弁一、所レ謂(九)委貌・章甫・毋追是也、弁與レ冠、自二天子一至二于士一、皆得レ服レ之、至レ周而等級始嚴、故大夫雖レ可二以服一レ冕、而私家之祭不レ得レ用レ之、天子不レ妨レ服レ弁、而雖二小祀一必以レ冕、蓋冕・弁之尊卑始分矣、上得二以兼一レ下、下不レ得二以兼一レ上、然弁有レ二、曰皮弁、以二白鹿皮一爲レ之、

(七) 明の王圻の撰、天文・地理・人物の説明を圖示す。故にかく名づけたり

(八) 文獻通考巻十六、王禮六に出づ、但しその抄出なり

(九) 禮記郊特牲にいふなり、「委貌は周道、章甫は殷道、毋追は夏后氏道なり」の略。委貌・章甫・毋追共に始冠の緇布の冠にて、道は制といふが如し

其制最古。曰、爵弁、則其制下員上方、如冕而無旒、古者冠禮三加、始緇布冠、(一)(次皮弁、)次爵弁、(二)皆士服也、大夫則服冕矣、古者雖重冠禮、而於服章之祭、視之彌重、故雖天子之元子、(三)始冠亦服士之冠、至爵弁而止、而不敢僭用冕、所謂天下無生而貴者、其嚴如此といへり。本朝の冠、亦各其の位に因つて其の制あり。往古は冠の品を以て官位の名を定む。凡そ冠の事、其の本は人の頭の威儀を正しくするにあり。されば頭の容傾側するときは、冠の形かたぶいて前後の旒則ち面にあたりぬべし。是れ不得已して頭の容の正しきゆゑん也。頭の形正しきときは、視聽の動自然に非禮なることなし。聖人豈是れを以て其の粧りとするのみならんや。其の所因甚だ深し。近代に至りても其の制相のこるといへども、皆便利を專らとするがゆゑに、今の士大夫唯だ頭をあらはして首服なし、ここにおいて元服の禮やみ士冠禮の義絶す。成人の禮不行こと殆ど可歎息也。故に公庭出仕の輩、自ら身の傾側して威儀のそこぬるを不知、或は矮屋によぢ入り、或は屏障にもたれ、或は俯仰時を失ひて、禮容みだるるに至りぬ。

次に帶之事、古來は其の制品多し。玉藻に革帶・大帶のこと出でたり、いづれも衣

(一) 麻布を赤黒色に染めて作りし最も古き型の冠
(二) 高さ八寸、長さ一尺二寸、爵(すずめ)の形したる冠
(三) 嫡子

レ下曰レ屨、唯服舄、其餘皆屨といへり。又屝と云ふあり、草履也と注す、今のわらぐつの如し、ともに足を入れて其の形をあらはさしめざるの器也。歩行すること輕忽ならしめざらんために、貴人のくつは皆下にうらをつけ、指の入る所の先にかざりを致し、更に足をあらはさず、若し輕くはしらんに利あらしめんとならば、今の草履の如く、下を一重にして足をあらはし、鼻緒を用ひて歩むに利あらしむべき也。その內履は草を以ていたし、履は麻履也と注す。後世に至りて金銀の飾を用ふ、尤もあやまりと云ふべし。

次に佩の事、古之君子必佩レ玉と云へり。陳氏禮書曰、古之君子必佩レ玉、其制上有二折衡一、下有二双璜一、中有二琚瑀一、下有二衝牙一、貫レ之以二組綬一、納レ之以二蠙珠一、而其色有二白蒼赤之辨一、其聲有二角・徵・宮・羽之應一、其象有二仁智禮樂忠信道德之備一、此所三以非僻之心無二自入一也といへり。君子佩レ玉は、其の佩玉を見て己れが德をただし、溫潤を玉に可レ比と云へるの心なるべし。ことに往來ともに佩玉の聲合ふときは、其の威儀相あたり、玉たがふときは威儀ここにそむくを考へて、身體の威儀不レ得レ已して正しからんことを欲するがゆゑに、必ず佩レ玉也。而して天子より士に

至るまで其の制あり、士は佩二瑞玫一而縕二組綬一と玉藻に出でたり。内則に子事二父母一ことを以て左右佩レ用と云へり、謂下身之兩旁佩二帨巾小刀之類一以備上レ用と注せり、玉のみにあらず、自らの便用を利するのものを佩ぶる也。(一)孔子去レ喪無レ所レ不レ佩とあれば、便用は云ふに不レ足、すべて佩を以て身の威儀を正すによつて也。唐宋に及んで官人皆金銀の魚袋を佩す、各〻其の官位に隨へり。魚袋古之算袋、魏文帝易以二龜袋一、取下其先知二歸順一之義上。又唐改以二魚袋一、取下其合二魚符一之義上、自二一品一至二六品以下一皆佩と云へり。本朝衣服令に玉佩の說あり、袋のことあり、專ら唐の制にひとし。武士横刀をおび幷に火打袋を佩びて便用を利すといへども、威儀の則あることを不レ知、尤も可レ歎也。

次に笏の制あり。天子より士に至るまで、各〻其の用詳に禮記に出でたり。天子の持ち玉ふをば珽といへり、(二)天子搢レ珽、方二正於天下一也と云ふ是れ也。諸侯荼と云ふ、前詘後直、讓二於天子一也、(荼讀爲レ舒、謂レ笏爲レ荼、)大夫前詘後詘、無レ所レ不レ讓也、將レ適二公所一、(四)史進二象笏一、書二(五)思對命一といへり。(六)荀卿曰、天子御レ珽、諸侯御レ荼、大夫服レ笏と云ふ、皆同じ儀也。されば天子より士まで各〻笏を用ひて其の威儀とす。天子はこれ

(一) 論語郷黨篇第五章
(二) 禮記玉藻篇
(三) 長二尺六寸、くび圓くそぎて下方正、圓くそぐは天子に讓るの意といふ
(四) 大夫・蔡侯、文書を[illegible]
(五) 思は君にいはんとすること、對はこれに答ふること、命は君の書なり、笏におぼえつけおくことなり
(六) 荀子大略篇

を用ひて自ら事をしるして身を省み事を指示す、諸臣は君命をしるし我が所可述をしるし、世事をのせて君命に應じ、忽忘なきを以てつとめとし、且つ君に指示し奉るの便用とす。管子(一)曰、天子執玉笏以朝日。釋名(二)曰、笏忽也、君有命則書其上、備忽忘也といへり。有事則書之、故常簪筆、令之白筆是其遺象也、手版即古笏矣、頭復有白筆、以紫皮囊之、名曰笏とあり。珽長尺二寸、方而不折、以球玉爲之、笏度二尺有六寸、中博二寸、其殺六分而去一、晉宋以來謂之手版、此乃不經也、五品已上通用象牙、六品以下兼用竹木。(唐張九齡、常使人持之、因設笏囊、自九齡始。)歴代とも此の制あり。本朝衣服令に其の事を出して唐の例に准ぜり。牙の笏、慶賀の笏等あり、笏をしやくと云ひ習はせり。

朱子語錄(三)曰、今官員執笏、最無義理、笏者唯在君前記事、恐事多、須以紙粘笏上、記其頭緒、或在君前不可以手指人物、便用笏指之、此笏常只挿在腰間、不執在手中、夫子(四)攝齊升堂、何曾手中有笏、攝者是畏謹、恐上階時踏著裳、有顚仆之患、執圭者自是執見之物、唯是捧至君前、不是如執笏、所以夫子執圭時、便足縮々如有循、緣手中有圭、不得攝齊亦防顚

(一) 管仲の著なり

(二) 書名、後漢の劉熙の著、爾雅にならひて訓詁を説明す

(三) 文獻通考卷十四、王禮六に引用せり

(四) この一句論語郷黨篇第三章に出づ

（五）文獻通考王禮六に出づ

（六）天子の次に貴き人の朝にて持つもの、笏に似て上尖り下四角なり、長さ九寸といふ

（七）諸侯の中の子・男爵の人の圭の代りに持つ玉、径三寸の圓形に、径三寸の圓穴あるもの、その中にある綸によりて身分を別つといふ

（八）小羊と雁、即ち卿大夫の進上物

作。馬端臨曰、圭鎭寶也、笏服飾也、圭則執之以爲信、笏則執之以爲飾、晦庵言、笏只是君前記事指畫之具、不當執之於手、然古者天子亦有笏、豈又藉此以記事指畫乎、蓋朝章之服飾也、但天子之笏以玉爲之、其制似圭、而天子與公侯伯之圭、上鋭下方、其形類笏、故後人或誤以圭爲笏、然笏者非執則措、不可須臾去身者也、若圭則天子以禮神、諸侯以朝見、天子不過當事之時暫捧之而即奠之、不常執也、嘗見繪禮圖者、繪上公袞冕執桓圭在手如秉笏之狀、是矣、至卿大夫無圭璧、則端冕盛服而執所謂羔雁者在手、殊爲可笑、蓋誤以圭爲笏、誤以鎭信之具爲服飾之具故也。

今案ずるに、馬端臨笏を以て服飾之具とするは又誤れり。聖人何ぞ不入の物を制して服飾とせんや。天子又記事指畫のことあるべからずと云ふもあやまれり。笏は常に身を不離は、天子も亦其の可忘失之事、思學の今叙慮におもむく處は、則ちしるし付けたまふべし、又指畫して侍臣に示し玉ふべし、手指を出さんは君臣ともに禮に非ざれば也。故に天子より士に至るまで笏あるべき也。本朝又笏・檜扇の類これ也。俗下れるに及んで、上公より士大夫まで皆扇を用ふ、是れ禮の失するゆゑん也。其の

ゆゑは、扇は暑を除するの器也、臣子君父の前においては、あつしと云へどもみだりに扇をつかふべからざる也。若し是れを腰間にさしはさまば、不レ思に扇をぬいて風をまうけ、失禮に至ることもあるべし。故に公庭には笏・檜扇を用ひて書二思對命一、指示の禮を以てして、更に身を利するの用とせず、唯だ君父に對して忠孝の思入斗り也。身を利し便用を事として此の扇を插むになれり、是れ又時のならはしなれば尤も不レ可レ變。扇を用ふること古の笏に相比して、身の便用を先にすることなかれ。

次に男女の服制のことあり。女の服、王后より士庶人の妻に至るまで尤も其の制あり。周禮に追師の官あつて王公の首服を司どり、内司服あつて王后の六服を司どる。其の制詳に周禮に出で、歷代の制法皆（百十四）文獻通考に出せり。其の形三才圖會にのす。是れを以て可レ考。本朝の制衣服令に出で、唐の制に准ず。是れ又德を表し威儀をしめして色容の飾とすべからず。二儀實錄曰、爰自二黃帝一爲二冠冕一、而婦人之首飾無レ文、至レ周亦不レ過二(一)副笄一而已、漢宮掖承レ恩者、始賜二碧或緋芙蓉冠子一、則其物自レ漢始也。又曰、(二)燧人氏婦人始束レ髮爲レ髻、至レ周王后首飾爲二副編一、鄭(玄)云、(三)三輔謂二之(四)假紒一。又曰、燧人始爲レ髻、(五)女媧之女以二荊枝及竹一爲レ笄、以貫レ髮、至レ堯以レ銅爲レ之、

(一) 貴婦人の髮飾、副は髮を覆ふかざり、笄はそれをとめる衡笄なり
(二) 支那上古の帝
(三) 漢時、都の長安附近をさしていへり
(四) 一種の髮をかざる附け毛、かつらのこと
(五) 伏羲氏の同母妹、草創の世に功ありし女性としての傳說あり

且横貫之、舜雜以象牙・玳瑁、(六)郭憲洞冥記曰、漢武帝元鼎元年、有神女、留玉釵與帝、故宮人作玉釵と也。女のかみのかざりさま〴〵多く、容色に白粉紅臙をぬる事、皆古來三代の制にあらず。燕脂起自紂、以紅藍花汁凝作之、調脂飾女面、產於燕地、故曰燕脂といへり。白土粉水銀粉を用ひて面に抹すること、猶ほ古の制にあらず、唯だ色に耽るがゆゑに其のかざりを專らとするになれり。尤も可歎息也。

次に衣服色采制法の事あり。古來は皆布を用ひて其の制とす、其の後絹帛のあたたかなるあつてここにたれり。而して貴賤皆或は表文をゑがき或はぬひものにして、是れを以て品をわかちて差別せしむ。その後色を染めわけ、そめもののことを詳にす。昔に至りて初めて士人皆織ものの巧なるを以て上服とす、是貴女功之始也といへり。然れば衣服皆布帛を以て本とし、表文皆或はゑがき或はぬひものにして、其の家々をわかち其の貴賤を定めて事たれり。凡そ表文を出すには、前後の付け所付け樣各以て可詳。不然ときは是れを著して威儀不正、自身の傾側をただすこと不叶もの也。故に前に付けては自ら見て威儀をただし、後に付けては人にみせて其の威儀を改めし

(六) 王莽の亂後、後漢光武帝に仕へ、諫爭合はずして退く。洞冥記正しくは漢武洞冥記といふ、或は六朝頃の人の僞作ともいへりと

め、向ふときは君父にその姓名をしらしめ、後よりはあとに來る人に其の姓名をしらしめんためなれば、自らの威儀を正し人の非禮をうけず、相互に表文して合符とす、是れ更にかざりに非ざるなり。天子諸侯より士庶人まで各々如ㇾ此ときは、其の衣服を見て其の官位を知り、表文を見て其の德行姓氏をしり、其の出しやうをみて嫡庶を辨じ非僻之行をはかる、聖人の制尤もゆゑありと可ㇾ知也。

唐の武德(一)年中に衣服令を定め、天子之服は十四の品を分け、群臣の服は二十有一品に定め、其の制をさま〴〵に究む。然れども上世を去ること甚だ遠くして、其の采色綿帛皆以て甚だ奢れり、豈君子の制ならんや。況や後世に至つて蕃國の珍產多くして、これを以て衣服とす、この國の制法悉く失するに至れり。彼の夷狄は唯だ己れが身を利するを以て專らとし、國又邊鄙にして四時不ㇾ宜を以て、麻とり桑とること不ㇾ叶がゆゑに、鳥獸の毛をあつめ其の皮を制してこれが衣服とす、豈中國の寒暑を時なふが如くならんや。然るに中國に居て麻布綿帛の寒暑に宜を棄て、或はにこげ(柔毛)の衣を著し或は木綿のあらきを用ひば、中國の人に可ㇾ稱のことなし。たとへ見るにみごと也、著て宜しと云へども、聖人の法服にあらず、是れを用ふるに不ㇾ足也。而して染色の

(一)唐の第一代高祖の年號

事、五色の正色を以て高下の品を定むべし、相雜はるの染もの、間色のことなる色を用ひんは、君子の大に戒むる處也。童子女子は用レ之といへども、其の養を許にせんには、童子と云へども如レ此の色ある服をなさしむべからざる也。婦人猶ほ然り。

(一)朱子曰、自下隋煬帝令二百官一以二戎服一從二一品一賜中紫、次朱、次綠上、後世遂爲二朝服一。馬端臨曰、用二紫・(緋)・綠・青一爲二命服一、始二於隋煬帝一、而其制遂定二於唐一、然漢(二)夏侯勝謂、士明レ經、取二青紫一如レ拾レ芥、揚子雲亦言、紆レ青拖レ紫、西漢服章無レ所二考見一、史言、祭服用二袀(紺色)玄一、東漢則百官之服、皆袀玄而青紫、乃其時貴官燕居之服、非二微賤者所一レ可レ服歟。丘文莊曰、孔子曰、(五)紅紫不三以爲二褻服一、朱子謂、紅紫間色、不レ正、嗚呼五胡亂レ華以來、極二於元魏之世一、凡中國之衣冠禮服、皆爲レ所レ變、一切趨二於苟簡一、是雖二華夏之域一、其所三以爲二身之章一者、無三復上衣下裳之制一、豈但其服色之不レ正而已哉、自レ隋以來、以レ紫爲二大臣之服一、(六)我朝始復二古制一、朝服一以レ赤云々。

凡そ間色は四方の色相交りてなるの色にして、純粹なる色にあらず。衣服は威儀のよる所なれば、君子大丈夫の所レ貴なり。然るに好むにまかせて色をなし、風流によつて婉色を用ひ、利害によつて穢汚のあらはれざるを專らとす、是れ古制の心に非ず、

(一) この項文獻通考卷十四、王禮六よりの抄出なり
(二) 字は長公、宣帝の時の人、光祿大夫・太子太傅をつとむ。勅命を奉じて尚書論語說を撰す
(四) 揚雄、字は子雲、漢成帝の頃の學者、太玄・法言等の著あり
(五) 論語鄕黨第五章に出づ 朱子の說にその個所の註に見ゆ
(六) 明の朝廷を指す

小人のわざ也。本朝准二唐制一じて、紫色を禁じて卑賤のものに不レ令レ著、是れ因循するがゆゑ也。而して表文を染め出すこと、古來其の制尤も厳也。其の德あらずして其の表文を盛にせんことは上下の品に非ず。丘文莊曰、我朝凡官品常服、用二雜色・紵絲・綾羅・綵繡一、庶民止レ用二紬絹紗布一、並不レ許三玄黃紫三色、并織二繡龍鳳文一、違者罪及二染造之人一といへり。是れ等のことを詳にして、具に究明いたすべし。

而して衣裳の幅襞積裁縫の制を正しくして疎にすべからず。是れ古來の法也、不レ可レ忽。黃帝作レ冕、垂レ旒、目不二邪視一也、(一)充纊、示レ不レ聽二讒言一也。(二)虞書、(三)帝曰、予欲下觀二古人之象一、(四)日月星辰・(五)山・(六)龍・(七)華蟲作レ(八)會、(九)宗彝・藻火・粉米・黼黻、絺繡、以二五采一彰二施于五色一作上レ服、汝明と出でたり。衣冠の間、一つとして盛德を表はし身を修むるの便りとせずと云ふことなし。故に衣裳の幅皆天地の數をかたどり、其の衣服を著すれば、自ら非禮の動なきが如くならしむ。深衣制、應二規矩準繩權衡一、制二十有二幅一、以應二十有二月一、袂圓以應レ規、曲袷如レ矩以應レ方、下齊如二權衡一以應レ平と云へるがごとし。たとへば幅のはば廣くして一幅を以て二幅にかはらしむるにたれりと云へども、禮服は必ず天地陰陽の制に從ひて其の制を正しくすべし。襞積

(一) 耳に纊(わた)を充たすこと
(二) 書經虞書益稷に出づ
(三) 舜帝
(四) 日月星辰のその照臨を象る
(五) 地の鎭めをかたどる
(六) 變化の不測をかたどる
(七) 雉のこと、羽の美しきをとる
(八) 五采なり、繪と同じ
(九) 宗廟の酒器の孝、藻の清潔、火の明、粉米(白米)の人を養ふこと、黼黻即ち古の武器の働き等をそれぞれかたどりてぬひとりすること

を折ることとも亦然り。褻の衣、私の處にては便用を利して、或は幅をちぢめ或はひだを略して其の宜に從ふこと、是れ又古の法也。帷裳は禮服にして、其の四角に正しきを用ひて、幅に十二の數を用ふ。襞是褶、積是疊といへども、孔子非帷裳必殺之と出でたり。凡裳前三幅後四幅、象陰陽也、非帷裳則斜裁倒合、腰半下、齊倍要、無襞積、而有殺縫也といへり。禮服にはひだをとりて置くを、私の裳はひだの所をそぎとりて、縫め斗りを用ふるとのこと也。

本朝の今衣裳の制あらざれども、士の所著唯だ便用とのみ心付くるは、是れ身を利するの一事なるを以て、ひだをたたみ置くべきをも其のたたみめを略して殺ぎ取り、不入所に繒布の不費をよしとして、幅を略しひだを去りて捷徑を事とす。古は下の袴の幅尤も廣くして襞積を多くし、其の禮服とす。今は上下ともに幅をつめて襞積を少くす、ある所のひだも不得止して是れをおく。唯だ古人の是れを以て禮服とし、威儀をただし德行をかへりみ、非禮の動あらしめざらんのためなりと云ふ心聊も無之。如此なりもて行かば、彼の南蠻北狄の紅毛を以て身をまとひ人の膚をつつみて、袖のあまりなく齊のととのほるあらず、はだかなる身を紅毛にくるみまとうて餘分なき

（一〇）論語鄉黨篇第六章

が如く、つひには禽獸の皮毛戴角して專ら已れを利するにのみなれるに至りぬべし。其の機微不レ戒んや。裁縫の用不レ正ときは、著用して身に不レ宜もの也。身に不レ宜ときは威儀自ら傾側すべし。故に衣服のたちめを正しくし、其のぬひめをろくに(一)致すべき也。君子大丈夫の身に著する衣服なれば、其の形は疎草にして、たとへ破れたらんに近くとも、其の制法は聖賢の法服を用ひば、著して心自ら快く威儀ここに調りぬべし。況や武士の服、其の用又常にひとしからずといへども、本を王道に推して末を今日の宜に可レ從也。聊か私の便用を事とすべからず。

(二)致堂胡氏曰、君子大復レ古、重變レ古非レ泥二於古一也、以二生人之具、皆古之聖人因レ時制レ宜、各有二法象意義一、不レ可下以二私智一更中改之上也、用二步卒一而車戰法亡、開二阡陌一而井地法亡、建二郡縣一而封建法亡、以レ日易レ月而通喪之禮廢、從二事鞍馬一而轡(三)軾之義絕、參以二胡服一而冕黻不二復用一、尙以二盃按一而(四)籩席不二復施一、大抵視二便利一爲レ安、日趨二於苟簡一、而聖人所レ作法象意義、不二復可一レ見、有二天下一者以二智力一得レ之、凡所二施設一、是レ今而非レ古、如下宣帝所レ謂漢家自有二制度一者上、豈不レ可レ歎之甚一哉、以二周家(五)紗幞一事一論レ之、此後世巾幘朝冠之所二自始一也、古者賓祭喪燕戎事、

(一) 正しきこと

(二) この項、文獻通考卷十四、王禮七に馬端臨の引用せるところなり

(三) 車上の禮

(四) 祭の禮器をつらぬること

(五) うすぎぬのかぶりもの

冠各有レ宜、紗幞既行、諸冠由レ此漸廢、紗而用レ漆(更)爲二兩帶一、上結二兩(帶)一後垂、唐以來然矣、稽二之法象一、果何所レ則、求二之意義一、果何所レ據、然而行レ之數百年、而莫レ有二以爲一レ非也、治二天下一者、莫レ大二於禮一、禮莫レ明二於服一、服莫レ重二於冠一、必欲レ盡レ善、其必考レ古而立レ制、夫亦何獨冠爲レ然哉。

次に著服之用あり。すべて衣冠より履に至り佩玉笏に及ぶまで、常に著用することは不レ得レ已を本として聖人其の禮節を定め、服用するときは則威儀于正而非禮之動自止、是れ著用の制也。この間に於て君子大丈夫心を付くる所あらば、服に因つて自ら省みるに宜しく、服に因つて自ら分を安んじ、服によつて視聽容顏の非僻自らやむ。聖人の仁心尤も可レ歎也。されば衣冠を著服せん事聊も輕疎にすべからず。袖のゆきを正し表紋を合せ齊をそろへ、帶の緩急を節にして紳をたれ佩をさげ、横刀をわきばさみ、首を正しく視、容貌を正して、而して坐作動靜を節にあたらしむべし。著用不レ正しては衣服の宜と云ふに非ず、たとへ衣服其の制正しと云へども、著用すること禮にあたらざれば君子の本意に非ず。古の服は著用すること不レ正ば其の服ならざるを以て、非僻之情自らやましむ。今は其の制あたらざれば著用の法を以て詳にす。故

に輕疎の生質には衣服のゆきたけを長くして手足妄動をやめしめ、重勤の質には衣服を薄短にして其の動靜を節せしむ、是れ平生所レ養の法なりと云へり。而して惡衣惡(一)食をはづるは士の道に志すに非ず。(二)子路衣ニ敝縕袍一、與下衣ニ狐貉一者上立不レ恥を、孔子稱美し玉へり。學者此の心を不レ會して、天下の人皆如レ此ならんことを欲す、尤もあやまれり。士は微官微祿にして、衣服を逞しくすべきの身に非ず、子路が身又然り。故に惡衣に於て志なし、道に志すのみ也。今大官大祿を得、財寶充滿して、衣服其の節を不レ知、しきりに惡衣を著して是れを不レ恥を道と思ふは、是れ唯だ身を利して聖人の心を不レ知也。所レ謂身を利すると云ふは、衣服を著かへぬぎかへて褻晴あるをむづかしく存じて、晴のままに私に侍り、褻のままに公庭賓客祭祀に至る、是れ身の安佚を好むがゆゑ也。衣服に財を費すことを嫌ひて分より遙にきたなびるるは、是れ甚だ利害にして禮にかなはざる也。聖人の教を意見を以て考へて、師を不レ尋理を不レ究、是れ己れを利する也。故に學者常に如レ此所を味はへて、其の分限を節して儉德を可レ用。不レ然ばしきりに奢りて心氣の養を失ひ、ひたすら吝んで威儀の用をみだりならしむるは、聖人の學に不レ有也。

(一) 論語里仁篇第九章
(二) 同子罕篇第廿六章

一三　居宅の制を嚴にす

師曰はく、凡そ宮室家宅は人不ㇾ得ㇾ止の制なり。飲食衣服そなはるといへども、雨露霜雪におかされ風寒暑濕にあてられては、飲食の養不ㇾ全、衣服これがために害せらる。ここにおいて居宅を構へて其の失を去る。されば上古には、つねには外に居て用をたし、居宅には土の下に穴をまうけて、此の内に身を隱して風寒をされり。聖人是れを考へ、竹木をあつめ草茅をかつて、初めて家宅のまうけをなせり。易曰、[三]上古穴居而野處、聖人易ㇾ之以宮室、上ㇾ棟下ㇾ宇、以待風雨、蓋取諸大壯[四]とは此の心なるべし。是れ人生居宅のおこれるゆゑん也。既に居宅のかまへ有りて人々其の制作をしり、工ここにさかんにして器ここにたれる[足]ときは、居宅又其の制法不ㇾ具ばあるべからざる也。[五]居移ㇾ氣は孟子の戒め也。其れ人の居處不ㇾ正ば、氣これがために變易して威儀正しきことを不ㇾ得。[六]芝蘭の室に入れば不ㇾ求してかほり、鮑魚の室[肆]に入れば自ら其の臭を含む、酒家に入れば酒のまんことを思ひ、市家によれば賣買[寄]の利をしる、是れ其の居處によつて其の氣の養たがへば也。鳳凰は梧桐にやどり、黃鳥は丘

（三）繫辭下傳

（四）大壯の卦、乾下震上にとる

（五）孟子盡心上篇第三十六章

（六）孔子家語、六本篇に出づ

隅に止まり、魚は淵に躍り、麒麟は郊藪に出づ。各〻其の處によろしきゆゑあるは居宅を營するの理也。君子大丈夫の居宅、其の所を撰んで、營作の制尤も聖人の掟を守り、法を則とり便用を利し、而して體用相調ふ。ここにおいて居て心に快く、安んじて樂しむ處たりぬべき也。いづかたに居り何樣にかまへても、家宅に心はあらざると云ふ人は、是れ上古穴居野處の民にして、今の文質彬々たるを用ふるのゆゑにあらざる也。

案ずるに、居宅之制辨ズ二貴賤ヲ一といへり。其の人の官位俸祿を考へ、扶助せしむるの人をつもり、往來の賓客公用會禮のことを詳にして、其の階級を守るにありぬべし。而して其の人の年齡其の老壯弱によつてかはりあり、尤も時代の考へ風雪の有無をはかり其の制を具にす。其の家宅の有る所、都城の遠近都鄙、山のうけやう、川のありさまに因つて、各〻其の制作ありぬべし。このゆゑに士農工商の品其の身の貧福を詳にして、とめり（富）と云へども分をこえて不レ制セ、貧といへどもあるべき所はあらしめて、初めて家居の法明なるべき也。此の法を本として宮室の大小内外のわきまへを具にすべし。家宅輕きを貴ぶといへども、其の分限に從つて大に致すあり小に致すあり、一

家の内にも其の制大小なくんばあるべからず、室を内外に分ちて男女の別を正し、内より外を不レ云ヘ、外より内を不レ令レ窺メ、門を別にし井をことにし、空地を内外にまうけて男女一所にあつまらしめざる、是れ古來の制也。如レ此詳に其の理を究めて、高下大小皆其の位を守りて聊か不二放埒一ときは、人々自然に其の分を守り職を知りて外を願ふ事あらず。是れ居宅の制也。

　次に宮室の品を論ずるときは、先づ人を置く所を構ふ。人の内には父母を安置するの室をさきとすべし。父母いまさざるときは廟を先にして、而して家人の居をまうく。是れ今の屋を長くして人を置くの宅是れ也。次に我が居るの所あり。我が平居するの宅を廣からしめ、その内をかまへて小殿をまうけ、親しく心易きものに對面の所とす。其の間に寢所をかまふ、是れ私居において差別して、居間・寢所・對面所あり。次に客殿をまうく。大中小は各〻其の人によるべし。ここに又三段をかまへ、親疎尊卑の來客を饗應す。是れについて寄り付けの宅をまうけ、或は武器をそなへ或は番兵を置いて内外の非常を禁じ、申次ぎ給仕するの便用を利す。

　次に炊飯の宅あり。これに三段をまうけて、魚鳥を調へ庖丁を致すの所あり、火を

盛にしてこれを煮炙り、あつものし飯かしぐの所あり、水をまうけ薪を蓄へ魚鳥・雜菜・果物・酒醬を置くの所あり。各〻其の用法を詳にせざれば其の制不レ正也。次に諸色を蓄へ置くの宅あり。珍器・重器・文武の器をば府庫をかまへ土瓦を厚くして盜賊を防ぎ火難をさく、（避）平生出納すべき用器・衣服・財寶は所々に納戸をかまへあかりをまうけ、鼠穴をさけ盜賊を防がしめ、不淨捨をまうけて不淨を一所にいたす。是れ家宅の式也。內女を置くの所も准レ之じて可レ知也。次に廊をまうけ庇をかまへ、大宅小宅のつなぎを致し、所々の緣をまうけ、風雨をのぞき、一所々々に詰間をこしらへて其の所の詰番をたださしめ、庭上庭下に空地を置く。如レ此ときは居宅の制ここに全し。されば身を以て是れを考ふるに、身を置くあり、是れ平生の居間也。來客に對するの用あり、飲食をなすの所あり、身につける器用をおく所あり、一个の僕を置くの所あるべし。たとへ一室の間方丈のせばきと云へども、此のことわりは更に不レ得レ止のゆゑん也。これを推して大厦高屋のかまへ宮殿樓閣に至ると云へども、方丈の居宅を以てわり出して、客殿雲にそびえ露臺天を覆ふにも至るべし。是れ內のかまへにして、此の外に築地をかまへ屛をまうけ、或は壘を高くし或は湟を深くするときは、城

郭の制ともなりぬべし。此の本を基として居宅の品を制する、是れ聖人の立レ法建レ式て其の理をきはめしむるのゆゑ也。

次に宮室の用法あり。宮室を制するに、能く時をはかつて民の勞をしり農の時を不レ妨、竹木の截取に宜しき時、土石を運送するに利あるの時、すべて諸色時を以てせざれば勞而無レ益、急緩節をはかつて專ら天の時を考ふべし。(一)詩序曰、定之方中、美二衞文公一也、文公徙二居楚丘一、始建二城市一、而營二宮室一、得二其時一制、百姓悅レ之、國家殷富焉と出せり。定は北方之宿、營室星也。此星昏而正中するは今の十月也。是れ宮室營作の時なれば、民の暇あつて天の時に順ふ也、若し其の事不レ得レ已ときは唯だ重きに可レ從。されば門戶之制、道橋の修造、城郭牆塹は不レ可二一日無一焉者也、時を待ちてつくるべからずといへり。次に所を計りて其の營作をなさざれば、必ず營作不レ宜也。水土によつて風寒の甚しきあり、炎暑のさかんなるあり、雪の多くして屋にひとしきあり、北をうけて寒く南をうけて暖なるは平生なりといへども、國によつて又其のたがひあり。東西南北を考へ山川海陸をつもり、土の品をはかり水の用を考へて其の水土によるべし。

(一) 詩經鄘風、定之方中の篇の序

次に營作の功、人力をつもり、奉行を置き、其の頭を定め、土石の普請、竹木の作營、大工手傳の用を具にして、其の分配組ことを詳にし、營作の制聊かみだりならず、威儀ここに存すべし。而して監人を立て、日々に往來して其の勞逸をただし其の賞罰を明にす。如レ此ときは營作自ら正しくして其の功速になりぬべし。丘文莊曰、古人作レ事、必順二天時一、察二地勢一、審二土宜一、不三徒盡二夫人事一也、而又質二之鬼神一焉、蓋宮室之建、不レ免二於勞レ民傷一レ財、可レ已未二嘗不一レ已也、萬一不レ得レ已而爲レ之、必升レ高以望、而審二其面勢之可否一、降レ下以觀、而察二其土地之宜否一、考二其日景一、而驗二其方向之正否一、稽二之卜筮一、而考二其龜兆之吉凶一、無二一而不一レ善、然後興レ工動レ衆といへり。凡そ營作の要は貴レ輕にあり。異朝には席榻のことあつて室中皆板布なく、人の可レ坐の處には床を置き榻をまうけて、その間往來の處は皆或は土上を歩行し或は石瓦をたたんで歩行せしむ。本朝は皆板布をまうけて便用を利す。是れ則ち人已れを利して國土の費をかへりみざれば也。しかれば念を入れ重く厚く可レ仕の處は、柱に念を入れ、地形を堅くし、棟梁をよくして、上葺を密ならしむべし。不レ入所に人力をつひやし財をすてんことは、皆游宴のことになりて、專ら人の目を悅ばしめ奢

をきはむるに可レ至也。故に貴レ輕といへり。而して高下を以て貴賤の分を制すと云へり。云ふ心は、家に上段中下段をかまへ、内緣外緣をめぐらしめて、高貴の人は高座に居し、卑賤のものは位を守りて座をへだて、或は中下段、或は内外の緣に坐して禮を行ふがゆゑに、卑賤のもの自ら非常の變あらしめず、非禮の動きなしがたし。是れ居宅に高下のへだてあるを以て、自然に分を守り威儀をただすにたれり。況や高きに坐しては、非禮の動きあるときは自ら下にあらはれやすし、故に貴賤自ら威儀を正すべし。

次に無二隱處一内外相隔而自令レ正二非僻一といへり。云ふ心は、居所かくるる處あれば、必ずこれに因つて非禮の動きおこりぬべし。居所人のみる所よりかくれず、内外を堅くへだてて男女不二出入一、仕官各〻己れが居る所を守り、老壯若こと〴〵く相阻て、其の間其の座にかくるる處なくんば、人誰か非僻のことをなすべきや。是れ居宅の制によつて自ら威儀ただしかるべし。不レ然ときは、閑居の席をまうけて仕官のものにもへだてをなし、彼我のへだて好惡のことあつて臣吏に内をうかがはず、常に戸障子帳を立てて我が居所をみせしめざる、皆非僻の行ある輩の居宅と可レ知也。君子

大丈夫更に恥づる所なし、內に省みてやましからず、悉く內外通用してかくすべき所あらず。休息すべきには寢所に入るべし、寢所に入るには必ず時あり、時をたがへば非禮と云ふべき也。されば君子は居安からんことを不レ求といへり。居の安きを求むると云ふは、隱所をかまへ休息がちにして、身を利しつとめを失ふの事を戒め玉へる也。

次に戒二非常之變一といへり。云ふ心は、唯だ便用を思ひて堅固の用を不レ知ときは、文にして武をわすれ陽にして陰をすつる也。故に門戶には關鑰のとざしをまうけ、番の兵を置き、非常の變を戒むるの器用をたくはへ、たいまつ挑灯をかまへて夜の守りを堅くし、人の可レ來寄付往來の廊には、番兵結番して短兵長兵をまうけ、內外より變あらんを防ぐことを利す。凡そ人の可レ出の口、人の往來の道、人の相會する所、皆以て番人を置いて變を守らしむべし。是れ人變を防ぐの戒め也。故に居宅の制、自らこの變を心得て內外の防を專らとす。さるに因つて門外に辻番所を立て外の防をなし、門戶の左右に番所を立て、往來の地皆番屋を輕くし、所々に小口をいたし出入をさへぎり、家宅の內には戶障子を立て、其の開闔の音を高からしめ、番人の居所は四

方をとり拂ひて外をうかがふに利あらしむ。ここにおいて其の制全きがゆゑに、人其の番所にあれば、自ら外に非常のものなく、盗賊自然に來らざるべし。

次に火難の事、家宅の制古にしたがつて用其の理をきはめば、内外の火災殆どのがれつべし。其のゆゑは、人の火を専らとすることは、四時にて云はば冬春の二時、四時に風盛なるの時、朝夕にて云はば二時の食を炊ぐ時、夜明を求むる時也。火をさかんにする所は、食を炊ぎ湯をわかしあつものするの所、炭薪のあつまる處、燭臺・油窔を置く所、圍爐埋火の所也。火を盛にするは賓客の節、病人あるの節、吉凶について人多く聚まるの節也。此の品を究理して、火を炊ぐべき竈をば、土を厚くして水に近からしめ、下に土石をかため、上に火の付きよからん物を不レ置、火を多くたくべき家をば遠くまうけ、空地を置き井水をたくはへ、火さかんならん時には監人を以て火の色烟臭をただし、火を多く焼きたらん節には監者を廻して其の場をけみせしめ、衆賓來會の時は供奉のものの火を散らすを改め、内外をめぐりて是れをけみす。如レ此を戒約の制とす。若し火外に起らば、家上にのぼりてふせぐの輩、財器を運ぶの輩、妻室に從ふの輩、我れに從ふの郎從、各〻究明して其の宜を制し、火をふせぐの器を

多くして、約を定めて其の用をなす。如レ此ときは火災を守禦して理にかなふべし。不レ得レ止して燒失すと云へども、其の威儀更に不レ可レ亂と云ふべし。ここを以て非常の變に逢ふと云へども、居宅の制正しからんには、己れが威儀更にたがふべからず。家宅其の制をみだり用法理を不レ究して、其の情のままに事をかまへ用をなすがゆゑに、變起つて心みだれ威儀を失ふに至りぬべし。たま〳〵兀然として世事を輕んじ、變にあひ火難にあうても是れ命也と云はん輩あつて、威儀を不レ失といへども、是れ唯だ不二格致一して口に天命を云ふ、異端の空見也。威儀を不レ失と云へどもしひて其の說をなす也、不レ足レ用。

君子大丈夫は始より終に至るまで、皆天地の準繩によるを以て、宮室を營作すれば水土をかんがへ空地をはかり、天の時人事の用相ならべてここに其の制を全くするなれば、命を不レ云して其の家宅を詳にし、其の守禦を詳にす。守禦詳にして不レ得レ已のとき、以て命に歸す。故に居宅の制を嚴にして平生の威儀ただしく、處レ變して其の理こまやかなり。是れ居宅において威儀の說あるゆゑん也。學者此のわきまへを不レ知して、古の聖世皆儉約を用ふ、史記(二)曰、堯之有二天下一也、堂高三尺、采椽不レ斲、

(一) 史記卷百三十、太史公自序第七十に出づ

(二) 泰伯篇第廿一章

茅茨不レ剪。(二)論語曰、子曰、禹吾無二間然一矣、卑二宮室一而盡二力乎溝洫一と出でたり是れ居宅を不レ用、唯だ徳をつとむるにあり、居宅はあるにまかすべしと云へり。甚だ不レ究二其理一して文に泥むゆゑ也。身いかんしてか修まり、徳いかんしてか發すべきとならば、衣食居の用に於て其の効し明白也。居宅に心を入れて身ををさめ徳をすつべきと云ふにあらず、徳行は五倫に交はり身の動靜にあり、五倫に交はるに衣食居かくる處なし、身の動靜又これを不レ離。故によく分をはかりて其の制を聖人の心にまかせ、過不及の失なからしめて、ここに威儀立ちぬべし。堯の時に中つて、世の草昧未レ遠、其の制作未レ及二家宅一、家宅をすつるにあらず、未だ其の重き方に制作すべきこと多ければ也。禹又しかり、水をさめ民にいとまなきを以て宮室の美に不レ及也。今天下既に太山の安きにあり、百工不レ及處なく、國の溝洫の力をつくすべきあらずして、天子諸侯皆堯の行跡を學ばんとならば、時ここにたがへり、何ぞ用ふるにたらん。堯・禹を今に出さしめば、各〻宮室の制をいよやかにして、天子公侯の威儀を明かにすべし。しかりと云ひて、居宅の分に過ぎて財をつひやし民を苦しましめなんことは、彼の秦の(三)阿房・隋の(四)離宮にして、不レ亡ばあらず。故に聖人其の奢を戒む。

(三) 秦の始皇帝の阿房宮
(四) 隋の煬帝の東都の離宮

其の言を不二心得一、口にまかせて辯をなさんことは、腐儒末學のさたにして、君子の貴ぶ處にあらず。居宅の制尤も可レ愼也。本朝營繕令を選んで唐の例に准じ、天下の營作を糾明す。而して後世々に制法を立て其の式を定むといへども、ややもすれば、過奢にいたり吝惜に過ぎて其の制道に中らず。君子大丈夫唯だ聖人所レ定の本を心とし、時の制に准じて自ら氣をうつし、其の非僻の心をさるべき也。すべて家宅につれて所レ用の諸器ともに其の制たがふもの也、聊かゆるがせに不レ可レ仕也。或は人の目を悅ばしめ、或は遊宴をこととせんには、皆聖人の心にあらざる也。

一四　器物の用を詳にす

師曰はく、衣服飲食居宅は身を奉ずるの物にして、一日もなくんば不レ可レ有也。而して衣服あるときは是れを制するの具あり、是れをかくるの器あり、をさめかくすの櫝あり。飲食手を以てすること不レ能、ここにおいて簠簋・籩豆・罍爵之飾も出來れり。されば古は(一)禮運ニ汙尊而抔飲、蕢桴而土鼓といへり。云ふ心は、地をほりて樽とし、手を以て掬レ之、土をうつて桴とし、土をきづいて鼓とせり。是れ上古の制なり。居宅

(一) 禮運は禮記の篇名

あれば、家宅に相應して品々の器物これあるべし。其の上身の便用を利するの器、几杖筆硯より初め其の品多し、吉凶・軍・賓・嘉・禮樂・射・御・書・數について器物あり、軍用には甲冑より刀鎗弓鐵炮の用、馬具の品、擧げて云ふべからず。而して其の本便用を利し堅固を要する文武の器物に不レ過也。ここに器物の制皆其の法あつて、古今に其の制作疎密甚だ多し。しかれども貴賤をはかつて高下大小をきはめ疎密をなし、表文には相じるしを出し德をかへりみ事をしらしむるの物を表出すべし。唯だ目を驚かし奢をなし、無用の費をいたして、其の器物をかざることを不レ用也。

されば飲食の器は高くして下のけがれを除き、奴僕の手を以て口にあつるの處に不レ令レ中が如き是れ也。況や貴人の前にすすむるの器は、高衝にのせて其の盛物を高くす。卑賤の輩屈伏して手を出して取るに不レ利しむ。是れ不レ得レ止して人に非禮の形あらしめざるの制なり。諸色如レ此と可ニ心得一。たとへ玩器たりと云へども、銘をしるし語をちりばめて、人是れをけがさしめず、見るときは則ち語をさとり、久しく持するときは則ち戒むるに至らしむ。故に一切の器物みだりに紛失して狼藉たらしめず、殊に聖人の名ある文書反古等は一紙と云へども塵にまじへてけがれしめず、況や書籍

文筆聊かこれをみだりならしむべからざる也。大丈夫武器において平生心をつくし、其の得たらん方に尋ねて其の利不利を考へはかるべし。人の身體肥痩時にかはり、輕重年々にたがふもの也。然れば武具の度量は常々かんがへはからざれば不レ可レ知。古來の士大夫は皆座席にまうけ置きて其の用を先覺に究理せり。是れ大丈夫安きに居て不レ忘レ危のゆゑん也。武具・馬具すべて我が用器足にあたらんことを憚るがゆゑに、往來せんには傍によせて可レ置也。馬は大丈夫の足也、馬あらざらんには長途を經、險阻を越ゆることを不レ可レ得、豈ゆるがせに可レ爲乎。尤も可二撫育一。而して其の制法あり、詳に可二究理一也。

次に器物之制各〻有レ用、所レ謂これを制するに必ず以レ時てすべき也。時を以て不レ爲ば其の制其の用疎にして不レ詳。器物各〻有二其時一也。又所を考へて其の宜しき土地をはかり、而して其の地においてこれを制せしめ、是れを置くに其の宜しき所を以てすべし。置くに所あらざれば、其の物狼藉として早く破れ損ず。是れを預けしむるの人あり。預からざれば詳に不二糾明一を以て、事物皆あやまりあり。預りの奉行ありといへども、猶ほこれをただすの監者をおいて、これを巡察してただすべし。久しく

蓄ふるときは濕にあたり燥によつて器必ず損ず。中にも武器は切々たださざれば、或は外よくして內むしかみ、或は腐朽して用たらざるもの也。文器は唯だ便用を利す、武具は非常の變を守る器なれば、急に中りて損失すれば大に敗亡するの基たり。監人おこたることなく能くただして、奉行の非を改め賞罰をなすべし。是れ各々器物の制法なり。すべて世上の用器、貴二輕疎一而有レ禮べし。是れに心を費さんことは君子の心に非ざるなり。(一)胡文定公曰、人須下是一切世味淡薄上方好、不レ要レ有二富貴相一。(二)孟子謂、堂高數仞、食前方丈、侍妾數百人、我得レ志不レ爲といへり。一切世味とは飮食衣服居室のたぐひなり。器物の用猶ほ以てしかり。然れども其の制法に禮を不レ以ときは、威儀ここにかくべきなれば、疎に輕くすと云へども、專ら禮の式を守りて上下の義をみだるべからざる也。

次に寶器之用あり。凡そ世に寶と號する器は、德を天地に比して氣節度量溫潤風流ともにそなはり、人々是れを以て自ら省み自らただしつべきの器あるとき、初めて寶器と可レ號也。人是れを全くするときは聖人と號し、鳥獸に此の粧あれば鳳凰・麒麟と號す、器にこれあるときは瑞玉・寶器と號す。上古より萬世までともに是れを崇敬

(一) 胡安國、字は康侯、宋の崇安の人、官は中書舍人、又大儒なり。春秋傳あり。文定と諡す。この語は朱子の小學嘉言第五に出づ

(二) 盡心下篇第卅四章に出づるを文定が引用せるなり

して、人人是れを以て準則としつべければ也。然れども寶器幷に麟鳳の類は世の名物なりと云へれども、唯だ其の徳の溫潤風度を云ふべし。聖人においては天地の徳にかくる所なく、徳ここに正しく知ここにあまねく勇ここに卓爾たり。故に數千歳の間世に出づること希有にして、寶玉は世々に乏しからざるゆゑん也。而して是れに次いでは、世をあまねく利して人の用をたらしむるものを以て寶とす。されば木火土金水の生々して米穀・衣服・草木・魚鳥・鹽茶を生じ、器物名劔を出さしむ、皆是れ天下の寶にして、一日もなくんばあるべからず。而して是れを交易せしむるに金銀銅錢の利あつて、有無互にかへて是れを利す。ここにおいて初めて財を以て寶とするの說あり。

　ここに案ずるに、便用の利を本として云ふときは、一器一物の微も時に至つて寶たらずと云ふ事なし。殺罰の利劍、ころすもののためには寶にして、被レ殺ものの爲には甚だ凶器なるが如し。然れども一用一事にたつて(足)萬端に不レ及ものをば寶と不レ號、此の財能く交易利潤す、故に是れを以て財寶と號す。世をわたり便用をなすに、是れに過ぎたる財あらず。是れ世々相貴ぶのゆゑ也。玉は君子の寶とする處にして、便用の利更にたらず、交易利潤の福なし、故に小人は是れを寶とせず。世以て玉を重寶す

ることあらざるは、人皆利を貴んで徳を不レ貴がゆゑなるべし。たま〳〵玉を貴ぶの輩は、是れを以て金銀にかへなんことを思へば也。古は天子・諸侯・大夫・士・庶人に至るまで、各〻玉を身に不レ離、天子は佩レ玉とするに至れり。書(一)、輯二五瑞(二)一、既レ月(三)、乃日觀二四岳群牧一、班二瑞于群后一と出でたり。是れは天子より群々の諸侯にそれ〳〵の玉をわかち玉はりて、人々此の玉の質の如く徳の溫潤をまなび、玉の光の如く知の正直を可レ究のことを示し玉へり。諸侯來朝せんには、拜領の玉をささげ、常に不レ忘不レ忽、此の徳行知覺をつくすことを示し奉るとの事也。然れども世澆季に及ぶに從ひて、是れを列侯に對し玉ふの證玉として、彼の徳知を糾明するのゆゑんを失する事、是れ寶と云ふものを不レ知のゆゑなり。

周禮（大宗伯）に以レ玉作二六瑞一、以等二邦國一、王執二鎭圭(四)一、（安二四方一）公執二桓圭（桓柱也）一、侯執二信圭一、伯執二躬圭一、子執二穀璧(五)一、男執二蒲璧一、以レ玉作二六器一、以禮二天地四方一云々。又天府(六)掌二祖廟之守藏、與二其禁令一、凡國之玉鎭大寶器藏レ焉と出でたり。中庸(七)に陳二其宗器一と云ひ、顧命(八)に其の宗器を云へる、皆國の玉鎭大寶器にして、先代所レ傳の玉どもをつ

(一) 書經、舜典に出づ　(二) 諸侯のとゑしるし、公・侯・伯は圭、子・男は璧なり。輯とは、一度上にとりあげて改め授くること　(三) 一ケ月を費すなり　(四) 圭は玉の上尖り下部方なるもの、鎭圭は、長さ一尺二寸、中に四鎭山の繪あり。桓圭は九寸、雙柱を意味する者にして、棟梁柱石の義といふ。信圭は七寸、人の立像をゑがく。躬圭も七寸、人の屈せる像をゑがく　(五) 璧は眞平の徑六寸の玉、中に徑三寸の穴あるもの、穀璧は人を養ふ意にて、穀類を描く。蒲璧は、蒲は席の意にて安んずる心となり。蒲を飾文として作れりといふ

(六) 周禮の春官の一にして、又その篇名たり　(七) 第十九章　(八) 書經の篇名

しみをさめて傳世之寶とし、國家を安鎭するの德を比せり。丘文莊曰、先儒謂、玉者純陽之精氣、而聖人之至寶也、將禮於天地四方、而無以歸其誠、乃以玉作六器云々。玉之爲物、自古中國所在有之、觀諸山海經[一]可見矣、在堯舜之世、已用爲圭璧、禹貢之時、揚・梁・雍三州所貢、已有玉石、在戰國時、卞和[二]所獻之玉、出於荊山、漢之時、關中之藍田、幽州之玉田、皆有玉焉、此時西域未通於中國也、今中國未聞有出玉之處、而所用之玉、皆自于闐國[三]來、于闐之玉、有白玄綠三種、皆出於河、亦與古人所謂玉蘊石而山輝者異、是則中國之玉出於石、而必用斵、外夷之玉生於水、而必用撈也、豈古今土地生物有不同歟、抑玉乃玉石之精粹者、其生也有限、而取之也有盡耶、況古人以玉比德、無故不去其身、用以爲器用、雜佩之類、不一而足、是以制字者、如瓊・瑤・琯・璟之類踰一百、則玉在古多、而爲用顆可知矣、今世閭閻小民、有不識玉者、何古如彼之多、而今如此之少耶といへり。而して世人皆玉の寶たることを不知は、便用を專らとして情欲をほしいままにするの故に、頻りに貨財を以て寶とす。是れより目を喜ばせ耳を樂しましめ口の味をよくするの器物を貴び、或は古畫墨跡、或は玩

(一) 古代の支那各地の動植物及びその神異怪談を記せり

(二) 所謂和氏の玉、史記列傳第二十一に、藺相如、その主趙王の爲にこの玉を望める秦の昭王の野心をくだきし逸話あり

(三) 天山南路の一小國名

（四）刀身の長さ手の四指にて握る巾の十握りほどある古代の劍のこと
（五）遺言
（六）第十九章「善繼二人之志一、善述二人之事一」以下をさす
（七）書經の篇名

器の奇物、世にまれに俗の乏しきを以て皆重寶として、目是れを視耳これをきき手これを翫び身これをまとうて是れを以て寶とす。其の價を尋ぬるときは、皆貨財を出して賣買するに高直のものを大寶とす、甚だ小人のわざにして君子の云ふ所にあらず。

大丈夫武器において、劒戟は其の用尤も大なれば、是れを貴んで寶とするに足れりと云へども、わづか一人を殺し一身を守護して身を奉ずるにたれらんものは寶と云ふに非ず。漢の高祖の三尺の劍は四海を平均するの用廣し、本朝の十握（四）の劍は外夷拱レ手の冷光あり、皆以て寶とするにたれり。されども父祖の手澤の所レ存、其の家について其の用あらんには、是れ一家の寶たり。古人云、人君於二先代一所レ藏之重器、手澤之所レ存、心神之所レ寓、有レ事二於宗廟一、則陳レ之以示二其能守一、臨レ終而顧命（五）、卽列レ之以見二其全歸一、非二細故小事一、中庸（六）以レ此表二繼述之能孝一、周書（七）以レ此見二傳守之不一レ失、爲二人子孫一、踐二祖宗之位一、守二祖宗之業一、而不レ能レ守二祖宗之遺物一、豈得レ爲レ孝乎といへり。ここを以て云へば、先祖相傳ふる處は家の寶としてつつしみ守らんこと尤も也といへども、不レ入器物を多くたくはへて、是れぞ先祖の重寶と云はんは、却つて先祖に辱を與へ子孫に利欲を教戒するにも至るべし。世に名ある大丈夫と云へど

も、道に志あらず聖人の本意を不レ知がゆゑに、平生聊か利害の心なき輩も如レ此ことに理不レ究して、器物を以て寶とするの輩多し、尤も可レ戒也。凡そ寶は天下の萬民に推及して、其の理不レ足と云ふことなきを以て寶とす。彼の財貨は乏しきもののために甚だ利あり、大福分のものは用なし。彼の玩器はもたざるもののために寶とす、多く蓄へ餘分あらんものは是れを不レ屑。然れば推して天下の寶と云ふべからず。學者可ニ心付一也。

一五　總じて禮用の威儀を論ず

師曰はく、凡そ禮の用は威儀のかかる所也。禮は一事一物の動靜にそなはらずと云ふことあらず、故に身體より器物に至るまで、各〻其の法則を明にするは君子大丈夫の所レ貴也。其の間大禮を云ふ時は、其の制に冠・婚・喪・祭の禮あり、賓客・軍旅・相見・嘉禮あり。冠禮と云ふは、人既に成人して加冠の節に及ぶの時其の禮を行ふのこと也。儀禮に士冠禮あり。本朝亦重レ之、其の制江次第(一)等の記に詳也。武將歴代是れを行はる。近くは衣冠の制殆どすたるるを以て、士庶人是れを不ニ糾明一して、冠禮

（一）正しくは江家次第、大江匡房の撰、年中の條例・臨時の公事・大小の儀式の詳説なり

の儀ここにすたり、成人の禮不明也。禮曰、(一)男子十五至二十、皆可冠、必父母無期以上喪、始可行之といへり。其の制甚だ詳なりといへども、當時不用ことなれば略之。司馬温公曰、古者二十而冠、皆所以責成人禮、蓋將責爲人子爲人弟爲人臣爲人少者之行於其人、故其禮不可以不重也、近世以來人情輕薄、過二十歲而總角(三)者少矣、彼責以四者之行、豈知之哉、往々自幼至長、愚騃若一、由不知成人之道故也、今雖不能遽改、且自十五以上、俟其能通孝經・論語粗知禮義、然後冠之、其亦可也といへり。今の俗冠せずといへども、十五歲以上二十までの間に前髪をおとして、是れより成人の禮とし、而して幼名を去つて字つく、則ち是れ冠禮也。豈ゆるがせにすべけんや。然れば元服冠禮の前に、其の童子に成人の教を詳にして、而して其の日に至り、父母に謁して其の禮を行ひて字を可付也。賓字冠者と云ふ是れ也。賓は擇朋友賢而有禮者一人用之といへり。字は成人の名也。而して冠者謁父母祠堂、見尊長、嘉禮を行ひて其の威儀を正す。禮（諸侯之禮也）賓以三獻之禮、其酧賓、則束帛乘馬、其詳見于儀禮經傳通解(四)。程子曰、(五)冠禮廢天下無成人、或人欲如魯襄公十二而冠、此不可也、冠所以責成人之事、十

(一) 文公家禮は朱子の編纂せる經書なり

(三) 小童の髮

(四) 朱子の撰、日本にも江戸時代に刊行せらる

(五) 二程語錄卷九、伊川の語に出づ

二年非レ可レ責之時一といへり。女子亦十五にして笄す、是れ成人の禮也。人既に成人の禮あつては、衣服飲食居宅よりはじめ身體動靜人の人たる道あり、豈可レ忽乎。是れ冠禮を重んずるゆゑ也。

婚禮は二家の好みを合せ子孫のまうけをなし、父母に代りて事を行ふの道ここに究まる男女の大禮なれば、聊か便用を利すべからず。喪祭は子として親レ親追レ遠の禮なり、詳に究二其用法一て時宜を可レ考。婚禮者出二夫婦之別一、喪祭者出二子禮之篇一。(一)而して賓客の禮、饗應の次第、飲酒之禮、尤可レ愼二其威儀一。出二朋友章一。軍旅は士の用にして、死生存亡のかかる處甚だ重し、一擧して不レ可レ論、詳に尋ね審に思ひて其の事物の用をただし、戰略軍法を可二心得一、唯だ以二王者之兵一可レ爲レ期也。相見は臣として初めて君にまみえ、或は師友或は長者に謁する、是れを相見と云ふ。儀禮に士相見の禮を出す。出二臣禮一。具に其の品をただし其の用を可レ委也。嘉禮はすべて吉禮を行ふ佳辰禮日の制也。以上是れ等の儀、皆禮の大なるわざ也。大丈夫として禮容を不レ知唯だ剛强を專らとせんは、甚だ鄙劣にしてまことに北方の勇と可レ云也。(二)大丈夫は勇武剛操を本とすといへども、禮容を放埒にいたし情欲に從はば、文武の器識あるべからず。文武の器識あらずんば、唯だ伎倆を本

(一) 夫婦・子禮・朋友の事すべて前卷に出づ

(二) 中庸第十章に、「子路强を問ふ。子曰はく、南方の强か、北方の强か云々。金革に衽して死して厭はざるは北方の强なり」と出づるに同じ

とするがゆゑに、彼の眞勇如何してか可レ得や。すべて禮は人の本にして、人倫の交際、器物の制、皆禮を不レ出。禮ここに違ふときは節ここに失す。節あらざれば動靜云爲皆過不及に陷りて、天理の宜に不レ可レ合。古の聖人禮を重んじて品々の制法をたて、人の惡に不レ陷の戒とす。故に大丈夫の事物におけるは、毋レ不レ敬を以て心にあてて、一生の品節を禮用に合せ、其の究理を具にせば、初めて威儀の則にあたるべき也。

愼二日用一

一六　總じて日用の事を論ず

師嘗て曰はく、(三)易云、百姓日用而不レ知。(四)中庸曰、道也者須臾不レ可レ離也、可レ離非レ道と云へり。人の世に在る、一動一靜皆此の道を不レ出、我れこれを名づけて道と不レ知と云へども、天地我れに形を與へ是れに理をそなへ其の用をたらしめ、聖人上代に在りて其の彝倫の制を定め、不レ得レ止の則を立てぬ。聖人ここに不レ出といへども、世々是れにより人々自ら是れを守るゆゑに、日々の用ふる所ことごとく道の存する所也。世遠く道次第におとろへて人物事變あることは、是れ道の離るるゆゑ也。

(三)　繫辭上傳
(四)　首章

しかれども事變亦道によらざれば不レ成。ここを以て云ふときは、治亂盛衰の大より一事一物の變動に至るまで、天地の法則をはなるることさらになし。君子大丈夫能く此の心を體認して初めて道をかたるべし。されば身を顧みるに、形に耳目鼻口四支百體あり、其の內に性心情意血氣の差別あり、此の一身を用ふるに行住坐臥視聽言動の用あり、此の身を奉ずるに衣服居宅用器用物あり、飮食情欲のわかちあり、此の身の相接はる處に君臣父子夫婦長幼朋友の交際あり、其の間に吉凶軍賓嘉の禮出來る。是れ我が一身を顧みるに悉く此の事物はなるべからず、身に貴賤貧福の差別ありといへども、右の品々は一つとしてかくること不レ可レ有也。此の身を持ち此の心を得て此の事を去りなんと云ふは、死して而して後にやみぬべし。此の間其の理を詳にきはめて、一事をなし一物を制し一人と交接し獨坐すと云へども、皆天地の準則を守りて不レ可レ離の道に相かなひ、天地の仁を體として萬物を制せん事、是れ君子日用の工夫と云ふべし。我が所レ說の理更に不レ遠不レ可レ離、不レ因レ人、人々皆日用之間而其の心に快きを號して道と云ひ、其の內にやましきを人欲と云ふ、唯だ此の兩般のみ也。日用之事豈可レ忽乎。

（一）萬物の義の意ならん

一七　一日の用を正す

師嘗て曰はく、人壽百歲に至るを以て上壽とす、大丈夫唯以今日一日用可爲極也。一日を積みて一月に至り、一月を積みて一年に至り、一年を積みて十年とす。十年相累りて百年たり、一日猶ほ遠し一時にあり、一時猶ほ長し一刻にあり、一刻猶ほあまれり一分にあり。ここを以て云ふときは、千萬歲のつとめも一分より出で一日に究まれり。一分の間をゆるがせにすればつひに一日に到り、をはりには一生の懈怠ともなれり。天地の生々一分の間もとどまらず、人間の血氣一分もつかふることなし。如此して其の天長地久を得、如此して壽命の永昌をなす。德知の流行如此して聖人たり。大禹の寸陰を惜しみ、孔子の水觀(二)をなし玉ひ、德之流行(三)、速於置郵而傳命とは、此の心なるべし。

ここに(＊)一日の用を案ずるに、先づ夙に起きて盥漱櫛り、衣服を正し用具を佩び、其の容貌威儀を正しうして靜に坐し、手を拱し能く平旦の氣を養つて、天地生々已むなきの理を省みるべし。而して君父の恩義を體認し、今日の家業を思ひ量り、謹んで、

(二) 論語子罕篇第十六章「子川上に在りて曰はく、逝く者は斯の如きか、晝夜を舍かず」と出づ

(三) 孟子公孫丑上篇首章に孔子の言葉として出づ

(＊) 以下二の巻の終りまで原漢文にして、內容は武教小學と略ぼ同じ。第一巻參照。但し原本の讀ませ方は必ずしも同一ならず

身體髮膚之れを父母に受け、敢へて毀傷せざるは孝の始也、身を立て道を行ひ名を後世に揚げ、以て父母を顯はすは孝の終也、君に事へて其の身を委ね、人の爲に謀つて忠ならざるかを觀ふに在り。此の間意味深長にして尤も幾微の動を察すべきなり。既にして明に向へば則ち門戸を開き、道を淸め洒掃して、天氣于に入り地脈于に長ず。家事あるときは示諭して其の教を詳にす。其の間賓客の來り使价の待つあらば、速に謁し速に答へて之れを遲滯せしむるなかれ。君に事ふるときは夙に出仕し、父母に事ふるときは行いて其の安否を察す。出でて事ふるときは、其の居る所其の言ふ所、全く愼みて謀ること其の位を出でず。長者に侍るときは、禮を正し敬み奉ずること父兄の如く、能く謙退して爭はず。凡そ仕官の途、朝に出づるときは人に先だち、夕に退くときは人に後る。宅に歸れば父母に謁し、氣を下し、聲を怡ばしむ。席を安んじて、留守の事を問ひ、其の急緩を計つて其の事を爲す。閑なるときは朝服を改め靜坐審思して、今日の行跡を省み、暇あるときは書傳を披いて古人の言行を考へ、聖賢の趣向を知る。日既に沒するときは夜の戒を示し、約束を堅くして寢所に入り、體を寬ろげ氣を休まし、侍者の勞逸を時なふ。是れ夙に興き夜に寐ねて仕官省晨の用なり。

師又曰はく、士に燕居の戒あり、愼まざるべからず。傳に曰はく、仕官の途は四十を以て强仕の年と爲す。是れ出でて仕へ謀つて合ふの節なればなり。然れども子孫の量を考へ、君父の命に因り、弱冠の間たりと雖も、之れをして官途を經せしむべきなり。士は仕官すと雖も其の職勞少にして、常に閑暇多し。或は休暇を賜はりて燕居し、或は不幸にして未だ君に仕へず、或は父母早く沒し及び遠く離れて、朝夕の恪勤を得ずして、燕居閑暇の日多きときは、則ち其の志怠りて放辟邪侈に到り、自ら天地の一閑人と稱し家業を愼まず、殆ど遂に禽獸に陷る。曾子曰はく、(一)小人閑居して不善を爲す、至らずといふ所なしと、是れなり。故に閑居の間教戒なかるべからず。凡そ大丈夫は昭々の爲に節を信にせず、冥々の爲に行を惰らず。故に先づ夙に興きて身を潔め養省(二)し認觀し、席に出でて諸士に謁し來賓を待つ。或は射を見、或は馬を御し、速に飲食し饗應招請せず、而して食時來客あるときは疎食を改めずして簞瓢(三)を共す。徹するときは盥漱ぎて、容貌を正し威儀を莊にす。用事なきときは劍を握り弓を控き、或は鐵炮或は長鎗各〻其の藝に游び、骨節を矯め進退を正し、先覺を招き彼れの許に到りて更に怠るべからず。久しく懈るときは則ち手足自由ならず、骨節相應せず、身體

(一) 古本大學、傳第二章に出づ。第十一卷一三六頁參照

(二) 前揭平旦の氣を養ふ以下の要領を略して云ふ

(三) ひさご（濁り酒、粗末なる飲物

れず、體輕からずして業必ず闕く。(一)古人甓を運ぶを以て力を致し其の志を勵まし力を勤むること、併せ案ずべきなり。猶ほ暇あるときは書を閲し兵法武義を論講し、其の事物の理を窮め、其の器用の制を詳にし、唯だ聖人の言ふ所を宗とするなり。日既に西するときは暮食禮を復びす。朝食の禮を復びする也。朝暮の食は疏にして速なるを貴ぶ。日云に昏るれば早く燭を立てて、物色を辨じ嫌疑を去る、事あれば進んでこれを悋め、事なければ靜に氣を安んず。凡そ大丈夫燕居の間、其の獨りを愼むこと此の如くなれば、內疚ましからず、明暗を以て禮を廢せず、心于に廣く體于に胖に、氣于に專らにして、則ち一志定向する所あり、而して放辟邪侈の意發する所なし。是れ燕居の戒なり。

一八　財寶受與の節を辨ず

師曰はく、財ありて用を得ざれば、財皆財に非ず。用ありて財を量らざれば、用も用に非ず。財は用を以て財と爲り、用は財を以て用と爲る。財用の間更に兩ならず、而して財に量あり用に得あるなり。夫れ貨財は乏しき者に給して貧者を救ひ、(二)給せざるに省きて賢者を招き士を聚むるの禮用なり。有無を交易し賣買を利潤にするの通物

(一) 晉の陶侃、體力を强くせんとて、毎朝百甓を運び夕に百甓を運びし故事をいふ。晉書列傳第三十六に出づ

(二) 武教小學原本の振假名に從ふ。財貨を給するの要なきものは省きての意なり。但し「給らざるを省みて賢者を招き」と讀むも亦通ず

なり。用得あるときは寶と爲る、用得ざれば則ち鄙吝の情日々に萌し、過奢の禍時起る、共に君子の道に非ず。大丈夫の所存は唯だ義のみ。若し財寶を吝み器物を翫ばば、則ち武義自ら闕如し、大節に臨んで殆ど家を忘るるべからず。家を思ふの切なる、義を棄てて死を遁れ、誇を指頭に受け汚を父祖に及ぼし、人面獸心の事、何の樂みかこれあらんや。金銀財器餘りあるの輩、或は國(三)を失ひ家を滅ぼし、或は身に易へて財を積むこと、古今枚擧すべからざる也。夫の豪傑の士は天下國家を屑しとせず、或は耳(四)を潁川に洗ひ、或は蕨(五)を首陽に採る、其の氣節の高尙なる、併せ案ずべき也。然れども財貨あるとき、之れを山に棄て之れを海に湮めて、土石と同じからんを欲するに非ず。此の間詳に其の量用を糾すのみ。又曰はく、天下の財寶は天下の財寶にして、一人の財寶に非ず、能く交易利潤して萬物を通用す、故に是れを財寶と曰ふと。財あるの人皆費を厭ふを言ひて費を知らず、金玉堂に盈ち財器府に在りて、施し用ふるを知らざれば、天下の財各〻其の府庫に滯りて天下の用に通ぜず。費薇何事か之れに如かんや。人財を好めば大概之れを吝嗇す、故に聖人は貨財を以て寶と爲さず、得難きの財を貴ばず、況や土器畫墨銅鐵の器を藏めて之れを寶とし、千金を以て之れに

(三) 領國

(四) 許由の故事、後出三一五頁參照

(五) 伯夷・叔齊の兄弟が、周の粟を食むを屑しとせずして、首陽山に隱れ蕨を採りて、遂に餓死せし故事を指す

易ふ、其の惑甚しいかな。

師嘗て曰はく、凡そ施受の道、君臣上下の義、朋友相接の禮は、士の愼み守るべき所なり。物に輕重大小なく、其の間皆義ありて或は與へ或は受く。故に與施は道義を以てせざれば、則ち人喜ばず士來らず。傳に曰はく、使ニ義士ニ不レ可レ以レ財、爾來之(一)食乞食之賤不レ受レ之と、豈愼まざるべけんや。受くるの道其の義あるときは、物の輕重に依らず之れを受けて可なり。一の義を闕き一の道を去るときは、千鍾の祿、天下の重と雖も受くべからず。故に與ふるときは其の物の輕重を考へ、其の制法を詳にし、而して之れを用ふるに使書言辭を以てす。假令一个の微一掬の少と雖も、皆志の寓する所、義の存する所なればなり。彼れが受くる所感ぜざらんや。之れを受くるの道、送迎辭讓の用、豈忽にすべけんや。其の道を得ざるときは、與へて感ぜず、受けて喜ばず、施と受との間專ら愼むべきなり。或ひとの曰はく、士は吝惜(二)にして財を積まんよりは、寧ろ施すの餘りあらんことをと。

(一) 孟子告子上篇第十章の「嘑爾而與レ之、行レ道之人弗レ受、蹴爾而與レ之、乞人不レ屑也」、同盡心下篇の第三十一章「無レ受二爾汝一」等より來れり

(二) 武教小學は嗇に作る

一九　游會の節を愼む

師嘗て曰はく、士は明晤共に怠らずして志を勵み行を勤むる、是れ其の職なり。賢を賢とし、親を親として、游宴の席を設け、飲酒の禮既に行はれ、音樂の和數々整ふ、是れ賓主燕樂の節なり。春服して（三）浴し風し、暑を避けて舟を艤て、月に嘯いて山に棧し、（四）山間の明月、江上の清風、洒々落々（五）夭々申々、花に傍ひ柳に隨ふ、是れ大丈夫の游會なり。何ぞ唯だ讀書字畫を事とし、（六）硜々然たる小人ならんや。度量于に廣く風流于に潔く、然して飲酒必ず戒あり、游宴必ず節あり、（七）一遊一豫諸侯の度となれば、流連の樂と荒亡の行なきなり。（八）文王の靈囿、麀鹿濯々たり、白鳥鶴々たり、靈沼於牣ちて魚躍ると。是れ古の人、民と偕に樂しむの戒なり。大丈夫放鷹に狩漁に、豈節を忘れて荒暴せんや。尤も愼むべし。

（三）論語先進篇第二十五章の會點の言葉にとれり
（四）蘇東坡の赤壁之賦の句の引用
（五）のびやかなること
（六）かたくなしき小人、論語子路篇第二十章の句を引きたり
（七）夏の時代の諺にして、禹王遊行毎に民恩惠を蒙る、これ諸侯の手本なりと。孟子梁惠王下篇第四章に出づ
（八）孟子梁惠王上篇第二章に出づ。周の文王の動物園

附錄

二〇　先生自警

○夙に興き夜に寐ねて、父母に事へ子弟に誨へ、親族を睦じうし僕從を養ひ、賓客に

接し志士を貴び、無能を矜れみ、行ひて餘力あらば則ち文を學ぶ。各〻我が志す所にして其の實は厚からず、只だ名聞に在り、故に其の爲す所其の極を致め盡さず。是れ我が尤も力を著けて自ら省みるべき所なり。

○吾れ父母に事ふること未だ嘗て力を竭すこと能はず。口唯だ之れを言ひて心之れを思はざるに非ず、然も其の實厚からず、昏定晨省(一)の勤も亦缺き易し。父母高年にして其の事ふる所の日も短し、自ら省みざらんや。

○吾れ子弟に於て、薄く誨へて功を待ち、身厚からずして彼れを責むること重し。身正しからずして彼れの正しからんことを欲す、子弟の化せざるは身の責薄ければなり。

○吾れ僕從を御する、彼れ能く勞役して休せず、一人に相備はらんことを欲し、彼れを待つに君子を以てす。是れ皆我が四支を逸んじて、專ら身を利して知を致めざるなり。內に德知の化なく外に刑賞の具なし。彼れ小人なり、何ぞ其の忠を盡さんや。强ひて忠を盡さんことを求むるときは、乃ち怨竟に及ぶ。且つ我れ利心多し、故に僕從の我れを利し家を富ますことを言ふや、我れ私に之れを喜ぶ。甚だ恥づべきなり。

○吾れの朋友に於ける、多く己れに如かざるを以てし、知に伐り彼れを慢る。故に平

(一) 晩には父母の寢を安らかにし、朝はその安否を尋ぬ。禮記曲禮に、冬溫而凊、昏定而晨省とあり

日の交際和に過ぎて禮を以て節せず、荘以てこれに涖まず、敬以てこれを嚴にせず、竟に慢易浮躁に到る。

○吾が毀譽する所、皆其の好む所に辟す、而も誡むる所あらず、尤も自ら省みるべきなり。然諸太だ輕く應ず、是れ我が知に伐りて人の譽めんことを求むるなり。故に詳に其の事を盡さず、乖戾多し。

○吾れ元と器物を玩好せず、故に武の器物の外、其の制其の用太だ疏なり。凡そ玩好するは志を喪ふなり、太だ疏なるは及ばざるなり。器物も亦人間世の應用なり。

○吾が生質元と太だ簡にして禮容に乏し、衣服居宅飲食皆儉に過ぐ。是れ簡に居て簡を行ふなり。豈禮容を究め盡して其の節に中らんことを思ひて、企て望まざらんや。

○吾れ甚だ利害に喩し、故に言ふ所利口に渉り、行ふ所捷徑を貴び、切に己れを立てんことを欲して、人を立つることを思はず。吾が薄德此の如くにして而も志を得んことを欲す。是れ人を傷ひ辱を貽す、天地の罪人なり、天命與せざること亦宜ならずや。何ぞ思はざるべけんや。

○吾れ日に老衰して事懶惰多し、武教軍容の勤め數〻怠る、且つ治教日に篤し。安に

居て必ず危を忘るるは、古の戒なり。何ぞ志を茲に錯かざるや。
〇己れを潔くせんと欲して大倫を亂るは異端なり。己れを立てんことを欲して衆人を顧みざるは不仁なり。己れが名聞を達せんことを欲して舊官(一)に背くは不忠なり。己れの孝を先にせんと欲して親族と與にせざるは不孝なり。一善を行ひて之れに伐るは不知なり。義を見て爲ざるは勇なきなり。
〇言の出づる、行の發はるる、一字の畫、一器の制、皆其の全體相表るるあり、豈自警せざらんや。
〇吾れ常に身を忘る、尤も自警すべし。寒族鄙夫にして貴族高客に同じからんことを思ひ、此の生を長くせんことを欲して、死の惟れ招くことを忘れ、身を利せんと欲して、其の身を害することを忘れ、年高くして血氣の衰ふるを忘れ、志を得んことを欲して、知寡く德薄きを忘る。
〇吾れ唯だ外人の見聞する所を恥ぢて、而も閨門僕從の知る所を自警せず。閨門僕從の知る所を恥ぢて、皇天后土の鑒る所を思はず。凡そ外事は其の事に慣るるの輩を以て之れを致むべし。內事は閨門僕從を以て鑒と爲すべし。其の才德や、聖教を以て之れを致むべし。意情の機、燕居獨坐の愼は、天地を以て鑒と爲すべし。

(一)法の意、又慣に通ず、何れにても可なり

○凡そ時に勢あり、强ひて之れを爲すべからず。夫子の曰はく、(二)愚而好二自用一、賤而好二自專一、生二乎今之世一、反二古之道一、如レ此者、裁及二其身一者也。子思の曰はく、(三)有二其禮一、有二其財一、無二其時一、君子弗レ行。孟子の曰はく、(四)雖レ有二知惠一、不レ如レ乘レ勢、雖レ有二鎡基(五)一、不レ如レ待レ時。

(二) 中庸第二十八章
(三) 禮記檀弓上篇
(四) 孟子公孫丑上篇首章
(五) 耒耜の如き農具のこと

二一　先生子弟の警戒

○爾子弟、人の輔養は衣食居日用の間に在り。衣服は寒暑に備へ、禮容に節にし、其の職業に隨ひて其の制裁を設く。疎密染飾各〻用ありて、著用の法正しからざるときは、心も亦之れに因つて正しからず。褻の衣を服すれば乃ち心從つて佚く、禮服を著れば乃ち心檢りて正し。故に疎密・制裁・表紋・著服の法、禮を以てするときは自ら其の心氣を輔養するなり。飲食は飽饑を時なひ身體を養ふ、其の厚薄各〻禮あり。志士は惡食を恥ぢず、飽滿暖衣すれば勤必ず怠る。飲食の間輕忽放僻すれば乃ち禮容を失ふ、飲食時を以てせずして好惡に從ふときは、飽饑節を失ふ。居宅は濕風雨露を避け、衆を會し人を安んじ、物を置き、儉を守り、禮に應ず。(六)居移レ氣とは古の戒なり。

(六) 孟子盡心上篇第三十六章

水は元と一にして、其の因る所或は泥沙、或は流止、或は遠近、各〻其の性を異にす。身の居る所豈忽にすべけんや。日用の事物、心氣惟れ寓す。器物の輕きが如きも、能く理を究め禮を盡し、形を制し用を具にするときは、心氣を輔養するに足る。

○爾子弟身を檢すること、專ら視聽を愼むに在り。視聽は心の先づ動く所なり、故に容貌顏色を正しうして、輕しく視輕しく聽くべからず。眼睛數〻轉じて視る所正しからず、聽形傾側して聽く所禮に非ざれば、則ち心之れが爲に動く。

言語は寡を以て箴と爲し、顧みるを以て愼と爲す。言ふべくして言ひ、答ふべくして答ふ、其の間辭讓を存し、左右に色容(一)して後に之れを發す。色容も亦實を以てせざるときは、人の受くる所虛なり。凡そ辭の發し易きは利口を先とし辯才を事とす。是れ己れを立つること輕卒なるの失なり。平生卑劣・懦弱・悠艷・利害・買賣・色欲・淫樂を愼み、政の非と人の惡は須らく談笑すべからざるなり。凡そ書札往來は古案を必とすべからず、奇文異字を用ふべからず、時宜を詳にし、禮樣を厚くし、己が文才に依つて容易に俗禮を改むべからず。是れ禮樂私議せざるの謂なり。常に自ら省みて、我が生質の輕重、長ずる所短き所を認め、其の過ぐる所を退け、其の及ばざる所を進

(一) 顏色姿容を正すこと

む。凡そ佚事には則ち人を先にし、勞事には則ち自ら先んず、且つ武の義とする所尤も此の一事に在り。急警戰事は他に讓るべからず。

平生の動容周旋は各〻道の存する所なり、忽にすべからず。士唯だ軍戰の進退を思ひて、平日の禮容を詳にせざるは、是れ君子の勇に非ざるなり。

久しく危坐するときは、足痿痺して急に奔走し難し。寒凍を憚つて手を懷にし、寒凍に閉ざされて手を龜むる、共に急に用ひ難し。手足の擧動于に(二)不仁なれば、則ち武の用卒に缺く。然れども手足の擧動放逸すれば、則ち禮容を背く。此の間專ら手足を練り、身體を肆はすに在り。

凡そ身は心の寓居する所なり。行住坐臥、顏色辭氣、面の向ふ所、足の踏む所、其の禮容を思ひて漫りに擧動せざるときは、心茲に正し。(三)非禮勿レ視、非禮勿レ聽、非禮勿レ言、非禮勿レ動。

○爾子弟、君臣父子夫婦は人倫の大綱なり。大綱紊るるときは、其の才四海を括ると雖も、其の實天地の間に容るべからず。(四)三綱惟れ擧ぐるときは、其の本正しく其の俗厚くして、仁道惟れ存す。

(二) 自由ならざること

(三) 論語顏淵篇首章の句を引用せり

(四) 義、親、別

親を親しむは孝悌を以て本と爲す。父子于に親しく兄弟于に友あり、夫婦于に別ありて、其の宗子を崇び其の寒族を矜れみ、善を揚げ不能を䘏け、族を會するに時を以てし、交談するに禮を以てす。數〻其の非を諫め、患難喜樂を共にし、人其の父母昆弟の言を間するときは、怨を慝さずして速に過を改め、討論して善に遷る、是れ親を親とするなり。賢を賢とするは君臣師友の謂なり。君臣の義は父子の親に出づるなり。君に事へて忠を盡し、義を究め事を詳にし身を後にし、其の位を守つて君命を辱しめざるは、臣の職分なり。其の僕從に於けるや、能く養ひ能く教へ、己が體欲を節にし、彼れが勞役を顧み、其の老衰其の病患に、義を思ひて利を放にすべからず。是れ上たるの艱きなり。師を貴び賓を以て之れに事へ、傳へて習ひ習ひて說ぶ。人學ばざれば道を知らず。朋友の交り久しうして敬し、以て信あり以て和し、而して后に輔くるに仁を以てす。人皆賢にあらず、切に愚不肖を惡むときは、朋友數〻疏んず。

○爾子弟、愼み思ふに在り。天地是れ明なり、萬物是れ安し。唯だ常に天地を畏れて、物則の自然に循ふべし。

平生我が業とする所我が職とする所を愼み思へよ。家既に武門に列なり、生れて玆

に士の手に長ず。思ふ所此の義を守るに在り。
冠婚喪祭の大禮は私を以てすべからず、能く古今聖賢の法に通じ、時代の風俗に隨ひ、其の大要を失はざるに在り。

凡そ事物の用、各〻其の理を究め其の實を詳にし、天地の常經を以て爲れを糾明すべし。致知の極は學問に在り、唯だ學文して知を致めざるときは、文は是れ害なるのみ。

凡そ君子小人の機を明にすべし。君子は天地の大道に因つて、少らくも己れが利害を喩らず、小人は成敗利鈍を以てして、其の才を衒ひ其の知を責る。才智の及ぶ所同じと雖も、其の根ざす所天壤の如し、毫釐の差、千里の謬なり。唯だ義利の辨に存す。愼み思うて玆に誠あれば、則ち其の判然を知るなり。

○爾子弟、戒めよや。四支の安佚を求むる勿れ、耳目の視聽を漫にする勿れ、無用の事を談ずる勿れ、衆人の毀譽を必とする勿れ、知に慢り己れを利する勿れ、儉に過ぎ奢を究むる勿れ、好樂を專らとして業に荒む勿れ。戒めよや子弟。

二二　先生僕を御するの警戒

○同じく是れ人にして、而も其の上下主從と爲るや、唯だ天の命なり。天下のもの皆主なり。彼れ來りて家僕と爲る、其の命尤も畏るべし、我が能くする所に非ず、皆天なり。僕隷豈慢褻すべけんや。

○彼れも亦性情あり、唯だ其の習ふ所皆氣に從ひ利を專らにす。今彼れを待つに君子の道を以てするも、亦急に通ずべからず。愚を以て愚を使ひ、其の利を利するに在り。

○家僕の戒は、公禁を示し家禮を次にす。天下の大禁は契狀を定め證人を質とす。他れに因りて彼れが暴惡を止むるなり。（契狀・證人は詳に之れを致すべし、然らざれば則ち奸曲の起ることあり。）

○僕隷の樂しむ所は飲食に在り、能く其の勞を計りて飲食を時なひ、冷暖を詳にす。羹食太だ麁なれば則ち彼れ苦しむ、太だ厚ければ則ち彼れ慢る。自ら省みて時々之れを試むべし。然らざれば必ず有司私あり、悍强の徒之れを侵奪す。又專ら飽滿を以てするときは、彼れ慣れて慢易にして、無用の費あり。其の時を考へ其の勞を節するに在り。（奴僕尤も酒を好む、之れを飲ましむるに時あり。）

○家僕の居宅を詳にせざれば疾病生ず。寒暑の節を考へ、其の冷暖を時なひ、其の居

唯だ膝を容るるに足るを以てす。寛なれば乃ち衆を會し他を招き逸樂を催す。其の地司長に遠ければ乃ち奸曲生ず。故に或は人々窺ふに便あるの地を以てし、或は監士を以て時々之れを改め、速に其の機を知るに在り。男僕の居は女家に近くすべからず。夫妻あるの宅は夫と居らざるときは、親緣と雖も壯夫をして漫りに往來せしむべからず、用事あるときは兩人相共なふ。凡そ人飮食旣に足れば、淫佚の機あり、尤も之れを戒むべし。奴隷閑居して獨坐すれば、則ち奸曲を行ふ。然らざれば久しく寢ね、慢易して疾を生ず。故に伍を設け雜居せしめ、其の間篤實の者を厚くして、監士と爲し其の機を察せしむるなり。

○衣服の制、家禮を示して其の制裁を正し、異樣を用ふべからず、褻服・禮服を別たしめて、過奢を禁ずべし。

○僕隷の爲に井泉を設け、其の勞役を利し、其の邊を潔くして、惡水を飮ましむる勿れ。水を汲むの家交〻巡察して、其の制を糾し其の破損を改むべし。

○厠及び不淨捨は遠近を考へて、其の掃灑を時なふ。

○其の使役や時を以てし、具に彼れが勞佚を計る。好んで小惠を行ふときは、彼れ慣

れて逸を求む。守休必ず時あり、唯だ其の腹を實たして其の體を勞するときは、他の求めなし。

○僕從の病は疎にすべからず、速に醫を招き湯藥を備へ、巡察して之れを詳にし、其の伍をして代る／＼看病せしむ。嚴凍に及ぶときは、綿被・紙帳を設け、病愈ゆるときは其の初に復す。巡省して之れを私せしむべからず。其の病に因つて或は親戚の宅に遣はす。然も猶ほ監士を發して之れを憐れみ、且つ其の實を察す。凡そ僕從の疾病多くは勞役に在り、故に盛暑極寒風濕の節は、其の使役を時なふに在り。

○僕隷暇日は群居して放言し、其の樂みを樂しむ。切に之れを禁ずべからず。唯だ大禁を犯すことを戒むるに在り。博奕逸樂の禁は皆通制なり。世或は佳辰令節に因つて、其の日相許して之れを行はしむ。是れ彼れをして不義の機以て助長せしむるなり。彼れが機一たび動くときは、相續いで止むること能はず。尤も其の初を愼むに在り。其の飲食狂せる若きも、亦其の時に因つてこれを放にするも、亦可なり。一張一弛の道なり。

○家僕は他僕と相往行することを禁ず。彼れ必ず慣れて放僻の心生じ、竟に不義に陷

(一) 綿入・紙製の帳様のもの、防寒用なり

る。僕隷は愚を以て貴しと爲す。世知數〻生ずれば則ち害相成る。
○凡そ夜行し夜久しく寢ねざることを禁ず、皆奸曲あり。故に其の伍に正し、其の顏色辭氣を察して、速に其の機を戒む。
○家僕或は年給を得、或は賞賜を得るの時、必ず飮食を放にし逸樂を專らにし衆を會す。此の節を考へて、監士をして其の財を費さざらしむ。凡そ小人は財豐なれば、則ち放僻邪侈ありて、身を失ひ人を害す。故に其の與奪尤も之れを愼むに在り。
○僕隷太だ乏しき（二）ときは、必ず常の心なし。其の乏しき必ず時あり、監士早く察し或は伍をして之れを糾さしめ、其の由を具にして、其の設を爲すに在り。
○家僕の事を司どる、其の職利あるときは奸曲生じて、家禮以て違ひ風俗竟に陋し、其の蔽上を犯し盜を爲すに到る。故に詳に其の事を盡して、其の司どる所を糾し、財をして費すこと勿からしむ。彼れ行ふ所正しきときは、其の祿を厚くして吝るべからず。令を犯して以て公財を盜み、公財を費して彼れの利を爲さしむる勿れ。
○凡そ一人の睎む所に依つて、令を改め惠を行ふべからず。廣く衆に及ぶべくして後に令を改め惠を行ふときは、其の及ぶ所正しきなり。

（二）窮乏なり

○僕隷の使役疾病詳に日簿に識し、終りに其の功績を考へ、其の禮を厚くす。

○家僕久しうして篤實なるときは、其の職を改め其の祿を厚くす。其の才過ぐるときは之れを抑へ、彼れをして應接辦用の事に預らしめ、數〻義を以て之れを正す。出納詳なるときは、彼れをして出納を司どらしむ。(一)己れを利し家事に幹たるを以て、其の人を重んずべからず。家僕は其の志職を勤め衆を利するを以て上と爲し、主を利するを以て下と爲す。唯だ其の長ずる所を以て、其の職に命ず。

○家僕を勞して菜園を專らとし、民と利を爭ひ、之れを以て利と爲す者は、君子の志に非ず。

○彼れは小人なり、我れ其の情を詳にし其の欲を節して、他れをして不義の地に陥らざらしむ、是れ主の教導也。(二)可レ使レ由レ之、不レ可レ使レ知レ之。

○彼れが己れを譽めんことを求むべからず。彼れは小人なり、小人の人を譽むるや、皆己れが逸樂に從ひ、己れが怠慢を專らにして、省察教戒せざるを以て、安しと爲し利と爲す。然らざれば則ちこれを譽めず。故に小人の譽むる所のものは虚譽なり。凡そ毀譽は賢者を以て準と爲す。

(一)主人たる己れなり

(二)論語泰伯篇第九章の引用なり

○新仕の僕隷は、監士を以て其の居所飲食の事を詳にし、公禁家戒を示し、朝夕勤仕の様を教ふ。衣服禮容の節を正し、篤實にして久しく事ふる者をして、彼れを教へしむ。其の初め正しからざれば則ち終り全からず、且つ新來の僕、飲食を以て衆を饗して人の喜びを求むること、尤も之れを禁ずべし。

○凡そ僕隷互に相饗應送答すること、皆堅く之れを禁ず。凡そ伍中暴惡利口、人をして不義に陥らしむるの輩は、速に之れを逐ふ。凡そ家僕好味を專らとし、魚鳥を嗜むは、必ず竊に火を私して、火災の難を知らず。是れ大失なり、速に之れを放つ。

○女僕の制も亦男僕に異ならず。女僕の齢三十歳を超えて留まることを願はざるは、則ち之れを縦す。其の功勞に因つて資けて之れを嫁せしむ。

○凡そ令する所戒むる所、數〻省みざれば、則ち空言なり。吾れ其の實を行はざれば、則ち人從はず。時々省察して其の化を成すに在るなり。

士談一

一　己れの職分を知る

師嘗て談じて曰はく、劉康公(一)曰、民受二天地之中一以生、所レ謂命也、是以有二動作・禮義・威儀之則一、以定レ命也、能者養レ之以福、不能者敗以取レ禍、是故君子勤レ禮、小人盡レ力、勤レ禮莫レ如レ致レ敬、盡レ力莫レ如二敦篤一、敬在レ養レ神、篤在レ守レ業と云へる事、左傳(二)に出でたり。民は天地の中を得て萬物の靈たり。しかるときは其の中を正しくして其の靈を養はん事、是れ則ち民の本とする所なり。而して其の身について職業あり、所謂君臣父子の五倫、各〻其の職について其の事物の業あり、我が身又士農工商の四つについて、其の職とし其の業とする事のあるべきなれば、敬んで此の戒を守りて、其の職業を外につとめ、性心の修練を内に厚くせば、是れ劉子が所レ謂天地

(一)　春秋周の王季子、魯の成公の頃の人なり

(二)　左傳成公十三年三月の條に出づ

の中にかなふべし。朱子曰、知職分之所當爲と云ふも是れなるべし。ここに今日己れが職分を省みるに、武門に出生して愁に四民の其の一につらなれり。三民は各〻其の職をつとむ、不勤の輩は奉行監官相戒めて盗賊の列になれり。士は人のあらためも少く、日々に天地の米穀をつひやし、衣服居宅に風情をこらし、何のつとめ何の業と云ふことなく一生を過し、暗然として死に至る。其の往昔を思ふに、唯だ鳥獸の坐ながらくらひ、盗賊の白晝に民の物を奪ふに不殊。君臣父子の間多くは虚妄僞詐を以てして、一日々々と年を送らん事、尤も己れが本意にあらず。故に先づ自らの職を詳にして其の業をたださん事、是れさいはひの至る基也。この志不在ときは、天地の本理にそむくを以て、禍ここに不遠と知るべき也。劉子が言甚だ其のことわりありと可云。

師曰はく、世承平に屬する事年已に久しきを以て、士の職業事めづらしからぬことになりもて行きて、志あるの輩も唯だ慈愛の志を專らとし、大丈夫の仕立すくなきがゆゑに、文を博く學び廣才を云ひて道理を高くすと云へども、武のつとめを不知を以て、其の職業つひに怠るになれり。文武は兩輪にして、かたつかたも棄つべからざ

れども、今日の職分是れ武たれば、其の業を不必其の職を失ふになりぬべし。されば仁者の形はまなぶ人多くして、武士のつとめをば不専也。唐の崔祐甫(一)が猫鼠議曰、臣聞、天生萬物、剛柔有性、聖人因之垂範(訓)作則、禮記郊特牲篇曰、迎猫爲食田鼠也、然則猫之食鼠、載在禮經(典)、以其除害利人、雖微必錄、今此猫對鼠不食、仁則仁矣、無乃失於性乎、鼠之爲物、晝伏夜動、詩人賦之曰(二)、相鼠有體、人而無禮、又曰、(三)碩鼠碩鼠、無食我黍、其序曰、食(貪)而畏人、若大鼠也、臣旋觀之、雖云動物、異於麋鹿麏兎、彼皆以時殺獲、爲國之用、猫受人養育、職既不修、亦何異於法吏不勤觸邪、疆吏不勤捍敵。又案、禮部式具列三瑞、無猫不食鼠之日、以茲稱慶、臣所未詳、伏以國家化洽治(理)平、天符荐至、紛綸雜沓、史不絕書、今茲猫鼠則若以劉向(四)五行傳論之、恐須申命憲司、察聽貪吏、誡諸邊候、無失徼巡、猫能致功、鼠不爲害。

師曰はく、平清盛、其の身武將にそなはり其の功を立てしを以て、官位の昇進心にまかせ、富既に四海を掌に入る、然れども子孫わづか廿餘年にして、風俗皆變じて其の職分を忘れ、つひに平氏の族滅亡するに至れり。是れを以て按ずるに、人富貴にい

(一) 字は貽孫、唐の代宗・德宗の頃の人、剛直にして中書侍郎に至る。奸吏の整理等人を驚かせり。文貞と諡す。ここに引く猫鼠議全文は唐書列傳第六十九に出づ。今相異の文字を左行間に示せり

(二) 詩經鄘風、相鼠の篇をいふ

(三) 同、魏風、碩鼠の篇に出づ

(四) 前漢の學者、列女傳・新序等の著者。五行傳は漢室の外戚王氏の專權を痛みこれを諷して上りしものなり

たりては、身に安佚を好んで必ず其の職を忘れぬべし。農工商の三民ややもすれば富饒に至りて身を失ひ家を滅すの輩世以て多し。中にも士の職甚だ重く甚だつとめがたし、任重くして道遠し、故にややもすれば富貴に至りて先祖の功を失ふ事多し。(一)沃土之民不レ材、淫也。瘠土之民莫レ不レ嚮レ義、勞也と云へり。

師嘗て曰はく、(二)熊谷法師蓮生が子孫への遺書を見侍りしに、其の詞に云ふ、到二子子孫々一能々可レ令二存知一旨、

一、先祖相傳所領安堵御判七、并保元元年以來到二建久年中一、軍忠御感狀廿一有レ之。

一、對二主君一不レ可レ成二逆心一、并武道可レ守事。

一、上人御自筆御理書、并迎接曼陀羅、可レ成二信心一事。

右三个條之外、依二其身器量一可二覺悟一者也、仍置狀如レ件としるせり。先祖の忠功を忘れ父祖のつとめを不レ計ゆゑに、自ら非分の企も出來て身の職分を忘るる事、世のならひ也。蓮生既に發心に入りて萬事をなげうつと云へども、子孫に對して其の職分を守らしむ、尤も士の志を不レ忘と云ふべき也。

師曰はく、(三)上杉定政、子息朝良職分を忘れて武の業を不レ勤について、(四)曾我豐後守

(一) 國語、魯語下に出づ、公父文伯の母の言葉なり

(二) 源氏の臣、熊谷次郎直實、後年出家して蓮生と稱す。吾妻鏡によれば、この出家のことと建久三年十一月頃か

(三) 室町の末期、鎌倉の關東管領の執事たりし人、太田道灌の主なりしに、讒言を信じて道灌を殺し、扇谷上杉家を滅亡に陥らしめたり、この内容上杉定政狀、一名定政長狀の抄錄に成れり。子息朝良は小字を五郎といひ、修理大夫と稱す。弱年なりしを以て同族山内

上杉家の顕定これを亡ぼさんとし、朝良今川氏の援を求めて屢々戦ふ

（四）上杉氏の老臣

（五）啐は、卵のかへる時中からつつくこと、啄は、外から親鳥がつつくこと

（六）共に當時の名ある連歌師

（七）武田信玄の臣下なれども、奸佞にして、節操に乏しく、主家の滅亡に及びて遁れ去れり

が許へ戒の書を記して是れを與ふ。其の内に曰はく、年來雖レ令二物語一、餘りに五郎無嗜故、雖二一事之行一、定正啐啄（五）之儀無レ之、去年正月已來、朝良隨逐之者どもに申付け、朝夕之雜談ども令レ記之處、四五人以二隱密一注越候、何も同前に候、朝良方へ山口・小宮・仙波・古尾谷之面々被レ越之時、被レ尋事は鶯之事、武藏野にて追鳥狩之雜談、武州六所之物語、深谷之馬場早馬合、酒宴數盃之物語、又或時は京方牢人面々出頭候へば、被レ尋事は招月之歌、同手跡之物語、心敬（六）・宗祇之連歌、洛中貴賤清水・男山之眺望、諸五山之爲體、觀世・金春之能仕舞之雜談、此の由注越候、見レ之定正涕涙悲泣不レ及レ申候、明日にも愚老討死仕者、當方屋形の者ども皆以令二亡命一、殘生之者可レ致二乞食一之基歟とかけり。尤も後世職を忘るる輩の戒と云ふべし。

師曰はく、甲州長坂釣閑（七）或時今川氏眞・北條氏政兩人自筆の短冊を持參して主人信玄に見せ奉る。氏眞は信玄の聟なれば、信玄見て喜び玉はんとの心にや。ここに信玄見て、兩人ながら自作自筆にやと問ふ。其の通りに候と申す。良有りて、岡崎の家康當年いくつと聞くにやと問ふ。當年廿五寅の年と申上ぐ。家康も歌を讀まるると聞きたるかと問ふ。釣閑承り、一文不通文盲なると承り及び候と申す。義元討死より當年

七年也、家康十九歲より三河一國を伐ち取り、日本にて弓矢の最上と沙汰す。是れ家職をよく勤めて武將の器量あれば也。國持の武功もなく職分をつとめずして花奢ならんは、國を失ふの本也と云へりと也。

師曰はく、或る時甲陽の土屋(一)、高坂に尋ねけるは、武のつとめは士の職也といへども、人に武道をたしなめと云へば喧嘩數奇になる、作法をよくせよと云へば武士の職分無心懸になりて職業を勤めず、此の仕樣あらんやと云ふ。高坂云ふ、唯だ面々が腰に指す刀脇指の如くに仕れと教へて可レ然、子細は、刀脇指とぎては(刄)を付けて指すは人を可レ切ためなれども、常にさやをせねばささされず、人を切る物とて、常にぬきみ(拔身)にてささば、さす人もあやまちを致し、刀脇指もさびくさりて用に不レ立、あやまちすまじきとては(刄)を不レ付ばなまぎれなるべし、所詮とぎてはを付けて鞘をして、餘りはやうなき如くにしてさすこそ本の事なれ、武道家職なりとて、嗜み過ぎて喧嘩ずきは刀をぬきみにて指すと同じ、無心懸になるは刄を不レ付してなまぎれなる也と、高坂云へりとにや。

師曰はく、北越朝倉宗滴(三)が言に、主人へは内の者の罰をあたり、又内の者は主人の

(一) 土屋右衞門尉と高坂彈正なるべし
(二) 刄用か
(三) 底本は朝倉を淺倉に作るも今訂正せり。室町末の越前の守護、敏景の子教景、宗滴はその法名。朝倉宗滴話記に出づ

罰當る也、君臣ともに油斷あるべからず。」大將たる仁は不レ及レ申、似合の人數持の覺悟肝要也。仁不肖によらず、又上下にかぎらず、武者にすきたる(數奇)侍は天道の冥加ありて、衆人愛敬福分の相也。又不數奇にてこれを嫌ふ侍は、佛神の繩もきれ、第一人に惡まれ、貧報の相也。それゆゑ武者嫌は對二諸人一悃成ことなく、内の者に目をかけず、自ら衰微仕るべし」といへり。此の言至つて淺しと云へども、其のことわりこまやか也。人として職分をよく勤むるときは、主臣ともに相調ふがゆゑに、其の冥加もありぬべし。大祿微官によらず、君恩をうけて士の職を不二糾明一には、天罰のがるるに處なかるべし。

師曰はく、平生其の家の風俗を專らとして、武家は武を以て家風とするごとくに可二心付一也。茶の湯に數奇の人は、其の風その家にのこりて、茶の湯に可レ入の器物ことごとく其の人のかかり風と云ひ傳ふ。武の職分について猶ほ以て其の風を詳にして、我が家の諸々の器物皆武の風を以てこれを究め、家中是れに隨順して其の格を守り、自然に職を守るが如くあるべき事也。

師曰はく、加藤清正(三)、家中の大身小身によらず、侍ども可二覺悟一の條目を出す。其

(三) 清正記巻三、清正家中へ被申出七ケ條より抄出、續群書類從合戰部所收

の詞に云ふ、奉公の道油斷すべからず、朝辰(一)の刻に起きて兵法をつかひ、食を喰ひ、弓を射、鐵炮を打ち、馬を可乘、武士の嗜能きものには別而可與加增。」亂舞一圓停止たり、太刀をとれば人を切らんと思ふ、然る上は、萬事は一心のおき所より生ずる物也。武藝の外、亂舞稽古之輩、可切腹也。」武士の家に生れては、太刀を取りて死する道本意也。常々武士道吟味せざれば、いさぎよき死は仕にくきもの也、よくよく心を武に究むること肝要也」としるせり。最も武の職分をただすと可云也。

師曰はく、(二)頼朝の若君(三)治承(四)六年七月誕生、追代々佳例、仰御家人等被召御護刀云々。御家人等獻御馬、七夜儀、千葉介常胤沙汰之、有進物、嫡男胤正・次男師常舁御甲、三男胤盛・四男胤信引御馬、五男胤道持御弓矢、六男胤頼(役之)御劍、各列庭上と東鑑に出でたり。武將既に武門に出生するときは、其の職分を忘れしめまじきが爲に、弓馬甲冑劍刀を獻ず。是れ則ち職分を忘れしめまじきがため也。されば頼家七歲にして始(五)令著御甲之給、於南面有其儀、時刻、二品(六)出御、江(七)間殿參進、上御簾給、次若公出御、武藏守義信(八)・比企能員(九)、奉扶持之、小時小山朝政持參御甲直垂(青地錦)、改以前御裝束、朝政奉結御腰、次常胤(一〇)持參御甲納櫃、

(一) 一本、寅に作る
(二) 吾妻鏡壽永元年八月十二日十三日以下十八日に出づ
(三) 頼家
(四) 壽永元年と同じ。吾妻鏡は養和・壽永の元號を採用せざればなり
(五) 吾妻鏡文治四年七月十日の條に出づ
(六) 頼朝
(七) 北條義時
(八) 乳母の夫
(九) 乳母の兄
(一〇) 千葉介

子息胤正・師常昇レ之、常胤御甲、向レ南令レ立給、此間景季(一一)進二御劔一、三浦義連進二御劔一、行平(一二)持二參御弓一、佐々木盛綱獻二御征矢一、八田知家獻二御馬一、子息朝重引レ之、義(一三)澄・重忠(一四)・義盛(一五)奉二扶乘一、小山朝光・葛西清重付レ轡、小笠原彌太郎・千葉五郎・比企彌四郎候二御馬左右一、三度打二廻南庭一下給、今度、足立遠元奉レ抱レ之云々。

又實朝(一六)十二歳にして元服、其翌日著二甲冑一、又乘レ馬給、小山朝政・足立遠元等著二甲冑母廬等一と出でたり。武將の若公いまだ十五歳にも不レ滿して、元服して甲冑を著け乘馬を始むることは、是れ其の職を忘れしめまじきの戒とみえたり。況や治承の間天下未レ屬二平均一、故に賴家すでに七歳にして甲冑の禮あり、實朝は既に九歳にして小笠懸を射玉ふ。行平獻二弓引目等一、三浦介進レ的、千葉介奉レ馬、小山田獻レ鞍、八田知家進二行縢・沓一、宇津宮朝綱進二水干袴(一七)一、於二南庭一有二此儀一、行平賜二御劔一、依レ爲二弓師一也といへり。是れ幼若の間より其の職を守らしむるの教戒也、尤も可レ鑑。

師曰はく、賴朝武の職を守るを以て、平生更に懈怠する處あらず、鶴岡は殆んど營中なりと雖も、社參に必ず隨兵あり、甲著の役あり、調度懸の武者あり、勝長壽院(一八)號二南御堂一の供養にも、佐々木高綱著二御甲一と東鑑に出せり。又西國・東國ともに靜謐に屬

（一一）梶原源太
（一二）下河邊行平
（一三）三浦介
（一四）畠山
（一五）和田
（一六）吾妻鏡建仁二年十月八日、九日の條に出づ
（一七）少年用の略袴、大人の狩袴の如きもの
（一八）吾妻鏡文治元年十月廿四日南御堂供養の條下に出づ

(一) 吾妻鏡建久元年十一月七日の條に出づ

(二) 頼家の子、鶴岡八幡の別當、實朝を弑せり

(三) 大江廣元、もとの政所の別當、入道して覺阿と云へり。吾妻鏡承久元年一月廿七日の條に出づ

(四) 吾妻鏡建長四年四月十四日の條に出づ

(五) 頼朝

して頼朝上洛、于レ時文治六年十月(一)、入洛の日、先陣畠山重忠著二黒糸威甲一、隨兵各〻冑腹巻、二位家は裝束にして甲著の役人あり。又建久六年三月上洛の時、東大寺の供養結縁のため頼朝参詣、此の時も佐々木經高著二御甲一と出でたり。實朝に至りて專ら風流を事とし、歌に長じ遊宴を翫ぶ、故に廣元・義時等、武藝爲レ事令レ警二衛朝廷一給者、可レ爲二關東長久之基一の由を諷諫せしむといへども、實朝不レ用して、つひに公曉(二)が難を招けり。此の時も覺阿(三)申しけるは、東大寺供養之日任二右大將家例一、御束帶之下可下令レ著二腹巻一給上といへりけれども、仲章、昇二大臣大將一之人未レ有二此式一ととめけるとなり。是れ皆富貴に因つて家職を失ふのゆゑんなり。後建長に、後嵯峨院の第一の王子宗尊親王關東の將軍たりし時、始めて(四)鶴岡に社參ありしに、朝に臨んで先陣後陣の隨兵をやめられ、奥州實時・遠州光盛等、改二著鎧於布衣一、自二右大將家(五)一至二于三位中將家一、被レ紀二將軍威儀一、御出每レ度、雖レ爲二一兩人一、勇士莫レ不レ令二供奉一、而於二親王行啓一者、其儀强不レ可レ然とのことにて、つひに此の制やみぬ。たとへ親王たりと云へども、すでに將軍家たらんには、何ぞ武の職業を可レ忘や。然るに世久しく太平にして其の業を忘れ、關東の平氏滅亡に及びぬること、尤も可レ歎也。

師曰はく、富士の狩に、頼家十二歳にして始めて鹿を射玉ふ、頼朝慈愛之餘り、梶原景高を以て御臺所の方に其の由を告げ玉へば、敢へて喜び御感に不レ及、武將之嫡嗣狩場において鹿鳥を得んことは、強ち不レ足レ爲レ希と答へ申さる、使面目を失ひて退出すと云ふ事、東鑑(六)に出でたり。政子女性たりといへども、さしも頼朝の御臺、時政の女なるを以て、武將の家職を不レ忘のゆゑと可レ云にや。

師曰はく、昔八幡殿(七)奥州を退治の時に、剛臆の座を定めて、其の日の軍に剛臆をあらためて、剛あるものをば剛の座に著かしめ、臆せる輩は臆の座に付かしめて、其の剛臆に因つて饗應をも致され、剛の座に著く事三度に及べば、能く家職を守り武義のつとめ正しければこそ尤も如レ此なりとして、遂に賞を行はる。臆の座に著く事三度までは是れを許す。三度を越えて臆の座に著きなん輩は、家職を忘れ俸祿を盜んで主恩の報謝を不レ思、甚だ其の罪ふかしと云ひて、是れを罰するに及べり。故に人々皆大に恥ぢて、家職をつとむる事を武の本意と致せりと也。後世或は朱椀黑椀の饗應をまうけ剛臆の座を定めし類は、此の八幡殿の事より起れるなるべし。

師曰はく、織田(八)信長家の諸侍より合／＼、一月の內に兩度宛、八幡講・愛宕講と號

(六) 建久四年五月廿二日の條に出づ

(七) 源義家奥州後三年記上卷に出づ

(八) 武家事紀卷第十三、信長家臣の條、及び信長公記に一部出でたり

して、相會して武義の詮義をとげ、家職を不ㇾ忘、武運のことを神慮に祈りける。又同志の輩は一同に誓詞をしるし互の非を云へり。或時いづれも寄合ひて、願書をかいて武運を祈るに、いづれをあてに致して、何様につとめ度きとの心底なるぞ、各〻其の趣向を書いて入札に可ㇾ致とて、あつまり書き出せるに、皆松野平介某(一)におとらぬやうにと、何時も平介より先を可ㇾ致との心懸をしるせると云ふ入札なりけりと也。松野平介は美濃の三人衆のものにて、後に信長へ被ㇾ召出ㇾたり。其の身陪臣たりといへども、武の職業を勤めたるものなりとて稱美不ㇾ大方ㇾ、岐阜の大手先の侍町に屋敷を賜ひて、諸人の規範にもなりぬべきとの事にものしければ、諸侍のつとめ甚だ勵みあつて、各〻武義の職をつとめ守りけると也。

師曰はく、蒲生氏郷(二)は四十にして逝去すといへども、世以て其の姓名を知りて勇武の將とす。其の身の戰功も、其の比の勇將にさして越えたると云ふには非ざれども、平生武の職を守つて聊かたゆむことなく、家中の兵士をあつめて晝夜武義を論じ、明日の戰には其の言に不ㇾ違の働をなすことを專らとす。故に家にのこれる財寶もなく、悉く勇士名士をあつめ、是れに財祿を與へて死をともにせんことを欲す。天下の勇名

(一) 吉田松陰の遠祖なり。前卷二一九頁參照

(二) 主として蒲生氏鄉記によれり

ある輩は多くは氏郷に屬す。ここを以て秀吉命じて奥州の鎭守として、伊達・佐竹等に中らしむ。後には食祿百萬石に滿ちぬれども、猶ほ臺所に失食の事多くして、家臣かはる〴〵是れを養へりといへり。凡そ武將年若くして其の名の世に高きは、自ら戰功の勇あるか、或は幸にして大節の事にあたり、或は一事の功による。氏郷四十に不㆑滿して名將の名あることは、將の將たる器あつて、能く職分を守りつとめ、武義の怠り非ざるを以ての事也。秀吉奥州を與ふるの時、此の事を命ぜりと也。

師曰はく、大坂(三)の時、伊達政宗(四)奈良にて惣ての足輕大將をあつめて、鐵炮をつるべ(五)させけるに、加藤太と云ひける足輕大將の足輕ども三百斗り鐵炮をうたざるに付いて、其の事を糾明しければ、加藤太、道中にて火をもてば火繩入りて益なし、藥を足輕にあづくれば道にてこぼして多くすたるなりと云ひて、火繩藥ともに荷につつみ、小荷駄に付けて跡より來るに付いて、此の時の手に不㆑合に究まれり。政宗大に怒つて、職分を忘れて有司の出納をやぶさかる(六)、是れ士のみせしめ也と云ひて、則ち自ら切つて棄てたり。又足輕どもに命じて、一同に刀をぬかせ木をきらせぬ。其の間一人さびたる刀をさして木を切ること不㆑能。是れを糾明しければ、足輕病んで人足をやとひ

(三) 大坂夏の陣を指す。武家事紀巻第十四伊達政宗の條には「大阪日記」を引用せしこと見ゆ

(四) 以下政宗は、底本多く正宗に作る。古くは濫用せるなり。今は政宗に改めたり

(五) 連發させることなるべし、つるべうちの略か

て役をつとめさせたる、其の刀なりと云へり、則ち是れを成敗して諸卒に示し、職を可レ守ことを戒めけりと也。

師曰はく、紀州に淺野長晟(一)在國の時、紀國の地侍に某とかや云ひし士、功名の沙汰ありしものなれば、是れを扶助せしめ祿を豐にして、山中におのれなりに住せしめ置きぬ。此の者武義をつとめず職を忘れて、唯だ財寶をあつめやぶさかり(吝)、財寶あれば何時も諸道具人馬ともに有レ之と廣言してける。此の比大坂(二)に事ありければ、件の男財寶を散じて人馬諸器を求めて、ゆゆしく仕りて出でけるが、本より下々の事なれば、紀伊より大坂までの道にて、一人もなく皆逐電して、乘れる馬と我が身と斗りになれり。此の分にては先々はか〳〵しき事もあるまじ、紀州に歸らんも面目なかりければ、直に行方不レ知になりぬと也。人一旦の功名は時に取つて幸あることなれば、そのつとめを成す事ありと云ふとも、己れが職分を不レ知しては、時の仕合を待つに同じきことなれば、彼の紀州のをのこ(男)がふるまひとも可レ爲なり。不レ愼乎。

師曰はく、伊勢の木造左衛門佐長正、岐阜の役(三)に福島が手に屬して廣島に有レ之、晝夜武義の職を不レ忘して、廣間より奧の座敷に至るまで、矢をはぎ、玉を鑄、弦を

(一) 後の廣島の藩主、四十二萬六千石

(二) 大阪の役

(三) 福島正則東軍に味方して岐阜城を攻めしことなるべし

こしらへ、或は竹刀しない打ち、或は武義の議論、是れを以て日を暮せり。又津田藤三郎、池田の家に居て常に職分を守り、少しも事あるには一番に乗出せりとなり。つとめは家職を能く守る處より起れり。

師曰はく、日下部兵右衛門は元と尾州信長のものなりしが、秀吉未だ藤吉郎と號せし時、信長の命によつて兩人堤の奉行をいたしけるが、秀吉は襃美に預り日下部は不レ然に付いて、信長の家を立退きて源君に奉レ仕。庚子の役(四)の後、城州伏見に在番いたせり。伏見在番の間、常に下々に三度の食をくはせ、己れが馬に鞍を置き、わらんづを傍に置きて、下々どもに身ごしらへを致させ、若し不慮の事あらんには、一番に城の大手へ乗出して討死を遂げ、武の職分をきはめて、潔く死を善道に守るの外は不レ有と、平生言にも云ひ身にも行ひけると也。

門人藤(五)忠之侍坐して曰はく、間到二田安口一眺二望江城一、而竊歎二城制之盡レ善盡レ美、暫く宙宁の處に、あじか(六)を荷ふ町人の兩人つれだちて通りけるが、堀の際に望んで、此の内に鯉鮒の大なる多ければ、是れを漁して商はんには、利潤の何斗りありけんと云ふことを論じつゝ過ぎ行く。又大工と覺しき輩が、腰に曲尺を帯びけるが二三人連

（四）關ケ原の役

（五）布施源兵衞、素行の武教小學を校正せる門人なり、後松平出羽守に仕ふ、もと藤原氏、忠之はその名

（六）ざる

立ちて通りしに、樓門の雲に聳え瓦甍の水に映ぜるを見て、恰合の宜しく成風の功の善盡せることを語りて過ぎぬ。とり／＼の思入、各〻己れが職分の得たるを以て是れを校量すと、彼等がことに思ひ居て、反りみれば某が眺望して歎ずる處も又其の一に列すとかたれり。師曰はく、人の職分生れながら其の家について定まれるあり、又好んで其の職をつとむるあり、又なれ效ふによつて遂に其の事を職とすることあり。されば人は詳に人たらん品を了見し、其の職分を考へて、其の道に近かるべき事を勤むるにあり。孟子の矢人(一)・函人のたとへ、莊子が井蛙不レ可三以語二於海一者、拘二於墟一也、夏蟲不レ可三以語二於氷一者、篤二於時一也、曲士不レ可三以語二於道一者、束二於教一也と秋水(二)の篇に云へるもさる譬なるべし。ここを以て云へば、居所により馴れ親しむによつてつひに其の事をなして、其の品に身を處し其の職をつとむるになりなん事なれば、聊も私にまかせば、職分の鄙しく道に遠きことを知らざるべし。彼の町人大工皆同じく天性の人にして、各〻其の所レ爲を以て其の事を見る、人の職分豈可レ忽乎。若し一片に泥著して其の道に遠からんときは、五十歩百歩の違のみ也。

(一) 孟子公孫丑上篇第七章に出づ。「矢人函人より不仁ならんや。矢人は唯だ人を傷らざらん事を恐れ、函人は唯だ人を傷らん事を恐る。」矢人は矢作り、函人は甲作りなり

(二) 莊子の篇名

二　道に志す

師曰はく、後漢王充(三)が論衡に云ふ、燕飛輕於鳳凰、兎走疾於麒麟、鼃躍躁於靈龜、蛇騰便於神龍、呂望(四)之徒白首乃顯、百里奚(五)之知明於黄髪、深爲國謀、因爲王輔、皆夫沈重難進之人也、輕躁早成、禍害暴疾。又東漢徐幹(六)中論曰、智行(七)徐偃王知修仁義而不知用武、終以亡國、魯隱公(八)懷讓心而不知佞僞、終以致殺、宋(九)襄公守節而不知權、終以見執、晋伯宗(一〇)好直而不知時變、終以隕身、叔孫(一一)豹好善而不知擇人、終以凶餓、此皆蹈善而少智之謂也。故大雅(一二)貴既明且哲、以保其身と出でたり。

凡そ士の職分を知りて其の職業をつとめん輩も、道に志あらざれば、唯だ勞役擾冗して其の本源を不知がゆゑに、たま／＼我が致し得る處なりと云へども、皆燕のよく飛び兎のよく走り鼃のよくはひ蛇のよくまとふが如く、其の鳳凰・麒麟・靈龜・神龍に合せて云はんには、日を同じうして語るべからず。又一方の宜しき處を好んで彼

(三) 字は仲任、班彪に師事し、後に論衡及び性書十六篇を著はす。論衡は八十五篇、中一篇は目のみといふ。老荘・墨子の思想多し　(四) 太公望呂尚、七十歳にして周の文王に見出さる　(五) 百里奚は七十歳、白髪を越え、黄髪になりて、秦の穆公に用ひられて、その知人に認められたり。史記秦本紀第五に出づ　(六) 字は偉長、所謂建安七子の一人にして、文才あり、而も恬淡寡欲、君子と目さる。中論は二巻二十篇、義理を述し、聖賢の道に歸す。本引用文右行の智行はその篇名なり　(七) 周の穆王の時の徐子の國なり、民を愛するが故に兵戦と戦はずして亡びし王なり　(八) 左傳隱公十一年秋七月以下に出づ　(九) 史記宋世家に出づ。襄公十二年に楚宋と宋に盟ふ。小國盟を爭ふは禍なることを諫められしが聞かずして遂に楚にとらはる　(一〇) 晋の大夫、史記晋世家景公の條に出づ　(一一) 春秋の魯の大夫、左傳襄公の中に出づ　(一二) 詩經大雅烝民の篇に出づ、明は道理に明、哲は事情にさときなり

の勞役擾冗する事あらず。唯だ其の篤實なることを專らとせんにも、道の道たるゆゑんを不レ知ば、必ず其の致す處に弊あり。故に仁義・讓心・節・直・善、各〻その名は宜に似て、悉く害を不レ遁は道を不レ知ばなり。ここを以て武義のつとめ職業是れなりと號して、晝夜の暇もなく寒暑をも不レ厭、つとに起きよはに寢ねて寸陰ををしむ輩あり。是れ職業をいとなむ其のことわざ宜しといへども、士の大道に志あらざれば、其のなすわざ皆勞役するのみにして、彼の中々天々ののびらかにして常に萬物の上に伸びたる處あらず。唯だ小成をやすんじて、是れを以て一生をおくらん事、豈大丈夫の心ならんや。故に仲尼の教、道に志すを以て大なりとす。道に志す處あらざれば、多くは小利をたのしみて大道を不レ知、其の小利亦道を以て不レ致ときは甚だ相違ひて、つひには皆害となりぬべし。

顏之推家訓云、山中人不レ信レ有二魚大如一レ木、海上人不レ信二木大如一レ魚、漢武不レ信二弦膠一、魏文不レ信二火布一、胡人見レ錦不レ信三有レ虫食レ樹吐レ絲所二レ成、昔在二江南一不レ信レ有二千人氈帳一、及レ來二河北一不レ信レ有二二萬斛船一、皆實驗也、夫有二子孫一、自是天地間一蒼生耳、何預二身事一而乃愛護、遺二其基址一、況于二己之神爽一、頓欲レ棄レ之哉と

（一）麟弦の代りの膠綵條の弦のことか
（二）火にあひて燃えさる布、火議、又は火浣布、西域などの貢品なり
（三）毛織物のとばり、夷狄の住舍なり

しるせり。職分斗りに心をつけて大本を不二了覺一ときは、山中海上の人の外を不レ知に不レ異。莊子が河伯(四)望洋向レ若而歎ぜしたとへにも類すべし。ここを以て考ふるに、大丈夫の職業を知りて其の本を聖人天地に期し、その間修し行ふ處を道にあてて、その道に叶ふわざを志さば、其のつとめ悉く理に中りて、其の本則ち王者に通ずべし。不レ然ば一向一藝一伎にわたつて、一生勞擾して上達の思あるべからざれば、形して下なるものの器と云ふべき也。

師曰はく、古の聖人教を立て億兆の民をひきゐるに、小學・大學のわかちを致し、少年の間は其の家職に可レ入處のわざをつとめて、骨節をねらし、記識を旨とす。所謂禮樂射御書數の類これ也。既に成人しては大學に入れて修身正心の道を詳に示し教ふ。是れ職分をしらしめて而して道を以て其の本たらしむるのゆゑ也。

師曰はく、八幡殿の教に、武家に五つの道あり、一には究途をしる、二には卑賤をわきまへよ、三には道理を先立てよ、四には國土を知れ、五には掟を不レ違と。以上五つを武家の守るべき道とす。是れも道に至るの一端なるべきにや。

師曰はく、藤原(五)忠文の云ふ、士は三十歳の内のものは、將は將の謀軍法を知るを以

(四) 河の神、水の神たり。莊子秋水篇に出づ

(五) 平安時代の朝臣、貞觀十五年生る。天慶二年參議に任ず。平將門の亂に征東大將軍を命ぜらる。

て表とし、兵の勇道を習ふを以てうらとすべし、二六時中不レ可レ忘。又鎌倉の時頼禪門の云ふ、虛譽は國のあだ身の災、無量の禍出づる處なり、唯だ道に志あらんには、世のほまれをうけては彌々むづかしかりぬべしといへり。

師曰はく、楠(木)正成曰ふ、大人は死を恥とせず、士は生くるを恥とす、二心ありなんこと、是れ士の大なる恥也といへりとぞ。二心あらざるは義を不レ知しては勤めがたし、士道に志あらずんば、身を利する事を專らとして其の本必ずたがふべし。故に道に志のありなんことを要とする也。

師曰はく、朝倉宗滴が言に、(一)仁不肖によらず、武者を心がくるものは、第一うそをつかず、聊もうろん(胡亂)なる事なく、不斷實儀を立て、物恥を仕ること本也、其の故は、一度大事の用に立つ時、不斷うそを付くうろんなる者は、如何樣の實儀を申候へども、例のうそつきにて有レ之間と指をさし、敵味方ともに信用なきもの也、人のたしなみ平生肝要のこと也といへり。宗滴士の大丈夫たる道を不レ知がゆゑに、僞を云はざるを一度大事の用に立てんためなりと云へり。人の僞を云ふは、皆道に遠く唯だ當座の便利を專らとするがゆゑ也。已來の利不利はさし置き、大丈夫の本意に叶はん心得あ

(一) 前出一六八頁參照、朝倉宗滴話記に出づ

らば、然も已來其の利も全かるべき也。

或人問うて曰ふ、士の達人誰を以て期せんや。師曰はく、君にして堯・舜・禹・湯・文・武、臣にして皐陶(二)・益稷・伊尹・呂望・周公・孔子、各〻士道の相究まれる也。しかれば士道は聖人を以て本とし、其の書は六經を以て用とす。本朝の學者是れを不レ知して、別に儒道の說を云ふ、甚だ以てあやまり也。ここを以て士道を別にして又儒の一法を論じ、儒者の風をなして其の行跡ことごとくたがへり。或人の曰ふ、然らば古今の學者皆士の道を得べしや。師曰はく、和朝の學は云ふに不レ及、異朝にも儒の道久しく絕えて、唯だ空言を翫んで實學ここに沈淪す。故に士道の世に不レ立事殆ど久し。されば能く士の道を究理するときは、上兵は治二天下國家一、中にして修身正心、下にして身體習練技術ここに勤む。然れば三つともに相ととのふる人を號して、士の上達の人、大丈夫と云ひつべき也。

師嘗て曰はく、戰功はかひがひしく時に過へば身に積る事多きものなれども、武士の本意と云へる所は、習練不レ詳ナラしては其の道つくしがたきもの也。何方にて何斗りの功あり、その所にて大方ならぬ働ありし目利也耳きき也口ききなりと云ふものに

(二) 以下皆上古より周代までの聖賢の名相君子なり

も、本意をいはせて論ずれば、甚だ初心なること多きもの也。錦は一寸のきれを見てもしれやすく、鳳凰鸞鳥は一筋の羽にも其の徳あらはる。況や一言を出し一句を云ひて、筆にしるし書に載せなんには、其の胸襟かくすべき所なし。たとへ手足をねり耳目の廣才を嗜みたりと云へども、本意に不レ入ときは皆うはつら斗りにして、何も皆根なく基なし。去比(一)高麗・關ヶ原等之役に功あつて其の名譽ゆゆしく、其の名を聞きては直人にあらじときこえし輩の、武士のうはさをかける一牧の文あり、是れにしるせる言思入をみれば、僅の事にほこり、ゆゆしきわざの如く云ひもしかきもしるして、其の志す所唯だ匹夫の溝瀆にくびれ死なんことをのみ思へり。文章は其の人の才によるべし、思入は其の人の志す所なれば、なからん跡までも尤も恥づかしき事也。されば戰功は仕合よく時にあひ、手足のねりによつて其の事なりぬとみれども、士道においては夢中に弄レ夢に不レ異。大丈夫能くここに味ふべき事也。

師曰はく、大丈夫常に將の將たる器を志すにあり。弓馬劍術力量早業は皆匹夫の所レ致也といへども、士の職業のその一つなれば、游レ藝て是れをこころみ、文書古事をしつて其の事を廣く仕るの用とす。凡そ上兵は伐レ謀(二)、不レ戰而屈二人之兵一を善之善な

(一) 秀吉の文祿・慶長の朝鮮征伐をいふ

(二) 孫子謀攻篇に出づ

りと云へば、士の道にふかく志して厚く謀り遠く思はんには、天地の間のことわりも不レ通と云ふことあるべからず。異朝の鴻門(三)の會に、樊噲(四)門の扉をやぶり項羽をにらみ見、豕の肩をくらつて斗酒を傾け、怒れる髪は冑をささぐ、まことに勇士猛兵と云ふべし。しかれども高祖つひに是れと謀をなし道を行ふの事なし。張良自ら敵に不レ當してつひに帝王の師となり、謀を帷幄の内にめぐらせり。されば細川の清氏(五)が自ら敵にあたつて、二宮兵庫頭が桃井と名乘つて出でたるを組み留めて、頸を取つて將軍(六)の前に持參して、高名がほにものせるも、士の道を不レ知して將の將たる所なし。道に志あらざれば、わづかの事を興張に思ひ、不レ入事をなして勞擾する事多し。將は自ら帷幄をまうけ楯を突かしめ、非常の兵士を轅門に不レ入して、猛卒虎賁(七)を出して彼れをとりことする、是れ將の道なり。其の制不レ正、陳法不レ宜して、其の道を失するゆゑに、勇士猛卒ありといへどもなきが如くに散亂して、將不レ得レ已して自らの功をなす。是れ豈士道ならんや。但し將おそれて矢玉をさけ、陣を厚くして敵をさく(八)と思ふは、是れ又士道に非ず。このゆゑに、戰國遠ければ國郡の領主優長佚樂を事として自ら干戈を荷ふことを忘れ、可レ出戰場へ不レ出してやゝみぬること、世の諺に管領

(三) 漢の高祖劉邦楚の項羽と天下の覇を争ひ、各々秦を滅す軍を起す。劉邦先づ秦を定め覇上に軍し、項羽のまさに西ノ方關に入らんとするに會す。邦の兵十萬、羽の軍四十萬互に對峙して殺氣あり。鴻門は地名なり

(四) 劉邦の部下の勇士

(五) 正平十年足利尊氏に従ひて、直冬及び桃井直常を京都に攻めし時のことなり。太平記巻第三十三、京軍事に出づ

(六) 尊氏

(七) 勇士。もと天子を守りし者の周代の官名なり

の馬の出でかね、有馬殿の頬當と云へるが如き、是れ將として大丈夫の道を不レ知より事おこれり。(一)暴虎馮河死而不レ悔者我不レ與とは、士の道を示し玉ふ言にあらずや。士の道豈大方に可ニ心得一ことにあらず。

師曰はく、士の道を志すと云ふ輩ありても、其の道をつとめて心に入るる處あらざれば、唯だ道のすきと云ふ斗りにて、是れ又實にあらず。世人書を學び其のわざをしるといへども、多くは口に云ひ目に見耳に聞く斗りの好みにて、篤くつとめんと思ふ處あらず。さるによつて、古語をおぼえては利口とし、人をいひつめ世にほこりて悉く高慢となれる事、是れ士道に志の立たざるゆゑ也。尤も可レ愼事ども也。

師曰はく、何事も殘る所なくそろへんとするは、其の事になりゆきて遂には實を取失ふになりぬべし。古の大丈夫も其の要とする處に深く心を入れて、末々のおち／＼は成るにまかせ、又全からぬもありぬ。本末殘る所なく混然として能く萬物に應ずるは聖人のみなるべし。其の外は末へ心を付けては本を取失ふべきなれば、此の處を了見して、其の要とせんずる處を第一と取入れて、其の餘はならんずるままに任せぬべし。殘りなく調へんとする間に暇なくて、本を忘却して不レ入事をとらへ、士の大本

（一）論語述而篇第十章

を失はん事、甚だあさましき儀也。

師曰はく、道の道たる處を不レ知ときは、さしも伎倆ゆゆしき生れ付のものも、少しの事に及んで人にいはれて惑ふ事多し。源頼朝は甚だ武將の法をそなへし人と云へども、宋朝の陳和卿(二)が、國敵對治之時、多斷二人命一、罪業深重也、不レ及レ論(謁)之由、固辭再三なりければ、頼朝感涙を抑へて和卿が言を信じぬと東鑑に出でたり。此の陳和卿は宋朝の佛師にして、甚だ人を僞りあざむくの惡人也。陳和卿後に實朝に對面(四)して、三反奉レ拜、頗涕泣申云、貴客者昔爲二宋朝育(醫)王山長老一、于レ時吾列二(其)門弟一とかたれり。去建暦元六月三日、實朝夢中奉レ告二此趣一、忽以符合、實朝前生の事をきいて尤も和卿を信じ、育王山を拜し玉はんの心出來て、渡唐の志しきりなりければ、陳和卿に命じて唐船(五)を造らしむ。事なりて(六)是れを由比の浦に浮ぶ、信濃守行光此の事を奉行して、數百輩の匹夫に筋力を盡して曳かしめけれども不レ動して、つひに砂頭に朽損せりと也。是れ等の妄詐を專らとして人をたぶらかす陳和卿にそのかされて頼朝彼れを信用に及ぶ事、是れ道に志あらざるゆゑ也。頼朝の行跡その外あやまり多けれども、少々の事は棄てて不レ足レ論、如レ此の大要におろかなるときは、たとへ外事しばらく宜しと云へども、大丈夫の本意と云ふべから

(一) 平安朝の末より鎌倉初期迄日本に居り、一時東大寺大佛の頭を鑄などして朝野の人氣ありしが、後素行修まらず、鎌倉に來り實朝に話して渡宋をすすめ事成らずして、その後の事歴分明ならず

(二) 吾妻鏡建久六年三月十三日の條に出づ、頼朝東大寺供養に奈良へ來りて、和卿に謁せんとして拒まれしことをいふ

(四) 吾妻鏡建保四年六月十五日の條に出づ

(五) 吾妻鏡建保四年十一月廿四日の條に出づ

(六) 同五年

四月十七日の條に出づ

（一）鎌倉九代後記、政氏の條に出づ

ざる也。

師曰はく、頼朝に忠を盡せし三浦大助義明が末葉に三浦介義同と云ひしは、後に陸奥守入道道寸と號して、弓矢を取つて其の比並びなき勇將にて、相州岡崎に居城す。是れ義明が弟岡崎惡四郎義實が住せし所なり。其の子を荒次郎義意と號し、三浦新井（あらゐ）城に置きて管領に屬し武威をふるへり。此の道寸、養父三浦介時高と中たがひ、己れが勇力を以て時高がこもれりし新井の城に押しよせ、明應九年九月廿三日の夜夜討にして、養父を傷害して三浦の跡を相續しぬ。かくて永正十五年七月十一日に、道寸父（一）子北條早雲がために責め詰められて、荒（新）井の城に一所に相あつまり悉く自滅せり。ここに案ずるに、弓馬の功をたのみ自らの勇力を事とする輩も、士の道を不レ知がゆゑに、父を敬ひ恩を重んずる處あらずして、我が身を利せんが爲に君父に敵對し、不義無道の行跡をなすに至る事、是れ亂臣賊子のわざにして、道の道たるを不レ知よりおこれり。さるに因つて、士道に志あさくしては、身に勇猛伎倆そなはり職業修練をつむほど、皆道のために害となりて、不義の行跡を助くるのわざと成りもてゆく事、甚だ不便（ふびん）の事也。身の榮華を究むるに付いて論ずると云へども、惡を行ひ不義を事と

して、幾程後榮を期せし輩ありや。たとへ天地と後榮をなすの事ありと云へども、豈不義を行ひ無道のわざをなすべきや。大丈夫の道ここにありぬべし。彼の道寸が行跡以て可レ考也。古今ともに世に亂臣賊子あることは、士道の不レ立がゆゑと可レ知也。されば三浦時高主人持氏(二)にそむいて、その賞にほこり大名となりて終に養子に害せられ、道寸又養父を害して北條がために滅ぼさる。不義不道の行跡あらんものは、子孫自ら不義不道に至りて、不レ奪ば不レ厭のためしとなりぬべし。天正(三)の初め、越前朝倉義景の家臣ども、尾野(四)と云ふ所にて各々逆意して自殺せしめ、その賞にほこりて越國に居せし櫻田播磨守・朝倉式部大輔(五)・富田彦右衞門尉は、地下人の一揆(六)にとりまかれて、わづか九十日の内に滅亡せりと云ひ傳へたり。義を不レ知道に志なき輩の、人のさそふにまかせ、身の利を求めて、そしりを末代にのこし、後榮又期せず、尤も可レ戒也。

師嘗て曰はく、魏の曹操は勇猛豪傑の將にして、其の知識人にこえ、天下を縱横にする事三十有餘年、其の奇策のこる處なかりしが、建安二十四年に蜀の大將關雲長(七)が頸を、呉の孫權が方より魏に送れり。曹操頸を得て、其の匣を開いてこれを視るに、

(二) 當時の關東管領足利持氏

(三) 鎌倉始末記巻六・七・八の各所に出づ

(四) 一本、大野に作る。織田信長に内通し義景を自害せしめしなり

(五) 朝倉景鏡

(六) 一向宗一揆

(七) 關羽、雲長はその字、又の字は長生、蜀の劉備に仕へ、捕へられて一時曹操の將官に侍り、これに背いて、又劉備の許に仕へ、呉と戰ひて害せらる。人物一世に名高し

頸の顏色平生にかはらず。曹操笑ひて云はく、久しく汝を不レ見、今其の頸に對することの喜ばしきにやとありければ、言未レ終に頸の毛髮鬚のひげ皆うごく。曹操しばらく默して是れをとらしめ、厚く葬りて蜀に送れり。此の後曹操、每夜眼を合すれば必ず關雲長をみる、その心悶亂して行跡つひにたがひ、或は神木を切り或は神醫を殺す。建安二十五年正月、六十歲(一)にして卒す。晝夜妄語を吐き、急に劔を取つて空中を切る、如レ此事不レ止して死せり。さしも勇猛豪傑の身たれども、關雲長が靈に因つて死せりと云へり。近くは長尾謙信(二)威を北越に振ひて其の鋒甚だ盛なりけるが、老臣柿崎を生害の時、柿崎甲冑を帶し弓矢をつがひ、謙信をにらんで死せり。此の時より謙信物狂ほしくなりて、九日めに死去せり。曹操の武における、つとめずと云ふ事なし、謙信の勇における、向つて不レ破と云ふこと非ざれども、道において其の本くらきを以て、遂に如レ此の邪鬼に侵さるる處あり。道を知ること不レ正ば、其の所レ爲に絕妙ありと云へども、眞正の義において暗くして不レ通事多し。しからば又是れを眞の大丈夫とは號しがたかるべき也。

(一)魏志には六十六とあり

(二)上杉謙信のこと

三　力め行ふに在り

師曰はく、職分を知り士道に志ありと云へども、是れをつとめざる時は、其の職其の道を詳に知る事難し。而して勤むるに職分のつとめあり、士道のつとめあり。ここを以て、往古は人生れて八歳にして既に物しること有る時は、學校に入れて小學を學ばしむ。小學と云ふは禮・樂・射・御・書・數・灑掃・應對・進退の節、すべて我が職分と仕るべきわざに於ては、詳に其の用法を盡して、容をねり手足をならし記識することを覺えて、其のことわざに不レ暗が如く、手習ひ足熟し、口耳の學を習練せしむ。既に年十五に滿ちて、萬物の品々其のゆゑんを糾明すべきに便あるのころほひより、又大學の學校に入らしめて、ここに於て心意を正誠して、身をおさめ人に交はるの間、其の天性を以て正しからしめ、大にして天下、中にして國郡、小にして一家、ともに能く治め調ふるに至るの道をつとめしむ。是れ古來聖人の教を立てて兆億の民をみちびき、其の職をつとめ其の道をつとめしむるの法也。後世に及んで此の教たたず、人唯だなりのままに成長して、有るべきことにまかするを以て、幼弱より壯老に至るまで、つひに一事の職をつとめ道をしることとなし。たまたま志出來て初めて職を

學ばんと思ふものも、或は壯年に過ぎ或は老衰して手足進退骨節相ととのはず、記識薄くしておぼえしること不レ叶、ここに至つて學ぶものつとむるものも怠慢してやみぬ。道に志ありと云へども、其の職業をつとむること不レ能して、只だ空談のみ也。彼の八歳にしてつとむることを壯年にしてつとむるになれるゆゑに、其の勤皆時を失ひてやみぬ。是れ聖教の世に不レ行がなす處也。向後大丈夫のつとめに志あらん輩は、此の處を守りて子孫の教戒を不レ可レ怠也。

師曰はく、中庸に(一)力行と出せり。力はちから也。事物の理を詳に究めんことは、力を不レ出しては不レ可レ叶也。ゆゑに力の字をつとめとよめり。今日任重くして道遠き間を、能く力を用ひてつとめずしては全くなりがたし。後漢王充(二)が論衡に曰はく、人有レ知レ學則有レ力矣、文吏以レ理レ事爲レ力、而儒生以二學問一爲レ力、夫壯士力多者扛レ鼎揭レ旗、儒生力多者博達疏通、故博達疏通儒生之力也、擧レ重拔レ堅壯士之力也、孔子周世多力之人也、作二春秋一、刪二五經一、祕書微文無レ所レ不レ定、故夫墾レ草殖レ穀農夫之力也、勇猛攻戰士卒之力也、構レ架斲削工匠之力也、治書定簿佐史之力也、論レ道議レ政賢儒之力也、人生莫レ不レ有レ力、所以爲レ力者或尊或卑、孔子能擧二北

(一) 第二十章に「力行近乎仁」と出づ

(二) 前出一七九頁參照

門之關一、不下以レ力自章上、知下夫筋骨之力不上レ如二仁義之力榮一也としるせり。誠に力の出づる處大ならずしては、大丈夫のつとめなりがたかるべきなれば、力を出さん事是れ士の力行也。

師曰はく、つとめに其のしるしを急ぐ處あるときは、早く怠ること定まれること也。つとめは一生のつとめ、是れにてつとめの相終ると云ふべき處なし。若しつとめに限りあらんには、其のつとめ實理と云ふべからず。東漢の徐幹が中論に、(三)小人朝爲而夕求二其成一、坐施而立望二其反一、行二一日之善一而求二終身之譽一、譽不レ至則曰二善無一レ益矣、遂疑二聖人之言一、背二先王之教一、存二其舊術一、順二其常好一、是以身辱名賤、而不レ免レ爲二人役一也といへり。少しつとめて大なる益を求めては益あるべからず。すべてつとむるの道は、益を求め譽を求むるの爲にいたす事、是れまことのつとめにあらず。つとめは人たるの道をつとむるのみ。つとめて益あり譽あるはその幸也。益なく譽なきと云ひて更に求むべき所なし。天地の生々無息なる、是れ天地のつとめ也。天地何の求むる處あらんや。大丈夫唯だ道をつとむるのみ、外に求むる事あらざる也。益を求め譽を求めば、必ずつとめて倦む所ありぬべし。尤も可レ愼也。

(三) 前出一七九頁參照

師曰はく、三略上略(一)の初に、夫主將之法、務攬ニ英雄之心一と云ふ一句に、務と云ふ字を入れたり。務めてと云ふ所甚だ力あり。つとめて不レ致しては力のたらざる事勿論なれば、此の篇の總括は務の一字にありぬべし。つとめと云ふ事大丈夫の本とする處なること、可ニ心付一也。

師曰はく、楠(木)(二)正成云ふ、士は十七八歳より卅七八までは、敵とだに見たらんには、火の中水のそこまでも追ひ責めて討たんと思ふ、人三十歳になれば、能く圖に當る軍をするものぞ、十七八より三十歳の内にて見合せてなんど思ふ將は、三十歳に餘れば軍の圖をはづす物ぞ、又三十歳の内にてそこつの軍を仕らんと耳仕りし人さへ、五十歳にならんには、おくれて圖をはづす事多からんと存ずると謂ひしとにや。年老いては氣力次第につかれ衰へて、諸事盛なる時のごとくにはつとめにくきもの也。しかれば若き時のつとめは甚しきほどにありても、後にはつとめ大方になるものとみえたり。可レ戒事也。

師曰はく、楠(木)曰ふ、士の自讃をなすに失多し、一には諸人に惡みんぜらる、二には無禮也、三には口論の端也、四には諸人耳を閉ぢ首をふる、五には恥に合ふの端

(一)武經七書の一、支那上代兵法の書なり。上略はその上、中、下略と篇を分てる上略なり

(二)櫻井書にあこのことあれど文章異なわり

也、六には亡命の端也、七には諸人其の云ふ事を不ㇾ信、八には諸人參會を不ㇾ好、九には指頭の毀りそうく、十には自然に惡事生ずと也。今案ずるに、人自讃の心ありては、身を自慢して他を毀るの基なれば、諸藝諸事ともにつとめうすくして只だ自らを是とす。ここを以て考ふれば、自讃はつとめを失ふの基是れに不ㇾ過。古來是れを戒むるゆゑん也。古の聖人自ら我が道を以てたれりとせず、このゆゑに學不ㇾ厭教不ㇾ倦の言(三)あり。聖人ここに足れりとせば、何のゆゑに學んで不ㇾ厭のいひありなんや。況や聖人已下の士、自讃する事ありなんには、つとめ則ち怠りて、眞の大丈夫に不ㇾ可ㇾ至也。

師曰はく、北越朝倉宗滴(四)が言に、我々一世の間、敦賀へ上下何時も一日がけに仕候、此の儀は我々彼の郡あづかりの内自然の事有ㇾ之ばとの用意までの勤に候。されば七十に餘り候迄、毎年川より北道筋可ㇾ考のため、號二鷹野一細々下向の事、是れ又非二別儀一、彼の國より一度亂入不ㇾ仕して不ㇾ可ㇾ叶と存じ、其の時の用意までに候。總じて一度卒度の事に逢ひて、久しく武者を不ㇾ見して功者ぶり仕る者ども、一段笑敷事に候。其の故は、小泉古四郎右衛門常々かたりけるは、武者遠くなりては、足輕に出でたる

(三) 論語述而篇第一章の孔子の言

(四) 前出一六八頁參照

時に矢風おそろしく覺ゆるもの也、細々打出で敵にあへば、少々の矢をばかりおとしなんと、心づよく思ふもの也といへり。朝夕の心がけ不レ怠ごとく可二了簡一といへり。まことに武士朝暮の心がけ、手足のねり、萬事に心得なくしては勤かくべき也。

師曰はく、(一)上杉定政が狀に曰ふ、有二由斷一においては少しも不レ可レ叶、他國に打越、抛二身於溝壑一、可レ曝二骸於路頭一之事、不レ可レ痛レ之、片時も一二ケ州無爲之刻、成二安堵之思一、從二隣國一可レ被レ成二懸計儀一之段、末代之恥辱と思ひ、可下以二他國山野一爲二住所一、甲冑爲レ枕、一夜之陣にも自身結レ繩取レ鍬、夜中不レ睡二眠一、終夜馬之背にて夜を明し、不レ脫二甲冑一、如レ此朝良(二)至二于勤一者、何誤可レ有レ之乎云々。戰國のつとめ、如レ此こそあるべきこと也。

師曰はく、武田信玄曰ふ、とりの子を十づつ十は重ぬとも女に心ゆるすべからずとあり。坂東八ケ國の將軍となり、既に王號を僭せる將門(三)を、俵藤太(四)が奉レ討のとき、秀郷ひそかに將門が內の女に心を合せ是れを討ちたりと也。女は義理をわきまへず正道を不レ知、ふがひなくかざる人間なれば、武士の上に僞ある輩は女侍なり。ここを以て女に必ず心をゆるすべからずと云々。案ずるに、心をゆるすと云ふは怠より出來

(一) 前出一六六頁參照

(二) 定政の養子の名、この狀は朝良教訓の狀なり

(三) 承平天慶の亂を起せる平將門

(四) 藤原秀郷の通り名、當時下野押領使なり

ることなれば、女にのみ心ゆるす不レ許と云ふ議論可レ有に非ず。唯だつとむる處をつとめば內に省みて疚しかる不レ可。內に省みて不レ疚ときは、心をゆるしゆるさざると云ふ事不レ足レ論也。大丈夫は晝夜力行して而後にやむのみなるべし。

師曰はく、長曾我部元親[四]曰ふ、親祖父打續きて武勇の沙汰ある子孫、早く手に合ひたるをば、武勇の家を相續すと云ひ沙汰するものなり、總じて武勇二方の者の子孫、年若くて手柄と沙汰仕るほどの働あるをば、其れは唯だ時の仕合と究むべし、二度目に能き事あらんには母方に似たりと云ひ、三度に及ぶ時は其の身の譽と云ふべしと云云。案ずるに、其の身の名譽も父祖の行跡によつて善惡となることなれば、我れ又子孫のためには父祖也、聊かゆるがせに不レ可レ仕也。次に人の働功名も、一度ありしことを以てこれを毀譽の究めと云ひがたき也。一度は時の仕合あるものなれば、善惡ともに必と定めがたし、二度三度に及んでは、つとめて不レ用しては難レ有事なれば、これを幸とは云ふべからず。されば何事もつとめて致さんには、其の至極初めてみえぬべし。つとむる處なくんば、たとへいかばかりの大功をなせりとも、唯だ時の仕合と云ふべき也。

（四）長ノ物語（續群書類從合戰部に在り五）に出づ

師曰はく、士の力行する事に階級次第ありて、小事小藝を一生のつとめとして、勞して無益事甚だ多し。されば法を天下に立て後世に傳へ、萬々世までの規範となれるが如きつとめあり、是れ周公・孔子の力行也。又百世の下其の風をきいて人の義心を興起せしむるの力行あり、伯夷・柳下惠(一)が類是れ也。道を守り義を貴んで一生ををはるあり、一の廉直を必とし一の忠孝を專らとして、其の餘才ものに不及あり、是れ等の事は其の身においての行跡なり。これよりくだりては、或は權謀術數一技一藝を翫んで、是れを一生の力行として世をむなしくする事あるは、尤も君子の所恥也。ことに又百世の下にして其の風をきいて人の心を興起せしむるにも品ありぬべし。伯夷・柳下惠が風をきいて人皆興起するは義のよる處也。後世信長・秀吉の風をきいては、人皆名聲榮望を思ふの心を興起せしむ。然ればつとめて行ふ處の品々に順つて、末々までそれに興起するの思入甚だたがへれば、尤も其の力行する所を可愼也。

師曰はく、士の力行すべき所は、至つて心易き所至つて小しきの事を、力を盡して可守也。心易き所には必ず怠あつて、致すまじき事をも致し、云ふまじき言をも云ふこと多し。小事は不苦と存じて是れを默止してなす。皆是れ内の善惡の機發動の

(一) 伯夷は周の武王を諫めて容れられず、首陽山に餓死す、柳下惠は魯の大夫展禽、柳下といふ邑にありて惠と諡す。孟子萬章下篇首章に「柳下惠は汙君を羞ぢず、小官を辭せず、進みて賢を隱さず。必ず其の道を以てす。阨窮して憫へず、鄕人と處るに由々然として去るに忍びず云々、故に柳下惠の風を聞く者は鄙夫も寛に、薄夫も敦し」と出づ

處なれば、此の間を詳に究明いたして可二力行一也。大抵人の前貴人高位の出合に、無禮放埓の言行あるものはまれなり、又究めて大節に及びては、取亂すこと又まれなり。至つて凡下の者も、罪極まりて死に及べば、不レ得レ已して死期をよくするに不レ異也。嘗與二門人一書曰、人之言行必怠二於閨門之內一、故志二于道一之士、專愼二勤閨門之內一、是不レ愧二屋漏一之謂也。周濂溪曰、(三)家人之睽(三)必起二於婦人一、故睽次二家人一、以三二女同居而志不二同行一也、二女睽（兌下離上、兌少女也、離中女也、）堯所二以釐二降二女于嬀汭一(四)、舜可レ禪乎、吾茲試矣。是在レ愼二閨門一也。又千鍾の祿をよく辭すといへども、簞食豆羹の至つてかろき事において、苟も非二其人一色にあらはるると云へり。大祿大官を辭するは、これを辭して名による處の大利にかふればなり。彼の至つて小しきのことは、人のさし云ふ處にあらざるを以て、忽ちに內に動ずる處出來りぬべし。是れ小はつとめ難くして大節をば能くなすゆゑん也。但し大節においても、實に能くするには不レ有、名譽の大づなに取付きての事なれば、名譽の大づなのきれたらんものより見ば、是れ又皆虛妄の說なるべし。故に云はく、人の是非は其の忽にする所を考ふるにあり。忽にする處は閨門小輕の事なればなり。

(一) その著遁書の家人睽復無妄第三十二に出づ。家人は易の卦名なり

(三) 遁書には離の字に作る。睽は相反する意にして、又易のまゝ名稱、家人の卦の次に出づ

(四) 二女は堯の二女、娥皇と女英、嬀汭は嬀水のほとりにて、愛の住居のあるところ、そこに婚嫁の諸事を行ひしなり

師曰はく、人皆四支の安逸を求めて、唯だ當座のやすからん事を專らとするに因つて、其のつとめに怠り多し。いきとせ生けるものを見るに、鳥獸魚虫のたぐひ、農工商各〻自らつとめて食を求め人を養ふ。若しつとめ怠るときは食ここに不ㇾ足を以て、(一)冬暖而兒號ㇾ寒、年登而妻啼ㇾ飢、頭童齒豁にして竟に死すとも何の裨かあらんと云ふに不ㇾ異を以て、不ㇾ得ㇾ止ここにつとむ。士は君の祿をうること豐なるを以て、自然に祿にあき食にみちて、自らのつとめを蔑如するに至れり。此の四支何ほど勤めず安逸ならしめてかくし置きても、時至れば敗壞してやみぬ。且つ又身の養にも安逸は皆短命の基也、聊か身安からん事をもとめては大丈夫の本意に不ㇾ有也。故に朝より夕に至り夜より曉に至るまで、耳目口鼻四支の運用、心意の思慮、悉く天下國土のため多くの人民のためにして、我が身を安んずるの思入更になし。如ㇾ此ときは己れが身是れ天下の身にして、私する處あらざる也。天下の間の生物皆天下を利して、士若し其のつとめに實なき時は、天下の利たる處なし。心を可ㇾ付こと也。

師嘗て曰はく、初めて道をつとむるには、勤むることもなりにくく、身の言行に付きてささはる處多くして、如ㇾ此にてはつとめらるまじきと思ふものなれども、其の

(一) 唐宋八大家文集韓愈篇卷一進學解に出づ

（三）論語學而首章
（四）近思錄存養篇に出づ。非體の禮とは事物にかゝはらざる自然の理にあつて禮を言ふ意なり

志を卓爾として其の關を透り得るときは、次第に勤も成りやすきもの也。關を透り得ること度々にして後には、つとめも致しやすくして、つとむるとも不レ覺になれるべし。山城のある山寺に、長命丸と云へる藥のあるに、他國へ取りて行けば不思議の驗あり、其の寺のあたり其の里にては益なし。又湯の山の湯の、他國の者にはよくしるしありて、その邊のものにはしるしなきと云へるためしもあり。事久しくなれては藥と云ふべき差別さへみえわかざるもの也。近比俗のもてはやすたばこと云ふなる物も、辛く苦くいぶせくて、初めは能々吸ひ習はでは不レ叶べきが、後には辛きを面白し、苦きに味あり、いぶせきに取所ありと云ひて、暫も口を不レ離がごとくなれる、皆つとめ〳〵て後にはやすらかなるとみえたり。是れ等は皆外のものさへしかり。況や外より入るにあらず、内に心能くおぼゆべき士の道なれば、つとめ〳〵ては自然に内に涵養して、説ばしき所出來るべし。孔子の學而時習レ之、不二亦説一乎との玉ひし事こなるべし。嘗與レ人書曰、安行者自然底而不レ入レ力也、力行者恭守而不レ失也、然安與レ力、到レ成二其效一則一也。明道曰、禮者非體之禮、是自然底道理也、只恭而不レ爲二自然底道理一、故不二自在一、須二是恭而安一。是禮與レ恭、安與レ力之謂也。尤も可

レ味フ。

師嘗て種エレ樹フ、顧示して曰はく、凡そ物の地に生ずる、我れと生々する物は其の根ざす處甚だ深く、又地心に宜しきにや、風雨にあひても不レ損セ、たとへ損じて危きも、枯るることまれにして付く事やすし。外の樹木草花をううるは、其の根入深く能くつくまでは、或は土かひ或はそへ木を致して、常に其のかこひに念を入れ、風雨寒暑のかへりみを詳にいたさざれば、枯るるに易くして付くにかたし。是れ自ら其の地に不レ生セして他所より入り來れば也。學問の道、其のつとむる處亦如レ此ノ。唯今まで其の志あらざりしを、俄に志の出來てければ、今日のつとむる處甚だ難し、能く手入をいたし省みを不レ詳ニセしては、必ず其の志うせぬべし。學者の進む處は、此の力行の切なると不ルレ切ナラとにありぬべし。今於ケルレ種ウルニレ樹ヲ亦然り。又曰はく、町人百姓の我れとはたらきてあつむる金はうせず、子孫の居ながら得たる財寶は必ず失せやすし。是れつとむるとつとめずとの兩般に出づれば也。力行の事忽(ゆるがせ)にすべからざる也。

師曰はく、總じての樹木をみるに、わか木の間には、年々の盛長すること人の目にみえて大也、既に年久しく經て其の圍み大なるに至りては、五年十年を經ても、何方(いづかた)

のかはれると見えつべき所なし。而して老木になりて後は、木つき、枝なり、花のさきやう、葉の出樣、皆わか木と別也。士の所レ勤レ學亦如レ此。つとめ行ふ時の最初には各（格）別進みゆくとみゆるとも、暫くあつて後にはここぞかはりて進むと覺えぬべき所あらず。ここにおいて學者必ず怠慢して、自然にあとへかへる事ありぬべし。つとめの要と可レ爲所は此の間也。されば樹木を以て云はば、既にはえ出でて何年までは木の體いまだ不レ全、幾年を經て初めて木の體全くなりて、然る後には年々の盛長總體へわたりて、木のかこみ、木のたけ、內のもくめ（木目）、膚間、皮の樣子、枝葉の出やう、花のさきやうまでに、悉く其の盛長のわけありぬべし。其の上大木の枝葉、總體にかけては一年に一分のそだつ處ありても、若木の二尺三尺そだつに相同じかるべし。然れば士のつとむる處も、人倫交接の間、修身接物の用、一日無量の事物に涉りて、是れぞと定め云ふべき所はあらざれども、內のつとめ年々に熟すれば必ず棟梁の器となりて、さく花は諸木にすぐれて見事に、枝葉は柱となり薪となり、板にいとなめばもくめ見事に、柱にいとなめば大厦のかまへともなる。是れ年々つとむる處より、應じて節に不レ中と云ふことなきゆゑん也。必ず速になりなんことを不レ可レ思也。

師曰はく、一度に其の事をなさんと云ふことは、皆つとめざるものの云ふ事也。する事也。天下の間の事物、聊の小事小物にても、つとめずして一時になれる物ありや、以て考へつべし。たとへ當座の間を合せん事を思ひて一時に成しうることありとも、つひの用に不レ可レ立。譬へば壁をぬらんには、先づ下ぬりと云へることを致して、土をあらくし段藁(一)を大にいたし、此れをぬりて其の下地をろくにいたし、其の土を能くかはかしめ、能く土のかれ乾き落つる位を計り、而後に中塗の土をこまやかにいたし、細なる段藁を入れて是れを塗る。ここにおいて壁の干破れたる處なく、土の付く處能く平也。而して又上塗の事あり、是れ切磋琢磨のゆゑんに非ずや。是れをつとめと云ふべし。此のつとめをむつかしと云ひて、初より上塗中塗を致しても、又下塗斗りにおいても、壁の成就とは云ふべからず。次第を追うて其の位を考へ、段々に仕立てて而後に其の事たりぬべし。下地のつとめをよく致して後には、上の仕立に手間不レ入もの也。下地につとめうすければ、上の仕立ならざるもの也と、古人もいへり。

師嘗て調二合鐵炮藥一、其の日門人等相會す。示諭に云はく、世人皆其の事のなれる後を見ては別條なし、手間も不レ入してなれる如くに思ふもの也。百手あたりて米一

(一) 莇藁なるべし

粒となれりと古人も是れを云へり。上手名人達人の致すことを見ては、造作なきが如くなれども、百錬千錬の內より出でて一の形となれり。一の刀は百錬の鐵より出で、一りんの花は三百六十日の養より出づ。前方のつとめねりたらずして、其の一りんの花を見事にいたさんと云ふことは、天地の間に不レ有こと也。藥の調合に理を詳にするは藥のつとめ也。ゆゑによくつとめたらん藥は用ひて其のわざ宜しし、つとめ少なき藥は用ひて其のわざ不レ正。是れ其の事ありと云へども、つとめずしては其の用足らざるのゆゑん也。

師曰はく、品の替り事の別なることは進んで致しよきもの也、同じ事ばかりつとむることは怠慢してつとめにくきもの也。同じ事にても心を盡してつとめ味ふれば、初めて其の事物の至極に至るものなれば、必ず怠慢不レ可レ仕也。つとめと云ふは同事をつとむるのいひ也。珍敷いさましき事は、好んで仕る事なればつとめとは不レ可レ云也。或人の云はく、「朝夕にみればこそあれ住吉の岸の向の淡路島山」と云へる歌のありと也。此の心は、朝夕不斷淡路島をみるがゆゑに、其の景氣の妙なる處を能く心得見出して感興せる也。遠近の旅人、是れなん淡路島山なりとききて見て通りなんには、

見所もあるべからざるとの心にや。學者のつとめ亦如ㇾ此。朝夕つとめ學んで同事を涵養しなんには、つひには其の本意を可ㇾ知也。同じ事也と云ひて怠慢せんこと、かへす〴〵大丈夫の心に非ざる也。

師曰はく、馬をのるものの云へるは、馬の曲をのり直すに、のり直しても心入をあしくいたして、のり直したるほどにと斗り存じ、口を取る舍人口副にまかせて引入れさすれば、或は馬の口にあたり、或は廐へ入れさまにあしくあたりて、一日精を出して乘直したる口合、曲木のごとくもどる事ありと云へり。人の勤も如ㇾ此なるべし。未だ勤め行ふことの切なる間には、應接交際の事にもつつしみ守るべき事あるべし、志のもどりて前にかへらん事を可ㇾ思。師を尋ね道を問ひても、我が交はる處につとめあらざれば、必ず前へもどるもの也。孟子の（一）一日これをあたためて十日是れをひやすといへる比喩、尤も味あり。

師曰はく、（二）（吉）好田兼好法師が言に、あやまれりとは他の事にあらず、速にすべきことをゆるくし、ゆるくすべきことをいそぎて、過ぎにし事のくやしき也といへり。まことに大丈夫士の道に志あらんには、速に萬事をさし置き、自らの職分を專らとして、

（一）孟子告子上篇第九章「天下生じ易き物ありと雖も、一日これを暴めて十日これを寒やさば、未だよく生ずる者あらざるなり」と出づ

（二）徒然草上の四十九段「老來りて始めて道を行ぜんとまつことなかれ」の條に出づ

其のつとめにまことを可レ盡也。速に可ニ盡勤一ことを怠りて、不レ入事に月日を送り、後には罪を年におほする(負)に及ぶこと、世のつたたきもののしわざ也。人皆何事によらず、不レ致ものもなく不レ爲わざもあらねども、前後厚薄のわきまへ無レ之を以て、不レ入事を先んじ厚くして、是れに我が精悃をつくすを以て、まことの時に自棄してつひにやむに至れるもの、凡俗皆然り。唯だ志を立て前後厚薄を辯ずべきこと也。

師曰はく、人の年齢の程によつて先んじつとめつべき事多し。古來聖人の定め置く小學・大學のためしも此の心なるべし。(三)孔子曰、君子有ニ三戒一、少年之時、血氣未レ定、戒レ之在レ色、及ニ其壯一也、血氣方剛、戒レ之在レ鬪、及ニ其老一也、血氣既衰、戒レ之在レ得とは、年齢に順つて戒め守るべきのつとめ也。人の一代に幼弱壯老衰の變あつて、其の血氣につれて其の志氣はるかにへだて、以前に思ふ事皆相違するもの也。年幼弱にしては血氣のままに事をいたし、名利財寶の求めたきがゆゑに、唯だ血氣のままのふるまひ多く、或はやねに上りて鳥の巣をこぼし、或は水にくぐりて魚の穴をさぐるが如し。既に壯年になりては、名と利とを欲する事甚しく、血氣しばらく安し。故に身をつとめ事物をしづかにして、已前の作法をあやまりと思ひ、幼弱のときの血

(三)論語季氏篇第七章

氣をくやむ。ここに老衰して望もなく、人の交りもうとく、身の官途も此の上に至るべき事もなくなりては、初めつとめし名利のつとめ皆去つて、初めて其の本意顯はる。されば年老い血氣衰へて、必ずつとめ已前にたがひ萬事取りみだし、好色利欲を專らとして每日遊興を事とし、人品沙汰の限りになれるためし世以て多し。是れ前方のつとめ悉く根ざす處ありての事にて、今其の病根出見することと最も淺ましき次第也。古より終を克くすることをかた(難)しとせり。人間一生の覺悟所は老衰死期においてあらはれて、前方數十年の事虛となり實となれり。不レ戒ばあるべからざる也。

師曰はく、同じ樹木草竹のたぐひ五穀も土の性にしたがつて、其の骨法其の味も皆かはるもの也。眞土堅地の草木は生ずる處に手間を入れて、其のつとめつよきゆゑに、木も堅く草わらもつよく實も味宜し。野土のはらかなるに生ずる草木は、そだつことはそだちやすくして、土柔にして性よわし。故に其の體やはらかに味も又あしし。是れ唯だ非情の草木と云へども、つとむると不レ勤とに因つて其の內にたがふ處如レ此也。たとへば麻がらほどよわきものも、燒きやうによつて炭となりて用をたす。すべて諸〻の事つとめてこれを詳にするときは氣質をも變ずる事、草木猶ほ然り。況や三

才の其の一にあたれる一偏、其のつとむる所を究理しなんには、大方の事にあらず、眞の大丈夫に至るべき也。

師曰はく、內に勤め守る處あらざれば、常に放心して惘然となる事多し。平生の事に何心なきにも、人に問はれ云ひてみよ成してみよといはるれば、早や其の所にふし出來てすなほならぬもの也。是れ內の勤たら(足)ざれば也。古き人の云へるは、何心なく出でたる場所にて、そこは矢の多く來る、鐵炮のつよく來る所ぞといはるれば、則ち出にくくなるもの也。何ほどかぶいたる振のものも、目の前に打死多ければ、其の所へは出にくきこと也と語れり。是れ皆勤め守る處を戒め敎ふるの心得也。

師曰はく、ねりつとめ宜しきときは、小藝にても大理に通ずるもの也。馬藝・劍術等の小藝はわづかのことなれども、つとめ得てねり深きものは是れを以て大理へもうつすべし。(二)うる米を久しくねれば餅になりぬると云ふに同じき事也。されば小事に妙を得て不思議のことを云ふなる輩あり、是れも其の事のつとめ詳に盡せるによるべし。

師曰はく、何事も古に替り果て、古來の人品に不ㇾ及が如きと云ふ中にも、武士の有様は一入衰へて作法も失せぬ。是れ其のゆゑ何事にやと尋ぬれば、君恩に浴する事

(一)かぶく、即ち惡戲ぶる、戲者ぶる意なるべし、振は、そぶり、樣子などの意か

深く、衣食住心にかなひて、つとめず不ㇾ行と云へども、身の榮耀心にまかせゆくゆゑなり。すべて武士の道は其の根ざし深きを以て、あらはるる形大方にてみえにくし。たまたましばらく勤行の輩ありといへども、皆利をあてて致すがゆゑに、利なくして譽を不ㇾ得ば、或は年をへてやみ、或は月をこえてやむ。外の技藝術數は各〻そのつとめにて利を得、益をうるがゆゑに、其のつとめ甚だ力を出す。中にも武士奢の上に翫ぶ處の繪細工茶器衣服工商のきらきらしき物は、古におとらずまさりもしつべきまでに成り行くは、人のもてはやせばなり。もてはやして取あつかふ物は、必ず類をこえて好き物も出來るもの也。古來武將の下の武士どもの風俗今以て考へつべし。草木鳥獸の至つておろかなるも、時に好むものには品替りたる物出來るためしまのあたり多し。ことに人は萬物の靈にして、知識の深き事諸物にすぐれたれば、つとめて不ㇾ至と云ふこと不ㇾ可ㇾ有なれば、聖人君子にも學べば至りつべきなり。唯だつとむる處實すくなきゆゑに、上下ともに古の人品に不ㇾ至かとおぼゆる也。

師曰はく、昔衞(一)の靈公、夫人と夜坐して車の聲の轔々たる鈴のおといたせるが、君門に至りてはやみ、君門を過ぎては又聲のいたすありければ、誰人の往來のあるにや

(一) 春秋孔子と同じ頃の衞王、夫人は南子

と尋ねければ、夫人の云はく、此れ蘧伯玉にて侍りぬべし、忠臣と孝子とは人のみるかゆゑに禮をのぶると云ふことなし、人の不レ見がゆゑにすべき禮を略する事なし、蘧伯玉は衛の賢人なれば、夜くらしと云へども、君門を出入に必ず禮あるべし、ここを以て伯玉なるべしと申し侍ると答へぬ。人を出して問はしめければ、果して伯玉なりしと也。伯玉がつとむる處は、明暗に因つて變ずることあらず、若し明暗に付いて變ぜば、是れ外をつとめて內を不レ省也、豈君子のつとめならんや。物の變は時を不レ定してあるもの也。可レ勤のことわりを知つてつとめば、明暗のわかち更にな[illegible]、故に變に處して常に明なり。

師曰はく、蜀の將軍諸葛孔明、劉備のために用ひられて將相の任をかねけるに、士卒を撫で禮讓を厚くし、一豆の食を得ても衆とともに分けて食し、一樽の酒を得ても流にそそいで士と均しく飲す、士卒未レ炊ば大將食せず、官軍雨露にぬるるときは大將油幕を不レ張、樂は諸侯の後に樂しみ、愁は萬人の先に愁ふ。加之夜はよもすがら睡を忘れて自ら軍營を廻りて懈を戒め、晝は終日面をやはらげて昵じく交りをなし、未だ須臾の間も心を恣にし身を安んずることを不レ見。依レ之相したがふ所の兵士更に

(二) 衛[illegible]賢大夫、名[illegible]瑗
(三) 六韜[illegible]勵軍の章[illegible]の意[illegible]、但し言葉は異なれり

不レ怠して、死を一に究めぬといへり。孔明亦人也、唯だつとむるとつとめざるの間にあり。孔明職分を知ると云ふべき也。

（一）今昔物語卷廿五の第五に出づ

師曰はく、平維茂と云ひしは武藏權守重成が子上總介兼忠が太郎也。その曾祖伯父貞盛が甥幷に甥が子どもなどを取あつめて養子にしけるに、此の維茂は甥にて亦中にも年の若くて、十五郎にあたりて養子に致しければ、字を余五君と云ひける。其の比田原藤太秀郷が孫に藤原諸任と云へるものあり、其の字をば澤胯の四郎と云ふ。此のものと田畠を爭ふことあつて、つひに鬪諍に及びぬ。ここに諸任ひそかに常陸に至りて維茂をおそはんとす。十月朔日の比壮時計りに水鳥俄に立つ。余五驚きて、鳥のいたく騒ぐは敵の來る也とて用意す。俄の事たれば、先づ兒の左衛門大夫滋定が幼なりしを山に隱しなどしつらふ。人は少なし、つひに不レ能レ戰して家に火をかけてやき拂はれぬ。八十餘人燒死にたり。澤胯大に喜び、年來の本望ここに達しぬとて、能登守惟通が子の大君（澤胯嫁其妹）が所に立ちよれり。大君云ふ、余五はうたれつや。澤胯云ふ、燒死にたり。大君云ふ、余五はおそろしきもの也、慥に其の首鞍の取付けにゆひ付けつやと云ひて、早く用意したためさせて歸しぬ。余五殘兵をかり聚めて澤胯を追ふ。澤胯

是れをば不ㇾ知、余五にかちぬとて大に喜び、酒に酔ひ過ぎて前後をしらず。余五
乘ニ逸物葦毛馬一、紺の襖に款冬の衣を著、(二)綾藺笠を著、征矢卅斗り、上(指)雁胯二十バ
指したる胡簶をおひ、夏毛の行縢しておひかけ、事ゆゑなく澤胯を打取りけりと也。
維茂は名を東八州にあげて余五将軍と號せる斗りの人なりとぞ。澤胯が打死は油斷に
よれり。是れつとめずして大功皆あとにかへり、其の身さへうたれけること、むかしの
ㇾ戒也。

(二)藺笠ともいふ、中に布帛の綾を貼る故にかくいふ。武士達がかりなどに用ふといひ、中古には流鏑馬などにもかぶりたりといふ

師曰はく、源(三)頼信朝臣は多田満仲の三男子也。頼信東によき馬もちたるものありとき
きいて、乞ひに遣はす。馬主いな(四)びがたくて此の馬を上せぬ。盗人これをぬすまんとて
東より付けて上りぬ。馬上り付きて頼信の廐に立ちたり。子息頼義これをきいて、我
れこれを乞ひてんと思ひてゆく。雨極めて降れども、馬のこひしければゆく。頼信と
馬の事いひてとのゐながら臥す。夜半に盗人馬をとつて引き出す。廐の方に人音あれ
ば、頼信これをきゝて、頼義へも不ㇾ告、衣を(引きをり)つぼをり胡簶をおうて馬にのり、
東よりついたる盗人ならんと思ひ、關の山に追ひ行く。頼義も丸寢にてありければ、
そのまゝ馬にのり追ひ行く。さきにてざぶ〳〵と云ふをきいて、頼信射よかしと云

(三)今昔物語巻廿五の第十二による。頼信は下野守に任ぜられ、武将にして、源氏の東國に武功を立てしはじめの人なり

ひけるに、言も未ダ畢ラに弓音す。戾答へぬときくに合せて馬の走りてゆく。鐙の人も不ルレ乘ラおとにてから〳〵と聞ゆれば、賴信云ふ、盜人は已に射落されぬ、馬とりて來れとて、不レ待タしてかへりけると也。賴信・賴義は本朝の武將なれば、云ふにや及ぶべきなれども、如キレ此ノ不意のつとめを以て、日比の思入のしられぬ。

師曰はく、(一)宇治殿にて三井寺の(二)明尊僧正御祈して、夜居に候ひけるが、此の僧正夜中に三井寺へ歸りて、そのまま立ち還ることとのあるに、誰かある送るべきよしありければ、(三)致經が候ひける、常にとのゐ所に弓胡籙を置きければ、其のまま供奉す。道々にて人多くなりて三井寺まで送り、歸り玉ふには又道々にて人一人二人づつ退きて、元の下衆一人にてかへりけると也。此の致經は(三)平致賴が子也、殊に大なる矢をこのむゆゑに、大箭の左衞門尉と呼ばれけると也。平生のつとめ他に異なるに非ずしては、如クレ此ノ不意の出立、理にあたる如くにはあるまじき也。

師曰はく、(四)文治元年十月廿四日源賴朝勝長壽院の供養を被レ遂ゲ、歸宅の後に(五)義盛・(六)景時を召して、明日上洛すべき事のあり。(七)軍士をあつめ著到をせしむべき也、其の内明曉速に可キレ進發スものありや、別に其の交名をしるし進ずべしとありけるに、半更に

（一）藤原賴通、道長の子にして奢り父に過ぐ。宇治平等院を營み、こゝに退居す、よつて宇治殿と稱す
（二）小野道風の子なり、世を厭ひて佛門に入り天台座主となり、又園城寺の長吏となる、關白賴通深く歸依せり。この談、今昔物語卷二十三の第十四に出づ
（三）平維衡・源賴信・藤原保昌と併せて、勇士の四天王と稱せらる。後私鬪の爲め隱岐に流されたり
（四）このこと吾妻鏡同日の條に出づ
（五）和田
（六）梶原

(七) 名前に
こと
(八) 千葉
(九) 共に今
出か
(一〇) 吾妻鏡文治元年十月二十九日

及んで各々申して云はく、群參の御家人常胤已下爲レ宗者二千九十六人、其の内申下部可二上洛一之由上者、朝政・朝光已下五十八人ありけると也。廿九日爲レ征二義經・行家等之叛逆一賴朝上洛、既に駿州黃瀬川の邊まで至るの處に、義經・行家西國に落退の由其の告ありければ、霜月一日より八日までここに滯留して、八日に鎌倉に歸らしめ玉へりと也。勇士は不レ思レ家を以て本意とす。如レ此急事あるの時分、速に君命を奉じて家を忘れんことは、日比のつとめ薄くしては不レ可レ叶也。勿論氣早なる勇士は何にかまはず則ち打立ち、是れのみを心がけとも思はんずれども、其の身の用意人馬の支度心にかなはざれば、速にして先につかふべきたれば、遲きに不レ異。大丈夫平生身をつとめ家をしたためて、則ち千里の馬に鞭うつの心得なくんば不レ可レ有こと也。賴朝の時天下未だ靜謐に屬せざれども、明朝可二打立一ものは百人に不レ滿、まことに心得あるべきこと也。

師曰はく、鎌倉の右大將賴朝の行跡を云はば、寢所には諸國の御家人の名字を書付けはりつけさせて、毎朝一覽し、會所には在鎌倉中の諸大名の名字を書きて是れを押付け、毎日是れを一覽し、十日不レ見をば是れを尋ねましまし、或は使を遣はし、又

は其の親しき者座中にあるに問ひ玉ひし故に、諸侍毎日出仕、門前に市をなせり。而して彼等に睦親をあつくして、或時は酒宴、或時は歌の會、又弓馬・犬追物・かさがけ、其の外數ヶ度の狩、すべて其の身の樂とせず、天下の侍に親しまんがため也。此の故にや諸國の侍等皆親しくして忠を致さんことを思ひしと也。是れ賴朝の草業の主として功を立てし所也。又平泰時より已來、執權の門に大なる鐘をつりて訴訟人につかしむ。又相州(一)上の十五日には卯刻より記錄所に出でて午の刻に及ぶ、下十五日には午の刻より出でて申の下刻に及ぶ。而して鐘の聲あれば人を出して訴人を記錄所へ召して直に是れを聞き、其の上にて訴ふる意を一卷の書に顯はして、毎月十日廿日晦日を決斷の日に定めて、頭人評定衆をあつめて理非を決す。法は貞永式目(二)の如し。泰時のつとめ如レ此を以て、鎌倉の政道中興して、つづいて時賴・貞時の比まで、萬事のつとめ不レ怠ありしと也。

師曰はく、九郎義經曰ふ、郎從の勇を撰ばんと思はば、先づ已れが將のつとめあらんことを嗜み、已れ勇にして將の將たる器に叶ひ、而して後に人を撰み用ふべき也。已れがつとめをば指置きて人の勤を願はんには、不レ可レ叶こと也と云へりと也。され

(一) 相模守泰時の略

(二) 後堀河天皇の貞永元年に、泰時が賴朝以來の訴訟等を參考として作りし、幕府評定衆の規定並に心得にして、五十一ケ條より成る、わが最初の武家法制なり

（三）石清水八幡宮、仁平二年三月二十五日か
（四）關白忠通なるべし
（五）神樂の舞人の長

ば古の良將たれか自ら勤めざるや。楠（木）正成が中興の武將と云はれぬることも、其の身の勤卿かたゆむことあらざれば也。正成赤坂の城に在りしとき、毎夜城の四方一五町四方を走らしめて、辻々に番を置いて息も不レ斷、十廻或は十五廻二十廻なんど、兵の分々に從つて走らしむ。是れを勝負にかけ、亦一廻り左右へ分けて走らしむ、何間何尺の遲速を爭はしむ。下十二三歳より老いたる若きも皆如レ此。正成も時々走りなんどしけり。冬のさむきには、夜に入れば猶ほ正成出でにけり。夏の夜は申すに不レ及。而して人にすゝれて早く走るか又は度も重れば、似合布引出物なんどしてんけり。將如レ此がゆゑに下々者以てつとめきと云へり。古の人のつとめ以て可レ見。

（五）師曰はく、近衛院御宇、五條國綱（三）八幡行幸のとき殿下（四）の供仕りてまゐられけるが、人長の某淀河に落入りてぬれ鼠の如くにして、片方に隠れ居て御神樂に參らず。理也、只だ一具持ちたりつる裝束は水に落してぬらしぬ、可二取替一具足はなし、既に神事の違亂に及びけり。此の國綱、人長の裝束を取出して進らせたり。人長是れを著て神事行ひにけり。時に取りてゆゆしき高名也。心賢しくつとめたる人にて、如何なる事もあらん時にはとて、御神事の具足を悉く調へて隨身ありけりとぞ後にはきこえし。されば

こそ彼の人長が裝束をも被二取出一けめ。國綱身をつとめて奉公に忠を存じ、民を撫で憐み深かりければ。殿下も私に召遣ひては位を盜む咎ありとて、後白河院に被二擧中一て中宮亮まで任じ、後には正二位の大納言に至りけると也。國綱の人長の裝束の事、かねて其のつとめなくしては急用にあひ難きことなれば、尤も殊勝の事也。

師曰はく、事變の急ならんときに當つて初めて年來のつとめあらはるるもの也。(一)源實朝建保七年正月鶴岡八幡宮に拜賀のとき、(二)公曉石階之際に窺ひて取レ劔奉レ侵二實朝一の時、さしも歴々の隨兵多かりけれども、いかがしたりけん公曉を遁れしめて、無レ所レ覽(覓)二讎敵一と云へり。(三)源義教は赤松滿祐がために弑せられて、滿祐又遁るることを得たり。(四)源義輝は(五)三好がために害せられ、(六)平信長(七)惟任がために弑せらる。各〻急事に上つて、さしも恩顧の近臣皆其の難にまぬかれたるあり。(八)會津蘆名盛隆は大庭三左衞門と云ふ取立の小姓に隱をすゑて居ながら害せられぬ。人の臣として君邊に伺候仕らん輩、聊も怠りありなんには、變に逢ひて一生のつとめを無にいたすことあるべし。

師曰はく、越前朝倉義景滅亡の後、(九)富田彦右衞門府中に在城しけるが、龍門寺と云へるもの密にかくれ居たるを、使者を以て招き、信長へ申上げ、本領安堵の事を才覺

(一) 吾妻鏡同年正月二十七日の條に出づ
(二) 頼家の子、父の仇と誤信したりしなり
(三) 足利四代將軍。この事變所謂嘉吉の變をいふ
(四) 足利十一代將軍
(五) 三好義繼
(六) 織田信長
(七) 明智光秀
(八) 會津若松城主。蘆名氏の養嗣。織田信長に通じて伊達氏と戰ひ勝ちてより意奢りて天正十二年殺さる。大庭は少年より寵愛せし人にして、その寵衰へしを含めりといふ。

蘆名家記巻一に出づ

(九) 信長に内通して、主義景を大野に自害せしめし一人なり

(一〇) 秀吉、北條氏を討ちし役なり

(一一) もと武田氏の臣、家康これと對陣して、この勇猛と忠實に感じ、武田氏滅亡後家人となす。次で信州佐久郡にて戰死。その子康國信州を守護し、上州に從ひて殺害せらる。武家事紀巻第十五に出づ

(一二) 武家事紀巻四十五に、水野惣兵衞尉忠重に作る。信元の弟、家康に仕へて三州刈谷に在

可レ申と云へり。龍門寺不レ斜喜びて、府中にこえて富田を頼む。富田は龍門寺を打つて信長へ忠に可レ仕との思入なりければ、富田宗八と云ふ小姓を呼んでこれを打手に定む。而して龍門寺を種々にもてなし、富田申しけるは、朝倉代々祕藏の中村太刀と云ふを大野郡より求めしが、茶すぎてみ玉へと云ふ。龍門寺急いで拜見申し度しとの事にて、則ち取出す。龍門寺うけとりぬいて見泪をながす。既に鞘にをさめんとせし時宗八罷り出で、一世の思出に拜見とねがふ。富田聞きて、汝若輩の身としていはれざることぞと留む。龍門寺、若き人の最も也とて、その刀を其のまま被レ渡。宗八これをうけとりみる體にて龍門寺を打ちてけり。龍門寺欲心深く義を忘れて且つゆだんなりければ如レ此の難に逢ひぬ。世以て戒とすべきこと也。

師曰はく、天正十八小田原陣(一〇)の時、蘆田修理大夫康國上州に在陣して、氣違者に逢ひて思ひがけもなく被レ害て失せぬ。此の康國は(一一)蘆田常陸介信蕃が子にて勇猛の士也。源君御字并に松平氏を賜ひけりと也。關ケ原の時三州池鯉鮒において、(一二)水野宗兵衛、加々井がために害せられぬ。是れ等皆事楚忽におこりて、さしもの勇士匹夫のために死をとぐ。尤も可レ愼こと也。

城す。武功多かりしが、遂に加賀に彌八郎に殺さる、事は關原日記に見ゆといふ。(一) 武家事紀卷第二十二氏郷の條に出づ (二) 信長の子 (三) 織田信兼 (四) 木造左衞門佐長政(又具康)、信雄の味方なり、後福島正則の家人となるといふ (五) 後出二二二頁には畑作兵衞尉に作る

師曰はく、羽柴秀吉旣に武威を振ひ、分國を諸將に賜はりける時(天正十二年)、勢州南方松島(まつがしま)をば(一)蒲生氏郷に賜へり。松ケ島(九)は元と信雄(二)の居城にてけり。天正八年に信雄城郭を飯高郡細頸(ほそくび)にかまへ五重の天守をあげて、松島(まつがしま)の城と改名せし地也。同南木造(きづくり)分・小倭(こやま)分をば(三)織田上野介に與へらる。ここに(四)木造家の者共戸木城(へきしろ)にこもりて領分を不レ渡、小倭七郷のものども籠城す。これによつて織田上野介幷に氏郷、そのころはいまだ忠三郎なりけるが、木造(きづくり)を退治のために付城(つけしろ)をかまへて攻レ之。氏郷領分には曾原(そはら)の城に上坂左文、須賀城には坂源左衞門尉、畑城に生駒彌五左衞門尉、小河城に谷崎忠右衞門尉これあり。信兼の付城には小森、上野城に分部左京、牛田神戸(かんべ)城に中尾內藏允、淨土寺の城に守岡金介、林城に子息織田三十郎、後に任二民部少輔一。如レ此取りかこみて相攻む。木造左衞門具康武勇の達人にして速にせめおとされず。木造具康は北畠大納言顯能の次男、正三位顯俊の七世の孫也。木造切々はたらき出て苅田の事などありければ、氏郷軍兵を處々にまうけてこれを防ぎ、若し木造出づるにおいては、相圖の鐵炮を以て可レ通と示し合す。ここに九月十五夜、木造家の侍田中仁左衞門尉・畑作(五)兵衞尉・金子十介・中川庄藏・天花寺勘太郎・畑千次郎以下濟々相もよほし、小川表

において苅田仕るの處、相圖の鐵炮の音しければ、氏郷ききも不敢かけ出でんとす。
其の比氏郷にいなづま・小雲雀と號せる二疋の名馬ありけるが、小雲雀は篠田勘介これを預りてありけるが、則ち沓具して引立てたり。氏郷鎧取つて打ちかけ、則ち緣のはなより乘出す。いなづまは如何と問ひ／＼乘りて打出でぬ。相供なふものには小性手廻わづかに七八人に不過。かかる處に外池孫左衛門はせ來り、敵はすでに菅瀨へ兵を引入れぬと申しけれども、事ともせず馳せ出づ。岩田市右衛門舍弟平藏は松島より一里わきに西の庄と云ふ所にありけり。傍輩に菅沼介右衛門・小橋六左衛門・今村彌五兵衛・野田總之進など云ふもの同所にあり。其の夜は市右衛門宿所により合ひて物語仕りけるが、折しも市右衛門は奧の間にうたたね致してあり、口の座布には相のこるものども有之、平藏尺八をならし、各々朗詠などしてありけるが、鐵炮の二つなるを市右衛門きき付け、只今のは鐵炮の音にやと云ひながら早具足を著け、殘る者どもは不聞付ゆゑに、今一度きき屆け玉へかしと云ふ。市右衛門半途まで行き可聞とて、馬にくらおかせそのまま乘出づ、殘れるものは追々に出づ。市右衛門はるかに先立つて、松ケ島へは不行、直に鐵炮のなる方へ出で行く。平生鷹をつかひ往

來して所の案內は見置きつ、まつ先にゆきけるに、松ケ島より出でたるものもあらばより來るにあふ。さては我れより先はなしと思ひて彌〻進みければ、さきはすみて人もなし。ここに月影にみれば鯰尾の冑ひらめきたり。氏郷早や先に出でたふと驚きて、自ら名のり先だつて馬より下布く。氏郷、八幡我れもおるる也と云ひて、則ち下りしかんとし玉ふを、岩田しきりに留めて下馬し玉はず。木造が勢大將ありと見て、聲々に名乘りて手いたく相戰ふ。鯰尾の冑に玉のあたること三つ、鎧に鎗疵數ケ所、中川庄藏このときに氏郷と太刀打して疵を蒙る。この比十八歲也。かかりける內に氏郷の胴勢次第にあつまり、旗差等まで來りぬ。木造衆不レ叶と思ひて二道になりて引取る。氏郷付きてうつべしとあり、岩田・安田（安田作兵衞也）・外池等同レ之。つつみの下の道すゑにて一手にならざる內にうちとるべしとあつて追及く。

木造衆ことごとく敗軍して追打にうたれ、畑作兵衞門尉・天花寺（一）勘太郎已下侍分三十餘人雜兵百斗りうたれぬ。氏郷猶ほしたひぬべしとありしを、木造すきまなき勇將也、只だかるく引取り玉はんに不レ如といさめて、つひに松島へ入りにける。その如く、木造大勢をひきゐて松島の町口までかけ出でにけりと也。岩田・安田・外池孫左衞

（一）一本、天眞寺に作る

門・同甚五左衛門、いづれも比類なき働あり。甚五左衛門がいける矢、敵の鞍の前輪をいぬきぬるとて、其の矢を木造が方より送れりと也。今夜の働各〻殘る所なし、なほも岩田・安田を稱美あつて腰刀をたまうてけりと也。氏郷士卒に進んでつとめしゆゑに、士卒亦如レ此。人の勤聊かたゆむべからざる也。此の時氏郷若し稻妻に乘りなば必ず打死ありぬべしと、時のもの共云ひあへりとぞ。勇將のつとめ、其のいさぎよきこと可ニ比校一也。

師曰はく、右同時、氏郷木造が刈田のものを度々押散らし眞先かけらるるを、木造方考へて、小河内と云ふ所に伏兵をまうけて待ちけるに、小河内の谷を夜中に氏郷被レ通、一番に川瀨與五兵衛、次に赤佐隼人、後蒲生四郎兵衛といへり。次に關小十、後に蒲生源五左衛門と是れを云へり。其の次に横山喜内、次氏郷、次蒲生主計など云ふ勇士さしつづいて馬を打つ處に、先づ伏兵に近付きければ、鐵炮を打掛けけるに、いづれも覺えず馬を引返す。ここに氏郷一騎敵の眞中にかけ入りて散々に戰うて、例の鯰尾の冑敵の中にひらめくを見て、つづく勢ども我れも我れもと返し合せ、敵を打ちて首十八打取り、かちどきをあげて松島へ歸られぬと也。氏郷さしものつとめな

（一）蒲生氏郷記に出づ

（二）蒲生氏郷記には蒲生源左衛門に作る

んば、如レ此の急所不意の時、各〻不レ覺馬を引かへしたるに、唯だ一騎乘出すことを可レ得乎。

師曰はく、堀左衞門督秀政は初の名は久太郎といへり、三十八歳にして小田原の役に陣中にて卒せり。此の秀政いまだ四十に不レ滿して名人左衞門督と世俗にこれを稱美す。初め平信長につかへ奉りて奉公の忠をつとめ、後に豐臣秀吉に屬して領二越前加賀一、天正十五年九州退治の時、豐臣に從ひ奉りて西海に趣くのとき、陣中において秀政近習のもの山下甚五兵衞氣違ひて、うしろより秀政を切りけるに、家老の堀監物山下があとにあゆみけるが、是れを見て速にあとより山下を切る。秀政亦ふりかへりて拂切にきられけるに、監物が刀と一同に打付けて、先は我れ也と言をかけにけりと也。如レ此急事に則ち取結んでける志、日比のつとめゆゆしからずしては不レ可レ叶こと也。秀政が勤此の一事を以て察すべき也。

師曰はく、天正十一年（一）越前北庄城責の時、三好秀次・中村孫平次は南の方の寄口なり、堀秀政は東方を取つむる、いづれも一時替に番をつとむ。ここに秀次の母衣のものに白井備後、其の比は權太夫と云へりけるが、敵は出まじきとて、母衣を下人にも

（一）信長の歿後、柴田勝家秀吉の威名を快からず思ひ之を起せし戰なり、賤が嶽の前線敗れて、勝家の本城北の庄に迫りし時のことなり

たせ番をつとむ。秀政の陣場において馬を取はなし、番人の下々くづれける時、白井が母衣、金のくりつきの出の指物なりけるが、是れを持ちながら遙に敗軍す。中村孫平次是れを見て、くりつきの母衣逃げたる由を云ふに付き、白井甚だ迷惑して、其の身は逃げ不レ申、指物を持たせたる小者の逃げ候由色々申し分けけれども、同心無レ之。後に中村孫平次評しけるは、勿論指物持ちたる者逃げたれども、わづか一時の内を白井が指物を下人に持たせたるは大なる越度なりと云へりと也。白井さしもの勇士にて數度の功をあらはせりと云へども、彼の戰ひ勝つことはやすく守り勝つことは難しと云へるを不二力行一也。大丈夫少しのつとめを以て一生の功をすつると云ふは、如レ此の心得也。

師曰はく、水野下野守平信長(三)に事あつて、三州刈屋を下城し大樹寺に至つて蟄居す。信長より竊に源君へ水野生害のこと相通ぜられければ、久松佐渡守を使にして水野を招き請ぜらる。水野何心のなく、ことに久松が來れりければ、是れをともなひ岡崎に至れりけるを、平岩七之助に命ぜられて水野を害せしめ玉へり。此の時久松如レ此ことは聊か不レ知ければ、日比のつとめ薄くば必ず取亂すべかりけれども、少しも動

(三) 名は信元、代々下野守を稱す。父忠政の女は徳川廣忠に嫁して家康を生む。信長に屬して刈屋城主たり、信長・家康の間を取持つ。嘗て武田勝頼に内通せりとの讒によつて天正三年信長より家康に信元を成敗せんことを通達したり。信元岡崎に至る路中にて殺さる。武家事紀巻第十五に出づ

轉せず、ゆゆしくみえにけりと也。然れども久松を質につかはされ、殊に一言の仰せきけらるる事もなかりければ、若し其の時取みださば一生のおくれたるべきをと、腹心に遺恨に奉レ存(リジ)、遂に御前へ出仕せず、身まかるまで行ひすまして、安居(あぐゐ)の領分に引込みありけりと也。

師曰はく、關白秀次(一)武具の物ずきを好みて、柴田(二)が金の御幣は名高きまとひ(纏)なりけれども、見事なれば是れをまとひに可レ定(ンム)とあつて、まとひを御幣に究めらる。冑はさまざまあれども、日根野(三)が唐冠の形ほど見事なるはあるまじければとて、是れを所望いたさる。日根野いなみ難ければ、則ち是れを奉りける時に、家の祕藏に仕り置く所の冑なりと申せども、貴命重ければ獻上仕る也、但し此の冑はつひに推付(おしつけ)をみせたる事無レ之冑に候ほどに、此の意を不レ忘(レ)思召すやうにと申し送りけり。其の後木村常(四)陸介が鳥毛の羽織を所望あつて、是れを陣羽織にきはめ、總の指物は金の棒をささしめ玉ふ。ここに天正十二年四月尾州長久手(五)の合戰に一方の大將を承り、例のまとひ總印冑羽織にて三州岡崎の方に働き出づるの處、源君の御先手に追ひ立てられ立つ足もなく敗軍し、金剛大夫一人供仕り、唐冠の冑鳥毛の羽織を著しながら見苦しかりしあ

(一) 關白となりし以前のことと思はる。長久手の戰後八年にして秀次關白となりたればなり
(二) 勝家なるべし、されど長久手戰の前年に亡びたり
(三) 日根野弘就の弟彌二右衛門か。唐冠をかぶりし逸話あり。もと齋藤龍興氏の臣なりしが、後に信長・秀吉に仕へて戰功多し
(四) 木村常陸介、秀吉に仕へて、賤ケ嶽・小牧・小田原・征韓の各役に功あり、秀次と同意なりとて後自殺せしめらる。武家事紀卷第十四に出づ

りさまなり。是れより秀次甚だ恥ぢて已前のつとめざるを悔い、專ら剛强を事とし、放鷹狩獵は云ふに不レ及、詩歌の會酒宴遊山にも必ず具足櫃をもたせ、つねに是れに居かかりて、しきりに暴虎馮河の思をなせり。故なくして民をころし、孕める女の腹をさき、座頭盲目を生害せりければ、時の人これを殺生關白と號せりと也。されば物の變は無レ常して唯だ不意に起るべし、晝夜朝夕のつとめは此の變を省みるの謂也。變去り事をはりてはつとむる事皆あとにたりて、關白秀次のつとめに同じかるべし。而してつとむること各々其の位あるべし、尤も可レ心付一こと也。

（五）家康と秀吉との對戰、秀吉敗る

（六）家康の子

師曰はく、山口軍兵衞と云へる匹夫の勇士あり、結城黃門秀康につかへて越前にありける。つよ弓の精兵にて太刀をこのみ三尺に餘れる腰刀を帶せり。伏見にて黃門の長屋に居けるが、此の長屋二階づくりにて三間梁にいたし、出格子のまど四寸斗りおきて小柱のたちける、そのかうしを通して六十間さきに的を立て、必ず射中つる斗り の手達なり。人々よりあつまり、山口が刀のあまり長く尺にあまれると云へば、軍兵衞こたへけるは、某は此の刀を各々の尺短なる刀同意に存ずるゆゑに常に用ひ候、いで仕りて見せ侍らん、其の後こそいづれもの御自由を可レ見申一と云ひて、太刀をぬい

て三つ指にてつかの末を取りて何程もふり出すに、其の刀の太刀風おとのある斗りなりしと也。是れに因つて初め云ひし輩も閉口して退き去る斗りなりしといへり。山口匹夫の勇士と云へども、其のつとめ尤も心ありと可レ云也。

師曰はく、龜田權兵衞と云へるは龜田大隅(一)が子にて淺野の家に在りける。大坂御陣(二)に敵の可レ出道筋に淺野家のれき／＼の者の子共行きて居たりと聞きて、よき心がけなりとて、龜田權兵衞など其の外つれだちて六七人彼の所に至りて待伏仕る。間久しかりければ著たる羽織をしいて下に居て敵の出づるをまつ所に、思の外なる方より敵出でたるに驚きて、しきたる羽織を棄てて引退きたり。年若なる衆なれば不レ苦事とは云ふべけれども、志の勤め不レ足がゆゑと可レ云。此の權兵衞後に加州に居て未練の死をなせりと也。

師曰はく、承久の亂に平泰時(三)わづか手廻斗りにて三島まで打つて出で、賤ケ嶽の役(四)に秀吉大垣より頓に兵を出し、蟹江(五)の時源君自ら先立つて出御ありし類、各〻事の急なるに乘じて聊か圖をはづさず速に其の利を得玉ふは、各〻名將大丈夫の平生の習練ここにきはまり、行住坐臥の間、時とともに消息して、臨機應變の術を自由に仕るに

(一) 淺野幸長に仕へて、朝鮮役・關ケ原・大阪役に戰功多き者なり
(二) 豐臣氏の滅亡せし大阪の兩役をいふ
(三) 増鏡・吾妻鏡等に出づ
(四) 敵の情勢報告に接し、好機逸すべからずと濃州呂久川より大垣へ、大垣より賤が嶽へ晝夜兼行身邊僅か十人足らずにて急進し、遂に大勝を得しことをいふ。賤ケ嶽合戰記等に出づ
(五) 家康、織田信雄を助けて秀吉と對陣中、味方の蟹江城(尾州)危きを、町家

の兵火にて焼し、一騎がけに夜中諸門より行きこ押ひ得したと
（六）關ケ原の役
（七）前田利家の長子、ち吉没後に始家康と…
（八）賀州にまり、當時山口…永坂注たり
（九）三道山、ダ三陀山に作る
（一〇）今は隠山といふ、又江城ともいふと
（一一）高山南坊・山崎長門守入道閑齋・大田但馬守・長悠庵

非ずしては難レ成ことも也。庚子の役に前田利長大聖寺を攻落し、勢猛にののしり、兵を金澤に入れんがため三堂山に著陣す。ここに丹羽長重、小勢と云ひ若輩と云ひ、小松の小城より出でて、付けがたき所を無二に思ひ究め、五幸塚より取入る處の金澤勢に付きたる時、事不意に起りければ、さしも名を得たる高山・山崎・太田・長いづれも途を失ひてせんすべなし。利長三堂山にてこれをきいて、急事なれば事ならず、近臣亦歴々ありけれども一言の助なき内に、長重かるく兵を入れて別儀なかりけりといへり。是れ不意に事起るの時、速に其の虚に乘ずるのつとめあらずしては、一旦の圍を遁れしむる事多し。平生つとむる處の究まつて安んずるに至らずしては、事なり難かるべき也。

師曰はく、關ケ原の時田中筑後守内に田邊甚兵衛と云ふものの子、父は早世して子を甚兵衛と云へりしが、十歳にて陣立し、内のものども敵を突落して、馬よりいだき下し頸を取らせたり。幼少の子比類なき儀と其の比稱美せり。後に黒田長政田中が所へ來て四方山のものがたりの次に、田中此の田邊がことを云ひ出す。長政大に感じて呼出し盃を賜はる。其の時分此の田邊を取かいたる家來どもをも呼出して樣子を尋ね

べき也とあつて、彼等も出頭せり。長政具に尋ねければ、彼等云ひけるは、馬よりいだき下したる時、刀をぬいてかかり、わな／＼と震へけるが、家來どもに恥ぢしめられて、震へながら立ちよつて頸を打ちたりと申す。此の時長政大に感じて、さてはますます勇士の機あり、不レ震にかからば十方なきゆゑなりとも云ふべし、恥ぢしめられてかかりしは義をつとめて致すの所以也と評せられけりと也。

師曰はく、紀伊亞相公(一)に林矢兵衛と云へるものあり、是れは御家人加藤喜介が兄也。此の矢兵衛至つて勇猛のもの也、初は水右衛門と云へり、つねに小刀びつのなき脇指をさせり。或人尋ねければ、小刀びつのあるわきざしは何とぞせしとき必ず小刀を落すことのあるべし、物前にて小刀にても落し、不レ知してかへりなんことは侍の本意に不レ有と云へりける。彌の字を改めて自ら矢の字にかへ、匹夫のつとめ最も怠らざりし。後に三州に蟄居して身まかれりとぞ。

師曰はく、關ヶ原の一戰に東方御勝利の已後、江州佐保山(二)の城を筑前中納言秀秋・小川・朽木・脇坂などに命ぜられて請取らせらる。諸手面々に取圍みて攻めければ、持ちこたふべき手段なく、各〻自害して天主に燒草を入れ置き鐵炮の藥二三石ほど入

(一)家康の子、大納言賴宣
(二)又佐和山、石田三成のもとの居城

れて松岡の火を待つ。この内に矢倉を守りける手の足輕大將うけとりの鐵炮の藥に、
いぶかしたりけん火うつりて、矢倉もともにはねたほし、富樫はにらみて不ㇾ見分ず
りることとなりしに、諸手の若ものども不ㇾ覺くづれて、後に人目にのれりと云へり。
此の時にこりてけるゆゑにや、天主に火をかけて松岡のごとくやけ立ち、鐵炮の藥二
三石のはねたるには、別條なかりしと云へり。是れつとむるとつとめざるとの違にて、
小大のわかちはなく、或はおどろき或は不ㇾ驚になれり。たとへば灸をするには不ㇾ驚、
ほこりけりのほのほの飛びかかるには色をちがふるも同じ心得なるべし。唯たよくつ
とめて其の操を不ㇾ失がごとくありたきこと也。

師曰はく、加賀國二曲と云へる所、今は別宮と號す。本は吉原二郎兵衞と云へる者
の持ちけるを、一揆どもあつまり、夜中に取かけて攻ㇾ之。城能く持ちこたへ大方し
てなる時分に、城中たゞ矢倉の上にて鐵炮をうたせけるに、足輕大將すでに火繩をか
けて鐵炮をうたせけるに、藥をつぐとて藥箱に火入りて、それらをはね倒し、城中一
度にくらむゆゑに、城には是れに後を失ひて取みだし、寄手は是れに利を得て、夜明
方に乗取つて、吉原に腹をきらせ城をのつとり、土藏どもを開いて悉く亂暴する處に、

千代に有レ之拜江五左衞門後責してければ、一揆ども取るものを捨てて皆城の後の切所へおち行く。拜江北るを追うて大に勝つ。ここに一揆の內にて才覺ありし輩一人、棒に白手拭をつけて山に立て置きて引とる。拜江これをみて伏のあるべきとて長追に不レ及、その間に一揆どもからき命ひらうてつゞらをりなる山路を退き得たりと也。是れ鐵炮の藥に火入りしを、一方は利とし一方は不利とす、同じ事にてつとめたるとつとめざるとによること也。

師曰はく、鼓打の大藏道禪は、京・大坂の町屋に宿をかるに、必ず往來の表屋に斗りやどをかれり。大方鼓打の類は皆おもてやをきらひて裏屋に引こもり有レ之に、道禪如レ此ゆゑに、其の事を尋ねければ、鼓の異見を可レ尋也と云へり。其の心は、表にてうてば往來のもの立留りて是れをきく、其の人の內に耳聞のありて、よしあしの評あるべければ、それを聞いて身のつとめをいたさんため也、故に必ず鼓をうつときは下人を出し置いて、何となく風聞をうかがはせけると也。藝流の志とは云ひながら最もつとめたりと云ふべし。此の如くに己れが身の非をきくことを喜ばずしては、つとめ善に至るべからざる也。此の道禪わかき時殊の外身のかろきもの也。その比大鼓の

（一）高安は道禪の姓なるべし

（二）平安末の高僧、淨土宗の開祖にして、他力念佛を說きし名僧なり

（三）明遍の誤り。第十一巻三四三頁頭註參照

天下一は大倉九郎と云ひて、道禪は若輩にてけるが、或時能くみの座席にてより合ひ、とびくらを致すに、高安（一）一かろくて飛びかてり。年老の役者どもは是れをのぞき居たり。事すみて高安座席へかへり、各〻宿老どもの評をきくに、九郎が云ひけるは、あれほどに鼓をかろくしてとらせたきと云ひけると云ふ一言をききとめ、心付けてつひに天下第一の大鼓となり、高安道禪と號せり。其の志のつとめ難レ有こと也。

師曰はく、或人の語りけるは、法然（二）上人へ高野の明辨（三）對面の次に、本心を正して而して後に名號を唱へんとすれども、やゝもすれば他念生じて、をさまりがたく勤めがたしと申されければ、法然曰はく、貴所より我等の宅に來り玉はんに、道々にて色々の事を思ひ無量のものをみなんどし玉ふべけれども、元より志厚ければつひに至り得たまふ、その如くに心ををさめてと云ふは、思量を絶せずしては不レ叶、思量を絶することは六根をたたざれば不レ成、六根をたちすててと云ふは、今生にて修行は成るまじきに候、唯だ專修念佛のみなりと答へけると也。志ありてつとめを不レ怠んには、初めは色々の事にまどふとも、つひには道に入るべければ、志と云ふはつとむるにありぬべき也。

師曰はく、加藤左馬助嘉明(よしあき)(一)常にいひけるは、武士は常に不功者なりと思へば仕へぞこなひなきもの也、功者ぶりを致せば必ずちかふもの也と云へりとぞ。不功者なると思うて功者にたづね、不知惠なりと思うて知者にたよらんには、不功者則ち功者也、不知のもの則ち知者也。われをたつる處あれば各〻高慢に陥るべき也。されば孔子の大聖なるも、大廟に入りて事每(ことごと)にたづね玉へり。況や末々の平人、何事を以て自らたかぶるべけんや。甲州の一條右衞門大夫、山縣(二)に向つて勇士の法を尋ねければ、山縣申しけるは、いつもうひ陣(初)の心さへあれば、仕損ずることはなきものなりと答へたりと云へる、尤も味あり。

師曰はく、黑田長政(三)常に參勤いたさるるに、道をかへて往來し、宿を不定していづ方にも一宿いたされけるゝ。旅宿をきはむるには、第一道の廣き所、第二に用所のたしよき所、第三に火の用心の氣遣を可仕と申されける。在國の間も放鷹狩獵を以て士卒の心得をならはし、晝の休息所にも見立をいたさせて、陣營の心をふくましむ。他方へ使者をつかはすといへども、必ず用所すみて後には、國所の様子心の付くべき所どもを尋ねて、其の申様に因つて當座の褒美を與へける。一年中の思入、唯だ武士

(一) 尾張の人にして、秀吉の股肱の臣、賤ヶ嶽七本鎗の一人なり。[illegible]關ヶ原の役東軍にて戰功あり。[illegible]の時に至り會津四十萬石を賜ひ、侍從に任ぜら[illegible]四に出づ。

(二) 山縣三郎兵衞尉昌景なるべし。武田信玄の侍大將にして駿州江尻城主たり。長篠合戰に戰死、配下同心に勇士最も多し。

(三) 黑田如水の子、十六歲にて賤ヶ嶽の初陣以來、數度の戰に[illegible]

関ケ原東軍に属の一人として忠勤多く、ことに小田原、古[illegible]等東軍に入道の策は長政の謀によるといふ
（四）竹中重治、[illegible]岩手の城主、信長の臣にて、後に秀吉の部下となり軍略にすぐれて、秀吉の戦みを助く[illegible]と多く、[illegible]

の本意を不ㇾ失事をのみ思へりと也。

師曰はく、竹中半兵衛平生足の指をうごかし、寒の中にも手を内に不ㇾ入、甚た寒ければ必ず手をもみなど致せり。秀吉の前に伺候の間も、足をうごかし左右をかたた宛をすめける。是れを或人の尋ねければ、主君の前にて自分の逸樂のために手足を自由するは甚だ無禮なり、御用のためを思うて手足四支の擽揉せんことを思ふは忠を致す所也。大丈夫は平生武義を心に忘るべからず、自餘の作法は少したがへる處ありても不ㇾ苦、武士道の事において汚れたる名あらんことは勇士の本意ならず、ここに事あらん時、足しびれたる手こごえたると云ひて、云分立つべからずと云へり。故に竹中半生手足をなり刀を側に不ㇾ離、旅宿我た宿と云へども聊か間斷する事なかりけると也。

師曰はく、小田原陣の時、諸我入道を斥候に源君命せられければ、入道、某が如き老人は御免もありぬべきことなれどもと云ひて、馬を引よせ打乗つて斥候仕りかへり、馬より下りて、中々少しのことにも身のくたびるる事かなと云ひけると也。此の時諸我は四十に及べりと也。其の比までは古の法の殘りて、四十をば老人と云へり。されば

ば古き書にも四十有餘の古入道などかけり。彼是(かれこれ)唯だ年若よりつとめ不レ怠(ラ)しては、四十に及んで如(キ)レ此(ノ)ことはいはれまじき也。人の年數の速にすぐることはひまゆくこまの如し。日々の勤聊もゆだんあらんには、やがて四十の老に至るべし。豈一日片時と云へども是れをおろそかに可(キ)レ仕(ル)ことならんや。

師曰はく、(一)齋藤道三子息を置きて往昔(いにしへ)の軍の手立(てだて)など語りけるに、子息(二)龍興(たつおき)、物語の半に立つて用をたさる。道三心よからずして、龍興のかへるを待ちて申されけるは、武士戰場の物語は皆是れ武義の教なれば、志あらん輩は好んでも聞くべきこと也、志あらんには、物語の面白きにききとれて、居ながら小用をいたしたりとも無禮とは云ふべからず、かたり傳へにも、龍興こそ軍物語をききとれて居屎(ゐしと)を致したりといはれんは、家の面目と云ふべし、汝等やがて家を失ひて他の門に馬をつなぎつべしと、泪を流して諫めけりと也。まことに學文と云ふは古の事をまなぶ也。老人のふるき古を語らん事皆以て學文也。目に見耳にきく處積累して初めて其の知ひらけつべし。可(キ)ニ心付(ク)一事也。

師曰はく、(三)小栗又市が云へりと云ひて或人のかたりけるは、勇士の打死を致すは皆

(一) 美濃稻葉城主、奸智にして信長に苦しめられ、後に子義龍の爲に斃る。俗名利政、後道三と稱す
(二) 野史には、義龍の子に作る
(三) 江戸幕府の大番頭、名は忠政、參河以來譜代の臣にして姉川・三方原・長篠・大阪兩役、戰ごとに剛膽の名あり

打死いたしたさに死する也。其の故は、勇士戰場にのぞまぬ前方、功者物仕の人に逢ひて諸事をせんさく仕りて、而後に戰場にのぞまば、何ぞ打死を可レ仕乎。只だ己れが勇をたのみけなげなることを專らとするがゆゑに、夏の虫飛んで火に入るが如く、唯だ死を以て思出とす、甚だ可レ笑也。されば戰場にのぞみては先づ己れが手比のものを毛付を致し、それを仕かくるもの也。その手比のものとみるに、見所の習あること也。これ功者に不レ聞してはかなひ難し。然れば人ごとに大事の命と思ひながら、何心なく月日を送りて心のままならんは、尤もあやまりと可レ云とかたりける(三)と也。

師曰はく、井伊直孝(四)は必ず他行の時に、色體におりて持鎗をさやをはづして見て出でぬと也。一生如レ此。又板倉重宗(五)は朝ねどころにて、刀脇指をぬいて見てさやに收めけり。是れ又一生のつとめ也と云へり。各〻わづかの小事にして人ごとに成しやすかりなんことなれども、わづかの一事と云ひても、一生の勤と致さんことは難レ叶ことも也。彼等は大丈夫の卓爾たる所あるにこそ如レ此なりき。

（四）家康の股肱の臣直政の庶子、大阪の二役に抜群の功あり、家康の信任厚く兄病弱の故に彦根三十萬石の城主となり、大老に補せられ、家綱迄四代に歴仕す。頼宣より秀忠を諫め、伊達政宗の野心を挫きて幕府の柱石たり

（五）京都所司代勝重の子なり、父の後を継ぎて父所司代となり、約四十年の執務批難なし。沈重の性はことに人の推稱するところたり。關宿城五萬石を領す

唯誠敬而已、此處レ震之道也と出せり。凡そ震動ニ百里ニ而驚懼者、人情之常也、而不レ喪ニ匕鬯ニ者、人情之戒也。されば雷電百里を震動せしむるといへども、聊かおそるる處なく、手に酒の滿ちたる器をもちて、しばらくも動ける色あらず、是れ誠をつくし敬を存するがゆゑ也。誠をつくすと云ふは、其の事に實に思入るる處深きときは、死においても安んず、死においてやすらかなるときは、外の物におそるべき物なし。是れ誠より出づれば也。敬亦如レ此。されば内に誠をきはめ敬を專らにして此の氣を養はんには、何事にも動轉すべき所なしと可ニ心得ー也。又問ふ、生死事大なるにおいては能く安んじて、小の物音におどろくことあるはあやまりにや。師曰はく、不レ然、鐘をうてば則ち響のあるが如し。我れよく養ひ得たるを以てその音に通ずといへども、速に本にかへりて轉ずることなし。たとへば色を見臭をかいで其の意ここにうごくといへども、唯だ機微の動までにして更にとどまる事なし。養ひ得ること何斗りなりと云へども、時に當りてしばらく通ずることあるまじきには不レ有也。能く養へば則ち明にして、更にくらむことあらざる也。

師曰はく、世人皆云ふ、物に定業あり、定業と思ふときは恐るべき事なしと。是れ

唯だあやまりて思ひ違ふるの故也。たとへ遁れなば百歳の壽を保つと云へども、義において不レ可レ遁のことわりありなんには、遁るべき處なし。然れば志士仁人の今日の行事、不レ可レ恐ことをば不レ恐、全く相養ひて而して後に大丈夫あり。爰を以て云ふときは、驚懼すべきは定まれることわりと云へども、不レ可二驚懼一の義あらんにおいては、更におそるる處なし。矢玉の來らん先をば、君子專らおそれて是れをさく、可レ行の義あらんには安んじて行く。このゆゑに義を先だて道を本として氣を養はんには、常に萬物の上に伸びて、聊かちぢめる處あるべからざる也。

師曰はく、武士の本意を不レ失が如く、常に勇をそだて氣をいけて置き、少しも間斷なき工夫あらば、事物不慮に來ると云へども、驚きて氣を取らるる事あるまじ。然れば常に氣をはり物におそはれざるがごとく致すを專らとする輩あり。是れあしきにはあらず、凡情末學のものの力を可レ付に便りもありぬべし。されば彼の臍を張りて元氣をつよくし、天一(一)の水をたたへ、心火の火をしづかにするの身がまへも此の説より出でぬ。古より不動心といへるに內外の差別あり。膚たわまず目逃がせず、錐を立て鎗をさすとも、彌〻氣さかんにして皮膚の辟易なき、是れ外をつとむるの勇にして、

（一）易繋辭上傳に「天一地二云々」と出づ、天は一を以て水を生ずるを以てかく云ひしか

伎倆を立つるのいひ也。此の勇氣はあひてを求めてつとむるの氣也。相手もなく知る人も無レ之處に至りては、色欲・名根・利用のために忽ちに屈すべし。是れ外に不レ屈と云へども、内にしば〳〵屈する處あり。ここを以て外死生にうばはれず、内萬欲にひかれずして、唯だ義これとともに從ふの人を、大丈夫の養氣と云ふべき也。此の氣を養ふことは、力を不レ容氣を不レ張して、平生體にしてしかもやすらか也。若し力を入れ氣を張る處あらば、平生の心に非ざるを以て、必ず伎倆にわたつて却つて虚となりぬべし。尤も可二工夫一所也。

師曰はく、氣はよく物に移りやすし、少しの事にも忽ち變ずるは氣也。故に養を常に不レ致しては、鄙吝の氣しば〳〵萌すべし。盃をとれば酒をのまんことを思ひ、歌を吟ずれば聲たをやかになり、憂をきくときは氣よわくなる、すべて見聞の間時々に轉ず。大丈夫よくわきまへて武義のささはりと可レ成ことをば、目にも耳にも見聞すべからず。是れ氣を養ふの術也。

師曰はく、鷄を闘はしめんがためには、先づ暗所に入れて彼れをして外をみせしめず、其の氣を張らしめならはすに、先づよわかるべき小鷄を出して、彼れに全き勝を

付けしむ。如レ此の事數日を經て而後にまことに合するときは、其の勇氣尤も盛にして、これに當るの鷄なし。されば戰に臨むの時、あとにひかへ脇に備ふる兵士、自ら戰はざれども前の勝敗を近く見て、打ちつうたれつの樣體をまのあたりにみるときは、其の間に我が氣こと〴〵く拔けて、まことの勝負の時分そのきほひたがふもの也。このゆゑに先勢勝つときは後勢きほうて勝を吞む、先勢負けてやぶるるときは、後勢自然にやぶるることは、皆氣の所レ致也。この所を味はへて、良將は兵の氣を養ひて、未レ戰の間は其の氣を逞しからしむといへり。諸事に此の心得あるべきこと也。

師曰はく、武田信玄大敵と戰ふべきの前かたには、度々諸軍の心合を勘へ、大方にては合戰あるまじき由を云ひて、彼等に必ず戰ふべきの氣を勵ます。彼等是非御一戰可レ有としきりに戰を好むを、猶ほ抑へて其の氣を養ひて、而後に戰はしむ。故に士卒の氣常に十倍すといへり。

師曰はく、(一)瀧川一益勢州にあるの時、(二)書格に文書をのせて披見の時、大甚だ暴雨震雷して、一益が居所の庭に落ちかかりぬ。瀧川聊か顏色不レ變して書格に對しぬ。近臣あわてさわいで一益が傍に至りけるが、此の風情を見て各〻退き去りにけりと也。

(一) 織田信長の臣、その一統事業に參して武功多く、伊勢の北部を領せしが、信長の死後柴田勝家にくみし秀吉に反し、勝家敗るるや秀吉に降り、節操なく、晩年剃髪して漂泊すといふ。(二) 机の一種。

一益は天性勇猛剛操を以て如レ此也。やしなひえたらん輩は皆以て可レ然也。

師曰はく、源君・秀忠公殿中において御能の時、是界(一)の能すぎて鬼清水の狂言の最中に大地震、見物の貴賤こと〴〵く騒動す。源君聊も平生にかはらせ玉ふ處おはしまさず、見物の者どもの騒動を御覧あそばさる。于レ時家光公未だ御幼年にまし〳〵ければ、(二)青山伯耆守執し申して、御見舞のために被レ為レ成けるに、源君如レ此威儀の御容體を被レ奉レ拜、事相違のごとくありしと也。青山が執し申す處のあやまりとぞきこえし。後に御諚ありけるは、すべて人間の動轉を戒しめつべき事、喧嘩・氣違・火事・地震・雷、此の分は事不慮に起るものなれば、平生心を付けて氣を落著け、動轉仕る不レ可也と命じ玉へりと也。

師曰はく、先年御前において弓鐵炮の藝を試み玉ふ事のありしに、一日に足輕二組三組斗りづつ出でて、朝より晩までに事首尾するの事なるに、朝初むる輩は的の中り宜しく、晝より晩までは不レ宜。ここに何某が一組、晩に試みらるるに究まりければ、朝より足輕を別所にあつめ、飲食を快よくし、幕打ちまはして此の內に休息せしめ、幕をおろして外を不レ令レ窺、如レ此して而後に其の節にのぞみければ、氣を養ひてう

(一) 善界又は是我意とも書く、所謂天狗物謠曲の一なり、作者は竹田法印宗盛

(二) 青山忠俊、少年より徳川氏の譜代となり戰功を立て、ことに家光の輔翼として勳功多し。岩槻城四萬五千石、後故ありて他に蟄居す

たしめければ、足輕の氣平生に倍して、其の中り宜しかりけりと也。以前のうたせ射さしむる輩は、晩につとむべき者も朝より出でて、他の役人の事ある間是れを見物して、其の是非にあづかるを以て、不二放射セ一と云へども氣ことぐく放射にひとし。而して天地の氣も晩に至り、我が氣亦怠り、歸るの時分體又疲勞して後に試みるに至るを以て、全きことを不レ得なりぬと也。小事と云へども、時に至りて氣を養ふの術は相通ずべき也。

師曰はく、古人の教に、急難の地に趣かんには、必ず飮食し或は睡眠し、或は閉目合掌し、或は大小用を通ぜしめ、而ル後に其の事を辨ずべしと云へり。是れ時に至つて氣を養ふの術なるがゆゑに、それと云ふの教にはあらずして、唯だ其の說を設くる也。人の氣必ずうはもり上りやすし、飮食は氣うはもりては快よくなり難し、睡眠猶ほ然り。故に飮食して氣を下におとし、睡眠して氣をやすんず、閉目合掌は體を以て氣を養ふの道也。大小用の通ずる事、是れ氣を下に通ぜしむるの術也。武士戰場にのぞむには出軍の祝あり、敵に勝つときは實檢勝鬨の祝あり。平日の禮式皆此の制を定めて、其の氣を養ふの道と致す所也。古人の戒其の厚き事可キレ考フ也。

（一）孟子盡心上篇第二章に出づ

師曰はく、命（一）を知る者は巖牆之下に不レ立と云ふ戒のあれば、命を知るときは彌々身を全うして命を安んぜん事、是れ君子の戒なり。然らば地震火事雷電の時分も、喧嘩氣違ものある時にも、遠くのがれ速に去つて是れを遁るるをよしとすべき事なるに、氣を養ふと云へば、如レ此の節猶ほ靜に守りて動轉せざるを以て本とすれば、君子の戒にことなるに似たり。ここに於て深き心得あるべき也。たとへば地震に勇を出して家の下に居て打害せられんことは不レ可レ然と云へども、人多く相聚まるの時地震あらんに、一番にかけ出でんは、道理は宜しきに似て人是れを宜しと思ふべからず、我れ又快く不レ可レ有。その内に年老高貴の人、尤も主人頭奉行たらん人の下の手本になり玉はん輩は不レ苦ことといへども、それとても前後を不レ省かけ出で給はば、懼れ臆せると云ふべきにも成りつべき也。ここにて又不レ出は道理にくらき也。されば道を以て氣を養ふのことわりに非ざれば、必ず過不及のあやまちありとは如レ此のことわり也。案ずるに、地震には速に出づるの理なり。人多く相聚まりて參會禮節の場は速に出づべきの地に非ず。その間主人あり臣下あり、朋友あり親疎あり、是れ又棄てて可レ出の人に非ず。政事を取りくみ事をいたし手に物を捧ぐるは、速に可レ出時にあらず。

然れば出づるに出づるの法あつて、その席其の人其の時の宜しかるべき用法をととのへん事、是れまことの氣を養ふの道と可レ云也。震驚ニ百里ニ不レ喪ニ匕鬯ニは、是れ速に可レ出の理あらざれば也。すべて唯だ義を守りて事をたださば、其の行皆理にあたるべき也。氣を養ふを以て靜に過ぐべしと云へる心には非ず。

五　度量

師曰はく、(一)梁劉勰が新論に觀量の篇あり。曰、江河之流、爛胔漂屍縱横接連、而人飲レ之者、量大故也、盆盂之水、鼠尾一曳、必嘔吐而棄レ之者、量小故也といへり。何事にも度量ゆるやかならざるの輩は、必ず一片に泥著して、ものを自由に致すことを不レ得、(二)覆ニ杯水於坳堂之上ニ、則芥爲ニ之舟ニ、置レ杯則膠と云ふは、水の度量をいへるなり。(三)水擊三千里、摶ニ(四)扶搖ニ而上者九萬里と云ふは、天の度量をいへる也。度量廣からざる時は、萬物を覆ひ萬物を載せてささはる事なきに至ることを不レ得。ここを以て天地を度量の至極とし、聖人を度量の用とすべし。不レ然の間は唯だ五十步にして百步を笑ひ、大知にして小知をそしり、大年にして小年をあざむく也。各〻未だ

(一) 南朝梁の人、字は彥和、貧にして篤學、出家して慧地といふ。文心雕龍五十篇の著あり
(二) 莊子逍遙篇に出づ
(三) 莊子の同篇つづきに出づ。即ち「鵬の南冥に徙るや、水に擊つこと三千里云々」と
(四) 大風の巻き上るもの。

度量の曲狹なるにして、天地聖人の上においては同年にして不レ可レ語のゆゑ也。大丈夫天下を以て己れが任とす、死して而後にやむ、其の度量大方に心得ては不レ可レ叶也。(一)若し小成に安んじて、一曲一事をとらへ、是れなんやんごとなきわざと思ひなば、斥鷃の蓬蒿之間に翺翔して大鵬を笑ふに不レ異。此れ小大之辨を不レ知と云ふべし。

師曰はく、(二)漢高祖・楚の項羽、さしもの勇將謀士と云へども、其の勝敗のよる處は唯だ度量のたがへるゆゑ也。されば漢王と自ら挑み戰はんことを願へる時に、漢王笑曰、吾寧鬪レ智、不レ能レ鬪レ力と恥ぢしむ。是れ高祖を以て寛仁大度の量ありとするゆゑんなり。項羽敗軍の時、自ら爲レ歌曰、力拔レ山兮氣蓋レ世。これ其の恃む所は氣力の間のみなり。されば唐の(三)李德裕が人物志論に、項羽を評して聰明叡智不レ足レ稱也と云へり。人の度量尤も不レ愼乎。

師曰はく、宋(四)眞西山曰、人之度量相去、豈不レ遠哉、方二亞父(五)之軍二細柳一也、持レ軍之嚴、雖二人主一無レ所レ屈、文帝乃以レ是知レ之、曰緩急眞可レ將也、其後作レ相、因レ事敏、數諫積忤二上心一、景帝以レ是疑レ之、曰鞅々非二少主臣一也、細柳之事、倘在二孝景時一、則亞父必以レ傲レ上誅、倘何兵之可レ將、使二其得レ相二文帝一、盡レ忠論諫、則必

(一) 莊子逍遙遊篇に出づ。小鳥のたけ低き雜草の間をかけりつつ、その翼幾千里をも知らざる大鳥の鵬をいづくに行くやと笑ふとなり
(二) 史記項羽本紀・高祖本紀に出づ
(三) 字は文饒、文宗・武宗の頃學名一世に高し。後災に遇ひ貶せられて死す
(四) 眞德秀
(五) 周亞夫、漢の沛の人、周勃の子。條侯に封せらる。文帝の時、匈奴の入寇するや、亞父は細柳に屯軍し、文帝をして眞將軍と稱嘆せしむ。景帝の時、吳楚七國の亂を平定し

丞相となる。帝太子を廢せんとせしを諫めこ、これより疏んぜらる。後讒にあひ、遂に食を絶ち血を吐いて死す

以二社稷臣一曰レ之、二帝之度量、相去不レ同、如レ此といへり。人の度量せばきときは、小事を以て己れにさかへる(五)をいかり恨み、これを以て人を害し傷ふにも至る、世以て然り。我れに度量の大なる處あるときは、大本大源を握りて其の餘は唯だあるにまかす。故に人主の臣を用ふるにも、臣の器を用ひてその末々を不レ調ことを不レ云、ここにおいて度量大なりと云ふべき也。

師曰はく、唐韓退之祭二田横墓一(六)文云、當二嬴氏之失一レ鹿、得二一士一而可レ王、何五百人之擾々、不レ能レ脱二夫子於劔鋩一、豈所レ寶之非レ賢、抑天命之有レ常としるせり。是れ田横が度量を論ずるのゆゑん也。王荊公(七)讀二孟嘗君傳一文云、得二一士一焉、宜レ可二以南面而制一レ秦、尚取二鷄鳴狗吠之力一哉と云へるも、又孟嘗君(八)が度量を云へる也。

師曰はく、蜀の孔明未だ劉備につかへざるの時、博陵の崔州平(九)・潁川の石廣元・汝南の孟公威、并に徐庶(一〇)とともに友交して、一處に相あつまりて學問談笑す。四人は中にも心よく相交りて談話し、孔明は其の生質四人に異にして、自ら抱レ膝長嘆して曰

(六) 田横は戰國齊王の弟にして、漢の高祖に仕ふるを潔しとせず亡命せしに、高祖禮を厚うして召す。已むを得ず洛陽の近くまで來りしも、なほ心に恥ぢて……行及びその部下共五百人皆自殺す。高祖感じて王者の禮を以て葬れりと云ふ。嬴氏は秦のことなり。韓退之のこの文は文章軌範卷七に出づ (七) 王安石、字は介甫、宋の神宗に仕へて富國強兵の新法を策し、功成らず。又文に巧なり。この文唐宋八家文に出づ (八) 戰國の人、食客數千人を養ひて名高し、その中に鷄鳴狗吠のまね巧者あり (九) 孔明の親友、孔明自ら管仲・樂毅に比するを人信ぜざるに、只だ州平と徐庶のみこれを信じたりといふ (一〇) 孔明の親友、前卷一八〇・四一八頁參照

はく、汝等は若し出でて仕ふと云へども、所の奉行守護と成りて微官小祿に至らば、是れ則ちたれりとする所也と云ふ。各〻孔明が志を尋ぬるに、笑而不ㇾ答。孔明つねに自比二管仲・樂毅一、管仲は九二合諸侯一一二匡天下一、(一)孔子猶稱ㇾ之曰、微二管仲一吾其被ㇾ髮左ㇾ衽矣。樂毅克ㇾ齊而下二七十餘城一、二人ともに其の名天下を蓋へり。孔明降中(二)に居ながら自らこれに比せしは、甚だ過ぎたるに似たり。時の人皆是れを笑ふ。司馬(三)徳宗(操)が曰ふ、周朝八百餘年の功を興せし姜子牙(四)、漢世四百餘歲を開きし張子房(五)に比すべしと云へりとぞ。其の詞の如く、天下三分の勢を立て、先主(六)を王道に入れなんとす。其の志の度量くんで不ㇾ可ㇾ計こと也。まことに孔明が度量末世の及ぶ處に非ず。

師曰はく、楠正成が云はく、凡そ士たらん輩は小事を不ㇾ棄、大事をあぐまざる心得あるべし。不ㇾ然しては必ず小大の事に因つて難ㇾ致事あるもの也といへりと也。後漢の光武、不ㇾ懼二大敵一不ㇾ侮二小敵一といへるにも合すべし。度量不ㇾ深ときは、ややもすれば任大なるときにあぐみおそれて氣を幷呑せらるるに至る類、世以て多し。然ればとて内にあててする所あらずしては、又其の度量と思はんことも途方なき事なるべし。

師曰はく、士有下經二濟大略一、而不上ㇾ修二小節一、是れ其の度量のよる處なり。しかれど

(一) 論語憲問篇第十八章に出づ
(二) 地名
(三) 司馬徽、字は徳操、蜀帝人を求むるの時、孔明をすすめし人なり。人を知るに長ぜりといふ
(四) 太公望呂尙のこと、姜は姓、子牙はその字なり
(五) 張良
(六) 蜀帝劉備

も小節に不ㇾ拘と云ひて、叉大閑をこゆるの輩あるもの也。是れ何を以て大略とし何を以て小節とすることを不二究明一がゆゑに、分をこえて器用だてを致し、是れ等の事計校するに不ㇾ足と云ふ。其の潔きことはいさぎよけれども、皆分を不ㇾ知の働を以て、つひには家を失ふにも至りつべし。人の度量の大略なると云ふは、如ㇾ此の事をば云ふべからざる也。されば行二一不義一殺二一不辜一而得二天下一、有ㇾ所ㇾ不ㇾ爲は、是れ度量の寛廣也。萬鍾の祿にひかれ天下の重に惑うて剛操を守り得ざるは、是れ小節にかかはる也。天下は至つて重く、是れをうるは至つて福なりと云へども、得失は皆外のわざにして、義より見來るときは至つて小節也。學者度量とさす處において深く味はへずんば、必ず流蕩して信を不ㇾ可ㇾ得也。(七)孔子曰、古之狂也肆也(不ㇾ拘二小節一)、今之狂也蕩也(踰二大閑一)と也。度量の大なるは狂者に似て、其の致す所に古今の差別あること也。

師曰はく、古より名將の度量其の器識、すでに弱冠の比より格別なるきざしあり、古今ともに其のためし多し。源の義經廿五歳にして元暦元年に(八)木曾を退治し、其の年一谷の岩石を落し、八島・壇浦の合戰あり、相友なふ侍には(九)秩父重忠廿一、佐々木高綱廿五、梶原景季廿三也。異朝の孔明廿七の時劉備にまねかれて相將の任を能くす。

(七) 論語陽貨篇第十六章
(八) 木曾義仲
(九) 武藏秩父郡の畠山重忠

近代武田信玄・北條氏康・北越の謙信・源君(一)、いづれも幼年の時に其の度量既に群に越えたり。名將一期のをはり久しからずして、其の功を所レ成は天下の間にみち萬世に傳ふ。後世の大丈夫尤も可レ考こと也。

師曰はく、漢の高祖既に關中に打入りてける後に、項羽おくれて至りてけるを、高祖關中を不レ爭して則ち項羽に與ふ。是れ高祖の度量甚大なるゆゑん也。其のゆゑは、此の時先に關中に入りたるもの王たるべしと約すといへども、項羽が勢盛にして不レ可レ中、而るを高祖先に關中に入りたる小節を守つて項羽と戰はば、則ち戰死して四百年の天下ここに絶えぬべし。項羽が人となり、器量甚だ狹く志氣尤もおごり、暴逆にして鄙吝多きことを知りて、則ち關中を與へ項羽に和を請ふ。是れ項羽が志を驕らしめ、其の志をみたしめて惡をさかんにし、臣民皆そむかしむべきの謀也。しかれば關中を棄ててわらぐつの如くならしむるは、天下を治むるの謀にあらずや。時の人皆高祖與二項羽一、其の勢力才氣を論じて其の度量を不レ詳がゆゑに、天下の落居高祖にきはまれることを不レ知也。古人云、高祖百戰而百敗、惟其不レ勝也、一勝則必至二于王一、項羽百戰而百勝、惟其必勝也、一不レ勝則必至二于亡一。

(一) 德川家康

師曰はく、蜀の劉備(二)孔明が草廬に三たび尋ね行きて、三度めに初めて對面の時、傍の人を遠ざけ、自ら天下の圖をひらき、劉備に示すに三分の勢を以てす。孔明草廬に居て聞達を不レ求といへども、其の度量甚だ廣きを以て、今瞬息の間に天下の勢をきはむ。ここに於て劉備服心して、則ち孔明を立てて師として其の教をうく。其の度量以てみつべし。

師曰はく、孔明街亭(三)の後に兵を四方に手配し、あとに殘る所の兵士僅に二千餘にて西城縣に入るの處、司馬仲達(四)十五萬の大軍を引率して西城縣に至りぬ。孔明が傍には一將の出でて可レ拒もあらざれば、近臣皆色を失ひてせんかたなくみゆ。孔明聊か動ずることなく、自ら城に上つて彼れが軍勢をみれば、三方に手分して唯今城下に至る。孔明命じて旗を立て貝鐘を定め、軍士をかくして各〻陳營に入らしめ、出づることは相圖を可レ待と定め置きて、役人の外更に出さしめず、四方の門を大に開き、城內の道々ねんごろに掃除清道し、自らは琴一張をたづさへ一二の童子を傍に置き、高欄によりかかり香を燒いて琴をかなづ。司馬仲達押寄せてみるに、如レ此の模樣なりければ、暫く兵を進めて內の體を詳にす。然れども取合ふものもなく、猶ほ內をはらつて

(二) 三國志（蜀志）巻五に出づ

(三) 地名、馬謖孔明の節度をあやまり魏との戰に敗れしところなり。今陝西省城固縣の西に在り

(四) 蜀の敵國たる魏の將

傍若無人のすがたなれば、仲達申しけるは、さしも孔明が日比の謹厚なるに、今何ぞ門を開いて危きことをなすべき、是れ必ず伏を置きて我が兵を入るるの謀なるべしと云ひて、速に引退きぬ。孔明曰はく、若し衆人の心を以てせば、必ず城を棄てて去りぬべし、吾が兵ただに二千餘、彼れ我が去るを見ばとりこにすべし、西城は久しく居るの地にあらずと謂ひて漢中にかへりぬ。暫くして仲達又來る時に孔明去りぬるがゆゑに、仲達皆孔明が謀の中に落入りぬ。是れ孔明が度量大なるがゆゑと云ひつべし。

師曰はく、凡そ度量大なる器ものの行跡は、凡情のものの所よりみる時は、一つとして作略見知る事不レ可レ叶也。（一）伊尹が五就レ桀而桀不レ忌、五就レ湯而湯不レ疑が如きは、大徳量大識見あらずしては及びがたき事也。故に大度量ある人は能く知識を遠くして權略に通ず、推してはかりがたきもの也。

師曰はく、晉の（二）謝安は兵の術において尤も度量あり。（三）桓溫大に軍兵をひきゐて晉の帝を移し奉らんとせしが、先づ謝安・（四）王坦之を招きて是れを害せんとす。謝安少しもおそるる顏色なく、只だ平生の如くにして桓溫が所に至り、座定まりて云ひけるは、諸侯有レ道則守在二四隣一とこそ申すなるに、何事に今軍兵をよそほつて壁の後に置き

（一）殷の湯王をして天下に王たらしめし名臣

（二）晉書列傳第四十九に出づ。字は安石、沈勇にして大度、時人の望を負へり。孝武帝の親政するや、桓溫死して、安專ら王坦之と共に政を輔け、淝水に勝ち、世を安くす。死後太傅に拜せらる

（三）同列傳第六十八に出づ。字は子元、勢に乘じて四隣を討ち武功あり、廢立を行ひ、一身に權を聚めて專恣なり。孝武帝のはじめに卒す

（四）同前第四十五に出づ。字は文度、盛

玉ふにやと問ひける。其の度量に氣をのまれて、彼れを害すべき事ならずして、笑談して日をうつせりと也。又秦の(五)苻堅(六)既に百萬の著到にて淝水に陳する由きこえければ、謝(七)玄入りて謀を問ふ。謝安おそるる色なく友と碁をかこみ、平生に替る事あらずして、而後に謀をなせりと也。是れ度量甚だ寛ならずしては叶ひがたき事也。

師曰はく、唐の代宗の時戎狄兵をひきゐて(八)涇陽を圍みける時に、郭(九)子儀その所の大將たりければ、謀をめぐらして云はく、今彼れが大軍に味方をくらべば、九牛が一毛にして、戰ひて勝つべきの道なし。我れ昔戎狄に約せしことのあれば、不ㇾ若獨身にして往いて說くべしと云ひて、唯だ一騎門をひらかしめて、郭子儀直に大將に申すべき事ありと云ひて出でぬ。戎狄甚だおどろき、其の大將弓をとり既に矢をはげて向ひければ、郭子儀胄をぬぎ甲をすて鎗をなげて進みけるゆゑに、彼れやむことを不ㇾ得して皆馬より下りて拜しけり。是れを單騎にして見ㇾ虜と云ひて時の人皆稱美す。度量闊操に非ずしては難ㇾ叶謀と云ひつべき也。

師曰はく、宋の(一〇)寇準帝の難に供奉し奉り澶淵にありける時、毎夜酒宴をまうけたは

後を以て聞ゆ
(五) 五胡十六國の中の前秦をさせり
(六) 前秦の[illegible]、[illegible]にして、長安に居り、漢民族の文化をうけて、富強强大の實をあげたり、淝水の戰(安徽省内)は彼れが一代の大失策にして、この役にて傷つき程なく死せり
(七) 謝安の兄の子
(八) 陝西省の縣名
(九) 節度使なり、安史の亂平ぐに功第一、國家再造の人と稱せらる、又[illegible]の役[illegible]を防ぐに功あり、至誠人に[illegible]、寛厚の士なり
(一〇) 字は平中、[illegible]にして[illegible]、中書令に至る。眞宗の時[illegible]たり、遼の[illegible]寇に逢ひて眞宗の親征を主張し、遂に[illegible]なり。この戰に宋勝ちて遼と和議を結ぶ

ぶれ遊んで夜をよもすがらにす。而して朝もゆるやかに寢ねて大いびきをかけり。帝ひそかに人をして是れをみせしめ、彼れ如レ此ときは懼るる處なしと喜び玉へりと也。大難の任を得て枕を太山の安きに置くことは、度量はるかに廣からずしては叶ひがたきこと也。

師曰はく、大納言行成(一)卿いまだ殿上人にておはしける時、實方(二)中將いかなるいきどほりか有りけん、殿上に參りあひて、云ふ言はなく行成の冠をおとして小庭になげすてけり。行成さわがずして、主殿司(三)をめして其の冠をとりあげさせて是れを著し、何斗りの過怠にかこれほどの亂罰にあづかるにやと問ひければ、實方一言を述べずして立ちにけり。折しも主上小蔀(四)より御覽じて、實方は嗚呼のもの也とて、つひに歌枕みてまゐれとありて陸奧守になりて下りつ。かしこにてうせてけりと也。行成度量あらずしては、是れ斗りの事に逢ひて如レ此の行跡はあるべからざる也。度量うすければ、小事をのせて能く堪忍すること難レ成もの也。但し心の臆して可レ報ことをしのばんを云ふには不レ有なり。

師曰はく、平將門(五)が東八ヶ國を打塞いで平新王と號せし時、田原藤太秀鄕は名高き

(一) 藤原行成、名書家
(二) 藤原實方
(三) 宮中のお暮しむきの雜役を司りし役人
(四) 殿上の間と清涼殿の間の日の御座の間のしとみ
(五) 吾妻鏡治承四年九月十九日の上總介廣常遲參の條下に出づ

兵にて、ことに多勢のものなりけるが、將門に同意して朝家を傾け奉らんと思つて、行き向ひて角と云ふ。將門折節髪をみだしけづりけるが、餘りに喜びて取るものも不レ取、大童にて而も白衣にてあわて出で、種々の饗應の事云ひければ、秀郷目かしこく見咎めて、此の人の體輕骨也、はかばかしく日本の主とはならじとて、初對面の日に心替りしける上に、酒肴椀飯かきすゑて是れを進む、將門が喰ひける御料袴の上におち散りけるを、自ら是れをはらひのごひたりけり。是れは民の振舞にや、云ふ甲斐なしと心の底にうとみてけりと也。是れ將門が度量の薄きゆゑを云へるなり。

師曰はく、(六)源頼朝安房國平北郡獵島より下總に越えて、相州鎌倉に趣かんため、隅田川の邊に至り玉ふ。上總權介廣常、當國の軍勢二萬餘を率ゐて參上す。賴朝頗る彼れが遲參を瞋つて許容の色なし。廣常兼て存じけるは、當時は皆平家の管領也、賴朝流人の身として義兵を擧ぐと云へども、何斗りの事のあるべきに非ず、今日の樣子を伺ひて事なりがたかるべきに於ては、速に武衞を打取つて平家に可レ獻と、內に二心をかまへ外には參上の由を稱す。しかれば此の大軍を得て甚だ悅び玉はんと思ひ儲くるの處に、遲參のとがめあつて許容の氣色なし、殆ど人主の體にかなへりと、忽ちに

(六) 吾妻鏡治承四年九月十九日の條に出づ。この二項前巻二〇七・二〇八頁參照

害心を變じて和順し奉りしと云へり。頼朝の度量以てみつ(見)べき也。

師曰はく、頼朝流人の間、伊東次郎祐親法師(一)甚だ疎略にいたし、剰へ武衞をはからひ奉らんと致せしを、二男祐泰訴へ申してのがれしめぬ。武衞初めて鎌倉に入り玉ふとき、天野藤内これを生捕りてけるを、三浦義澄が彼れが聟なれば申しあづかりけり。祐泰が忠によつて命を助け玉ひ、壽永元年に恩赦の事ありて、召出さるべきとありしを、祐親前のあやまりを恥ぢて忽ち自殺すといへり。頼朝私のあだにおいて聊か深くにくみ思ふ所なく、寛仁大度のゆゑと云ふべき也。

師曰はく、後醍醐帝(二)楠(木)正成を召出され、藤房を以て東夷征罰の事を正成に憑(たの)み思召さるる也。抑〻天下草創の事、何の謀を以て勝を一時に決し、太平を四海に致し侍らんと存ずるやと勅諚ありければ、正成畏つて申しけるは、東夷近日の大逆只だ天の責を招き候の上は、衰亂の弊に乘じて天誅を致されんに何の子細可レ有レ之、合戰の習なれば、一旦の勝負を必ずしも御覽ぜらる不レ可、正成一人未だ生きてありと被ニ聞召ば、聖運は遂に可レ被レ開と思召され候へと申して河内にかへりぬ。其の後赤坂に城をかまへ、僅に屛一重ぬり櫓かいたて掻い雙(なら)べ、東國の軍兵數萬騎に圍まれ、策を

(一) 吾妻鏡壽永元年二月十四日、十五日の條に出づ

(二) 太平記卷第三主上御夢の事の條に出づ

帷幄の内にめぐらし勝つことを千里の外に決し、而して千劔破の城をまうけ、わづか百人にたらざる小勢に、誰をたのむとも何をまつともなき城中の、高さ二町斗りにてまはり一里にたらぬ小城に取りこもり、東國勢を引きうけ、日本の人衆を待ちそろへて、陳平・張良が肺肝の謀を廻らせしこと、大丈夫の度量に非ずしては不レ可レ叶ことどもに非ずや。

師曰はく、畠山[三]道誓舍弟義深、修禪寺の城を出でて基氏に降參す。ここに畠山兄弟、明日竊に打手の來ると云ふことを聞きて、かりそめに出でたる體に中間に太刀を持たせ、兄弟二人かちにて先づ藤澤の道場へ落ちぬ。上人かひがひしく賴まれ、やがてひそかに上洛す。家臣遊佐入道性阿、主人の落ちらるる體をしりたれども、暫く人をあひしらひ主を何くへも落ちのびさせんために、少しも騷ぎたる氣色あらず、碁・双六、十服茶など呑みて、さりげなき體にて戲れ笑ひて居ければ、郎從ども外樣の人も可二思寄一樣なかりき。遂にはかくれ[四]なかりければ、軈て打手を被レ向。遊佐は禪僧の衣を著て只だ一人京都に上りけるが、口の脇なる疵をみ咎[五]められ、自殺して失せぬ。遊佐が此の一事尤も度量ありと可レ云也。

(三) 前卷二〇四頁參照、太平記の引用も同頁に出づ

師曰はく、武田信勝[一]十一歳の時、近習の小姓友野又市郎と日向傳次郎と扇切を致せとありける。友野腰の扇をぬく、日向は手に持ちたる扇を腰にさして、ゆびを立てて向ふ。信勝是れをみて、早やみえたるぞ、せぬ扇切に傳次郎勝なりと褒めて、日向を稱美す。是れを高坂彈正[二]承りて、信勝は近代の名大將なるべし、度量甚だ廣しと云ひけると也。

師曰はく、武田信玄剛操にして度量又大なり。甲州に城をかまへず、わづか堀一重にて屋敷がまへ斗りにいたし、東西南北の大將と弓矢を取つて、つひに自國を奪はれず、國堺までも敵を不レ入、甲州分國より方々に手をかけ、後には甲斐・信濃・駿河を治め、四方取合せて五ヶ國を領す。敵は信長・謙信・氏康・源君也。此の四將は、一將世にまたがりても天下是れがために辟易しつべきに、是れを四方にうけて屋敷がまへの心入、尤も度量ありと云ふべき也。或時居館の内にて猿樂能ありしに、堀普請の輩二千斗り喧嘩いたし出し、双方へ押別れ鐵炮を放ち騒動するに、能見物の輩地下人に至るまで少しもさわがざりしと也。如レ此ことは兼日の法令正しきにもよるべけれども、唯だ度量寛大なるゆゑ[三](下々までも勇氣行はれたり)と云ふべし。

(一) 武田勝頼の長子、武田氏亡ぶる時、十六歳にして勝頼に殉ぜり

(二) 武田氏の嬖臣、甲陽軍鑑の著者と傳へらる

(三) 括弧内は寫本には缺く、版本によりて補へり

師曰はく、織田平信長[四]武勇において度量甚大なり。幼弱の時手習讀書は我が任に非ずと云ひて、常に武藝を事とし、相あつまる小童を別けて二つにいたし、其の身一方の大將と號して竹馬に鞭をあて、竹刀竹鎗を以て打合ひつき合を事とす。其の手習にたのむ所の僧是れをもちあつかひける。十六歳の時父信秀卒してけるに、萬松寺に參詣あつて燒香す。其の形異樣にして更に禮儀をととのへず、抹香をつかみ香爐の内外へなげかけ、無禮沙汰の限りなりける。時の人皆以て是れを嘲り笑ふといへども、心ある人は、戰國の今に生れ逢ひたる度量なりとささやきけるが、果して弓矢を取つて幷なし。ことに將軍義昭[五]漂泊して、或は江州に至つて佐々木により、或は越州に越えて朝倉を依頼とすと雖も、彼等義兵を擧ぐること不レ能して、京都悉く三好・赤松に混亂せらる。ここに永祿十一年、義昭細川兵部太輔藤孝[六]・上野中務太輔清信を使として、信長に歸洛のことを頼み思召すとのことなりければ、信長快くこれを承り、武士の面目なりと喜び、事の成敗をばさしおき、大旆を當國によせられんことを申し、則ち不破河内守[七]を兩使にさしそへて義昭を迎へ奉り、其の年十月十五日に義昭を歸洛せしめ、六條本國寺に入れ奉り、其の身は淸水寺に旅寓して、洛中の制法を定む。さし

(四) 信長公記卷首に見ゆ

(五) この條信長公記及び後鑑の義昭將軍記に出づ

(六) 別に別傳

(七) 不破道貞、美濃西保城主、子孫は信長の歿後柴田勝家に屬し、更に前田氏の家臣となりて加賀に住せり

もいかめしかりし細川六郎（一）（阿波公方也）・三好（二）等皆退去す。信長其の度量大なるに非ずや。

師曰はく、豊臣秀吉民間より起りて神器を握り、度量更に云ふべからず。信長越前に働いて、淺井長政にあとを取きられ既に危かりしに、そのころは秀吉未だ人衆をも不ㇾ持して、獨り金崎のおさへに可ㇾ在の由を申請ふ、是れ度量大なりと云ふべし。信長弑せらるるを聞きて、多くの大名皆身がまへを致し、何の了簡あらざるに、速に山崎の弔合戰を遂げて、明智を即日に罰戮す。是れ度量の大なる隨一也。而して柴田を滅し、長久手の一戰において三將（三）をうたれても猶ほ天下を幷呑し、源君へ和を入れ、淺野長政を使として、源君必ず三ケ條の好みあらんことを命ず。所ㇾ謂秀吉の母儀人質に可ㇾ遣、秀忠公を人質に不ㇾ可ㇾ奉ㇾ成、妹君の腹に男子出生ありとも國は秀忠公に可ㇾ奉ㇾ獻、此の三ケ條の好みいづれも可ㇾ任二其意一との事也。此の事一つも不ㇾ違、其の器識可ㇾ鑒。而して小田原の役に、伊達政宗奥州より越後へこえ甲斐へ出で、相州筥根に至り秀吉に謁す。このとき政宗廿四歳、片倉小十郎一人を召連れて、廣野において禮を行ふ。秀吉床几にこしをかけて政宗に命ぜらるるは、上杉景勝既に使節を以て禮を行ひ、佐竹使者を進上するの處に、政宗獨り不ㇾ然して漸く今日禮を行ふ、其

（一）細川眞元、父眞之、持隆の子にして、代々阿波勝瑞城主として南海に備あり。阿波屋形父は阿波公方と稱したり

（二）三好長治彦次郎

（三）森長可・同池田勝入・同之助なるべし

の罪甚だ重していれば、汝が押領するの地を速に返上して、唯だ本領三十萬石に安堵すべし、不レ然ば汝早く還り去つて我れに敵すべし、汝が會津に至らんころほひ、我れ必ず北條を族滅し、直に兵を會津にすすめ汝に對面すべしとありぬ。政宗元來度量豪傑の勇士なれば、聊かおそるる處なく答へ申しけるは、我れ今匹夫獨身にして御前に來る、生死も亦命のまま也、況や郡邑は御意のまま也、則ち可レ致ニ返上一と御請申しける。秀吉大に悦び、則ち暇を賜ひてかへりぬ。左右皆云ふ、政宗必ず奥に至りてあだすべし、唯だ速にここにて打留め玉はんやとありければ、秀吉大に笑つて曰はく、汝等は是れ豎子なり、ともに謀るに不レ足と申さると也。其の度量可レ見。

師曰はく、豐臣秀吉嘗て曰ふ、吾想人生不レ滿レ百、豈壹ニ鬱于一方一以費レ日乎と。是れ其の度量大なるがゆゑの言也。而してつひに朝鮮を征伐して兵を異域に弄す。世の人皆一期の樂をこのみては、唯だ閑居獨坐して酒色を專らとするにあり。秀吉朝鮮の征伐、きはめて論ぜんとならば、黷レ武究レ兵せんなきわざとも云ふべしと云へども、其の度量においては大丈夫の思入と云ふべし。又秀吉朝鮮國王に書簡を通じ玉ふ言に、予當ニ于托胎之時一、慈母夢ニ日輪入ニ懷中一、相士曰、日光所レ及無レ不ニ照臨一、必八荒聞ニ

仁風ニ、四海蒙ル威名ヲ者、其何疑ハンヤ、不レ屑シトセ國家之隔リ山海之遠ヲ、一超直ニ入ル大明國ニ、易ヘ吾朝ノ風俗ヲ於四百餘州ニ、施ス帝都之政化ヲ於億萬斯年ニ者、在リ於方寸ノ中ニと書せり。度量の大なること可キレ考フ也。

師曰はく、秀吉既に天下平均ならしむるの後、毛利輝元初めて出仕、天下第一の大名、中國不レ殘ラ彼れが威風に屬す。然れば秀吉定めて禮を正し威儀をふるまつて對面あるべきと、諸人思案の處に、輝元を對面所に久しく待たしめ、其の後帶を手に持ち、衣を解きて(一)磐礴はんばくとして、女の禿かむろに腰刀を持たせ、其の形にて輝元に對面し、直に毛利が手を取つて、古の事ども色々物語ありながら、座敷々々を一見せしめ、それより天主へあがり、四方の繁榮をみせしめ、天主において刀を賜はり、それより座敷に下り、庭上へ馬をひかせ、秀吉是れに乘り、輝元に口をとらせ則ち其の馬を賜はりぬ。毛利悉く其の恩顧度量に平伏して、相したしみ相おそれけりと也。

師曰はく、北條家滅亡已前には、所々に三重の櫓をあげ天主をかまへさせ、屋敷がまへの内にも色々の要害をまうけ、油斷聊かたかりし。天正十八年に小田原滅亡して後には少しも用心のことなく、秀吉往來にも先をはらひ人を改むることなし。(二)淺野長

(一) あぐらをかくこと
(二) もと尾州の人、初の名は彌兵衛尉、信長に仕へ、命ぜられて秀吉に屬す、多く謀臣として參謀の事に當り、後五奉行の一人に列し、終生秀吉の内政軍務に盡せり。家康その篤實を愛して懇遇すれども遂に節を屈せざりき。

政あるとき中上げけるは、近年御要害のかまひなく、餘り麁草（そさう）なる事にこそと申しければ、秀吉曰はく、今ほど用心をきびしくする事なし、汝等淺知小見にして是れを不レ知ラ也、我れ今源君と無二の入魂（じつこん）をなせり、家康は一度云ひ合せたることを聊かちがへざる人也、長久手においてわづか一萬餘の人衆を以て我が廿萬に及べる大軍に敵せらるるは、信長と一度云ひ合せられたる故也、ここを以て家康を入魂す、今天下に弓馬を取つて我れにあたるべき者、家康の外に誰かあるべきと命ぜられけりと也。

師曰はく、大坂の城の天主の有る所鬼門（きもん）(三)にあたれる由を申すもののありければ、秀吉曰はく、天下の鬼門は日本の丑寅也、大坂一所の鬼門は我れにあたる鬼門にあらざる也と云へり。

師曰はく、秀吉常に細川玄旨(四)・法橋紹巴（せうは）(五)等を傍に置いて、時に興ある歌連歌あり、或は五山十刹の長老出世のものをあつめて詩連句の會あり。而して其の内に秀吉の作意に相應して出來たらん歌連歌を以て、是れを秀吉の作に可レキ仕ル也。詩歌は武家の必とすべき事に非ずと云へども、無下に卑しからんも亦大丈夫の本意にあらず、しかればとて是れに心をそまんことは甚だ勞役の至り也。武將自ら手を不レ下サして、匹夫の

(三) 二十八宿の一たる鬼宿のある方角即ち東北丑寅の隅をいふ
(四) 名は藤孝、號を幽齋と稱す、入道して玄旨といふ。學を好み、歌道・武家故實にくはしく、武人として異彩あり。著書多く、徳川氏の武禮この人の力にまつもの多しといふ
(五) 黒村紹巴、歌連歌に妙を得て秀吉に寵遇せられ京に邸宅を賜はれり、又千利休に學びて茶道にくはし

功をあつめて其の功を將に歸す、詩歌乂汝等が功を以て我が功とすべしと命ぜられけりと也。

師曰はく、源君味方原の時、濱松に歸り入らせ玉ひ、心靜に御寢なされ鼻息如ㇾ雷なりけるに、左右の近臣幷に今日敗軍の諸侍あひ聚まりて、如何あるべき、今夜信玄兵を寄せて濱松を取圍まば、可ㇾ放玉藥もなく、可ㇾ射矢柄もなし、さしも名ある輩は悉く打死しつと、詮議まち〳〵致しけれども、源君更に起き玉はず、枕を太山の安きに置かしめ玉ひき。かくて夜も漸く明けけれども信玄兵をよせず。源君目たけて起き玉ひ、唯だ平生の御氣色にて、信玄は定めて引取るべしと仰せごとありしが、そのごとく其の日に兵を入れにけり。是れ信玄の弓矢の格をしろしめされてける、其の度量の甚だ廣く大なるゆゑなるべし。

師曰はく、慶長庚子(一)、上杉景勝退治のために源君既に野州小山まで御働座の所、上方において石田三成逆心を企てける由注進に付いて、上方より供奉し奉る所の大名小名を一所にあつめ、其の日に上意ありけるは、上方において石田逆心の事只今告げ來れり、各〻先づ隱密可ㇾ仕と申すやからありといへども、今度供奉の衆各〻妻子を上

(一) 慶長五年、關ケ原合戰の前なり

方に質とし置かれたること也、心元なく可レ被レ存間、家康へ氣遣なく、心次第に上京可レ被レ仕と被二仰出一ける。此の御意に因つて、誰上るべきと云ふものもなく、皆御味方に一同す。其の夜本多中書(二)ひそかに申上げけるは、少しも危く不レ被二思召一手を何れも上洛仕られ候へと可レ被二仰出一也、長途を打つて是れ迄御供仕りたる輩、御旗本をはなれて獨立をいたし御敵可レ仕と存ずるものは一人も有レ之間敷と申しければ、源君きこしめされ、彼等が上りかねつべきと思ひて仰せごとあらんは、まことと云ふに不レ有、天下を引うけても一の義を正すのみなれば、全く彼等が上るまじきを賴むにあらずと御掟あつて、重ねて又、上方衆上り被レ申度くば、案内に不レ及上り可レ被レ申と被二仰出一けりと也。大度量大剛操とも可レ奉レ申也。

師曰はく、源君既に九月十四日(三)に濃州赤坂の御本陣に御著座ありければ、上方列參の大名路次に充滿して御目見をねがふの處、とかくの御會釋もなく、直に御本陣のそぐらにのぼらせられて、敵味方の體を御見分あり。井伊兵部(四)・本多中書まで御供にて誰も不レ登。兵部諸大名伺候の由を演說すといへども、公猶ほ御かまひもなく四方を上覽あるに付いて、井伊直政默止がたくして、矢倉より下へおり、諸大名へ向ひ、源

(二) 本多忠勝、中務大輔の故にその唐名にて中書と稱す、家康譜代の主の股肱、その爲に戰ふこと凡そ五十七回、必ず勝ちて、微疵だになしと。秀吉もその剛勇に服ぜり。伊勢桑名城主となる

(三) 慶長五年、この日西軍關ケ原に退き、翌十五日大敗せるなり

(四) 井伊直政、兵部少輔なり、本多と共に、德川氏の柱石たり、近江澤山城十八萬石に封ぜらる。逸話・佳談多し

君の命也と云ひて、長々在陳井に岐阜の戰功を稱美せりと也。

師曰はく、豊臣秀吉逝去の後、國々の大名相あつまり、石田三成が日比の無禮奸曲を改め、是れを切害すべき由、取々の談合多かりけるを以て、三成ひそかに大坂をのき伏見に至りぬ。ここにおいて加藤淸正・同嘉明・黑田長政・淺野幸長彼是云ひ合せて、既に伏見へ推しよせ可二責殺一に究まりけるを、源君頻りに和を取りあつかひ玉うて、中村式部少輔・酒井雅樂頭を以て兩方を仰せなだめられ、つひに三成を佐和山へかへさしめ玉ふに、(一)三川黄門秀康を送りに付け玉へりと也。是れは三成が不義肺肝をみるが如くに思召ししらせ玉へども、彼れを屋形の内にて操つぶし溝瀆の中にくびれしめんことは、大丈夫の本意に非ず、事をかまへ難をまうけば、何時も廣原平陸の大場にて一戰に勝敗を決すべし、秀吉存生の間は彼れに手を拱して、今はかく／＼しからぬ三成をもみつぶさんと云ふことは、甚だ勇士の本意に不レ有との仰せごとなりしと也。

師曰はく、三川黄門秀康悪瘡を煩ひ玉うて鼻のそこねければ、その比細工に名を得たるものを招きて、人色に鼻をこしらへしめ、付鼻を用ひて出仕ありける。源君是れ

(一) 家康の第二子、結城家を一時嗣ぎ、後ち越前六十七萬石を食む。慶長十二年歿、年三十四

をしろしめさずして、秀康は惡瘡に鼻をそこねたると云へる沙汰のありしが、鼻は損ぜざりしなりと仰せありければ、左右の御家人しかく〳〵と答へ奉る。公御氣色あつて仰せられけるは、大丈夫天下國家を治むるには、身の形粧を以て致すこととなし、內の養をふかくし器識を逞しくするにあり、大國を受領し官中納言に至り、武門の棟梁たるべき其の身の、鼻をこしらへて形を專らとせんことは、甚だ本末を失へりと宣ひけりと也。

師曰はく、平信長二十餘年の鬱憤をこめ、すでに大坂本願寺門跡光佐(二)城をあけて和睦し紀州の雜賀にうつり、天下ここに平均なりければ、天正八年に林佐渡守を遠方に流罪す。是れ先年那古屋において信長をはからひ申さんと致せし咎に因りて也。安藤伊賀守を流罪す、是れは先年武田信玄に內通せるを以て也。小の事なりと云へども、我れに對して恨あらんをば、世が世に盛ならんときに報謝せんことを思ふは、凡そその人の心也、度量ありとは云ひがたし。すべて我が身の遺恨のゆゑに人を害しそこなはん事は大丈夫の心と云ふべからず。信長如ㇾ此のあやまりありしゆゑに、荒木村重(三)・松永久秀(四)各〻自ら安んぜずして天下に逆亂をなす。彼の惟任光秀が禍を蕭墻の下にお

(二) 本願寺十一世の主、顯如上人と稱す。石山本願寺一向宗の勢力つよく、信長の力を以てしても勝ち得ず、勅を仰いで和睦せしなり

(三) 伊丹の城主、光秀の讒によりて信長疑ふといふをきき自ら安んぜずして叛き、或は自殺せりといひ、或は茶人となりしといふ

(四) もと足利氏の部下、一旦信長に降りてなほ安んぜず、叛きて亡ぼされたり

こせしもこのゆゑなるべしと云へりとぞ。秀吉毛利が柴田(一)と内通して室町(二)殿を引出し奉らんと致せしことを知りながら、聊か其の氣色あらはれざりしと也。信長に合せては其の度量又たがへりと云ふべき也。

師曰はく、秀吉(三)高麗を征伐の時、小西行長・加藤清正一日がはりに先手を奉つて發向す。小西行長壹岐の風本よりひそかに逆風に船を發して釜山浦に著岸し、城を責めて八千餘人をみなごろし致し、その日に又登萊の城を攻取る。一日に朝鮮の兩城を攻取り、且つ忠州を攻落す。ここにおいて朝鮮の王李昭忠州城の陷るをきいて北の方義州にのがる、太子臨海君珒・次子順和君琿幷に后兀良哈に至る。加藤清正行長が獨り軍功を立てんことを欲して忠義を背くことをにくみ且つ怒りて、直に船を熊川に著けて忠州に至り軍議をこらす。王城に至るの路二道、南大門は百里にして大河なり、東大門は百餘里にして遠し、然れども無レ川。清正の望に任せて可レ入と行長云ひければ、清正、大河ありとも行程の近き方よりゆくべしと云ひて則ち兵を進む。行長ひそかに水練をつかはし、近邊の船筏を流し棄てしむ。清正河邊にのぞむに、大河甚ださかまき流れて、案內なくしては可レ越所にあらず、無二是非一その日を費す。行長東大門よ

(一)柴田勝家
(二)義昭
(三)清正記に出づ

り王城に至りければ、王城に人なし、只だ關門を閉づるのみ也。行長水門より人を入れてつひに王城を得、四門を守らしむ。清正のちに至る、王城すでに行長にえられつ、しからば王城に入りて益なし、直に國王王子を追ふべしとて、兀良哈に至り、王子國妃をとりこにす。而して先づ王城にかへり此の旨を秀吉に告げしむ、秀吉其の功を感ず。行長數度の軍功ありと云へども、王子を不ㇾ得ゆゑに、清正と不和になりて、遂に朝鮮の軍議皆異論に及び、行長さま〴〵の佞奸をかまへ、和を入れて王子國妃をかへさしむるの謀をなせり。

案ずるに、行長が朝鮮の先陣、悉く度量せばく器識薄き所より事起れり、大丈夫のわざに非ず。凡そ軍事は一の不和あれば其の功全からず。朝鮮の征伐は本朝より異國を征することとなれば、神功皇后よりこのかた千歳たえてあらず、秀吉大度量を以て此の事をなす。行長國忠をおもひ義理をたださば、詳に議して一夫も不ㇾ殘がごとく可ㇾ仕に、何事ぞ、諸軍をさしおきひそかに軍令を破りて、已れが一功を立てんとするや。其の勇は勇にして、其の度量においては大丈夫のなすことにあらず。爰において朝鮮征伐の軍令こと〴〵く破れ、各〻一己の功を立てんことを思ふ、是れ行長が罪遁

るるに處なし。況やひそかに水練を入れて南大門の道の船筏をうばふ、是れ又度量せばく且つ勇猛もなし。すでに王城に入りて王を追ふの心なく、彼の一城を守りて功をてらふに至る事、亦蕞爾たる小事を以て人に嚇すのいひと云ふべし。夫れ大丈夫は佞奸の行をなさず、間道間行を不レ用、明白に顯はしなして、其の器識其の度量其の勇猛ともにならぶべきなし。彼の鼠の夜出でて猫のすきまをねらひ、てん(貂)なき山の貍のふるまひするは狂奸のわざ也。行長が行事皆是れに類すべし。故に庚子の役に一擧して身を縲絏の内にくるしみ、面縛して恥を梟首にのこすに至れる也。

師曰はく、出羽庄内に惡屋形と號して、近邊を押領し暴逆甚盛なりける人あり。このゆゑに家臣相あつまりて、是れを生害し、他家を入れて家を嗣がすべきと談合して、家老土佐林上琳と云へるものの所へ、中山玄蕃行き向ひて此の事を談合す。上琳同心せず。玄蕃とても同心致させずしては不レ置こと也と云ひければ、上琳腰刀に手をかけて當座に打果すべき模樣也。中山聊か氣色を不レ變、大にあざわらつて云ひけるは、上琳はさしもかひがひしき人也と世にも沙汰し人も云ふなるに、如レ此の理に暗きは不思議のことなりと笑ひあざむきければ、上琳心しづまりて、それは何と云ふゆゑに

やと問ふ。玄蕃申しけるは、其の方一人同心せざればとて、國中悉く一味同心いたしてやむべき事にあらず、屋形の非義のやむべきにもなし、此の分ちを不レ知ひとり腹を立てらるるは甚だ理に暗き事なりと云ひければ、上琳怒れる氣色やみて、つひに是れに同心せりと也。中山時に至つての風情、度量あるに近かるべし。

師曰はく、天正十八年小田原の城責に先づ山中の城を責む。ここに木村常陸介内に鳥居源八と云ふ勇士、先だつて城に付いて名乘りける所へ、羽柴藤五郎内磯平三郎つづいて來り申しけるは、源八、汝はすでに頸取源八と世によばれ、其の身の猛き手足のととのほりて名高き武士なれども、眞實の武功を不レ知、田舍そだちの働ゆゑに、此の度も名乘るまじき所にての名乘也、其の故は、如レ此場にて、諸人忙然として心もつかず氣臆して居るものなるに、ここにて名乘れば諸人これに心付いて我れ先にと進むゆゑに、思のままの獨り高名はならざるもの也、物のわけを不レ知ゆゑ、さすがの頸取源八も如レ此時に名乘りたることよと申しければ、鳥居嘲笑ひて曰ふ、平三郎は心がけもある武士とこそ聞いたるが、さては信の勇士の本理を不レ知とみえたり、如レ此諸人忙然たる時分には、一人高聲に名謁りて、人に氣を付け大勢に力をそへて、

多くの人を用に立つる如く致すこそ、武士の義と云ふもの也、何事ぞ我れ一人ひとり功名して是れを宜しと云はんは、拔群の小わざ云ふに不レ足とさみし(蔑如)ける。源八が力量尤も可レ感也。

師曰はく、(一)大須賀五郎左衞門尉、常に手をおろして自分の功を立つることはなく、家來小姓どもの中に器量あるものを撰んで取立て、彼等を以て功を立てしむ。されば武田勝賴高天神に兵を置いて遠州を窺ふ時、源君横須賀に城をかまへ大須賀を以て是れにあつ。横須賀衆世に名ある者、久世三四郎・坂部三十郎・渥美源吾・丹羽彌三・駒岡太郎右衞門・曾根兵左衞門・丹羽金十郎、是れを七人衆と云ふ。大須賀その身に度量あるを以てつもりはづるる事なく、傍の仕立つるものども皆武功ありしと也。長久手にて先手大に敗軍の時、大須賀味方の長追は必ず敗軍の相なりと知りて、小高き所に馬を立て、まとひ(纏)を置きてふみこたふ。是れに因つて大にやぶれざりしと也。

師曰はく、主人に度量あれば、臣下を能く見立て是れを使ひ立つるゆゑに、家臣悉く功者多し。是れ吝嗇の所あらずして、祿を厚くし俸を豐にして更にやぶさかることなし。楚の項羽の(二)沛公にやぶられしも、自らの力をたのんで人の能きものを不レ持、

(一) 名は康高、後横須賀城主となる、人名辭書五郎左衞門に作る

(二) 劉邦即ち漢の高祖

財祿を惜しんで功臣を立つべきことを不レ知がゆゑと也。古より名將自らの功を立てんことを欲する輩は、つひに匹夫のやじりにかかつて成功全からず。源賴朝（三）治承四年十月相摸國府に著いて始めて勳功の賞を行ふ。北條時政より初め各〻或は本領を安堵し、或は新恩に浴して、義澄は三浦介になり、行平は下河邊庄司になる。是れ石橋の合戰敗北して房州にのがれ、それより相州にこえて、既に其の賞を行はる。其の度量可レ見。近くは平信長・豐臣秀吉の下にさしもの名將勇士おほく出で、大將自ら敵に中ることなく、それ〲に相應の將を發して是れを平治せしむ。中にも秀吉自ら敵に中ることなく、すでに朝鮮を征伐せしむるにも、その身は肥前名護屋に留まりて、幕下の勇將を命じて是れを征す。源賴朝その身は在鎌倉して平家を退治せしに可レ比。加レ此の事度量廣からずしては難レ叶。彼の碌々たる小人は一ケの小事といへども自ら是れをなさんことを欲するは、心ひろからず體ゆるやかならざるを以て、臣に不レ委祿を惜しんで身をつからかせば也。

さるに因つて、亂世に名ある勇將、國郡を領する輩まで、皆分限より過分なるは家老の食祿也。これゆゑに陪臣と云へども其の譽名皆世にみてり。毛利輝元に小早川隆

（三）吾妻鏡同年十月廿三日の條に出づ

景、上杉景勝に直江兼繼、伊達政宗が片倉、島津義久が新納武藏、堀秀政が堀監物、蒲生氏郷が蒲生源左衞門、各〻以て主人にかはりて其の事を任すべき力量あり。故に俸を厚くし祿を盛にして、大將は手を拱して彼れに任す。是れ周の文王の渭陽にかりして呂望を迎へて師として八百年の基を立て、劉備の草廬に三顧して孔明を迎へて相將の任を與へ亡漢のあとを嗣ぐゆゑんなれば、人主の度量ここにおいて大なりとす。千里呂望・孔明亦其の志のあらはるるに因つて、幡然として功を立てしゆゑんなり。千里の馬を、食不レ令レ飽して力不レ足才不レ見とせめんには、常の馬に不レ異と昌黎が云へるも、このことわりと可レ云也。

師曰はく、豐臣秀秋關ヶ原已後に家老の歷々を成敗ありし後に、何がしとかや云へる大身の者家を立退く事あり。白晝に妻子を引きつれ弓鐵炮を以て前後をかため立退きけるゆゑに、秀秋以ての外に怒つて、白晝に城下を如レ此體にて引はらはせんことは武家の恥辱也、急ぎて打留むべしとありければ、松野主馬諫めけるは、彼等わづかのものの立退を成敗あらんことは何よりやすき事也、然れども前方にたれ〳〵を御成敗に付いて、世以て不レ可レ然の取沙汰也、然るを又是れをも害せられなば、人の褒貶

（一）韓退之のこと。唐宋八家文卷一の雜說四に出づ

とどまる不ㇾ可、但だ默止して棄て置かるべき也、是非害せらるべきとあらば、某無人ながら申付けて打止むべしと云ふ。秀秋、汝無人にて如何と問ふ。松野云ふ、某小者まで一人も手をよごさずに可ㇾ仕留ㇾと答ふ。秀秋重ねて其のゆゑを問ふ。松野申しけるは、町人在々へふれまはし、落人あり、打留めて衣裳をはぎ道具をとれ、被ㇾ下也とふれ申さば、地下人どもさし起り、即時に打留め可ㇾ申也、是非なく彼れを打留め可ㇾ申に相究まらば、御手をおろされずとも此の謀に可ㇾ落、同じくは是れ等の小事は心にかけ玉ふ不ㇾ可と答ふ。秀秋心やはらいで、我が越度にならざることならんには不ㇾ苦とありて、其の分になりけりとぞ。

師曰はく、(二)松倉豐後守或所にて村山越中がうはさをあしざまに云ひたると云ふことを村山きいて、松倉が宿所へ尋ね行きて案内を乞ふ。本より松倉しれるものなれば、則ち呼入れて對面す。村山一禮をはりて申しけるは、某儀を誰々の所にてあしざまに仰せられたりと告ぐる人の候、私ことは日比御ねんごろの事なるに、不ㇾ宜御會釋にこそと云ひければ、松倉不ㇾ聞敢、はやくもきき被ㇾ申けることかなとて、則ち肩をしぬぎ腹さし出して、定めて存分を云ひに參られつべし、此の腹をついて心いられよ、

(二) 後出二九七・四五九頁參照

幸よき時分に在宿本望なれと、聊か平生の顏色に不レ違云ひければ、村山是れに氣を奪はれ、兎角の挨拶も不レ成。松倉しきりに彼れに本望をとぐべしと云へども彌〻屈服す。そこにて松倉近習の小姓どもをよびて、彼れを引立て追出せ、存念を遂げに來れると思へば、我れを云ひつめたると云ふべき渡り奉公の家づと(包)にせんとのことにや松倉左様の者にあらずと云ひて座を立ちぬ。村山散々行き中つてかへりぬといへり。村山は元と筑前黄門(一)に居て名ある勇士なりしとぞ。

師曰はく、近比異朝(二)の兵亂に鄭芝龍と云へるは、元と福建の安南石井の商人なり、故ありて本朝肥前國平戸に蟄居して、俗に平戸一官と喚びしは此れがこと也。大明兵亂に付いて一官福建にかへりぬ。ここに大明瓜の如くにつひえ、北狄(三)蜂の如く起りて拒ぐに便りあらざれば、今上帝(四)順治(五)二年乙酉に、鄭芝龍が日本の兵に委しきことを聞きて是れを招請す。芝龍速に命に應じて、つひに公家のつぐのひを不レ待、自ら兵をつのり金銀財寶を散じ、日本の兵器を隄しうして鎭江において大に戰ひ、楊子江において大利を得て、明の兵暫く勢ありぬ。北狄の大將梅勒王・副將石門梁、謀を廻らして藁人形の術をいたし、芝龍が兵大に潰ゆ。而して事あつて順治三年に北狄のために擒に

(一) 筑前中納言小早川秀秋
(二) 明朝衰亡して内亂あるに加へ、清朝北滿洲に起りて南下の形勢あるを云へり
(三) 清朝滿洲民族をさす
(四) 明の福王をさす
(五) わが正保二年に當る

せらる。其の子鄭成功は本朝平戸人也。隆武年中に國姓爺と號し、永暦年中に延平王に封ぜらる。明の天子古今の名將を撰んで鄭芝龍を以て卷軸に收む。其の言に、我閩之有ニ鄭飛虹一也、號飛虹 胸羅ニ數萬甲兵一、氣呑ニ八九雲夢一、東南半壁倚爲ニ長城一、念督廣閩浙煙水之區、乃黥鯢蛟鼉潛踪之藪也としるせり。鄭芝龍大明の衰晩に出で、公家の費なりにくく、唯だ自らの財を散ずるまでにして、然も弓馬の練處も不レ全を以て、戰利あらざれども、彼れ本と匹夫にして天下を任とするのみならず、自ら信を守りて北狄にとりこにせられ、子を以て其のあとに敵たらしむ。其の度量甚大也と云ふべし。

師曰はく、(六)大久保相摸守忠隣、其の比は治部大輔と號して源君・秀忠公に奉レ仕。文祿に關白秀次不審を蒙りて伏見へ招かる。其の比秀次聚樂の亭にありけるが、秀忠公へ對面ありたきの由、兩度まで使者あり。是れは秀忠公聚樂へ爲ニ御見舞一出御ありし時のこと也。秀次秀忠公を同道あつて伏見へ被レ參か、又は人質に取り奉りて源君を御味方に引付可レ申との事なりと風聞し、既に秀忠公の御屋形を取かこむ事の沙汰ありしに、忠隣ひそかに女房ごし(輿)にて君を遁れしめ、その身はあとに留まり、風呂を焼かせ饗應をもてなし、出入の賓客をあひしらひ、焼かけなど致させ、聊かかはれる

(六) 前卷二四八頁參照

風情なし。秀忠公出御においては忠隣如レ此はなれ奉りては不レ可レ有と、秀次衆油斷の内に右の謀おこなはれける。忠隣が度量以てみつべし。後に秀吉此の事をきき玉ひ、大に其の譽望を感じ玉へりと也。

六　志氣

師曰はく、後趙(一)の石勒(二)曰、大丈夫行レ事、宜三磊々落々(明白貌)如二日月皎然一、終不レ效下曹孟(三)德・司馬仲達欺二人孤兒寡婦一、狐媚以取中天下上也。又曰、若遇二高帝(四)一、當下北面事レ之、與二韓・彭(五)一(韓信彭越)比上レ肩耳、若遇二光武(六)一、當レ並二驅中原一、未レ知三鹿死二誰手一といへりとぞ。石勒自ら天王と稱してついで帝と稱す。其の機甚だ高く其の志甚だ強し、しかれども道を不レ知學を不レ成がゆゑに、其の所レ云皆志氣のみにして其の行不レ全。さればしばらくして業を不レ保、石勒肉未レ及レ冷して妻子已に不二自保一き。ここに案ずるに、志氣大丈夫の趣ありといへども、其の本意不レ正ときは、却つて其の志氣害となること多し。志氣は士の所レ重と云ふべき也。

師曰はく、後漢馬援(七)曰、男兒當下死二邊野一以二馬革一裹上レ尸耳、何能臥二床上一、在二兒

(一) 晉代北部に起りし五胡十六國の中の一國、山西・直隷兩省の邊に立てり
(二) 亂世的英雄の代表にて一代のみはよく國も治まれり。前卷二四〇頁參照
(三) 魏の曹操。司馬仲達、名は懿、仲達は字、魏の將なりしが後に魏を簒奪して、その孫炎帝位について西晉を興す。懿を追尊して宣皇帝となす
(四) 劉邦、漢の高祖
(五) 共に劉邦の謀臣名將
(六) 後漢の一代の天子、劉秀
(七) 前卷二〇九頁參照、後漢書列傳第

女子手中一。晉桓溫(八)曰、男子不レ能レ流二芳於百世一、亦當レ遺二臭於萬年一。後唐莊宗(九)曰、丈夫得則爲レ王、失則爲レ虜。楚石乞(一〇)曰、此事克則爲レ卿、不レ克則烹、固其所也、何害といへる、是れ皆丈夫剛操の志氣にして、不レ忘レ死二溝壑一のゆゑ也。然れども大丈夫の本意を不レ得ときは、此の志氣皆世をみだり暴行を専らとするのわざと可レ成なれば、尤も可レ愼也。

師曰はく、東漢王充(一一)論衡曰、夫豫子(一二)謀レ殺二襄子一、伏二于橋下一、襄子至レ橋心動、貫高(一三)欲レ殺二高祖一、藏二人於壁中一、高祖至二柏人一亦心動、二子欲レ刺二兩主一、兩主心動、實論レ之、尚謂レ非三二子精神所二能感一也、而況荊軻(一四)欲レ刺二秦王一、秦王之心不レ動、而白虹貫レ日乎、然則白虹貫レ日、天變自成、非二軻之精爲レ虹而貫一レ日也と、變動の篇に是れを論ぜり。凡そ寂然不レ動、感通二天下之物(故)一は易の格言也。志氣ここにまことあれば其の通ずる事更に不レ可レ疑。天地之間同氣相求むるのゆゑに、人畜相かはれりと云へども、內に嫌疑の心甚しくして其の氣虛する時は、狐狸忽ちに入ることを得、聊も

十四に出づ　(八) 前出二五四頁參照　(九) 李存勗、後唐初代の王、五代史唐紀第三に詳なり　(一〇) 左傳哀公十六年に出づ。闕門を守る長官たりしが、葉公に執はれて白公の死所を問はれて白狀せず、この語を吐いて遂に烹殺せらる。後出四七四頁參照　(一一) 前出一七九頁參照　(一二) 戰國晉の豫讓、その主智伯の仇を報ぜんとして、變裝不具に變裝して趙襄子をうたんとして失敗す。史記列傳第二十六に出づ。前卷一〇五頁參照　(一三) 貫高、わが主趙王に漢の高祖無禮なりしを怒り、殺さんとして、果し得ざりしをいふ。後高祖趙王を罪せんとす、貫高辛苦瞻忍王の罪なきをあかして自刎す。史記列傳第二十九に出づ　(一四) 戰國時代の有名なる刺客、燕王の爲に秦王政の暗殺に赴きしことを云へり、史記列傳第二十六に出づ。但し白虹日を貫くのことは史記の鄒陽傳に見ゆ。後來荊軻の精誠天を感ぜしめしと解せられしなり

不レ可レ忽。このゆゑに志氣にきざす處あるは、其の相內に伏する所より出づと知りて、志氣を正しからしめ寬大ならしめて、萬物に屈せしめずんば、ここにおいて其の氣やしなはるべし。

師曰はく、大丈夫の志氣甚だ剛操にして其の精つよからんには、死して後まで其の思ののこることあるべし。されば剛毅なるものの骸骨は自然に臆者の藥ともなりぬべし。まむしと云ふ蛇は、黑燒にして飲むときは人の氣をさかんにす、馬の無强なるに用ふれば氣たくましくなると云へり。總じて世に藥として用ふるもの、皆其の枯れ朽ちたるもの也、ことに堅木をたき棄てたるあとの炭と淺木を燒きすてたるあとの炭は、炭の性各〻別にして、火を持つこと又厚薄あり。ここを以てみれば、志氣の相通ずることは死灰槁木のあとまで其の差別あれば、甚だつつしむべき也。

師曰はく、多くの事皆志によるべき中にも、勇武の道は志氣によつて必ず臆者も一きは宜しくなりぬべし。女は天性柔順なる天質也といへども、其の志にしたがつて氣つよく勇を專ら出すことも多し。是れを以て可レ考也。況や大丈夫の眞勇は此の志氣の間より湧出すべし。近思錄正答問 顏淵を大勇の人と云へるも、(一)肱を枕にして其の樂しむ所を不レ改

(一) 論語雍也篇第九章「賢なる哉回や、一簞の食一瓢の飲、陋巷に在り、人はその憂に堪へず、回やその樂みを改めず、賢なる哉回や」及び述而篇第十五章の「飯二疏食一云々」の條とをさす

のいひなるべし。

師曰はく、後漢の嚴子陵(二)少くして光武と同じく學遊す。光武漢の皇帝につかしめて後、三度使者を發して嚴子陵を招くといへども、遂に不レ出。光武自ら彼れが草廬に行幸なつてけるに、子陵いねて不レ起。光武至りて彼れが腹をなでて、昔今の物語つきせず、嚴子陵起きもあがらずしてその答をなす。光武彼れが出でて仕へんことを命ぜられければ、嚴子陵目を見張りて、昔唐堯天下の讓をきいて巢父洗レ耳へり、志あらん輩は官位を以て屈すべからずと答へけり。其の後嚴子陵を招請あつて、道を論じふることどもを語りくらし、一所に床をならべて臥し玉へば、嚴子陵足を以て帝の腹の上に擧げて、聊か平生にかはることなし。帝これを諫議大夫に用ひ玉へどもつひに不レ出して、富春山に耕して一釣竿を樂としぬ。其の釣せし所を嚴陵瀨と號し、墨客騷人各〻其の詞を費せり。

師曰はく、後漢の陳登(三)字は元龍、學古今に通じて性文武を兼ね、尤も其の志氣ふかし。其の比許汜、劉玄德(四)並に劉荊州(五)が所に在りてその比の人物を論ず。許汜申しけるは、陳元龍は當世の豪士也と云ふ。玄德云ふ、今豪氣の士と稱美あるは其のゆゑあり

(二) 後漢初め頃の隱士、光武の學友なり、名は光、子陵は字。後漢書列傳第七十三逸民傳に出づ

(三) 後漢の末より三國の魏に居りし人なり。三國志魏志卷七にこの人々のことすべて詳出せり

(四) 劉備、蜀の昭列帝、玄德はその字なり

(五) 劉表、字は景升、荊州の刺史たりしを以てかくいふ

しやと問ひければ、許汜が曰ふ、昔事あつて元龍が所に行きしに、聊か客主の意なく、自ら上リ二大床ニ一て臥して、客を下座において臥さしむ、其の志氣更にたわむことあらずして、何の語れる言もなかりきと答ふ。劉玄德曰はく、今天下大に亂れて帝王失フレ所ヲ、大丈夫ここにおいて天下の憂を任として可キレ有ル二救世之意一の時也、然るに不ルレ入ラ物語をいたし田舍の言の採所（とりどころ）なきことを樂しむは陳元龍が嫌ふ所なり、ゆゑに何の語ることもなかりしなるべし、若し吾れ上に坐せば、許汜をば地下に臥さしめ、我れは百尺の樓上に高臥しつべし、何ぞ上下の床をへだつるまでならんと云へり。劉備の志氣其のおもむき高きこと如クレ此ノありしと也。

師曰はく、漢の班超（一）大志ありき。家貧して官につかへず、久しく筆傭して渡世しけるが、或時業をやめ筆をすてて、大丈夫如クレ此ノして一生をおくらんは本意に非ず、今天下異域に事あり、安（いづく）んぞ能く筆硯の間を事とすべきと云ひて、遂に其の志をとげぬ。隋の（二）宇文慶初め學をまなび讀書しけるが、或時人に云へるは、手跡は我が姓名をしるすにたれり、久しく是れを事とし文學に苦しむは、彼の世わたる腐儒のわざなりと云ひて、これをやめぬ。各〻志氣の趣其のゆゑありと云ふべし。

（一）班固と曹大家の兄弟なり、西域都護として、一生を後漢の邊備に捧げて、邊民を撫育せり。後漢書列傳第三十七に出づ

（二）字は紳慶、當時の武功第一人者にして、左武衛將軍となりき

師曰はく、昔し王晙(三)と云へる人大軍に大將として北狄を打ちし時、山谷に入りて夜雪ふるに逢へり。不レ知道にふみ惑ひて雪猶ほやまざりければ、王晙則ち馬より下りて自ら合掌して神に祈りけるは、我れ君につかへて二心なく、唯だ無道の夷狄を平治するのみ也、天若しとがめ玉ふ處あらば、我れ自ら罰を可レ蒙、人衆のとがに非ずと信心をこらしければ、天是れに感じ玉へるにや、曇れる空の忽ちに晴れて雪やみ風さりぬ。又前漢李廣(四)刀を拔いて山をさしければ、忽ち飛泉涌出して士卒水をまうく。是れ等の事奇特の一事にして、君子の云ふべき所に非ずといへども、志氣の通ずる處には天地又これに感ずる處、古今ためし多し。

師曰はく、藤原廣繼(五)は不比等の孫宇合の子也。吉備大臣(六)の弟子にて、文道武備に通じ、太宰の少貳にて肥前國松浦郡にあり。その比聖武帝の后玄昉(七)を寵愛のことありければ、太宰府より國解を奉りて此の事を奏す。帝大に逆鱗あつて、速に廣繼を可レ誅罰旨あつて、御手代東人(八)心たけく思量あればとて下されぬ。廣繼つひに海に飛入りて死す。此の頸を切りて王城に行く。彼の玄昉が前に赤衣をきて冠したるもの來りて、

(三) 唐の王晙なるべし。邊境の都督となりて行き、州人その德を石に刻せりといふ。唐の北境は突厥に、西境は吐番に脅かされ、つねに王晙これに當りて殊勳ありといふ

(四) 文帝の時匈奴を討ちて功あり、大小七十餘戰、士卒その命をきくを喜び、匈奴おそれて小康あり。事により自殺す、一軍皆哭し、百姓涕泣すと。漢書列傳第二十四に出づ

(五) 續日本紀天平十二年九月三日の條以下に出づ

(六) 奈良朝の大學者吉備眞備

(七) 僧侶、俗姓阿刀氏、行基と共に義淵の門に出で唐に留學して玄宗に愛せられ天平七年歸朝すといふ。天平十七年筑紫に左遷せられ、翌年歿す

(八) 續紀に大野朝臣東人とあり

俄に玄昉を摑んで空に昇りぬ。其の後惡靈しづまらざりしを、仰せに因つて吉備公西國に下り、彼の墓に向つて是れをしづめられ、鏡の明神と申す。此の玄昉が墓は奈良にありと也。志氣の强壯と云ふべし。

師曰はく、かけまくもかしこき北野(一)の聖廟の御事は世の人の知る所也。蜀の關雲長(二)、呂蒙がためにとりこにせられ、父子ともに害せらる。ここに玉泉山に普靜(三)と云へる僧あり、元は汜水關鎭國寺の長老也。普靜其の夜坐禪觀法して、月白く風淸く既に三更に及ぶの比、空中に一人高く喚はるの聲あつて、禪師が庵前に至りて下レ馬、叉手して法を尋ねて去りぬ。是れ則ち關公なりければ、里人山の頂に廟を立て、ときはかきはの祭禮不レ怠。其の後大唐の高宗鳳儀年中、神秀ここに至りて靈驗ありければ、寺を建て伽藍とす。此の事傳灯錄(四)に載する處也。志氣の深重なるを以て、魂魄も亦とどまりぬること以て可レ見。

師曰はく、平野甚右衞門と云ひしは津島小法師が事にて、信長の時の勇士なり。彼れ死して後、其の墓の土を取りてのましむれば瘧疾必ず愈ゆと云ふ沙汰しければ、人人皆是れを取つて用ふ。ここに平野存生の時いひかはせる朋友のありしが、彼れが墓

(一) 菅原道眞を祀れる北野天神
(二) 關羽、前出一八九頁參照
(三) 唐の武后・中宗の頃の高僧、大道禪師と謚す
(四) 景德傳燈錄の略稱、三十卷、宋の道原の纂。禪宗の五家五十二世の傳燈法系を詳述せるもの、禪僧傳の最も完きものなりといふ

に行きてつぶやきけるは、日比さしも名高き其の方が、百姓下々の洗米濁酒を墓にうけて見苦敷ありさまにもあるかなと云ひけるが、それよりして瘧疾更に落ちざりしとかたれり。勇猛の士は死してもしやう(性)ねつ(想)よきことと云ふべし。

師曰はく、凡そ人の志氣は天性うまれついて其の豪傑の相(さう)相そなはるものとみえたり。田原忠綱ノは末代無双の勇士にして、三事人にこえぬ。一には其の力百人に對し、二には聲響(キ)ニ一里ニ、三には其齒ノ一寸也と東鑑に出せり。されば生れ付いて其の奇用あるものは、志氣自然に人にまさる處ありといへども、是れを以て必ずよしと定めがたし。戰法武義の上に志氣甚だ速にのれる生れ付の武將ありつべけれども、是れ天性にしてゐる處あらざるを以て、其の趣實に至りがたし。たとへ勝負の間十度に六度勝つと云へども、そのかつ處志氣の器用に任せて、つとめて至る處あらざれば、要とするわざになりて、一度の負に身をそこなふことありぬべし。故に志氣も天然とそなはる斗りにては貴しとすべからず。歌をよむものの、其の奇用を以て時として名歌をよむと云へども、それは希有(けう)にしての事なるがごとし。歌書を學び和漢の才逞しくして、而して其の志氣寛大になりなんこそ、まことの歌人とは云ふべき也。

師曰はく、陸奥守頼義八幡の宗廟に參詣の時、社壇において三寸の靈劔をうるの由靈夢を蒙り、その旦に枕元をさぐりければ一の小劔を得て、神德を仰ぎ、つひに此の靈劔を一家の珍寶とす。自ら靈夢を蒙るの月、內室懷胎ありて男子を出生しければ、則ち七歲にして社壇において元服せしめ、字を八幡太郎と號す、後に伊豫守義家と云ふ。源家一流の正統也。次男義綱は賀茂の社に元服して賀茂二郎と號す。三男義光は園城寺新羅明神の社壇にて元服して新羅三郎と號して、平生三井寺にてそだてり。いづれも源家の嫡流にして、武勇志氣唯人に非ず。父の頼義は賊の首をうること一萬五千人なりければ、其の片耳をそぎあつめ、一の佛閣を立て耳納寺と云ふ。是れ等の剛操溫藉世にならびなく、公のつとめ不レ勤メと云ふことなし。ここにおいて子孫ともに前九年・後三年の兵を用ふ。是れ本朝に烏帽子(一)おやあるべからず、八幡・賀茂・新羅を以て元服所と仰ぐ、志氣尤も相應すと云ふべし。後に細川清氏(二)其の身の勇力に任せ、子どもを八幡に參らせ、社頭において烏帽子著して、八幡六郎・八幡八郎と名付けて、大菩薩の烏帽子子になしける。此の事やがて天下の口遊と成りて、將軍の幕下を開きける其の隨一の云立になれり。其の身につもる行跡あらずして過分のふるまひあらん

(一) 元服の時烏帽子をつけさせ名づけ親となる人

(二) 吉野朝時代の足利氏の部將、相模守、從四位下に至る。楠木正行と四條畷に戰ひ、また尊氏に從つて京都を攻む。後に足利義詮の執事として權盛にして、佐々木高氏に忌まる。たまたま清氏二子に冠するに八幡宮においてし、且つ八幡の二字を名づけしを以て、高氏これを足利祖先の名稱を犯すものとして讒す。義詮怒つて誅伐の軍を起す。清氏やむなく足利氏に反して遂に吉野方

事は、天人ともにそむく處なれば、已れが志氣において尤も可ㇾ愼也。
師曰はく、古今の名將未だ十五歲に不ㇾ滿して武將の志氣ここにあらはる、信實不ㇾ淺ことと云ふべし。栴檀樹は二葉より香ばしく、鞞鵝鳥はかひこの內にて聲遠しと云へり。近くは北條氏康十二歲にして鐵炮の音におどろいて自害をせんとせし事、武田信玄は十三歲にして貝合の貝の多少をつもり、人數五千をもちたらば何を致すも自由なるべしといひし事、長尾謙信十三歲にて奧州出羽關東に修行して身に艱苦をつみし事、織田信長十三歲の時子どもをあつめたたき合せけるに錢(三)をのこせる事、豐臣秀吉八歲にして尾州光明寺の弟子となりて更に不ㇾ學二禪法一、專ら武勇をこのみ僧を以て乞食人と見立つるの事、源君十二歲の時菖蒲切の見切をあそばせし事、各〻以て其の天下に譽名をあげ玉ふ志氣自然に相あらはれて、氏康(四)廿四歲にて八千を以て八萬に勝ち、信玄十六歲より五十三歲まで古今拔出の軍功多し。謙信十四より矢弓を取りて旣に上杉が管領職をうけ、信長二十七歲にて七百の兵を以て義元(五)の二萬に勝ち、卅五にして天下に旗を立て、義昭(六)を歸洛せしむ。秀吉十六歲にて松下(七)が金を奪ひて先づ干二信長一、つひに匹夫より天下を握掌す。源君十六歲弘治三年に初めて大高兵粮入を被ㇾ遊、そ

に味方し、正平十七年戰歿す

（三）錢を褒美として與ふる爲め準備するの意

（四）天文十三年四月、上杉兩家八萬の軍を破りしことを指す

（五）今川義元

（六）足利義昭

（七）松下之綱、通稱嘉兵衞

の後五十餘度の御戰功を以て遂に天下の武將にそなはり、今既に大權現宮にそなはり玉ひ、本朝の末世の弓矢神と仰がれ玉ふ御事、皆以て幼弱の古に其の志氣の豪英相あらはれつと云ふべき也。凡そその物なれる後を見て其の成功を云ふと云へども、一輪のつぼみに其の花の志氣をふくみて、開落の一生をもつことわり、ま(目)のあたりと云ふべし。

師曰はく、惟任(これたふ)光秀(一)今そかりける時、芥川(あくたがは)にて大黑をひろひけり。時の人皆云ふ大黑をひろへば千人の頭となるなりと云へる沙汰を、或人の云ひければ、早々大黑を棄てさせける。志氣尤も大なりと云ふべし。此の志氣を以て信を重んじ道の道たる所をつとめば、何ほどの忠義をも盡しつべし。此の志氣を暴逆の方へ趣かしめば、叉惡として不レ致と云ふことなかるべし。光秀つひに信長を奉レ弑事ここにおいて既に發す。古の武士は王位をも奪はん志をなせり。純友がむほんを致し、將門が平親王と仰がれしがごとし。畠山の重忠が館の内には煙を不レ立、是れは鎭守府の將軍を心ざしけると也。是れ皆志氣の趣甚だ大なりと云へども、其の趣向甚だたがふがゆゑに、志氣皆害となりて、つひに身を保つことも不レ叶になれり。尤も可レ戒。

(一) 生存中の意

師曰はく、豐臣秀吉未だ匹夫なりしとき、朋友一所にあつまりいねて各〻其の志氣を云ふ。或は大官大祿をねがひ、或は壽命長久に富貴充滿のことを云ふ。秀吉云ふ、我が願ふ所は甚だちがへり、唯今信長より祿知百石を拜領す、此の上に何とぞ百石の加增をとりたきと思ふ願也と云へり。各〻申しけるは、それはあまりに乏少なる願也と云ひければ、秀吉云ふ、不レ然ラ、各〻が云ふ處は皆云ひたるまでのことにて、ならざる願を口にまかせて云ふ也、我が願ふ處は必ず成りぬべき事なり、故に其のつとめの致しやうを晝夜工夫仕るなりと申されけりと也。されば勇武の心つよく力量强盛なれば、その志氣も大にして其のつとめも甚しく、智惠のたくみも深く、身の修行もはげましぬ。このゆゑに大なる志氣ありても又それほどの行跡ありき。今の人は口には廣大なることを云ひて、その如く身をつとむることは不レ能ハ故に、孔子・孟子をあなどり顏淵・曾子を直下とみるといへども、行其の萬分の一もあらずして唯だ口に云ふのみなれば、是れ則ち秀吉の云へるが如し、口遊までにて、まことの志氣と云ひがたし。信に志氣ある人は其の行亦まことの行ありぬべし。古の人の舜何人ぞと云へるが(二)たぐひは、舜を以て蔑如するが如しといへども、其の行其のつとめそれに類すべし。

（二）孟子滕文公上篇首章に「顏淵曰はく、舜何人ぞや、予何人ぞや」とあるを指す

今の人は古人の言句について其の思をなすを以て、皆耳目より入り來るそらごとのみ也。豈是れを以て志氣とせんや。

師曰はく、志氣剛操なるものには、柔弱のもの必ず氣をのまるる事也、古今に其のためし多し。鎌倉惡源太義平は義朝の長男也。永曆元年(一)に石山寺の邊において、難波三郎經房郎等橋貞綱に生捕(いけど)られ、清盛が命に因つて、六條川原において經房義平の首を斬る。義平最期に臨み、數个の荒言を吐き希有の惡口を云ふ。その内に、我れ必ず死後に邪氣の雷神となり經房を可二取殺一と云ひ、而後に見レ斬。見聞のもの皆以て大に恐る。首をきらるる後に、身骸自ら己れが首を取りて、左の脇にいだき臥して更に不レ離、漸くにして是れをとれり。此の志氣經房に通じけるにや、仁安三年六月、經房惡夢の告ありて籠居の處、清盛攝州布引の瀧歷覽のために發せらる。經房夢の告を不レ顧して相隨ふの處に、路次において俄に雷鳴りて、忽ち經房が馬上に辟易して蹴殺さる(れ)、其の形灰燼のごとくなれり。經房兼て此の災に可レ逢よしをかたれりと也。又新田義興(二)武州矢口の渡において自害し、つひに江戸遠江守(三)を此の渡において雷と成りて摑殺す。呂蒙が蜀の關雲長を殺せしに、呂蒙俄に目くれ心まどひ、七竅血ほとばし

(一) 二條天皇の年號にして、平治の亂の翌年に當る。つまり平治の亂の殘黨整理をいへり

(二) 後村上天皇の正平十三年十月、足利氏吉野朝に叛きし亂のことなり。太平記卷第三十三の末章に出づ。

(三) 名は高重

りさかのぼり流れて忽ちに死す、時に年四十二と三國史傳に出でたり。是れ氣を呑まれて其の剛操を失ふ也。近比の事にやありけん、或る大名の侍なるもの中間と云合する事の悪事ありければ、甚だ是れをにくみ、中間と一つに押合せて二ツ胴を生きながら可レ切由命ず。さしも悪盗をこそいたさめ、死期に中間と一同に斬られんことは、侍の名利の盡き果てたることなればと云ひけれども、主人怒りに不レ堪して更に不レ赦、主人眼前にて可レ斬とて、中間・侍押並べ一つにふさしめて、斬手に命じてきらせらる。無二子細一胴を切りはなす。ここに彼の侍、胴きりおとされながらむかと起き上り、眼を大にして主人の方をはたとにらみ、とかくの言はなかりき。其の模様甚だすさまじく、まことに靈にもなりぬべかりけるつら魄也。主人聊も動轉せず、居長高になり高聲になつて、彼れをつよくにらみ、己れ其の志を持ちて夫の中間と一になりて悪盗を企て、死してあとに又無禮を現はす、甚だにくき事也と、剛操彌さかんなりければ、彼の切られたる侍主人の志氣に呑まれて、しほ／＼となりて倒れにけり。側の人人皆恐れをののきけると也。

師曰はく、天正の初天下未だ戰國の時、九州筑紫と立花とが領分入りまじりて有レ之、

双方の侍ども皆に仕居をするものは一家の如く朝夕參會す。折しも立花が者に中島右京と云ふ侍あり。彼れが所へ筑紫が家來帆足と云ふもの來りて飮食酒宴の所に、明日秋月・筑紫兩家一同に立花が岩屋表によせきたるとふれ來れり。帆足も中島も不慮の思をなして、明日は敵となり互に相戰ふべきにこそ定めなき世の中にて、筑紫と立花又手切なりと云ひつつ、つれ立ちて暇乞をいたしけるが、中島云ひけるは、明日の合戰には其の方の頸は我れこれをとるべしと戲れながら云ふ。帆足當話に不レ及して別れしが、其の言の如く中島つひに帆足を打ちてけり。是れ戲言なれども思より出づることなれば、志氣の所レ萌と云ふべし。

師曰はく、佐々陸奥守成政越中の守護職なりし時、越中外山に在城す。阿保と云へる所に、菊池入道[一]と號して、元は長尾に屬し、今又佐々に隨心して、我が子を成政が傍につかはしめ、常に外山に出仕して、越中先方の事など物語しけり。或時酒宴たけなはにして成政興に乘じける時分、常にもてはやしけるなまずの盃を取出し、是れに引うけ飮んで入道にさせり。入道三度かたぶけ則ち成政にかへし、腰にさせる脇指波平[二]なりけるを捧げて、慮外ながら獻上仕る、是れは去比長尾謙信より受納仕候、謙信

[一] 越中氷見城主、菊池右衞門なり、その子は八代十六郎なるべし。武家事紀卷第十三に出づ

[二] 刀鍛冶の一派、薩摩谷山派の一派なりといふ

にあやかり玉ふ様にと云ひければ、成政大に怒りて、何事をあやかるべき、謙信が武勇なればとて何斗り（なにばかり）の事のあるべきぞやとて、入道を悪口して腰刀をなげ棄つ。入道行きあたり、武勇のことには侍らず、謙信九ケ國の管領にてましませば、果報いみじくましします様にとのことと也、入道老耄して酒興ゆゑにこそ候へ、則ち御小姓衆にと云ひて、酌に立ちたる小姓につかはす。成政氣色なほり、小姓どもがあやかりものには左もあらんと云ひて笑ひけると也。成政北越に居て豐臣秀吉に敵對し、雪中にさらさ（三）ら越をして家康公へなり合ひし志氣、大丈夫のきざしなきに非ず。秀吉是れをいぶせく思ひ、つひに（四）生害に及べる也。

師曰はく、黒田如水或時糟屋（五）を招請して、其の方事は年まし（増）也、ことに先年賤ケ嶽の戰功名高ければ、せがれ長政に萬事さし引あつて給はるべしと云へり。糟屋、身不肖なる某に如レ此の言、尤も分に過ぎ候、但し賤ケ嶽のことは天下にかくれなければ、身一人のひげ（卑下）を云ひて益なければ、長政へ此の時所持の鑓を進上可レ仕とて、取よせ是れをつかはす。長政父の命なれども更に許容せず、其の鎗を手にも不レ取して、昔より鎗を致すに師を取ると云へることをきかずと、何となく答へぬ。糟屋きいて、最

（三）越中より信濃に越ゆる峠、今更々越とも、針木峠ともいふ。この事天正十一年十二月のことなり

（四）天正十六年に成政を召し寄せ、閏五月尼崎にて自殺せしむ、年七十三

（五）糟屋武則、賤ケ嶽七本鎗の一人なり。もと黒田氏をたのみて豐臣氏に仕ふ

早鑓はなれり、武勇の志氣尤もみえたりとて大に感じけると也。如ㇾ此長政が武勇剛操、尤も糟屋が及ぶべきに非ずなりたちぬ。

師曰はく、島津義久退治のために豐臣秀吉九州(一)に發向のとき、義久法體して降を乞ふ。ここに義久が家老新納(にいろ)武藏守、肥後のさかひ泉(二)と云ふ所に在城してけるが、天下の人衆を引きうけ、一戰をも不ㇾ致して降參いたさんことは、却つて天下へのぶしつ(不躾)けなれば、則ちいづみへ秀吉の御馬をよせられ可ㇾ給、一支(ひとささへ)ささへて死しての本望に可ㇾ仕と云ひて、主人既に降參すと云へども、新納は猶ほ手いたく城を持せんとす。秀吉其の志を感じて則ち兵を彼れが城下によす。彼の城へ取入る所は三四里の間馬の鞍をおろし靫(うつぼ)の緒をとく斗りの難所なれば、天下の大軍なりともたやすくは打入りがたき所也。ここに新納しばらく持支へ、やがて人質を出し、今は是れ迄也、主人既に降參の上は家臣それに不ㇾ可ㇾ違、弓矢の禮義を以て天下の御人衆をうけたる也、武家の面目也と云ひて降參す。志氣面白しと云ふべし。

師曰はく、高安道善(三)その比(ころ)天下の大鼓の名人にて、大音をうち出しならぶものなかりき。ここに威德と云へる大鼓うちは、三井寺の威德かしらを打ちて天下に名を得、

(一) 後陽成天皇の天正十五年三月
(二) 今は出水といふ
(三) 前出二三二頁に道禪と出でし人と同じなるべし

氷をわるがごとくにさえたる音をうつもの也ける。此の兩人天下に名を得てけるが、威德やがて身まかりぬ。然れば天下は唯だ道善一人に究まれりと、高安が門人皆よろこびて、道善が方へ見舞にゆきければ、道善夜服(よぎ)引かつぎ臥して甚だ歎息す。弟子どもしかく\〳〵と語りければ、高安、汝等皆本意を不レ知ラして、唯さしかかれる事斗りを云へる也、世に大鼓の名人なくなりて修行のたよりなしと云へり。彼の莊子が惠子(四)死して我れあてを失へりと云へるためしも、此の志氣なるべし。

師曰はく、松倉豐後守(五)天性志氣大膽のもの也し、天下靜謐の後九州肥前島原に在城す。而して人を異域にはせて、年々夷狄遠島の風俗を考へ、道々の通路をはかりて、後に是れを公儀に望み奉る。若し事大儀に及んで御働座のこともあらば、則ち島原の城に御座を移さるるためとの下心にて、此の結構丁寧美盡すとも云ふべし。然れども事ならずしてやみぬ。常に云ひけるは、我れ小身にて無人なりといへども、そのまま大軍を催しつべし、其の故は先づ御家人の内小身にて歷々のものあれば、是れを近付けて異國征伐の事に任ずべし、是れをいやと云はば勇士の道はやみぬべし、誰とても行くまじきと云ふもの不レ可カラ有ル、而して彼等小身にして御家人の列になりて有ルレ之ンを、

(四)前卷六〇五頁參照

(五)前出二七七頁、後出四五九頁參照

二十三十斗り申上げて召連れ同道せんに、無用との仰せもあるまじ、又公儀に御事のかくること不レ可レ有、而して彼の衆を以て一頭づつに致し、京・大坂・江戸にあつまる諸牢人を御下知をかりて召聚め、其の人品に順つて諸役を申付けば、一人も否と云ふもの不レ可レ有、然らば何ほどの大軍をも自由に可二集出一なれば、異國退治の望過分なることに不レ有と云へりと也。志氣相應の才覺と云ふべし。

師曰はく、關原已後しばらく京都の所司代に松平下總守有レ之て、その下に加藤喜左衞門・島田治兵衞これに屬す。小西・石田が類各〻落人をさがす時分、安國寺（一）が居所を下總守家來山田半右衞門きき出して、追捕のために罷り向ふの處に、安國寺乘物にて退く所へ仕かけてければ、直に是れを追捕せんと致す所に、安國寺小姓そばに居て、刀をぬき安國寺をさし殺さんとするを、山田飛びかかりて小姓を組みければ、山田にかまはず又安國寺を切りける。しかれども事ゆゑなく刀を奪ひてけり。安國寺少し疵を蒙りぬと云へども全く生捕りにけり。彼の小姓志氣剛操と云ふべき也。

師曰はく、岡本道加、初名は清三郎、後に彌市右衞門と云ひて、渡り奉公を致せる匹夫あり。岡本常に云ひけるは、我れ常に佛神を信仰して晝夜祈請す、その意趣世上

（一）安國寺惠瓊、もと毛利の領廣島に住し、秀吉の知遇を受けて、關ケ原にも西軍に味方せしなり。後出三五六頁參照

の思入とは格別たがへる也、世人は皆惡事災難に不レ逢ごとく、七難卽滅して七福卽生の思をなせり、予は何とぞして惡事災難にあはせて玉はれと斗りいのる也、其のゆゑは、人の死生はかぎりあるものなれば、惡事災難にあうて命を失はんは定まれること也、命さへ全くば、惡事にあひ災難にあうて、心をもためし才をも出して身のためしともいたし、武名をも擧げ、功をもあらはすべきこと也、今時天下の靜謐に、惡事災難をのぞいては何の働をいたすべきことのあらざると云へり。古人云ふ、四方多キレ事、此小人之福也、小人爲ニ身謀テ、不レ顧ニ禍レ國殃スル民と云へり。老子曰ク、國家昏亂シテ有ニ忠臣一と云へり。岡本が云ふ所匹夫の言也と云へども、其の志氣の物に勝つ所は尤も取りて可レ用。世人は皆惡事災難と云へば身をひそめ是れを遁れんとす、故にこれに逢ふときは志氣已に屈してせんすべなし。是れ初めより志氣に負くる所あるがゆゑ也。しかれば岡本が志氣は常に惡事にかつ處あつて、作略仕りよかりなん、中人の言にして不レ足レ用と云へども、又用ひて利ある處あるべし。蔡澤(二)謂ツテ(三)秦應侯ニ曰ク、身名俱全キ者上也、名可レ法而身死スル者次也。

師曰はく、志氣大なるものは必ず小節を不レ修メを以て、傍人是れをみるときは行跡

(二) 戰國時代の燕の人、諸國に遊説し秦に入りて昭王に用ひらる、後自ら安んぜず國に歸りて死す。綱成君と號す。戰國策秦昭襄王下に出づ

(三) 范雎、秦の昭王に遠交近攻の策を獻じ遂に相となり應侯に封ぜらる。後自ら相を辭して退く

に失ある如くみゆるもの也。是れ身の功の大なる處に目を付くるを以て、小事に少しも不二取合一ば也。大行は不レ顧二細謹一と云へるの心もありぬべし。唐の憲宗の宰相に杜[一]黄裳と云へるもの、志氣尤も大にして、大略あつて小節を不レ修。ここを以て外よりの音信音物悉くうけて更にこれを不レ拒。ここに人皆黄裳が私あることを訴へ、外の賄賂を入ることを申上げて、つひに宰相をやめられぬ。案ずるに、志氣の本とする處を道德に根ざさせざる時は、大節と思ふ處も皆其の趣向ちがふゆゑに、小節大節ともに不レ修ことあり。黄裳は賂をうけて更に私をなさずと云へども、人の聞く所は財をうけては必ず私あるに近かるべければ、如レ此事又詳に究理しつべき也。

七　溫藉

師曰はく、古の顏淵は[二]不レ遷レ怒と云へり。人の仁心をそこなふものは皆怒氣に因つて失するにこそ。ここを以て名將君子つひに怒れるにまかせて事を行ふためしなし。怒のなきと云ふには不レ有、すべて大任をうけて天下の政事を司どり武の棟梁たらん輩は、怒をうつさざるを以て可レ本也。源直義云はく、上宮太子[三]は一生に忿れる色な

(一) 字は遵素、政治軍事に功多し、後節度使となり邠國公に封ぜられ、宣獻と諡す

(二) 論語雍也篇第二章に出づ

(三) 聖德太子、上つ宮豐聰耳皇子と申せしより云ふ

（四）平重盛

（五）魯の大夫、仲孫何忌をいふ。この話、韓非子に出づ

（六）蘇轍、唐宋八家文第四十[illegible]に出づ

し、（四）小松重盛一生の間忿れることなし、故に執政に私なし、近代には楠（木）正成更に忿れる色あらずと云へりと也。但し人の怒あらざると云ふは、又君子の道にあらず。怒も七情の其の一にして、これを嫌ふべき事なし。怒るまじき事をいからんは愚人のなすわざなれば云ふに不レ及、怒るべきことを不レ怒も亦七情の不足にして、天地の仁にあらず。天地に秋冬あり、震動雷電あり、以て可レ戒也。唯だ顔色を和らげて下を和することを溫藉の風と云ふべき也。是れ聖人の仁と云ふべきものの端なれば也。

師曰はく、魯の孟孫（五）鹿がりをして麑を得てければ、秦西巴をしてこれに預け持たせかへらしむ。ここに鹿の母したがつて啼きかなしみ、西巴に不レ離里近く出でければ、其の風情のやむことを不レ得ければ、君命の罪を忘れて是れを與へてかへりぬ。孟孫歸宿してしかじかと尋ねければ、右の通りありのままに答へぬ。孟孫大に怒つて、君の命を棄つる事のあやまりを以て秦西巴を逐ひ出す。而して一年を置きて召しかへし太子の傅たらしむ。孟孫が近習の侍、西巴罪あつて今太子の傅たらしむる事いかなる事にやと尋ねければ、孟孫曰はく、西巴一の麑にも不レ忍、又能く吾が子に忍ぶべけんやと云へりと也。蘇子曰、（六）放レ麑違レ命也、推二其仁一可二以托一レ國とは、此の心の溫

稽をいへる也。

師曰はく、宋郭原平[一]と云へりしもの會稽に居住す。居宅のめぐりに溝をかまへて水を四方に通じ、竹をうゑて置きけるに、春の夜盜人あつて其の筍を盜む。原平これを不レ知、たま／＼起きてみれば、盜驚いて奔りけるが、溝にたふれてけり。原平是れを考へ、その後溝の上に小橋をまうけて渡るに便りあらしめ、或は筍をぬいて外へ出して置きぬ。近所の竹子をぬすめる者大に愧ぢて、敢へてとらざりしと也。宋于令儀甚だ富めり。盜人其の家に入りてけるを、人々あつまりてとらへぬ。令儀彼れを招いて盜人をいたすゆゑんを尋ねければ、其の求わづかのこと也。令儀彼れをゆるすのみに非ず、其の不足の錢を與へてかへしぬ。而して其の行跡を云ひてはづかしめければ、盜人初めの行をひるがへして、後に善人になれりと也。

師曰はく、唐王義方[二]と云へる人京師に行きける途にて、旅人道につかれて休みわづらふあり。人をして是れをきかしめければ、父遠方に官人たり、病甚しと聞いて、往きてみるべきのためなれども、今はつかれて一足もならずと云ひける。王義方あはれみ、自ら乘りし馬を彼れにあたへて、其の姓名をも不レ問してさりぬ。魏[三]

（一）字は長泰、天性至孝、父と母とに仕へ、その喪に服して父至孝、あげられて大學博士となりしも任に赴かずして家に歿す

（二）學に深くして硬直の人なり、母を喪ひてよりは退いて出仕せず

（三）唐初の名相、前卷四六頁參照

徴このことをきいて、つひに我が夫人の姪を以て妻せんとす。王義方辭して不ㇾ順。かくて魏徴卒しければ、乃ち人を以て夫人の姪をめとれり。人其のゆゑを問へば、初めは宰相の權にめでたるに似たれば也、今は魏徴が己れを知ることを感ずれば也といへりと也。

師曰はく、宋の范仲淹(四)字は希文、嘗て人に云へるは、我が同姓緣類の内に親疎のへだてありと云へども、根本皆一類のしたしみ也。我れたま／＼大官を得て獨り富貴に至れる、是れ更に自らの手柄にあらず、天これに命じて親しきを養はしむるのゆゑ也と云ひて、一類一門をあつめ、仁不肖によらず、各〻田宅をかひ與へて業を守らしむ。貧人あるときは、納所(五)のさかしきものに云ひ付けて、そのまかなひをなさしむ。故に子孫一類一人も所を不ㇾ得と云ふことなし。世以て美談とす。宋の范文正公と申せしは此の人のこと也。文正の二男に范純仁字は堯夫と云へるありき。父文正の命に因つて、堯夫姑蘇と云ふ所に至り、麥五百石をつましめてかへりけるに、道にて石曼卿と云ふもの、手前不如意にして、つゞいて父母の喪にあへれども、葬りも快よく不ㇾ仕の由を申しければ、堯夫舟にのせし所の麥不ㇾ殘かれに與へ、只だ一人にてかへりぬ。

(四) 宋代有數の名臣にして又學者たり。前卷五五七頁參照

(五) 年貢を收むること

父文正、道にて珍布ことには不レ遇やと尋ねければ、故人石曼卿に逢ひてしかしかの事ありぬと答ふ。文正、其の方が舟につみし處の麥を與へて來らばこそよかりなんと云へれば、堯夫きいて、仰せのとほりに仕候と云へり。文正父子仁惠の溫藉一致と云ふべし。

師曰はく、袴垂と云ひける盜人の大將軍ありけり。十月の比夜半斗りに、道にて保昌(一)が笛を吹いて行くに逢ひて、足音をたかくしてはしりよるに、少しもさわがず、盜人刀をぬいてかかりければ少しもさわがずして、是れは何ものぞと問ふ。盜人驚いてしかしかと云ふ。希有の奴かな詣來と云ひて、又笛を吹いて行きければ、攝津前司保昌が家に到りぬ。保昌綿衣を與へてかへされたりと也。保昌は武智麻呂の後、武略を以て世に名あり。源賴信などと同時の人也。保昌源賴光と大江山に入りて鬼をきりしことは、世の云ひ傳へてしれること也。

師曰はく、平貞盛の子に陸奥守維叙と云ふ人ありき。任國によつて初めて下向の時、神拜の事あるに、道の邊に小祠あり、廳官に尋ぬれば、田村將軍(二)の此の國の守にてありし時、社の禰宜祝の中より思ひかけざることありて、事大になりて、神拜もやみ溯

(一)藤原保昌、今昔物語卷廿五に出づ

(二)坂上田村麻呂

（三）神祇官における官社帳
（四）藤原實方、左近衞中將。前出二五六頁參照
（五）當時の攝政近衞基房、このこと源平盛衰記卷第三、資盛乘會狼藉の事の條に出づ
（六）車の上にて、車上の人と會ふこと、貴人攝政に下車の禮をなさず咎められしなり
（七）後白河法皇、この事平家物語卷二教訓の事の條に出づ

幣もやめられ倒れ失せぬと云ふ。是れを思ふに二百年斗りになりぬと云ふ。維叙不便に思ひ、忽ちに社をつくり朔幣にまゐり神名帳（三）に入れたり。維叙任はてて上りぬ。後實（四）方中將下れり。然るに廳官の夢に、此の神喜びて維叙を京まで送り行きて、常陸守になしつとみえぬ。果して然りけりと也。

師曰はく、平重盛專ら恩惠を事として唯だ溫藉を專らとす。されば子息の資盛、殿（五）下の乘會（六）狼藉に、清盛報答の事ありなんとせしをば、重盛さま〴〵教訓して、身の無禮をとがめ、骨法を不レ知ことを戒む。清盛法皇（七）をはからひ申さんとありし時、一門の卿相雲客數十人、思々の鎧直垂に色々の鎧著て、中門の廊に二行に著座す。諸國の受領緣に居こぼれ庭に並居、馬の腹帶つよくしめ手綱かいくり、旗竿引きそばめ冑を前に置いて、只今打立つ體也。重盛烏帽子直衣に奴袴のそば取つて、思はざる風情に被レ入ければ、人々興さめぬ。弟の宗盛出向ひて、しか〴〵のこと也、入道既に甲冑をめされぬと、是れほどの大事に御裝束の體不レ可レ然と云ひければ、重盛、朝家の重事をこそ大事とは云ふべけれ、此れは私の小事也、兵ども數千騎あるの上は、云ひがひなく重盛一人物具したらば何ほどの事かあるべき、夷賊朝敵のことあらば、たとひ丞

相の位に至るとも自ら禦ぎ戰ふべしと云ひて、重盛內に入りぬれば、入道これをみて、物具脫ぎおくひまもなければ、障子を少し引立て、腹卷の上に薄墨染の素絹の衣を引かく。重盛涙をはら／＼と流し、疊紙を取出して落つる涙をのごひ、左右の仔細をばさしおき、此の御體を見進らするこそうつつとも覺えず、太政大臣の官に昇れる人甲冑を著することは輒すからず、只だ是れ君をないがしろにするのゆゑなりと、頻りに諫言を入れて、さしも橫紙をさくが如き父入道の憤をやめぬ。其の教訓人皆美談する所也、溫藉の至りと云ふべし。

師曰はく、源賴朝つねに恩惠を施し、諸國大名を溫問して更に暴惡を事とせず。(一)山內瀧口三郎經俊は斬罪に相究まると云へども、彼れが老母御乳母たるを以て、參上して此の事を歎き申す。賴朝實平(二)に仰せられて、鎧を取出させて、山內が尼の前に置き、是れ石橋の時經俊が箭立(射)つる處の矢也、件の箭の口卷に名字あり、經俊が罪のがるるに處なしといへども、老尼がなげき申すにまかせて是れを赦し玉へり。是れ自らのために怒を宥め、人の愁をやむるゆゑん也。

師曰はく、(三)平泰時・最明寺時賴打つづいて溫藉を專らとす。すべて民の愁を以て身

(一) 吾妻鏡治承四年十一月二十六日の條に出づ
(二) 土肥
(三) 吾妻鏡に出づ

の愁とし、天下の萬民を思ふこと唯だ身を思ふが如し。ここを以て泰時貞永に式目を定め、時賴自ら身をやつして民間の苦を問ふ。(四)世以てしる處也。

師曰はく、楠(木)正行、(五)敵の川へ追ひたてられて悉くうたれこごえたるを招きて、是れに衣服を與へ火にあたらしめなどして敵方へ送りし事、其の手立あるべしといへども、其の志は溫藉と云ふべし。たとへ術を設け事を僞るに似たりと云へども、なさけを深くして人を愛惠せんことは、天地の感ずる處君子の本とする處也。聊かゆるがせに不レ可レ仕也。

師曰はく、多賀豐後守高忠は本と江州のものにて京極の一類也。應仁・文明の際京極持清京都の所司たりければ、豐後守を以て所司代として、京都の事を司らしめ公事訴訟をきかしめ、時の人皆此の仕置を稱美す。其のおきて多くは仁惠あつて人皆信服す。或時召捕ものの内に、力量あつて其の人品必ず士たるべきもののありければ、此の者は武勇の生れ付ありとて、自ら繩をといてゆるしつかはしぬ。此の者申しけるは、如レ此縲絏の恥に及ぶ上は、早く斬罪せられんことこそ本望に候と云ひけれども、猶ほあはれみて赦しぬ。其の後いかがなり行きけんも不レ知しに、豐後守身まかりて

(四) 鉢の木の謡曲などにより傳説的に名あり
(五) 太平記巻第二十六の始に出づ

後、名字しれざる者墓前に行き向ひて殉死をなせり。是れをあらためければ、いつぞや赦せし咎人(とがにん)にてありしと也。此の志必ず豐後守が難にかはりつべき思入なりきとみえたり。

師曰はく、稲葉伊豫守入道一鐵(一)、普請のものの内に段々の筋のものを著してしかしかと不ル働カもののありければ、是れをからめさせけるに、事の外雜言を云ひけるゆゑ、多分侍とみえたりとてゆるさしめけるが、面縛の恥に及びつれば、免されたりとても、貴方をねらひ死を快くすべしと云ひければ、彌々奇特也とて是れを赦しぬ。後に一鐵死して、件のもの墓に向ひて腹きり死了(しにをはんぬ)ぬと也。一鐵は一面勇猛の生れ付にても、溫藉の志ありしにや。

師曰はく、源君は武將の内にも就レ中仁政を專らとし玉うて、天性溫藉深重にましましける。小山(二)迄御出陣の時、御供の小身衆あとにて妻女の煩ふよし高聞に達しければ、早々路次より可ニ罷(キ)歸(リル)一旨台命ありけり。小身ものの妻子煩ひては其の家滅亡のはし也、御陣は今に限る事に非ずとの事なりし。諸人此の一行を見聞して、其の德に化せしもの甚だ多かりしと也。その昔女の御意に違へるありて、大久保七郎右衞門に御

(一) 元と濃州齋藤氏の臣、世に安藤・氏家と共に美濃の三人衆と稱す。後信長に屬して度々功あり、秀吉の時に剃髪して一鐵と號す。關ケ原の役に始め石田方なりしが後に家康に歸す。武家事紀巻第十三に出づ

(二) 慶長五年會津の上杉景勝征伐の爲なり

(三) 家康の功臣紀伊田邊城主安藤直次ならん、五萬五千石を領す。後三一二頁にも出づ

(四) 枷、こゝは手枷なるべし

預けなされ、遠州二股の城に遣はし置きける。其の後に小笠原越中守そのころは權之丞と號してけるが御意にちがひ、是れも二股に御預けになりて有レ之けるが、最前の女と一所になり、つひに夫婦のよしみをとぐ。御勘氣を蒙る輩如レ此の不義の事高聞に達せば、大方の罪科にはあるまじきと下々取沙汰の上、遂に御耳に立ちければ、ことに御快く笑はせ玉ひ、結句御機嫌能く、やがて小笠原を召しかへされたりと也。いかなる思召にか有りけん、下として更にはかりがたけれども、其の出づる處は寛仁のゆゑなるべしと、(三)安藤帶刀先生が物語なりとにや。

師曰はく、關ヶ原の時、石田三成・小西行長・安國寺三人を大久保相摸守忠隣に御預けなされける。忠隣其の比は治部大輔と號して、源君の執政たりければ暇なく、子息加賀守忠常其の事をはからひけるが、忠隣が命じ置くにまかせ、忠常三成等が居たる間に行きてみれば、高手小手にいましめられ(四)ほだしを打たれてあり。三成其の比腹中の心煩敷臥して居たる處に行きて、粥を自身持つて出で、是れを一口可レ參よしを云ふ。三成見て、其の方は何ものぞと問ふ。忠常、先年奥州御檢地の時關東へ御下向の時、御目にかかり候なる忠隣がせがれ忠常なりと答ふ。三成云ひけるは、久しきこと

なれば聊か覺えもなし、久しくにて珍布き對面にこそ、但し不覺とばし(一)思はれそ、此の體にてはかゆものまるることに非ずと云ふ。忠常云ふ、然らば縄とき候はば召上らるべきにやと云ふ。それは快よく此の粥も可レ飲とありければ、侍どもに云ひ付けて縄をとき、手をゆるやかにし、ほだしをも取りてけり。三成大に喜び、今の芳情わすれ難しと辭謝して、小かさ(二)に粥一つ半斗りをのめり。さてしつけのためなればとて、縄斗りを頸へかけてけり。三成大に喜び、間をへだてたる處に小西が居たりしを、攝州攝州と高らかによびて、家康は果報ゆゆしき人にて、譜代の衆子どもまで皆よく成立ちぬると語りける。御成敗の日も、其のよひに行きて、明日は御最期に究まれり、御行水あれとて、湯をかからせ、の(三)しめの段々の筋ある小袖に紅のうらつけ、白小袖ともに廣袖にこしらへ、三成に與へ、三成と云はれし人の明日洛中を引わたさるるに、見苦しくては如何とのはからひ也。三成甚だ其の恩惠を感ぜりと也。是れ併忠隣日比の溫藉を見及んで、子息未だ廿に少しあまりての行跡也。總じて忠隣專ら恩惠を事とし、日夜に飲食を豐にして、貴賤親疎によらず、來るものには盛膳をそなゆ、御家人若し手前不自由なるあれば、分々に財を施す。尤も上使在番に行く輩には、親疎に

(一) ばしは、或語に添へて語勢を强むる助詞
(二) 椀の一種
(三) 當時の武家の禮服

よらす相招きて、時にとつての引出物し、用具をととのへしむ。子息忠常亦如ㇾ此、故に門前市をなし鞍馬置くに所なし。諸大名江戸に参府のときは、直に忠隣が亭に入りて様々の饗應をうけ、それより登城の事多かりき。其の温藉云ふに不ㇾ及ことなりしと也。

師曰はく、元龜四年武田勝頼遠州へ出張のとき、すくも田ヶ原(四)に陣をとる。池田喜平次と云へる源君の御家人、勝頼の陣へ忍び入り、馬を盗むとて生捕られ、高手小手に戒めらる。(五)せなどの是れをみ上ひて、駿河にて奉公の時目をかけたる者也、預り被ㇾ申たきとの事にて預ㇾ之。いましめの繩悉く取捨て、他陣へは無用也、我が陣屋にて四方心やすく往來可ㇾ仕、若し落行かば我が一命を知行にそへ勝頼へ奉るなり、少しもくるしからぬことと云ひてこれを置く。池田云ひけるは、繩の上の繩とは此の事にてあるべし、何としてこれを可ㇾ遁と云へり。後に勝頼の衆へわたす時に繩をかけてわたせり、杖ずの番六人までありしに、池田繩をぬけて濱松へかへりぬと云へり。又近比越前にて、(六)久世但馬が事に付き、竹島周防守を座敷籠に入れ刀脇指をとりて置きける。駿河へ被ㇾ召寄てせんさくあるべきの時、青木新兵衞是れを預かりて下りける

(四) すくも田原、今、小笠郡の内にあり

(五) 瀬名殿、名は貞國ならんか。武田勝頼が室貞國が女なりと記みあるにより養ひてやとす。武田家没落の後徳川家に仕ふ

(六) 後出五九〇頁以下参照

に、越前より今庄までは其の分にて參り、今庄より刀脇指ともに與へて、其の方を私に御預けの上は是れを運のきはめと思ふ也、道中不自由にいたしては、年來取りはやしたるに、今の砌本意に非ず、如レ此心入をいたす上に、其の方氣違ひて表裏別心あらば、我等速に切腹とあてたりとて、少しも囚人の風情にあらず、咄し／＼下りけるとぞ。彼等寛惠の心入尤も深切と云ふべし。

師曰はく、安藤帶刀は一日立つても物も不レ云がごとく、天性穩當にして唯だ寛仁の生れ付なりける。其の行跡篤實にして少しも飾れる所なく、有餘の財を散じてその不レ足ものに補ひ、きら／＼しき事を不レ致、人にあたるに溫藉を以てして、更にきぶくあしざまなる事なし。家來どもの手前不足なるものには、其の事をただして其の用をたらしむ。近比の生質人品には尤も希有の人なりと、世以て許せりと也。

師曰はく、知惠を立て利口を專らとするものは、人皆是れをにくんで其のあだをなすもの多し。柔和にして人の事をうけ、其のわざに情を出すものをば、世以て是れを親しみ愛す。仁の德の發見物を利する事如レ此也。古人云ふ、柔者德也、弱者人之所レ助と云へるも此のことわり也。ここを以て信知正知の人はあらけなく物に當りて、

或は破り或はそこなふこと多かるべからず、しかりとて又可レ害ことわりに究まりたるを遁れしむべきわけもなし、その間唯だ理のままにして仁によるのみ。論語に孔子の徳を論じて、(一)温而厲、威而不レ猛、恭而安といへるはこの心なるべきにや。

師曰はく、世の利口と云へるものは、皆利害を立て下の苦をかへりみず、唯だ専ら己れが利を先にす。故に身寵せられて高位に至り、家あたたかにして厚祿をはむものも、皆民と利を争うて、自ら田をたがへし畠を作ることになれり。是れ必竟眞知あらずして、世俗の手廻と云ふなる心ふかく、身を利するを第一として、人の用を不ニ取合一がゆゑに、民の苦をも不レ見、人の害をも不レ知也。(二)公儀休と云へる人は、我が身官祿あるの上には外に利をなすべからずと云ひて、田園にうゑし野菜をぬき棄て、家婦のはたおるをやめしむと云へり。天地唯だ仁のみ也。故に仁を本とするときは爰にたがふ事なく、身を不レ立して其の仁を行ふにもなりぬべし。董仲舒策文曰、夫天亦有レ所ニ分限一、予ニ之歯一者去ニ其角一、傳ニ之翼一者兩ニ其足一、是所レ受大者、不レ得レ取レ小也、古之所レ予レ祿者、不レ食ニ於力一、民不レ勤ニ於末一、工商之業與レ天同レ意者也、身寵而載ニ高位一、家温而食ニ厚祿一、因乘ニ富貴之資力一、以與レ民爭ニ利於下一、民安能如

(一) 述而篇第三十七章

(二) 戰國魯の穆公の相、篤厚の人なり

レ之哉、若居二君子之位一、當二君子之行一、則舍二公儀休之相一魯、無二可レ爲者一矣。

師曰はく、朝倉宗滴[一]日比申し行ひしは、大將たる仁は第一內の者能々成立候樣にと不斷心がけ吟味可レ仕。殊に久しき侍はもとより、新參當參のものにても、忠義のあるものの跡式等は、幼少の子どもと云へども是れを取立て、人になる如くに憫すべし。實子なきにおいては、親存生の時似合の養子を可レ仕と加二異見一、あとの不レ絕ごとくに可二申付一、然らば子なきものも安堵の思をなし、其の恩惠に思入ふかきもの也と云ひてけると也。

（一）前出一六八頁參照

山鹿語類　卷第二十四

士談三

八　風流

師曰はく、巣父といへる隱者は堯の時のもの也。年老いたるを以て、つねに大樹の下に木の葉をあつめて巣つくり、是れに起居して朝夕をいとなみ過せば、其の名をも巣父と號せる也。堯其の德を傳へきいて、天下を巣父に讓らんとのみことのりありければ、巣父かたく辭して不レ出。ここに巣父が友に許由と云へるもののありければ、堯是れを召して九州の司たらしむ。巣父このことをきいて、汝形をかくすといへども、德輝を隱すことを不レ得がゆゑに、今此の難にあへり、苟も名譽を求めば吾が友にあらずと云ひて、其の胷を打ちてけり。許由げにさることを聞けり、實に不二自得一けるなりとて、潁川の水に耳をあらふ。巣父牛に水かふに、その上流を用ひて下流をき

らふ。又樊仲父と云へるもの、牛をひいて水か(飼)はんがために出でけるが、二人の體を見て牛を引きてかへりぬ。牛に下流の水をのませんことを恥づればなり。是れは世の人のしれる事なり。巣父・許由はともに隱者にして、世利に心なく名譽に望なし。其の高尙なる事取りて用ふべし。されば聖人は利害に付きて物をなす事なき事は、許由・巣父が高尙も猶ほ及ぶべからず。明の無々居士(一)が人鏡陽秋曰、堯讓天下、固不下以黃屋爲上心、巢由洗耳、又豈以富貴爲倖哉、故其塵垢粃糠、將猶陶鑄堯舜、蓋有爲與無爲、初非二一致と云へり。

師曰はく、戰國の莊周(二)は老子の學を樂しんで自樂自快たり。ここに楚の威王、大夫二人をつかはし、黃金百金を以て莊周が方に使して、大祿大官をあたへんことを云ふ。時に莊周濮水の上につりして居けるに、楚の使來れりければ、莊周かへりみて云ひけるは、楚に神龜と號す名譽のうらかた(占形)をなすの龜すでに三千歲をへて寶となりてありときけり、此の龜の身になりては、死して骨となつて寶となりなんや、又生きて尾を塗中に曳きなんやと云ふ。二大夫答へけるは、生きて尾を塗中に曳くこそ龜の心なるべきと云ふ。莊子曰はく、しかり、汝等王に申すべし、我れ尾を塗中に引くことをこ(好)

(一) 汪廷訥、無々居士と號す

(二) 戰國時代の學者、蒙の人、漆園の吏となる。老子に私淑して莊子を著はす

のぬりと云ひて、再びかへりみず。尤も高尙と云ふべし。

師曰はく、漢の(三)韓康字(あざな)を伯休と云ひ、常に藥を採りて長安の市にうれり。口にいへるごとくに賣りて聊かいつはりなし。如ㇾ此して三十年を過ぎぬ。或時女子藥を買ひけるに、韓康價を云ひてまけず。女子怒りて、商買のならひなれば高きも少しはやすくうるべきに、韓伯休が如くに云ひたる價をまけぬことやあると云ひつ。韓康きいて、我れ本と名譽の望なくて、今女子のしるに及ぶことこそ恥かしきとて、又遁れて遠くかくれぬ。かくて桓帝其の高尙をきいて、頻りに召出さるべきになりぬれば、伯休不ㇾ得ㇾ止して都に出でなんとす。韓康を馳走のために、道橋をこしらへ牛馬をあつめて、其のもよほし(催)を所々になせり。韓康やぶれたる車にのり、牛にひかせて都に出でんとす。道の百姓どもこれをば不ㇾ知、韓康をおさへて牛をとり、所のまうけに致せり。韓康聊もかまはず、牛をあたへて更に氣色を損せず。此の事かくれなかりければ、奉行是れを改め、所の名主百姓罪科に及ぶべかりしを、韓康堅くこうて不ㇾ及二其儀一、つひに遠くのがれて去りぬ。其の高尙如ㇾ此なりしと也。

師曰はく、越の范蠡(四)(はんれい)呉を滅して、反りて五湖に至りて越王に申しけるは、今より君

（三）後漢

（四）字は少伯、越王勾踐に事ふ、苦身戮力、深謀二十餘年にして竟に呉を滅して會稽の恥を雪ぐ、後越王は患難を共にするも樂を共にすべからずとなして、越を去り海に浮びて齊に行き、蓄財數千萬、齊人その賢を聞き相となす、後又齊を去り陶に止まり自ら陶朱公と云ひ、蓄財して貧人に與ふと云ふ

王能くつとめ玉へ、臣又越國に不ㇾ可ㇾ入と。越王の曰はく、此の大功只だ范蠡がいたす所也、何のゆゑを以てか速に越國を去り玉はんと、しきりに留め玉ふ。范蠡申しけるは、人臣の職分、君憂ふるときはともに憂へ、君辱しめられ玉へば臣これに死する事、定まれる勢也、君昔會稽に辱しめられたりし時、臣必死の節に至れりといへども、一度生殘りて此の大功を立て、君に會稽の恥をすすがしめんことを思へば也、今其の事既になりぬ、會稽の罪のがるべき所なし、故に如ㇾ此と云ひて、遂に輕舟に棹して五湖に浮んで、其の終る所を不ㇾ知しと也。古人云はく、范蠡滅ㇾ呉覇ㇾ越、功成而載ニ西施(一)ニ泛ニ五湖ニ、卓哉擅ニ千古之風流ニ也。

師曰はく、晉の王子猷(二)山陰(三)に居て、雪のふる夜、俄に天晴れ月色明なりしに、獨り酒をくみて忽ちに戴安道(四)を思ひ出しぬ。時に安道は剡溪(五)にありぬ。便ち小船に棹して彼れが所にうかれ出でぬ、門前まで至りて則ちかへりぬ。人其の故を尋ねければ、本と乘ㇾ興而來、興盡きて歸る、何ぞ必ずしも安道に逢ふを事とせんといへり。風流ありと云ふべし。

師曰はく、延喜の朝、衆樹(六)の宰相、五十までさせる事なく、おほやけに棄てられた

(一) 絶世の美女、越王勾踐呉王夫差と會稽に戰敗れて、范蠡をして西施を夫差に獻ず。呉亡びて後西施また范蠡に歸し五湖に浮ぶと、傳説區々なり、
(二) 王徽之、字は子猷、性卓犖不羈、官黄門侍郎に至る
(三) 浙江省の縣名、會稽に隣接す
(四) 戴逵、字は安道、博學多藝、特に鼓琴に巧なり、性高潔、晉の武帝徴せども至らず
(五) 川の名、浙江省曹娥江の上流。ここにいふ故事によつて又戴溪と名づく
(六) 良峰衆樹

るやうにてありけるに、八幡にまゐり給ひたるに、雨いみじくふる。石清水の坂のぼりわづらひつつ参り玉へるに、御前の橘木すこし枯れてけるに、立ちよりて、「千劔破神の御前の橘も衆樹もともにおひにけるかな」とよみぬ。神も聞きあはれみ玉へるにや、橘もさかえ、宰相も思はざるに頭になりぬと、大鏡に出でたり。身につれて皆なき世をもとが(咎)ある如く云ふなるに、如レ此ことやさしきこと也。

師曰はく、三浦大助義明衣笠に楯こもりし時、金子十郎家忠寄手に加はり生死不レ知に責めたり。義明が方より家忠が許へ申しおくりけるは、今日の合戰に武藏・相摸の人々多くみえ玉ふ内に、貴邊のふるまひ殊に目を驚かし侍り、老後の見物今日にあり、今は定めてつ(疲)かれ玉ひぬべし、此の酒のみ玉ひて今ひときは興ある軍し玉へと云ひ送りければ、家忠冑をふりあふ(仰)のけ、弓杖にすがり、杯取りて三度かたぶけ、此の酒のみ侍り力付きぬ、城をば只今責落し奉りぬべし、其の意を得玉へと使をかへしぬ。軍陣に酒を送るは法也、戰場に酒をうくるは禮也。義明が所爲と云ひ、家忠が作法と云ひ、ともに風流あり。昔晉の武帝の臣下羊祜と云ひし大將、敵國なりし呉の境に居て常に相戰ふ。呉の大將陸抗又これを拒がんがために呉の境に居けるに、兩將互

に使を通じ、或は酒食を送り、或は藥を乞うて、ともに不レ疑、而して日を約して戰を挑みぬ。世以て風流ありとす。武田信玄・上杉謙信兵を以て國を爭ふに、つねに僞を不レ用、中にも謙信上洛を志して、信玄北國に不レ動ば上洛を可レ遂の由使節を以てす。又北條氏康・織田信長牒し合せて甲州へ鹽どめのありし時、謙信使節を甲州につかはし、北條・織田我が國よりも鹽留可レ仕の旨を云ふといへども、我れ是れに不レ同也、弓矢は盛に取るべし、鹽をば何ほども可レ送の由をいへり。尤も剛操風流の武將と云ふべき也。

師曰はく、平忠盛は正盛の子、清盛の父也。武勇の家に生れ、ことに歌人にて風流の人也。忠盛備前守にて國より都へ上りたりけるに、院より御使あつて、攝津の國や難波潟・明石の浦の月はいかにと有りければ、御返事に、「有明の月も明石の浦風に波斗りこそよるとみえしか」と申したり。御感あつて、則ち時の撰集金葉集に入れられぬ。

師曰はく、薩摩守忠度は平清盛第七男にあたれる子なり。武勇もゆゆしく、歌の道にすけり。平家都を落ちしとき、五條の三位俊成(一)のもとへ音信、一卷の詠歌を奉り、

(一) 藤原俊成、有名なる歌人なり

勅撰の時思ひ忘れ玉ふなと云ひて馬に乗り、古詩を（二）前途程遠、馳思於雁山之暮雲、後會期無霑纓於鴻臚之曉涙と吟ぜり。本文には後會期遙にしてと書けるを如此詠ぜり。世しづまりて千載集をえらま（撰）れしに、忠度の歌の内、故郷の花と云へる題にて讀人しらずと入れられたり。「さゞ浪や志賀の都はあれにしを昔ながらの山櫻かな」と云へる歌也。又忠度末期（三）に旅宿の花の短册のこと、世に人のしれること也。

師曰はく、左馬頭行盛は清盛の二男越前守基盛の子なり、定家卿にしたがひて歌の道を學びぬ。都落の時定家へ名殘を惜しみ、巻物に消息をそへて送りぬ。其の巻物は日比よみあつめたる歌ども也。定家開きみるに、こまやかにか（書）いて、そのはしがきに、「流れなば名をのみ殘せ行水の哀れはかなき身は消ゆるとも」と云へる歌あり。定家是れをあはれみ、父俊成の忠度が歌をよみ人しらずと入れられたることを本意なく思ひ、後鳥羽・土御門・佐渡院をへて後堀河院の御宇、新勅撰のありしに、左馬頭平行盛と名を顯はして、此の歌を入れたりとにや。

師曰はく、源頼朝武將にそなはり、專ら詠歌に長ず。文治六年上洛（四）のとき、遠州懸川において、佐々木盛綱小刀を鮭の楚割（すはやり）に相副へて進上の所、彼ののれる折敷（をしき）に自ら

（二）大江朝綱が延喜八年渤海國の使節餞別の時の詩なり、和漢朗詠集に出づ

（三）行暮れて木の下陰を宿とせば花や今夜のあるじならまし、源平盛衰記巻第三十七に出づ

（四）吾妻鏡建久元年十月十三日の條に出づ

筆をそめらる。「待ち得たる人の名さけもすはやりのわりなくみゆる心ざし哉」と詠ぜられぬ。又橋本(一)において連歌のことあり。各〻東鑑に出でたり。後の集(二)にも頼朝の歌入りたり。ことに院宣の請文等、自筆の書簡文物いやしからず。有二武備一ものは必ず文章あるのゆゑにや。

師曰はく、源三位入道(三)頼政は、多田滿仲の子攝津守頼光が三代の後胤、三河守頼綱が孫、兵庫頭仲正が子也。武勇の家に生れて先祖をはづかしめず、保元の亂に御方をいたし、一方の先陳をたまはりて凶徒を退けぬ。二條院御惱の時、平治二年に、頼政そのころは兵庫頭なりけるが、勅命を蒙りて化鳥を射留めぬ。後に高倉の宮をすすめ奉り逆意を企て、つひに平等院にて自害しぬ。頼政諸道におろそかならず、立つる能ごとに不レ顯レ威と云ふことなし。されば弓箭兵仗の儀は家に取りて不レ珍、花鳥風月の才もゆたかなり。「人しれぬ大内山の山もりは木隱れてのみ月をみる哉」とよめる歌によつて昇殿をゆるされ、四位になり、「上るべき便りなければ木の下に椎をひろひて世を渡る哉」と述懷の歌よみて、七十五にて三位をゆるされぬ。化鳥を射たりし時に、師子王と云ふ御劍に御衣一重そへて、關白基實御使にて頼政に被レ下けるに、頼

(一) 遠州の地名。建久元年十月十八日の條に出づ
(二) 歿後に撰まれし勅撰集の意なるべし。新古今をはじめとして續後撰・續古今・續拾遺・新後撰・玉葉等に一首乃至二首計十首見ゆ
(三) 主に源平盛衰記に出づ

政階の三階に右のひざをつき、左の袂をひろげて畏りて拜領す。五月廿日あまりのことなるに、折ふし郭公おとづれければ、基實ききあへず、「郭公名をも雲井にあぐる哉」と仰せければ、「弓はり月のいるにまかせて」と賴政申してうけとりぬ。時に取りての風流なり。今年は七十七にして、薄墨染の長絹直垂に品革威の鎧をき、今日を限りと思はれければ、わざと甲をば不ㇾ著、思ふままに戰ひて、最後に一首の歌を詠ず。「埋木の花咲く事もなかりしに身のなるはてぞ哀れなりける」。此の時歌よむべきにあらねども、若きより心にかけて好みければ、最後にも思ひ出せるなり。最も風流なりと云ふべし。

　師曰はく、平泰時は其の身天下の執權を旨とし、承久の亂に戰功を勵み、武勇のつとめ以ておこたらず、且つ文道を守りて時の道人名僧を招きて事を尋ね、詠歌にも心をそめて、其のわざ鄙しからず。或時評定事終りて、事書の文書どもを持參して、將軍家にみせ奉りて一々辯じ終り、又評定所にかへり、庭前の落花を題して一首の獨吟あり、「事しげき世の習こそ懶けれ花のちりなん春もしられず」。此の事詳に東鑑に出でたり。

師曰はく、梶原平三景時は治承五年に實平相具して頼朝へ降參しぬ。不レ携ニ文筆一と云へども、言語に巧なるの士也と東鑑にみえたり。多くの人を讒し、其の身もつひに死を全くせずと云へども、武勇も其の功多く、又詠歌に長じて風流の事多し。このゆゑに頼朝の心にも相叶へりとみえたり。(一)されば源平一ノ谷の合戰に、梶原咲亂れたる梅の枝をやなぐひに副へてさしたりけるが、蒐れば花のちりて匂の袖にのこれば、平家の公達は、「(二)吹く風を何いとひけん梅の花散りくる時ぞ香はまさりける」と云ふ歌の心を思ひて花箙也と感じきと也。ここに一ノ谷大手の木戸口に、景時幷に二男平次景高一陣に責入りける時、大將範頼、ここは大事の木戸口也、上には高矢倉をあげ、四國・九州の精兵やじりをそろへて待つ、あやまちすな、後陣の大勢を待ちそろへてよすべしと下知す。人々承りつぎて、大將の仰せ也、勢を待ちそろへてよせよとひかへければ、景時少しかへりみて、「武士のとりつたへたる梓弓引きては人のかへる物かは」と詠じて城戸口に押入り、散々に戰ひけりと也。心の剛も人にすぐれ、數奇の道も風流也。景時頼朝の奥州陣に供奉してける道にて、「我れ獨りけふの軍に名取川」と頼朝詠じ玉へば、景時「君もろともにかちわたりせん」と付けたり。又上洛の時、

(一) 以下の話は源平盛衰記巻第三十七に出づ

(二) 凡河内躬恒の作、拾遺集に見ゆ

相摸國圓子川にて、景時川中にて頼朝に追付き奉りてければ、沛艾(三)の馬にて、鎌倉殿に水のささとかかりければ、「圓子川(四)ければぞ波はあがりける」と仕りて手綱をゆりすゑつ。頼朝二三遍吟じ玉ひ、馬の頭を梶原に引向けて、「かかりあしくも人やみるらん」と付け玉ふ。同じ比、遠州橋本にて遊女どもまゐりて連歌ありし時、「はしもとの君には何か渡すべき」と鎌倉殿發句ありければ、「ただそまがはのくれで過ぎばや」と景時付け奉りき。數奇の道と云ひつべし。源太景季が白川の關にて、「秋風に草木の露をはらはせて君がこゆれば關守もなし」と詠じ、泰衡を追ひて津久毛橋に到りし時に、平次景高が「みちのくの勢は味方に津久毛ばし渡してかけん泰衡がくび」と誹諧せしは東鑑に出でたり。子どもも皆風流のありしにこそ。

師曰はく、下河邊庄司行平(五)鎭西より還りて、九州第一の弓と云へるを一張鎌倉殿に獻じければ、仰せに、左右なくをさめ難し、鎭西に所レ遣(ハス)の勇士悉く兵粮に手づまりぬと其のきこえあり、然るに汝身を全うし馬に乗り、剰へ酒盃を獻じ土産をたてまつる條、其の不審あり、尤も奇怪也とありければ、行平陳じ申しけるは、西國において兵粮不足の儀、仰せの通に候、それに付き甲冑まで沽却し下人を扶助す、此の弓九州に

（三）馬の勇ましきこと

（四）鞠子を「鞠に蹴んと」いひかけ、かかりと受け答へしなり

（五）吾妻鏡文治元年八月二十四日の條に出づ。第四巻二七三頁参照

おいて名譽のきこえ有レ之の所、そのぬし不慮に沽却す、行平小袖二をきける(着)、その一をぬいで是れにかへ、進物にそなふ、盃酒の儀は下總の郎等ども經營すと答へければ、賴朝感涙を拭ひ玉ふといへり。尤も行平が心入風流あり、武士の志と云ふべし。

師曰はく、源平八島の合戰に(一)、平家方より玉虫の前と云ふ建禮門院の女房を莊りたてたる船にのせ、皆紅の扇に日出したるを枕にはさみて、船の舳頭に立て、是れを射よと源氏の方をまねきぬ。是れは平家の吉凶を占ふためとも云ひ、又は義經をたぶら(誑)かさんためともいへり。ここに義經畠山の重忠を招き可レ射由を命ず。重忠、これは晴の藝也、筋氣(二)あつて分のものを射るに便りなしと云ふ。さらば誰かとありしとき、下野國住人那須太郎助宗が子兄弟あり、是れこそ如レ此小物はさかしく候と云ひければ、やがて是れを召す。兄の十郎、弟の與一宗高にゆづれり。宗高無二子細一領承して、紺村紺の直垂に、緋威の鎧に二十四指いたる中黑の箭負ひ、滋籐の弓に赤銅造の太刀を佩き、宿赫白馬の太く逞しきに、洲崎に千鳥の飛散りたる貝鞍置いてのり、甲をばぬいで童にもたせ、揉烏帽子引立て、薄紅梅の鉢巻して、手綱かいくり扇の方へ行向ふ。沖には平家の歴々船をならべ、渚には源氏の軍將轡をならべ見物の所に、七段斗

(一) 源平盛衰記巻第四十二に出づ

(二) 源平盛衰記には脚氣に作る

りをへだてて、蚊目より上一寸置いてふつと射切りければ、蚊目は船にとまり、扇は空にあがり、しばらくひらめきぬ。時の見物面白さに、各〻感にたへぬ。まことに戰場の風流と云ふべし。宗高時に十七歳、名を末世にあげたり。

師曰はく、金澤實時(三)は天性文書をこのむ。貞顯、淸原教隆に群書治要(四)を講ぜしむ。而して實時金澤に文庫を立て、金澤文庫の四字を印にきざみて、佛書には朱印、儒書には黑印を押す。後世其の遺書のもれのこりてあるあり。

師曰はく、大塔宮護良親王吉野城に籠居のとき(五)、寄手利を得て、宮既に最期の酒宴を初め玉ふに、木寺相摸四尺三寸の太刀の鋒に敵の首をさし貫きて、宮の御前に畏まり、戈鋋劍戟をふらす事電光の如く也、磐石岩を飛ばすこと春の雨に相同じ。然りとは云へども、天帝の身にはちかづかで、修羅かれが爲に破らると、拍子をあげて舞ひたりと也。唯今各〻最後の場にのぞみ如此風情、剛操風流と云ふべし。

師曰はく、新田義貞既に鎌倉に責入る時、金澤武藏守貞將山内の合戰に打破られ(六)、我が身も七ケ所まで疵を蒙り、相摸入道(七)が居玉ふ東勝寺にかへりければ、入道不斜喜びて、やがて兩探題職にすゑらるべき御教書をなされ、相摸守にうつされぬ。貞將

(三) 北條義時の孫、實時、金澤氏を稱す、時頼も時宗執權の時代に當れり。貞顯は實時の孫

(四) 五十卷、唐の魏徵等勅を奉じて、群書の中より治政の要に關するものを拔いて編せる書にして、吾が國にても歷代天皇を始め政治家に最も重んぜらる

(五) 太平記卷第七、吉野城軍事の條に出づ

(六) 同卷第十、金澤貞將討死の事條に出づ

(七) 北條高時

は一家の滅亡日の中を不レ過と被レ思けれども、多年の所望、氏族の規摸とする職なれば、今は冥途の思ひでにもなれかしと、彼の御教書を請取り、又戰場に打出でけるが、其の御教書の裏に、棄二我百年命一報二公一日恩一と大文字に書きて、是れを鎧の引合せに入れ、大勢の内にかけ入りて打死をとげぬ。

師曰はく、同時、(一)鹽飽入道聖遠中門に曲录(二)をかざらせ、其の上に結跏趺坐して、硯取寄せ自ら筆を染め、辭世の頌を書きて、叉手して頸をのべ、子息の四郎にうたせて終りぬ。死期の風流尤も心あり。

師曰はく、(三)管領圓喜嫡孫長崎高重、武藏野合戰より鎌倉滅亡まで八十餘度の戰に、毎度先をかけ、圍を破りて自ら相當る事不レ知レ數、今日を限りと思ひければ、甲をばぬぎ捨て、筋の帷の月日推したるに、精好の大口の上に赤絲の腹卷著て、小手をば不レ差、兎雞と云ふ坂東一の名馬に、金貝の鞍に小總の鞦かけ乘りて、是れを最期と思ひ定めければ、先づ崇壽寺の長老南山和尚に參して案内を請ひ、庭上に立ちながら左右に揖して問うて曰はく、如何是勇士恁麼事。和尚答曰、(四)吹毛急用不レ如レ前。高重此の一句に問訊して、門前より馬引よせ打のり、打物のさや(鞘)もはづさず、笠印も不レ付して敵陣に入

(一) 高時の臣。太平記卷第十、鹽飽入道自害事の條に出づ
(二) 僧の用ふる椅子
(三) 北條高時の臣。太平記卷第十、長崎高重最期合戰事の條に出づ
(四) 名劍のこと

り、義貞を打取るべしと心懸けけれども、由良[五]これを見知りて、あまさじと取かこむ。高重思ひのままに死狂して大敵をかけやぶり、山内より葛西の谷口まで十七度かへし合ひ、鎧に立つ所の矢二十三筋、蓑毛のごとく折かけ、東勝寺にかへり最期の酒盛して、一番に自害せりと也。

師曰はく、仁木[六]義長伊勢の長野の城にこもりける時に、城中粮乏しく一族郎從も落失せけるに、土岐右馬頭氏光・外山・今峯兄弟三人各〻仁木に屬して城にこもりけるが、弟の外山・今峯は忽ちに翻りて寄手に加り、氏光は猶ほ城にとどまりぬ。連枝の間なれば、外山・今峯何とぞして氏光を助けばやと思ひて、潛に人を遣はし、城のさのみ弱り候はぬ内に、急ぎ御降參候へ、義詮[七]將軍の仰せも無二子細一候へば、本領の相違卿か有レ之まじきにて候と申し遣はしければ、氏光兎角の返事をばせず、其の文を引返して、一首の歌を書きて返しぬ。一連りし枝の木の葉の散々にさそふ嵐の音さへぞうき一。此の歌都に上り、義詮の見參に入りければ、義深く武やさしくも讀みける志哉と感じ玉ひ、近習の人々も是れぞ弓取の本意と云ひて、泪を流しけると也。

師曰はく、楠(木)正行[八]既に打死と思定め、先帝の御廟へ參詣し、一族若黨二百四十

(五) 義貞の臣由良新左衛門

(六) 正平七年足利氏仁木に命じ伊勢の守護とす。仁木長野の城を攻取りここに居る。後仁木吉野に降り足利に抗す、とはその時の事なり。後に仁木また足利に降る、太平記巻第三十六、仁木京兆南方へ參るの條に出づ

(七) 足利二代將軍

(八) 太平記巻第二十六、正行吉野に參る事の條に出づ

三人、各〻今度の軍難儀ならんには一人も生きて返るまじきと、太刀の鐔をたたき堅く誓約をなし、如意輪堂の壁に已れが名字を過去帳にかきつらねて、其の奥に、「歸らじとかねて思へば梓弓なき數に入る名をぞ留むる」と一首の歌を書き留め、逆修（一）のために鬢の髮を少し切りて佛殿へ投入れ、その日吉野を立ちて、四條繩手の合戰に打死をとげ、和田・楠(木)が一族廿三人、相從ふもの不レ殘ラ命を君臣二代の義にとどめ、名を末代之功に施せり。

師曰はく、源義詮亡父尊氏に從一位左大臣の贈官ありし時、三度拜見して涙をおさへ、「歸るべき道しなければ位山昇るに付けてぬるる袖哉」と詠ず。勅使哀れなることにきいて奏聞しければ、君叡感あつて新千載集の哀傷の部に被レ入レ、勅賞ありしと也。

師曰はく、萬里（二）小路藤房君に諫言を奉りけれども、次第に御許容もうす（薄）かりければ、八幡の行幸の供奉をつとめ、それより直に隱遁して、一生ありかもしれずありし也。最も風流あり、臣の義に叶へり。藥（三）師寺公義、高家を異見して必死の戰を勸めけれども、執（四）事兄弟朦然として不リレ從ハけれ ば、不レ如カ憂世をすてんにとて、「取るはうし取らねば人の數ならず捨つべきものは弓矢也けり」と詠じて自ら髻を押きり、墨染の袖に

（一）生前に佛事を修めて死後の冥福を祈ること
（二）太平記卷第十三、藤房卿遁世事の條に出づ
（三）藥師寺次郎左衞門公義。この時足利尊氏弟直義の爲に追はれて西に走り執事高師直兄弟と共に窮迫す。太平記卷第二十九、師直師泰出家事の條に出づ
（四）高師直・師泰

たりて高野山に入り、閑居幽隱の人となれり。「高野山うきよの夢もさめぬべしその曉の松の嵐に」とよめるも公義が歌也。風流あるに似たりといへども、剛操においては取る所なし。故に又還俗して玄可と號し、宇都宮に助力す、其の志可レ見。

師曰はく、武勇剛操を專らにすと云へども、一向血氣の勇を事として、言行作法ともに不レ正、風流高尚なる趣もあらざれば、唯だ荒夷にて心のままに振舞ひ、我ままのみにて禮義をみだり法度を失ふこと多し。木曾源義仲はさしもの勇將なり、勢にまかせては龍をひこづらふ事をもなせるべき生質也と云へども、信濃の山中に人となり、教へもなく事物のわけも分明ならず、戰國に生れて弓矢を取りて勇をあらはすをのみを武士なりと思ひ、心のまゝに北國にて事を致すの間は、さして越度もなかりしに、既に上洛して文物彬々たる京都に入り、田舍にて我ままし北國に威を振ひしに不レ變ければ、一言のものいひ、一の形儀、世の笑ぐさとなれり。昔の人は鋒をよこたへて詩をふするのためしもあるに、左までこそなくとも、木曾が振舞はあまりに無骨にして、風流の所に不レ至、是れ併田舍にそだちて事物をわきまへざるゆゑなり。

師曰はく、(五)壇のうらにて平家悉く入水の時、海上へうすのながれ來りければ、猪俣

（五）源平盛衰記卷第四十三、二位禪尼入海の條に出づ

近平六取あへず、「平家のうすとみゆるなりけり」と云へりければ、八田知家、「年比のたのみも今はつき果てて」と付けたりと也。古の武士の志は如ㇾ此風流にありぬ。

師曰はく、(一)上杉安房守憲實、源持氏に事ありし後、しばらく關東の成敗を司どりて鎌倉にありけるが、諸大名頻りに媚を入れて、彼れが下風に立たんことを望む。憲實が今度の事、有ㇾ忠て無ㇾ誤と云へども、虎口の譖によつて君臣不快に及んで、つひに持氏の事出來ぬれば、必竟身の罪なることを思ひ、俄に出家して高岳長棟菴主と號し、舍弟上杉兵庫頭清方を越後より呼越し、子息成人の間、名代として管領職をゆづり、山内を辭して諸國を修行す。此の人足利の學校に五經正義を寄進せり。

師曰はく、(二)東常緣者、元と千葉の餘流也。常緣が先祖胤賴、武勇のいとま風雅に心をよせてけり。胤賴が子重胤、緣者のよしみに因りて、二條家の歌傳祕事を不ㇾ殘傳受し、それより世々に不ㇾ怠、常緣に至りて彌〻盛也。文明の比、宗祇法師此の常緣より古今集を相傳す。此の後古今傳受と云ふことの初めて世に沙汰あり。集どもの抄物をつくり、尤も歌に秀でたりと也。

師曰はく、蜷川親當は新右衛門と號して、伊世の家に代々つかへ、(三)公方義教のとき

(一) 室町の武將、法名長棟、雲洞院と號す。上野・伊豆を領し、越後を兼領す。鎌倉執事となる。管領足利持氏の上洛の野望を諫止し、爾來兩者の間不和となり、持氏は機を見て憲實を討たんとす。因つて永享十年鎌倉を去つて上野に赴きしが、持氏追伐の計をめぐらせしを以て急を京都の幕府に訴ふ。將軍義教軍を出して持氏をうち、遂に自殺せしむ。憲實その助命をなさらで聞かれず、弟に執事職をゆづつて出家す。餘生を長門に送り文正元年歿、

年五十七。永享記貞晉出家之事の條に出づ。又關東合戰記廣貫出家之事（續群書類從所收）の條にも出づ。
（二）素行の門人遠藤備前守常季の先祖なり。東野州聞書名高し。
（三）足利第十代將軍
（四）親元日記八冊現存、文科大學史誌叢書中にあり
（五）前出一八七頁參照
（六）三好別記及び十河物語に出づ。（群書類從合戰部收）

政所の公役をつとめて京都の沙汰人たり。姓は宮道、元と物部守屋が末孫なりと云へり。武家の式禮を詳にし、和歌を翫ぶ。其の世に名ある歌ども、のせて筑波集に出でたる也。永享元年に右衞門少尉に任じ、文安五年に卒す、法名は智繇と號せり。此の子親元義政に仕へて政所の公役をつとむ。其の比の日記(四)世にのこりてあり。

師曰はく、三浦義同(五)、位四品にのぼり陸奥守に任じ、後に道寸と云へり。勇武にすぐれ、荒二郎といへるは此のもの也。荒井(新)の城を三年もちて、早雲と百戰の術をつくし、粮つきてつひに是に死す。武勇のいとまには歌學に志して、東常緣に古今を傳受し、平生詠歌を以て風流とす。

師曰はく、三好實休(六)は本氏は小笠原、阿波の三好を領して、在名を以て名字とす。父は筑前守元長と云ひて、天文二年に自殺す。兄は修理大夫長慶と云へり（永祿七年七月四死、三年かくせり）、弟を安宅攝津守冬康と云ひ（永祿七年五月於飯盛城内被誅）、その次を十河左衞門一存と號して、讃岐の十河の城に住し、後に讃岐守になれり。兄弟四人おろかもなき勇士なり。實休は豐前守といへり。ここに永祿五年三月五日、泉州久米田に陳を張りけるに、畠山高政大將にて、根來寺衆徒に取かけて相戰ひけるを、篠原右京進きりかかり、根來衆切りまけて引退く。これにきほ(讀)

ひて、三好山城守其の外の軍勢一同にかけ入りぬ。大將實休旗本にはわづか百斗りに不レ過、實休元より思慮うすく勇猛の將なれば、旗をすすめてかかられぬ。士卒諫めけるは、久米川を前にあてて備へられ可レ然と云ふ。實休、出過ぎてあやまりは不レ苦、退かんは見苦しかるべし、軍利なくば二度(一)茶筅の柄を取るまじと云ひて不レ退。畠山高政此の虚を考へ戰ひければ、實休一足も不レ引、日比ひざう(秘藏)のあさじと云ふ茶酌(杓)を押折り、三雲光忠にて（切込の平にありとぞ）自害せり。此の頸を根來寺左京と云ふものとれり。實休數奇を好んで、末期にも其の志を不レ失。この事匠作(二)にきこえければ、「薄まじりの荻の一村」と云ふ前句のありしを、匠作さわぐ氣色なく、「古沼のかわく方より野となりて」と付けて出でられぬとぞ。實休追前(善カ)の連歌に、「花にみし世は早川の紅葉哉」と宗養(三)がいたせるに、匠作、「一本さむし峯の松風」と付けられにけりとぞ。

師曰はく、(四)太田道灌は源三位入道頼政が後胤、太田備中守資清入道道眞が子也。元は丹陽の人、近比相州に至りて、扇谷の老臣として武州都筑郡太田郷の地頭たり。道眞弓矢を取りて名を得、ことに詠歌に長ず。道灌童名は鶴千代と號して、七歳より學に入り、十一歳の比既に螢雪の功をつみ、文を作りて父に送る。父これを迎へ、名譽世

(一) 實休は茶道を紹鷗に學んでよくす

(二) 修理職の唐名、即ち兄の修理大夫長慶を指す

(三) 天正頃の堺の連歌師、半朽齋と號す、宗牧の子なり。宗碩及び專碩に學び、又飛鳥井流の書をよくす

(四) 北條記巻一太田道灌事、關東合戰記太田入道事等の條に出づ

にかくれなし。加冠して太田源六資長と號す、後には備中守と云ひ、入道して道灌と云へり。道灌武勇謀計に長じ諸藝に達して、好む所に名を顯はす。其の比關東の管領は、上杉顯定を山內と號し、上杉定政を扇谷と號して、上杉兩家の權也。上杉は勸修寺の庶流上杉重房と云ふもの宗尊親王の供奉して鎌倉に下り、關東に居り、その子を賴重と云つてける。賴重が女淸子と云ひしは尊氏・直義の母儀也。淸子の兄弟を憲房・重顯と云へり。憲房子民部大輔憲定、是れを山內と云ひて上杉の棟梁とす。憲顯弟彈正少弼憲藤は禪秀が祖也。重顯が子孫を扇谷と云ふ、兩上杉是れ也。山內は上杉の惣領ゆゑに、分國多く軍勢も甚だ多かりき。扇谷は庶子ゆゑ、分國も人衆も少なかりけれども、太田父子文武の德に化して、結句山內より威大になりき。是れによつて山內并に上杉一家皆偏執して、次第に取合合戰に及ぶに付き、道灌思案を廻らし、名城を取立て大勢をこめんことを思ふ。其の比道灌は武州荏原郡品川の館にありけるが、靈夢の告ありとて、同國豐島郡江戶の館にうつる。此の地名地にして、山なくして四邊を見下し、入海遠く滿ちて往還運送を利す、誠に目出度き所なりと云ひて、康正乙亥より長祿元年までにして成就す。道灌の居宅を靜勝軒と云ふ。是れは尉繚子(五)に、兵以レ靜

(五) 兵書武經七書の一なり

勝、國以レ專勝と云へる語に本づけりと也。西を含雪と云ひ、東を泊船と云ふ。是れは(一)萬年の(二)萬里居士を招きて此の名を請ひしとにや。されば窓含二西嶺千秋雪一、門繋二東呉萬里船一と云ふ唐の杜子美が一聯によって、船をつなぐとよめるを(繋)つながんとよみかへて、此の號をなせりと也。而して萬里に命じて、作レ銘、作レ序、作レ詩、并に(三)五山の名僧を請じて詩をつくらしむ。文庫を立て萬卷の書をあつめ、醫方・兵書・史傳及び歌書殘る所なし。此の年廿五歳也。あまたの城をとりしに、此の城にまさることなしと自慢し、四方をながめて自詠す。「我が菴は松原遠く海近し富士の高根を軒端にぞみる」と。此の詠ぜし所の矢倉をば、富士見の亭と云へり。文明年中に、江戸にも川越のごとく、仙波の山王を鎭守とし、三好の天神をうつし、文明十年六月五日に、日河の社になぞらへて津久戸の明神を崇ぶ。其の風流以て可レ見。ここに山内の威勢日々に衰ふるを以て、顯定ひそかに間を入れ、はかりごとをなして、君臣の間を讒せしむ。故に定政つひに道灌を疑ひ、風呂に入りて湯殿において長刀にて生害す。道灌死期に一首を詠じ、定政の滅亡ここに究まれりと云つて死す。果して扇谷衰微して又不レ起なりぬと也。道灌常に此の歌を以て子どもを戒められぬとて人のかたりしは、

(一)京都の萬年山相國寺
(二)萬里周九、禪僧にして當時有名の文學者、後還俗して居士となる
(三)京都の五山、天龍・相國・建仁・東福・萬壽寺

「あさな／＼木の葉を風の吹きやりておのれあらしの聲よわるなり」。「世の中は人ためならずくるしとやみまきの駒のまぐさおふ也」。「春の野につのぐむ澤のあしべにはつながぬ駒もはなれざりけり」。

師曰はく、今川了俊は伊豆守貞世と云ひて、代々武勇の家也。九州の奉行たり。世に行はるる太平記に多くの虛說をのせて、父國範の事などを書きおとせることを難じて一冊の書を作す、難太平記(四)と云ふ是れ也。その奥書に子孫の戒をのせて一首の歌を詠ず。「子よ孫よ己れさかしと思ふとも親の愚かに猶やおとらん」、殊勝なることにや。了俊の息仲秋への戒の書は、俗に今川狀と號して、兒童も是れを取あつかへり。了俊父國範駿河遠江を領す、長子範氏に駿河をゆづり、遠州を了俊にゆづる。範氏死して、其の子泰範、了俊と不和なるを以て、了俊九州にあるの內、さま／＼に譖を構へけるがゆゑに、應永の中比、了俊本領をもはなたれて蟄居する也。

師曰はく、中殿御會と云ふは、天子清涼殿に出御なつて、群臣をあつめて歌の御會、管絃の儀式あること也。尤も風流のわざにして、實は君臣同遊の心なるべし。治國平均のときに必ず行はる。後冷泉院天喜四年に始まれり。正治六年三月に、中殿の御會

(四) 群書類從合戰部に收む

を武家執し申して、以二花多春友一題として、關白藤原良基[一]作レ序、源義詮[二]列座して、和歌を詠じ御遊に加はる。是れより以後武家に行幸あり、武家に宴を賜ひて歌の會御遊ある、皆以て中殿の御會を學んで、尤も武臣の風流也。源義滿室町の亭を長男義持にゆづり、北山に新造の御所を建て、嘉慶四年に彼の亭にうつり、同十五年に北山の亭へ行幸なし奉り、前大樹義滿法服を著し數珠をつまぐり、愛子義嗣をたづさへ、四足の門下に出でて迎へ奉り、管絃御遊あり、倭歌の御會ありて、以二花契萬年一爲レ題。御製の次に沙門道義[三]、次に源義嗣、次に關白經嗣也。是れ武家に行幸を執し申しぬる初也。道義風流をこのみ武家の威を重くす。武家の官位此の比より盛也。二條の關白師嗣の子道忠に諱の字を賜ひて滿基と號す。二條家に武家より諱を賜ふこともこの時より也。北山殿を世に金閣と號す。

師曰はく、源義政[四]晩年に東山の慈照寺の内に東求堂を造りてこの所にうつり、東山殿と云ひ、古器名畫をたくはへ、茶の會を興行して風流をかまへ玉ふ。銀閣を作りて北山の金閣に比す。相阿彌・能阿彌、東山相公の同朋にして數奇に長ず。人々の器物、價の高下、新古の目利、皆彼等が云ふ所を以て證す。尤も畫をよくして、僧雪舟及び

(一) 室町時代の歌人學者、關白藤原道平の子、北朝の光明天皇以下諸朝に仕ふ。連歌をよくし菟玖波集を撰し、筑波問答をあらはして連歌の故實風體作法等を記す

(二) 足利將軍

(三) 義滿の法名、義嗣はその子なり

(四) 足利將軍、下に東山相公とあるも、義政のこと

（五）小栗・曾我・狩野のともがらと名を同じくす。是れ數奇の會の始り也。それより公武僧俗是れを以て風流とす。南京の珠光・堺の紹鷗・千宗易等皆數奇に長じて、世にもてなせり。武家閑暇の輩、用に其の理をきはめば、風流の其のひとつになりぬべきわざなり。

師曰はく、（六）上杉家の侍に（九）難波多彈正武州松山に居城、上杉扇谷朝定天文六年丁酉七月川越城を北條氏綱に責めおとされ松山に入りぬ。難波多かひ〴〵しくたのまれまゐらせて、松山に楯籠る。七月廿日氏綱松山に押寄せて手いたく是れを責めけれども、難波多堅く守りて不ㇾ落に付いて、氏綱近邊を放火して兵を小田原にいれぬ。此の戰に北條家の侍山中主膳と云ひしもの難波多と戰ひけるに、難波多輕くあひしらひ早々引きてければ、山中追ひかけて、「あしからじよかれとてこそ戰はめなど難波多のくづれ行くらん」と云ひければ、彈正取あへず、「（七）君を置きてあだし心を我れもたば末の松山波もこさ（え）なん」と、古歌を以て其の返しを致せり。優にやさしき事と云ふべし。

師曰はく、武田信玄武勇干戈の暇に詩歌を以て情を述べ、且つ禪學をこのみ、卅歳にして入道し法性院機山信玄と號す。出陣にも必ず法服を著し念（珠）數を持つ。近習に備

（五）小栗宗丹・曾我蛇足・狩野正信・元信

（六）河越記に出づ。（群書類從合戰部所收）

（七）古今集卷二十、東歌に出づ

ふる所の侍多くは壯年にて入道せしめ、戰場にも是れを左右に置く、尤も機變風流の所あり。長尾謙信又わかきより修行し、壯年にして入道して不識菴謙信と號す。戰場においても白鉢卷に萌黄の胴肩衣を好んで著す。春日山の城に毘舍門堂を建て置きて常に勤行し、護摩の烟をふすべ、鈴をふり、獨固（鈷）を持し、尤も風流の事多し。僧を請じては問答たたきなどをいはせ、以て戲とすとぞ。

師曰はく、(一)齋藤山城守道三は元と山城國西京の人、家貧しくして油をうつて業とす。後に濃州に至りて土岐の家老永（長）井藤左衞門尉につかへ、後に長井を殺して長井新九郎と號す。其の後土岐賴藝をたふして美濃を領す、弓矢を取りて名高し。その子左京大夫義龍のために害せらる。その前日に(二)、末子の比叡山に兒にてありける方へ、一紙の遺狀を送る。態と申し送る意趣者、美濃國之儀、終織田上總介可任存分之條、讓狀を封じ、信長へ送遣候事。其方之事、如堅約京妙覺寺へ被上尤に候。一子出家すれば九族天に生ずる謂れ有り、如此調候。一筆泪斗り。よしそれも夢、於齋藤山城守者、法花妙體之中に宜生老病死、離苦到修羅場、佛果をえ（得）んぞ嬉しき。明日向一戰、五體不具之成佛、不可有疑。げにや、捨ててだに此の世の外はなきもの

(一) 江濃記、道三最後之事の條に出づ。（群書類從合戰部所收）

(二) 弘治二年四月十九日

をいづくか終のすみかなるならん。弘治二年二月日、兒に參る、齋藤山城入道道三とかいて送りぬ。日比遊行柳の謡をこのみけるゆゑ也といへり。末期にも日比の數奇を不レ忘は、志の正しきと云ふべき也。

師曰はく、道三義龍を棄てて幼子を立てんとす。是れは義龍の母土岐殿にて懐姙の子を、道三の所にてうめるゆゑ也とぞ。義龍これに因りて道三と中あしくなり、道三放鷹のために出でたるあとにて、日根野備中守弘就を云合せて、舍弟孫四郎・喜平次兩人を招請してさしころさしむ。而して道三を立出し、十二月晦日に義龍號玄龍自ら髪をおろして、父を立出したる罪を謝し、家中へ命ぜりけるは、我れに屬せんずる輩は明日の出仕に薙髪すべし、道三に屬せんものは髪を立てて可レ出と云ひわたす。ここに道(三)化六郎左衞門半分は剃り半分は髪を置きて出仕す。いづれも主人なれば、どれと云ふべき所なしと云ふ心なりとにや。つひに道三に屬して三十六歳にて打死せり。風流なるしわざと云ふべし。

師曰はく、太田道灌武州入間川を越ゆるとき、夜に入りて前後もみえず、水の干落もしれざりしを、「遠くなり近くなるみの濱千鳥聲にぞ潮の滿干をばしる」と云ふ歌

(三) 武家事紀巻第十三に出づ、それには三十七歳にて戰死とあり

を思ひ出して越えたる事あり。又「底ひなき淵やはさわぐ山川のあさきせにこそあだなみはたて」と云ふ歌に由りて、河の淺瀬を見出して、川を越えて戰に利を得たり。野州奈須の屋方の家に、大關夕安と云へるものあり。或時うつの宮の人衆奈須へよせたるを、奈須大に勝ちて、既に大將を打捕るべきになれるとき、夕安かたく諫めてこれを遁してかへしつ。時の人皆不思議のことをいたさるるもの哉、此の度宇都宮を退治疑なきものをと云ひければ、大關云はく、「雲は皆拂ひはてたる秋風を松にのこして月をこそしれ」と云ふ歌あり、今味方にさせる根づよき事なくして、宇都宮をみなごろしせば、則ち小田原より奈須を敵に致すべし、小田原を敵に致しては那須を持ち堅めがたし、宇都宮をのこして小田原をあひしらはせて、其の内に那須の根をつよくし、蔕を堅くして、而して小田原を敵にもつべしと云ひければ、人皆感信せり。古人は風流を好みて、則ち武義の上に比興し、大丈夫の本意を不レ失、尤も殊勝なりと云ふべし。

師曰はく、武田信玄の家臣内藤修理・馬場美濃常になぞを好んで慰みとす。相州小田原の城まで信玄取寄せられたる時に、馬場方より使を以てなぞをかけたり。その使

（一）或は帶ホンの誤りか、底本にはホゾと振假名あり

は早川彌三左衞門これをつとむ。三増[二]の合戰に、內藤方より寺尾豐後を使にしてなぞをかけたり。いづれも互に能くときて、本手よりはましなりと云へり。是れ日比の好む所を戰場にても不ㇾ忘也、風流と云ふべし。

師曰はく、伊藤七藏[三]は元と相州のもの、父若狹守國々を武者修行して、後に尾州前田村に居たりしを、信長被二召出一て、織田の家につかふ。七藏尾州三本木の取合に、急のかけ合ゆゑ、編笠を著て一番に鎗を合せければ、信長大に感じて編笠と呼び玉ふ。後秀吉につかへ、軍功の賞によつて、紫紬の小袖、井筒の紋ある廣袖の呉服を賜ふ。七藏これを鎧の上に著しぬ。秀吉これを旗奉行たらしむ。これ丹後守[四]が父也。

師曰はく、大島雲八光義[五]初めは宇八と云へりけるが、坂本合戰の時、つばなのほの(補)たばねさし(補)をいたし、白糸の甲冑にて働ける樣子、雲のたゞずまひに似たりとの事にて、則ち雲の字を被ㇾ下て雲八と號せり、九十八にて卒す。筑紫川崎初めて御目見いたして、名字を尋ね玉へば川崎と答ふ。生國はと尋ね玉へば筑紫と云へるゆゑ、則ち筑紫川崎と號し、平野小法師[六]が面謁の時は、生國は尾州津島のものと云へるゆゑに、津島小法師と喚ばれてける。いづれも風流のこと也。

(二) 相模國愛甲郡にある峠

(三) 寛政重修諸家譜には伊東に作る

(四) 伊東長次、長大夫、丹後守、從五位下、法號宗德。織田信長に仕へ、大坂落城の後めされて秀忠に仕へ一萬三百石、備中岡田に居住す。寛永六年歿、年七十

(五) 信長・秀吉・家康に仕へ、美濃國に於て一萬八千石を領す。歷戰の士なり。前卷三九五頁參照

(六) 平野吉右衞門、前出二八六頁參照。後に上杉謙信に從ひ、その子景勝に仕ふ。

師曰はく、蘆名（一）盛隆若年にて（十六歳）盛氏（二）におくれけれども、弓矢の才かしこくて舊臣も舌をまく。皆自分の了簡を以ていたさるる謀、圖にあたる事多し。故に後には盛氏以來の老臣も皆わかき盛隆の下知をうくる斗り也。或時佐竹義重と對陣に、盛隆弓矢を取りて其の器量ゆゆしければ、陣中にて義重つひに逢著（三）して艷書を投ぜらる。盛隆同ジレ之ニ、則ち佐竹の陣中へ夜ふけ人しづまりて參會に及べり。夜々互に往來して、晝は終日の合戰也。此の事つひにかくれなかりければ、老臣ども互に和談を入れて無事になれり。此の盛隆、實は岩瀨郡二階堂盛義が子也。盛氏の子盛興早世に付きて、是れを養つて子とする也。此のよしみに因りて、佐竹と一所になりて、盛隆のあとへ義重の子義勝を入れたる也。義勝後に義廣と云ふ、則ち盛重のこと也。

師曰はく、信長常に刀の鞘に足半（あしなか）を付けて持玉ふ。刀禰山の合戰に兼松（兼松此の時すあしにて働く）修理亮が働を感じて、則ち足半を賜はりぬ。世以て美談す。信長の風流以て可キレ見ル也。

師曰はく、平（四）信長關東の管領を瀧川一益に屬し、關東諸家の人質不レ殘ラ上州廐橋に取入れ、これを靜謐せしむるの所に、信長既に惟任がために被レレ弑セぬと云ふこと、六月七日に飛脚到來す。ここに北條家より、人質を此の方へ渡され早々立退かるべし、

（一）前出二一八頁參照。蘆名家記に一部は出づ。（群書類從合戰部所收）
（二）會津領主、天正八年六月歿、年六十。瑞院雲竹岩居士と號す。（武家事紀卷第十七）
（三）男色の想ひをかくる意ならん
（四）北條記卷六、瀧川合戰事の條に出づ。（續群書類從合戰部所收）

不レ然ば一戰の上に勝負を決すべしとありしを、信長の命に因りて我れ既に關東の奉行たり、今何ぞ北條に可レ從と云ひて、六月十九日武藏野合戰を遂げ、散々に打ちなされけるに、一益が勇氣更にたわまず、直に城へ引かへし、今日打死の實名をしるして寺へつかはし、過去帳に付けて是れを孝養(供)し、上州の諸將をあつめ、最期の暇乞に酒宴をはじめて、自ら鼓をならし謠を歌ひて、聊かわるびれたる處なく、兵の交り頼みある中と舞ひかなでければ、倉賀野淡路守、名殘今はと啼鳥とはやして、通宵酒宴し、太刀・長刀・祕藏のかけ物取出して、上野の諸將に與へ、慇懃に暇乞して、各々名殘をしみ、皆人質を出して送り、松枝につき、それより津田小平次を伴ひ、(五)小室・碓井より皆人質をかへして、上長島けると也。一益が剛操風流ありと云ふべし。（松枝には津田小平次置く、此の酒宴倉加野にての事也。）

師曰はく、(六)豐臣秀吉小田原を責め玉ふ時、北陸道の諸大名は東山道をへて攻入りぬ。所々の城々不レ戰して降を乞ふ。秀吉、一處も不二攻落一して唯だ和談にまかすること武勇なきに似たりと、北陸道の寄手を折檻の言ありければ、武州八王子の城をば可二攻落一にきはまりぬ。此の城は氏政の舍弟北條陸奥守氏照が居城也。氏照は小田原に

(五) 今は小諸と書く

(六) 北條記卷六、小田原方於所々敗北事の條に出づ、但し中山のことは見えず

あつて、本城には横地監物・中の丸に中山勘解由・狩野一菴・近藤出羽守こもれり。前田利家使を立てて城の體をみければ、城中の兵ども使を切つて棄て中々降すべきやうなかりければ、寄手則ち押寄せてもみにもんで攻落す。中山・狩野城下において自殺し近藤切つて出でて打死す。横地はしばらく退きけるが山中にて自殺す。此の時中山勘解由具足の上に法服を著し、玉たすき(襷)をかけ、冑の上にまうす(一)をかぶりて城中をはしり廻り下知をなせり。自殺の年四十二、優に風流ありてみえけると也。息男は氏照の供をいたし、小田原にありしゆゑに無二子細一けると也。尤も氣象ありと云ふべし。

師曰はく、(二)賤嶽の合戰に佐久間玄蕃允盛政生捕られけるを、豐臣秀吉、汝は勇猛の士なれば大國を與へて命をたすくべきの間、秀吉に二心なく奉公の忠を可レ致やと問はれければ、盛政あざ笑つて、我れに大國を與へ命を助け玉はば、秀吉やがて如レ此縲紲のはぢに及びぬべし、命を助かり國をうくるは大恩にして(なれども)、又勝家が恩を蒙り讎を報ぜざらんは、豈勇士の本意ならんや、速に死を賜はるの外無二他事一と申しければ、秀吉遂に梟首すべきに究む。ここに盛政死期にのぞみ、人をして大紋付けて紅のうら出せる廣袖の小袖白き帷子(かたびら)を乞ひ、各々匂(にほひ)を薫(くす)べて與へ玉へ、明日は身の一期の晴也、

(一) 僧侶の被る頭巾

(二) 佐久間軍記、玄蕃生害の條に出づ。(續群書類從合戰部所收)

風流ここにつきぬと望みければ、秀吉請にまかせて衣服を與ふ。盛政大に喜び是れを服し、京中を引まはされて梟首せらる。剛操風流と云ふべき也。

師曰はく、佐々成政越中に在城して秀吉に楯つく。ここにおいて秀吉兵をすすめ越中に入る。成政不レ得レ止して降を乞ひ、剃髮して(三)へんてつを著し出仕す。この時秀吉紅梅の色の蒲團をしき、天鵞絨の枕をして、あふぎ寢て、成政を御座所へ召出され、能き分別なりとて笑談し、色々念比をつくし、越中一郡(廿六萬石)を賜はれり。風流の模様と云ふべし。

師曰はく、(四)豐臣秀吉度量甚大にして、風流をこのみ數奇を嗜み、(五)千宗易を親しみ茶の湯を專らとす。天正十二年尾州長久手の合戰に三將をうたれ大に敗軍してけれども、聊か心にひるめる所なく、其の後方々の城々攻めくづし、上京して則ち宗易を召して、數月の長陣鬱氣を可レ散の間、茶の湯を可レ仕旨を命じ、日限を約して彼れが亭に渡御あつてける。會席過ぎて中立の時分に、家康遠州に歸城の由告げ來れり。秀吉使者を招き、汝是れをみつるやと問ふ。使者堅く見申候由を申す。即ち宗易を召して、茶は重ねて課おかる、即ち勢州へ出陣あるべしとて、やがて陳觸あつて勢州へ出陣して信

(三) 褊綴、當時醫師又は剃髮者の著せし衣服の一種
(四) 太閤記等より出でし話柄多し
(五) 利休、後出三五三頁參照

雄と和す。其の度量風流みつ(見)べし。天正十四年、大權現御上京の時、(秀吉)利休に命じて茶を點ぜしむ。而して歸洛の儀ありければ、自ら葉茶壺を賜はり、是れ洛中數奇の名物也、是れを以て相慰み玉ふべしとて、自ら筆を取つて壺の名かきつけ、その札をおさしむ。此の年東山に大佛を建立す。十六年に聚樂の亭へ行幸をなしまゐらせ、管絃詠歌の風流を設く。同年に北野の大茶湯、十七年に金銀を臺に積んで聚樂の門内にならべ、こと〴〵く分ニ授スレ之ヲ。同十八年に三州吉良に放鷹して歸京の時、うる處の鳥大小幷に竿にかけならべ、二行に京中をねらしむ。文祿二年には秀次の亭へ行幸を設く。秀吉又猿樂をあつめ仕舞を習つて、舞臺において自ら舞ひかなづ。此の外名護屋在陣に茶屋の遊をまうけ、吉野花見(文祿三ノ)、高野詣、醍醐花見(慶長三)、さま〴〵の風流つくさずと云ふ事なし。法橋紹巴(一)・細川玄旨等昵近して、口にまかせて歌を詠ぜられ、發句をなし玉ふ。或は詩の會をまうけ、或は歌の會をまうく。名護屋の旅館に學文所を立て、四方に數奇屋をかまへ、自筆をそめて四首の詠歌をしるしてその情を述ぶ。伏見において或時辭世の歌はかくこそあるべけれと云ひて、自らあらかじめ詠じ、昵近の女に預け置き玉ひ、末期には是れを出すべしと命じ玉へりとて、其の筆跡のこれるあり。

(一)前出二六五頁參照

師曰はく、大權現常に儒佛者をあつめて、其の道々の道理をたださしめ玉ひ、神道者を召して神道の奧祕を聞召し、諸藝に秀でたる者をば貴賤によらず招きて、其の事を高聞高覽に備へ玉ふ。故に御言行に風流の儀甚だ多かりき。駿府にて常に出家を次の御座におかせられて、家々の法問論義等をきこしめす。或時了適(一)・廓山まゐりてけるに、御臺子の茶湯にゆる(煮)音のひびきければ、御前にてにゆる(俗語怒をにゆると云ふ也)は慮外なり、兩人しめされよと仰せありければ、了適高聲に、ゆみ(弓)よ〱とよばはる、廓山はくんで(組)とれ(執)とと申しけると也。三川(みかは)にて會〻下寺へ入御なされ、御茶を乞ひ玉へば、僧云ふ、合戰最中也。(不レ引と云ふ心也。)公仰せに、さあらば引きて可(シ)レ給(フ)と。その時惡(二)(た)とふの茶を奉るとて出しければ、公椙(四)の尾とたべたると仰せごとあつて、當座の興になれりと也。天正十八年小田原の役に、公曲淵(五)(まがりぶち)が刀を取よせ玉ふ、朱鞘にうでぬきの付きて三尺餘ある刀也。是れに袖なしの羽織を被(レ)レ爲(サ)レ召、御迎に御出、秀吉輿に入りて、花やかなる出立(いでたち)かな、彌〻情を被(レ)レ入(レ)玉はれと挨拶ありしと也。

師曰はく、高麗陣に秀吉山崎にて諸軍勢の出立を見物の時、成瀨隼人正その比はいまだ小吉といへりけるが、筒丸斗りき(着)て小手をさし、小手の一のうでと二のうでを二

(一) 了的が正し。廓山と共に江戸増上寺の存應上人の門に學びし淨土宗の僧。慶長十二年日蓮宗の僧日經が念佛墮獄の説を述ぶるや幕裁のもとにこれと討論して勝ち名聲あがる。廓山は家康の駿府退居に伴はれてその地に來迎院を開創し、殊に淨土宗法度の起草につとめ、後に增上寺主となつて、寛永二年寂す

(二) 塵芥生(アクタフ)卽ち屑茶のことならん

(四) 前に惡と云ひしを以て玆に咎と對したるものならん。又椙尾は高山寺のあ

所あらなはにて結び、蝙頭にむすび、冑をば不レ著して、とろめんの大耳のづきん(一)(頭巾)に、二尺斗りの大わきざし(脇差)をかひなりの稍に致し、一間斗りのすぎげたをさしそへて、馬上にてあゆませ出でたり。秀吉與に入りて、家康の内には何ものなれば風流なる出立かなと尋ね玉ひければ、成瀨小吉と申上げけりと也。

師曰はく、高麗の本曾(二)朱傘にて日々管絃をしらべ、寄手をふせがせ下知す。其の形模樣尤も風流なりと云ふべき也。軍容と國容とは一つにあらず、戰の地は管絃絲竹の場に非ずと云へども、其の鄙(いや)しからざること可レ知(キル)也。

師の曰はく、細川兵部大輔藤孝、後には玄之(旨)と號す。累代室町公方家の侍にて、西京の長岡を知行して長岡を以て氏とす。信長・秀吉に仕へ奉り丹後の國守たり。和歌の道に長じ一世の名人たり。慶長庚子關ヶ原の役には、丹後の田邊の城に楯籠る。慶長帝(三)、玄之(旨)が歌書どもの失せなんことをなげき思召して、仰せつかはさるる旨ありければ、古今相傳之箱・證明狀之歌一首「古も今も替らぬ世の中に心の(の)種を殘す言の葉」としるせる短册幷に源氏抄箱・廿一代集を、八條殿の使節にそへ、德善院(四)案内者を相添へて禁裏へ獻上しぬ。ゆゆしき風流の事也。事すみて後に、古今の箱をかへさるる

る處なれば僧に對しこの返答に似合ふべし

（五）曲淵庄左衛門、當時すでに九十餘歳にて剛勇の名あり、三尺餘の大刀をおびて鬚鑷たりしといふ。もと武田氏の臣にして家康に隨從せるなり。（武徳事紀卷第十七、武田氏の條に出づ）

（一）舶來毛布の一種

（二）一本、木曾に作る、高麗の將軍名か

（三）後陽成天皇

（四）五奉行の一人たりし前田玄以

時、「明けてみぬかひぞありける玉手箱二度かへす浦島が波」と云へる御製のありしと云へり。或は云ふ、烏丸(五)がよめるとも云へり。

師曰はく、幽齋玄之(四)の子を三齋と號す。俗名は越中守忠興と云へり。武勇も倫をこえ、又數奇の道に長ず、武具の物數奇も世にこえぬ。或人、三齋の家中諸事きびしく嚴重にて事調へがたきと云ふ事を幽齋に告げければ、玄之(四)、三齋の家來をよびて、「逢坂の關の嵐は寒むけれど行末(方)しらねばわびつつぞぬる」と云ふ歌のあり、この心を味ふべしと示されぬ。三齋には、「まこも草つのぐみ渡る澤邊にはつながぬ駒もはなれざりけり」と云ふ歌を示して、此の心を味はへ可レ然と敎戒ありける。數奇の道尤も風流ありと云へり。

師曰はく、前田忽之齋慶次は元と瀧川儀大夫が子なり。その母懷胎のままに前田利家の兄藏人が所に再嫁して出生す。故に前田の氏を付け、利家のためには甥分なり。方々修行いたし、我ままを好む、風顚漢と云ひつべし。關左東奧に下りて會津に居る。其の比景勝上方に鉾楯して諸牢人をかかふ。忽之もこれに從つて直江(六)が方へ面謁す。折ふし九月重陽の事なるに、二間有餘の大臺をもたせて面謁の禮に來るものあ

(五) 烏丸光廣なるべし、木下長嘯子に和歌を學び、歌論あり、素行十四歳の時章句の論書をなす。第十二巻五七二頁參照

(六) 上杉の重臣直江山城守兼續

り。何者にやとみれば、挾箱（はさみばこ）より土の付きたる大根を三本取出してこれをすゑ（据）たり。取次の者しか／＼と云ひければ、直江出でて對面すれば、忽之齋也ければ、則ち景勝に申す。景勝慇懃に禮を加ふ。その時政宗（一）と瀬ノ上合戰に、慶次殿の功あり、初瀬堂の前の戰のときには、（或曰ふ、此の時政宗在レ之）虎の皮を一枚景勝より申しうけて、これを馬のくらわに押掛に用ひ、腰に小ふくべをつけ、ねりくりの緒を長くして、張枕をゆひ付けて出づ。初瀬堂の戰に、虎の皮をしいて右の枕をいだし心易くねたる（寢）也。是れは直江が働の速ならずして、ねむきと云ふ事を表せると也。すべて武勇もあり、世を表して風流を專らといたせる也。時代には珍敷風情と云ふべし。

師曰はく、東山（二）の相公茶の會を以て樂（たのしみ）とし、數奇の標式を定め、掛ケ二名畫墨跡ヲ於壁上一、珍器寶壺を坐右につらね、專ら閑靜を以て本とす。是れを數奇の會として世にもてはやし、相續して是れを樂とす。信長秀吉の時、幕下の武將各〻數奇を學んで、軍旅の暇是れを以て風流とす。珠光は南京の僧にして茶の湯に名譽を得たり。時の人皆珠光が茶の湯に逢ふを以て榮華とす。その門人に宗悟・宗珠・善法各〻數奇に長ず。紹鷗初名仲材、泉の堺の生産也、武田信光の後胤也。祖父仲清應仁の亂に討死して、父

（一）伊達政宗

（二）足利義政、東山山莊に居て東山殿と云ふ

信久四方に周流して、つひに泉の堺に住す。紹鷗は三條右府に侍りて既に因幡守にたりぬ。後に泉の堺へ蟄居して數奇を以て樂とす。大德寺の右岳に參して一閑居士と號し、大黑菴と云へり。千宗易、元は田中氏にて、室町殿の同朋千阿彌が筋ゆゑに、千を以て名字とす。數奇道の世に專らなること彼れが時に盛也。信長・秀吉是れを恩遇す。天正の行幸に秀吉數奇の名人に官位を與へしむ。宗易辭して不レ受ケ、居士號を請ふ。大德寺の右溪に命ぜられて利休居士と號す、自ら抛筌と云ふ。この頃列國の諸侯、幕下の近士、居士を以て師として數奇道を翫び、家々に數奇屋を立て、座布をかこうて茶立所とし、宇治の園を盛にして芳茗の可否を爭ふ事此の節より專ら也。淺井亮政、居士に就きて此の道をきき、居士を招請してとこの內に祕藏の姿をかざり、明智光秀、居士を招きてとこの內に片輪車と云ふ刀を置く。是れ各〻其の道を信じて其の誠をあらはし、己れが家の祕物を以て數奇屋にかざるの思入也。居士大德寺の山門を修造して、己れが像にあしだをはかせ、山門の上に安置す。秀吉其の不義をにくんで遂に傷(注)害し、山門におく所の像を一條の戾橋に磔にして天下に示す。其の後古田織部正重能、元と美濃の生產也、秀吉につかへ武勇の功もありき。重能利休に從つて數奇道を得、

世以て彼れが傳を翫ぶ。（一）數奇道は、東山相公老いて東山に隱居し、義滿の北山の風流をしたひうつせるゆゑに、法服を著し法味を靜にして、隱居放言の翫なれば、風流なることは風流にして、大丈夫是れを必とするの道に非ず、況や古畫名筆を求め、名ある器を欲せんことは、其の數奇の道にも又無下に賤しとす。當時の風流にして是れを嫌はんも風俗にすたる所あり、能く用ひば又その得もありぬべし。ここを以て今代まで棄てずしてやみぬ。黑田如水入道甚だ茶湯をきらつて、武士の道に非ず、何ぞや刀脇指まで外に棄て置き、丸ごしにて其の會あらんこと沙汰の限り也と云へりける。或時秀吉黑田を招きて數奇屋において茶會あり、如水君命難クレ辭シして其の命に應ず。ここに秀吉、黑田一客を會釋して、數奇屋にて密事を談ず、關白秀次生害の事ときこえたり。人更に知るものなし、事詳に評しをはりて退出す。如水此の時大に茶の會に大利あることを感じて、その以後常に數奇の道を以て樂とせりとかや。心の付所に心をつけば、大丈夫の道をの（敵）せざるわざあるべからず。されば數奇の道以てあやまりと究めがたく、又以て必と致し難し、其の用によるべき也。

師曰はく、信長黑赤の母衣（ほろ）を定め、秀吉黃母衣を撰み、源君伍字の指物を定め玉ふ、

（一）一本、「本數奇道は」に作る

尤も風流ありと云ふべし。丹波の荒木山城守がさしものに、態中入候、近日西國へ可ㇾ令二下向一候、拙子好物之色々可ㇾ被二調置一候、聊無二御弓斷一御調賴入候、恐惶謹言、天正三年八月吉日、進上阿彌陀殿參、荒木山城守とかいて、判形をいたし、白き絹の四半に、朱にてこれをしるせり。無双道化と信長の命ぜられしは淸十郎[二]がさしもの也。北山しぐれとかけるは織田[三]荒川新八が甲の立物に、運は在ㇾ天死は定と書きてけり。山櫻とかけるは成瀨小[四]の有樂の指物也。六十三とかきしは[五]柴田七九郎がさしもの也。天正の比阿波(鳴門)なると之助と云へるものは、鎗の太刀打に鈴吉牢人の間のさしもの也。天正の比阿波なると之助と云へるものは、鎗の太刀打に鈴を付けたりと云へり。

師曰はく、駿河淸見寺の雪齋、諱は崇孚、字は太原と云ひて、關山派の禪師也き。今川義元少年より親しみねんごろありてけるが、合戰の評定大事の軍ごとに、雪齋自ら趣いて敵に逢ふ。小豆坂の合戰、安城の戰に、雪齋皆先登す。雪齋死して後に、義元軍におこたり出來て、つひに桶峽にて打死す。本願寺顯如上人光佐は親鸞の子孫也、大僧正に任じ、初めて門跡の列に任じ、大坂の城をもちて信長に敵し、信長にくんで[六]數〻攻むといへども、長子教如上人はかりごとを運らして衆を勵まし、固く守りて不

(一) 美濃人、もと齋藤氏の士、前出三四一頁の道化六郎左衛門の子なり。信長に仕へ、坂本合戰に森三左衛門可成と共に戰死す。(武家事紀卷第十三)

(三) 荒川新八郎、信長の馬廻士、天正二年七月長島征伐に無類の働をなして戰死す(同前に據る)

(四) 織田長益、剃髮して有樂と號す、信長の弟、信長弑せられし後自殺せんとせしが思ひなほして逃る。秀吉の時從四位下侍從たり。(武家事紀卷第十三)

(五) 名は康忠、家康に仕

レ破。信長つひに勅をうけて和解して、上人大坂を出でて紀州雜賀に入る。後に本願寺を京師に建て、末子準如上人にこれをゆづりて卒す。教如上人憤りて東に一寺を立つ。ここにおいて一宗二つにわかてり。是れを西門跡・東門跡と云ふ也。安國寺惠瓊長老字は瑤甫、海藏派の禪僧也。初め東福寺にて出世し、後南禪寺の席に補し、安藝の安國寺に住寺す。毛利輝元甚だ親し。惠瓊干戈をこのみ、毛利家の一將たり。庚子に三成に屬して亡命す。明の姚孝廣(一)、名は衍字は斯道、少くして出家し、好んで兵書をよみ、洪武・永樂の間、軍の吉凶皆彼れに問ふ、帝再三還俗のことをすすむといへども、つひに不レ從してをはれり。僧にして武義に長ぜるは、其の職に非ずといへども、亦風流の一事也。

師曰はく、鷹をこのめる者の語れるは、大鷹は雁を合するに、其のほど(程)を宜しくしてあはすれば能く合ふといへども、必ずあいまち(や)を致す事あり、隼は雁を合するに、近々とつめてあはすれば大方あやまちのなく取りすますもの也、大鷹は上手にて却つてあやまちを致し、隼は下手にて却つて能く雁を取るといへども、大鷹をば賞翫し、その餌がらの鳥をも馳走し、隼の取りしをばもてなさず、隼をもないがしろ(蔑)にするこ

へて一方の將たり、一向一揆の時よく弓を射て矢六十三筋をはなつ、故に通稱を七九郎といひ、その差物に六十三と書せり。（同前巻第十五に據る）

（一）一本、姚孝廉に作る。正しくは姚廣孝、名は道衍、もと醫家の子にして僧となる。燕王立つて功第一に居り、太子少師を拜す。太祖實錄・永樂大典等を監修し、八十四を以て卒す、榮國公を贈らる。

とは、いかなるゆゑなれば、隼は雁へ取付くと、そのあたる所をはなさずくひ付きて、はやくみとる(看取)ものなるゆゑに、雁の可レ打やうなし。大鷹は雁の立ちたる所へとりつき足を引おとし、其の位をみて雁の頸をかためんとするゆゑに、風情見事に風流逸物にして、聊かいやしからず、是のゆゑに雁の羽がひにてうたれて死ぬる鷹あり。しかれば利用を以て云へば、隼は鳥屋をかまへず、(二)火焼屋につないでも不レ苦、餌かひ(飼)も心やすし、而して鷹に合せて能くとるなれば、是れを用ふべけれども、隼をば下列の用にして、鷹を好むものは不レ用ことは、是れ利用を専らとして風流なく、唯だいそしくかつ(勝)ことを好んで、高尚にみゆる處なきがゆゑに、其の列を云はば、匹夫獨勇の者にして、座にあげ世事を談ぜしむべきものにあらざるが如きゆゑ也と語れり。大丈夫の本意を云はんとならば、皆如レ此の心得あるべし。彼の一向なる荒夷の田舎より出でて唯だ勇をのみ先んじ、其の禮用を不レ知は、皆是れ隼の如くなるべし。古の孔明が(三)孟獲をとりこにせしは七たびゆるして七度得、(四)曹孟德は鉾(槊)を横たへて詩をふす(賦)。豈一日にして可レ語乎。

師之門人某、甚だ高尚を事として、風流にあらざることは皆凡卑野陋の事也と云ひ

(二) 番人の火などたく小屋、火炬屋とも書く

(三) 蜀漢の昔南方にあつて叛きし蠻將、諸葛孔明これを伐つて七度までとりこにせしを放ちゆるし、遂に彼を心服せしめたり

(四) 三國の魏の曹操

て、常に曾點(一)が舞雩に風するの思を云へり。師嘗て曰はく、高尙非レ無レ所レ取、しかれども專ら高尙を好んで風流に心をはせ(馳)んことは、是れ又高尙に繫縛せられて、彼の狂(二)狷の風顚漢にして、聖人の所レ不レ取也。されば天高く地廣くして、淸風あり明月あり、江山あり海水あり、草木あり魚鼈あり。而して淸風明月常にあらず、晴天白日常住ならず、取所もなく捨所もなく、行藏只だ時にまかせ、用捨更に必とする事なし。このゆゑに聖人の高尙は山間の明月、江上の淸風、玉盤に水精をもるが如くなりといへども、是れを以て樂とし、是れを以て本意とするにあらず。ここを以て味はふるときは、大丈夫唯に高尙風流を弄ぶは是れ又心を喪ふの物たり。況や虛遠に心をはせて、風をにぎり(握)月を捉へんとせんは、皆今日の當然を失つて、彼の莊周(三)が無何有の鄕に比すべき也。韓非子曰、伯樂(四)敎三其所レ憎者、相二千里之馬一、敎三其所レ愛者、相二駑馬一、千里之馬時一、其利緩、駑馬日售、其利急、此周書所謂下言而上用者惑也(五)といへり。向上の一句を弄し是れを味はへんことは、事々において不レ得なりぬべし。汝唯勿三必相二千里之馬一。

第三

萬治庚子臘月寒夜、師窓を開きて倚レ几、勃然而感。門人問曰、師何之有レ所レ激乎。

(一) 孔子の弟子中の風流人なり。このこと論語先進篇第二十五章に出づ
(二) 狂狷のこと論語子路篇第二十一章に出づ、中庸を得ざる人なり
(三) 莊子應帝王篇に出ニ六極之外一、遊ニ無何有之鄕一と出づ。無何有は虛無の意
(四) 卷七說林下篇に出づ。終りの惑の字或はまた衍字なりともいふ
(五) 現存の周書に見えず

師曰はく、前來々々、今示レ汝、人皆不レ成二一事一、而年云暮れなんとするをのみ思ひ、(六)寸陰尺璧を重んじて、朝よりつとめて夕に到り、短檠日影についで夜をあかし日をくらさんことをおもふ、其の所レ勤何事ぞや。唯だ讀書稽古の事のみにして、專ら勞役紛擾して一生を送るにいそがし、甚だ以て誤了す。聖人は天地の如く能く物と推移る。凝滯せば天地ここに破却すべし。故に花にそひ柳にたはぶれ、時とともに消息して、物來れば物、事來れば事、可レ思ことあるときは思ひ、可レ行ことあれば行ひ、急緩動靜是れ必ずとすることとなし。朋友の交接、世間の事物、皆人倫の當然也。これに交はりこれをなすは暇のつひえ也、學し習ふにありと云ふは、世と學と相へだたれば也。孔子の燕居せる時は申々如也、夭々如也と云ひしは、入るとして自得せずと云ふことのなき也。これ曾點が舞雩に風せしにくみせしゆゑん也。仍つて其の明春、(七)有下送レ歳迎レ年古今事、尋レ梅傍レ柳有二遊情一之句上。

九　義利を辨ず

師曰はく、孟子嘗て梁の惠王にまみえける時に、惠王先づ問ふに國を富まし兵を強

(六) 淮南子原道篇に、不レ貴二尺之璧一而重二寸之陰一より出づ、但しここは多少の時間と云ふが如し

(七) 寛文元年の作、第十五卷七二七頁、寛文元年試筆參照。但し尋梅を覓梅に作る

くするの道を以てす。孟子對曰、王何必曰ﾚ利、亦有二仁義一而已矣といへり。此の一句、聖門の學ここに究まれり。孟子一部の趣向亦此の一言にみえたり。君子小人の機、王道伯者の用、こと〴〵く盡きたり。漢の太史公(一)此の章を讀みて、未三嘗不二廢ﾚ書而歎一也と云へり。まことに利は天下の好む所なれば、天下とこれをともにする時は其の利全し、唯だ利することとのみを專らとして、近くは君臣父子朋友夫婦兄弟をかへりみず、遠くは天下國家に心をつけざるときは、しきりに身がちなる事斗りなるを以て、却つて人の恨おほくあつまり、天にくみ地いれず(容)人そむいて、身も亦不ﾚ立に至るべし。仁義を根としてこれに因りて行ふときは、その利も全く、身の立つ所もかたかるべし。孟子直ちに利を破却して仁義の正道を示諭する事、まことに親切著明と云ふべし。

師曰はく、楠(木)正成が言に、親を以て人をくみ(與)すれば其の心淺し、義を正してくみすれば深くして不ﾚ變と云へることあり。すべて人をしたしむ事も、義を以てしたしまざれば、其の親しむ所皆本にたがふ所出來るもの也。當分人のしたしみ與する事の多きを喜ぶ利心あるを以て、其の所の義を不ﾚ糾がゆゑに、無二に賴みをかけし臣

(一) 司馬遷、この語史記卷七十四、孟子荀卿列傳の首に出づ

下の謀叛二心などの出來る事のあるも、皆是れ我れに義を不レ以して彼れを義に入れんとするがゆゑ也。何事も當分の事を必とすれば、義はここにか(缺)くるものなれば、大丈夫の愼み此の間にあるべき也。

師曰はく、或人の云へるは、人の恩は不レ可レ忘、人に恩を仕掛けては忘れたるがよきと、古人の言にありと云へり。人の恩を忘るる事は、是れ義の不レ足して當分の利を思ふゆゑ也。いかんとなれば、恩を與へられたる時には、我れ元と木石に非ざるを以て、心肝に銘して此の報謝を思ふものなれども、月日立ちていつしか其の事もなれなれて、我が身のゆるやかに、又別の我れに厚き事などのありて、當分面白く好む事の利にまぎれて、終に前のことの忘るるとはなけれども疎略になる事、是れ利によつて義を忘るる也。主人より大祿大官をうけし輩の、後には是れ我が生れながら備はりたる事なりと思つて、我れは天然の大名也と心得るがごとし。此の心得のたがふを以て、他人の少しの音物財寶にめでて、一言半句の親切なるに泥んで、主の大恩を忘るる事、世以てしかり。飲食をなすものの、米の恩をわすれて當分少しの味を專らとするも同義也。されば古は上天子より下士庶人に至るまで、各〻我が始祖を太祖と號し

て、幾代をへたる古にても是れを元祖と定め、必ず祭り必ず敬ふことは、是れ何のゆゑぞ、恩を不レ忘古きを思はんとの戒也。他人までもなく、末世には我が先祖の恩をも不レ知、父祖の恩をも忘れて、我れ天性如レ此の富貴なると思ひほこるもの多し。況や外の恩はこと〴〵く不レ知のみ也。次に人に恩を施すことは、是れ又義の究りたる所ゆゑに、恩をほどこせば是れをあてゝすること不レ可レ有。我れに施すべき義なくして彼れが報を待ちて施さんことは、皆小人のわざ也。これゆゑに述懐も出來て、前前の恩も皆無になること多し。尤も可レ愼也。

師曰はく、高坂彈正が言に、人のうそをつき僞を云ふも、皆欲ゆゑに出づること也、されば主人の物ならば何樣に申しても取りたるがよきと存ずる、其の意地ある人は、ほうばい(朋輩)近付をもだまし、我がよく計にかかるゆゑに、專らうそを付き、表裏あつて、首尾不合なる事出來す。是れ心のけがれたる所あるより起れり、武士如レ此しては、戰場において必ず大臆病うたがひなし、そのゆゑは八幡大菩薩のきらひ(嫌)玉ふ人也といへりとぞ。

師曰はく、古人(孫應龍)云、君子不二忍レ恥以立一レ名、烈士不二隱レ惡以濟一レ難と云へることあり。

この心は、唯今目前に恥をかいて、これを忍んで後に功をたて、惡をかくして末に大功をなさんと云へることは、君子烈士の上にあらざる事也と云ふ心也。是れ義と利とを論ずるのいひ(謂)なり。されば心(一)のとはば如何がこたへんと云へる心もあれば、勇士の本意只だここにありぬべし。しかれども事に大小あり、義に輕重あれば、これを較了して、その宜(よろしき)にしたがふを究理と云ふべし。昔越の勾踐會稽山にとらはれて、身はづかしめられ國くるしみてけるとき、勾踐其の恥をしのび、二十年をへて後に初めて會稽の恥を雪げり。二十年をまたずして勾踐身死せば、恥は恥にてやみて、つひにその謀はやみぬべければ、たとひ後はともあれ、其の時において死ぐるひして見事にをはらんは、士の本意也と云ふ評あり。しかれども越は大國なり、國滅ぼされ臣戮せられんは大事也。國の恥をきよめ先祖の功をただし、廟を祭り祖を祖とせんことは大義也。勾踐の身は至つて小也、その辱は至つて輕し、其の役仕することは至つて微なり。たとひ勾踐二十年の內に身死すとも、(二)大夫種(しよう)・范蠡(はんれい)相はかつて此の事をとげんは、國のためにして勾踐のために非ず。大夫種・范蠡ともに死して越の謀ここにつきなんは、是れ天の命にして人の知る所に非ず。勾踐若し五千の軍兵とともに戰死せんことは、

(一) 古歌、なき名ぞと人には云ひてありぬべし心のとはばいかが答へん

(二) 文種、字は會、越の大夫なり

是れ呉の願ふ所の幸にして、その死を以て勾踐の勇あり知ありとは云ふべからず。これ事に大小あり、義に輕重あるゆゑん也。ここを以て大夫種・范蠡が謀を以て呉につかへて、つひに一擧して呉王を姑蘇山におひつめて、伍子胥(一)が諫にあはしめ、伯者(二)の盛號をうけしむ。さきに若し會稽に死せば、只だ草木のかれてさり、魚鼈(ぎよべつ)のくされて水に浮んで行方しらず、當座のいさぎよきと云へる迄なるべし。如ㇾ此所、よく義利の論を究むべし。然ればとて、前に大小のわかちなく後に輕重の考ふべきあらざるに、辱を忍ぶこそ道と云はん事は、君子烈士の本意に非ざる也。

　師曰はく、源君或時前日の合戰にあひし勇士どもを御前へ召出され、色々の御稱美の上に、汝等に尋ぬべき仰せあり。いづれも命は惜しくなきか、命ほど大節なるものはあるべからざるがと仰せごとあり。いづれも平服(伏)して、御諚の通りに候と申上ぐ。されぱよ、其の大事の命の惜しく祕藏なるものを、戰場にのぞんで鵝毛より輕んずるは、義と云ふものの重きゆゑ也。義の正しき所深く感ぜざるものは、必ず戰場にてもかくる事のあるべし、各〻ここを可ㇾ心得と上意ありけると也。

　師曰はく、妙壽院(三)以肅、字(あざな)は斂夫又は惺窩と號す、北肉山(きたししやま)(四)にかくれて、市原の山庄

(一) 楚人にして呉に仕ふ、呉越を敗る、越王和を請ふ、伍子胥不可と云ふも呉王聽かずしてこれを許し、且つ讒を信じて伍子胥を殺す。呉王の越王のために敗れて姑蘇山に追ひつめられたるは伍子胥が死後の事なり
(二) このことは范蠡等が越王をして覇を稱へしめしを云ふなるべし
(三) 藤原惺窩
(四) 山城國愛宕郡市原村にあり

を樂しみ、しばらく儒業の志ありき。其の比の諸侯此の門に遊ぶもの多し。或人往きて仁義の道の奥義を尋ねければ、斂夫何となく世の物語して、人々の身ほど大節なるものは不レ有ラと云へることになりて、天下を取るほどの大富貴はあらざれども、是れを得るともそのまま死して、子孫へもわたらずなりなば、取りなんやと云ふ議論あり。問ふ者、何ぞ天下を可キレ得、身にかへたる寶はなしと云ひければ、惺窩、その志を物に施すを仁と云ふ也と教ふ。さてそれ斗りの大節なる此の身を、人に頭たたかれ、一言の恥をうけては、忽ちに死して不ルレ省ミ所あり、あらずやと問ふ。問ふ者曰はく、しかり、必ず死せん。惺窩曰はく、其の不レ忍ビ所あるを義と云ふべし、天下にかへざる命の、一の事によつて死して後悔なきは義と云ふもの也と示諭す。孟子の生死[五]との論に比すべし。かしこくも答へける言也。

師曰はく、大丈夫唯在ルニ守ルレ義ヲ與ニ養フレ義ヲ、しかれども義と云ふについて詳に其の事物を究明せざれば、義と思ひながら至小至輕の義をとらへて、是れを以て義として、至大至公の義を失ふにあり。故に聖門の學は格物して致キハムルレ知ヲにとどまるゆゑん也。同じく是れ蠟にして、上の蠟あり中下の蠟あり、僞かためて蠟とするあり。萬物如クレ此に

（五）告子上篇第十章「孟子曰はく、魚は我が欲する所なり、熊掌も亦我が欲する所なり、二者兼ぬるを得べからざれば、魚を舍てて熊掌を取らん者なり。生も亦我が欲する所なり、義も亦我が欲する所なり、二者兼ぬるを得べからざれば、生を舍てて義を取らん者なり」と出づるを指す

品々あることとなるを、詳に究めざるがゆゑに、下をとらへて上と思ふ、是れ世の惑ふ處也。鹽谷高貞(一)出雲へ身を開きしとき、あとより中間なる者の來て、御妻子は皆うたれ玉ひぬ、何事に命を惜しみ玉ふぞと云ひかけられ、まことに左こそありつれとて、終に自害してうせぬ。是れ天下にかへぬ命を何のわきまへもなく、中間の云ふ一句によつて失へるは、高貞妻子のためにすつるを義と思ふなるべし。盜跖(二)は盜をするに仁義ありと立てたり。云へば何ごとにもはづ(外)れざれども、大小輕重の辨を詳にせず、我れに卓爾たる所あらざれば、或は威武におどされ、或は富貴にまどひ、或は色聲におどろき、或は哀傷喜怒にやぶられて義を忘れ、時に至りて知の働なきを以て、せんすべしらずして是非なく義を失ふにいたれるためし尤も多し。信長義元を打ちし時源君大高の御引取、丹羽長重が大聖寺落城ときいても煙を不レ見内は退かざりしためし、三浦が大沼にあうて佐殿(三)のまさしくうたれ玉ふを見たりやと問ふ、大沼目には不レ見といひければ、目に不レ見ばしれぬことと云ひし、各〻究理ありしゆゑに、義において誤りなし。尤も可ニ心得一也。

師曰はく、宋(南北朝)の孔顗(こうがい)、字は思遠と云へり、會稽山陰の人なりき。御史中丞に任じて

(一) 太平記卷第二十一、鹽谷判官讒死の事の終りに出づ

(二) 支那の古代の大盜賊なり

(三) 石橋山の合戰の時、頼朝戰死の噂ありしを云ふ。源平盛衰記卷第二十一に出づ

都にあり。其の弟の道存は江夏と云へる所の守護たり。或時都に旱損あつて米の價甚だ貴かりければ、弟の道存、兄の貧して苦しまんことを思ひて、米五百俵をつんで都へ送れり。孔顗則ちその使者を喚んでかたりけるは、我れかしこ(彼處)にあること三載にして、官をさりし日に路次の粮もたえ〴〵なりしが、道存いくほどなくて如ク此米卓山(澤)ノなることは心得がたし、早々載せて還るべしと云ふ。その使色々申しけれども同心せず、さらばはる〴〵此の米を彼の地にはこばんこともいかがなれば、米の直ね段だんも宜しければ、ここにて賣りて金銀にいたし還るべしと云へければ、孔顗益〻怒りて、なんなく江夏にかへしけると也。

師曰はく、元の許魯齋(四)、字は平仲、名は衡、署天の節河南をとほりければ、道の傍に、見事なる梨の枝もたわわになれるあり、往來の旅人皆是れをおとして喰ふ。許衡もその傍にすずみながら休息してけるに、梨の方へみむき(見向)もせず。或人問ひけるは、梨無シニ主たれが家と云ふこともなく、路邊にある物なれば、是れを取ると云へども不ル苦シカラ こと也、世亂れて家にあるじもなく、田園もぬし(主)なしと云ひければ、許衡曰はく、梨無レ主、吾ガ心獨リ無ランレ主乎といへり。是れ魯齋が學の愼獨のゆゑ也とにや。

（四）元代屈指の大儒なり

師曰はく、伊東祐泰(一)者藤原姓、豆州人也。父祐親法師頼朝をはからひ申さんとせしを、二男祐泰忍びがたくて、ひそかに事を泄して頼朝をのがれしむ。頼朝威を振つて鎌倉に柳營をうつさるるときに、祐泰が恩を感じて勸賞あるべきにきはまりて召し玉へば、父祐親すでに囚人となるの上、其の子としていかんぞ勸賞に可レ預と申切つて、身の暇を請ひて、平氏に加はらんために上洛す。世以て美談せりと也。

師曰はく、頼朝(二)佐竹を退治の時に、佐竹が生虜どもの内に、紺直垂の上下を著する男、庭上において頻りに落涙するの間、由緒を尋ねられければ、故佐竹が事を思ひ出すのゆゑなりと云へり。並に次を以て可レ申ことありと云ひければ、重ねて其の旨を尋ねられければ、彼れ申しけるは、平家を閣いて先づ源家の御一族を亡ぼさるる事太だいはれなし、朝敵においては天下のもの一揆して力を合せて打果さんこと也、無レ誤一門を誅せられれば、御身の上のあだ誰人にか仰付けらるべき、御子孫の守護又何人になさしめ玉はん、御案を廻らさるべしと、憚る所なく申しければ、頼朝宥レ之て御家人の列に入れ、岩瀬の與一太郎と號せりと也。

師曰はく、泰衡が下人河田次郎、主人の頸を持ちて出でて、景時(三)をして奉りぬ。頼

(一) 吾妻鏡壽永元年二月十四日十五日の條に出づ

(二) 吾妻鏡治承四年十一月八日の條に出づ。佐竹は名は秀義、清和源氏、頼朝と同族なり。第十三巻五七三頁參照

(三) 梶原景時、このこと吾妻鏡文治五年九月六日の條に出づ

朝やがて河田を斬罪に處せられぬ。是れは天下に君臣の義あることを示すの法なるべし。凡そ我れに德あり義あるときは、罪あるの輩何方にかくれ居ると云へども、つひには遁るべきゆゑんなし。速に利を得んことを思ふゆゑに、不義の事をいたすとも是れを可レ宥など云へる法令下に示さる、是れ民に不義を示す也。不義の行はつのりて君をころし父をころすに至るべし。泰衡いづ方へ落行きても、日數をへたりとも遁るべき由なし。河田が打つて出でずとも、泰衡つひには可レ被レ打。これ義を以て糾すのゆゑ也。諸事について俄に利をみんことを欲すれば、いはれ正しからぬ法令も出來るもの也。

師曰はく、三浦大助義明(四)は爲繼之孫也。爲繼八幡殿に從つて奥州において功あり、このゆゑを以て義明、賴朝にしたがひ、先祖の忠を立てんとす。このゆゑに三浦の衣笠の城にこもり、畠山の重忠にせめられ、子息の義澄をば、賴朝の安否をたださしめんために衣笠よりおとし、我が身すでに八旬に及んで、守レ城て死なんと云ひけるを、義澄しきりにともなはんと名殘をしみければ、義明大に怒りて不レ出、その翌(五)日江戸・川越等がために打死しぬ。其の義以てみつ(六)べし。

(四) 吾妻鏡治承四年八月廿六日七日の條に出づ

(五) 江戸太郎重長・河越太郎重頼

師曰はく、長井實盛(一)は元と越前の齋藤也。保元には義朝に屬して白川宮を襲ひ、平治には義平(二)に從つて郁芳門を守り、武勇の謀も世にすぐれたる侍也。後に平家に屬してしばらく武藏の永井に居住す。ここに源平の戰起りければ、はじめ東國の案內者にて下向の時、矢の一をも不レ射して蒲原よりかへり上りしことを深く恥ぢけるに、今度北國の打手に罷り下りなば、年闌け身衰へて侍れども眞先かけて打死仕るべしと思ひ定め、宗盛に申しけるは、越前は舊里也、先(祖)利仁(三)將軍より、嫡男は越前にあつて齋藤となのり、次男は加賀にあつて富樫と云ひ、三男は越中にあつて井ノ口と名乘り、彼等が子孫繁昌して、三ヶ國のものどもは大方一類末葉なれば、實盛打死仕りたらんには、各ゝ相あつまりて、別當は何をか著たる、いかなる裝束をかしつると見、沙汰せんことのはづかしければ、故鄕へは錦をきてかへると云ふことの侍れば、今度の下向には錦の直垂に石打の征矢を御免を蒙り候はん、且は最後の御恩也と所望しければ、初めはゆるし賜はらざりしが、打立つ處に宗盛自らの料にとて祕藏せられしを取出して賜はれり。實盛畏りて辱とす。又實盛日比申せしは、弓矢取るものは老體にて軍陳に向はんには、髮にすみをぬらんと思ふ也、其のゆゑは、合戰ならぬ時

(一) 源平盛衰記卷第三十、眞盛被討の條に出づ
(二) 源義平、惡源太と呼はる、義朝の長子。平治の亂に待賢門に善戰して有名なり。前出二九二頁參照
(三) 藤原利仁、鎭守府將軍たり、その子齋宮職なりし故に齋藤氏を稱す。利仁別業を越前敦賀に置きしより代々北國に住みて實盛に至れり

だにも、若き人は白髪を見てあなどる心あり、況や軍場にては、進まんとせば古老氣なしとにくみ、退く時は今は分に叶はずとそしらん、實に若人と先を爭ひなんも憚りあり、敵も甲斐なく思へり、悲しきものは老の白髪也と云へりけるが、果して赤地の錦のよろひひたたれ(直垂)に、黒絲おどしのよろひを著、十八さ(差)いたる石打のそやを負ひて、篠原の合戰に鬂をそめて打死す。風流あり、剛操あり。木曾が父を義平の打ちしとき、義仲は二歳也。畠山におほせて必ず失ふべしとありしを、いかに稚者に刀を立てんとて、不レ知由にて此の實盛が許へつかはしければ、請取り養ひけるが、七ケ日おいて、東國は皆源氏の家人なり、養ひ立てどらんも人ならず、育ておかんもふたりいぶせしとて木曾へ遣はせり。此のよしみを云ふ時は義仲七ケ日の養父也、危敵の中をはからひ出せる恩あれば、木曾が方に降ぜば木曾甚だ親愛すべきに、當時平家の恩顧を思つていさぎよく打死をとげたるは、義あり恥をしれる人と云ふべし。されば實盛義をすてて利に付き、木曾に從つて軍せば命も全かるべけれども、栗津の戰死をば遁るべからず。篠原にて義を背き、栗津まで命生きても何程の後榮あるべきや。木曾が北國を打從へし勢の時には、栗津にて戰死の事は神も更にはかり難き所なれば、唯だ士は義

これを守りて、時とともに消息するにあるべき也。

師曰はく、長谷部信連（のぶつら）は新大夫爲連が子にて、三條の宮（一）の侍にて衞府に任ず。治承四年に高倉宮以仁（もちひと）王義兵をあげて清盛を誅せんとす。此の事やがて清盛にきこえければ、官人兼綱・光長・兼成三使を遣はして宮をとらへ、餘黨をたださんと云ふほどこそあれ、既に寄手來るときこえければ、宮信連にはから（謀）へとあり、信連承り、痛くさは（騒）ぎ玉ふべからず、別の御ことあるべからずとて、局町に走り入り、女房の薄衣一面（ひとおもて）笠取出して、宮を女の形に仕立てまゐらせ、三井寺におとし奉る。信連も供しつるが、小枝ときこえし漢竹の笛を忘れ、心にかかるよしの玉ひければ、信連立ちかへり是れを取りて、二條高倉にて追付き奉る。ここにて申しけるは、只今官人等が御所へ參り向はんに、物一言申す者もなからんは無下に口惜しき事なり、信連はいかになりける、臆病して逃げたるかなど申しさた（沙汰）せんも遺恨なるべし、弓矢取るものの習、假りにも名こそをしけれと云ひて、暇申してかへり、御所中はしりまはり、見苦しき物ども取りしたため、腹卷を著、青狩衣を上に著し、烏帽子の尻盆のくぼに押入れて、今か今かと待ちたり。五月十四日の夜あけがたに官人ども押しよせ、足輕を入れてさがし奉

（一）高倉宮と同じ、このこと、源平盛衰記卷第十三に見ゆ

れと下知す。信連憤りて、奇怪也、さしも一院第二の三子の御所に、馬に乗りながら門の内に打入り、さがせと云ふことこそ狼藉、長兵衛尉長谷部信連是れにありと云ひて、十餘人まで切りふせ、後には刀つば本より打折れて、今は自害せんと腰をさがせども刀も落ちてなかりければ、高聲に名乗り、信連是れにあり、くめやものどもと云へども、ちかづくものなし。信連長刀にのらんと思ひ飛んでかかり、のりはづし、右のもも(股)をさされて是れにて生取られぬ。されども官人ども繩をはかけずして、六波羅の大庭へ引立てたり。宗盛長押(一)にしりかけ、大床(二)に足さし出して、拷木にかけて可シレ問フと云ひければ、信連、拷問にかからすとも所存は申すべし、拷問にあづかり骨を微塵にくだかるるとも無き事は申すまじ。侍品の者が朝に奉リ二召仕ヘ一官位にあがりたらんをば、普通には思ひなぞらふべからず、御座席こそ無骨なりと、宗盛の無禮を咎む。次に此の闇宮忍びの御出に付き、留守中夜々強盜が伺ふの由に付き、信連毎夜用心仕るの處に、曉に物具せしものの御所中へ入るなれば、何者ぞと咎めぬれば、宣旨の御使と云ふ、宮は御留守也と申せば、唯だ打入るとて亂れ入るに付き、さては盜人の似せごとと云ひて入ると存じて、散々に切殺し追出したりと憚ることなくいへり。宗

(一) 下長押のこと、敷居の下のかざりの材、後世はなくなりたり

盛大に怒りて、川原に引出して首を刎ねよと云ひければ、信連、是れは命のをしきにはあらず、此の御所へ思ひがけぬ夜中に宣旨の御使とて亂れ入らんに、宣旨におそれ强盜にあはんは宜しく侍らんやと云ふ。平家の侍ども、げにもことわりなりと云ひければ、宗盛これを心得て、死罪をゆるし獄舍に入れられぬ。平家滅亡して、賴朝關東へ召下し、剛者のたねつがせんとて、由利の小藤太が後家に合せ召仕はれ、文治二年に、能州大屋の庄を鈴の庄と號して、是れを賜はりたりけるとにや。信連建保六年に任所に卒す。勇ありと云へども義を不レ知ラしては、如キレ此ノのふるまひ不ルレ可カラレ叶フ也。

師曰はく、杵淵小源太（きねぶちのこげんた）重光と云ふものは、信濃國住人富部（とべ）三郎家俊が郎等也。此の間主に勘當せられけるが、（信州）橫田川原の合戰に、主人は城太郎が催促によつて越後へゆきぬ。杵淵は信濃にあり。ここに橫田川原に合戰ありときいて、主の有さまをも見屆け、又よき敵取りて勘當をも許されんと思ひて、あなたこなたと待ちみるに、主の旗みえず、餘りのおぼつかなさ（覺束）に尋ねければ、富部既に打たれつ。敵は上野國住人西（秀郷八代胤）七郎廣助とききければ、杵淵、穴心うきことかなと馳せまはりてみれば、馬ははなれ（離）て主もなし、頸はとられて敵のくら（鞍）の取付けにあり。杵淵是れを見て、あゆませ寄り、

あれにましますは上野の西の七郎殿とこそみれ、富部が郎等に重光と云ふもの也、軍以前に大事の御使にまゐり、おそく歸參候、御返事を申さぬに、御頸に向ひて最期の御返事申さんとて近づく。西七郎既につかれ(疲)ければ鞭を打つて逃る。重光やがて追ひつめ引きくみ、西七郎をうちとり(討取)、主人の頸を取付けより取りて並べ居ゑ、泣々勘當ゆるさせ玉へと云ふことを委細にかきくどき、敵陣に入りて大に働き、主人の首を抱き、太刀を口にふくみて自殺しぬ。木曾これをみて、あはれ大剛のものかな、弓矢取る身は加樣のものをこそ召仕ふべけれと、返々ぞ惜しみける。重光がふるまひ、義あり勇ありと云ふべし。

師曰はく、安藤太郎左衞門入道玄理は歌道の達人なり。越後守仲時(一)此の者を愛して常に近づけける。元弘の亂に、仲時江州番馬にて自害(二)の時、傍の人々、貴邊は年も老いたり、遁世者也、自害の事かへす／＼益なし、早々何方へも忍び玉へと云ひければ、入道、弓矢取る人に扶助を得てより已來、可樣の所を遁れんとは露も不レ思と云ひて、いさぎよく自害したり。都を立ちし時も、仲時しきりに留め玉へども不レ用して供奉したりと云へり。侍の本意義死を遂げたると云ふべし。

(一) 六波羅探題北條仲時
(二) 元弘三年五月九日

（一）太平記巻第十、安東入道自害事の條に出づ

（二）北の方と同じ、妻なり

師曰はく、安東左衛門入道聖秀（一）は新田義貞の北の方の伯父なりければ、彼の女房、義貞の狀に我が文を書き副へ、偸に聖秀が方へつかはし、鎌倉滅亡すとも恙なく逝るべき由を云ひ遣はす。安東は稻瀨川へ向ひけるが、郎等ことごとく打死して、我が身も薄手あまた所々おひ（負）、己れが館にかへりみれば、宿所悉くやけて其の跡もなし。鎌倉殿の屋形もやけて、入道は東勝寺に落ち玉ふ。燒けあとには人やある、打死のみゆるかと尋ぬれば、一人も不レ見と云ひければ、安東、口惜しきことかな、日本國の主ほどの人の年比住み玉ふ所を、敵の馬の蹄に掛けさせながら、そこにて多く打死する人のなかりしことよと、御屋形の燒けあとにて心閑かに自害して鎌倉殿の恥洗がんとて、郎等引きつれ小町口へ打莅む。先々出仕の如く、塔辻にて馬より下り見まはせば、今朝まで奇麗なりし大廈高墻のかまへも忽ちに灰燼と成りて須臾に轉變すと思ひめぐらす所に、新田殿の北の臺（二）よりの使とて、彼の文を持來れり。安東大に色を損じて、女性如レ此とても、義貞義をしらば可レ制レ之と、一度は恨み一度は怒りて、使のみる所にて其の文を刀ににぎりそへ自殺しぬ。赤橋相摸守盛時は足利尊氏に女性の緣なるを以て、嫌疑の中に不レ可レ居と、戰未レ半に帷幕の中に自殺す。各〻義を守りて利に

したがはずと云ふべし。
師曰はく、同時[三]鹽飽入道聖遠は嫡子忠頼を招き、諸方已にやぶれぬ、入道も守殿に先立ちて自殺すべし、御邊は未だ私の眷養にして公方の御恩を不レ蒙、たとひ一所にて命を不レ棄とも、人あながち義を不レ知と云ふべからず、暫く身をかくして出家遁世をも可レ致と云ひければ、忠頼兩眼に泪をうかべ、仰せとも覺えぬ御諚にこそ侍れ、忠頼直に公方の御恩を不レ蒙といへども、一家の續命併　武恩に非すと云ふことなし。武運のかたぶくをみて、弓矢の家に生れながら出塵の身となつて天下の人口にのらんこと、是れにすぎたる恥辱あるべからずと云ひて、袖の下より刀をぬき、ひそかに腹に突立て、畏りたる體にて死にけると也。

　師曰はく、永祿の比、上杉輝虎關東の管領たりければ、關左の諸將皆かの幕下に屬す。武州忍の城主成田[四]が家老に平島[五]美作と云へるもの、成田が二男の小兒をつれて、長康が人質として上州厩橋にありける。ここに輝虎鎌倉に參詣して、成田無禮のことありと云ひて、楚忽のことありぬれば、成田直ちに忍にかへりぬ。輝虎厩橋に歸城あるべき前日の夜、とのゐの番しける小者一人來て、平島を物影へ呼出しささやきける

(三) 太平記鹽飽入道自害事の條に出づ

(四) 成田長康、又は長泰・長安に作る、謙信軍記下に成田の事にあれど、平島のことは見えず

(五) 一本、手島に作る

は、長康別心に付いて明日各〻御生害の沙汰なり、命を助け可ㇾ申間、忍へかへり玉はば、殿は五千貫斗りの大名と承はれば、吾れに三十貫の知行玉はりなんやと云ふ。平島大に驚き、それなんやすき事也とかたらひ、約束の狀かき與ふ。此のもの小船こしらへ、平島を夫男に仕立てて のく(退)。若君も何とぞと云ひけれども不ㇾ叶こと也。父長康さへ捨て玉ふなれば是非に不ㇾ及と云ひて、若君ねいり(寢)玉ふ内に出立つとて、主人をすてて忍び出づ。人質の小兒平島を尋ねて出でたれどもあとかたもなし。あとより追手かかりければ川に飛入りて死せり。平島忍にのがれ來て、長康へ一度も不忠のことなきに何のゆゑに棄てころさんとし玉ふと恨みける。後に平島成田が子息氏長と一味して、長康を追出しけると也。平島が不義人倫の所爲にあらず、唯だ身を利して君をしらず、仁をわきまへず義をそむく。末代にありがたき不道也。

師曰はく、上野峯(一)の城主小幡上總介浪人なりしを、武田信玄武勇を以て上野へ本意也。此の小幡、同國蓑輪の城主長野信濃守(二)がために聟也。長野は大剛の勇士ゆゑ、七年の間武田に楯を付きて永祿六年に落城、長野一黨退治事きはまる。其の後信玄小幡に命じて、本妻長野が女を離別仕り、武田の家の譜代衆と緣邊可ㇾ仕とありて、原隼

(一) 上野國群馬郡、蓑輪軍記上に出づ。（群書類從合戰部所收）
(二) 名は業政

人內藤修理を以て命ぜらる。小幡承りて、此の儀長野沒落以前のことにおいては御意に可ㇾ任也、其の故は、我が古主上杉憲政をうとみ、其のゆゑに越後の輝虎ににくまれ、同名小幡參河守我があひむこ(聟)にて候へども、欲をかまへ、輝虎太刀かげを以て計略いたし、某が內のもの悉く引付け某をうたんとせし時に、甲府へ參り武田の家を頼み本領へ歸參す。信玄公の御恩深重の間、いかやうにも泄るべきこと(理)わりなしといへども、此の女の父已に沒落してよるべなき身に候間、御成敗をとげらるるとも離別仕るまじきと申切るに付き、內藤修理・原隼人、上總が所を取りまき信玄へ披露の所、信玄大に其の義を感じて、その意地によつて先手を申付くる也と云ひて、甥の典廐を小幡がむこ(聟)たらしむと云へり。

師曰はく、(三)元龜四年八月、信長越前を退治し、朝倉悉く敗北の時、究竟の者ども打死いたし、或は生捕られけるを、前波・富田を召出して、各〻其の名字を尋ぬ。爰に印牧彌六左衞門いかがしたりけん生捕られ來れり。信長彼れは何者ぞと問ひければ、前波、是れは印牧と云ふもの也と申す。信長、是れは聞及びたる者也、いかがして生捕られけるぞと尋ね玉へば、御內の前田又左衞門・佐々內藏介と名乘りかけて、刀禰

(三) 越州軍記上に出づ。(續群書類從合戰部所收)

山まで追詰め勝負を決する所にひざ口（膝）をしたたかに突かれ、進退きはまりて生捕られたりと、勇氣少しもたわまず申しければ、彼れは勇士也、死罪を宥して向後味方に參り忠戰を可レ盡とありければ、印牧承りて、先づ以て御恩言忝く存候、雖レ然我れ譜代朝倉が家に奉公の身たり、ことに國中の奉行の名を汚したるものなれば、何の面目に命生き可レ申ことなし、唯だとく〳〵誅して玉はるべしと云へり。前波吉繼聞きて、御諚に僞はあるまじ、本領も更に別儀不レ可レ有、畏みて忝しと可レ申と云へば、印牧眼を見開きて吉繼をにらみ、和殿は朝倉譜代の者にて義景の厚恩を蒙りながら、已が不義こそあらめ、人までもけがさんやと云ひて、唯だとく首を刎ねられよと云ひぬ。信長不レ及レ力、河原に引出して首を刎ぬ。この時、侍品のものの打捨にすることやある、腹をきらんと云ひて、脇刺を乞ひて腹を切りてけりと也。

師曰はく、越國既につひえて義景一乘谷をすてて大野へ退く時、福岡石見守に二人の子を預く。一人は女なれば髪をおろして後々比丘尼出家せしむべし、一人の喝食（かつしき）は大坂へ契約なれば可レ遣とのこと也。福岡、二人の女子預り申すこといかが、唯だ御供仕り死を一途に究めんと云ひけれども、達て命ぜられければ、急ぎ二人の女子引具し

（一）朝倉、このこと越州軍記上の末尾に出づ
（二）稚兒

て宿所にかへり、妻女にもつげず、一首の歌を書付けて涙とともに出でたり。「今日出でて廻りあはずば小車の此の輪の内になしと知れ君」と斗りにて息女を馬にのせ、中間二三人召連れ、豐原寺へと志して行きければ、野伏どもあつまり押留む。福岡有りのままに云ひければ、殿は誰ぞと云ふ。是れは福岡也と云ひければ、さては通すまじ、先年鳴鹿の村と公事の時、其の方彼等が奏者して、我が村のものの負になりぬ、今參りあふこそ幸なれ、その時の返報申さんとて、村々より出合ふ。福岡今は不レ叶と思ひ、下人にもたせたる長刀おつ取つて大に戰ひ死す。二人の息女は方々流浪して、喝食は門跡の妻となれりと也。

師曰はく、今川氏眞、飯尾豐前守を成敗の時、飯尾が所に出入せし牢人に鵜殿金平と云ふものあり。遠州へかへるとて、袋井の邊にて豐前守成敗に究りたるときいて、則ち駿府へ立ちかへり、豐前守やしきへ一所に取りこもりて打果てたり。飯尾は鵜殿長勿が聟なれば、長勿沒落已後に金平など駿河にたよりありけるにや。

師曰はく、毛利大江元就死に臨んで、子ども大勢ありしを、暇乞に不レ殘喚び集め、その子の數ほど矢を取寄せて、一本づつをれば無二子細一をるるもの也、此の多くの矢

を一つにして折れば、ほそき物も不レ折レもの也、各〻一味同心の思をなして、親を親とするにありぬべしと遺言す。時に隆景が云はく、何事も皆欲より出づる事なれば、欲を棄て義を專らに守り申さば、兄弟の中不和なる事は有間布と答へければ、元就大に感じて、各〻隆景が云ふ所にしたがひ候べしと被レ申サけると也。

師曰はく、信長越前をうち從へ、是れを柴田勝家に賜はりければ、勝家所々の仕置申付けて、安土へ爲ニ御禮ノ一まかり越し、丸岡の城には柴田伊賀守ありけるが、秀吉見舞のために播州へ打こゆ。ここに一揆ども寄合談合して能き時節なればとて、丸岡の城を乘取り、北ノ庄の城をも可レ取ルと、加賀國の一揆どもと牒し合せて、丸岡の城をせむ。城中には山路將監・神屋十兵衞・關小番など云ふもの楯籠りけれども、猛勢きそひかかつて既に危かりしに、北ノ庄の留守居柴田源左衞門後號ニ蒲生源左衞門一此の由をきいて、日來は伊賀守と不和なるを以て不通すと云へども、我れここに居ながら丸岡を一揆どもにとられては前代未聞のおくれ也と、興起して千二百餘の勢を率し、崩の川までかけ付く。折節水出でて白波みなぎりけるを、敵に逢ひて死するも川に溺れて死するも同じことも也、某先陣候と眞先に乘入りければ、我も〳〵と一人も不レ殘ラ飛入りて、一騎も不レ殘ラ

こしにける。一揆ども是れを見て色めき立つ。城中には是れをみて勇み悦んで、表裏出合ひ、大利を得たりと也。源左衞門が振舞忠あり義ありと云ふべし。

師曰はく、淺井(一)下野守小谷にて自殺の時、鶴松太夫日比朝夕の相伴にもはつ(ず)れざれば、此の度も御相伴可レ仕と、最期の酒宴をはじめ、下野守が介錯をとげ、その身同座をけがさんことは恐れあるに似たりとて、縁の下へおり、腹掻切りにけると也。重代の侍も如レ此時には降參不義の心出來るべきに、其の身其のやく(役)ならずして、日比の恩を感じ義を思ひ、死を快く致すことは難レ有こと也。

師曰はく、同時備前守長政(淺井)既に自害に及びけるを、不破河内守を以て信長云ひつかはさるるは、日比緣者の好みあれば少しも疎意なること不レ可レ有、唯だ甲をぬいで降參可レ然也と申しおくらるる。長政返答に不レ及、しきりに自害とありしを、傍のものども、信長これまでに慇懃の禮ある上は何の子細かあるべき、平に御降參ありて御家の相續をなさるべきとすすめければ、長政これに同ず。さあらば下野守生害も御免あるべしと申し送り、城を出で、百二三十騎斗りにて降參の體也。信長矢倉の上より見て、彼れは長政か、何の面目に降參ぞやと高聲に呼ばはり玉ふ。長政大に面目を失つ

(一)長政の父なり、信長の將秀吉の爲に敗る

て、道より赤尾美作が宿所へ入り自害して失せぬ。さしもの長政も命の惜しききは(際)になりては、義利の論うすくして、傍への小人の云ふに付きて、末代の恥辱をはづる(一)(外)る事、究理のたらざるゆゑ也。

師曰はく、長政すでに自害に及ばる時、淺井石見守・赤尾美作守もつづいて一所にはせ入りて自害せんとせしを、大勢にへだてられ、老足なれば不レ叶して、剩へ生捕られぬ。信長引出ださせ、汝等無レ由ことを長政にすすめ、朝倉と一味して親しき我れを敵にいたし、今此くなれる果を可レ見、但し云ふべきことのあるやと問ひ玉へば、赤尾はとかくの事を不レ云、淺井居直りて、事新しき仰せに候、義景を無二相違一立置き玉はんと云ふ誓狀の血判未レ乾に越前へ出張、これに因りて長政義理をたがへず義景に一味す、只今も城を出でられ候へ、別儀あるまじきと、さまざまの云合なれども、長政、信長の心中手のうらをかへす如くなり、只だ自殺と申されしを、若し天命あつて長政命つづかば、時節を得て信長を如レ此可レ仕と、達て諫めてのこと也、御邊は唯だ天運のつよき斗りなり、義理をしらず恥をわきまへず、一向僞を行つて、形は人、心は畜生也と、憚る所なくいへり。信長大に怒りて、汝その言のちがひ(違)生捕ら

(一) 一本、「わする」に作る

れぬることはと申されければ、老衰して不レ得レ已生捕られなんことは古今にためし多し、武勇にて敵をうたす、僞を以て人を亡ぼす、是れ武士の辱なり、唯今見玉へ、御邊必ず下人に頸を刎ねらるべしと惡口す。信長憤にたへず、杖を以て打ちぬ。石見からからと笑ひ、搦め置きたるものを如レ此のはからひは、あはれ能き大將の作法かた、いかほども打てや犬坊と云ひけり。兩人ともに斬罪せられぬ。

師曰はく、平信長生害の時、列國恩顧の諸將各〻分散して謀を失ひけるに、蒲生右兵衞大夫賢秀子息忠三郎氏郷父子、義を守り命を輕んじて、信長の北の方幷に若君を日野の谷へ入れまゐらせ、安土の財寶聊か手を不レ付して、信長數年心をつくして結構ありし城を、一時に燒きくづさんことも臣として不レ忍所なりと思ひ、城中よきにしつらひて、日野の城に楯籠る。ここに多賀新左衞門(尉)・布施藤九郎、惟任(三)が命を奉じて和談の義を取つくらふ。蒲生父子あざむき笑つて不レ從、多賀・布施憤りて云ひけるは、當時日野の城は生壁也、急に可レ被レ責と云ひける。明智已に諸勢を催すの所、信雄又勢州の軍を發して鈴鹿坂下まで發向、氏郷二歳の息女を信雄へ人質に出してけるゆゑに、信雄疑を散じ土山(四)迄出馬ありつ。惟任これによつて日野へ不レ寄しと也。

(二) 勢州軍記卷下、蒲生籠城事の條に出づ。(續群書類從本識語所收)

(三) 明智光秀

(四) 江州の地名

（一）齋藤義龍の父利政。前出二三六頁參照
（二）淸十郎、前出三五五頁參照

師曰はく、織田信長へ、平野與兵衛と云ふ美濃侍、元は齋藤道三（一）につかへし度々戰功ありし勇士を被二召出一たりけるに、平野に近付になりに幕下の諸士ゆきける。道（二）化も彼れが所に至りて對面し申しけるは、平野殿御事はそのかくれも御座なき儀に付き、當家へも招請あられたれば、以來は別して御意をも得、御指引にも可レ預と云ふ。平野、思召よりたる仰せ事なり、私事他家にまかりあるとは申しながら、齋藤の家は御當家にもゆかりあれば、以來は各〻御指圖をも可レ請、さて御家名はと云ひければ、我等儀は當家にさせるものにも無レ之候間、名乘り申すも如何なれども、御尋ねゆゑに申候、無双道化と申すものなりと云へり。平野きいて、さては承り及びたる無双殿にて候か、初めて面謁すといへども、久しく承傳候へば、久知音の思にこそとあいさつ（挨拶）す。ここに無双尋ねけるは、近頃楚忽なる事に候へども、平野殿御事いつとても、かかる（懸）ときの先、退くときの殿にて、魁殿を毎度御つとめと承り候、如レ此ことは若輩なるものは承りて置き度きこと也、左樣の働を致すつとめも候はば心がけ申度きこと也、被二仰聞一候へと尋ねぬ。平野云はく、結構なる仰せ事にこそ、某事何にても存じよりあつて仕ることは無レ之候、齋藤の家の子ども度々のとり合（取）に、冥加に

叶ひ候者は先々打死致しぬ、某どもことは生殘りて候ゆゑ、何とぞ重ねての戰には必ず打死を可ㇾ仕と存じ候へども、武勇足り不ㇾ申ゆゑにや、度々死をのがれ今日迄ながらへ、つれなき命を全くして、如ㇾ此御尋に逢ひ申す段、辱の內にはづかしくも候と返答す。無双きいて、平野殿唯今の御返答を承りて、さても深切なることに存候、魁殿の儀はまことに必死と志なくては難ㇾ勸ことにこそと申しきと也。武勇を勸ましつとむることも、義をねらずしては皆利にはしるべきことなれば、此の言尤も可ㇾ信也。

師曰はく、(三)天正十七己丑年六月、伊達政宗會津に陣をうつし、蘆名盛重と萬代山(盤梯)の下摺上原において一戰をとげ、盛重悉く敗軍して會津へかへるに不ㇾ及、直に佐竹へかへりぬ。是れは養父盛隆我ままのふるまひの上、盛重に付いて佐竹より來れる家來ども私をかまへけるによつて、會津代々の家老平田・松本・佐(四)世・富田、世に四天王と號せる、彼等內々むほんをとげけるゆゑ也。中にも安積郡の押へに猪苗代と云ふ城あり、是れに苗代彈正盛胤と云ひて蘆名數代の臣下ありけるが、欲に奪はれ代々の主人に逆意して政宗を引付け、此の時此の城へ入りたるがゆゑ也とぞいへり。かくて政宗會津存分にまかせ、知行割あつて功臣を賞す。彈正盛胤、(五)安房守成實を以て申しけ

(三) 伊達日記中及び蘆名家記卷三に出づ（群書類從合戰部所收）

(四) 一本佐瀬に作る

(五) 伊達日記、一名伊達成實記の筆者なり

るは、兼々會津別心のとき三ヶ條の望を申上候通り、北方半分被レ下候樣にと云ふ。彈正政宗云はく、北方には彈正分何ほど有レ之や、半分と云ふことは不レ覺也と云ふ。彈正申しけるは、北方には某領分少しも無レ之候、恥入り候へども、譜代の主人に逆意仕るも身のために候と云ふ。彈正家來薄源兵衛と申すもの、某其の書付を書き候、半字無レ之ば切腹可レ仕と堅く申すに付き、政宗其の書付を取出すの所に、北方分と斗りありて半の字はみえず。盛胤驚き入り、主人に違ひ候天罰にて候と申して、猶譜代にかへれり。盛胤手入なくば會津早速手に入るまじければとて、政宗北方において五百貫の加增を盛胤に與ふと也。彈正が仕形人臣のわざにあらず、天罰のいたる所可レ見也。

師曰はく、(一)政宗其の年會津にうつり、翌年の元朝に譜代新參ともに打より祝儀のことありぬ。十四日は伊達の家の嘉例にて謠初なれば、亂舞の上各〻興を催し、政宗自ら酌をとり家中のものと酒宴す。ここに新國上總介と云ふは蘆名盛氏取立のものにて、其の身も武勇の功ありて、會津衆の内にては名ある侍也、永沼の城主なり。則ち永沼を以て政宗に降參す。此の新國六十にあまり、顏に白粉をぬり、鼓を打ちて(二)事心なく拍子しける。さしも盛氏の恩を深く得ながら、時につるるわざにて降參こそしつべき

(一) 伊達日記中に出づ

(二) 異心卽ち他意か

に、何ぞや六十にあまり、馴なじみもなき政宗の前にての風情、人倫のわざに非ずと、皆人つまはじきを致して笑ひけると也。義利の辨を不レ知しては、如レ此事世俗に多き也。

師曰はく、宮部是上坊(三)は、本と江州の宮部(四)、比叡山の領にて、是上坊など三人して取來れり、三千石の所也。堀もその一人也。信長の押へに堀・宮部などありしが、心がはりして信長に通ず。宮部は淺井にうたがはれ年來不通なりければ、信長へ降參ときこえば必ず妻子ことごとく淺井に殺さるべきを以て、友田左近右衞門を遣はして、早々宮部より引取らしむ。ここに友田申すは、何とぞ御證文を不レ被レ遣ば御同心まゐるまじきと云ひければ、さればよ、兼て合詞のあれば、此の合詞を云ひてきかすべしと云付けられ、友田甲斐々々しく走り廻り、宮部に行きて取したためて此の事を云ふに、案の如く同心なし。そこにて相詞を出して同心せしめ、妻子を事ゆゑなく引とりける。此の時友田が父の家の前をとほりしに、初も後も不レ告けり。初の時に不レ告は大事の使のゆゑ也、後にはしらすべかりけれども、事多聞に泄れては大功なりがたからんと思へば也。義の正しく思入の切なりと云ふべし。その翌日小谷より未だ勢の不ル

(三) 是上坊 又善祥坊に作る、元と淺井の將、後秀吉に仕へ功により鳥取二十萬石に封ぜらる
(四) 地名

向に、信長より宮部の村をもかこひ入り玉うて、別條はなかりしと也。

師曰はく、小田原籠城の時、諸手より勝れたる勇士を出して、かせぎ(一)かまり(二)などに遣はし、數度功のことなどありしに、榊原內に伊藤顏助、大礒の切通の近邊へ出でて、小田原へ出入のものをふせぎけるに、下總國住人山岸主稅介、是れも自分のかせぎに出來りけるを、伊藤追つめ戰ひけるが、味方の武士どもつゞいてつひに生捕にいたせり。家康公御感の上、則ち秀吉の方へつかはさる。秀吉詳に關東の事など尋ね、生捕をば源君へかへし玉ふ。公命を助け、爾今已後味方に屬すべきよし仰せごとありければ、伊藤を以て申しけるは、迚もの御恩に候間、城中に入り申度しと望むの間、一人籠城したればとて何程のことの可有とて、公ゆるし遣はし玉ふ。城中の者ども、山岸數ヶ所の疵を蒙りたるに不審して、敵にたばかられたるなるべしとて籠舍せしむ。其の後小田原沒落の時、式部大輔(三)小田原を請取り、掟を出しぬ。籠の內より山岸顏助を尋ねければ、山岸を獄より出して、則ち榊原にて二百石の領地を與へ是れを置きぬ。山岸が志かくれなかりければ、其の比三川黃門秀康千石の祿を以て是れを招くと云へども、終に不承引、兩度の恩を感じて、一生少知にて彼れの家に卒しぬ。

(一) 稼ぐこと、軍事上の働き、警戒、通信、運輸等これなり
(二) 斥候
(三) 榊原康政、初名小平太、幼少より家康に從つて戰功多し

師曰はく、東福寺の玄隆西堂(四)字虎巖と云へる僧、關白秀次にしたしみ、その恩顧を以て眞如寺の帖(五)を領し、禪興寺にうつる。是れ近代希有のこと也。秀次甚た恩恵ありけるが、高野山に事ありし時、玄隆則ちしたがひ奉りて、つひに殉死をとげぬ。秀吉其の義を感じて、その弟子玄召を以て命ぜられ、玄召を東福寺の前住たらしめ玉ふと也。

師曰はく、慶長庚子(六)伏見籠城の時、鳥居が郎等七八人ほど伏見へ上りけるが、濱島無手右衛門と云ふ鳥居が譜代のもの伏見より大事の使をうけとり、忍び出でて小山(七)へ使に行くに、彼等關地藏にて對面いたし、籠城きびしき體をきいて、伊賀越をいたし京都へ出で、六條本國寺にて云置して、伏見の城に至りて打死をとげぬ。鳥居權平・杉浦藤八郎・一色三十郎など也。七八人ありし輩は道々にておくれたりと也。

師曰はく、伏見の城に、宇治の上林、石部の御宿の堀勘兵衛、關地藏の御宿の篠山、彼等其の人ならずして、義を重んじて籠城打死をとげぬ。織田信孝(八)岐阜沒落の時、神戸住人石塔鍛冶但馬守國助が子小林甚兵衛(九)と云へるもの、岐阜の城に居留まりし廿七人の數に入りて義を重んず。奇獨と云ふべし。

(四) 寺院の役名、住山退院の人成りて師家を助くるを云ふ

(五) 住持たること

(六) 五年關原役の前なり。この時家康の宿將鳥居元忠伏見城を守備し、上方勢九萬を悩ませて戰死す。後に子左京亮は岩城十萬石に封ぜられ、更に最上二十四萬石に移封せらる

(七) 當時上杉景勝討伐のため北向せし家康の滞留せし處、下野國

(八) 勢州軍記卷下、信孝自害事の條に出づ（補注書頭後小戰記）

(九) 勢州軍記は小林甚兵衛尉に作る

師曰はく、平信孝(一)岐阜に籠城の時、氏家・稲葉等が諸勢是れを責めける。その內に勝家既に敗北の後なれば、美濃・伊世(勢)の侍ども悉くうらがへれり。剩へ信孝の家老齋藤玄蕃允・岡本下野守も心替りければ、信孝つひに城をおちて、野間のうつみ(內海)にて自害に及ぶ。幸田彥右衛門(尉)と云ふ家老は打死し、齋藤と稲葉刑部少輔は一鐵の甥なるを以て、彼の陣に馳入りて、本領安堵のことを云へり。一鐵大に笑つて曰はく、武士の武士たるは義を以て本とす、汝等義を不レ知ラして我が謀を以てするを不レ考して、主人に不義を企て、家名を失ふ、不レ足ラ對面スルニと云つてければ、大に恥ぢてさりぬと也。

師曰はく、伊世(勢)國司具教(二)を信雄生害の時、討手に藤方刑部少輔・瀧川三郎兵衛(三)・長野左京亮まかり向つて、天正四年丙子冬十一月廿五日に、無ク子細ニこれを討つ。各々重代の家人にして、一旦の利にふければ也。中にも藤方は、父入道慶由人質として田丸(四)にありつ。子息刑部少輔不義の企ありときいて甚だ悲歎不レ淺カラ、刑部少輔を人倫に非ずと戒めければ、子息答へけるは、我が本意に非ざれども、年來人質として田丸に御入りの段を笑止に存じて企ツ此ノ事ヲといへり。慶由きいて、汝此の事を速に主君に告げて、則ちともに命を棄て、我が老體を張付けにかけさせば、誠に當家の面目たるべ

(一) 勢州軍記卷下、岐阜落城事の條に出づ
(二) 北畠氏、信雄は女婿なり。勢州軍記卷下、藤方慶由事の條に出づ
(三) 一本、三郎兵衛尉に作る
(四) 信雄の居城

し、武士之義ここにたり（足）ぬべしといへりき。後に慶由風呂に入り深井淵に入水す、世以て美談せり。その子孫零落して大津のはたごやになりて、幾程なく亡びにき。たとへ萬年のよはひ（齢）は延ぶるとも、武士の義は變ずべからざる也。穴賢。

師曰はく、慶長庚子、上杉景勝退治のために源君野州小山まで御出勢の時、蒲生秀行は宇津宮（都）に在城の間、此の度御先手を可レ仕の旨望みけれども、御先手は御先例にまかせ榊原仕るの間、二の手に指つづくべき由を仰出さる。秀行、然らば本道を指置き、別口より働入可レ申由言上仕るに付き、被レ任二其意一、其の手の先手被二仰付一。秀行宇津宮（都）へ所替の時、秀行家來ども大勢會津に居とまり景勝に屬しければ、彼等が方へ人をつかはして、秀行先手の方へうらぎり可レ仕旨かねて約諾す。蒲生家の侍ども各〻是れに同じける内に、志賀與三右衛門申しけるは、うらぎりと在（有）る儀をば、（私には）御免可レ被レ成、譜代の主人の儀なれば、秀行の御陳の方へは不レ動、わきにて打死可レ仕也、景勝とも一旦主人と頼み候上は、うらぎりの儀御免あれと申し送りけると也。此の使をば會〻下僧つとめたりとぞ。

師曰はく、源君御小姓に大久保少二郎と云ふは與小姓をつとむ。則ち相摸守（三）忠隣が

（三）前卷二八四頁參照

弟也。牧野勘七是れも同じく小姓をつとむ。是れは後の牧野内匠頭が兄也。此の勘七大久保に逢著す。本多三彌が子に本多平四郎と云ふは、外様の御奉公をつとめけるが、大久保に逢著也。此の事出入になるゆゑに、牧野と本多と打果すべきになれり。下にて事ゆかずして、遂に公の高聞に達せり。高麗陳に付き名護屋に御座の時なり。大久保も本多・牧野も御家人の歴々なれば惜しみ思召して、大久保をば高麗へ遣はされ、平四郎をば關東へ下され、勘七は名護屋に指置かるべきになれり。ここに大久保高麗へこゆるとて、對馬へ行くみちにて煩ひ出して死去す。勘七もともに高麗へ參り度しと願ひけれども不レ叶内に右の仕合にて、死體此の方へ來りければ、勘七殉死してけり。平四郎ことは關東へも不レ下京都に居り、妙心寺に流牢し在(有)レ之を、秀次の家老羽田長門守きき及び、常に物がたりの合手に致し置きぬ。然るに秀次の事出來て、羽田も切腹しけるを、平四郎日比の入魂默止がたしと云ひて、則ち追腹仕りぬとぞ。義と云ふものの深きは、命を棄ててかへりみざる所以を可レ見也。平四郎は三彌が一子也。三彌是れより後子なかりしとぞ。

師曰はく、大坂の合戰に、伊達政宗が手において、給衆百人の頭草刈源内・秋保掃

（一）男色同性愛のことならん

（二）侍足輕、後に出づ

部と云ふもの兩人打死をとげぬ。歸陣の後、政宗、給衆頭兩人をうたせて、組のものの一人もそこねざることは、組のやつばらが不覺と云ふべし、百人ともに向後(きやうこう)のみせしめなれば成敗をとぐべしと申されけるを、兩人の打死は某ゆゑ也と、給衆の内、丹野善右衛門申し出づる。そのゆゑは、川向ひに味方の備あるを見て、源内敵と思ひてかかるを、丹野は給衆の組頭なりけるが、進み出でて申しけるは、和殿は何事に目のくれて味方を敵と見ちがへ玉ふとあざ笑ふ、源内怒りて丹野をすでに切らんとせしを、秋保のりへだててける、是れに心のせきけるにや、無二に敵陣へのりこみ打死ゆゑ、秋保もつづいてのりこみ、父子うたれぬ。是れ某が誤なれば、惣代に某一人罪科に處せられ可(シ)レ給(フ)と平に望みけるゆゑ、政宗百人の罪を赦せり。しかれども政宗一生給衆の居る町をとほらず、不義無道のやつばらにて、主人頭を見殺したりとにくみけると也。給衆は伊達の家の言(ことば)にて、侍足輕の類也。

師曰はく、眞田安房守昌幸が次男左衛門佐(三)大坂の城に入りければ、安房守が弟隱岐守信昌を以て、冬御陳御和睦の後に、達て御方に可(シ)レ參(ル)、然らば大祿を可(シ)レ被(サ)レ下との事こまやかなりける。左衛門申しけるは、最前高野(かうや)に蟄居の時、種々御家を望み候時

(三) 幸村

は御許容も無レ之、今度已に秀頼にたのまれ參らせて籠城いたす事は本意に非ず、大坂の籠城始終利あるべきを見こみ候にもあらず、一旦武士の約束仕りたる事を違變せんことは本意に非ず、然れば幾度仰せきけられても同心仕るまじきに候、若し不義をかまへ無道を致して降參仕らんには、微官微祿も被レ下て益なきこと也、大祿を被レ下とあるも、某此の義を守るゆゑなりとかたりき。後に又信昌呼びよせ談じければ、重ねてはとかく(兎角)の返答もなく、義のある處には、天下に又天下をそへて賜はるとも、心のひかるることにあらず、汗の出づればとて大はだ(肌)をぬいで小姓に汗をのごはせ、就中頸のまはりをよく可レ拭、やがて頸になりて家康に對面可レ仕と、笑ひながら云ひけると也。彈正忠(一)一德齋がためには孫なり、剛操勇義と云ふべし。

　師曰はく、藤田能登守は生國上野名和庄の者也。上杉景勝につかへて七組の頭となり、一手の大將を仕れり。關ヶ原の時、景勝直江が諫に因りて三成に同意す。能登守是れをきいて、沙汰の限也、家康公へ一味可レ然と、さまざま申しけれども不レ用。ここに池田・福島・淺野・細川・加藤左馬・同肥後・黒田、彼等七人の衆三成を打つて鬱憤を散ぜんとせし時、三成大坂より伏見へ迯上り、家康公をたのみける風情を見、

(一) 眞田幸隆、信濃の小諸の郡海野の豪族海野小太郎棟綱の長子、眞田郷松尾城に移つて眞田氏と改め、彈正忠と稱す、武田信玄に招かれて武功多く、信玄剃髪の時同じく入道して一德齋と號す。天正二年歿、年六十二。昌幸はその第三子なり

能登守直江に、彼れが體を見玉へ、天下の神器を得べからずと示す。直江ここにおいて、得二其意一、さらば家康公へ一味の手入其の方可レ仕と云ひければ、事延引なれば調ひがたかるべけれども、才覺可レ仕と云ひて、秋元をかたらひ本多佐渡守まで云ひ入るるに付きて、公御同心なるを以て、景勝向島へ御目見に伺公(候)す。是れに因りて不日に御入魂なり。而して景勝奥州へ下る時、佐和山に立寄り三成と談合し、つひに家康公と約を變じ、奥州に至りて旗をあげたり。此の時に藤田又さまぐ\申しけれども不二同心一、却つて潛に可二打取一とのことなり。景勝(に)恩深き身なれば少しも不二立退一うたるべきこととなれども、潛にうたれなば謀反人になりぬべし、是れ勇士の義を失つて、尸の上の恥なりとて立退き、六條へ引こみ、頭をおろし日を送り、家康公可二召出一とありしを、景勝(に)恩の者にて候間、御宥免可レ有と種々申しければども、達て仰出され、無レ所レ遁出仕す。大坂の役に、榊原遠江守・小笠原等の指引可レ仕との事にてける所に、六日の合戰に、藤田が指引不レ當レ理の由に付きて、榊原が者と藤田と論じけるに、能登守落度になりて信乃(濃)國へさすらふ。藤田思案しけるは、今七十に餘り、落度の旨に究まり、いつを期して此の瑕瑾をただすべき時なし、少年にもあらば、養生

をとげても一日も命延びなんことを思ひ、一度は此の恥を可レ雪に、不慮のことに數十年の勇功も空しくなりぬる事、口惜しき次第なれば、世間への云分なりと云ひて、腹切つて死せり。勇に義を存じたるゆゑと可レ云也。

師曰はく、福島正則が郞等に佐久間加左衞門と云ふもの、使に行きけるが、松坂の番所にて何とかしたりけん打擲しられぬ。平伏し詫言してその場を過ぎて使の用を達し、正則に向つて件の用を云ひ、其の事すみて、さて右の段々をかたり、其の場をさらず腹搔切つて失せぬ。是れ神妙の義士なりとさたす。正則是れを見、泪を流し理非を不レ辨、則ち家康公へ申上げて敵を可二申請一由、一筋に云ひけるゆゑ、忠功の正則に思召しかへらるべきにあらねば、伊奈圖書に切腹被二仰付一たりと也。

師曰はく、鎌倉の公方の時分に、本領訴訟の事あつて、兄弟つれだちて鎌倉につめて有レ之に、或時四方遊行の折から、大名の郞等どもをあつめて馬をせむる所あれば、兄弟立(一)すさみて是れを見て、兄なるもの、侍の重寶は馬也、一度訴訟の安堵して、如レ此馬をもちて終り度しと、つぶやき獨りかこちてけるを、彼の郞等ききけり。大名も此の兩人の見物人はいかさまよしある人にこそと心付きて、郞等の其の近きにあり

(一) たちすくみの誤か、或はたたずみか

しへ、何事のありし、何と云ひしぞと問ふ。郎等しか〳〵と答へければ、侍の貧富は天の命也、此の馬牽きて彼の人に得させよ、何かをしからん、持合せたるこそ幸なれと云ひて遣レ之ければ、大にかしこまり喜びて禮謝して過ぎぬ。其の後程ありて、兄弟本領安堵の御教書を得て古郷へ上りけるに、富士川の手前にて関のこゑ矢さけびの音す。いかなることにやと思ひて、所の者に尋ねければ、しか〳〵の人の罪の事ありて如レ此と答ふ。悉くきけば(聞)、さりし(去)比我れに馬を與へし大名也。兄の云はく、馬を得たる恩つひに報謝の事もなきに、今かかる様をききながら空しくきき過ぎ(聞)なんは全く本意に非ず、我れは是れより直に彼の城に入りて打果てぬべし、兄弟一所に果てなん事にも非ず、御邊は此の御教書持ち歸りて本領に安堵し、よきにしたたむべし、我れはここにて必死なりと、なく〳〵暇乞して弟をかへしぬ。弟も平に一所にと云ひけれども、其の列にあらざると云ひ留めて弟をかへし、其の身は城に入り是々の事と云ひて、同じく楯籠りぬ。弟は兄の教戒にまかせ、涕にくれて立別れつつ先へ行きけるが、富士川のわたしにて船打かへり、船中の男女皆死す。弟もその中なれば死にけり。兄は城にこもり打死ときはめしに、不レ思に和睦の事出來て、城主別條なかりし

ゆゑに、其の身も無レ恙して城を出でぬ。弟の富士川にて死せし刻限と城の和睦の相すみし刻限、聊かたがはざりしと也。されば古語に進而不レ死退而不レ生と云ふは此の心なるべし。孔子の言に、(一)見レ義不レ爲者無レ勇也ともいへり。義の當る所をさし置きて、利をはからんとせば、その利はしれざることなり、義にまかせて致しては、生死更に心に心よかりぬべし。彼の兄は義を守りて必死に究めて却つて生き、弟は必生の地に居て却つて死す。前の事は不レ可レ計なれば、專ら當然の義を可レ守也。

師曰はく、すべて義と云ふべき事は、向にあてゝする所なく、人の目にみえざる所をつゝしむにあれば、凡情のものは當分の利を欲して、遠き所を不レ考事のみ多し。ゆゑに義をつとむることは至つて難しと云へり。人の不レ見不レ知人の毀譽もなき所においてこそ、まことのつとめと云はんものは可レ有也。このゆゑに終をつゝしみ遠を追うて、人のみざらん所、無からん跡のすゑ／＼まで、天地を以て鑑として其のつとめを盡す、是れ大丈夫の義也。當座の利を專らとせば、時の勢についておのがさまざまにかはり行きて、心ここに卓爾たるべからず。後醍醐帝笠置に籠城の時、笠置の近所にあすかいと云ふ在所あり、此のものども陶山・小見山がまひなひに因りて、當分

(一) 論語爲政篇第二十四章

の利用を必とし、案内して笠置を燒失す。此の罪に因りて、今に至るまで此の村の男女は笠置へ山上すること不レ能にきはめ置きぬ。是れ利は當分のことにして、いたすまじき義は末代萬世に明なるのゆゑなり。山田新右衞門が今川の義元打死の二日目に向レ塚て腹を切り、松野平介(二)が信長の死後に明智につかへ、事ならずして塚に向つて切腹したる如き、各〻ためし寡なきつとめ也。異朝の程嬰(三)・杵臼、越の范蠡、宋の謝枋(四)得が志各〻以て可レ見。或人のいへるは、齋藤内藏助利三(五)が死骸のはたものにかかれるを、海北と云ふものの弟に畫師友松、ひそかに其の尸を盜み取りて葬りしといへり。其の家ならずといへども、其の義の所レ立、尤も殊勝と云ふべし。多賀(六)の豊後がゆるせる罪人、稻葉一徹が不レ殺つる咎人、皆人しれずに出でて向レ塚て死せし、是れ義のよる所默止がたき處とみえたるなれば、況や平生涵養して省察せんには、義日に長ずべきのみ也。

師曰はく、義は必ず他人の間にあることにて、なしても不レ爲ともの事あるを、我が心の内にかへりみて、やましく耻づかしき所あるを改め正す、是れ義也。内にはづる所あれども、當分の利用を專らとして、其の利に從ふがゆゑに、義をかくになれ

(二) 主恩を報するために僞りて明智に仕へ近付かんとせしも成功せざりしを云ふ。この人吉田松陰の先祖なり
(三) 前卷一七七頁參照
(四) 前卷一七七頁參照
(五) 明智光秀の臣、共に信長を弑す、後捕へられて磔に會ふ
(六) 多賀高忠

る也。

士談四

一〇 命に安んず

師曰はく、(一)論語に不レ知レ命、無三以爲二君子一也。程子注解曰、不レ知レ命者、則見レ害必避、見レ利必趨、何以爲二君子一。朱子曰、與三五十而知二天命一不レ同、知二天命一、謂レ知三理之所二自來一、此不レ知レ命、是說二死生壽夭貧富貴賤之命一、今人開レ口、亦解三說一飲一啄自有二分定一、及レ遇二少々利一、便生二趨避計較之心一、古人刀鋸在レ前、鼎鑊在レ後、視レ之如二無者一、只緣レ見二道理一、都不レ見二那刀鋸鼎鑊一。

師曰はく、人命を不レ知ときは心ここに安んずることなきを以て、安んじ樂しむべきこともなく、思ひ定めて果敢決斷することも無レ之。人間の第一重きものは命也。此の命を大事に思ふことは、貴賤上下長幼に至るまで同一理にして、鳥獸魚鱉ともに此

(一) 堯日篇末章

の念あり。然るに命の重きことを思うて、家に居ては地震の俄にゆり來りて、けたう（桁梁）つばりの落ちかかり、柱壁のたふれて、唯今にも死なんことのしられずと思ひ、外へ出でては大地の俄にわれて我が身の忽ちにその內へ可レ入もしれず、矢石のいづかたより來りて身を失はんも計りがたし、狂人虎狼のはしり來りてくらはんも、病難を得て卒に死なんもしれずとのみ思はば、一日片時も安き心もなく、常に苦しむべし。然ればとて、何事も天命なりと棄てはてて、事物の理をきはめず、危を侵し難におち入りて聊か心にかからずと云ふも、又右のうらにて、ともに過不及の病を不レ出。いかなるをか命をしる人のわざとならば、家はけた（桁）梁を念を入れ、柱壁を丈夫にして、卒爾にたふることなきが如くならしめ、外へ出づるには、出づるに警し入るに蹕し、上下主從の禮をそなへ、非常を禁じ、常に大賓をみるが如くにして、備へ設くることを正しくして、身の養生を詳にし、飲食情欲を節して、而して天の命にまかする、是れを知レ命と云ふ也。しからば戰場にのぞんで、劒戟を白らよこたへ、矢玉の中に飛入り、駿馬の逸物にまたがりて猶ほ一鞭をあたふるは、是れ知レ命に非ず、危をなすのゆゑなりやといへば、ここにおいて義の不レ得レ已所あり、則ち是れを命と云ふべし。

そのゆゑは、我れ武士の家に生れ大丈夫の氏族を嗣いで、農工商の三民に非ず、天我れをして士たらしむ、是れ天の命に非ずや。而して戰場は危地にして、遁れば遁れつべけれども、遁るるときは彼れに害せられずとも、心に恥づる處あり、是れ不レ得レ止の處也。況や上としては、下を害せられて默止すべき道なし、下としては、上を失はれ親をころされて遁れ去るべきの道なし。是れ則ち天命のある所にして、其の所においては是れを義と名づく。已むことを不レ得して出でなんとならば、甲冑を以て身をかこひ、駿馬を以て進退を利し、鎗戟弓弩を用ひて遠近の敵を制す、是れ事物を究明するのゆゑ也。而して守るに城郭あり、戰ふに陳あり營あり、各々其の宜に隨ひ用ひてそれに應ず、是れ命をしる也。守るに城郭のかたきなく、戰ふに陳營の詳なるあらず、身に甲冑矛戟のそなへなく、金鼓旌旗の用なく、駿馬輜重の設なくして、唯だ天の命なりと云はんは、是れ知レ命と云ふべからず、學者此の所において天の命を勘辨して、能く其の事物を究めんには、天命初めて可レ全也。さるによつて、命と云ふ所を詳に不レ知ば、或は恐懼臆病して不義をなし、或は暴虎馮河して死すとも悔なきに至る。ともに大丈夫の安レ命と云ふには不レ有也。

師曰はく、富貴貧賤は必ず命あつて、更に人作の及ぶ處に非ざる也。而れども命を安んずること不レ能して、利を見ては是れに趨り、害をみては是れをさく、是れ又古今の通情也。大富は有レ命、小富は有レ用と云ふことのあり。今ここに利を好むものの有りて、僭上輕薄の行をなし、鄙吝惜嗇のさもしき事をいたし、讒諂面諛のへつらひをなせば、時に取りてしばらくかがやく(耀)如くなるものなり、是れ小富は有レ用也。しかれども父祖をてらし(照)子孫をゆたかにするの大祿大財を得ん事は、その分にて可レ叶ことに非ず、是れ大富は有レ命也。たとへて云はば、執柄(一)の氣に入らば官祿も思のままに可レ得、國君大王の志に叶はば國郡爵祿望のごとくなるべきなれば、何とぞして氣に入り志に叶ふ如くにせんと、我れも人も思ふに、天の命あるものは、さし出づれば宜しく、ひかふれ(控)ば利を得て、皆彼れが氣志に叶ふ。天の命薄きものは、出づればにくまれ、入ればすたりて、ともに彼れが氣志に不レ合、手立をめぐらせば才覺過ぎたりといはれ、引こめば隱者なりとしからるる、是れは不幸なる命あるゆゑ也。自然と幸ある輩は、なすほどの事に幸あるもの也。士の上は云ふに不レ及、農工商皆以て然り。天道は不幸に貧しきものをこそ助け守り玉はんと思へば、風雨の物をそこなふをみる

（一）一本、執權執柄に作る

に、やぶれて傾きたる貧者の家は吹きたふされ、地形ひきく(低)まどしき(貧)家には水あつまり、大廈高墻のかまへには風雨のあたること寡し。寒暑の人を苦しましむるも皆然り。天命更に心なし。我れ今日の分を守り業をつとめ、義を正してあるべきに任ずる、是れ分を知りて、天をもうらみず人をも不レ咎メと云ふの心也。油火は何ほどこしらへても、蠟にともせる火の如くに非ず。天性自然のことわり(理)なれば也。

〽師曰はく、萬の事に時と云ふものあり、是れを時節と云ふ。正月元日より一日々々をつみて、一年三百六十日に到りて、而して一周天たり。一日は朝より暮、宵より曉と、一刻一時をつみて一日のめぐりとなる。木の實はめぐみて小より大に至り、青より紅赤になる。無理に大にすべき味をつくべきと云ふことは、人作のわざにて用に不レ立タ、しかもなる(成)ことにあらず。その木の實草の實も、年によつて多小あり、美悪あり、是れ又彼れが定まる處なし。何とあしき年も、その内に少し能と云ふはありと云へども、大にたがふことは時節によること也。然れば成熟皆時あり急ぐべからず、又緩にすべからず。一息切斷の間も、ここに間斷ありては、又時節たがふもの也。天道日月の往來以て可レ考フ也。春夏は日長く、秋冬は日短し。是れ又時節にして、長きと

きに仕合するもあり、短きときに仕合することもあれば、貧富貴賤において聊も不ㇽㇾ可ㇾ置ㇾ心也。若し是に心あらば、必ず柿を未熟に取りてこしらへ甘からしめんと云ふになるべし。

師曰はく、武田信玄の曰ふ、國を多く取る事は果報次第也。ことに天下を取りて、日本國中を不ㇾ殘皆をさむることは、源賴朝・北條數代、其の後源尊氏、是れ皆果報いみじく、公方にそなはり、將軍になりて武家の大望ここにつく。是れも果報の時刻あらざる以前は、何ほどか身に艱難の事ありし。義經弓馬の譽れ身のつとめありけれども、わづか伊豫一國にて終れり。去るほどに果報はしれぬことなれば、さしおいて、末代までも弓馬の上にけがれなき如く可ㇾ愼也。けがなく弓馬を取りて命長ければ、果報にまかせて大國天下も前へふり來るもの也。たとへば四時を急ぐと云へども、春より秋へは飛越されざるもの也。此の理にくらきを以て、果報もしれざるに大國大祿をのぞみ、我が恩を得たる主君に逆心を企て不義をなすこと多し。扨又當分いたしをほせても、時到らざれば大形非法の死をなす事、古今に其のためし多し、以て可ㇾ戒也と云へりとぞ。

師嘗て曰はく、古歌に、「何事も時ぞと思へ夏來ては錦にまさる麻の賤衣」と云へる歌あり。錦はおり物の至極、厚く寛廣ならんは其の錦の形の宜(よろしき)なりといへども、今の時夏にて炎暑甚しきには、是れを服用なり難きがゆゑに、入れて是れを收め置くにたれり(足)。麻の狹衣は凡下の服にして、其の薄く其のはたばり(一)のせばきを好んで著衣とす。くらべて云はば同年にしてかたるべからざれども、用ふるときは其の時に宜(よろしき)にしくはなし。天下の萬事皆如レ此。高鳥盡きては良弓かくれつべし。ここを以て云はば、堯舜の時を以て今日を論じ、高尙の事を以て日用をさたし、書になづみて當世を云ふは、皆錦の厚衣を見事なりと云ひて、暑服せんと云ふに不レ差(タガハ)、其の理はみごとなるに似て、用ふるときは大にたがふ也。人間世の用捨も皆如レ此なるものなるに、命を安んぜず時をしらざれば、人の不レ知不レ用ことをのみ憤りて、我れに今日の當用なき事を不レ知也。

(一) 幅張即ち廣さ又ははば

師曰はく、世に名高く人によばれ(呼)書にしるされたる者どもにも、時に遇ひていみじき名を取ることあるもの也。その身始終を全うして、時とともに消息して治亂の世に全く一生の道をただし行ふ輩は、是れ眞の大丈夫なるを以て世にも殆ど希也。戰國に

生れて武勇の名ある輩の、早く打死し身まかりぬるは名も全し。末々までのこりて、後にはつとめ守らざるゆゑ、放埒になりて初の名を失ふに至る輩世以て多し。然れば人の譽望も大概は皆時に遇ふと云ふもの也。村上義光が大塔宮の命に替りて吉野山にて打死したるは、忠あり義あり勇ありと評せり。佐々木高綱が（一）武衛の名字を賜はりて討死にきはめ、石橋の難を遁れしむ。此の時高綱討死を全くせば、漢の（二）紀信が忠義にも可レ比なり。頼朝此の恩を感じて、天下を治めば必ず半を以て汝に與ふべしと堅く約束をとげ玉ふに、世しづまりて、備前・安藝・周防・因幡・伯耆・日向・出雲、中國七ケ國の守護を賜はりければ、日本半分の約束相違せりと云ひて、髻を切りて高野山に籠れり。これに因つて初の忠義は皆すたれるになりぬ。是れ壽命長久にして却つて名のすたれるゆゑんなり。されば古今ともに、始終の義を全くして功名を保つことは、大丈夫にあらずしては難レ叶。冥加に叶ひて其の時に遇ひて死を速にする事、是れ時をうると云ふべし。

師曰はく、或人の云へるは、時に遇ふことも、能く事物の理をつくしきはめて見ば其のわかちあるべきこと也。されば大丈夫時に不レ遇、飛龍の位を不レ得しては、志を

（一）源頼朝、前に右兵衛權佐なりしを以てかく稱す
（二）漢の高祖劉邦に仕へ、て將軍たり。楚の項羽劉邦を滎陽に圍んで事危急なるとき、紀信身代りとなつて漢王の車に乘つて出で、身は焼き殺されて王を救へり

行ふこともなるべからざれば、時に遇ふか如くにつとめ行はば可レ然也。時に不レ遇と云ふも事物の理に不レ盡處あるゆゑなるべしと云へる人あり、甚だあやまれり。大丈夫は時に遇はんことを求むるものに非ず、又時に遇ふことを嫌ふものに非ず。求めて時に遇はれざるを知る、是れを命を知ると云ふ也。孟子の天爵・人爵（三）の論以て可レ考也。大丈夫の時に遇ふことを欲するは、危を救ひかたきを擧げて、萬民を塗炭の内より救ひ出すべきの思入にして、飲食情欲をほしいままにし奇麗華奢を究むべきのために非ず。ここを以てみれば、人同じく富貴を願ひて、其の趣向は天地の差別あり、此の心をもてる大丈夫、いかんしてか顏をつくろひ言をたくみにして、人の膝下につくばひうでくびをにぎらんや。尤も可二心得一也。

師曰はく、帝位・公方・管領の職、各〻人倫のわざに不レ可レ有。たとへば其の位に可レ昇の品に當ると云へども、天道自然の時至らざれば、いみじき才能ありと云へども不レ可レ叶也。延喜の王子兼明親王は前中書王と云ひて、才學世にならびなく、作文詩歌に長じ玉ひて、幷なき親王なりしかども、帝位にはつかせ玉はず。後三條院第三の王子輔仁親王は白河院には御弟也。目出度き才學の王子なれば、必ず帝位に立ち

（三）孟子告子上篇第十六章。「孟子曰はく、天爵といふ者有り、人爵といふ者有り、仁義忠信善を樂しみて倦まざるは此れ天爵なり。公卿大夫は此れ人爵なり。古の人は其の天爵を修めて人爵之れに從ふ。今の人は其の天爵を修めて以て人爵を要む。既に人爵を得て其の天爵を棄つるは則ち惑への甚しき者なり。終に亦必ず亡はんのみ」と

玉ふべきと、後三條院より白河院へ遺勅までありしかども、あなたこなたと障(さゝはり)あつて、輔仁つひに東宮にも立ち玉はずして、仁和寺の花園に引籠りて住み玉ふ。時の人、院内の事よりも中々親しみ奉りて、參り通ふ人多かりければ、三宮の百大夫といへりと也。是れ其の身の仁德ゆゆしくても、命(めい)の至らざれば帝位に卽き玉ふことあらず。內大臣鎌足に藤原の姓を賜はりし時、紀氏の人のいひけるは、藤のかかりぬる木は枯るる物也、今ぞ紀の氏は失(うせ)なんといひしが、誠に紀氏はたえ〴〵になれりと、大鏡に出せり。是れ自然のことわりにして、聊か人の力を入れて叶ふべき事に非ず。

師曰はく、聖德太子(一)守屋を打ち玉ふとき、大返(おほかへし)と云ふ所にて只だ一人ひかへ玉ふに、守屋に行會ひて遁れがたかりしに、道に大なる椋木(むくのき)あり、二つにわれて太子と馬とを木のうつぼにかくし奉り、其の木則ち愈(い)えてければたすかり玉ふ。又大伴(友)の王子と天武と合戰のとき、王子人衆を引率して不破の關にて責め戰ふ。天武既に危かりしに、傍なる榎の木の二つにわれて天武をかくしけると云へることあり。(二)源頼朝石橋の合戰に打負けて、わづか七騎に打ちなされて、とある伏木の中に隱る。大場・曾我・俣野・梶原、三千斗りにて山蹈して、大場伏木の上にのぼりて伏木を捜せしに、景時進み入

(一) 源平盛衰記巻第二十一、聖德太子椋木、附天武天皇榎木事の條に出づ

(二) 源平盛衰記巻第二十一に出づ

りてさがす時、頼朝と向ひたるに、景時哀れに見奉りて助け奉るべしと思ふ心出來たるゆゑに、終に偽り云ひて伏木をさがさしめざる、是れまさしく天の命の有る所也。又小道の地藏堂に入りて土の穴にかくれ玉ふとき、その上人拷木にかけられて、既に死に及ばんとすれども白狀せざりし、是れ又命なり、人の所爲と不レ可レ思、一向富貴貧賤の命なりとしるべき也。

師曰はく、萬里小路藤房の曰はく、萬事不定、殊に天下を治め天下を得ること、時に來り時に去るを以て、世に隨つて變化し、命のままにせんをよしとすべし。其のゆゑは、此の君天下草創の思召立ちのありし時、人多く隨ひ奉りて謀をなせしに、時不レ至がゆゑに、隱謀露顯して皆罪に伏し、天下の大功を思立ちし人今は一人もなく、其の後或は降人になり回忠の人々今天下の權をにぎれり。是れ君の失にも非ず、彼等が所爲にも非ず、唯だ天の自然にてありと思ふ也。君笠置に御座の時は、天下早速にないくべきと思ひぬれば、君も遷幸なり臣も配流せられて歸洛のおもひなかりしに、思も不レ寄武家一時に亡びて、君も臣も再び歸洛するの條、是れを思ふに皆時にありと思ふ也といへり。

師曰はく、畠山(一)の義深、兄道誓と修禪寺より基氏(二)へ降參の時、降參を被レ免は出拔かれてのこと也。明日打手の來るときいて、道誓は藤澤の道場へのいて(退)、それより上洛し、義深は結城中務大輔を憑みけるが、是れを隱さん事至極の難儀なれども、弓矢取る身の人にたのまれて、叶はじと云ふことのあるべきかと思ひ、長唐櫃の底に穴をあけて氣を出し、其の櫃の中にふさせて、數十合かきつらねたる鎧唐櫃のあとに立て、鎌倉殿の馬廻に供奉して出で、ひそかに藤澤の道場に送りぬ。此の人後に越前の守護に被レ補、國の成敗おだやか也と有りて、管領の職に任ぜり。此の時に不レ遁して死を全くせば、後榮は期すべからざる也。ここに案ずるに、命ほど可レ惜はなき、鰐の口を遁れてつひに後榮をなせしためし(例)古今に多しとのみ見ゆるゆゑに、必ず義を背きて、しかも後榮も不レ叶ためし多し。ここは死しても不レ死してもと思ふ處あらば、何ほども命の全かりなん計を廻らすべし。人譬ひかくし(隱)のがすとも、可レ死の義究まりなんには、死して心能くするに可レ有也。命あるものは自然にのがるる道出來、命つづまれば遁るべき所なきに至ると可レ知也。

師曰はく、小田原(三)の城(四)あつかひになりて、北條氏政・氏直・氏照下城し、醫師安栖

(一) 太平記卷第三十八に出づ
(二) 當時關東管領足利基氏
(三) 豐臣秀吉の小田原城を攻めし時の事なり
(四) 城扱、和議のこと

が宅に居す。ここにおいて氏政・氏輝切腹す。此の時氏政云はく、今度小田原の城下城に及び、早雲已來五代の興行我れに至りて斷絶す、定めて世靜謐の後には、氏政・氏直が籠城の仕形善惡の評判ありぬべし、存亡は皆天の命にして人の所爲に非ず、當家滅亡の時至ればこそ、數代の老臣松田(五)が逆心のありし、此の一ヶ條を以ても可レ知也、天命の所レ致と思ふべき也と云ひて切腹すと也。

師曰はく、高木主水正(六)後に性順と號せるは、ことなる(殊)勇士にして、水野下野守(七)所に有レ之て、戰功世にかくれなかりき。その比水野が所に、神谷金七と號して高木につづける勇士あり。下野守生害に逢ふの後、家臣皆ちり／＼になりける時、高木・神谷が事は勇士のきこえありて、源君へ可レ被二召出一の由ありけるに、高木は則ち召に應じて幕下に隨ひ奉りぬ。神谷は織田信雄へ可二罷出一とあつて信雄に屬しぬ。その比は平信長天下の權を握り玉へれば、信雄(八)は北畠の家族を嗣ぎ玉へるを以て、天下の士皆是れを望めるを以てのことなるべし。而して時移り世變じて、源君つひに天が下の主となり玉ひ、信雄は次第に漂泊してければ、金七は信雄の家にて沒しける。その子左馬助、(關原已後也)古の由緒を以て當家に仕へ奉りしと也。

(五) 松田入道憲秀、前巻四六一頁參照

(六) 家康の臣高木清秀

(七) 水野信元、右衞門大夫忠政の子、忠政の女は家康の生母傳通院なり。信元は織田信長に屬せしが、武田勝頼に内通の咎を以て殺さる。武家事紀巻第十五に出づ。但しそれには神谷金七は新七郎に作る

(八) 伊勢の國司北畠具教の養子となれるなり。後に養父を殺して勢州南部を併領す

（一）岩石や墻の附近は危險多きゆゑ居らずとなり。孟子盡心上篇第二章に「命を知る者は巖墻の下に立たず」と出づ

（二）傾きて、即ちかたよつてとりわけの意ならん

師曰はく、命を知るときは、巖墻（一）のほとりに不レ立して、又能く巖墻のほとりに立つべし。我が身をつつしみ守る處を詳にし、心をねり氣を養ひて、而して天の命に任すべし。故に巖墻のほとりに不レ立といへども、可レ立の義ここに至れるときは、又能く巖墻のほとりに立ちて更に不レ動、危きを不レ懼なり。如レ此に修する人、初めて不動心の意地をしるべき也。古より剛操勇猛の氣質相そなはれる輩、劔戟矢玉の中に入るといへども、更に身を犯す事なし。是れ剛操によつて自ら命をしるに似れり。伏見の城責に、惣郭はたやすくやぶれ、本城にてつかへたる時、松野主馬（金吾秀秋家臣）一人立つて居て下知す。城より矢玉ふるが如くに來れり。瀧權右衛門と云ふもの、主馬がふるまひのあまりにかぶいて（二）武かりければ、兩手を以て主馬を押しすゑて、大將如レ此かぶいては諸卒に手負多く出來るものなりと云へりし、その兩手へ鐵炮あたりて手負ひけるに、主馬には不レ當しと也。又大坂にて、上田主水、仕寄先の大筒の上へふみはだかりて、筒のねらひをいたすに、城中より鐵炮多く來り、その傍なる者兩人手負ひ、主水が冑の吹かへしにかすりてあたりけるに、動ぜざりしと也。是れ唯だ生質に因りて其の剛操をして、本と命をしれるものに非ず。是れ等がふるまひを考へみるにも、命は定り

あるものなれば、義について練り養つて進退を快くせんには、彼の生質天性の剛操ありし輩におとる事不レ可レ有也。

師曰はく、能く勤めて安レ命は大丈夫の心也。されば疋夫は死を常に心にあてて物をつとめ、つとめて命を安んずるにあり。死を常に心にあつると云へば、何事も不レ入唯だ當分々々と仕りて、是れを（心に）とめざるは、是れ又臆心也。死を心にあてば、能く事物の間をつとめ守るべし。事物の間をつとめ守りては、唯今死にのぞみても快くして、あきたらぬ處不レ可レ有。物をつとむれば必ず望の出來り、世の我れを不レ知を或はとがめ或はうらむ。命を安んずれば、時に逢ふときは時の用をなし、世に捨てらるれば捨てられて不レ求、故に時と消息して不レ至と云ふことなし。是れぞ大丈夫の心なるべし。

師曰はく、（三）胡致堂曰、禍福各有二定數一、若由二人事一、今置二毒於前一、食則死、不レ食則生、生死係二乎食與一レ不レ食、則人事爲レ近矣、故古之聖人、必修二人事一、其於二天命一曰、我不二敢知一、使下（四）玄宗外任二賢相一內無中蠱惡上、雖二（五）祿山一焉啓レ亂、祿山敗レ軍、其罪應レ誅、（六）九齡直以二軍法一爭論、其理自勝、乃言二未來之事一、（九齡云、祿山有二反相一）斷二其後患一、是故

（三）胡寅、字は明仲、宋の人、官中書舍人、徽猷閣直學士となる。學者にして論語詳說・讀史管見・斐然集等の著書あり。世致堂先生と稱す

（四）唐の玄宗

（五）安祿山将軍として契丹を討ち敗れ歸る

（六）張九齡、中書令となり又中書右丞相となる

玄宗拒レ之、蘇氏曰、齊桓公不レ殺二敬仲一、楚成王不レ殺二重耳(一)一、漢高不レ殺二劉濞一、晉武(二)不レ殺二劉淵一、苻堅(三)不レ殺二慕容垂一、明皇(四)不レ殺二安祿山一、此盛德事也、愚謂、彼五人者、皆賢而無レ罪、何名而殺、祿山則有二死罪一矣、明皇不レ能二按レ法行一レ辟、安得レ爲二盛德一哉。敬仲陳胡公滿之後、以レ罪奔レ齊、事二桓公一爲二工正一、後世專二齊政一、僭稱レ王、是爲二田齊一、或云、劉濞有二反相一、高帝不レ信、景帝時果反、高祖兄之子也、祿山有レ罪、欲レ殺、惜二其勇與一レ才、九齡以二後患之相一諫レ之、上不レ聞也。

此の心は、人唯だ命に心を不レ付して人事を勤むべしと云へるの心也。孟子(五)曰、禍福無下不二自レ己求一レ之者上、詩云、永言配レ命、自求二多福一、太甲曰、天作孽猶可レ違、自作孽不レ可レ活、此之謂也と出でたり。彼是以て唯だ義を守るにあるべし。義を守る時は、更に外に求むることあるべからざる也。

師曰はく、人相と云へる事、古來より其の沙汰多し、是れ又天命の定まる處、その骨法にあらはれたる事をいへる也。但し是れを以て信じて禍福を必とせん事、是れ又あやまりの因る處なり。晉桓溫(六)生れて幾程なきに、溫嶠(七)見レ之、此の兒に奇骨あり、試みになかしむべしと云ひて、其の聲をきいて、眞の英物なりといへり。面に七星あつて殆ど直人に非ずとみたりしが、果して大司馬南郡公となれり。是れ相の不レ違處也。しかれども列子(八)が相を相人にみせしには、度々にたがへるためしもあり。是れを以て

(一) 後の晉の文公なり、公子たりし時在外十九年、楚に在りし時楚王厚くこれを遇す、或時重耳楚王に無禮の言あり、楚の將重耳を殺さんとす、楚王聽かずこれを優遇す

(二) 晉の武帝、劉淵はその臣なり、才幹ありて野望あり。或人これを除かんことをすすむ。帝許さず遂に大いに用ひられ、惠帝の時に至りて獨立して漢王と稱し帝と號す

(三) 東晉時代前秦王なり。慕容垂はもと燕の人、秦に客たり、苻堅晉と淝水に戰つて敗るるや、

禍福を必とすること、尤も小人のわざ也。本朝にも登乘と云ふ相人の師、伊周（九）を流罪の相ありと見、聖德太子の崇峻天皇（馬子大臣被レ殺）を横死の相ありと見玉へるためし、古以て多し。而して少納言惟長（一〇）が高倉の宮を位に卽かせ玉ふべき相ありと見たりしを、宮これにめでて、よしなき謀反の事あつて亡命に及び玉ふは、是れ相に因りての惑なり。然れば明雲（一一）僧正の我れに兵仗の相ありやと問ひけるには、卽ち兵死の相ありと信西がいひしもことわりなり。唯だかへすぐ\外を賴む不レ可也。

二一　清　廉

師曰はく、人の富貴を慕ふことすくなきを清廉と云へり。富貴に志あるときは、ややもすれば義を闕く事多きを以て也。その間天質利用を不レ貪ものあり、是れは生れ付の潔白にして、つとめて致す處に非ざるを以て、あくまで見事なるわざあるものなれども、それほど他所に失あるもの也。今日義理を詳に究めて、利害内にさゝはる處非ざるを以て、初めて是れを清廉と云ふべし。唯だ天質自然の清廉は、聖人の云ふ所に

叛に反し自ら皇上と稱す（四）玄宗は大聖大明孝皇帝と云ひ略して明皇と云ふ（五）公孫丑上篇第四章に出づ（六）晉の明帝の時の人、字は子元、簡文帝立つに及びて勢益々盛なり。前出二五四頁參照（七）字は太眞、中書令、驃騎將軍、安郡公等となる（八）列禦寇、列子八篇の撰ありといふも、果して現在の列子がこの人の作なりや否や疑問あり。列子のことは尙ほ莊子の中に數ゝ見ゆ（九）一條天皇の朝、關白藤原道隆の嫡子（一〇）高倉天皇の朝、高倉の宮は以仁王、この事源平盛衰記卷第十三に出づ（一一）延暦寺の座主、朝廷に強訴せしを以て伊豆に流され、途中より許されて歸るを得たり、後源義仲の爲に殺さる。信西は後白河上皇の近臣、嫉まれて平治の亂に死す、曾て少納言入道信西と云ふ

あらざる也。(一)人鏡陽秋曰、澄レ濁而清、矯レ貪而廉、非二清廉一也、惟彼清廉之士、一榻白雲、半窓明月、金穴百丈而不レ探、銅山萬仞而不レ瞬、漻々然不レ累無レ累、心境交虚矣、故淈レ泥揚レ波、餟レ醨餔レ糟、對レ境而忘レ境、居レ塵而出レ塵、庶二幾清廉一爲レ眞哉と云へり。是れ天生の質を論じて修練の功用を不レ具、尤も詳に可レ考也。

師曰はく、世を遁れて山林に入り、樹下石上のすまひを樂しんで、一衣一鉢のたくはへなき身の清廉なりと云はんことは、さして稱美すべき所も非ざる也。世に交はり塵にそみて、其の間において志の清廉なりなんこそ信の清廉とは云ふべき也。後漢の(二)楊震が荊州の刺史たりし時、用ひ擧げにける王密と云へりしもの、夜ひそかに人靜まりて、黄金を懷にして楊震に遺れり。楊震申しけるは、我れは御邊の志を知りて官に用ふ、御邊は我が志をばしられざるか、如レ此ことをなし玉へると云ひければ、王密申すは、夜深く人靜にして知る人なし、故に自らもち來れり、何の斟酌かあるべきといへりければ、天地知れり、我れと汝と知れり、是れを知ることとなしとの玉ふはあやまり也と、楊震義を深く申しければ、王密大に恥ぢてかへれりと也。又唐の(三)杜黄裳字は遵素と云へる人、唐の憲宗の時に宰相となり、聊も賄賂を不レ好。ここに李師古と

(一) 前出三一六頁參照

(二) 字は伯起、學識あれども朝に知られず、年五十にして擧用せられ清廉を以て名あり

(三) 前出二九九頁參照。この事世說新語卷二德行に出づ

云ひて我ままなるもののありけるが、杜黄裳が宰相となりて、事をほしいままに致す事の成りがたかりなんことを思ひて、ひそかに錢數百貫その外財寶を車一乘につみて、杜黄裳が方へ送りて其の志をたぶらかさんとし、時分を伺つて使者を可レ遣と考へしめければ、或時内より麁草なるこしにかろき裳束せる女二人供奉して出でたり。使者人を以てきかせければ、是れぞ杜相公の妻室なりと云ひてければ、使者是れに驚きて、いそぎかへりて李師古に此の事を告げけるは、此の風情を見るに、中々財寶をうくべき人に非ずと云ひける。是れに因りて李師古が謀ととのほらずなりぬ。清廉の德大なりと云ふべし。

師曰はく、宋に張孝基と云へるものあり、同所の富人の女を娶れり。富人只だ一子ありしが、其の身不肖にして父の命に不レ隨を以て、是れを逐出せり。かくて彼の富人病みて死なんとす。財寶を不レ遺ラ(壻)むこの張孝基に與へてあとの事を致さしむ。張孝基その命に從つてける。其の後久しくして、其の子の塗に乞食して居たるを見てつれて歸り、畠をうなはせこしらへさせて、我が所にやしなひおけり。此の子つとめて情(四)を出しければ、孝基あやしみて曰はく、汝能く庫をつかさどるべきやと云ひて庫を

(四) 精と同意

あづく。其の子馴れつつしみて不レ怠。ここにおいて張孝基其の子の志の昔より改まれることを考へはかりて、彼れが父の我れにゆづりし財寶不レ殘かへし與へてけり。其の子彌〻つつしみ守りて、以前にかはり一村の善人になれりと也。孝基がはからひ、淸廉にして知ありと云ふべき也。

師曰はく、宋の劉晉臺少かりしより極めて貧しかりき。或時泉州に至りて、湯屋に至り湯あみしけるに、その室にて金の入りたる袋をひろへり。湯あみをはりて氣色あしきよしにて、其の所にとどまり臥して養生す。その明日早朝に一人來て、なく〳〵浴屋の內を尋ね申しけるは、我れ方々に商買してすでに八年に及び、黃金過分にたくはへまうけたるを、昨晩酒に醉ひて此の湯屋に至り、金袋をわすれ、月の面白さにうかれ出て三十里行き、初めて思ひ出して如レ此、若し誰人ぞひろひもて行きしやと問ふ。そのとき劉晉臺云へるは、我れ是れを昨日ひろへり、定めて尋ね來る人のありなんを待ち付けんために、今まで病のよしにてここに留まれりと云ひて、袋とともに與ふ。商人喜んで、せめて此の內少しを獻じたきとて、是れを與ふれども、公吏に受納せずして還りぬ。此の事を聞きて宿所の一類あつまり、如レ此困究のことなれば、不

レ残かへし玉はずとも、少しは受けて來り玉ふべきこと也と怒りうらみければ、されば
よ、人には分々の定りあるもの也、他人の物を貪りて己れが物とするときは、必ず災
あるもの也、彼れいか斗り辛勞してたくはへ得たる所の財寶を無二子細一して取らば、
必ずそれほどの災の難に可レ逢なれば、唯だ安レ分じて一生をはるにありと云ひて、
聊か心にとどまる體無レ之。後に官を得て至二西京一。晉臺まことに清廉なることと云ふ
べし。又大明の歴城の尹氏と云へるもの、家貧して日々に店茶點心をわざとして過ぎ
ぬ。或時炎暑の時分、人ありて立ちより、茶のみ物くひなどして馬に水のませ、衣服
を著改めなどして、久しく休息して日已に晩に及びければ、急いで馬を馳せてさりぬ。
時に大なる金嚢をのこせり。尹氏これを擧げてみるに中々擧げられず、さては金袋な
ると知りて、人にもしらせず、穴を掘りて是れを埋み、人の來るをまてども沙汰なけ
れば、その所に柳を植ゑてしるしとす。此の道往來のちまたなれば、毎日諸人の往來
の所ゆゑ、さてあるべきにあらずと思ひけるにや、彼の金を失へる商人又二度尋ねて
も不レ來、家業を失つて方々流浪す。彼のしるしの柳もはるかに大になれり。ここに
先に金をおとせし商人その所を重ねて通る。尹氏も其の人を見忘れぬ。商人立入りて

點心して大に歎じける。尹氏不審を立て、何事に大に歎じ玉ふと問ひければ、客いにしへのことを語り出し、身の零落してよるべなくなりにし事を云ふ。尹氏其の金の員數とその失ひし日とを詳に尋ぬれば、彼の柳のしるしをうゑし時のこと也。尹氏やがて其の事を告げて、柳をほらしめければ、金を得。金の主大に其の志を感じて、不レ殘與へその餘分をうけんと云へども、尹氏不レ聞、然らば半分わかちとり玉へと云へども、我れ貧にして今以て此の體なれば、取りて用ふべくば皆こそ取るべけれ、何ぞその半分を可レ受かと辭して不レ取。金の主あまりの喜びに感涙やまざりき。尹氏其の夜の夢に、天我れに貴き子を與ふとみたりしが、幾程もなく男子を設く、これを尹旻(一)と云ふ。後に進士に舉げられて、吏部になりにけりと也。ためし寡き清廉也。

師曰はく、胡文定公(二)曰、常愛、諸葛孔明當二漢末一、躬耕二南陽一、不レ求二聞達一、後來雖下應二劉先主之聘一、宰二割山河一、三二分天下一、身都二將相一、手握中重兵上、亦何求不レ得、何欲不レ遂、乃與(三)二後主一言、成都有二桑八百株、薄田十五頃一、子孫衣食、自有二餘饒一、臣身在レ外、別無二調度一、不三別治レ生以長二尺寸一、若死之日、不丙使下廩有二餘粟一、庫有中餘財上、以負乙陛下甲、及レ卒果如二其言一、如二此輩一人、眞可レ謂二大丈夫一。

(一) 字は同仁、明の憲宗の時の名臣にして吏部尚書、太子太傅、大學士たり
(二) 胡安國、宋の人、學者にして著述あり、官給事中となり、文定と諡す
(三) この事三國志蜀志卷五諸葛亮傳に見ゆ

師曰はく、清廉なりと云へども、詳に其の事物を不究明ときは、ここには清廉にしてかしこに清廉に致し難き事あり。此の身を養ふにたよりあらざれば、口をもらひ飢をたすけざれば不叶のことわり(理)有るがゆゑに、唯だ一向に清くいさぎよく財を散じ寶をすてても、又人の物をうけざれば不成ことある、是れ練りて致す處に非ざるを以て也。後漢應劭(四)が風俗通義曰、太原郝子廉(五)、饑不得食、寒不得衣、一介不取諸人、曾過姊飯、留十五錢、默置席下去、每行飲水、常投一錢井中、按士相見之禮、贄用鶋雉、受而不拒、而交答焉、唯祭飯然後拜之、孔子食于施氏(六)、未嘗不飽、何有同生之家而顧錢者哉、傷恩薄禮、弊之至也、孟軻譏仲子(七)吐鶂々之羹而食井上苦李、鮑焦(八)耕田而食、穿井而飲、非妻所織不衣、饑于山中食棗、或問之、此棗子所種耶、遂嘔吐立枯而死、世不之異、惟其似旃、孔子疾時貪昧、退思狂狷、狷者有所不爲、亦其介也といへり。清廉のことわり詳に在究明也。

師曰はく、青砥左衛門(九)、地下の公文(一〇)と時の執權相摸守と訴論のことありしに、奉行

(四) 字は仲遠、博識にして獻帝に仕へ、て泰山大守となる。著書風俗通義の外に漢官儀及び禮儀故事あり、通義十卷は當時の風俗の過謬を述べ義理を明にするものなりと云ふ (五) 漢代の人、清廉の人として名あり (六) 孔子の弟子施子常 (七) 陳仲子、齊人、字は子終、夫妻人の爲に園に灌ぐ、楚王使を遣はし召せども往かず。嘗て鵝肉を食ひしが賄賂と聞きて吐出せしも、貧に迫り井上の苦李を食ふ。これ只た他人のものをとらざるを善しとするのみにて義利の辨を知らざるによる。孟子滕文公下篇第十章に出づ (八) 周の隱士、廉潔にして世と絕てり、莊子・盜跖篇に「鮑焦は行を飾り世を非り木を抱いて死す」と出づ (九) 太平記卷第三十五、北野通夜物語の條に出づ (一〇) 莊園の下僚

頭人評定衆、皆公文が方を負に可レ仕とききなしけるに、青砥一人權門にも不レ憚、理の當る所を具に申立て、遂に相州のまけになれり。公文不慮に得利して、所帶に安堵しければ、其の恩を報ぜんとや思ひけん、錢を三百貫俵につつみ、後ろの山よりひそかに青砥が坪の內へ入れたりければ、青砥是れを見て大に忿り、沙汰の理非を云ふは、相摸守殿を奉レ思ゆゑ也、全く地下の公文を引くに非ず、若し引出物をとらば、上の惡名を申し留めつれば、相州よりこそ玉ふべけれと云ひて、一錢をも不レ受。如レ此清廉神に通じて、相州の夢に、青砥を賞すべきよし、鶴岡の八幡宮の靈夢を蒙り、夙におきて、近國の大庄八ヶ所まで、自筆に補任をかいて彼れに賜ふ。（一）金吾補任を啓き見て大に驚き、是れは今何ごとに三萬貫に及ぶ大庄賜り候やらんと問ひければ、相州しかじかのこと也と告ぐ。金吾頭を振りて、さては一所をもえこそ賜はり候まじ、其の思召の處も歎入りて存候、物の定相なきを夢と申せば、若し某が首を刎ねよと夢を見玉はんには、無レ咎とも其の如くに行はれんや、報國の忠薄くして超涯の賞を蒙らんことは是れ國俗（賊）也と辭して、補任をかへしぬ。人々皆舌をふるへり。このゆゑに金吾聊も背レ理耽ニ賄賂ニ事なかりき。或時青砥夜に入りて出仕しけるに、いつも燧袋に入

（一）青砥左衛門尉なれば唐名にて金吾と云ふ

れて持ちたる錢を十文取はづして滑川へおとし、以ての外に周章て、其の邊の町屋へ人を走らしめ、錢五十錢を以て續松を十把買ひて、是れをとぼして遂に十文の錢を求め得。人皆小利大損也と笑ひければ、青砥眉をひそめて、さればこそ御邊達は世の費民のめぐみも不ㇾ知也、錢十文は只今不ㇾ求、川の底にしづみて永く失せぬべし、某がたいまつを買はせつる五十の錢は、商人の家にとどまりて永く不ㇾ失、我が損は商人の利也、彼れと我れと何の差別かある。彼此六十文の錢一も不ㇾ失、豈天下の利に非ずやと云へり。此の青砥左衛門が心入、淸廉にして究理すと云ふべき也。

師曰はく、平信長惟任に所ㇾ弑の時、(二)蒲生秀賢信長の北の方息女達を日野に入れ申せし時、安土に天下の財寶ありしを、一つも侵す所なく引入れたり。淸廉にして義を守ると云ふべき也。

師曰はく、細川が家臣なにがしとか云へりしもの、町人の手前より道具をかひとりて、其の金子を不ㇾ遣して、子細ありて國にかへりけるが、翌年に至りて江戸參勤の時、彼れを尋ね遣はさんとするに、(三)丁酉の火災にかかりて町人身まかりぬ。本意なきことに思ひて彼れが類親を尋ぬるに、不ㇾ殘火災に逢ひて燒死してければ、此の價を

(二) 前出三八五頁參照

(三) 明暦三年の江戸大火災を指す

かへし與ふべき者なし。ここにおいて彼れがために石碑を建て此の事を銘し、其のゆゑんをゑり入れて廻香院にとどめつ。其の志清廉と可レ云也。

師曰はく、ここに或人兄早く死して子未だ幼少なるを以て、弟に其の祿を少し分ち與へ、兄の子を輔養し立てなんことを云ひて、主君より命ぜらるる事あり。弟其の命に應ずといへども、兄の祿を分ちなん事を厭ひしや、又本より廉潔に事すくなきを好む本性ゆゑにや、つひに分ち不レ取して、身の養をば兄の子にまかせ、事たるまでにして過す輩あり。世以てこれを美談す。是れ清廉と云ふべし。然れども如レ此の事世に多き事にして、詳に究明せずしては必ずあやまりに成りぬべきこと也。兄の祿寡くして分ち取らんにはあとの事不レ可レ成か、又は本と是れ兄の志に不レ有には、得て不レ快。然れども君の命にして、若し如レ此してその宜しかりなんことわりあるに於ては、詳に君に其のわかちを言上して、而して猶ほ命ぜられれば、是れに可レ從。本より兄の志にして、兄の祿分つとも不レ苦の餘分あり、我れ又養はれずして不レ叶ほどの祿ならんに、君又是れに命ぜられれば、其の重き所多し、何の辭する處あらんや。其の究理もあらずして祿を不レ辭、其のわかちを不レ云、しかも其の祿を不レ受、しかも其のわかちを不レ

レ云は、我が身天性ことずくなに、隠遁世捨人の如くなりなん處あるがゆゑか、又は清廉を立つる處ありぬべし。天質事ずくなにして其のこのみなきは、それほど知にきはめざるの質あり、清廉を立つれば、是れ事をまうけて人にささはる圭角多し。其の内に必ず高慢して自贊毀他の情可レ有也。ともに道より云ふ所の清廉に非ざる也。

師曰はく、釋門浮屠を信じ、世の無常にして實相なきことを觀じ、或は哀傷別離のことに因りて有爲轉變を思ひ、而して名聞をすて利用をなげうつあり。是れ清廉に似たりといへども實のことに非ず。そのゆゑは、此の身萬歲を經る事皆實相ならんには、名聞利用をなすべきや、又老莊の虛無を空談して、名を求めて益なし、譽をのこして何の用ぞや、金をして北斗をささふとも、人のためにぞわづらはるべき、身の後の名のこりて更に益なしと云はんも、財と云ひ名と云ふものを益のために求むとみるよりの事なり。凡そ財用は今日の用所にして、外に益を求むるものに非ず。名聞は身のために此の名聞をのこさんと云ふにはあらず、德内につみて光外に發するの故也。これを以て清廉を云ふときは、天下國家を以て糠糟とし、金を山にすて珠を淵になぐるの思をなす、是れ聖人の清廉に非ざるを以て其の言其の行に自然に其の弊あり。道より

云ふときは、天地の用の如く日月の公なるが如し。財用利得可レ用の事には用ひて利す、是れを以て寳とし、是れを以て便りとす。不レ可レ用の處に當りては、萬鍾の祿・滿篋の金も目に見やる志もなし。その潔き處を名づけて清廉と云ふ也。

一三　正直

師曰はく、（一）唐韓偓言、士不レ用二機巧一と云へる事あり。機巧と云ふは、時に至りてはかりごと手立をなして、僞りだまして人をたぶらかすこと也。大丈夫唯だ正直を以て事とすべし、巧言令色して僞をかまへ、時の便利を必とする時は、王道ここに衰へて伯業ここに立ちぬべし。正直は一旦の依怙に非ず、謀計は眼前の利潤なるを以て、世を渡るいとなみにかしこき輩、皆時の謀計を以て利とす。ここにおいて義かけ理暗くして信遂に不レ立也。凡そ機巧も天下の間の道をのする一のわざなるを以て、是れを棄つべきに非ず。内に天地の正道を守りて不レ得レ已して事に自然の機巧ありなんは、機巧にして機巧ならざるのことわり也。是れを必とするときは、其の本遂に相違に至るべし。尤も詳に可レ味也。

（一）字は致堯、小字冬郎、唐の昭宗の時に兵部侍郎、翰林學士たり

師曰はく、孟子(二)曰、枉レ尺而直レ尋者、以レ利言也、如以レ利則枉レ尋直レ尺而(利)可レ爲歟、昔者趙簡子(三)使下王良(四)與二嬖奚(五)一乘上、終日而不レ獲二一禽一、嬖奚反命曰、天下之賤工也、或以告二王良一、良曰、請復レ之、彊而後可、一朝而獲二十禽一、嬖奚反命曰、天下之良工也、簡子曰、我使レ掌二與レ女乘一、謂二王良一、良不レ可曰、吾爲レ之範二我馳驅一、終日不レ獲二一一、爲レ之詭遇(六)、一朝而獲レ十、詩云、不レ失二其馳一、舍レ矢如レ破、我不レ貫下與二小人一乘上、請辭、御者且羞下與二射者一比上、比而得二禽獸一、雖レ若二丘陵一、弗レ爲也、如枉レ道而從レ彼何也と云へり。是れ正直にして以て身を立つるときは、利少しといへども、君子大丈夫は利のために不レ動、唯だ正直に隨ふのみ也、故に詭遇を不レ好也。正直なるは宜ししとしれども、眼前の利潤なきを以て、ややもすればその正直を害して當座の利に付く事、甚だ利にふかきがゆゑ也。

師曰はく、昔齊の桓公(七)伐レ魯、魯(莊公)大に敗れて、桓公に國の境の地を獻じて漸くのがれたり。魯常に是れを快からぬ事に思へり。ここに魯と齊と出合ひて、何それの云合あるとき、魯の大將曹沫と云ひける勇者、短き劍を懷に致し、桓公をとらへておびやかし、魯の地をかへし玉はば遁れしめん事をいへり。桓公不レ得レ已して同心せり。曹

(二) 滕文公下篇首章に出づ、孟子の弟子陳代が小を屈し大を取れと孟子に進言せしに、孟子は許さず正々堂々を説くところなり

(三) 晉の大夫

(四) 御者の名人、昔の狩猟は馬車に乗りてなせるなり

(五) 簡子の幸臣

(六) 馳驅の正法によらず、只だ射者の意に叶ふごとく驅けるなり

(七) この事史記魯周公世家第三、莊公十三年に見ゆ

沫堅く約して、やがて北面して臣の座に付きにけり。事をはりて桓公齊にかへり、彼の約束ありしことをくやみ、魯へ地をかへさず、曹沫を殺すべきの談合ありけるとき、管仲諫めけるは、此の事天下にかくれある不レ可、約束を背きてかれを殺さんは、唯だ怒を快くして事たるなれば、一小快なり、桓公こそ約をそむき玉ふとありなば、天下皆君を疑ひて安んず不レ可、是れ信を失ふのゆゑなり、一時の怒を快くして天下に信を棄てんことは、君子の道に非ずと諫めけるを以て、管仲が言に隨つて憤をやめければ、諸侯其の信をきいて、悉く桓公に屬しぬと也。

師曰はく、隋の劉行本(一)と云へるもの、太子の輔佐となりて太子の傍に侍りぬ。太子その比良馬を得て大に喜び、自愛のあまり近臣どもを是れにのせて、乘形の美惡を論じ、或は稱美し或はそしり笑ひ玉ふ。劉行本にも可レ乘よしを命ぜられければ、劉行本色を正して申しけるは、某を君の傍に置かしめ玉ふことは、輔佐して道をただしめんとの事に侍る也、非レ爲二弄臣一也と云ひて、慰みに嘲弄せられ奉らんために非ずと申しけり。劉行本が思入、臣たるの道と云ふべし。君の志に叶はん事を專らとするゆゑに、正しかるべき處を邪にし、直かるべきことを曲げて、さしも大祿大官の大臣

(一) 沛の人、性剛烈、文帝の用ふるところとなりて、太子の爲に方直の言をなし憚らる

も皆狂言底になりぬる、是れ必竟利を心にさしはさみ、時に遇はんことを思へば也。あさましくなげ(歎)かしき事と可レ云也。前漢の汲黯(二)が志を立てて諫をいれ、孔父(三)が正レ色して立ニ於朝一と云へるためしは、異朝にもまれなりとみえたり。

師曰はく、宋の狄青(四)と云へる大将邕州と云ふ所をせめ破つて、多くの敵を打ちて、其の屍骸を實檢いたしける内に、錦龍の衣を服せる屍骸あり。其の頸はみえざれども、まさしく敵の大将儂智高が打死いたせるなるべし、速に奏聞可レ然と諸將皆すすめければ、狄青申しけるは、衣服斗りをしるしに致しては奏聞成りがたきこと也、たとへ戰功なきが如くになると云へども、あらざることを奏聞いたさんは朝廷をあざむく也と云ひて不レ用けり。かくて後に儂智高打死せざるに究まりぬ。狄青が正直ここに至りてあらはれぬ。晉の王濬(五)伐レ吳、吳の大將孫歆戰敗る。この時王濬上表して孫歆が頸をも得たりと云へりき。後に杜預(六)孫歆を生捕にしてけるとき、洛中皆以て王濬がいつはりを笑へり。蜀の逆賊李順(七)と云へるもの蜀をおびやかし、劔南(八)をしたがへける由きこえてければ、官軍を發して是れを退治す。李順大に敗れければ、官軍大利を得、李順を打取りてかへり、則ち奏聞を經ければ、李順が首を獄門にかけられ、其の戰功

(二) 景帝の時洗馬の官に任ず、正直にして直諫を以て鳴る、遂に九卿に列す

(三) 春秋時代宋の大夫

(四) 仁宗の時代延州指使となる、武勇にして兵法に通じ屢々戰功あり、後樞密使を拜す

(五) 武帝の臣なり、大志あり、益州刺史となり吳を伐つて功を立つ、遂に撫軍大將軍となる

(六) 字は元凱、博學にして文に武に通ぜざるなく、晉の武帝に仕へ度支尚書として或は鎭南大將軍として內治外交軍事の功大なり、吳を平ぐるの

功により當臨縣侯に封ぜらる。

(七) 宋の太宗時代の人、この事宋史の太宗本紀淳化五年の條に出づ

(一) 本州防禦使、山西巡檢等の官に在り、功績あり、軍功また多し

の輩皆恩賞を行はる。其の後巡察使陳文璉と云へるもの李順を生捕りて朝廷におくれり。最前の次第一々皆僞になれりけれども、朝廷既にその賞功を行はれければ、事の輕疎なる沙汰を顯はさんことを憚りて、ひそかに李順を斬つて獄門にはかけず、陳文璉をも賞せられしためしあり。各〻功を貪りて內正直の德うすきがゆゑに、究理する事おろそかにして、遂に上を欺くの事になれる也。本朝にも如ㇾ此ためし多し。近くは武田信玄落合彥助を可ㇾ打とて、荒川新丞・村井久丞兩人をつかはすの所に、兩人無二子細一落合を打つて、頸を桶に入れて指上る。六月の事ゆゑに、頸のすがたもみえかねける。則ち其の賞行はるるの處に、落合八月に上杉謙信の供をいたし、川中島へ働きて柿崎が手に居り、物見に出でて落合なりと日々名乘りぬ。此の事かくれなかりければ、荒川・村井ともに夜逃いたし、行方しらずなりぬと云へり。如ㇾ此きたなきわざは武士の可ㇾ致所に非ざれば、以來の戒と云ふに不ㇾ及ことなれども、當座の利を專らに致すときは、終の了簡なきを以て或は僞り、或は僞とは不ㇾ思といへども、究明薄くして上を僞るになれるためし多し。尤も可ㇾ愼也。

師曰はく、宋の太祖の時に郭進(一)と云へる大將、軍をさむる事のきびしくして、諸

軍いたむの由を奏せんため、郭進が下の軍兵直訴して此の事を申し上げければ、太祖詳にきいて、則ち彼れを郭進に賜はれり。郭進は此の事をしらざるに、直訴の下司を賜はる事、不レ淺の恩なりと謝し、かしこまりを申上げて、彼の罪人を罰せず、そのままに指置く。その比北漢に軍のことありければ、郭進此の罪人をゆるし、汝吾が事を訴ふるは是れ勇膽なくしては不レ可レ叶、今罪をゆるすの間、行きて敵にあたり大功を可レ立とて追ひはなしければ、此の者喜び感じて自ら敵にあたり、忠戰を抽んで必死を以て働けるゆゑに、大に敵をなびけてかへりけると也。私の恨を以て人を害するは君子の所レ不レ致にして、小人は度量なきを以て是れを快とす。奉行の非を下司の訴へしを、奉行に賜はりければ、奉行却つてゆるし置きけると云ふことは、近比にもあること也。我れに正直の道たしかならずしては、如レ此いさぎよき事は不レ可レ叶也。

師曰はく、人究めて大節の期にのぞむときは、必ず正直にかへりて無量の虚妄自ら去るもの也。是れ虚僞の心を以て不レ被レ致の處なればなり。去るに因つて、身の艱難ここにきはまり、一期の大事是れ也と思ふほどになりては、あざむき僞ること可レ有様なし。ゆゑに或は信心を發して神慮を頼み、閉目合掌して天地を祈る。源頼政が化鳥

の射手にさされ、奈須與市が扇の的にのぞみたるが如きに於ては、日比の妄慮ことごとくすたりて、唯だ正直一片になるを以て、自ら神名をとなへ神力をたのんで、心則ち正直にかなふ。ここにおいて其の事亦なれり。彼の大丈夫は日用の間皆大節に臨むが如し、別に心に自ら欺くことなし。これよりみるときは、俄に神を敬し信仰するは至つておろかなりといへども、初學の輩は一月の間に五日七日も齋戒して、心の正直に至る時を考へはかる如くありたきこと也。

師曰はく、すべて人は、かくして(隱)致す事も、顯はれて不レ苦(シカラ)ルが如くに談合いたし、我が行跡を明白ならしむるときは、正直にしてかくるる處なし。彼の屋漏(一)にも不レ耻(ヂ)といへりしためしも此の心なり。ここを以て古人の云へるは、物ごとを隱して致す事には必ず失あるものなりと云ふは、ここを以て云へるなり。然れどもかくしてする事はあるまじきと云ふは誤也。顯はしてする事もあり、かくしてする事もあり、是れ皆道を載せて行はしむるのもの也。しかれば顯はすことも隱すことも、ともに世の用事なれば、詳に究明して、隱すべきことは隱し、顯はすべき事をば顯はしてよし。而して隱すべき事の顯はれて失のなき如く致すを、正直を守ると云ふ也。

(一) 幽暗の室なり。詩經大雅、抑の篇に、「尚くは屋漏に愧ぢざれ」と出づ

師曰はく、平泰時のいとこ(從兄弟)に谷殿左近大夫久重は、武州稻毛三千餘貫の代官たり。二月の始より北條家の勘定の事始まりて、諸司の奉行執事の納米の事ども勘定に及ぶ。谷殿納米六百餘石の不足、加之(しかのみならず)勘定等の謀計六百餘石あり。泰時是れを戒め置き玉ひて、既に生害に及ばんとす。父義時をはじめ一類相集まりて、一命をば助け玉ひ減米をつぐ(償)のはしめんと云へり。泰時云はく、全く米の惜しきと云ふには不ㇾ有、彼れは父のために甥なり、泰時にはいとこ也、然れば彼れがために千萬石を費すとも何を以て惜しかるべき。凡そ米は國の廣狹によつて有ㇾ限て生ず、國の生靈又有ㇾ限、國を治むる者米を蓄ふる事は國の民を養ふのため也、彼れゆゑん有りていたさんには不ㇾ苦、過奢を好み美女を愛して、諸人を養ふの蓄(たくはへ)を損す、是れ國賊也。泰時政道を守りて、君のため國のため幼主後見の名をけがさんは、正直の不ㇾ道と云ひて、終に彼れを害しぬと也。親において公を不ㇾ棄事、難ㇾ有正直也。

師曰はく、駿河前司義村(三浦義澄子)が子若狹前司泰村合戰して死亡の時、(二)上野入道日阿下野國より參著して、時頼その比は左親衞なりき。是れに對面申して、某事は泰村において數代の知音に候、今度不慮の仕合大方ならず不便(ふびん)の仕合に候、但だ日阿鎌倉にまかり

(二) 北條時頼に反し一族遂に滅亡の時なり。吾妻鏡寶治元年六月廿九日の條に出づ

あらばたやすく御誅伐には遇ふ不レ可に、殘り多き事なりと云ひて、舊懷の涙を催せり。時頼其の無我にして正直なるを以て、自愛し玉ふと也。泰村が事は公儀に對し奉り法華堂に取こもり誅伐にあへれば、尤も公儀の罪人也、たとへ日比の知音と云へども、如レ此時はそらしらずして通ることは世のならはしなるに、日阿が志尤も正直剛操なりと云ふべし。日阿は結城上野介朝光がこと也。

師曰はく、長井實盛(一)・浮巢三郎重親・俣野五郎景久・伊藤九郎助氏等相あつまり、軍のあらんほど暫く休み遊ばんとて、日毎に寄合巡酒して慰みける。先づ實盛が許により合ひてける日、實盛申しけるは、倩當世の體をみるに、源氏の方は彌々つよく、平氏の方よわくみえたり、いざ各々木曾殿へ可レ參と云ひければ、皆さんぞう(二)と同ず。次の日は浮巢が許に寄合ひける時、實盛、さても昨日齋藤が申したることは如何各々と云ひければ、其の中に俣野景久進み出でて云ひけるは、流石我等は東國にて人にもしられたり、吉に付きてかなたへこなたへとせんことは見苦しかるべし、人々の御心はしり參らせず、景久においては今度平家方にて打死と思ひ切りたりと云ふ。實盛嘲笑つて、誠には各々の御心中を引きて見て候、實盛も今度北國にて打死せんと思ひ切

(一) 齋藤實盛と同人、始め源義朝に仕へ後平宗盛に仕ふ。源義仲と戰ひ白髪を染めて奮闘せり、以て美談となす。前出三七〇頁參照
(二) さん候の約なるべし

り、二度命生きて都へかへるまじき由宗盛へ申上げ、人々にも其の様をかたれりと云ひければ、一座の衆各〻此の儀に同じ、廿餘人の侍皆北國にて打死せりと也。されば我れに正直なる處あらざらんには、如ク此ノ人の心を引くとき、どなたへも付きよかるべし。生死のきはめは一大事のものと云へども、緣にふれ類によつて、或は生の方にもなり、或は死の方にもなるものなれば、內に正しき處の養あらずんば、必ず緣にふれて心數〻轉ずべし。實盛も宗盛に前方打死の申置なくして如ク此ノ云はば、つくりごとの如くなるべし。我れに卓爾と定まる所あるを以て、ここにおいて此の云分義にあたれる也。大丈夫かりそめの物語を致し、何事をなさんにも、正しくすなほなる道を專らとして、其のたがはざるごとくに守るべき也。

師曰はく、源義經木曾を退治のために、宇治川(三)を軍兵どもにわたさせし時、梶原景季は磨墨と云ふ名馬を賜はり、佐々木高綱は生唼と云へる名馬を賜はりて、互に先陣を心がけたるとき、景季遙に先立ちて颯と打入れたり。高綱云ひけるは、いかに源太殿、馬の腹帶以ての外に寬つてみゆ、此の川は大事のわたり也、河中にて鞍ふみかへし、敵に笑はれ玉ふなと云ふ。左もあらんと云ひて、馬をとどめ鐙ふんばり立ち擧つ

(三) 源平盛衰記卷第三十五、高綱渡宇治河事の條に出づ

て、弓のつる口にくはへ、腹帶をときて引つむる。その間に高綱さつと打渡して、二段斗り先立つ。源太たばかられけりと不レ安思ひて、是れを打ひたして渡りけるといへり。佐々木・梶原が宇治川の先陣、古今ともに人のしれることとなり。此の時高綱景季をだましてわたることを先とすと云ふは、勇士の本意に非ざる也。景季のれる馬のことなればしからず、唯だ腹帶ののびたるをのびたると云へるまで也。景季のれる馬のことなれば、腹帶ののびちぢまりは心にあるべし、ゆゑに引つめたるはのびたること必定也。そのひまに高綱先にのりぬけんは、更に僞りていたせることには不レ可レ有也。景季はのりぬけられたるを見てだしぬかれたりと思へる也。後世の勇士、ともに以て、武勇の儀は佐々木・梶原が上にも僞はあり、不レ苦などと口占む事、甚だ以て誤也。しかればとて、勇において人にゆづり辭退するものには非ず、そのゆゑは、死の場へ出で、身を勞役艱苦せしめんことは、身を以て人に先んずるを以て禮とするの法也。古人唯だ正大直義を養ふのみを大丈夫とす、何ぞ一个の小事に先後の論を爭って本意を失ふべきや。敵と我れとの間にすら、勇猛剛操の名將は僞りてなすことを不二本意一トセ、況や目の前の知音傍輩をだましたんこと、豈道とせんや。

師曰はく、(一)太閤秀吉中國對陣の時、毛利輝元備中・備後・伯耆三ヶ國を信長に奉り、相殘る分を支配して和睦の儀あられよとあるの事、既にととのへりけるの處に、信長明智がために被レ弑の由告げ來りければ、秀吉聊か不レ動、自ら諸陣をめぐりて堅く法令を出し、速に毛利家へ信長生害の事を告げ、彌〻和睦あられんにおいては、則ち約束の通り誓狀を取かはし、明智を退治に可二上京一也、不レ然ばここにおいて有無の一戰を快くすべしと、隆景・元春が方へいひ送り玉ふの處、各〻とりどりの思案なりしを、隆景約を變ぜんは勇士の本意に非ずと云ひて、已前の通りに和睦をまうけ、內藤越前守廣俊を秀吉へつかはし、信長の事を弔はしめ、つひに和せり。秀吉云へりけるは、若し輝元和睦なくば、浮田秀家をここにのこし速に上洛すべしとぞ。秀吉正しく明なるを以て毛利又信服すとみえたり。

師曰はく、(二)濃州宇留馬の城主大澤二郎左衞門は秀吉の謀を以て信長に屬せり。秀吉信長へ大澤をたづさへて到り、清洲において信長へ御禮申さしむ。其の夜信長ひそかに秀吉を招きて、大澤は名ある勇士なり、若し志を變じては重ねて退治ありたんも事大儀なれば、夜中に誅せられんとの事なりけるを、秀吉諫め申されけるは、大澤大敵

(一) 甫菴太閤記(改定史籍集覽通記類所收)卷三に出づ

(二) 甫菴太閤記卷一に出づ

なりと云へども、我れ信を以てするが故に降參を遂げ侍る也、今これを殺さんことは約を變じ信を失へば、唯だ一事を快よくするのみなれば、重ねて所々の剛敵降すべからざる也といへりけれども、信長猶々得心（とくしん）なかりけるがゆゑに、秀吉急ぎ歸りて大澤に、子細のことあり、我れを以て人質として急ぎ退去（のきさ）るべしと云へりければ、大澤大に喜び、秀吉を質に取りて歸りぬ。後に秀吉いへるは、大澤に信を示すの處、大澤我れを以て質とし、小刀（ちひさがたな）をぬいて我れにさしあてて退きけるは、大澤が信を不レ知のゆゑなりとの玉へりしと也。

師曰はく、荒木村重(一)が伊丹籠城の時に、あるべき事に非ざる處、降參和睦可レ然の旨を信長命ぜられて、秀吉彼れの城に至れり。此の時城中において、秀吉を生傷可レ仕の由談合ありけるに、荒木堅く是れを留めけるは、秀吉我れにおいて前方入魂深きを以てここに使たらしむ、是れを打取りなん事は勇士の誠に非ずと頻りにとどめける。其の翌朝秀吉をふるまひける時に、川原林越後を呼出して秀吉の盃をささせ、その上に荒木右の旨を秀吉に具（つぶさ）に告げ、川原林が所爲なりと申す。秀吉大に感じ、まことに無二の忠臣也、人臣の手本なるべしと稱美しぬ。而して川原林猶ほ秀吉を殺さん

(一) 始め信長に屬し、後背きて伊丹城に據る。秀吉親しきを以て行きて說けるなり。後信長の爲に追はれたるも、信長の死後秀吉厚く遇す

と欲す。故に荒木身をゆだねて秀吉を城外に送りてのがれしめたり。村重が正直以て大なりと云ふべし。宋の太祖の時に呉越王俶(一)來朝せり。太祖厚くねんごろありて、兩月まで是れを留め馳走ありて、歸らしむる時にかたく(固)封ぜる書を與へて、途中において啓くべし、此の方にて啓くべからざると戒めてかへされぬ。王俶途中において開き見ければ、群臣直に王俶をとどめて不レ可レ反とある書付を上りたる狀ども也。王俶是れを得て大に太祖の誠を感じけりと也。事に大小ありといへども、その正直の意地は元と一也。さればここをのがさずに可二打取一などと云へるは、皆是れ器の小にして其の實に正しき所あらざるを以て也。孔明は孟獲を七たびゆるして七度とらへぬるためし有レ之。然れば信は人の大寶なれば、其の大寶を失つては天地の道理にかけて本意を失ふになりぬべければ、大丈夫尤も可レ戒事也。

師曰はく、信長被レ弑(二)の後に、諸將各〻尾州清洲に相集まりて天下の主を可レ立の談合ありし時、柴田勝家は三七信孝を擁して天下に立たんことを志す。信雄も亦自ら天下に立たんことを思つて異議まち〳〵の時に、勝家謀を秀吉に尋ぬ。秀吉申されけるは、古より天下に正統と云へることの侍れば、天下の正統は信忠の嫡子三法師殿御事

(一) 錢俶、五代の時呉越の人、字は文德、晉の開運年中に臺州刺史たりしが、迎へられて呉越國王となる。宋の世となりて鄧王に封ぜらる

(二) 余吾庄合戰覺書上(續群書類從合戰部所收)の抄出ならんか

信長の御嫡孫なれば、是れを除いて自餘の若君へとある儀はいかがに奉ㇾ存也、三法師殿を天下に立てまゐらせ、兩若君その下にて指つづき萬事の御後見可ㇾ然と申さる。是れに因つて勝家大に怒り、汝何ぞ天下の正統を可ㇾ知と叱し去らしむ。秀吉、全く愚意を可ㇾ述にあらず、仰せについて御談合に存念を申さば如ㇾ此もやありなんと奉ㇾ申のことと也といへり。勝家初めは不二隨心一といへども、理の所ㇾ當正直なるを以て、各〻此の議に同ず。ここにおいて明智が闕國を配分のことありし時、其の異見を秀吉に問ふ。秀吉曰はく、今度明智が戰功は、丹羽長秀が織田信澄を生害せしめ、秀吉山崎において惟任(一)を退治、此の兩人の功にならびて論ぜらるべき無ㇾ之、然れば坂本は丹羽長秀に賜はり、龜山は某拜領分にて、次丸(二)へ賜はり候の所可ㇾ然候はん、自分儀申立つる事辭退も可ㇾ有事なれ共、推して誰に讓り可ㇾ申所無ㇾ之と、不ㇾ憚いへり。勝家又大に怒りて、汝豎子國分の口入甚だ過分なりと叱しけれども、秀吉の玉ふ處義の所ㇾ當にしてければ、國割の談合も亦是れに究まりけりとにや。秀吉正しき處を以てするがゆゑに、其の時の勇將豪傑の士も更にいなむ事を不ㇾ得なんぬと也。

師曰はく、北條家(三)、眞田の替地沼田をわたされば早々上洛可ㇾ仕之旨を申すの處に、

(一) 光秀
(二) 信長の第五子にして秀吉の養子となれる秀勝
(三) 小田原城主北條氏直、秀吉より入朝の命を受くれども、眞田昌幸の侵略地沼田の地を返せば入朝すべしと答ふ。この事、北條記(一名小田原記、續群書類從合戰部所收)卷六に出づ

秀吉の家臣各〻相あつまつて、北條家表裏多き體に候間、沼田請取りて已後も上洛延引可レ仕、然らば沼田は上野の要害節(切)所の地なれば、是れを不レ被レ渡して御動座可レ然とありし時に、秀吉曰はく、沼田は僅に三萬石餘の地なり、且つ眞田が祿地を替へわたさるべき約束のありしに、約をたがへて不レ渡、而して少しの利を爭つて天下の兵を動かさんことは人君の正にあらず、今四方に事多き時分、人々皆軍旅を厭ふの處に、少しの事にて軍を催さんこと不レ忍の處なりとあつて、速に可レ被レ下に究まれり。沼田所替の上に、北條猶ほ弄兵して上洛せざらんにおいては、天下の表裏者に究まるなれば、世擧つてこれを憎むにたれり、況や我れ關白に補して天下の政事をあづかり白す、今朝家に對し不庭の臣あらんは大逆の至なりと云ひて北條家を退治せんに、誰か不二隨心一やと評議一決せられぬ。その正しき處可レ見也。

師曰はく、平信長、柴田勝家に先手を命ぜられける時、勝家達て辭退するを、色々あつて領掌申上げける。勝家先手になれると云ふ事、其のかくれなきになれり。その日安土の城を退出するに、祿知五六百石斗りとる旗本の侍、柴田に行きあたり無禮の事ありしを、勝家無二子細一切殺して通れり。而して此の事沙汰ありければ、勝家申し

ける は、最初に先手の儀のことわりを申上げたるは如レ此のことゆゑ也、先手を被二仰付一ほどのものは、如レ此剛莊にあらずしては、諸手の下知調ほらざるものに候間、已前よりさま〳〵辭退申上げたる也といへり。信長其の正大剛操を感じ玉へりと也。

師曰はく、坂井久藏打死の時、後に久藏が頸を取りたるもの、今井角右衞門・生瀨半右衞門兩人也。兩人ともに秀次に奉公也。一人の頸を兩人にて取るものは不レ可レ有間、一人は虛說なるべし、奉行ども穿鑿可レ仕と秀次命ぜられ、詮議の處に、今井が事虛說なりと云ふに相究まりて、刀を押へ鷹部屋へ押こめられ、旣に侍のみせしめに切腹か斬罪かなどとありし時に、今井申しけるは、常の義とちがひ、武士の骨を盜みて罪科に逢ふとあることは、子孫において屍の上の恥辱何事か是れに可レ過、全く命を惜しむと申す事にては無レ之、近比證人にいたしにくきことなれども、願はくは淺見藤右衞門を召出され、彼れが申す所を被二聞召一、御成敗被二仰付一被レ下やうにとのこと也。此の淺見は今井と不通にて日比不二申通一也。淺見其の比は安土に居けるを、秀次命じて彼れを招きて彌〻正しくあらため、武義の虛說を云ふみごり(見懲)の成敗に可レ仕とのこと也。淺見安土より來れり。元來生瀨と無二の知音なれば、沙汰にも不レ及今井

が非分に可レ落也、今井血にまようて淺見を證人に引きたりと、專ら取沙汰多し。その夜は知音どもあつまり酒宴のことあり、而して翌日聚樂の大廣間に諸侍をりあまり（居餘）、此の詮議を可レ聞と各々かたづをのみ、奉行出仕して淺見を召出され、篠部淡路守を使にて右の意趣を被レ尋。奉行どもも、定めて別の申樣も有るまじき、前方の通りなるべし、淺見が申分一通りにて今井が罪科は究まるなれば、速に右之旨可二申上一とありしとき、淺見申上げけるは、今井は三十年此の方不通の某也、生瀨は日比別而の知音に候間、御尋の通りありやうに申上げては、天下に某の外聞を失ひ申すことなれば、長生を致して如レ此御尋に逢ひ申すこと、迷惑ここにきはまり候間、同じくは白餘のものを被二召出一、連々御穿鑿をも被レ加候へと申す。奉行衆挨拶にも、今井と不通の淺見が事なれば、今井が非分を申上げにくきとあることは餘儀もなしといへども、遙々被二召寄一、其の方口を證據にあそばさるるとの事なれば申上げよとのことなれども、淺見辭退申すに付きて、一應篠部その通りを秀次へ言上す。重ねて秀次命ぜらるるは、是非の樣子分明に言上可レ仕、それに隨心なされ何分にも可レ被レ命とのこと也。淺見申しけるは、箇樣の進退ここに究まれること無レ之候、生瀨は多年の知音、今井は多

年の不通、いづれに付けて何と申しても、人口の誹のがれがたしといへども、武義の上御詮議のことなれば、有體に不申上しては本意に無之間申上ぐるにて候、坂井久藏が頸は今井が打取り申す處必定に候、無比類手柄、某斗りに不限、大勢其の場の事見聞の者候、生瀨ことは多年の知音にて、此の事に付き其の身の捨たり申すことに候へども、久藏首の儀は中々存寄も無之候、何と存じちがへて如此ことは申出し候やと申上ぐる。座中興を醒して是非の挨拶なし。此の上は今井別義あるべからずとて、別けて賞せられけり。生瀨は罪科に及ぶべかりしを、秀次をしみ玉ひて不及其儀、後に病死しにけりと也。人の骨を盗んで人の功を己れが功に云はんは、武士の本意にあらずと云へども、利害の大づなに繫がれて正直の道を失はん事は、尤も人の可戒也。

師曰はく、九州岩著(一)の城責に、氏郷の家にて蒲生小番こと、秀吉御褒美として御腰物を玉はるの所、小番申上げけるは、一番乘は栗生美濃と申すものにて候へども、黑き吹貫のさしものゆゑに御前の御目にたたず、某事は白き吹拔ゆゑに遠きよりみえ申候ゆゑにこそ御稱美に預り候間、一番乘と有之儀に候はば栗生儀をと奉存也、又自

(一)岩石城なるべし、豐前國にあり、秀吉征西の時蒲生氏郷これを攻落す

分の手前働の儀に付きて御褒美と有ㇾ之事に候はば則ち拜領可ㇾ仕の由を申上げける。秀吉其の正しき所を感じ玉ひ、御腰物をば美濃に被ㇾ下、源左衞門（小番後藤）に別の御褒美を被ㇾ下、其の志を感悅ありしと也。

師曰はく、のぎ（禾）の次左衞門と云へるは元と美濃國齋藤[二]家の侍也。いもがら畠の鑓の時、澤喜藏一番に鎗を合せたりと云ふことのありしに、喜藏申すは、一番は次左衞門にて候、某にはあらずと云ふ。是れに因りて次左衞門を呼出して、此の軍功のせんさくありければ、次左衞門はまぎれもなく澤の喜藏なりと云ふ。その時澤申しけるは、鎗は某早く仕りたれども、次左衞門母衣の手をしめらるるを見て先へ乘込みたれば、實は次左衞門が一番なりと云へり。皆人以て美談す。此の喜藏年若にて數度の功多かりしものゆゑに、美濃・飛彈の間に其の名をあらはし、人以て其の名字をかたどり付けけると也。又有吉武藏が內の鐵炮の者、鐵炮一挺の外に鎗を一筋所望して持參いたし、人並に足輕の役をつとめ、其の上にやりを入れて、その手の一番也と云ふことのありしに、全く某が一番に非ず、園部儀太夫方母衣の手をしめらるるを見てかかりたれば、園部方こそ一番なりと讓りけると也。少しの事をも不ㇾ讓のみならず、皆以て

（二）齋藤義龍の臣、武家事紀卷第十七に出づ

己れが功に致さんことを欲するは、皆人欲の私にして、人々利を貪る處より起れるに、彼等匹夫の志には正しくすなほなるゆゑと可レ云也。

師曰はく、松平左近忠次遠州諏訪の原に在城して武田勝頼と相戰ふの時、山縣源四郎が内志村金右衞門（祖父金之丞・父金之介本飯富同心也）、足輕をつれて出で、諏訪の原衆をくひとめ追立つるの處に、左近内山内次太夫・進士清三郎・山崎宗左衞門三人いづれも互に魁殿を爭ひ、常に戰功を吟味し、働を情に入れけるゆゑに、此の度も山内をり布き（折敷）て、精兵ゆゑに弓をひたといる。その内に志村足輕をくりかけ（繰掛）てせり合（競合）をいたす。山内矢種つきければ、進士が矢をなげ出して射させける。進士もあとより射出す。此の間いづれが射たる矢となく、志村にあたり胸板をいぬき（射拔）て、志村松の木をかたどりて居たるその木にとぢつけられ、馬より落ちて、組の足輕どももさわぎ立て引取りぬ。實は山内が射おほせ（果）たる也。ここに程有りて山縣が方より、右の矢に進士清三郎と矢印のあれば、精兵ござんなれと云ひてその矢を此方へ送りぬ。このゆゑに左近、進士を招きて此の事を尋ねければ、進士申しけるは、矢印は左もありぬべし、山内が所爲なりと云ふ。山内を招きて尋ぬれば、矢印が證據に候と、互に辭退して功を讓りて久しくその別ちしれず。故

に兩人に感書を與へてける。後に鎧をかけて兩人に射させてみければ、進士が矢はう(一)らかかず、山内が矢はうらをかきけるゆゑに、其の功山内に究まれり。源君濱松に御座の時、志村を射たる者を召出されけるにも、山内を被二召出一て御稱美ありしとなり。進士も山内も後には上總介忠輝公(二)にありて、その後尾陽にありし也。互に正しき勇士と云ふべき也。されば胡致堂(三)曰、人臣之義、有レ功不レ處、非三苟爲二避謙一、理固當レ然、在(四)二禹一則曰、不二自滿假一、在二皐陶一則曰、予未レ有レ知、在二益一則曰、滿招レ損、謙受レ益、在二周公一則曰、予小子旦非三克有二正位一、在(五)レ謙則曰、勞而不レ伐、有レ功而不レ德、在(六)レ禮則曰、善則歸レ君、過則稱レ己、則民作レ忠、是以自レ古、人臣立レ勳建レ事、其君勞レ之、必對曰、此君之靈也、臣何力之有焉、能如レ是、在レ己不レ失二恭順之道一、在レ上不レ生二忌惡之心一、故曰二臣何力之有焉一者、處二功名一之正法、非二詭對一也といへり。功を讓るは人の正德と云ふべし。

師曰はく、永祿三年庚申五月十九日、今川義元打死、その比迄は三州岡崎の城に今川家より番手の者在城して源君は駿河に御詰ありけるが、その十九日日は鵜殿の長勿(特)がかはりに大高の城に入らせ玉ひけるに、水野下野守方より、義元桶峽にて打死の由告げ來れり。水野

(一) 裏をさ通らざえたり

(二) 家康の第六子、松平姓を冒す、始め佐倉城主、後、越後福島城主六十二萬石を領す。驕傲度なく、封を奪はれ剃髪して幽居晩年を終る

(三) 前出四一〇頁參照

(四) 禹・皐陶・益は舜時代の名臣。各〻が云へる言葉は書經に見ゆ

(五) 易の繫辭上傳に謙卦九三の語を引きて、「子曰はく、勞して伐らず功あつて德とせず、厚きの至りなり云々」と出づ

(六) 禮記坊記篇に出づ。

但し賢君は

は外叔父なりといへども、信長一味の人なれば虚實分明ならずと仰せ有りて、堅く守り玉ふの處に、淺井六之助來りて義元討死必定也と申す。しかれども此の方の者をみせに可レ被レ遣とて、物見の兵を發せらる。義元敗軍疑なく打死に究りければ、則ち大高城をあけて三州へ引取り玉ふ。夜中路不二分明一、淺井を郷導になされ、月出でてより城を出させ玉ふと也。是れ其の日に大高へ入らせ玉へば、片時も早く引取らせ玉はんを、大丈夫の正しき所ここにおいて可レ見也。而して直に岡崎へも入らせ玉はんを、氏眞への禮儀なりと有りて御入城なく、先づ大樹寺に被レ移二御陣一ける。かかる内に駿河衆岡崎在番不レ叶して、悉く落ち失せて城明けにければ、五月廿三日に岡崎へ入御ありしと也。その正操凡人の及ぶ處に非ざる也。

師曰はく、甲州穴山が者に漆畠と云ふ正直なるものを遠州入坂(一)に被レ爲レ置、本多作左衞門判形を以て可レ通二往來一と仰せごとありぬ。此の比は三遠駿甲信五ケ國御手に入り、既に駿河へ御うつりの時の事也。北條家御緣者なりといへども、若し上方一味の事ありては如何と御思慮ありてのこととききこえたり。ここに菅沼藤藏、後に山城守と號す、出頭御寵愛の時分に、此の處を判形なしに通るべしと云へるを、漆畠堅く守

稱レ君に作る

(一) 今小笠郡日坂（ニツサカ）なるべし。又新坂・入坂に作る

りて不レ通。藤藏大に怒りけれども更に不レ用して、本多が判形を取りよせてとほりぬ。此の事直に訴へ奉りて漆畠を曲事にあはせなんと存じ、藤藏御前へ出るとひとしく、漆畠を不屆なる者に候、召に因りて參上の某事は詳に可レ存に、唯今まで待たせ侍ることなどを申上げければ、公大に御感あつて、漆畠を召して御褒美の祿を賜はれりと也。漆畠正直の德あるを以てのことなるべし。

師曰はく、慶長庚子關ヶ原の役に、源君小山において上方の注進をきこしめされけるに、先づ此の事隱密せしめ、江戸迄還御なつて可レ被ニ仰聞一や、又上方衆の心をひいて見て後に可レ被ニ仰出一やと、異議まち／＼の處に、公仰せに、速に上方の諸將に仰せきけられ、彼等が存分に任せて可レ然也、各〻妻子從類を上方に置きて心元なく可レ存に、先づ其の事をしらしめ、其の思案をも致させ可レ然也、彼等引かへて皆上方にのぼりたりとて、可レ勝義のあらんには危事なしと仰せあり、忽ちこの旨を命ぜられぬと也。

師曰はく、同時諸大將に本多忠勝・井伊直政をさしそへられて、先づ尾州清須（洲）まで指遣はさる。諸將各〻此の地に聚まりて軍議を談ず。而して源君御動座を待ちて有

レ之ける處に、村越茂助を使になされ、吉田侍従・清須侍従方へ御書をなされ、近日御馬を出さるべきとの事也。茂助口上には、今度諸將清須に集まりて數日の長僉議、御合點不レ被レ遊の間、御出馬被レ遊まじきとのこと也。茂助、中書・兵部に相談の處、兩人申しけるは、此の口上不レ可レ然、唯だ頓て御出馬可レ被レ成也、いづれも大儀なるの由命ぜらるると申し可レ然也、諸將各〻兩端を持するの處、如レ此なる御口上甚だ危しと留めける。村越先づ其の義に同じぬ。かくて翌日諸將相集まりて、村越口上をきくの處に、村越思ひけるは、兩人に談合しては、兩人の申す處上意に相違なり、多くの人の内に、大事の御使なりと有つて某を遣はさるる、御口上の旨に不レ申して歸りなば、御使の本意に非ず、定めて深き御思慮のましますにこそ、唯だ君命のままに云ふべしと、その席にて思ひ定め、君命の通りに演說す。本多・井伊大に驚きて村越を叱し退けんとすれども無レ詮。ここに加藤嘉明・福島正則等暫し案じて甚だ歎息しけるは、此の旨趣御尤至極に候、御出馬無レ之ことこそ餘儀無レ之候、前に岐阜をかかへ後に大柿(垣)をうけてなすわざなく、某等元と上方の者なれば、手切の首尾を御目にかけず數日を送るの事、御疑餘儀なし、村越殿をとどめ、岐阜の城責落し可レ懸ニ御目ニと申

（一）池田輝政・福島正則
（二）本多忠勝・井伊直政

しけるにこそ、嚴命ありしはここの所なりしと思ひ知られて、本多・井伊も村越ともに安堵せりと也。村越正しくすなほにして私の異見を不レ立ものなりけるを、公是れをしろしめして此の使節に當らしめ玉へるなるべし。

師曰はく、大坂の役に、御近習に反間をいたすものある由申し來りければ、源君御座を立たしめ玉ひ、次の戸を押開き玉うて、近習のものに反間のあらんには、我れ見知らぬ事はあるべからざると御意にて、各〻の面を御覽ありけると也。是れ正しくすなほなる處を以て向はせ玉はんには、彼の奸曲の輩は自心の鬼にておもはやく(面映)、速に其の機の顯はるべければ、かくすべきに處なきを以て也。信に名將の作略當意則(卽)妙の至りにして造作する處なし。秀忠公の御備へに敵へ反り忠のものありと申し來りし時には、秀忠公御劔を提げたまひ、近習のもの內にはいづれなるとて、追つて出で給へりとぞ。右同意なるべし。すべて家康公・秀忠公ともに、大正大直を以て天が下をしろしめすの度量まさしかりき。家康公信長(三)へ仰せ合されたる正しきゆゑを以て、わづか一萬有餘を以て秀吉の十萬に敵し、後に秀吉に屬してつひに秀吉をはからひ玉はず、庚子の役に、三成叛逆、ひとへに秀頼をよりどころとすと雖も、三成を罰して猶

(三) 信長は誤寫ならん、この戰は小牧長久手なれどなり、或は敵信長への誤か

ほ秀頼を立て玉ふ。是れ皆大正大直にして、奸曲をかまへ不ㇾ給のゆゑ也。秀忠公御治世は一向正直の二字に歸す。其の自らを守らしめ玉ふ剛操言行一として詐僞權謀に落つる事なく、身を正して天下を正しくするの戒に相應すと云ふべき也。

　師曰はく、關白秀次事あつて伏見へ申分に參上の時、秀忠公御出京の時分なれば、秀次、秀忠公を同意ある如くにも仕られたきとの取沙汰也。又秀吉も、秀忠公御年若にて若し御一味も可ㇾ有と疑ひ申さるるに付き、秀忠公ひそかに聚樂より伏見へ御越しあり、此の時道を秀次より取きりたるなどと云ふ沙汰のありければ、本道はいかがなり、竹田通り可ㇾ然と各〻申しける。大久保忠隣本道を御歸り可ㇾ然と申してけり。此の心は、如ㇾ此時分に隱密あつて（隱）かくれまじき處をかくれ、道を替へ玉へば、人皆彌〻疑ふものなりと云ふの心なるべし。正しき處と可ㇾ云也。或ひと云ふ、土井大炊頭其の比甚三郎と云へり、土井此の言を發すと云へり。

　師曰はく、長篠合戰の時、先手の仕樣家康公へ指圖可ㇾ有ㇾ之とて使者兩人來れり。(一)鳥井四郎左衞門此の使者に對面仕る。柹帷子にて出合ひ、申しけるは、信長より先手の仕樣ををしへられて被ㇾ致家康にては無ㇾ之間、我等承りて左樣に申したると御返事候へとて、不二申上一にかへしける。信長これを聞き玉ひ、家康は人持なり、廣間の取

(一) 武家事紀卷第十五には鳥居に作る。家康の舊臣にして度々戰功あり、三方原合戰に味方の不利を述べて家康を諷諫せしが、家康却つて鳥居を臆せるにやと仰せありしを以て、二言に及ばず武田方の土屋右衞門尉綱と戰つて死す

次を致すものまで左樣の會釋をいたし、其の志正大なりと感じ玉へりとぞ。

師曰はく、本多中書忠勝、北條家の朝倉兼也を請じて武義のものがたりを致さしむ。兼也歸りて後、忠勝云ふ、兼也はさしもの者とききしが、武義の上のせんさくまことしからぬ事也、そのゆゑは、一度も後れを不レ取との物語なり。名將と云へども初めは萬事越度なき如くにはなきもの也、況や兼也底の侍、善と惡と等分にありてもおびただしく人云ふもの也、正しくすなほにあらずしては武士の意地とはいはれざるなりと批判ありしと也。兼也は元と北條氏勝に屬して能登守といひしもの也。

師曰はく、丹羽長重小松城に有レ之、(一)前田利長、山口玄番頭がこもれる大聖寺を攻めける時、かねて長重後詰の云合せありけるゆゑに、人衆を出すといへども落城其の手に不レ合に付きて、利長衆金澤へ引取るを付けて、山口と一度云合せたる筈を可レ合と云へり。諸臣各〻利長大軍なれば必ず不レ入事なりと留めけれども、汝等は出でずとも、我れは出でて云合せの筈を可レ合と云ひて、わづかの小勢にて出でて利を得しなり。正しき所不レ有しては忍びがたき處也。

師曰はく、庚子の年、關ヶ原の事小山へ注進あつて、上方衆各〻御供可レ仕の由に

(一) 關ヶ原役の時、前田は東方、丹羽・山口は西方

相究まりて、人質誓紙の事あり、諸大名の家老どもも誓紙被二仰付一けるに、細川越中守忠興家老分にて細川玄蕃頭罷り出でたり。本多佐渡守誓紙の前書を出す。玄蕃、無筆に候間、それにて被レ遊候やうにと云へり。其の前書に、主人謀叛別心ありとも、早々申上げて、組すまじきとの事あり。玄番申すは、主人に非義の有レ之をば隨分異見を加へ可レ申ことは奉レ得二其意一候、組仕るまじきと有レ之誓紙は仕る儀如何也、仕りても主人へ組せずして不レ叶ことに候間、誓紙をやぶるに罷成候間、此の條數をば除かれ可レ給と云へりと也。大權現大に感悅まし／＼けりとぞ。

師曰はく、朝鮮征伐のとき、釜山浦の諸將兵を進むる氣なきに付きて、秀吉、家康公・利家・氏鄉・淺野長政を召して軍議を談じ、且つ自ら師をひきゐて朝鮮を責め玉はんとありしに、利家は左軍、氏鄉は右軍、我れ中軍に將として、三十萬の兵にて大明に入るべき也、家康は日本に留まつて留守たるべしと命ぜらる。公大に怒り玉うて、我れ何ぞ獨り止まりて日本を可レ守、我れ必ず先陣をうけ玉はりなんと仰せける。ここに淺野長政云ふ、秀吉卿には狐のり替り玉ふか、平生の秀吉卿にあらず、家康公も憤らせ玉ふなと高聲に云へり。秀吉聞きて大に怒り、腰刀をぬいて長政を切らんと

す。利家・氏郷是れを抱き留む。長政あへておそれず、我等たとへ數百人を誅せらるるとも更に不レ憂、近年しきりに朝鮮へ兵を發せられ、民の家一戸に三丁に一丁をぬき、日本の人衆大半既に渡海す、運漕の費いくばくと云ふことを不レ知、萬民飢寒の苦みにたへず、秀吉若し出軍あらんには、その明日天下に群盜の起りつべし、家康公留まり居玉ふとも、一旦の力にていかんぞ俄に四海の亂を平げ玉はんや、唯だ速に師をやめ、文德を修せられ、武を偃するの政あらんには、國家の長久貴賤の歡喜ここにありつべし、不レ然ば疾く某が頸を刎ねられよと、憚る所なく申す。秀吉大に怒り玉ふ。氏郷・利家、彈正(一)を叱し退かしむ。長政歸宅して、檢使を待つて切腹の心得なり。その後別の子細もなき內に、肥後に梅北(二)が事ありと告げ來りければ、秀吉家康公に命じて長政を召して、汝罪をゆるす也、左京大夫幸長を遣はして梅北を可二征伐一とありぬ。長政大に喜びて、幸長に本多中書忠勝相副へて肥後に至るの處に、既に平均の由に付いて國境よりかへれり。そのあとへ長政をつかはされて國の仕置ありしと也。長政が正直諫諍、人臣の戒とすべき也。

師曰はく、松倉豐後守(三)は石田三成が家臣島左近が聟也。松倉は小山へ御供仕り罷り

（一）淺野長政
（二）梅北宮内左衞門、薩摩より一揆を率ゐて肥後に攻入りしなり
（三）名は重正、始め秀吉に屬し關ケ原以後家康に屬し、大坂の役に功あり、島原六萬石を領す、呂宋遠征を企てたるはこの人なり。前出二九七頁參照

下る。そのあとにて三成逆心に付いて、左近方より早々脚力を發して松倉に此の由を告げ、三成に同意せしめ可レ然と云ふことを云ひつかはす。其の飛脚下著いたせると則ち狀箱の封を不レ切して大權現へさしあげける。其の正しくすなほなるを感じ思召してけると也。

師曰はく、渡邊勘兵衞後に睡菴と號す。天正十八年相州小田原の役には、中村式部少輔の手に屬して山中の城を責めける時、渡邊戰功ありしを以て、中村山中の働のこと、秀吉御褒美あつて、唐織の羽織をぬぎ玉うて賜はりぬ。此の度山中の首尾、併渡邊が覺悟によれるとのことにて、拜領の羽織の兩袖をといて勘兵衞に與ふ。渡邊申すは、秀吉公より武勇の名譽を以て拜領の羽織なれば、御子孫へ相續あられ可レ然、家の重寶と奉レ存也、某が働は自分のたしなみ、皆以て主君への忠にこそ候へ、自らを立て申す儀に無レ之と達て辭退す。中村其の志を感じて、れんせう院かげと云ふ早馬を與へてけりと也。

師曰はく、庚子の役に、渡邊勘兵衞和州郡山城を預りて、増田右衞門尉所に有レ之、増田は大坂に有レ之て、直に高野へひらき(二)、郡山の城へしきりに取かけ申す沙汰有レ之

(二) 退きて蟄居するなり

に付き、郡山の侍ども二三十騎欠落いたし、下々七八百もにげはしり、色めき立候翌日、侍分百四五十人申合せ連判いたし、申しけるは、殿守にある處の金銀不レ殘各々へ配分無レ之ば、翔落可レ仕の外他事なしと云ひて、侍十人よろはせ(二)、頭分の面々へ其の連判を指出す。城中の諸侍翔落有レ之ては如何と、頭分相談の上にて家老どもに談合いたし、とかく割分可レ然とのことと也。ここに渡邊申しけるは、主人より下知無レ之金銀を下として配分とあることは沙汰の限りに候、我等一人聊か同心無レ之と云ひて、つひに配分不レ仕也。それにても諸侍かけ落も無レ之、却つてはぢしめられ、思ひこめたる體になりぬといへり。渡邊が正しくすなほなる處と云ふべし。

師曰はく、(三)松倉豐後守家來人を打ちて退きたるを、吉岡九左衛門に、追ひかけて仕留めよと申付けたれば、吉岡辭し申しける。松倉達て申しければ、吉岡申すは、此の者の人を打つて立退きし儀、某能く存じたる子細有レ之、尤ものきたる所をも、私大方指圖仕りたる斗りのことに候へば、籠飼の鳥を殺すと申すたとへの侍れば、御免あるべし、此の段不屆と思召すにおいては、何分にも被二仰付一候へと申す。松倉大に感じて、其の方事かねて甲斐々々しきものと目利いたせるに相違なく、奇獨なる申分也、

(二) 甲冑を着けさせての意

(三) 前出四五九頁参照

唯今の咎を宥恕せしむと云ひ、打手をもやめ、森玄番に申付けたり。玄番首尾能く打ちおほせけりと也。

師曰はく、織田信雄、(一)北畠具教を生害の時、奥山常陸介をも打手の内に加へ、三千石を可レ與とある朱印を賜ひて、打手のものと一同に誓紙を書(かせ)ぬ。ここに奥山思ひけるは、譜代相傳の主人を欲ゆゑに打ち奉らんこと甚だ以てあやまり也、我れたとひ打ち不レ奉と云ふとも、是れほどに事のなれる上は具教遁れ玉はん由緒なしといへども、まのあたり唯今まで主人と仰ぎし人なれば人倫の道を以て致す處に非ずと思ひきはめ、其の刻限に及びて虚病をかまへ其の事を遁れぬ。則ち朱印を信雄に返し奉りて、遁世出家の身となりぬ。(二)國司事ゆゑなく生害せられければ、信雄彼れが正義を感じ、召かへされてけれども、終に不レ出して道心堅固に往生すと也。其のはかりごと不レ足所もあるべければ、義と云はんには未熟の處ありぬべし、正しき處はありと云ふべし。

師曰はく、奥村平六、元は長谷川藤五郎(三)家に居り、後に前田利長につかふ。庚子の年利長大聖寺を攻めけるに、落城の前日城の町口を破る時、足輕どもを引連れて鐵炮

(一) 勢州軍記下、奥山常州事(續群書類從合戰部所收)に出づ

(二) 北畠具教は伊勢の國司なり

(三) 名は秀一、幼名竹千世、後に秀吉に仕へ越前東鄕の城主たり。朝鮮陣中に歿す。(武家事紀卷第十三)

をうたする樣子見事なりける。此の事利長聞きて、則ち使者をつかはし、羽織時服を賜ひて、殊の外に結構なる口上の使也。傍輩ども各〻喜に來る。平六、明日は必ず打死と存ずる也、今日の御使分にこえて忝く覺え候、唯だ死を以て報ずるまで也と云ひけるが、果して翌日の城乘に一番に打死を遂げたりと也。

師曰はく、福島正則内にて、なにがしとかや云ふ使立のものに組頭を云付けたる時に、辱くは存候へども、存ずる子細のあれば、それを談合仕り御請を可レ申と云ひて、宿所にかへり、右の組のものどもを我が所にあつめ、我等若輩ものを各〻の組頭に命ぜられ、各〻と相談仕るやうにとのこと也、各〻の心得次第に御前の御請を可レ申と存じ、唯今まで延引候、近比若輩にて各〻へ下知仕ることをかしく可レ有レ之間、何事を申すとも承引あるまじきに於ては、御請申すまじく候、又若輩ながら萬事相請いたし指圖仕ることを洩らし被レ申まじきとの事ならば、一つ所望仕りたきことあり、御聞き可レ有やと云ふ。各〻一同に何分にも指圖次第に可レ仕と云ひければ、然らば存念を申候、吾等合手はたれ〳〵にて、老功の功者に候、我等は如レ此若輩に候間、先にて見合候て、私かかり被レ申よと云ふとき、各〻の目利つもりを指置いて、一時に

かかり可レ給、此の處を賴み入る、御同心ならば御請申度しとのことなりと云ひける。各〻異議あるべきにあらざれば、皆やすきほどの仰せに候、早々御請可レ然とありければ、正則へ右の請を申しけると也。其の後はし／＼の取合に、此の組頭老功の組頭より早くかかり、つひに越度も無レ之ゆゑに、正則も稱美し、老功の組頭どもも感じけるゆゑに、正則彼れを招きて尋ねければ、皆合手の老功の指圖次第に仕りて、自分の功に非ずと云へり。老功のものに尋ぬれば、一言の指圖も不レ仕と云ふ。正則不審に思ひて彌〻尋ねければ、別儀無レ之候、手前の人衆つくろひ(繕)立置いて、老功の組頭のかかるべきと備にうごきの有るを見合せて、速にかかるを以て、いつも利を得候、全く自分の功にあらずと云へりと也。

師曰はく、大坂の役に、御旗のくづれたるとある事を、大久保彦左衞門に仰せけるを、大久保全くくづれ不レ申由を言上仕る。大權現御機嫌惡くて、汝が目のくれ(眩)て旗の崩れたるを不二見付一なりと仰せごとありければ、某が目のくれたるには非ず、御前に御目の不明なると申して、猶ほ不レ潰の由を申しはる(張)ゆゑ、其の分になりてけり。後に大久保申しけるは、旗のくづれたるは必定なれども、大坂の御合戰は末期の御報

咎なるに、御旗の潰れたると有らんことは心がかり也、我れ一人越度なりと御成敗ある分は不ㇾ苦ゆゑに、如ㇾ此申したりと子孫にかたれりと也。志の正しく直たる所と云ふべし。

師曰はく、兼松修理、(二)子息彌五左衛門大坂にて戰功あり、手疵を負ひてかへると云ふことをきき、僉議相究まるまでは參會すまじきと云ひて不㆓出合㆒ありけるが、僉議も究まり、正しき證據もありと聞きて、しからば可㆓出合㆒とて對面いたせる也。正義と云ふべし。

師曰はく、細川越中守(三)公儀御普請を望みけるに付いて、加々山權左衛門と云ふものに申付け、内々下目論を致し考へよとありけるを、加々山委細に點檢して置きぬ。その内に不ㇾ被㆓仰付㆒になれり。是れゆゑ加々山がつもりも不ㇾ入になれりけるを、近習の者、是れほど詳に勘辨いたせるを、默止して棄てなんことは殘り多きことなればとて、彼れが致し立てし處の一卷の書を披露しける。越中守大に感じて、其の夜加々山を招き、其の方今度の目論殘る所なき致しやう也、假令公儀より不ㇾ被㆓仰付㆒とも、如ㇾ此委細に盡せる上は、つとめたる同前の其の方心入也、以來まで此の書の手本に

(二) 兼松正吉、嗣男残あり、その妹の子を養子とす、即ち彌五左衛門正直なり。よつて正吉の孫に當る。正直この時の功により下總・香取二郡の中にかて五百石の采地を賜ひ、後三千五百石の加増を賜ひ、諸要職を經て西丸勤下總守をつとめて終る、年七十八。祖父修理は二千六百石、尾張義直に仕へて名古屋に歿す、年八十六(寛政重修諸家譜による)

(三) 細川忠興、豐前中津城三十九萬石を領す

なるべければとて、則ち千石の祿を與へて當座の賞に行はる。加々山かしこまりを申して退出す。その翌朝早天に又加々山を呼びければ、いかなることにや、夜前の加增事楚忽に起りぬれば、若し思慮のたがひもこそありやなど云ひささやきけるに、越中守申さるるは、夜前の加增はわづかにこそあれ、公儀の大役を望んで是れをしとげたる同意のことなるに、僅の加增甚だ以て非二本意一とて、又千石を與へけりと也。加々山後に奧田權左衞門と號す。

　師曰はく、主人へ殉死を不レ致と云ひて、其の家中にあしく云ひけるもの多かりし(こと)ものあり。此の者主人の忌日に、惣家中寺へ參詣仕りたるを、用所候由にて留め置いて、惣衆相あつまれる時罷り出でて申しけるは、私事殉死可レ仕ことなりと、此の座中に入來候歷々にも御沙汰有レ之の由承り及び候、定而殉死仕り可レ然子細を御存じにて可レ有レ之、我等事は殉死仕り御奉公に可二罷成一の見付無レ之候、主人御取立のものは必ず殉死いたすはづと斗りの儀は、我等の合點には不レ及候ゆゑ殉死不レ仕候、唯今にも其の道理を承り屆けば、御奉公のことに候間、則ち殉死可レ仕と云ひけるに、座中一言の返答にも不レ及に付いて、重ねて申しけるは、如レ此ことわりを盡して申すの

處、とかくの仰せも無レ之上は、定めて各〻の御沙汰にては無レ之とみえ候、此の上は已來うしろにて殉死の批判あられん方は、侍の本意にあらざる間、其の心を得られ玉はれと云ひて出でにけりと也。正義の申分と云ふべし。

師曰はく、(一)北原鎭久、(二)高橋紹運に別心ありしを以て、天正八年に岩屋において鎭久を成敗あつて、嫡子進士兵衞の所へ使を立て、父不義に因りて死罪にあたれり、進士事は貞心の覺悟においては異儀あるべからずとの事にて、進士も別心を不レ奉レ存由誓紙にて事すみぬ。ここに秋月方より、進士が父死罪にあへれば能き計策の時なりと心得て、內通の狀を進士が方へ送れり。進士封を不レ切紹運へ差上げたるを以て、進士が貞心を感じて、計策狀にしたがひ、秋月が兵を招き入れて打ちてけりと也。父非罪に死せば、子として其の家に仕ふべきの理なし。非義の企を以て重代厚恩の主人に罪せられんには、子唯だ正道を守りて家をあらため興さんことを專らとすべき也。進士がふるまひ必ず盡レ善とは云ふべからずといへども、又すなほなるには至りぬべき也。尤も許のあるべきこと也。

師曰はく、豹は必ず食を撰んでくらひ、死すといへども非食をくらはずといへり。

(一) 北原伊賀守入道鎭久、この一件、高橋記一名紹運記（續群書類從合戰部所收）に出づ

(二) 筑前岩屋城主、高橋主膳兵衞尉鎭種、剃髮して紹運と號す。秀吉西征の時これに屬して島津氏に抗し、手兵七百六十餘人をもつて五十倍に餘る敵を支へ籠城二旬にして城陷り手兵悉く殉す、時に紹運年三十九

是れ其の正しきを守りて信を不ㇾ失ルのゆゑ也。人として信なく正義あらずしては、生きて益なき也。故に大丈夫唯だ正直を以て士の道を全くすべき也。

山鹿語類　巻第二十六

士談五

一三　剛操

師曰はく、古人曰、天地有㆘剛操之氣、一毫不㆓少屈㆒者㆖、此騎（驟）㆓箕尾㆒之人、雖㆓碌碌可㆒レ得㆓儔㆒也、彼爲㆑色蕩、爲㆑利回、爲㆑勢撓者、（一）比㆓其節㆒不㆑足㆑稱と云へり。しかればば大丈夫の剛操と云ふべき處は、必ず大勇武の剛操までに不㆑限、色欲利害名聞の間において卓爾とたかく立ちて、其の志の能く伸びて萬物に屈せざるのゆゑんを以て剛操とすべき也。勇武においては剛操ありといへども、好む處に奪はれんは、勇長ぜるのみにして剛操にあらず。利欲に不㆑掩と云へども、才知にくらき時は又剛操に非ず。故に聖人は事物の間皆以㆓剛操㆒常に天下の間の萬物の上に伸ぶることを得る也。是れを眞の剛操と云ふべし。

（一）一本、此其節云々に作る

師曰はく、柳下惠(一)遠に行きて歸りけるに、既に日の暮れければ門外にやどりてけり。ここに女子來りて同じく宿りけるが、天大に寒しぬ。女子衣のうすくしてこごえぬべければ、柳下惠が懷の中に入れて是れを溫め曉に至りて、柳下惠亂るる事なし。又魯に男子あり、久しく獨りすみてけるに、隣に又やもめなる女ありてけり。夜暴風暴雨ありて、やもめ女の室破れければ、女子門をたたいて内にやどかりなんと云へり。男子門を閉ぢて不レ納。女子申しけるは、家のやぶれて風雨の甚しきに、門をとぢて不レ納は不仁の至り也とうらむ。男子答へて曰はく、汝もわかく我れもわかければ、男女の別を正さんがため也と云ふ。女の曰はく、古の柳下惠のためしを思ひ出し玉へ、心にみだりなること無レ之れば何の疑か有りなんと恥しめうらみければ、男子曰、柳下惠則可、吾固不可、吾將下以二吾之不可一學中柳下惠之可上と云へり。柳下惠は其の德正しくして人是れをゆるす、我れをば人のゆるさざる處あれば、柳下惠をば不レ學がよきと云へるの心也。孔子是れをきき玉うて、善學二柳下惠一者未二之有一也と評せり。已來ともに柳下惠がごときの學はなりにくき事なり。是れをまなばんとせば、却つて害ありて嫌疑の内に陷るべし。されば孟子(二)も柳下惠は聖人の和を得たりといへり。和は

(一) 春秋魯の大夫、質名は展獲、字は禽、魯に仕へ、三度退けらるるも去らず、汚君を恥とせず、只だ直道を行ふのみと、以てその人となりを知るべし

(二) 萬章下篇首章に出づ

必ず流蕩するにやすかるべきを、柳下惠は和して不レ流の和なれば、聖人の和に近き也。但し女を懷に入るることは禮に非ず、故に是れを不恭とす。女子凍えなんには又用法もありぬべし、何ぞ懷の内に可ニ入置一や。是れ柳下惠は人以てゆるすといへども、不レ處ニ嫌疑ノ間一の戒にたがへる也。道は萬世に用ひて無レ失を以て道とす。然れば柳下惠が剛操云ふに不レ及と云へども、是れを以て君子の道とし法とするには不レ可レ足。このゆゑに魯の男子が致す處を孔子の稱美し玉へる也。

師曰はく、蜀の關雲長（三）（關羽字雲長）、魏の曹操に生捕られぬ。此の時劉備の后もとらはれに付いて居玉へば、曹操君臣の義を亂らしめんために、關羽と一室にをらしむ。關羽そのうたがひを去らんために、自ら燭臺を持ちて后の旁に立居て曉に及べり。番人其の正しき處を詳に曹操に告げければ、曹操甚だこれを義ありとす。ここにおいて慇懃に禮をつくし、曹操につかへしめんことをいひけれども、劉備の恩をうけ其の約を堅くせん（に）は、今以て曹操に不レ可レ屬といひければ、つひに是れをゆるしさらしめぬ。關羽は勇將にして如レ此處の剛操たるべからざれども、義を養ふを以て剛操ここに至れりと云ふべし。

（三）三國時代、蜀漢の劉備の臣なれども、劉備は義兄弟の交りをなす。孫權が荊州を襲ひ破りしとき死す。壯繆と追諡し、宋の時武安王に追封せらる

師曰はく、晉の皇甫謐字士安、其の志を立つること剛操にして物に不レ屈、士安がいとこに梁柳と云へるものあり、城陽の太守になりて官に行きければ、士安に餞して道までも送り玉へかしと云ふ人のありければ、士安云ひけるは、そのかみ梁柳未だいやしかりし時に吾が家に至れば、送迎に門より外へ不レ出、食物を與ふるにも有るにまかせて事たれりき、然るに今官幸ありと云ひて是れを送らんは、官を貴ぶにして梁柳を貴ぶに非ず、貧者は酒食を以て禮とせざるといへり、然るを古人の道をすてて、當世の利心に隨順せんは、非二吾心可一レ安といへりと也。

師曰はく、宋の劉安世字器之と云へり。溫公の門人にして道に志厚く、死生禍福ともに凜然として其の所レ守を不レ變、常に孟子をよみて不動心の氣を養ひ、剛大にして不レ枉の氣あり。或時老母をいざなひて山中を通りけるに、母しばらくやすみける道に、大なる蛇の出でて、そのあたりの草もなびきわたる斗りにして來れり。母の供いたせし下々皆走り去るに、劉安世少しも不レ動、蛇久しく劉安世が方に向ひ居て去りて失せぬ。その所の民人皆以て劉安世を拜して、直人に非ずと驚き敬ひけりと也。內に剛操を不レ養しては事なりがたし。ありがたき氣象と云ふべし。

師曰はく、明の薛瑄(一)、專ニ理學ヲ一として身を正して物を率ゐ、更にへつらひおもねる事なし。其の比明の執政は王振といへり。王振或時に三楊(二)に尋ねけるは、其の方の國に朝廷に出でて奉公可レ仕の能人は非ずやと云ふ。三楊斯に文淸（薛瑄也）が事を云ひ出しぬ。王振則ち申上げて朝廷に召出され、大理少卿の官にのぼつて公事訴訟のことを決斷す。薛文淸初めて京へ上りしとき、其の宿所へ三楊見舞ひければ、留守にて不レ逢を以て、其の留守居に申し置きけるは、明日朝廷へ出仕のかへりに王振の方に先づ行きて禮謝あるべき也、薛文淸を今度召出されたることは王振が取持ゆゑなりと云ひ置きてかへりぬ。薛文淸是れをききても猶ほ王振が方へ不レ行、王振も不審して尋ねけるゆゑに、三楊わりなく思ひて、薛文淸が友のありしを以て此の事を云はしめければ、文淸云、拜ニ爵公朝一、謝ニ恩私室一、吾不レ爲也と云へり。朝廷よりなし賜はるの官位にてこそあれ、私の取持を以て此の恩に預ると云ふことは、君子の不レ致所也と云へる心也。其の後朝廷に大勢會議の時、公卿皆王振を拜するに文淸ひとり不レ拜、如レ此の剛操に因りてつひに王振ににくまれ、大理の官に私をなせりと云へる事あつて、囚に就きて市に於て殺さるべきに究まりぬ。門人皆はしりまどふに、文淸聊か常の顏色に不レ違。

（一）字は德溫、敬軒と號す、王振に逆つて獄に下りしが、英宗復辟するや禮部右侍郎兼翰林院學士となる。文淸と諡す。著書に讀書錄・從政名言・薛文淸集あり

（二）楊士奇・楊榮・楊溥の三人、皆當時の名臣なり

ここに王振が内に老いたる下人ありけるが、みづし（御厨子）のきは（際）に泣き悲しむことのあれば、如何なるゆゑにやと尋ねければ、文清今日死罪と承り、文清と我れ同國のものにてつぶさに其の賢をしれりと云へり。王振此の事をきいて、則ち文清が死罪をまぬかれしめたりと也。薛文清は明の學者にして、其の剛操又不レ可レ及の處ありと云ふべし。

師曰はく、楚の白公（一）亂を起さんことをはかつて、石乞に諸事を談ず。石乞が云はく、市南に熊宜僚と云ふものあり、是れを得て從はしめば大功なりぬべしと云ひて、白公をつれだち彼れが所にいたり、ひそかに此の事を告げたり。宜僚きいて、不レ可レ然の道なれば我れはくみす不レ可と云ひて不レ從。石乞劍をぬいて其の喉をさしぬかんとするに聊か不レ動。白公云はく、利のために不レ諂、威のために不レ惕、人の言を洩らして媚を求むべきものに非ずと云ひて、赦してさらしめつ。而して後に白公が亂つひに不レ成、石乞は生捕にあひぬ。白公は山中にて自害して其の屍をかくせり。楚人石乞を拷木にかけ白公が死骸のありかを尋ねければ、石乞申しけるは、白公の屍のあり所我れ詳に知レ之と云へども、有所を不レ可レ云と約せりと云ひて、つひに不レ云。然らば烹殺すべしとありければ、此事克則爲レ卿、不レ克則烹、固其所也、何の害かあらん

（一）左傳哀公十六年に出づ、白は楚の邑なり、公名は勝。前出二八一頁參照

と云ひて煮殺されにけりと、左傳哀十六年に出でたり。熊宜僚石乞が剛操正ししと云ふべき也。

師曰はく、後漢の獻帝の時に、王允(二)漢の世の既に傾廢すべきことを嘆じて、謀を廻らし董卓(三)を誅しぬ。董卓が從類是れを憤りて、遂に人衆をひきゐ長安の都をおとし入れて、再び獻帝を奪ひ取り奉る。帝大に驚き玉へば、賊等申しけるは、全く王位を傾け奉らんと云ふに非ず、王允が私いたすを退治のため也と呼ばはりぬ。王允これをきいて自ら名乘りて出で命を彼れが手に渡す。我れ元と社稷のために董卓を殺せり、更に命を不レ可レ惜と云ひて、帝にいとまを申して、彼れがために害せられけりと也。剛操に非ずしては事なるべからざる也。

師曰はく、平重盛(四)被レ申べき事有つて中宮へ被レ參たりけるが、仁壽殿に候はれて、帥の典侍と云ふ女房に暫く對面有りけるに、帥の典侍の左の袴のすそより大なる蛇のはひ出でて、重盛の右の膝の下へはひ入りけり。重盛これを見て、我れさわがば中宮も御さわぎ可レ有、此の事旁〻あしかりなんと推しづめ、左の手にて蛇の頭をおさへ右の手にて尾を押へて、六位參れと召しければ、伊豆守源仲綱その時は未だ藏人所に候ひけるが指出でたりければ、是れは何と見候つるやとて渡されぬ。仲綱心得候とて

(二) 字は子師、當時司徒たり、王室を危亂の中に扶く

(三) 靈帝の時前將軍に拜す。帝崩ず、兵を率ゐて入朝し少帝を廢し獻帝を立て、何太后を弑し自ら太師となり凶暴甚し

(四) 源平盛衰記卷第十四、小松殿情の事に出づ

布衣の袖を打覆ひて罷り出でて、小舍人參れとて、これ賜はつて捨てよと云へりければ、一目見て赤面して逃げ歸りぬ。郎等省これを賜はつてころしすてぬ。翌日重盛自筆にて文あり、昨日の御振舞還城樂(一)と奉レ見候ひき、雖二異體候一、一匹一振令二送進一候とぞ有りける。仲綱かしこまり申しき。還城樂とは蛇をとりまはすなれば、かくこそは云ひ送られたる也。

師曰はく、肥後守貞能(二)は川尻に源氏待つと聞きて、蹴ちらさんとて其の勢五百餘騎にて發向しけるが、僻事なればとて取つて返して上るに、宇都野の邊にて行幸に參りあひ、急ぎ馬より飛んで下り、宗盛の前に參り畏りて、何地へとて渡らせ玉ふぞや、只だ都の內にて如何にもならせ玉ふべうもや候らんと申しける。宗盛、木曾すでに北國より五萬餘騎にて攻上り比叡山東坂本に滿々ぬ、一先づ西國へ落ち下りなんとの事なりと云へり。貞能身の暇を賜はり、召具せる五百餘騎をば小松殿の公達に付けまゐらせ、手勢三十騎斗りにて都に取つて返し、西八條の燒跡にて大幕をひかせ一夜宿し、重盛の墓を源氏の駒のひづめにかけさせじと、ほりおこさせ、骨に向ひてさまざまに搔口說き、骨をば高野へ送り、傍の土をば賀茂川へ流させて、其の身は東國へ落ちて

(一) 西域の人蛇を捕ふるに擬したる樂

(二) 平貞能、この事平家物語巻第七、一門都落の事に出づ

宇都宮が芳心にあへりと也。をさまりの善惡は其の評不レ盡といへども、京入りしてのはからひは剛操と云ふべき也。

師曰はく、(三)壽永二年閏十月木曾義仲備中へ下向の時、平泉寺の長吏齋明をば六條河原にて頸を切り、妹尾太郎兼康は齋明と同時に切らるべかりしに、西國の(四)案內者たるべしとて宥し具せり。兼康木を樵り草を刈るまでこそなけれども、二心なく木曾に被レ仕けり。是れはいかにもして再び故郷に歸り、今一度舊主を奉レ見、平家の御方に成りて合戰を可レ遂との計也。咲中偸レ鋭刺レ人刀と云ひつべし。木曾は是れを不レ知相ともなつて下向す。播磨の船坂山にて兼康、木曾に云ひけるは、暇を給はつて先立つて罷り下りて、相親しむ者どもに御馬の草をも用意せさせぬべしといへば、許しつかはす。兼康すかしおほせて、子息兼通・郎等宗俊を相具して下りぬ。加賀國の住人倉光三郎兼光を招きて云ひけるは、倉光殿、兼康御邊に奉レ被レ虜、のがれがたき命を生き、剰へ西國の案內を賜はり、故郷に還りて再び妻子を相見んことも御恩也、備中の妹尾は吉所にて侍り、勳功の賞に申し賜はり下り玉へかし、同じく打つれ奉らんと云ふ。倉光喜んで則ち木曾に申しければ下文を與ふ。倉光妹尾と打具して下りぬ。備前國和氣の渡より

(三) 源平盛衰記卷第三十三に出づ
(四) 妹尾は備中國妹尾の人なればなり

東に藤野寺と云ふ古堂に下り居て、兼康云ふは、倉光殿、妹尾は今は程近し、やがて打具し奉らんが、兼康先だつて所の樣をも見廻り、又親しき者にもふれまはし、もてなしをも用意せさせんと云ひて、すかし出で、方々へ使をつかはし夜打の用意す。倉光はこれを不レ知、今や〳〵と待つ處に、夜半斗りに兼康十餘騎の勢にて藤野寺に押しよせ、倉光を夜打にして殺しぬ。倉光は武勇の達人なりけれども、無二子細一打たれぬ。而して兼康つひに木曾を引うけ、思ふさまに戰つて自害す。その剛操可レ見。されば武士の道は聊もおこたりあるべからず。利を以てすれば義を忘るるは凡情の習なるゆゑに、倉光が仕合あり。尤も可レ戒也。

師曰はく、(一)木曾既に敗軍して、今井の兼平と粟津濱に行會ひ、木曾云ひけるは、都にていかにも可レ成に、今一度互に相見んとて、多くの敵にうしろをみせ是れまで來れりとかたる。兼平も勢多にていかにも可レ成を、御行末の窘なくて是れまで逃れまゐれりと云ひて、ともに馬をならべて落ち行く。其の勢四五百騎に及べり。ここかしこの軍思ふままに打破り、粟津の軍の終りには義仲・兼平主從二騎になりぬ。義仲申しけるは、日來は何とも思はぬ薄金（木曾甲名）がなにとやらん重く覺ゆる也といへり。兼平

(一) 源平盛衰記卷第三十五に出づ

聞きて、何條去ることの侍るべき、日比に金もまさらず、別に重き物をも付けず、御年三十七御身さかり也、御方に勢のなければ臆し玉ふにや、兼平一人をば餘の者千騎萬騎とも思召候べし、終に可ㇾ死ものゆゑにわるびれみえ玉ふな、あの向ふの岡にみゆる一村の松の下に立寄りて心閑に御自害候へ、其の間防矢仕りて、やがて御供可ㇾ仕と云ひて、木曾は猶ほ名殘を惜しみけるに、兼平、兵の剛と云ふは最後の死を云へり、さすが大將軍の宣旨を蒙り玉ふほどの人の、雜人の手に被二打伏一玉はんことは心うかるべし、とく〳〵と勸め、その身は數百騎の中にかけ入り、信濃國住人中三權頭兼遠が子今井四郎兼平と名乘りて四角八方に戰ひ、つひに自害してうせぬ。

師曰はく、昔承平に將門を可ㇾ誅とて藤原の忠文朝臣下向の時、貞盛と秀郷と心を合せて將門を可ㇾ討、忠文を不ㇾ可ㇾ待とて使者をのぼせり。將門をば既に誅伏して、近日其の頭を可ㇾ令二持參一由を申しつかはす。依ㇾ之忠文道より上洛也。其の後虛說そのいはれなしと云ひければ、秀郷云はく、貞盛・秀郷心を合せて將門をうつこと不ㇾ叶には、兩士必ず打死すべし、虛說論ずるに不ㇾ足と云へりき。將門が首は不ㇾ死して先立つて上れりと云ふはこのこと也とにや。秀郷が言剛操と云ふべし。

師曰はく、頼朝の時、畠山の重忠逆心の沙汰ありければ、下河邊庄司行平まかり向ひて、重忠を相具して参上せり。重忠則ち梶原景時に屬して、全く逆心の企無キ㆑之由を陳じ申しけり。梶原云ふ、其の企なきに於ては、速に一紙の起請文を獻上して、申分けられ可シ㆑然ルと云へり。重忠申しけるは、人の財寶を奪ひ取りて、あるべきわざに非ざることを致せるなど云へる虛說あらんには恥辱と可シ㆑奉ル㆑存ジ、逆心を企てたるとある風聞は、身に取りて盜賊の事とは相かはれり、武士の上に有るまじ(ママ)き事に非ず、その上重忠以前より心と口と相異なきの間、起請文を獻上不ル㆑可カラ㆑仕ル也と云へり。尤も剛操と云ふべし。

師曰はく、(二)頼朝奥州を退治して泰衡敗北の時、泰衡が郎從由利八郎を宇佐美實政と天野則景が互に生捕りたる由を相爭ふの間、實否を囚人に可キ㆑尋ヌの由梶原景時承りて、則ち由利に立向ひて、汝は泰衡が郎從の中には名ある者也、汝を生捕りしことに双方の論あり、實正にまかせて可シ㆓言上ス㆒と云ひければ、由利甚だ怒りて曰ふ、汝は兵衞佐殿の家人歟、只今の口狀過分の言也、故御館(こおんやかた)(三)は秀鄕嫡流の正統也、三代に及んで鎭守府の將軍たり、汝が主人も猶ほ如キ㆑此ノの詞をば不㆑可カラ㆑云フ、矧(いはん)や又汝と我れと對揚

(一) 吾妻鏡文治三年十一月十五日、廿一日の條に出づ

(二) 吾妻鏡文治五年九月七日の條に出づ

(三) 泰衡

の處何の勝劣かあるべき、運盡きて召人となることは勇士の常也とはぢしめければ、景時赤面してかへり、此の男惡口して不レ申と云ふ。賴朝やがて推察して、無禮を現ずるのゆゑならんと有りて、重ねて畠山重忠を以て尋ねらる。重忠自ら布皮を以て由利に與へて坐せしめ、禮を正して相論のことを尋ね、甲の色馬の毛付きを以て問ふ。由利云はく、御邊は畠山殿にや、尤も禮法を存ぜらると云ひて、つひに實政が我れをいけどるの由を申す。而して尋ねらるべき事ありとて、賴朝の前に畠山相具してまゐりぬ。賴朝云はく、汝が主人は兩國に威を振ひてけるに、何ぞや家人河田に誅せられぬ、兩國の軍兵は十七萬騎の都合と云ふ沙汰するに、百日もささへずして、二十日の内に一族皆滅亡す、不レ足レ云こと也とありければ、由利云ふ、郎從數多相具すといへども、方々へ分ち遣はして近所に無レ之して、不慮の災難にかかれり、故左馬頭殿(四)は海道十五ヶ國の管領にして、平治の逆亂には一日も支へ不レ給、數萬騎の主にして長田庄司がためにたやすく誅せられ玉へり、古と今と甲乙如何ぞや、泰衡が管領する所わづか兩國にして、數十日賢慮を惱まし奉れるは、あやまりとは被レ申まじきにやと云へり。賴朝その剛操を感じて、先づ重忠に預け置きたまへりと也。

(四) 賴朝の父義朝

師曰はく、[一]曾我兄弟仇打の時、五郎時宗生捕られて賴朝の御前の庭上に召出され、狩野新開等を以て夜討の宿意を尋ね問ふ。時宗怒りて曰ふ、祖父に候祐親誅せらるるの後、子孫沈淪して昵近を免され不レ申とは有りながら、最後の所存を申すの所、汝等を以て不レ可レ傳といへり。賴朝直に其の條々を尋ね玉ふ。祐經を討つことは父の尸骸の恥を雪がんため也、御前に參るの事は、祐經御寵物たり、ことには祖父入道御氣色を蒙れり、其の遺恨なきに非ざるを以て、直に拜謁仕り自害可レ仕と存じ、御前を心がけ候と憚る所なく云へり。聞く者皆其の剛操を以て莫レ不レ鳴レ舌。

師曰はく、[二]元久に畠山重忠を誅せらるべきの由、其の沙汰あり。重忠鎌倉へ入來の由きこえありければ、路次において可レ被レ誅旨あつて、軍兵を指向けらるる處、武州二俣川において重忠に行逢ひぬ。重忠が郎從諫めけるは、鎌倉の軍兵多く襲ひ來るとみえ候間、唯だ本所に引返し玉ひ、討手を待ちて一戰を決せられ可レ然とあり。重忠きいて、不レ可レ然なり、正治之比梶原景時一の宮を立退き、途中において誅せらる、暫時の命を惜しむに似たり、その上此の度隱謀の企あると云ふの說に因りて此の災にあへり、本所にかへり一戰を快くせば、隱謀の企まぎれなきに落著すべし、本所の願

(一) 吾妻鏡建久四年五月二十九日の條に出づ
(二) 同元久二年六月廿二日の條に出づ

あるに非ずと云ひて、則ち其の地にて打果てぬ。愛甲三郎季隆、重忠が頸を得たりと也。重忠四十二歳なりしとぞ。

師曰はく、和田・三浦、(三)石橋の合戰に不レ合して引かへしける時に、畠山は金江川に陳を取りて平家の催に應ず。和田・三浦ここを通るに、和田小太郎は、名乘りて通るべし、ここを不レ問ば後に被レ笑事疑なしと云ふ。三浦の義澄はせんなき事也、くつわをならす(鳴)なとて、(四)水付(みづつき)をゆひ、よろひ腹卷のくさずりまき上げなどして打ちけるに、小太郎は上帶しづ／＼と結ひかため、冑の緒をしめ弓取直(とりなほ)して、あぶみにまくつけ(幕附)させて、大音擧げて名乘りて通りけりと也。いづれも取々の勇將なり。和田は其の年わかかりければ、相應と云ふべき也。

師曰はく、楠(木)正成曰ふ、士の敵によせられて、即時に亡びざるを以てよしとす、第一に萬に一つも時を經ば味方の出來る事もありぬべし。第二に彼れを少しの間も苦しましめ人を損ずべし。第三に死後に人のかたるに、城つよくして日數を經たりと云ふと、弱くて一日もこたへざりしと云はんは、其の剛操とり所なしと云へりき。

師曰はく、蒲生氏鄕常に云へるは、人衆を戰場にてつかふに、唯だかかれ／＼と斗

(三) 源平盛衰記卷第二十一に出づ

(四) 轡の一部。

り下知いたしてはかからざるもの也。かかれと思はん所にては、大將自ら其の場に至つて、この所へ來れと云へば、大將を見捨つるものは不ㇾ有もの也。大將自らはあとに居て、唯だ士卒をかからしめんと云はんには、かかる事はなきもの也といへりとぞ。氏郷其の詞のごとく、常に人を抱へては、是の家には銀冑をきたる侍、いつとても一番に乘出して、諸卒に先立ちて働くの間、此の男におとらざる如くかせぐべしと云ひ教へける。是れ則ち氏郷(一)鯰尾の銀冑にて、働を諸軍に先立てしゆゑなりとぞ。

師曰はく、豐後の吉光にて、引取口に長曾我部元親父子川を越ゆるとき、父子互に辭退あつてけるとき、子息(二)彌太郎申しけるは、我等御一子に候はば、任二御意一御先へ引取可ㇾ申候へども、弟ども兩人まで有ㇾ之ば、たとへ打死仕るとも、子孫の御斷絕には及ぶべからず、唯だ速に越え玉へと申しすすめて、元親を先へこさしめ、彌太郎ふみとまりて打死を遂げぬ。一所に打死のもの三十一人ありと也。彌太郎が言行剛操と云ふべし。

師曰はく、庚子の役に、三成が事小山へ注進ありけるを、本多佐渡守御數寄屋にて申上げけるに、公大に御笑ありけると也。此の飛脚急を告げに來れるゆゑに、各〻皆

(一) この事例は蒲生氏郷記（群書類従合戦部所收）にあれど、氏郷の言葉は見當らず
(二) 長元物語には彌三郎信親とあり、元親記下（續群書類従合戦部所收）の抄出か

氣遣ひ諸大名も不審に思ひ、嫌疑甚だ多かりしに、此の御一笑にて皆安堵せり。是れ其の大丈夫の物に不レ屈の剛操おはしまさずしては、事なるべからざる也。

師曰はく、聚樂の大廣間にて、その比の名ある大小名出仕して四方山の物語の時に、前田利家、上杉景勝へ向つて、先年山の下の難所をこえられ、越中の魚津へ後卷(三)とし て、天神山迄御出、其の上御手柄どもと申し沙汰候、乍レ然我等能州末守(四)の城後巻いたし、佐々成政を追ひちらし、數多鎗を致さしめ、無二異儀一令二入城一たる儀は、彼の天神山迄御出などは少しの事に候、末守の事には中々くらべらる不レ可と云へり。聚樂の殿中上下ともにとかくの挨拶無レ之てやみぬといへり。利家剛操なる働ゆゑに、傍若無人の廣言ありつとみえたり。

師曰はく、(五)平野遠江守は賤嶽の七本鎗の隨一也。大坂御陣の時に、平野が妻子は大坂に有レ之て、その身は江戸御普請に付き、黑田長政・加藤肥後守兩人の丁場の間、わづか四尺をうけとり、是れを仕舞ひて駿河へ參りたるに、福島正則・黑田長政・加藤肥後守・平野遠江守は江戸御留守居と被二仰出一、本多上野介奉レ之。ここに平野事は、妻子大坂に有レ之間、某一人城中へ入候とて、何事の可レ有レ之儀に不レ有候間、大坂へ

(三) 城を攻圍せる敵の後方より更にこれを圍むこと。

(四) 末森が正し。群書類從に末森記あり、ここの内容は利家夜話卷中（史籍集覽所收）に出づるものに近し。

(五) 平野長泰、初名權平、天正七年二十一歳にして始めて秀吉に仕ふ。

(一)崇傳、南禪寺の長老にして、金地院に住し江戸幕府の樞機に參し有名なり
(二)扱即ち和議の意
(三)京極高次、もと豐臣家に仕ふ、關ケ原役に德川家に味方して大津城を守る、苦戰力鬪遂に和を講す、その翌日關ケ原の東軍大捷の報至る、高次悔恨に堪へず、高野山に隱る。家康、高次の奮鬪よく西軍を支へたるを厚く賞す
(四)奥平美作守信昌、監物貞能の子、父と共に始は武田信玄に屬し、天正元年以後家康に從ふ、天正三年

被レ遣被レ下やうにと申上げければ、傳長老、(一)永井右近を以て、可二存留一の由を申付くる。平野申し出して入城不レ仕は本意に非ずと云ひて、誓紙をささげ江戸へ不レ可レ參由を申切るに付きて、細川越中守その比は內記と申しけるが、平野と入魂なるを以て、可レ留レ之の由嚴命ありて、內記宜しく申留めてつひに江戸へ同道いたしたる也。平野が子權平は冬大坂の城に籠れり。あつかひ(二)已後に城を出でたる也。夏御陣には平野は伏見に有レ之、病氣ゆゑに不二出陣一也。平野が大坂の入城を望みし志は剛操なりと可レ云也。細川內記遠江守を江戸へ同道の時に、大坂へその身を可レ被二召連一とある御書を取りて、而して後に平野をいざなひ行きしとにや。

師曰はく、關ケ原御勝利の後直に御上洛の時、大津の城へ駕輿丁をよせられける。山岡道阿彌御供仕りて、京極若狹守(三)つよく持ちこたへたるに、惜しき儀也、今少しの事にて本意を不レ遂ことに候と申上げければ、源君兎角の御會釋に不レ及して、奥平(四)が長篠に栖籠りたるは如レ此ことには不レ有、戸障子壁の鹿の如くに玉の通りて、土も落ち板もぬけたるを、席をはりたたみを立て、其の影にて持ちこたへたりと斗り御諚ありける也。奥平は敵に勝賴をうけて、勝賴又憤りて攻むべきの思入なりければ、大津

の城ぜめとは、持手の心も寄手の攻様も、思入にたがひ可レ有なり。いづれも剛操の内なるべし。

長篠合戰の時信昌長篠城を死守せしを以て、家康・信長の後攻の勝利全かりしなり（武家事紀卷第十五）

師曰はく、（五）人既に究すといへども、思ひ切つて事を一途に果すこと難レ成もの也、是れ剛操の不レ足がゆゑなるべし。關白秀次嫌疑の間に處してければ、伏見へ被レ越、其の段申分あらば可二申開一の旨、（六）增田右衞門尉・石田治部少輔を以て秀吉より被レ命ければ、秀次聚樂において取々の評議ありぬ。ここに吉田修理申しけるは、御謀叛の思召立ち必定においては何の御思案か可レ有、直に彼等を打留めて旗を可レ被レ擧、たとへば思召不レ立とも、無實の讒に逢ひては二たび遁れがたきもの也、仰せ分けられあらば伏見へ御出なく、しばらく聚樂にあつて御赦免の事を可レ被レ仰、秀吉猶ほゆるし不レ給ば、一萬の兵を以て我れに與へ玉ふべし、伏見を一時に沒落せしめて、忠を君に可レ盡と、阿波の木工と兩人達而申しければ、秀次（曰はく）、なきことを人の云ふ、それに從つては不レ可レ然也、古より定まりたる評の如くに致し可レ然、義經こし（腰）ごえにて押とめられ兄弟不快の時、其の身一人速に鎌倉に入りて申分をいたされば、申分可レ立こと也、無レ左ゆゑに一生を果せりと、五百年來の評なれば、その如く我れ

（五）甫菴太閤記卷十七（史籍集覽通記類所收）の抄出か

（六）增田長盛・石田三成

又云分いたさずしては不二本意一と云ひて、齋藤左京（宮部法印妹聟）一人を供にしてつひに伏見にいたり、對面に不レ及、直に高野にて誅伏也。案ずるに、秀次の秀吉における、舅甥の親ありて既に父子の號なれば、秀次何を以て秀吉に對し弓を可レ曳のゆゑなし。此の心を以て秀次速に秀吉の許に至らんには、秀吉又其の志に通じて罪をゆるし玉ふべし。ゆるされざるは本と其の職分也。是れ子の父における恩より出づる剛操なり。今秀次の伏見に行く所は、唯だ忙然としてあきれ、懵然としてくらく、何とぞ赦されて我が樂しみを究めん事を思ふのみ也。是れ至つて懦弱にして志の所レ不レ立也。日比我ままを行ひ不義を營んで、此の時に至りてせんすべなきままに義經の評を云へる、ともに皆詐僞にして誠に非ず。されば吉田等が父に向つて兵を動かさんと云へるは義不義を不レ知して、秀次の恩をのみ思ふがゆゑに此の謀をなす。變じて用ふるときは剛操の義ありぬべし。秀次は義を不レ知、又剛操なし、難に及んで只だのがれんことをのみ求む、尤も士の道を不レ知也。

師曰はく、大坂の役に、池田左衛門督（一）江戸より駿河へ參り家康公に御面謁ありければ、公仰せありけるは、其の方事は若年なれば、萬事武藏守が下知に從つて指圖を可キ

（一）池田輝政の次男忠繼、當時十六歲、備前領主なり、兄は武藏守利隆

（二）左衛門督の唐名
（三）源平盛衰記巻第三十五に出づ
（四）外す
（五）虹形の橋桁
（六）橋上に喰違に横たへたる板、

レ請也と台命あり。左金吾(二)御前を退出して本多上野介に被レ申は、今日の上意に、武藏守下知を可レ守と仰出されぬ。我等事若輩より大國を被レ下有レ之なれば、自分に御奉公をも申上げ度き所存の處、武藏守指圖次第と上意の上は、我々大坂へ不ニ馳參一とも別條有レ之間布間、直に江戸へ罷下り可レ有レ之と急度斷り申されぬ。公此の事をきこしめされ、大に感悅ましまして、重ねて御前へ被ニ召出一、其の方一人立で將軍へ忠勤を可レ抽と被レ命、御感大方ならざりしと也。昔(三)源義經、木曾を退治のため上洛して、宇治川をわたせしとき、宇治橋を(四)はねたれば、虹(五)のはしげた危くして、雁齒(六)のかまへあやしく、下流淼々として洪水みなぎり落ち、渡りえんことかたかり(難)しを、平山季重・佐々木定綱・澁谷重助・熊谷直實・子息直家已上五人つづいてはしげたをわたる。熊谷子息の小次郎を招きて、汝は今年十六歲也、心はたけくとも、さねは未レ堅、直實だにも平に渡ることかたかるべし、汝は惣のわたるとき一度にこせと云ひければ、小次郎打笑つて、秋のこのみこそ核のかたまるかたまらぬと云ふことは侍れ、十歲已後の者のさねのかたまらぬことや可レ有、若し又かたまらざらんには、父をばいかでか可レ離、おそらくは父こそ、常は風氣とて目のまふ(廻)ひざ(膝)の振ふとは仰せられ候へ、

この大河の細げた(桁)を渡り玉はん事危く覺え侍り、目まひ足ふるひ玉はば直家をたのみ玉へ、渡し申さんと申しけると也。勇將猛士の事における、一言の內にも其の剛操以てこもれり。

師曰はく、青木新兵衞後には法齋と號す。初め佐久間玄蕃に屬し、原彥二郞後には隱岐守と云へる者についで有レ之(リ)(レ)て、天正十一年賤嶽の中入(一)の時、玄蕃、中川(二)が要害を責破り、其の後四月の短夜に余胡(三)のうみばた(湖端)を志津ケ嶽までくり(繰)引にいたすとき、原と安井と兩人互に殿(しんがり)して引きぬ。この時法齋功あり、後に最上瀨の上にて戰功もありき。此の青木、越前に居て靑木紀伊守につかへける比、同家荻野河內の處にて各〻寄合ふるまひありき。幸のことなれば、法齋の余胡の海端にてくり引の時、殿の樣子倫を離れて見事なることと承り及びたる間承り度しと、相客衆所望なり。法齋辭するに不レ及(バ)、しかぐ\のことにて引取りたりき、此の時に金か銀かは不レ慥(ナラ)、盆ほどの前立をいたせる武者つよくした(慕)ひてかかるを鎗付けたれば、上鎗になりて前立ものにあたり、つきそびれて、右の武者つきまはされて引取りける、ことの外見事なるふり(擬)なりとの物語也。亭主の河內これをきいて、さてぐ\能き折から此の御物語を承候、そ

（一）敵の中間に突入すること
（二）秀吉方の部將中川清秀が守りし大岩山
（三）余呉湖、近江國伊香郡の中部にあり、周廻一里半、賤嶽の北に當り、餘水は柳瀨川に入る

(四) 然り然りの意

れは私也、御覺えのちがひ候、前立物にてはなく脇立もの也、具足は朱漆とは御らんなかりしか。(法齋)中々(四)朱具足也けると云ふ。法齋の具足は黒絲にて、指物は然々のものにてはなかりしか。(法齋)中々とあり。胴の中に鎗のあとは無レ之やと問ふ。中中有レ之と云へり。そこにて河内申すは、能き時分に仰出されて滿足也、但し御覺え少しちがひ候、其の時某はつきまはされもせず、又一足も引不レ申候、武義の上、箇樣のことは以來までのことに候間、御穿鑿を可レ承と云ふ。法齋はつきまはされ引退きたるが必定なりと云ひて、互に相論不レ止、座中の興醒めてわかつべきやうもなかりしに、河内が子そのころ十七歲なりしが、勝手より袴も不レ服に出でて、箇樣なことは推參に候へども申候、法齋も親に候河内も、少しのことを申し仰せられて益なき儀に候、其の故は、親に候河内も身をすてて付けば法齋を仕留め可レ申、法齋も身を棄てての御働ならば、河内とそれほどのやりくみにては勝負付き可レ申候、兩方ともに、河内は二十町斗りの所を倫をはなれて付け、法齋は二十町斗りの間類におくれて殿あれば、付くものあれば押留めて殿して引き玉ひて、足のとどまることは不レ可レ有候、その時一足二足引きたる不レ引とある御爭は、御兩所には似合不レ申と評せり。法

（一）前出四五一頁參照
（二）追繫ひ意又け食ひさがる意

齋大に感じて穿鑿もやみ、座中感じて興を催しけりと也。

師曰はく、大坂夏御陣に、上總介忠輝公の人衆、大坂勢へ可レ付や不レ可レ付やと異論ありし時、大坂勢一里餘あなたに有レ之に、何として此の大軍付く事不レ可レ叶とありければ、篠瀨左太夫申しけるは、某足輕を召連れ參つてあひしらひ引付け可レ申間、その內に御人衆をよせられ可レ然と云ふ。玉虫對馬守申しけるは、足輕少し斗りにて如何して大軍を可ニ引付一や、沙汰の限の事を云ふと云ひければ、左太夫申しけるは、此の方にふまへのなきことを不レ云也、たとへば六尺ゆたかなる大男がめしつぶを足に付けては往來なりにくき如く、何ほど小勢にても付けて付けられぬ事は不レ侍、唯だ仰付けられよと云ひければ、玉虫申しけるは、しらぬ國にて日暮に及び、行きがかりに野陳をなされ、暮に及んでの戰は大事なりと云ひければ、小野能登守申しけるは、源義經わづか十六騎にて上洛し、一萬五千の人衆くづれ、丹波の三草山をこえて合戰は、しらぬ他國にて夜軍にはあらずやと答へけると也。此の時皆川老甫・小野能登・花井主水・篠瀨左太夫などは皆かかり玉へと云ひ、玉虫對馬守・林平之丞などは御一戰無用と云へる、此の兩論やまざるに大坂勢引きとりぬと也。庚子關ヶ原のとき、加

（三）前出四六五頁參照

（四）幕臣、大坂役・島原役に從軍功あり、後町奉行、致仕して土入と云ふ、奉行の知己にして父門人ならん

（五）元美濃の人、秀吉と友たり、敢へて讓らず。秀吉の治世に至りて世に出でず。家康召出して武州稻毛二千石を賜ふ。諸處の戰功甚だ多し

賀國小松において、丹羽長重前田があと勢に付きたるとき、利長の本陣は三堂山にて間遠かりしに、此の注進をきいて、淺井清十郎と云ふ足輕大將、私足輕を召連れ、淺井繩手に馳參り、長重をくひとめ可レ申也、その間に御人衆はかけはしの方へ被レ遣可レ然と云へり。是れ皆小を以て大に逢ふの心入、剛操と云ふべき也。

師曰はく、(三)兼松修理尾州に有レ之けるに、越前陳と云ふ沙汰のありし。此の傍輩なる稻葉右近が所に往きて語りけるは、此の度越前陣と云ふさたのあれば、御邊は必ず罷り越えるべし、左あらば必ず打死と思ひ定められて可レ然也、われら若年より方々手に合ひたるに、末々に事の可レ有と賴んで存分ほどの働を不レ究ゆゑ、つひに打死をいたしはづして八旬に及び、おいさらぼひて(老衰)疊の上に死なん事口惜しき次第也、今度越前陣と云へども、老足なれば往くことも不レ成、不レ及二是非一次第、長命更に益なし、一日も手足の達者なる内に如レ此あるをきいては、命の甲斐もありぬるにと、くりごと云ひて、必ず打死と心がけあれよと戒しめける。勇士の剛操と云ふべき也。

師の曰はく、(四)石谷入道貞清或時(五)坪内玄蕃に向つて、御邊度々の戰功おはせり、心得を以ていたすことも有レ之ば承り度きにこそと尋ねければ、玄蕃云ふ、よくぞ尋ねた

まへ、心得こそあれ、人ごとに何事ぞと云ふときは八幡を賴みて、八幡々々と常に云ふ、我れも亦八幡を賴みては、互に相だのみ(一)になりて事ならざるゆゑに、我れは又八幡と云ふもののどうばらを突拔くべきと一筋に思入るべき也、如ㇾ此ときは、我れにとり立て利あるもの也と云へりとぞ。其の云ひ樣すなほにして剛操なりと云ふべき也。

師曰はく、建久三年(二)正月に、新造の御堂のことあつて、賴朝彼の地にいたり玉へれば、土をはこぶ夫人足の內に、左の眼のめしひたるものあり。賴朝其の樣子あやしきを見とがめ尋ね玉へども、不ㇾ分明ㇾに付き、佐貫の四郞太夫に命じてこれをたださしむ。佐貫則ち面縛して是れをただすの處に、懷中に一尺餘の打刀を帶びたり。其の眼をみればめしひたるに非ず、魚の鱗を以て眼の上に覆ひたり。彌〻不審してければ、上總五郞兵衞尉(三)人夫にまぎれて賴朝をはからひ奉らんとの企なりと白狀す。則ち義盛に下し賜はれりと也。其の志剛操と云ふべし。

師曰はく、承久(四)の亂に官軍宇治川をささへたり。泰時その比は武藏守なりけるが、芝田橋六兼義等を召して、今日越ㇾ川不ㇾ戰ば官軍をやぶりがたし、河の淺瀨を尋ぬべしと云ひて瀨蹈しけれども、昨日の雨に水漲つて白浪さかのぼり落つ。ここに泰時子

(一) 空だのみに同じ
(二) 吾妻鏡同月廿一日の條に出づ
(三) 名は忠光、平家の門葉殘黨にして、賴朝に復讐せんとせしなり
(四) 吾妻鏡承久三年六月十四日の條に出づ

息の時氏を招きて、此の有様を考ふるに味方敗軍とみえたり、大将軍の打死今の節にあたれり、速に川を渡りて軍陣に入りて命を可レ捨と命ず。時氏言下より川へ打いでて颯々とわたる。泰時つづいて乗入の處、春日刑部三郎貞幸、泰時の馬の口に取付きけれども、更にとどまり不レ給。貞幸謀りて申しけるは、甲冑にて乗入れ玉はんには危く候、唯だ御甲をとかしめ玉ひてのりこされんこと可レ然と申して、田のくろへ下りたたしめて、甲をぬぐ内に馬をば引かへして、のりこましめ不レ給きと也。佐々木四郎信綱先陣の名あれども、向のきしに付くことは太郎時氏と同時なりしとぞ。泰時の剛操以て可レ見也。

師曰はく、[五]三浦義明衣笠にこもりしとき、七十九歳にて、雑色二人に馬の口引かせ、中間六人に左右のひざおさせ、太刀斗りをこしに付け、右の手に鞭を貫入れ、左の手に手綱かいくり、既に打出でんとしけり。子息の別當義澄是れをみて馬の口に取付き、如何に角はおはするぞ、其の御年にて打出で給ふたらば何の詮にか立ち玉ふべき、老い衰へて物にくるひ玉ふかと云ふ。[六]大介は、やおれ義澄よ、武者の家に生れて軍するは法也、おのれをこそわかきものの狂ふぞとおぼえたり、軍と云ふものは敵も味方もひ

（五）源平盛衰記巻第二十二に出づ

（六）義明のこと

まなきこそ面白けれ、いつを限りと云ふことなく、草鹿(くさしし)まと（的）を射るやうに、一所にて敵を射ることやはあるべきとて、鞭を以て打ちけれども、冑をうてばいたからず。別當馬の鼻を取りて城内へ引きて入れたり。是れは大介が實(まこと)に軍場に出づべきには不レ有(ラ)、兵をいさめん計(はかりごと)也といへども、八旬に及んで剛操のふるまひ、ゆゆしき大將と云ふべき也。昔後漢の馬援（二）、六十二にして蠻夷の打手を望みけるを、帝其の老衰をあはれみて、いかがあるべきと仰せごとありしに、馬援甲を被(き)馬にのり、鞍によつて四方をかへりみ、用ひらるべき體を示す。帝叡覽あつて、矍鑠(クル)哉是翁也と稱美し玉うて、つひに打手の大將に命ぜられけると云へる事の後漢書に出でたり。義明が老後の剛操可二併(キセズ)案一也。

師曰はく、元弘（三）三年五月鎌倉滅亡の時、諏訪三郎盛高連日の戰に郎等皆打たれ、唯だ主從二騎になりて、高時の弟四郎左近大夫入道惠性が陣に來り、最後の供可レ仕(シル)と云ひければ、惠性あたりの人をのけさせて、潛に盛高が耳にささやきけるは、此の亂はからざるに出來て、當家既に滅亡す、只だ相摸入道のふるまひ人望に背き神慮にたがへるゆゑなり、但し天たとひにくみ玉ふとも、數代積善の餘慶盡きずば、此の子孫

（二）光武帝に仕へ伏波將軍となり、四方を征伐し新息侯に封ぜらる。嘗て曰はく「大丈夫當に馬革を以て屍を裹むべし、安ぞ能く兒女の手に死せん」と。後果して軍中に卒す、忠成と謚す

（三）太平記卷第十に出づ

中に絶えたるをつぎ、すたれたるを興さんずるものあるべし、深く存ずる子細あれば、左右なく自害などおはする事はあるまじ、遁れつべくば遁れて、再び會稽の恥を雪がばやと思ふ也、御邊もその心得して、甥の龜壽を隱し置きて時をまちぬべしと云へり。盛高、死を一時に定むるは易く、謀を萬代に殘すは難しと申すことの候へば、兎も角も仰せに隨ふべしと云ひて、龜壽丸を鎧の上にかい負ひて信濃國に至りぬ。惠性は、奥州の方へ落ちて再び天下をくつがへす謀を廻らさんと思ふなりと云ひて、南部太郎・伊達六郎二人を案内者に召具し、屋形に火をかけて燒け死にたる體にみせ、(三)あをだにのり、血の付きたる帷子を上に引覆ひて、源氏の兵の手負ひて本國に舁かれかへるごとくみせて、武藏の國に落ちぬ。而して後に建武元年の春、暫く天下を計略して大軍をうごかされたりし相摸次郎時行は、此の龜壽丸がこと也。北山の西園寺をかたらひしは惠性がはかりごとときこえたり。死に臨んで萬代の謀をなさん事は、剛操に非ずしては不ㇾ可ㇾ叶也。

師曰はく、楠(木)正成後醍醐帝の命に應じて、河内國赤坂の城にこもりける。此の城俄にこしらへたりとみえて、はかばかしく堀をも不ㇾ掘、只だ屛一重ぬりて、方二

(三) 竹にて作れる輿

三町には不レ可レ及。その內に千に不レ足人衆を以て天下の大軍を引うけたる事、內に奇謀の深祕なくしては難レ叶剛操也。而して赤坂落城の後、千劔破の城にこもり、まはり一里に不レ足小城を持ちこたへ、日本の大軍を一所にあつめ、さま〴〵の奇謀をなして、勇氣更にたわまず、剛操と云ふべし。義に因りて其の勇を勵まし、機に從つて其の變をまうく。尤も名將と云ふべし。

師の曰はく、楠[一](木)正成天王寺に出張の時、隅田・高橋初め七千餘騎にて押寄せ、楠(木)が謀にのせられて悉く敗軍してける。そのあとへ兩六波羅の指圖として宇津宮公綱に申付けたりければ、宇都宮一儀に不レ及領掌して、必ずしも勝負を見る所にあらず、關東を罷り立ちしより、加樣の御大事に臨んで命を輕んぜんことを存候へば、一人にて候とも先づまかり向ひ、合戰難儀に及ばば重ねて勢をこそこ(乞)はめと、思ひ切りたる體にして、その座を立ち宿所へも不レ歸、六波羅より直に天王寺へ下りぬ。東寺邊にては主從わづかに十四五騎なりけるが、郎等ども馳付けて、四塚・作道にては五百騎になりぬ。路次にて行合ふものをば、權門勢家ともいはせず、乘馬を奪ひ取り、人夫をかり立てて通りぬ。其の志一騎も生きて可レ歸と云ふ心なし。楠(木)其の剛操

(一) 太平記卷第六に出づ。元弘二年五月のことなり

をきいて、宇都宮一人大軍打負けたるあとに向ふこと是れ只事に非ず、其の軍勢少くとも志を一にして戰を決せば、當手の兵退くほどはなくとも、大半必ず打たるべし、天下の事全く此の一戰に不レ可レ限と云ひて、明日天王寺の陣を引退けると也。公綱が剛操、勇士の思入と云ふべし。

師曰はく、赤松(二)父子攝州摩耶城の軍に打勝ち、にぐる京勢を追ひすがうて、三月十二日の申刻斗りに、淀・赤井・山崎・西岡三十餘ヶ所に火をかけて、直に京へ責め上る。六波羅仲時申しけるは、居ながら敵を京都にて待たん事、武略の不レ足に似たり、洛外に馳せ向つて可レ防とて、兩檢斷隅田・高橋に在京の武士をさしそへ、今在家・作道・西八條・西朱雀邊へ差向け、桂川を阻てて防がしむ。赤松入道圓心桂川の西の岸に打のぞみ、川向なる六波羅勢をみるに、雲霞の如く充滿せり。折節南風に雪消えて、川水岸にあまれる時なれば、京勢は川をへだてて守る。赤松は敵の大勢にへきえきしてみえけるに、帥律師則祐、冑の緒をしめ馬の腹帶をしめさせ、只だ一騎手綱かいくりて桂川を渡さんとす。父の入道遙に是れを見て、馬を打寄せ面に塞がりて制しけるは、昔佐々木盛綱(三)が藤戸を渡し、足利の忠綱が宇治川をわたししは去る事なれども、此の

(二) 太平記巻第八に出づ

(三) 源平屋島合戰の前、平義經屋島より海をわたりて備前國に押寄せ、藤戸の渡に陣をとりしとき、源氏の佐々木三郎盛綱が剛勇なり。源平盛衰記巻第四十一に詳し

川上は雪消に水まさりて淵瀨もみえぬ大河也、たとへ心猛く馬つよくして渡ることをうるとも、大勢の中へ只だ一騎かけ入りたらんには、不ㇾ被ㇾ打と云ふ事不ㇾ可ㇾ有、天下の安危必ずしも此の一戰に不ㇾ可ㇾ限、暫く命を全くして君の御代を待たんと思ふ心なからんやと、再三制しければ、則祐馬の頭を立直し、ぬいたる太刀をさめ、御方と敵を對揚すべきほどの勢にてだに候はば、我れと手を不ㇾ碎とも、運を合戰の勝負にまかせつべし、御方わづかに三千餘騎、敵は是れに百倍せり、急に戰を不ㇾ決して、敵に無勢の程を見すかされなば、戰ふとも利あるべからずと云ひすてて、駿馬に一鞭をすすめ、漲つて流る瀨枕に水波を立てて游がせぬ。是れをみて三千餘騎一度にわたり、馬筏に流をせきかけたれば、逆水岸にあまり、みなまた(派)十方にわかれて、元の淵瀨は中々あさくなりぬ。三千餘騎向ふの岸に打あがり、死を一擧にかろんじければ、六波羅勢悉く敗軍して、赤松つひに京入りしけり。則祐が剛操たぐひ少なきこと也。

師曰はく、(一)延元元年正月三井寺の合戰に、北畠顯家・新田義貞打勝ちて、三井寺の敵を事ゆゑなく責め落す。ここに義貞、舟田長門守經政が諫めに困りて直に京都へ責め入りければ、其の謀にのせられ、尊氏は丹波路へ落ち、高・上杉は山崎をさして引

(一) 太平記卷第十五に出づ

退く。義貞の一族郎等二萬餘を以て尊氏八十萬にあまる大軍を一日の内におひなびけ、京都をふみしくこと、武略の機にのるゆゑと云ふべし。ここに細川卿律師定禪・四國の勢どもに向つて云ひけるは、軍の勝負は時の運によることと乍ㇾ云、今日の負は三井寺の合戰より事おこれる間、我等が瑕瑾の嘲を遁れず、されば態と他の勢をまじへずして、花やかなる一軍して、天下の人口を可ㇾ塞、推量するに、新田が勢は終日の戰にくたびれて敵にあふべからず、其の外の敵どもは京白川(同)の財寶に目をかけて一所にあるべからず、これぞ不意をうつ謀也と云ひければ、藤・橘・伴の者ども、子細候まじと云ひて、尊氏へもしらせず、伊豫・讃岐の中より三百餘騎をすぐり、北野の後より上賀茂をへて濟に北白川(同)へ廻れり。ただす(三)の前にて、三百餘騎十方に分けて、三十餘ケ所に火をかけ、爰をば打すて、一條・二條の間にて三所に鬨を擧げたり。定禪(註)がつもれるごとく、敵京白川(同)に分散して、一所へ打寄る勢少しもなかりければ、義貞・義助一戰に利を失ひ、坂本をさして引退く。北白川・粟田口邊にて、舟田入道・大館左近藏人・由良・高田以下宗徒の官軍ども數百騎被ㇾ打にけり。卿律師やがて早馬を立て、将軍尊氏へ此の由を告げければ、山陽・山陰の兩道へ落行きける兵皆京へ

(三) 糺の森といふ、下鴨村の南

歸れり。義貞二萬を以て尊氏の八十萬をかけちらし、細川定禪三百餘騎を以て官軍の二萬を追落す。彼れは項王(一)のいさみを心とし、是れは張良(二)が謀を宗とす。智謀勇氣とりどりの人傑也と、太平記に評せり。

師曰はく、建武(三)四年閏七月二日新田義貞、燈明寺より、藤島の寄手よわしときいて、僅に五十斗りにて藤島の方へ赴く。ここに鹿草(かのくさ)出羽守が足輕の兵、かち立(だち)にて弓を射けるが、きびしく矢の來れば、中野藤内左衞門、義貞に向つて、千鈞之弩爲二鼷鼠一不レ發レ機と申しければ、義貞ききも不レ肯、失レ士して獨り免るるは非二我意一と云ひて、小跳(こをどり)して猶ほ敵の中に入りて、つひに流矢に中れり。氏家中務(うぢいへなかつかさ)その頭をとれり。此の夜義助(四)石丸にかへり、敗軍の士を集めければ、野心のものはや出來て、一夜の內に三ケ度まで城へ火をかけぬ。兵士悉く落失せければ、七月十一日に義助つひに當國を立ちされり。人の志は如レ此時其の剛操もみえぬべき事なるに、さしも剛勇の義貞にしたしみつかへてける兵士も、義より練出(ねりだ)さざる剛操ゆゑに、信を失つて如レ此に至れる也。

師曰はく、武藏野(五)合戰の時、上杉民部大輔が兵に長尾彈正・根津小次郎とて大力の剛の者あり。今日の合戰に打負けぬること身一つの恥辱なりと思ひければ、紛れて敵

(一) 秦漢の時代の人、楚王項羽、漢の高祖と覇を爭うて敗る
(二) 漢高祖の謀臣
(三) 太平記卷第二十、義貞自害事の條に出づ
(四) 脇屋右衞門佐
(五) 正平七年新田義宗・義興等宗良親王を奉じて尊氏を打ちたる時の事なり。太平記卷第三十一、笛吹峠軍事の條に出づ。上杉は新田勢のものなり

の中へ馳入り、將軍を打奉らんと相謀りて、二人ながら俄に二ツ引兩の笠印を著替へ、人にみしられじと、長尾はみだれがみを顔にふりかけ、根津は刀を以て已れがひたひを突きさき血を面に流しかけて、切つておとしたる敵の首を鋒に貫きて、とつ付に取著けて、只だ二騎將軍の陣へはせ入る。數萬の軍勢横つて、たれが手の人ぞと問へば、是れは將軍(六)の御内の者にて候が、新田殿の一族の人々を組打して候間、首實檢のために御前へ參候と云へば、目出度候と感ずる人のみ有りて、思ひとがむる人はなし。將軍は何方にやと問へば、あれに候と云ふ。草鹿の的(七)山斗りになりにければ、幸也、只だ一太刀に切つて落さんと、二人屹と目くばせして、馬をしづかにあゆませよる處に、見知人あつて、そこに近付く武者は長尾と根津とにて候と呼ばはりければ、武藏・相摸の兵ども三百餘騎、中をへだてて左右よりよせければ、支度相違して、鋒に貫きたる首を捨て、みだれがみをふりあげ、大勢の中を破つて通る。彼等か鋒に廻る敵、一人として胄の鉢をむな板までまつ二つにわりつけられ、腰のつがひ切つて落されざるはなし。運つよき足利殿かなと高らかに欺いて、靜に本陣へかへりぬ。長尾・根津が行跡剛操と云ふべし。

(六) 足利尊氏

(七) 鹿か草中に伏したる状をなせし射術の的、ここはその射的の距離をいへり

師曰はく、永享の亂[一]、鎌倉の持氏[二]被レ弑(セ)て號(ス)二長春院殿(ト)一、其の子春王丸（十三歳）・康王丸（十二歳）日光山に落ちて便宜の大名をたのまる處に、結城藤原朝光が後胤結城氏朝二心なくたのまれまゐらせ、頓(やが)て子息の七郎光久を以て迎へ奉らる。氏朝いまだ老臣どもに不レ告(ゲ)ければ、水谷伊勢守以下の老臣にかくと云ふ。老臣ども、不レ可(カラ)レ然(ル)、去年既に京方へ和睦して、京の公方を二心あらじとたのみ玉ふの處に、引かへ謀叛の張本たらん事、遠慮なきに非ずと申しける内に、若君達入り玉ひぬと申す。家老一類大に驚き、是れ斗りの一大事を老臣どもに不(ル)三云合(ハセ)玉(ハ)一は、老臣を疑ひ玉ふにやと云ひて、水谷以下四人の家老ども、もとどり切りて一同に遁世す。唯だ水谷一人、亂をみて捨てて退くは勇士の忠に非ずとて引かへしてけり。かかりければ、京都より追罰の御教書到來して、管領清方より武藏國司廳鼻(てうはな)性順を罷り向けて對治（退）すべしとあり。長尾景仲加勢として發す。修理大夫持朝管領清方も七月廿九日（永享十二年）に結城に著す。上杉憲實、そのころは長棟菴主と號して、大軍をひきゐて攻寄す。大方日本半分の軍勢攻寄せて晝夜攻戰といへども、氏朝が勇力更に不レ撓(マ)、城は勝地也、粮は不レ盡(キ)して、七月より翌年嘉吉元年四月まで堅固に持固め、氏朝父子自害し、城中の兵士悉く自害す。若君兩人は生どられ、

（一）永享記（續群書類從合戰部所收）に出づ
（二）關東管領足利持氏、永享十一年二月自殺

（三）謙信[illegible]

（二）後に從五位下、上野介、一萬石を領す。[illegible]にして兄弟と見らるる菅沼主水の祖父に當る。故に此事の[illegible]云ふべし

濃州垂井において被レ害ぬ。氏朝が剛操世以て美談せり。世に結城戰場と云ふは此の事なり。氏朝が弟山川・長沼は各〻心を變じてけるに、氏朝にたのまれまゐらせたる節を以て、一生の命を奉り城を堅く守る事、無二比類一こと也。

師曰はく、上杉謙信（三）上洛（永禄二年）して光源院義輝（足利）にまみえける比、三好上洛の沙汰ありければ、謙信山崎まで出でて見二物之一、手廻斗りにて乘出して、三好が近習へ一あてあててみけれども、三好少しもかまはず通りぬ。謙信細川幽齋を以て申されけるは、三好が事連々逆心疑無レ之、幸ひ我等今度上洛の砌に候間、三好退治の事可レ被二仰付一と望みける。義輝許容無レ之、謙信異の蕭墻之内に起るべきことを計り、あしもとの明るき時歸國すべしと獨言して、遠に歸り越す。同八年に三好つひに逆心のことありぬ。謙信は能くしのべる人なりき。（一）三好追罰の所望は尤も剛操なりと云ふべし。

師曰はく、三州野田の城下に、浮古齋と云ふ屋敷がまへを取出にかまへ、菅沼織部（二）正定盈、その比は新八郎と號して有レ之たるを、武田逍遙軒、駄峯の新三郎を先手とし、城所道壽を案内者にいたし攻レ之。駄峯よりは一里斗りありしを、早朝に用意して、わざとまはり道を致し、三里の山道を押出す。是れは新八郎その間に心を得て遁

れ去るに利あらんことを思ひてのことゝにや。山より押下す所、野田より二里斗りあれども、高くしてよく目の下にみえけるを以て、此の勢を野田より見付け、早々吉田のきは下條へ下々をば取のけ、定盈は西郷へ遁るゝ時、城より八町斗り出でてあとへ人を歸し、日比好んでけることなればとて、鷹を居ゑに人をかへしぬ。郎等どもいづれも不ㇾ入事とありしを、定盈ほどのものゝ、あわてゝ鷹を捨てたるとあればいかが也、汝等は早々遁れゆくべし、我れ歸りて可ㇾ居と云ふに付きて、郎等どもかへりて居ゑて來る。二町斗り往きて、既に近く敵の來れるに、烟を不ㇾ立して引くは是れ又本意に非ずとて、人をかへし烟を立てゝ引きぬ。其の時敵甚だ近寄りけれども、心靜に引取りて別條なし。定盈下條にて越年して、又野田にかへれりと也。定盈は本と土岐の一流にして、三州額田郡菅沼の縣に至りて住す。それを菅沼新三郎、後には信濃守と云ふ。此の次男を菅沼新八郎と云ひ、是れが孫を織部正定盈と云へる也。

師曰はく、永祿十一年、平信長、(一)將軍義昭公を歸洛せしめ、六條本國寺を以てかりの御所としつらひまゐらせける。翌年正月三日、三好山城守・日向守・下野守・岩城主稅等一族蜂起して京中に亂れ入り、六條本國寺を取かこむ事急なりければ、義昭自

(一) 後鑑義昭將軍記永祿十二年の條に總見記の引用として出づ

ら諸勢に下知して本國寺を持ちかたむ。此の時門役の入札(二)十七枚まで明知十兵衞尉とあり、武者奉行の入札七枚まで野村越中守とありければ、自餘の入札は開くに不レ及して、此の兩人を入札の役に命ぜらる。十手の所レ指いちじるしく、いづれも其の剛操を守りて、事不意に起るといへども、六條を持ちかため、三好が一黨つひに引退きける。攝州高槻より赤座兄弟(七郎右衞門・舍弟助六郎)・森彌五八・奥村平六左衞門・渡部庄左衞門(驛)・坂井與右衞門其の外濟々かけ付けたり。彼等は元と齋藤龍興のものなり。濃州沒落已後に和田伊賀守に屬して高槻城にありしが、三好上洛の由をきき、義昭を見つぎまゐらせんために、四日の夜に馳せ來れり。中にも赤座比類なき働をいたし、野村倫を離れてかけ引の下知を快くす。平信長岐阜より出馬あつて、野村が手を取りて大に褒美ありしと也。

師曰はく、天正三年乙亥五月二十二日、三州長篠合戰に、武田勝頼敗北して引取りの所に、初鹿傳右衞門(三十二歳)・土屋惣藏(二十歳)わづか兩人付きて退く。ここに典廐(三)歩の者三十斗り馬乘三騎にてのき(退)來れり。縨をさし不レ給のゆゑに、勝頼このゆゑを問ひに初鹿をつかはす。此の母衣は金地金泥の母衣にて四郎勝頼と名をしるせる母衣也。其の比は典廐に是れをすすめ玉へば、勝頼これを尋ねられたり。事急にして、母衣(四)ぐしはすてて、

(二) 選擧に札を入るること

(三) 武田左馬介信豐、川中島にて戰死したる信繁の子にして勝頼とは從兄弟に當る。この記事甲陽軍鑑品第五十二に出づ

絹斗り典廐の内青木尾張これを所持す。則ち初鹿にわたしぬ。勝賴是れを取りてこし(腰)にはさめり。此の往來四五町の内のことなるに、敵まのあたり付け來れども、勝賴馬を留めて其の往返を待つ。勝賴所レ乘ルの馬くたびれて不レ動カを、初鹿聲をかけて追へども更に不レ動カ、笠井肥後守是れを見て己れが馬を奉る。勝賴、汝馬にはなれば打死可キレ仕ハかと申されければ、肥後守、命は義に因つて輕し、命は恩のために奉ると云ひて、殘り留まりて打死す。勝賴の冑に諏訪法性上下大明神と前立にかけるあり、是れは父信玄祕藏の諏訪法性の冑と號する也。今日溫天にて自らもくたびれければ、初鹿に命じて捨てさせぬ。小山田彌介是れを取りてもどれり。武田の家、信玄の弓矢を以て甲州より勃起して、既に五ケ國をしたがへり、二萬にあまれる人衆を持ちても、如レ此キノの時分、大將に付從(つきしたが)つて、義を重んじ剛操を勵まし、死を一途にきはむることは難キレ叶ヒものとみえたり。而して勝賴天正十年甲州田野へ沒落のときは、諸歴々親類をはじめ皆逆心して、土屋惣藏・秋山紀伊守主人の馬の口をとり、わづかに男女四十人に不レ滿タして、死の節を守れり。剛操の義による事尤も難レ有キリこと也。

師曰はく、武田勝賴、長篠敗軍して八十日の内に遠州小山へ後詰をとげ、翌年同じ

く横須賀へ發向、其の後沼津にて北條氏政をあとに置きていろを(一)へかかり、家康公に對陣し、上州ぜん(善)の城をすはだにて攻む。信玄死去より十年持ちこたへ、長篠にて大敗軍によりて、猶ほつよき働をなせり。その比謙信・信長・家康公・北條家を敵にいたし如レ此の事、智操に非ずしては難レ及事ども也。

師曰はく、或人の云ふ、川中島の合戰に、信玄宥に談合ありける所に、馬場美濃守、明日は大事の合戰に候間、御兄弟の内一人打死をとげられずしては勝利不レ可レ有と云ひければ、(二)典廐信繁此の由をきいて眼に角を立て、大將打死して利あることの可レ有や、何ぞ某にさしつめざるぞと、怒つて陳屋にかへり其の用意せしむる處へ、(三)山本勘介入道馬に乍レ乘、典廐は御内にかと有りければ、典廐こたへ申さろ。小屋に入りて山本申しけるは、惡處へ來りかかり、明日は必定打死を可レ仕と存ずる也、さもあらば跡々の儀奉レ賴也と云ふ。典廐きいて、屋形へ云置可レ被レ申と返事す。尤もにこそ候へとて、盃を出させて打死の約あり。一番に盃を勘介玉はり、二番に山寺茜左衛門御供可レ仕とて、是れも御盃を玉はる。三番に高木入道云ひけるは、某は行かけの駄賃に候とて、三人同じく盃を取りかはす。其の詞を不レ違して典廐も山本も打死す。

(一) 色尾は遠江國榛原郡の地名、[illegible]共に上野勢多郡、今は[illegible]村と云ふ

(二) 信玄の弟左馬介を漢譯したるなり

(三) 信玄の智謀の將、甲州流軍學の祖と稱せらる、入道して道鬼といふ

山寺も典厩のとも（供）いたせり、高木は生のこれりと也。信玄より三人へ同じく香奠をおくられけりと也。信繁・山本が打死、尤も剛操と云ふべし。

師曰はく、源君山西（一）へ御働の時に、勝頼も是れをきいて出馬す。家康公御人衆を被レ入の時、いかがしたりけん、大井川にて一人おくれけるを、勝頼先手のものども五六人取圍みぬ。井原左衛門尉馳合ひ、味方は大勢なり、討つべからずとて、人質を出し助けて甲州へ同じくかへりぬ。さて勝頼色々武田の家に可レ仕と云ひけれども、勇士の道に非ず、唯だ速に首を被レ刎よと申切つて仕ふべき氣色はなし。其の剛操尤も義ありければ、望にまかせて助けつかはすべしとて、つひにゆるしつかはす。根來邊のものなりと云へり。其の後行方をしらずと、其の人質にとられし久野與右衛門（二）尉物がたりをきける人の語れると也。

師曰はく、天正四年、平信長大坂を攻めて、天王寺に付城を相こしらへ、原田備中守を指置きこれを守らしむ。然る處に佐久間甚九郎を定番に可レ仕の旨命ぜられければ、原田備中守つひに打死の覺悟をきはめ、五月三日の早朝に木津へ押寄せて無二の一戰をとげ、終に戰死す、剛操と云ふべし。

（一）駿河國志太郡地方を云ふ

（二）一本、左に作る

師曰はく、姉川の合戰に、源君御先手をば酒井左衛門尉これを承りて、小笠原與八郎・奥平九八郎・菅沼新八郎が人衆等也。二の手は榊原式部大輔是れをつとむ。酒井姉川をこして敵にかかるの處、川の上り場、向ふの方岸深くして上りにくし、故に川をまはりて向ふへ兵をあげんとす。榊原は直に川をこして、あがりにくき場へ無二無三に押しあがる。このゆゑに二の手なりといへども、酒井にさしつづいて兵を進め、結句先へこすほどになれるゆゑ、酒井が兵もみにもんで、榊原にこされざるが如く相進んで、つひに大利を得たり。此の時源君大に、榊原が二の手の致し様以來までの手本也、二の手は如レ彼仕りてこそと仰せなりしと也。是れは先手の兵のあとをつめて、少しもゆとりあらば則ち先へのりこさんとつめたるゆゑに、先手一入情を出して利を得たる也。榊原が二の手の仕樣、尤も剛操と云ふべし。

師曰はく、古の名將いづれも剛操ならん處においては剛操を不レ失がゆゑに、其の功忽ちに成就する事多し。平信長尾州桶狹間の合戰に、わづか三千の兵を以て今川義元二萬にあまれる大軍にさし向ひ、ことに其の日義元大に勢猛なり、しかも黑雲むらがり大雨しきりに降りて車軸をながし、旗竿すでに折れ、人卒皆驚怖の思をなすの

處、少しもかまはずして終に義元を打ちて大利を得ぬ。是れ信長の剛操にあらずや。源の義昭を京都の將軍に還住せしめ、六條合戰を聞くと則ち上洛あり、金崎・野田・福島の引取り、尤も剛操と云ふべし。豐臣秀吉自ら金崎の押へに殘り、毛利と和して信長の被レ弑セルルを不レ隱サ、つひに山崎において義戰をとげ、柴田を數日の中に退治し、其の功を一時にあぐ、尤も剛操と云ふべし。源君大高兵粮入れ、（一）同大高退口、（二）長久手の大利、凡人の所レ及ブに不レ有ラ。中にも瀧川が蟹江の中入りに、烟を見玉うて唯だ一騎がけに清洲より御出勢、御あとよりさしつづいて軍勢來るといへども、源君・直政（三）只だ二人にてかけ付け玉うて、瀧川が人衆をのり切り、船を蟹江に入れしめ玉はざる所、其の迅速其の剛操不レ可ルレ云フカラ也。文祿の比、關白秀次の事ありて、江戸にきこえければ、その日に先づ品川まで御出馬あり、（小田原まで五日に御越也）關ケ原の役に直に赤坂の勝山に御本陣をすゑられたるためし、各〻以て剛操の至りと云ふべし。されば源義經鵯越より一谷をおとし、大物（だいもつ）の浦にて船ぞろへして梶原と逆櫓を論じ、北風烈しくして木折れ砂を揚ぐるに、纜をといて阿波の勝浦に渡れるためし、皆以て同一意の剛操也。

師曰はく、天正三年、武田勝頼三州長篠において敗北の後、遠州二俣の城に蘆田常

（一）永祿三年織田信長の攻撃を受けし今川義元の爲に、家康十八歳にして重圍を衝いて兵糧を入れしをいふ

（二）今川義元桶狹間に死し、家康今川氏の爲に守りし大高城を出づる時、義元敗死の眞僞を確め、月の出づるを待ちて兵を整へて出で、大樹寺に留まり、岡崎城の兵城を捨てて駿河に歸るを待つて入城せしをいふ

（三）井伊直政

陸介信蕃在城、源君五月の末より是れを責め玉ひ、諏訪山に御本陣をすゑられ、向城を巽の方鳥羽山、東は安倉口の山、北はみな原口の山、西は和田が島に構へて、是れを取りかこみ玉ふ。此の内に信蕃が父下野守城中において病死す。六月二十九日然るに少しも異變なく信蕃持ちかためぬ。十一月の比、勝頼より二俣の城明渡し甲州へつぼむべきの旨、兩度に及び申來るといへども、わき〳〵の奉書は信用するに不ㇾ足とて、三度めに勝頼の直書到來に付きて、十二月中旬扱になり、榊原式部大輔その比は小平太、大久保相模守その比は新十郎と號す、此の兩人人質に來り、信蕃は弟依田善九郎・同源八郎兩人を證人に出し、二十三日に城を渡すべき用意の處、雨天に付きみのかさにては見苦しくあるべしと云ひて、二十四日天氣快霽して城をわたし、二俣の川ばたにて人質を取かへし引取りぬといへり。信蕃無人にて五月より十二月まで七八月の内城を持ちこたへ、ことに城を渡すの法を正しける。此の剛操に依りてつひに彼れを御家人の列に入らしめ玉ひ、後には松平の氏丼に御諱字を被ㇾ下けるとにや。甲州入りに御忠節有ㇾ之

師曰はく、天正十年甲州沒落の時分、蘆田信蕃と三枝土佐守虎吉とは駿州田中の城に在番す。ここに成瀨吉右衞門方より飛脚を以て、勝頼すでに生害の由を告げ來れり。

城外の寄手矢文を以て此の由を告ぐといへども、其の說不ㇾ慥を以て、家老どもよりの文到來せば城を可ㇾ明と云ひて猶ほ堅く守る。その比江尻には穴山梅雪(一)有ㇾ之、梅雪は武田一類の事なるを以て、梅雪より書付の證文到來して、城を明けて大久保七郎右衛門に相わたせりと云へり。

師曰はく、平信長江州小谷の城責の時に、伊藤七藏一番に乘り上ぐるの處に、七藏が上帶に取付き、下人等各〻相つづくの處に、上帶きれて刀脇指ともに落ちたるを、七藏少しも辟易せず、無刀にて乘越え、傍の柵の木を取りて、三人打ちふせぬ。無ニ比類一剛勇也とあつて、信長大に感じ玉へりと也。是れは丹後守(二)が父、若狹守が子也。

師曰はく、岡部二郎右衛門正綱(三)、永祿十一年今川氏眞沒落の時、駿河氏眞の居館に正綱取りこもり、數日堅く守る。信玄これを責むと云へども事ともせずして、必死の思入なりければ、信玄和談を入れてつひに正綱下城す。正綱が剛操其の作法相ととのひけるを以て、つひに正綱が人質を甲州につかはし、正綱を武田の家人たらしめ駿州清水に在城せしむ。この時正綱わづかに三百貫の身體なりしを、三千貫與へて駿河の先手に致せる也。

(一) 名は信君、伊豆守と稱し、剃髮して梅雪齋不白と號す。父は信友、母は武田信玄の姉なり。姻戚を以て威望ありしが、天正十年三月家康の來攻に際し武田を裏切つて德川に內應し遂に勝賴を亡ぼせり。

(二) 初名甚太郎、秀吉の家來黃母衣の一員なり。七藏の子なり。七藏の父若狹守は信長に仕へ、七藏の兄武兵衛も度々戰功あつて信長黑縨の一人なり。七藏は秀吉治世の時戰功を以て紫の小袖を賜り、旗奉行となり、佐々征伐の時

師曰はく、大久保新八郎忠俊(四)は後に五郎右衞門と云へり。本氏は宇津と云へり。此の新八、清康公・廣忠公に奉レ仕て度々の功をあらはしぬ。中にも大權現大高より義元打死の夜引取り玉ふ時、夜陰大雨ゆゑ諸軍悉く亂れさわぎて、源君の御傍に奉レ付たるものは新八郎一人也といへり。忠俊のりまはし(乗廻)、あとさきを考へ、おくるゝものを言をかけて、散亂の人數をまとめて御供せしむ。忠俊が剛操甚だ御感ありぬ。越前の士に大久保藤五郎と云ふもの諸國武者修行いたし、三州に來て、我が名字を可レ殘ものは新八郎なりと云ひて、則ち名字を與ふ。新八其の意にまかせつ。ここに藤五郎名字をゆづれる驗に、我が働をいたして名字のゆゑんを顯はしつべしと云ひて、安祥(五)を攻めし刻、一番乘をして打死す。このゆゑを以て宇津をやめて大久保を名乘る也。

師曰はく、永祿十二年、今川氏眞遠州懸川の城を淩落の時、大權現これをせめ玉うて、天王山にて戰ありけるに、大久保治右衞門尉忠佐敵をやりつけてをひ(甥)の新十郎忠隣をよび、此の頸をとつて汝が功名にいたせと呼ばはりければ、忠隣あざ笑つて、人の取つて與ふるを以て功名とは云ふべからず、我れ唯今自ら働いて功を可レ得と廣言して、敵陣にかけ入り、自ら敵を打つて頸を得てかへりぬ。そのとし十七歲、源君

挾んで跳躍す。（武家事紀巻第十三）

(三) 武田滅亡後家康に從ひ武功多く、甲州駿州にて千餘貫を賜ふ、天正十一年歿、年四十二。（武家事紀巻第十五）

(四) 後に剃髪して常源と號す。宇都宮入道道意が後胤なるを以て宇津と稱せりといふ。武家事紀巻第十五に詳し

(五) 三河國碧海郡に在り

其の剛操ただものに非ずと感じ玉ふ。後に相摸守と云へるは此の人也。三方原の時、諸軍分散して大權現の御傍に奉ㇾ付ものなかりしに、忠隣つひに不ㇾ離二其傍一、後にはかちだつて御供をつとめける。ここに小栗忠藏、敵の馬を奪ひ取りて來れり。源君命ぜられて、則ち此の馬に忠隣をのせしめ玉うて供奉せしめ玉へりと也。

師曰はく、(一)永祿七年、美濃西方の三人衆と云へる氏家常陸入道卜全・稲葉伊豫守・伊賀伊賀守、ひそかに平信長に通じて、信長を美濃へ引入れ、齋藤龍興を追出すべきに相究まりけるに、日根野備中守弘就此の事をきいて、弟の彌二右衛門を招き相談しけるは、譜代の主人をそむき僞つて信長を引入れ申さん事、甚だ以て不義の至り也、幸ひ淺井長政弓矢を取つて名ある人なれば、(二)備前守を此の國へ引入れ、弓矢の禮義なれば一戰を快くして、而して後に永井隼人正に談合して、龍興の弓矢なりがたくば、長政を頼んで信長に敵對し、我等兄弟先懸して尾張國を可二攻取一と云合せ、則ち家の子日野助右衛門と云ふものを長政の內淺井玄蕃が所まで云ひ遣はす。長政これに同じ、その證據を可二聞屆一ために、玄蕃が私の使を日野にさしそへて來らしめ、又日根野兄弟誓紙を書きしたため、ここにおいて堅約をまうけぬ。去る程に永祿七年三月上

(一) 江濃記（群書類從合戰部所收）道三最期之事の條に出づ。但三人衆の人名、安藤伊賀守・稲葉一鐵齋・氏家卜仙に作る

(二) 長政

旬に、長政六千餘騎を率して濃州に發向す。既に先陣御會寺川をこしぬ。齋藤家の諸將、一番に卷村・野村、二番に道化(三)さし向け、日根野兄弟五百騎斗りにて引かくす。永井隼人正二千餘騎にて同勢にひかへ、互に先手戰をいどみ、足輕せり合をはじめ、それより入亂れ相戰つて、その日は薄暮に及び各〻本陣に引入る。その翌日無事をととのへ早速和平しぬ。齋藤道三と淺井故備前守亮政と無事になりし前方にも、先づ一戰をとげ、勝負はなくして無事になれりけるとぞ。日根野がはからひ剛操と云ふべし。

　師曰はく、長篠合戰に大權現の御方へ多多新藏を生捕りぬ。下帶に赤地の唐織を致せるゆゑに、ただものには非じ、名を名乘るべしと問ひけれども名乘らず。然らば雜人の手にかけて可レ殺、名を名乘る侍ならば切腹せしむべしとありしに付き、父は若き時分多多三八、この比は淡路守と云ふもののせがれ也と云へり。只ものに非ずとて則ち信長へ被レ遣ぬ。信長直に召出されて、淡路が子に久藏・新三と云ふ兩人ありときけり、汝はいづれぞと命ぜられる。則ち新藏也と答ふ。名ある武士なれば命を助け玉はるべしとありけれども、既に縲絏の恥に及び候へば、只だ速に頭を被レ刎を辱

(三) 江澱記は道家平左衞門に作る

しと申しけれども、繩をとけとあつて、信長の前にて小手をきりおとし繩をときける。新三門(マヽ)の外へ出でたれば、長柄の鎗の立てかけてありしを取りて、そのあたりに有ルレ之雜人一兩人つきころす。是れに因りて近所の兵士相聚まりて新藏を切りころしぬ。信長是れをきこしめし、惜敷(をしき)ことをいたせり、そのまま雜人を四五人もつきころさせて置くもの也、あたら侍を各〻が不功者ゆゑに失ひぬとの玉へりと也。多多淡路守は信玄の時七十五人の足輕をあづかり、足輕大將の内にては小幡山城・多多淡路・山本勘助とよばれしもの也。久藏は田野(一)の落あしに打死せり。

師曰はく、天正二年、平信長勢州長島の凶徒を退治の時、貴族多く打死す。その中に津田市令助信成もありぬ。信成が乳母(めのと)人に小瀬三郎次郎清長と云へるもの、其の比いたはることあつて、陣屋に臥して療治養生を加へけるが、信成打死ときくより、物の具して打出でんとす。郎從かかる所勞(しよらう)の甚しきに、そもこれは平(ひら)にやみ(止)玉へと云ひけれども、幾程命のびてと云捨て、何れの敵が信成を打ちしぞと問ひ問ひ、面もふらずかけ入り、馬をのり(乘)はなちて敵五六人きりふせ、我が身もづた〳〵になりて打死す。此の小瀬は織田造酒丞には嫡男なりしが、小瀬三右衞門尉が養子として家をつぎぬ。

(一)甲斐國東山梨郡田野村、天目山に破れし武田勝頼が終焉の地なり。初鹿野と按せり

尾州春日井郡小幡鄕にて五百貫を領しけれども、極めて貧しかりき。其の比柴田勝家江州蒲生郡を領しければ、三千貫をまゐらせんほどに柴田にたのまれよと云ひければも、代々市令介家の家臣として、何ぞ祿のゆたかなるを以て他の思を可レ爲と、堅く守つて義を不レ失、つひに戰死の功をあらはせる也。

師曰はく、同時の合戰に、荒川新八郎(二)度々かけ合ひ、あまた敵を突退けてければ、疲勞かぎりなくして、とある堤に腰打かけて休息いたせりしが、喉乾きければ、堤より下りて水を手にむすびて飮みけるに、甲の前立に運は在レ天死は定まるとかきたりし、其の文字の水鏡にうつりてあざやかにみえけるに、一際心もはげみ氣もたけくなりて、又取つてかへし敵陳にかけ入り、比類なき働をして失せにけり。此の時休息して引きなば別條のあるまじきに、日比の志す所をしるしにも付けぬれば、其の所レ感如レ此剛操になれる也。彼等が勇猛のはたらきゆゑに、つひに長島沒落して、北伊世(勢)五郡をそへられ瀧川に賜はりけるとにや。

師曰はく、瀧川(三)武藏野合戰、剛操と云ふべし。篠岡平右衛門尉・津田次右衛門、各〻ふみとどまりて打死す。此の時一益が子兩人、嫡子三九郎・次男八丸と號す。敵來り

(二) 前出三五五頁參照

(三) 勢州軍記卷下、一益上國事の條に出づ

て八丸を擒にするの處に、古市九郎兵衛と云ふ神戸の侍これをきいて則ち追付き、敵を切伏せて八丸をいざなひ來れりと云へり。剛操と云ふべき也。

師曰はく、天正十八年小田原の城責に、源君小田原へ志を通じ玉ひ、旗色もたがへると云へる沙汰のあつて、諸陣物忩なりける時、秀吉自ら童子五六人にて源君の陣に入り玉うて聊か疑へる形なく、唯だ平日の如くに相やはらいで半日物語ありき。これに因りて諸陣の嫌疑自ら去つて、是れを云ふものなしといへり。秀吉あくまで才あり、且つ剛操人にまさり玉へば也。剛操あらずしては、才ありと云へども、如此卓爾たることは成りがたきこと也。

師曰はく、長久手の時に、平松金次郎・鳥井金次郎ともに一番二番の鑓をし、剛勇の働世以て沙汰す。平松はふとりて小男也。源君常に走り廻りも不自由なるべきとて笑ひ仰せありけるが、長久手において無比類働をとげ、直に源君の御前にまゐり、不行歩ものの平松が今日一番やりを致せるはと立ちながら申上げける、傍若無人の體にみえける。平松は鳥井よりはあとに行きけるが、鳥井が右の小手のはづれ(過)を鎗にて突きたり。鳥井ふりかへりて、味方打かと呼ばはる。その内に、鳥井殿あいまちにこ

（一）甫菴太閤記巻十二、小田原籠城之事の條に出づ

（二）二人のこと武家事紀巻第十五に出づ。それには鳥井は鳥居に作る

そと云ひつつかけ出しけりと也。此れより已前に、或曰、遠州今切、平松十八、歳時云々遠州天龍の渡にて船にのり、平松は先へこして、向ふの上り場に鎗を持ちて有レ之けるに、甲州ものに温井と云ふもの平松と同船しけるが、平松が小者慮外を致したりとて、則ち是れを切つて棄て、さて平松に、御邊へことわる間も無レ之に付きて如レ此いたせると申しければ、平松少しも氣色損せず、よくこそ致されたれ、慮外不屆のものは手前にてものがし不レ申、等しと却つて禮謝して聊も異變なし。みる人平松臆せりやなど云ひけるが、彼れが剛操能くしのぶ(二)處あればとにや、無レ程長久手にて功を顯はせり。長久手の後に大權現戰功を賞せられて、永井右近に千石賜はり、平松に五千石を賜ふ。平松御不足に存じこれある比、關白秀次の内に山田平一郎、(三)後には加州に行きて山田出羽といへりし者、秀次へ申上げ、一萬石の領知約束にて平松を招く。その比の風俗にや、平松が心易き傍輩どもは皆此の事をしれり。御家を立退きて上洛いたすと云ひて、各々へ暇乞まで仕り、皆餞別して推出して立退く。此の事高聞に達して、不義の至りにくみ被二思召一、追々打手を被レ遣。大剛の勇士なればとて、一番に渡邊半藏、(次)いまだ夜のあけざるに行き、夜明に河村善七・大久保與一郎行く。そのあとに坂部治兵衛追行きけるが、袋

（三）武家事紀卷第十五、平松の條には平十郎に作り、一本平一郎に作ること見ゆ

（一）かすいは可睡齋のこと、遠州周智郡久努西村にある曹洞宗の大寺なり

井にて平松に逢ひける。平松は久野へより(寄)本坂ごえに行くか、遠州かすい(一)へよると云ふ。坂部はどなたへ行くと尋ぬれば、兄の三十郎に用所ありて横須賀へ行くと云ふ。互に道づれいたし、道の別れぎはにて、久しく逢ふまじきほどにと云ひて、馬より下り暇乞をいたす。其の折節を考へて坂部則ち平松を切る。いかがしたりけん切りはづしてければ、平松則ち次兵衛を切りてみけん(眉間)を二つにわりつくる。坂部さしもの者なれば、目くれ心まどひけれども、家康のもの落人あり、打留めよとよばはりければ、近所の雑人ども起りけるゆゑに、平松則ちかすい(可睡齋)へ入りたるを取巻き、その内に横須賀より各〻かけ付け、寺をとりまきけるを、寺内に平松不レ居ラと云ひけるゆゑに、寺中の小僧をとらへ、貫(くわん)の木を以てすね(脛)をひしぎ是れを問ふ。其の内に平松出でて、何方へも退くものにて無シレ之、これにて切腹可シレ仕ルと云ふ。平松、坂部三十郎に逢ひて、次兵衛は別けて咄(はなし)したれば不便(ふびん)に思ひつれども、身にかかる火を拂はねば不ルレ叶ハに付きて、無ク二是非一切りたると云ふ。三十郎、手疵は少しのこと也と答へければ、平松、我れ切るほどにて生くるほどに人を切ることはなし、笑止也、但だ日比入魂のかはりにとどめは不レ指サと云ひけると也。切腹に臨みて三十郎介錯を望みければ、次兵衛を

我が手にかけたれば、其の方に頸をうたれんことは心よからずと云ひて、三十郎に介錯をたのまざりしと也。平松事無二比類一剛操と云ふべし。剛操如レ此と云へども、內に義を不レ存を以て、其の志す處皆たがへり。尤もをしきこと也。

師曰はく、(二)天正十五丁亥年、豐臣秀吉九州を征伐して豐前を黑田如水に賜ふ。ここに子息長政大將として豐前の一揆を退治の時、豐前の一揆日隈の城にあつまりて堅く守る。長政圍みてこれを攻めけるとき、如法寺・諸方兩將にて後攻いたしけるを、長政事ともせず打勝ちてその兩將を打取り、茅切山をこえて城井(三)の鎭房(四)が城を責む。此の地要害多くして事なりがたく、長政が兵半ば敗れて長政も既に自殺せんとありし時、黑田美作守その比は未だ玉と云ひて小童なりけるが、長政に始終付きしたがひけるゆゑ、此の時長政を引のけ、ここは將の自殺の場にあらず、御まとひを賜はり某蹈留まつて敵を可レ拒と云ふより早く、長政のまとひを奪ひ取りてその所に折敷き、長政を追立て唯だ一人殘りける。しかれども敵ついて不レ來に因りて美作守も別條なし。城井が地形深田多くして、長政ふか田に陷りぬ。引けども引けどもあがらざりしを、三浦六之助己れが馬を奉りて長政をのかしめ、長政の馬の尾を切り、鐙を片々に轡を

（二）貝原益軒の黑田家譜によれるならん、黑田長政記とは人名地名に異同あり。黑田家譜の最初の完成は延寶四年なり
（三）豐前京都郡の地名
（四）宇都宮鎭房

とりて來れり。是れは長政の馬と人の見て、若し打死と存ぜば、勇士等ゆゑなき死を致さんことをおそれ、又は重ねて人の取りて乘らんことを思へば也。美作守此の時十六歳、三浦は十八歳のもの也。無二比類一剛操と云ふべし。長政この年二十歳にて城井の一揆をしづめ、城井の鎭房も降參す。それより廣津へ進んで、鬼木掃部と云へる大功のものを觀音原にて打取りぬ。其の外豐前の一揆悉く退治して、つひに豐前平均に及びければ、則ち小林を使にして彼等が頸を大坂につかはしぬ。秀吉大に其の剛操を感じて、石田三成に命じ良馬を長政に與へ腰刀を小林に賜ふ。是れに因りて豐前國一式不レ殘如水父子に附與せらるといへり。

師曰はく、川原林越後守(一)と云へるものは、荒木が有岡の籠城に、秀吉あつかひのために來れるを可二打留一と、しきりに村重にすすめたるもの也。有岡落城の後に川原林流浪してける時、或人云ひけるは、其の方有岡にての事、秀吉大に感じ玉へり、その上今專ら數寄を好んで茶の湯道具を弄び玉へり、荒木が所持の名物の茶壺其の方所持のこと也、秀吉亦是れを尋ね玉へば、是れを捧げて古有岡にてのことを演說せば、ことなる恩賞に可レ預と云ひけれども、川原林初めは不レ從。人々皆云ひけるに因りて、

(一) 前出四四二頁參照

此の旨を秀吉に通じければ、秀吉詳にこれをただし、甚だ以て不義の者也、彼れ二心なく我れを害せんと云ひしは義也、而して村重が難に不レ死して世に沈淪するのみならず、何ぞや如レ此先主の道具を捧物にして命をつながんとはからふ事甚だ無道の至り、速に生害せしむべしとありぬ。此れによつて検使を發して川原林を切腹せしむ。ここに川原林切腹の期にのぞみ、越方行末の物語して時刻のうつりければ、朋友の親しき輩相あつまり、御邊日比の心がけと替りて死期みぐるしし、唯だ速に死をなして潔よくこそありなんと戒しめければ、川原林笑つて云ひけるは、先にて色々の美物をととのへ珍膳を設けてもてなす振舞の所へも、約束よりは刻限をおそく行くこと常のたらひ也、況や先にて何のみあてもなき死の期を何として急ぐべきことなし、少しも各々と物語をして名殘を可レ惜こと、是れぞ今生の思出なりと云ふ。又人の云へるは、秀吉の機嫌あしく以ての外怒り玉うてとく／＼生害の使來れりと云ふ。川原林云はく、猶ほ以て合點ゆかざる也、秀吉我れに知行を賜はる、俸祿をたまはるとあらんには、何ほども秀吉の機嫌にあふ如く可レ仕也、我れに切腹を命ぜらるる上には、秀吉の機嫌に逢ふがごとく仕りて何の益もたきこと也、何ほど機嫌あしきとても、殺さるるよ

り上の事は不レ可レ有と云ひて、聊か動ずることなく心靜に物語して、もはや是れ迄なり殘り多しと云ひて、死期を全くせしと也。川原林が所存剛操と云ふべし。世の人死の期に一際出來るも是れ伎倆也、尤も取みだすも惑也。唯だ平生の心にして死を殘り多しと云はんことは、剛操に非ずしては不レ可レ叶也。

師曰はく、[一]天正八年播州三木落城の時、別所小三郎長治、城中既に粮絶えければ、近習の侍宇野右衛門佐を以て秀吉の陣へ書簡を達し、淺野彈正忠長政その比は彌兵衛なりける彼れが方まで、諸士三年の籠城無二比類一心入どもなれば、命を助け玉ふべし、三將は明後十七日午[二]の刻に自害可レ仕と、正月十五日に云ひおくれり。秀吉其の剛操を感じて、所レ請其の旨にまかせ、返簡をしたため青州[三]十荷肴濟々を送らしむ。長治大に喜び、すでに其の期に臨んで、三將の内別所山城賀相[四]違變して城に火をかけ燒立てんとす。諸卒大にいかり、先づ山城を引出して切つて捨て、諸軍ちりぢりになれりける。長治播州八郡の主にして赤松が後、日比弓矢を取つて名を得たるに、此の時滅亡の期至り、長治伯父の山城に萬事をまかせ、つひに此の一亂に及びければ、長治死期において介錯を可レ仕の士一人も無レ之、外樣の士は多く聚まりあれども、是れ

（一）別所長治記（群書類從合戰部所收）三木の城兵粮攻の條及び播州御征伐之事（同上所收）の二記に出づ
（二）二記共に申刻に作る
（三）青州從事の略、美酒の意、長治記には柳樽二十、播州御征伐之事には樽酒二三荷に作る
（四）長治記は吉親に作る

（五）同記には長治は二十三歳、友之は二十一歳といふ。父長治の辭世に「今は唯恨もあらず諸人の命に代る我身と思へば」とあり

を可㆑頼のやうなかりしに、三宅肥前入道（治忠）申しけるは、某小身ものにて日比の御恩を不㆑請と云へども、如㆑此時分義を捨てて日比の事を申出すべきに非ず、數多御重恩の輩一人も唯今の御供仕る者無㆑之、某一家の用人の數に生れて其の家にありと云へども、つひに一言の御芳志なく、述懷かぎりなしといへども、今に至りて御介錯の人もなければ、乍㆑恐御介錯を可㆑仕と云ふ。長治大に恥ぢ且つ喜んで彼れに介錯の事を命ず。入道かひがひ敷く走りめぐり、長治の妻子、弟彥之進友之が女房、山城が妻子を一所にあつめて、井の端に疊を敷き、一々指殺して直に井の内へ入れ、而して長治（五）二十七歳・友之二十六歳が介錯心のままに致し、尸骸を井の内へなげこみ、頸をばわきにする、井のあたりをきよめて、我が尸骸を主人の尸骸の上におかんは冥途までの無禮なりといへども、上にのるにはあらず、御あとに御供仕るのゆゑなりと云つてつひに自殺す。甚だ剛操の勇士と云ふべき也。「君なくば浮身の命何かせん殘りてかひの有る世成りとも」とよめるは、肥前入道治忠が辭世なりとにや。

師曰はく、天正八年大權現駿河持舟の城を攻め玉ひ、城中降參可㆑仕の由命ぜられけれども、つひに不㆑奉㆑從して、武田方の城主三浦兵庫・向井伊賀守打死す。是れは

勝賴沼津の城を取立つるの間のこと也。沼津を取立て高坂彈正が子源五郎城意庵父子をこめ、典廐(一)を大將として籠め置く。このとき持舟落城に付きて烟の立つを見、小田原より北條氏政兵を出して勝賴を中に取はさむの時、勝賴軍使を小田原につかはし、遠き家康公より近き氏政と一戰とありけれども、氏政返答に不ㇾ及に付きて、則ち富士川をのりこし家康公へおしかくる。此の時富士川(水)出でて士卒こしかねたるを、勝賴只だ一騎のりこし、人夫多く溺死す。そのあとへ小田原より出でて沼津を攻めたりといへども、沼津の城堅く守りて不ㇾ落也。すべて後責のたのみもなく、獨り敵地にのこりて其の城の持ちこたへんことは剛操と云ふべし。されば遠州高天神の城を勝賴方より番手持のとき、岡部丹波守持ちかためて、天正九年に落城、岡部打死をとげぬ。因州鳥取の城を秀吉せめ玉うて、吉川隆久・森下出羽守・中村春次が自殺、いづれも勇士の剛操也。天正十年織田信忠信濃の高遠の城をせめてけるに、仁科信盛堅く守りて自殺す。同十一年越中の末森に奥村助右衛門尉、利家の家臣として堅く守ㇾ之。佐々成政責むるといへども不ㇾ落して、利家つひに後責をとげぬ。慶長庚子の役に、松平主殿助家忠・鳥居・內藤、堅く守りて戰死す。事に大小ありといへども各〻剛操

(一)武田左馬介信豐、前出五〇九頁參照

と云ふべし。

師曰はく、豐臣秀吉[二]朝鮮征伐のとき、小西行長等大明の加勢大に至ると云ふことをきいて、大明の境平壤城を引取りて王城へかへる。黒田長政是れをきいて久留米の秀[三]包にいへるは、大明の李如松大軍をひきゐて既に近邊に至るといへれば、行長王城に返れり、各〻も早々引とり申され可レ然と云ひければ、秀包云はく、未だ敵を不レ見して大軍の來るをききにげせんことは大丈夫の本意に非ず、長政は前に粉骨の働ありし人なれば早々引取り玉へ、我等は小早川隆景に示し合せ一戰を快くして可二引取一と云ふ。黒田長政も是れに同じて、則ち隆景が陣に至りて告げければ、隆景答へけるは、我れ已に渡海の日より再び日本へかへるの志なし、大明の兵と相戰はんことはかねて望む所也、百萬の兵至ると云へどもここを不レ去と云ひければ、增田長盛・石田三成・大谷吉隆、各〻茫然としてせんすべなしといへども、又留まりて敵にあはんも上策にあらず、隆景をすてんも本意に非ずとありけるが、大谷つぶさに理をせめて、小早川も秀包もこれに同じて王城へかへりけると也。

師曰はく、朝鮮再亂[四]の時、大明の邢玠（けいかい）大軍をひきゐて、本朝の慶長二年十二月に朝

（二）黒田家譜の抄出か

（三）小早川秀包

（四）清正記（續群書類從合戰部所收）卷三、及び清正行狀（同上所收）奇の卷に出づ

鮮の王城に至りて軍事を談じぬ。此の時行長は松島にあり、清正は蔚山にありて、城のかまへをつくろはんために西生浦にゆいて機張[一]にあり、加藤清兵衛蔚山の留守にあり。那玠兵を三分にわかちて先づ蔚山をせめしむ。蔚山と釜山の間をとりきるために、大明の兵彦陽・梁山に陳をとる。ここに宍戸[二]備前守・淺野左京大夫幸長・太田[三]飛驒守、蔚山に入らんがために彦陽に陳をはり、先づ斥候をつかはして敵の體を伺ふの處に、大明の兵これをみつけて悉く斥候の士を殺す。幸長大に怒りて、たとへ蔚山に入ると云へども、物見の人數をころされ敵にうしろをみせては後の嘲もだし難しとて、既に兵を進む。宍戸・太田、甚だ不レ可レ然、明の兵大に來るに、我が小勢を以て彼れに戰はば皆利を示す也、唯だ急いで蔚山に可レ入といひけれども、幸長更に不二承引一、自らまとひを先立てて敵の陣に進む。宍戸・太田も不レ得レ已して進むの所、案の如く明の大軍に相遇ひ、彼れみかたの小勢を見すかして取圍んで打つ。三將ともに命をすてて相戰ふといへども、大軍たやすくくじかる不レ可ば、戰ひながら引取る。彼れ追ひしたふ(慕)。其の間三里の道なり。幸長自ら手をくだいて戰ひ手疵を蒙り、蔚山近邊になりて既に幸長打死とみえけるを、家臣龜田大隅守のりへだて、敵と組打して唐人を

[一] 釜山と西生浦の間にある地名
[二] 名は元續
[三] 名は一吉

うつ。此のもの彼れが大将分にやありけん、諸卒これに辟易するその内に、幸長心静に蔚山に至る。加藤清兵衛まちうけて城中に入れけり。ここに龜田もつゞいて蔚山の方へ至りてみれば、幸長がまとひを敵にとられ其のまとひみえけるゆゑ、龜田取つてかへし、又敵陣に打入りて、つひにまとひを取返し、彼れが頸にそへて歸れり、而して城中に入りぬ。清兵衛堅く守り城中を下知して外の様子を伺ひ、一度について出でて寄手を追拂ふ所に、明の人數多くあつまりて取かこみけれども、事ともせず城中に入りぬ。此の合戰、城責に寄手三千餘人うたれ、城中四百人餘打死す。加藤清兵衛、清正へ此の事を通じなんとすれども、軍使に可レ遣ものなかりしを、幸長が家臣木村賴母と云ふもの請ひうけて此の使をとげ、つひに機張に至りて清正にかくと告げぬ。清正不レ及二子細一、早小船をうながし直に蔚山に至らんとす。是れは清正、淺野彈正長政に幸長が事を互に可二相救一の由を約せれば、若し今幸長蔚山に死なば、我れ再び日本に歸りて長政に對面すべからずと云へる剛操のゆゑとにや。去るに因りてわづかに五百斗りの人數を船十艘にとりのせ、清正銀の帽子の冑をき自ら長刀を横たへ、舳の舳先に立ちて城中に入る。寄手清正が剛操におそれ、手をさすことも不レ成して、心

易く蔚山に入りぬ。ここに城中かて(粮)乏しく水の手も絶えぬれば、清正寄手の大將楊鎬がもとに使をつかはし、相和し相對面して戰をやめんと云ふ。彼れ大に喜び、清正をたばかりよせて生捕にすべしとののしり、其の日を約束して、楊鎬彼の地に出でて清正を待つ。清正すでに出でんとせしを幸長とどめ、大事の儀也、はかりごと不レ可レ知、清正は城に居て戰を全くせらるべし、我れ清正と名乘つて可レ出といへり。清正甚だ其の志を感ず。諸將各〻不レ可レ然の由をとどめければ、清正も幸長も不レ出、楊鎬怒りて急に蔚山をせめんとしけれども、極月末のことなれば、嚴寒甚だ重くして事ならず。明くれば慶長三年正月元日に、行長・秀元・秀秋・長政、其の外四國の軍勢後詰として蔚山に來りければ、寄手これを恐れ悉く引退く。蔚山にはこれを不レ知、翌日寄手の人數すくなきを見て、さては夜中に引とる也と、追ひけれども不レ叶けると也。

師曰はく、成瀨吉右衞門の兄に藤藏と云へるものありき。此の者味方原の前年に、鳥居金次郎[一]といひごとを致し、既に可ニ打果一に究まりたるを、藤藏申しけるは、兩人ともに主人へ對して遺恨ある事なし、あたら侍が私の遺恨にて死なん事は不レ可レ然、これほど毎度取合のあるちまたなれば、今少しまちて、敵をもうち身も剛操にして死

(一) 前出五二〇頁には鳥井に作る

なんはいかにと云ひて、打果すことをやめ、味方原の合戰に兩人ともに打死也。剛操に非ずしては能く忍ぶこと不レ可レ叶もの也。此の金次郎が子、長久手にて鎗の事あり、又吉右衞門の子を隼人正と云ふ也。(二)

師曰はく、豫州久留島出雲守籠城の時、中國毛利家これを攻めつむるに付き、久留島方より秀吉へ加勢を請ふに付きて、村上彥右衞門義清あたけ(三)船を押出して助力の處に、信長明智に被レ弑玉ふの由きこえければ、毛利家より和談を入れ、久留島つひに和談して毛利に屬す。ここに村上事は秀吉に屬してければ、秀吉の命あらざらん內には和談いかがなりと云ひて、同國日高の城に栖籠つて三年の籠城なり。寄手は中國・豫州の兵士、四方を取かこみ食責に可レ仕との謀なり。此の事秀吉きき玉ひ、感書を以て村上を稱美し、日高を毛利へわたし、村上には同國きくま(菊間)の里において領知を給はれり。此の段事相すむの上、毛利家より城をわたし候やうにとて、寄手城近く押つめたるとき、村上申しけるは、惣人數を遠所へ引取り申さるべし、子細なく城をわたし申す上は別條有レ之まじき也、無レ左ば城をわたすまじきと云ふに付きて、中國勢不レ殘引拂ふの處、宍戸は日高より四五町ほどおいて陣をかまへ、惣手より三四日もお

(二) 名は正成、初名小吉、長久手役に十八歳にて家康近習として出陣以後武功多し。後に犬山城三萬石を領し尾州附家老として名あり。（武家事紀卷第十五）
(三) 安宅又は阿武に當る、大將船なり

そく引取るに付きて、村上夜打をしかけ宍戸が人數をおびやかし、切火繩を置きて敵不ㇾ付の手段をなし、やき草に火を付けてそのあかりにて城中へ引入る。此の遺恨を以て毛利家より豫州にて知行不ㇾ渡を、村上かたく日高を守りて、此の旨秀吉に通じ、存分のごとくきくまの里を請取つて、城をわたし退きぬ。村上が勇剛操と云ふべし。

師曰はく、右村上彦右衞門、關ヶ原のとき、伊勢を廻り船手のために關ヶ原へ出でけるが、（一）夏束大藏が指圖にまかせ、四日市の城を請取るべきため、九月十五日に四日市に至り、明日城をうけとるべきと云ひて、十六日に城をうけとりに出でたる處に、夏束が使者來り關ヶ原落著の由告げ來る。そのあとへ夏束來りて、村上事は今日阿野津へまはり、晩の五つ比まで待ち玉へ、關をこすことならずば船にて大坂へ可ㇾ行と約束す。村上得二其意一て、其の夜の夜半までまつといへども不ㇾ來に付きて、則ち出船し、九鬼大隅守所へ使を立て、關ヶ原の樣子を告ぐ。九鬼二男を人質に出して立寄候やうに申しければ、則ち立越し、關ヶ原のことを具にかたりて船にかへりぬ。味方おくれ口の事なれば、野も山も東方の勢さかんになりぬべきに、心の剛操なる仕樣と云ふべき也。

（一）長束大藏大輔正家の誤寫なるべし、長束この時西方伊勢口の大將として阿濃津城を攻略、その後濃州南宮に出勢して毛利家及び四國勢を監したり（武家事紀卷第十四）

師曰はく、蜷川道標は光源院義輝生害の後、土佐に流浪して有レ之、ここに庚子の役に、長曾我部土佐を召上げられければ、井伊直政に命ぜられ、鈴木石見守を檢使としで土州にいたし(二)城をうけとらしむるの處、國人大に起りて城をうばひ、これを不レ渡がゆゑ、鈴木もやむことを不レ得して雪溪寺に陳をとる。一揆尙ほ聚まりて鈴木が陳をおそはんとす。時に道標、長曾我部が家臣と示し合せ、五十餘騎をひきゐて推寄せ大に戰つて、一揆どもを追ひちらし城をとりかへし、頸どもを大坂まで指上げける。これに因りて大權現、道標牢浪の身として如レ此の剛操を感じ玉ひ領知を賜はれり。道標は新右衛門尉親長が法名、親元より五代の後胤也。

師曰はく、三州長篠合戰に、酒井左衛門尉鳶巢を可二責取一の由を申上げて大利を被レ得ければ、信長、大權現を稱美あつて酒井が功を感ぜしめ玉ひ、よきものぞもつと云ふは主人の手柄なりとあつて、則ち尉をめして、其の方の見積り殘る所なきを以て勝利を得られたる也、其の方事、前に斗り目のあるに非ず、後にも目のあるなりと仰せければ、尉つつしんで辱き旨御うけを申して、つひにうしろを見申したる事無レ之に如レ此御意を蒙るこそと申す。信長大に笑つて、しかり、前後の考をよくつもれると云ふ

(二) 一本、遣はしに作る

の言をいひちがへたるなりと仰せありぬ。尉承りて、左候へば忝き次第なりと謝しけると也。剛操にあらずしては、信長へ對して如ㇾ此の言をとがむることは不ㇾ可ㇾ稱也。

師曰はく、庚子の役に、秀忠公眞田表へ御馬をよせられける。既に扱になりて後、寄手衆城へ付きて責め入らんとせしあり。是れは約を變ぜられたりと眞田方より申來るに付きて、寄手衆の城へ付きたるをば詮議の上に切腹可ㇾ然に究まれり。ここに牧野右馬允が者なにがし事は、右馬允申付けたる間、成敗申付けまじき也、事大になりなば私こと如何樣にもとことわれり。本多佐渡守がものは立退きぬ。大久保相摸守ことは奉行職をもつものなれば、自餘の者とは替りぬべしとて、則ち是れを出して切腹せしめぬ。其の比相摸守子新十郎引つれて立ちのくべきこと也と評せしとぞ。

師曰はく、可兒の才藏、長久手の時分は關白秀次につかへ奉れり。長久手敗軍の時、秀次の衆岡本加介・村善右衞門など云ふもの已上六人立ちとどまりて、付け來る敵を追はらひ、堅くふみとどまるの處に、秀次唐冠の冑にて金剛大夫一人供仕り、ここに至り直に立退き玉ふ。六人彌〻ふみしばりて拒矢をいる。その所へ可兒の才藏來れり。六人のもの才藏を見て、山によりかかると同意の思をなす。才藏關白殿はいづくへぞ

と尋ねければ、あなたの方へのかせられたると六人答ふ。才藏二言ともいはすその方へ行きたり。六人のもの申しけるは、才藏は聞きしにも不レ似ものかな、目の前の敵を指置きて通りしは勇士の本意に非ずとかたれりき。其の後聚樂の亭にて、右の者ども番所にて此の事を語り出して、才藏に不二似合一こととその比評せりしが、別の思入のありしにやと尋ねければ、才藏きいて打おどろき、我れは何心なく殿のあとを慕ひて行きしまで也、穿鑿をいたせば各〻の存入至極せり、いひわけはなき也、さらば各〻へ暇乞なりとて、其の座より宿へも不レ寄して秀次の家を立退きしと也。志剛操にしていさぎよく、聊も人の評を不レ請、みがき立てたる勇士なりとぞ。

師曰はく、庚子伏見の城責に、金吾秀秋の先手松野主馬・平岡石見、各〻一萬石づつの領知にて先を承る。松野主馬が仕寄(一)竹把を內より火箭にて燒立てて、竹把を燒きければ、坂崎出雲申しけるは、內よりはげしく防ぎて事なりがたき間、しばらくしざりて竹把を付け可レ然と云ふ。村上三右衞門その比は宇右衞門と申しけるが、此の竹把のやけあとへ竹把を付けさせずして引くと云ふことや可レ有とて、則ち竹把を付けさせ、松野と相談して、竹把の上に壁下地をゆひてあてて可レ然とあるに付きて、

(一) 竹を束ねて楯の如く、寄手の防禦の爲にするなり

外へ出る事は斟酌なる衆は內にて土をこねられよ、外へ可レ出衆は出でて壁下地をゆ(結)へとありしに、主馬組より八人出でて壁下地をゆふ。其の外歷々の侍皆土をこねたり。主馬、くみの足輕どもの內此の土をぬりたらんものは、中間凡下のものなりとも侍に致すとことわりければ、中間足輕の內八九人出でて壁をぬりてけり。其の已後は竹把もやけず。ここに秀秋の旗本より大島源次と云ふもの使に來り、先手の樣子を見、仕寄先より堀ばたまで何間あると云ふことを詮議いたす。(一)打つては不レ見ども大方十二間斗りはあるべきやと村上申す。大島云ひけるは、いづれもの御見分にて疑は有るまじけれども、迚もの事に罷り出でて間をうちて可レ歸と云ふ。先手城近くつめよせ、事の外鐵炮甚布く、中々人の出づる處にて無レ之間、不レ入儀につよみを出されて不レ入ことと也、何れも次第にかへられ可レ然とありけれども、源次、若し御尋ねの時うちて不レ參と申さんも不レ快候間、うち可レ申と云ふゆゑに、さらば旗本よりの軍使に先手の間をうたすることは有間敷く、不レ入こととおもへども、是非可レ打とあらば、うちて可レ遣と云ひて、村上心靜にその間へ出で、竹を一間杖にきりて一間宛うつ。其の一間づつの先へ源次まはりて、杭を一つ二つとてさしたれば、十一間半ありし也。

(一)間繩を打つこと即ち實測すること

村上か申し様、源次がふるまひ、取々の事ども也。源次その比十二歳也。八月朔日伏見落城の日に、つよき働をいたして打死せりと也。

師曰はく、庚子の役に、小山にて諸大名人質を出し、誓紙を献上仕るとき、松倉豊(三)後守事、既に島左近が狀を上覽に備へ奉るの上は別心の儀に不レ及の旨を申し、誓紙をも不レ仕人質をも不レ獻に付きて、井伊直政彼れが宿所へ來て、不レ可レ然の由を戒めぬ。松倉、申し狀右の通りに候、殊に人質に可レ指上レ處の親類も無レ之と云ふ。時に松倉が小姓吉岡と云ふもの傍近く有レ之けるを、直政、彼れは何者ぞ、是れぞ人質にあげて可レ然と云ふ。松倉、中々の儀に候、此の者は傍近く召使ひ、ことに家譜代のものに候、親類を人質に指上げたるよりは、他人を人質に上げては、異變なりがたく覺え候、義は恩に勝ると云ふのためしもこそと云へり。直政、尤も也とて、則ち吉岡を人質にいたし、松倉が事別條なかりしと也。

師曰はく、庚子關ケ原の前、景勝御退治の時、伊達政宗は六月に大坂を立ちて、岩城相馬へまはり、七月廿二日に領分に下著し、一日休息して、廿四日に刈田郡白石と攻取り、梁川へ可レ動とあるの處に、上方石田三成が逆心の注進申し來り、殊更海若

(三) 名は重正、前出四五九・四六一頁參照

より政宗方への御使者あり。そのゆゑは、上方落著無之内は、政宗事景勝と取合必ず無用也、若し政宗手前合戰のならひにて若し敗北も候へば、上方御一戰のささはりにも可成の間、政宗は大崎・岩手澤の城、先年太閤より被命候城に引こもり可然と有之こと也。政宗、上意の上默止すべきに非ず、乍然刈田郡よりは三日路有之ば、引入候事何ともめいわく（迷惑）とありけれども、御使者達て被申に付き任其意。然れば白石の事、責め取る所の城を捨てんこともいかがとありて、片倉備中と政宗相談の上に、濱田治部を招きて政宗の前へとほし、片倉申すは、右の樣子仰渡され候樣にと有之、政宗備中に、申し候へとあり。備中申すは、彼の白石こと、其の方手柄を以て取られ候城にて候を、御捨て候て御引入のこといかがに候、是非とも備中を召置かれ被下候へと再三申候へども、備中儀は萬事御談合のことどもあるに付きて置かせられず、近比太儀なる仕合なれども、其の方を可召置と被仰候、滿足の段察入候、望み申すものは不召置、御目利を以て被召置段不淺仕合と申す處に、政宗申さるるは、近比無理なる仕合、只だ命をもらふにこそあれ、云ひ兼ね候へども別に相殘すべき見當無之ゆゑ如此と云へり。濱田承りて、忝き儀はさることなれども、東西を不辨者に

候間、只だ功者衆を被二指置一、私義をも思召に候はば、功者衆に指添へられ可レ然と云ふ。政宗も片倉も同前に、只だ其の方一人と談合相究まれりとのこと也。ここにおいて濱田、既に御談合相究まりたるにおいては兎も角も御意次第也、私若輩ものにて似合の働を申せば、景勝取かけ候に、何と仕候て無人にて可二罷成一候や、得二勝利一候ことは存じがけも無レ之候、景勝取かけ申されば、何方へなりとも罷り出で打死仕候か、又は城中にて切腹仕るか、此の兩條に候間、其の旨趣不レ苦候はば何よりやすき儀なりと云ふ。政宗、必ず取出候事あしし、働きつめば城中にて切腹仕候へ、それにて相すみ候、去りとては無理なることを申付けたり、さらば暇乞の盃をとありて盃出づる、其の時政宗申さるるは、何とぞ三日こたへ候へ、左候はば後巻を可レ仕、愛宕・八幡も照覽あれ、見殺しはすまじきと被レ申。濱田敬んで禮をいたし申候は、後巻を可レ被レ成との儀合點不レ參候、左思召候はば餘人に可レ被二仰付一、私は罷成間敷候、御奉公に命を捨て可レ申に相究め候に、治部を不便に思召して御かこひ被レ成においては、家康公へ永く被二仰談一間敷との儀を承候處に、命は捨て、家康公と仰合されちがふことの出來せんことは、中々本意に非ず、その上後巻を可レ被レ遊に究まり候はば、某へ只今

段々命をくれ候やうにと被仰聞、御請申したるも僞にまかりなり候と云ふ。片倉ききあへず、尤もに候、天下落著の間は、そちはそち此方は此方と、不通の了簡也と云ふ。さては忝しと申して、政宗盃酒の儀をはりて、濱田、白石に在之けれども、つひに景勝出馬なくして事をはりぬ。濱田が思入剛操と云ふべし。

師曰はく、關ヶ原の時、大垣の城二の丸の橋を敵鐵炮を打ちかけて、城より出づることのならざりしに、福原(一)が足輕大將に南部助之丞と云ふもの、足輕をつれて橋の外へ出でて寄手を打拂ふ。此の時南部をうたせては如何なり、本丸より加勢し助力して可然とありしを、南部申しけるは、左あらんに於ては、自餘のものに申付けられ可然也、某を不便に思召すは忝しといへども、それにて本城まで落ち申さんことは本意に非ずとことわり、わざと外へ出でて、門の貫の木を内よりおろさせ、折敷いて鐵炮を打たせける。其の剛操にや辟易しけん、寄手しばらくこらへかねける處に、和融の儀ことすみて引取りける。其の後福原妙心寺より狀を與へて、南部一身の覺悟に因りてと云ひおくれりと也。

師曰はく、渡邊(二)睡庵和州郡山増田長盛に屬して有之とき、關ヶ原上方敗軍に付き

（一）福原長堯（日本戰史に據る）

（二）前出四六〇頁參照

（三）長盛この時高野山に蟄居一命を助けられしが、二年後に泉州大城に籠城、子の盛次大坂夏の役に徳川に抗して戦死せしを以て長盛も其配所にて自殺せり。（武家事紀巻第十四）

て、長盛は一旦高野の住居[三]幼少の子に已前のごとく被㆓仰付㆒と相究まるの處、俄に違變出來して、本多上野介・藤堂和泉守・舟越五郎右衞門、池田三左衞門名代に伊木清兵衞、郡山うけとりのために來る。長盛ことは高野にて切腹とも云ふ。ここにおいて渡邊城中の兵士をあつめ、面々次第を立て持口をきはめ、二日迄相待つの處に、長盛使として高田遠江・山川半平を差越す。郡山無㆓異儀㆒相わたし、幷に城つきの諸道具、目録を以て可㆓引渡㆒とのこと也。然る所に次の日早天に、大手搦手門三つのかぎを高田遠江請取り、奉行衆へ相わたし、門ごとに奉行衆の者を付けて、城中の者出入を不㆑爲㆑致、その上本丸まで奉行衆のもの出入に付きて、渡邊云ひけるは、いまだ城をも請取わたし無㆑之に、御屆もなく御奉行衆へかぎをうけ取り玉ひ、本丸まで奉行衆の御指圖の段、乍㆑恐次第の違ひ候事に候間、かぎを此の方へわたされ候へとて、手前のよろひたる侍を三人づつ一人へ取つかせ、無㆓是非㆒かぎを押へて取る。それより晝過まで三時斗り奉行衆の出入をとむる。本多・藤堂・舟越・伊木、本丸より使を立て玉うて、渡邊申分ことわりなれども、下々出入なくては各〻事不自由に候間、いかがとありける。渡邊申しけるは、城付諸道具有㆑之に、若し不足たることあれば、當城の

もの取逃の沙汰もいかがに候、諸事無二殘所一相濟候段御直口を承候て已後、城を立退き可レ申とことわり、面々同道にて二の丸へ被レ出、不レ殘相すみ候由、直に被二申渡一に付きて、朝よりおさへ置く所の門をくつろげ出入せしめ、家中の面々へ申しふれて、惣がまへより次第々々に奈良の西大安寺のがらん(伽藍)のあとにつぼみ待ち申すやうにと約束して、のぼりさしものをまき(卷)段々に出さしめ、大安寺にて家中の面々に參會して、それよりちりぢりになりぬ。渡邊が心入尤も剛操と云ふべし。

師曰はく、元和五年、福島正則身上破却のとき、廣島にて福島丹波所へ家老奉行どもあつまり相談の上、丹波申すは、正則父子流罪に相究まる上は早々城を渡すにて可レ有レ之、各々はいかがとありける。村上彦右衞門申すは、流罪と斗りにて命に別條なくば、御判形をみて國を引渡し可レ然、御判形不二到來一ば、常々御恩をうけ有レ之條、城を枕にして打果候外無二他事一、ことに本丸は上月文右衞門にあづけ玉へば、上月に談合可レ有と云ふ。上月云ひけるは、本丸の儀は上月にあづけ玉ふ間、判形不レ賜ばわたす不レ可也、惣郭の儀は丹波次第とあるに付きて、丹波も籠城に究まりぬ。その比(一)三吉に小關石見、備中境とうでう(東條)に長尾出羽(後毛利)これありしをつぼませて、廣島と

(一) 今は三次と書く

三原と兩城にかまへ、各〻人質を本城に入れ、やきぐさをつみて天守に入れ、籠城の用意をいたし、大手・搦手持口を定めて切々巡檢せしめ、而して吉村又右衞門・大橋茂右衞門を以て上使衆への使に定む。ここに安藤對馬守・永井右近台命を蒙り、中國・四國の軍勢を催して既に笠岡迄來れり。福島丹波方より竹中采女所迄、右の兩使を以て、正則が判形到來不レ仕ば渡すこと迷惑の由申し來る。上使衆、此の段尤も也、早速正則が狀を取寄せ可二相渡一とて、兩人はかへされぬ。此の間上使衆笠岡に逗留たり。ほどなく正則が狀到來に付きて、則ち此の判形を不レ殘見候て、其の上別條なく城を改めわたせる也。此の時三原には大崎玄蕃有レ之て、上使衆既に尾ノ道まで來れる時、大崎が方より竹中采女正方へ使節を立て、正則方より廣島へは狀まゐれり、三原の儀は尤も相違有レ之間布ことなれども、私方へは狀不レ參、私身にては渡され不レ申よし申し來れり。これに由りて上使衆つかへける。其の談合の内に、三原への狀も來りてわたせり。三原の城に大崎玄蕃楯籠るべきの覺悟に付きて、城のさまごとに、(狹間)足輕の名と侍の名を銘々にかき付け置けり。さて座敷には臺子をかざり湯をわかし茶をひかせて、則ち可レ飮が如くこしらへ、四方のつまり〳〵まで掃除して、殘る所なくしつ

らひ、城をわたしけりと也。

師曰はく、右の時上使并に請取の衆、笠岡より正則狀到來の已後、尾ノ道へ三里の所を、初めは陸地をとほりしに、安藤船にて可ㇾ行とあり。加藤左馬助嘉明申すは、上使の衆は船にて早く御越し、人數は陸をまはりて遲くまゐり付かんことは如何と云ふ。それにても船にて可ㇾ行と安藤申さる。嘉明重ねて申して云はく、公儀より如何思召してか、しらみあたまの某に、人より先へまゐれと仰付けられ（先手と云ふを辭退して也）たるに、上使の御衆よりあとに參りなば、男のなり不ㇾ申こと也、然れば侍を一人棄て玉ふ間、是非陸地をと被ㇾ申けれども、對馬守船とあるに付きて、蜂須賀阿波守船をよそほひ有ㇾ之にとのこと也。嘉明申すは、船は猶ほ以て用意仕りたり、せめて某船に御召候やうにとのことにて、嘉明が船にて上使衆尾ノ道に至る。いづれも陸地より人數をまはす。ここに三原の城、正則狀不ㇾ來ば渡すまじきとあるに付き、又正則が狀とりに遣はすもいかが也とありし時、安藤對馬守申しけるは、子細に不ㇾ及、無二無三に上使城へのり入り打死の節ここにあり、あとさきの考に不ㇾ及こと也、城の門ぎはにて上使打死せば、上使をうたせてつづくもののなきことは不ㇾ可ㇾ有、唯今まで笠岡に數日

滯留して、又ここに日を送るべきに非すと云ひきる。加藤嘉明一儀にも不レ及、可レ然と領掌して出でたれば、子息式部少輔はや人數をつれて押出す。早々乘取るべきにきはまりぬるの所へ、三原の城へ正則が狀到來して、事ゆゑなく大崎玄蕃城をわたせり。各々城に入りてければ、座敷のかまへ茶の湯等、心の及ぶ所いさぎよし。さらば茶をのまんとありし時、對馬守下知して、茶をも湯をもこぼさせ、別の湯を入れかへ、茶を取出して、各々是れを飮み、その翌日に廣島に至れり。福島丹波申しけるは、今日則ちわたし可レ申候へども、城中今少し掃除不レ出來、其の上下々の荷物のけかね候間、明日まで御待ち被レ下やうにとあり。いづれも相談の時、長井右近云ふ、古來より如レ此ためし聞き傳へたるのためしもあり、唯だ一刻もはやく城を請取可レ然也、或城にて扱になり城をわたすに、下人の荷物どもかた付けられざる間一兩日待つて玉はれと云ひしを、寄手の方より云送るは、下々の荷物は札を付けて、大手搦手へ、もより次第可レ出、則ちそれほどのあたひに買取るべしとのこと也、これにて事のうち明き、その通りにいたし入れかはれり、その翌日寄手の大將頓死の由申し來りぬ、若し城の云ふにまかせて延引せば、城を持ちかへすべき危きことと也と云ふ端などもあれば、唯

今うけとり可レ然にきはまれり。それより大手の町口へ出でて、挾箱に腰をかけ繪圖をひろげ、大名の家老どもを呼びよせ、則ち番所寄口をわたし、それすみて城へ入り、則ち江戸へ注進あり。此の時本丸は本多美濃守うけとりの筈なれども、遲きゆゑに別人を申付け本城へ入り、それより又飛脚を江戸へ遣はすの所へ、本多參著、此の狀に加判可レ致とありしを、對馬守申すは、明日の狀には加判あるべし、今日の狀には御無用候、唯今御出候て御請取とは被レ申まじきとありて、加判無レ之と也。安藤對馬守剛操、永井右近が作略、とり〴〵の事也。此の節加藤嘉明一番、森の右近二の手に究まれり。嘉明いづれもはますか（濱洲處）に備を立てけり。嘉明その身はかき帷子斗りにて、うちわにての下知ぶり、見事にありしと也。

師曰はく、すべて城のうけとり渡しは、互に證據を取り、唯今事にのぞむがごとく心得べきこと也。ことに城主進退究まりて後は、城の方心臆して取みだす事多し。是れ生死の決斷なく、義の養を不レ知、事物の理を不レ盡より事おこれる也、尤も可レ愼こと也。木村（一）彌一右衞門を秀吉の念比ありしも、明智が丹波龜山の城のわたしぶり宜しきを以てのこと也と云へり。

（一）伊勢守と稱す、初名彌一右衞門尉、明智光秀の家人、光秀滅亡の時龜山城を守る。堀尾吉晴請取に向ひ、木村かひ〴〵しく城を渡すにより、堀尾の執りなしにて秀吉に仕ふ。北條征伐後奥州葛西・大崎に三十萬石を領せしも、俄大名ゆゑ政務正しからず、遂に領知沒收せらる

（一）日本戰史の朝鮮役補傳に、武將感状記より引用せり

師曰はく、（二）慶長二年に、朝鮮の軍兵唐島において番船數百艘を調へ、日本の兵をふせがんと用意の時、日本の諸將各〻番船を可ㇾ取談合まち〳〵也。その内藤堂高虎・脇坂中務少輔安治・加藤嘉明は船手の指圖の奉行なれば、所々の談合なり。嘉明申しけるは、各〻の談合は皆敵をおどして番船を追返すの談合なり、番船を打取るの談合には非ずと云ふ。脇坂申しけるは、目に餘るほどの大軍を此の小勢にて何と打ちとることのなるべき、左馬が不ㇾ知ことを申すと云ふ。嘉明大に怒り、脇坂へは會釋もなく、奉行どもの方へ向ひ、脇坂などが前方散々いたしそこなひては、黑犬にくはれて、あく（灰汁）のたれかすを恐るる如く、番船を乘取る談合はなく、別けもなきことを申すと云ふ。脇坂そばなる枕を引きよする。左馬云へるは、脇坂それは誰も存じたること也、侍の身にちかき物を捨てて、そばなるものにて遠打するは、夫の中間のわざ也と云ふ。是れにて高聲になりて、その日の談合は事をはり、取あつかひなどして、盃を出し事すみぬ。脇坂申しけるは、我等今まで武の事におくれを取りたることは一度も無ㇾ之、各〻も御聞候へ、左馬何事をきき覺えて如ㇾ此は申しつるぞといへり。その後又談合の時、左馬助ひそかに家人等を五人十人船にのせて、番船の所へつかはす、軍法こそ

むき某ものども船にて參る、それとめよとて追々船にてつかはす。とかく我等參りてとめずばとて、大に家來どもことをそしりののしりて、左馬が船を出して番船の中へのりこむ。左馬船には小姓手廻斗りなり。ここにかぎかけの三介申すは、御船はどれへ可ㇾ付と云ふ。左馬ききあへず、眞中の本船新造へつけよと有ㇾ之て、船を新造の本船へ推付けて則時に乘りうつる。唐人ども甚だ拒ぎけれども、悉くなで切りに切つて、本船をのり取る。その內に諸大名のりかけて、大に戰つて番船をとりけれども、皆鐵炮の藥に火うつりやけはれて、燒船をとりたる斗り多し。左馬助が乘取りたる船は本船なるを以て、其の功甚大なり。このとき左馬助船に河合庄二郎・同庄太夫・をぎの作右衞門・かぎかけの三介斗り也。嘉明とも五人のれり。河合庄二郎はのりうつるとて飛びはづして入水しけるを、船頭斗り見付けて誰も不ㇾ知、此の比十五六歲の小姓也。後に左馬是れを尋ねてければ、しか〳〵と云ふ。左馬助大に驚きて、當座ならば分別もあるに、船頭不覺悟のゆゑなりとて、則ちこれを成敗す。佃二郎兵衞も左馬助乘りたる船へのりうつりければ、左馬助、是れは我れとりたる船也、比興ものにこそ、これほど多き船をと恥しめられて、はねもどり餘の船を乘取るの所を、唐人劍を以て佃

がひたひを突く所を、右の手にて䤶をうばふとて入水し、うきあがり䤶をも不レ捨船をのつとりぬ。嘉明が甥權七郎も甚だ戰つて功あり。而して則ち秀吉へ注進するの時、唐島番船のつとり候事は藤堂が一番なりと云ふ論ありけれども、嘉明大にいかりて、本船をとり、ことに自ら手をくだき彼れを一番にのつとりぬ、自餘のとりたる船はやけふね也、殊には僞りだまして致せることなれば實儀に非ずと、刀に手をかけ既に打果すに究まれるを、左右より取わけてけり。是れは嘉明より前方に、藤堂などひそかに兵士をつかはし、番船少々とりけることありしゆゑとぞきこえし。さるに因りて熊谷内藏助・垣見和泉守・早川主馬首・竹中源介・毛利民部大輔・太田飛驒守・福原右馬助七人は、朝鮮の目付奉行なりし(が)、彼等一札を致して、去る十五日之夜、於二唐島一番船被二切捕一候事、貴所一番者無二其隱一候、於二御前一具可二申上一候、爲レ其如レ此候、恐惶謹言、七月二十三日、藤堂佐渡守殿へと書付をつかはす。是れ左馬が番船の前夜の事なりとぞきこえし。その日に限りて嘉明一己の剛操を以て、番船百廿艘迄追散らし打捕り、一艘に人數五百三百ありしを、悉く海へ切入候事、彼等わづかの小勢にて如レ此の功をとげたる也。ここを以て秀吉感書を賜はり、於二朝鮮唐島一、番船數百

艘之中、味方船乘入、乘二捕敵船數多一之手柄、誰立二于上一、孰比二乎下一乎と褒美し玉うて、本知六萬二千石に加增し玉うて、十萬石になし玉へると也。

師曰はく、高橋紹運（一）、天正八庚辰年十月に北原鎭久を成敗の時、鎭久無二比類一勇者に付きて、大事の仕物に究め、十月二日に岩屋へこえて紹運を追出する談合あるべし。然らば紹運へ暇乞にまゐるを、則ち打留むべきと相定めけるに、二日の筈相違して、朔日に紹運の館にこえ、唯今岩屋へ罷越すとありしに付きて、相圖相違なり。ここに紹運聊か日比にかはらず、境目より初鴨を到來して、能き砌なれば料理可レ仕とあつて留む。しきりに歸らんにおいては手打にするの外は非ずと、紹運思ひ究めけるに、鎭久異儀なく滯留して振舞をうけ、日既に夕陽に及びければ、その日に鎭久岩屋へゆくことと相やみて、相圖の通り二日に岩屋へ行くになれるに付きて、初の首尾相應せりといへり。紹運勇士の剛操を以て如レ此、尤も大丈夫と云ふべし。

師曰はく、凡そ勇士戰場に臨みて魁殿の働をつとめんことは、ことなる丈夫に非ずしては不レ可レ叶。中にもおくれ口にしんがりを致して諸士を先だて、其の身あとに殘り心靜に引取る事、是れ剛操に非ずしては不レ可レ叶也。されば其の身一人にては

（一）前出四六七頁參照

しんかりと云ひ、人數を以ていたすをば殿備と號すること、古來の法也。(二)孟之反が奔るときに殿たるは、論語に稱美するゆゑん也。永祿四年信州川中島の合戰に、長尾謙信自ら信玄に中りて、直に越後に引退くといへども、直江山城守を以て殿備として善光寺に留め置きて、敗散の兵をあつめしめて心靜に越後へ引取らしむ。(三)同三年謙信相州小田原の蓮池口まで働きて、直に鎌倉に至り八幡宮へ參詣しける時に、忍の成田長康と事ありて、關東の諸家悉く引拂ふに付き、謙信不レ得レ止して六所之明神(四)へ參詣す。此の時小田原方より中條出羽守・毛呂太郎など云ふもの、これを慕つて小荷駄に付き、殿備柿崎を追散らして荷物を奪ひ取りぬ。謙信武州の府中にしばらく滯留して、漸々越後へ引入る事、併殿備の不レ正ゆゑと評せり。このゆゑに武田信玄永祿十二年に小田原へ亂入して、引取るには四郎勝頼を以て殿備とす。是れ殿を以て大節とするがゆゑなり。

師曰はく、(五)元龜元年平信長自二江州一若狹路を經て、越前退治のために金崎に至る。金崎には朝倉中務大輔有レ之。ここに江州において、淺井下野父子別心の事ありければ、越前に馬を立てられて(は)如何とあつて、早々朽木ごえに若州へかかり、信長引

(二) 論語雍也篇第十三章に「孟之反伐らず、奔りて殿す、將に門に入らんとするや、其の馬に策ちて曰はく、敢へて後るるに非ざるなり、馬進まざればなりと」

(三) 北越記巻三に出づ

(四) 武藏國北多摩郡府中にあり、後の大國魂神社なるべし

(五) 信長公記巻三に出づ

入ﾘ玉はん(こと)になりぬ。然れども金崎より兵士を出さんこといかが可ㇾ有、是れを不ㇾ押しては引取りがたしとありけれども、誰のこるべきと云ふものあらざるに、羽柴秀吉其の比はいまだ藤吉郎なりけるが、申請ひて金崎の押へにのこり信長を引かせし事、無双の剛操と云ふべし。朝倉中書城をひらいて出でけれども、秀吉てだてをまうけ大に勝ちて、つひに中書と和し、秀吉つゞいて引取りぬ。此の時に路次中危かりしに、大權現後殿して退き玉ふ。此の時内藤四郎左衞門三手の矢を以て、若州衆のあとを慕へるを六人まで射伏せて、無二子細一殿をして引とる、無二比類一こと也と、世以て美談す。これより信長は朽木越して引き玉ひぬ。

師曰はく、同(一)年正月に、三好衆桂川の戰に利を得たりといへども、陣所不ㇾ定に付きて軍果てて已後負になりぬ。されば可ㇾ然地を可二見立一とて、攝州中島の内、野田・福島を見立て、此の地西は大海也、淡路・四國への通路よし、北南東には淀川まきた(卷)り、里の廻りは沼ふけなればとて、是れに城を取立てて信長へ敵對す。信長同八月に上京して則ち大坂へおしよせ、天王寺に陣をはる。三好左京大夫・松永久秀・和田伊賀守・茨木佐渡守・池田筑後守勝政・畠山などは信長に一味して、天満の森に陣をと

(一) 信長公記卷三に出づ

る。九月大坂衆とせり合あつて、野村越中守打死す。此の時分を考へて、越前の朝倉義景江州の淺井長政と牒し合せ、志賀郡に發向し、坂本の城を責落し、森三左衛門可成を打取る。三千の大衆をかたらひ、叡山に取上り、既に京都を打したがふるときこゆ。信長はその比天滿の森に陳取り、義昭は中嶋に陳をするゐらる。折節雨しげく四方水まさりければ、前に四國の人數、紀州の雜賀、大坂方都て二萬斗りの大敵あり、うしろに淺井・朝倉威をふるふ。信長の進退ここに究まりぬ。しかれども帝都を駒のひづめにかけんことは非本意の間、野田・福島を捨てて京都にうつり、越・江の敵を退けつべしとありて、移多が城におかれし中川八郎右衛尉忠政・稻葉伊豫守通胤を引付け、可引取の軍評定あり。ここに氏家(二)が侍に浦野若狹守申しけるは、今晩夜中にしたためをいたし、夫の小荷駄を先へのけ、早天に小屋ばらひをいたし、その烟の中にまぎれて、一勢々々引取り申さんには子細候はじと申す。信長かねて稻葉通胤に命じて、陳々の前に堀をほり土手をつき、柵を付け、むしろこもをはらせ、内のみえざ(見)るごとくいたし、用心よばはら(呼)せず篝を不燒ありければ、其の夜より引立て、浦野がはからひに任せ玉ふゆゑに、敵も更に心不付。かかりければ、九月廿三日に天滿

（二）美濃大垣城主氏家常陸介入道卜全、信長の臣なり

の森より引取りけるを、四國勢大坂よりこれを可レ慕（シフ）とありけれども、永井隼人かたく制して付かしめざりし也。信長方、紀州根來衆、玉木・湯川などは悉く亂れけりと也。此の時信長方のしんがりは柴田勝家、義昭（一）の方には和田伊賀守しんがりをつとむ。此の退口（つきくち）信長の弓矢の内には二三の大事なり。あくれば廿五日に、阿波・讃岐の軍勢兵庫に付き、廿八日に尼崎へ上る。此の人數今五日はやくば信長大事の儀なりと、其の比取沙汰ありしと也。是れを野田・福島の退口（つきくち）と云ふ也。

師曰はく、同年六月（二）、信長、淺井長政が今度越前へ出で玉ふあとを取きりしことを憤りて、江州に發向す。長政が居城小谷の城下を放火あるべしとて、横山の城に（三）大野木土佐・三田村・野村有レ之丹羽・氏家・筒井を押へにのこし、三千の著到にて小谷に發向す。町口のおさへには柴田勝家、八島林には佐久間盛政、雲雀山の上に森三左衞門、虎御前山に信長の旗本を立て、廿九日に押しよせことごとく放火なり。淺井長政居城をとりつめられ、如レ此（キノ）仕合、丈夫のわざに非ず、出でて無二の一戰とありけれども、家老どもこれをとどめ、越前勢をまちぬ。信長思のままに放火して、先勢を森と替らせ、虎御前山に野陣をかけ、足輕にまぎれて信長自ら八相山の近所までものみ（物見）をなし玉ふ。柴田・池田・森・

（一）將軍足利義昭
（二）淺井三代記第十四・信長公記卷三等の抄出多し
（三）淺井方、城中の將名なり、大野木土佐守秀俊・三田村左衞門大夫國定・野村肥後守貞元

（四）この評議は右二書に見えず

佐久間・坂井各〻あつまりて、明日の退口大事なる由を談合あり。(四)信長曰はく、我れ物見をいたすの處に、淺井必ず可ㇾ付樣子也、明日の引口の事、我が下知に可ㇾ隨、思慮ありとの玉ふ。柴田云はく、定めて明日の殿は人多しと云へども、某が人數二千に及べり、森・佐久間も其の通りなれば、彼等か某たるべし、淺井ひるの合戰を不ㇾ致間、退口には必ず出づべし、その時の御作略はいかにと云ふ。信長の曰はく、我れ思ふ處は格別也、先づ明日は我れをばあとにさし置きて、各〻夜中に一里程引取りて備を立て玉へ、明日の殿は手廻りの小姓立のものに可二申付一と宣ひければ、柴田、是れは大事の儀也、若輩の小姓ども斗りにては心元なくこそと申す。信長重ねて曰はく、小勢はたとへ敗軍すとも、一里の内にては多くうたるべからず、如ㇾ此節所にて大勢の敗軍いたせるは引取る事成りがたきもの也、小勢は險を要して引くことやすし、此の謀今の圖にあたれりと命じ玉ふ。柴田則ちかがりを燒きすてて一里斗り引きし也。かくて信長、簗田・佐々・中條を呼びよせ今日の殿を命ず。互に相爭ひしかば鬮をとらせ、一番簗田出羽守、二番佐々陸奥守成政、その比は內藏助と云へり。三番中條將監に定まりぬ。夜明けて人數引立つを見て、長政既に可二出付一に究まりけるを、父下野

守大に諫め、朝倉義景の援を不レ待は物にくるふかと止めければ、長政不レ及二是非一留まりぬ。然れども長政内に名を得心がけたる勇士淺井新五・新六・戶田半之丞・毛屋七之丞・淺井孫八・同半兵衞・大橋善太夫・伊府藤七を始として、ここをしたはぬことやあると觸て、六百斗り申し合せ、前後の異見は孫八と藤七と兩人に定め、夜の明くるをまつ。彼等は江州にて聞まい與と號して、常々勇をたしなみし若ものども也。かかりければ、夜も明けてければ、簗田斗りにて殿也。その次佐々、次に中條、各々二百にたらぬ小勢三段に立ちならべ心靜にのく所を、淺井衆追付く。簗田打拂つて退かんと同じく目をくばる。島彌左衞門・太田孫左衞門眞先に進んで打入り、よき敵をうちとり次の殿へわたさんとする處を、淺井衆一同にかかるに押立てられて引退く。成政是れをうけとりて立ちとどまる處を、淺井衆弓鐵炮を打ちかけ、成政すこし猶預する所へ、淺井衆一同にどつとかかるに、成政備押立てられけれども、佐々一人殿してしづ／＼と引く所へ、信長旗本の馬廻勢織田金左衞門・生駒八左衞門・戶田武州・平野甚右衞門・高木左吉・野々村主水・土肥助次郎・山中半兵衞・塙喜三郎・太田和泉守、彼等今度の殿を大事と存じ、成政を見續がんために走り付き、とつてかへし戰

ひければ、毛屋七之丞・淺井牛兵衞・同新五・新六・大橋ともに打死也。されども淺井衆大勢ゆゑひるまずかかりければ、成政又引目にみえ、自ら五六度小返して中條に渡す。中條うけとりてけれども、淺井方きほ(競)ひて、つひに中條も引立て一里行き、三田村の向ふに柴田三千斗りにて只だ一軍そなへて待ちかけたるにわたす。勝家うけとりて殿す。淺井衆と巳刻より申刻まで、廿町ある所を引きかねて、互にせり合あり。信長は雜人にまぎれて龍が鼻へ引取り、森・佐久間・坂井・木下、各〻段々に備を立てしめぬ。胴勢如レ此つづきければ、淺井が勢も引とりぬ。是れを八相の退口と云ひて、信長の手段、各〻の殿、はれなることにいたせる也。此の引あし(に)横山を信長せめ玉うて、つひに姉川(六月廿九日)の一戰ありける也。

師曰はく、武田信玄韮山(にらやま)の城を責められしとき、在々を放火して、城のおさへに山縣三郎兵衞有レ之、城より人衆を出したるを、山縣勢あまりきほひ過ぎて城の内へおひこみ、引とる事なりにくく、敵出でてくひとむる。ここに三河牢人に河原村傳兵衞と云ふもの、白四方のさしものに船の字をかけるをさして殿をいたし、追來る敵を六度までかへして鎗を合せ、心靜に引とれり。

師曰はく、天正六年、武田勝頼駿州木瀨川へ出張して、北條氏政と對陣也。源君は(一)とうめの下に御陣をとらせ玉ふ。さあらばうつの谷をとほり、田中の城にうつり、跡を取りきりて一戰可レ仕とて、勝頼の方より氏政へ使を立て、家康山西へ働き、とうめに陣取つてある由に候間、明日は爰元を引拂ひ、家康へ向ひ可レ申也、御したひ可レ有ば、其の心得にて付き玉ふべし、又合戰可レ有ば可レ任二其意一と云ひつかはし、陳を拂つて木瀨川より藤川へ押よせ、藤川の(水)出でたるを事ともせずのりこす。此の事大久保內の島越後と云ふもの、府中よりはしり來りしらせければ、源君石川伯耆守を殿になされ、早々引とらせ玉ふ。此の時持舟より出でて付けけるを取つてかへし、山へ追上げて引取る。このとき松平石見守・酒井備後守功あり、それより大井川をこして、すわ(諏訪)の原の城へいらせ玉ふ。勝頼も田中へうつれりと也。

師曰はく、美濃の太田・古田・篠野立と云ふ所にて、稻葉右京、一揆につかれてければ、大事の殿也とて、家老稻葉二郎右衞門に云ひつくる。二郎云はく、大事の殿に候條、跡先の使をさだめ玉はれと云ひけるゆゑ、尤もと同じて、國枝小兵衞と云ふものに右京申しけるは、その方度々の働、今日一人つ(突)かれつべけれども、此の馬をと

(一) 當目又遠目、村の字なり

らする也、二郎が手に居て使をいたされよと云ふ。國枝領掌す。かくて稲葉土佐殿いたし、あまり一揆つよくつく(付)ゆゑに、則ち國枝をつかひにして右京方へ、武者を立てられよ、敵きびしく付くと云ひつかはす。則ち先にて見切所に武者を立てたるをみて、一揆ども不ㇾ付也。武者を立てし時は只だ三騎にて立てしと也。國枝賴母・稲葉土佐と也。是れは氏家卜全が打死せし時のことにとぞ。

師曰はく、元龜三年遠州味方原にて源君の御人數敗北のとき、(二)石川伯耆守馬より下り立ち、自ら鎗を提げて、一足も不ㇾ可ㇾ引と下知し、一手の軍勢各〻膝ををりて、鎗ぶすまを作り待ちかけたり。勝ちほこれる甲州勢をめきさけん(喚)で來れるを近々と引きうけ、一度に立ちあがりて鬨を發す。敵これに辟易してしばらく引退く、其の間に源君心靜に引き玉ふ。猶ほ敵つよくしたへば、本多肥後守忠眞、中書忠勝がためには叔父也、これに殿を命ぜらる。忠眞勇士の本意是れなりと、敵近付けば取つてかへし、其の剛操をみださずして遂に打死をとげぬ。源君今は御打死ときはめ玉ひけるを、夏目二郎左衞門はしりかかり、大將打死の場にあらずと、御馬の口をとつて味方の方へ押向け、引かへして向ふ敵を四五騎きりふせて打死す。水野左近太夫御あとに引さが

(二) 名は數正、石川右近の子、初名與七郎、幼少より家康に仕へ股肱の臣なり、武功最も多し。但だ後年出奔して秀吉に近侍しその節操を疑はれたり

り、敵をおさへ防戰す。水野危きときは源君御馬を引かへされ、成瀨吉右衞門・日下部兵右衞門・小栗忠藏・島田次兵衞、歩立ちて御供申しける。敵七騎大將とみて追ひかけけるを、成瀨吉右衞門一騎切つておとす。源君自ら御馬を引かへされければ、六騎のもの皆敗軍す。大久保新十郎を先立て玉うて、のりまはし〳〵自ら源君軍の後殿をとげ玉うて、濱松の城に入らせ玉へりとぞ。

師曰はく、本多肥後守忠眞が父を吉左衞門尉忠利と云ふ。是れは中書忠勝が祖父也。忠利天文十四年岡崎より人衆を出して安祥(一)の城をかこみけるとき、織田彈正忠後巻として出でければ、早々寄衆引とるを、織田急に付けて、岡崎衆危かりけるを、忠利殿して士卒にかはり打死をとげければ、寄衆つつがなく岡崎に引入りたりと也。子息忠眞三方原の殿をとげて打死す。父子二代の剛操、ためしすくなきこと也。

師曰はく、元龜三年壬申十月中旬に、武田信玄三萬餘の兵を以て遠州に出張して、多多羅・飯田の兩城をせめおとし、久野の城を攻めんと評定す。ここに源君は懸川の城に石川日向守家成を番手に置き、濱松に御座の折なれば、右の沙汰いぶかしく、内藤三左衞門信成を物見に出さしめ玉ひけるが、信成不思に甲州勢の先手と行逢ふ。

(一)三河國碧海郡安城村にあり

甲州勢喜んで、ここをのがせじとしたふ。濱松には、信成小勢にて物見心許なしとの御事にて、本多平八郎忠勝・大久保次右衛門・同勘七郎・都筑藤一郎・本多三彌・渡邊平六・同半藏・同半十郎等、追々につかはされてけり。忠勝その年廿五歳なりけるが、其の日の殿を志して諸士におくれ、縱横自在にかけまはりて、士卒を下知して引かせける。しかれども敵猛勢なれば事ともせず、一言坂のおり口まで追付きたり。いづれもはし／＼はたらきて敵をやりつくれども、敵猶ほきほひかかる。味方は見付の町へ入れんと馬を早む。見付の臺に敵早や充滿しければ、忠勝先へ人をはしらかし、町の戸板雜具を道なかへつませて是れに火をかけ、その烟のまぎれに引退く。此に敵の間少しへだたりぬ。然れども甲州勢一ツ橋まで乘付けて、先をさへぎらんとせしを、やぶをかたどり足輕をおき、忠勝幷に大久保七郎右衛門忠世・治右衛門忠佐・同荒之助等はしりまはり、つひに天龍に至れり。一言坂にて忠勝下知なくんば、味方多くうたるべきに、忠勝黑糸威の鎧に黑き鹿の角の冑を著て、走り廻りしふるまひ見事なりとて、甲州勢小杉右近、「家康に過ぎたるものが二つある唐の頭(一)と本多平八」とよめるは此の時也。この比三州衆、半ば唐の頭をかけけるとぞ。

(一) 唐金即ち唐銅の冑ならん。

師曰はく、渡邊半藏守綱後に忠右衞門と號す。永祿五年九月參州八幡に於て、今川氏眞が人數と相戰ひけるときに、大權現の兵不レ利アラして、二手に分れて引取る。守綱は石川新九郎・同新七郎と田の畝うねにそうてのく(退)所を、敵急に追ひつむ。三人返し合せ三度鎗を入る。その後石川二人はみえず、守綱一人になりてければ、十度まで小返こがへしをいたし、鎗を三度合す。ここに矢田作十郎足をいたみ引とりかねたるを、守綱引かけてのけしむ。此の時の殿を以て味方大にうたれぬ。大權現仰せに、先手敗北して一方五六十のものはうたれたるに、守綱が殿せし方はつつがなきこと、是れ半藏一人の覺悟を以て數十人を助くる也。これによつて今日板倉彈正を打取ること、汝が殿の功にありと仰せける。これより世に守綱を鎗半藏とは云へると也。守綱人數四五十斗りにて小高き所をとほり斥候に出でたるに、敵のありしを不レ知ラして出でければ、あとに敵をおけり。斥候をはりて引とるに、敵二百斗りにて引とるべき道の右の方に居たり。初めとほりし道のわきに又小道あり、いづれも敵方よりは明白にみ(見)ゆる道なり。いづれの道をとほらんとありしを、守綱下知して本道をとほらせける。しづかに戰を持ちてとほりけるゆゑに、敵見付けたれども不レ懸ラ、敵間少しへだたりて、守綱、こ

こそ大節の所也、我れ一人ここに立留まつて殿しつべし、然らば各〻先へ引とり、能き所に待ち申さるべし、やがて追付可レ申と云ひてひかせけり。而して守綱あとより引きけるが、敵も不レ付しと也。若しわきみちより引かば、一人も不レ殘うたるべきといへり。又或所引取りぎはに、橋の前にて、弟半十郎政綱ここにて立ちとまり味方をひかすべしとて、兩人ふみとめ、不レ殘はし(橋)をわた(渡)して引とりぬ。橋の前にて立ちとまらずば、惣勢皆うたるべきと云へること也。尤も剛操と云ふべし。

師曰はく、長曾我部元親、土佐において本山[一]が長濱の城をせめ取りたりし時、本山則ち兵を出して長濱を取返すべきためなるに、元親わづかの小勢にて此の大軍に出合ひ、元親敗軍す。元親一人ふみ留まり殿として、かかる敵を兩人までつき倒し、あとへまはるをば石付にて打倒す。此の體を見て、大將をすてて引くことやあると、各〻蹈みとどまり、本山が勢却つてくづれければ、追打にいたせり。是れを元親長濱の殿と號して、彼の家に稱美すること也。

師曰はく、元龜四年八月、朝倉義景江州より敗北の時、簗ケ瀬[二]において越前勢相談し、山崎長門守吉家を殿にさだめ、既に引とるの處、信長衆はや疋壇[三]口をとりきりて

(一) 本山梅慶

(二) 近江國姉ケ瀬のことなるべし、伊賀國に同名あれども當らず

(三) 今疋田に作る、越前敦賀郡に在り

猛勢あとを慕ふときこゆれば、先づ疋壇まで可レ引とて、義景早や打立ちければ、右往左往に敗軍して、各〻疋壇をさして引退く。山崎吉家心静に殿してけれども、大軍の引立ちしことなれば、耳にもききいれず引立ちければ、山崎心はたけしといへども不レ叶して、つひに疋壇にて打死す。山崎が疋壇の殿とは此のことなりとぞ。

師曰はく、天正十二年四月、尾州長久手にての合戰に、秀吉急ぎ樂田を押出し、龍泉寺に著きて源君と戰を挑みけれども、源君速に小幡城に入り玉へば、是非の一戰も不レ叶、明日城を取巻きてなんど評定の間に、その暮に小幡より御出勢あつて、速に小牧に入御ありぬ。秀吉明日此の事を聞いて、大に其の勇謀を感じて、堀尾茂助を殿にして、則ち樂田に引取り玉ふ。是れ堀尾が樂田の殿也。而して五月まで樂田に對陣し、五月朔日に秀吉小牧表を引取る。此の時二重堀にある處の人數を以て殿備とす。二重堀は小牧の東にして手先なれば、秀吉是れに三ケ所の取出を取りて向城とす。長久手御合戰の時には、酒井左衛門尉・石川伯耆守兵を出して二重堀のかまへをやぶる。長久手已後四月廿二日に、小牧より出でて二重ほり(堀)にてやり(鎗)合せありし所也。しかれば二重堀には細川越中守・日根野兄弟・木村常陸介・長谷川藤五郎・神子田半左衛門

これあり、細川を殿にして段々に引退く。小牧よりこれを見玉ひて、信雄あとをしたひ玉はんとありしを、大權現制して出し不ㇾ給、その前より出でたるものありしを見て、信雄の勢より物見と號し十人斗り乘出して敵につく。細川が兵返し合せこれを追散らす。信雄の物頭大槻助右衞門打死して、首は細川が手へ取りぬ。信雄の兵大原文藏、二重堀の芝手まで乘付けて引かへす。そのふり見事なりと云ふ沙汰す。小牧より大軍にてあとを慕ふと云ふ沙汰のありければ、木村・日根野・神子田が手は騷ぎ立ちけれども、木村も日根野も功者ゆゑに、則ち取しづめて、日根野が手へは敵の首一つうちとる。神子田は敗れぬ。これゆゑに神子田を秀吉不ニ力戰一とてにくみ玉へりとぞ。細川心靜に殿して、頸六つを得て秀吉にかちものを獻じて、小牧表を引はらへり。是れを二重堀の引口と云ひて、細川殿備を重く持ちけるを、世以て美談せりと也。

師曰はく、天正十年、源君甲州へ御發向の時、大權現は新府に御座をすゑられ、酒井左衞門尉忠次・大久保七郎右衞門忠世・大須賀五郎左衞門・本多豐後守康言・石川長門守・穴山衆・岡部二郎右衞門尉正綱、此の七大將に雜兵三千を以て、北條氏政が寄來る道をさへぎらしむ。七將は音骨に陳をとる。ここに北條四萬三千の著到にて梶

が原に陳を取る。その間わづかに一里をへだつれども、山岳高くそびえて互に知ることなかりしに、石上兎角と云ふもの告げ來りてしか〳〵と云ひける。さらば斥候を出しみせに可レ遣とありて、所の案內者なれば音骨の名主太郎左衞門に侍をそへて遣はしければ、北條衆梶ヶ原に充滿せり。此の小勢を以て彼れが大敵に中らん事不レ可レ然、速に兵を可二引入一とありければ、酒井忠次と大久保忠世と殿を爭つて問答はてぬ內に、北條が先陳既にちかづくゆゑに、岡部二郎右衞門正綱所の案內者にて、殿可レ然と各〻相談の上、正綱つひに殿をつとむ。大方巳の刻を過ぎぬべし。然るを酒井が陳屋に小屋拂をいたして火をかけたり。これを見て北條衆急に付く。酒井は先へ引きて六手は一度にのけり。殿は岡部也。二の手は穴山衆、三に大久保忠世、四に本多豐後守父子、五に石川長門守、六番に大須賀也。足輕せり合あつて、十町斗り引きては旗を立て戰をもち、その勢に引取る。七里の道を數十度せり合ひ戰ひて心靜に引く。その內に石川伯耆守も來り、酒井左衞門尉も先にて備つくるゆゑに、北條氏直急にしたはずして、それより(一)若見子へ押して陳をとる。源君御勢は各〻新府へ入りにける。これより若見子に對陳也。四萬三千の大軍に付けられて、わづか三千にて七里の道を心靜に

(一) 今の若神子村

引取り、岡部殿をせしことためし少なきこと也。或ひと曰はく、諸將各〻殿を正綱にとありしとき、小勢にて中々不レ可レ叶と云ふを、是非とありければ、正綱、しからば各〻殿不レ叶と云ふの手形をいたされよとて、これを證據に取りて殿を勤め、後まで所持してほこりけると也。又云ふ、是れは正綱が子彌二郎長盛、信州眞田において殿の時の事也とも云へり。追て可レ考也。彌二郎後には內膳正に任ず。

師曰はく、山田勘六と云ふものは前田利長の小姓なり。此の山田十四にて親のかたきをうちし也。彼れが父を中川宗半子細ありて生害に付き、勘六宗半へはかまはず、宗半がいひ付けてうたせたる侍をかたき打してけり。十四歲にてのかたき打はためしも希なりと其の比の評判なり。其の後利長につかへて出頭いたしけるが、或時利長用事ありて土藏をあけしめけるに、土藏のかぎを勘六預りてければ、勘六をよばるるに、彼れ宿所に用所ありておそく出づる。利長立ちかかり急によばるるといへども遲參に付きて、利長大にいかる。その所へ山田來りて庭につくばふ。利長いきどほりのあまりに山田遲參をとがめ、杖にてこれを打つ。此の杖石突の入りたるつゑゆゑに、額にあたりて血流れ出づる。是れを迷惑して平伏するとて、山田が脇指さやばしりて前へ

あらはる。勘六手ごたへをも致すかと、利長猶ほ怒りてたたみつけて杖にてうたるるを、脇より引のけぬ。それより勘六病氣の由にて不レ出、その三年目に關ヶ原のことあつて、利長大聖寺を責む。一勢々々引ととのへて通るを、利長高き所より一見の時、山田勘六五六十斗り人をつれて、今日を最後と出立ちて、利長の前をのりとほる。利長も山田にやと見玉ひけれども、事いそがしくて誰れに尋ぬることもなくてやみぬ。而して大聖寺の城責に、一番に付きて屏をのる所を、山口右京兼てこしらへ置きし大身のやりにて乳通をとほされ、痛手なれば屏の下へ落ちける。兼て申付け置きけるにや、未だ息のかよふ内に利長の前へ下人どもつれて参りぬ。利長前悔して、段々の申分をいたされ落涙なりし、當座に死去す。此の勘六かくれもなき美男にて、剛操人にすぐれければ、打死の場の土を人々取りてかへりてけりとにや。打死の前日に伽羅を舊友におくりてけるを、今にのこりて大聖寺伽羅と號し、前田の家人等これをもてはやすと云へり。坂井右近が子久藏姉川において打死の時、其の男色剛操を感じて、其の場の土を少し宛とりてかへりけるに、土のうげ(穿)たる跡大なりしと云ひしも、さりぬべきこと也。勘六前髪は既にとりぬ、廿歳斗りのものなりといへり。

師曰はく、庚子關ヶ原の時、南部は新城まで景勝退治の催促にまかせ出陣す。ここに上方に石田三成叛逆す。南部に一揆蜂起すとありければ、南部進退きはまり、先づ本國に可二引入一ため、仙北と最上のさかひの山を、かこちと云ふ切所をこして引退かんとす。然る所に仙北の境金山と云ふ所に、最上方より端城をかまへて、丹與三と云ふ小身ものを指置きぬ。南部方より金山へ軍使を立てて、此の通りの事ありて本國へ引入る間、金山の城をかりて一宿すべきとのこと也。丹與三大に怒りて、最上よりり御邊御通り可レ有間とほし可レ申と云ふ一左右無レ之間、如何樣の子細にて押とほらるるもはかりがたければ、この所を通すべからず、是非御通りあらんには一戰に可レ及、況や城をかり被レ申こと不レ及二沙汰一と云切つてければ、南部勢これに驚きて、小荷駄をすてて皆くづれぬ。これに因りて南部も新庄へかへるにきはまりけるが、最上へ此の事きこえ、和融になりて通しぬ。疋夫をも不レ（可レ）奪レ志と云ふことは古來の戒也。丹が疋夫と云ふも、其の剛操は奪ふべからざる也。

（一）論語子罕篇第二十五章に出づ

師曰はく、御宿勘兵衛は元と小田原家のもの也。大坂御陣前に越前の結城秀康家へ招かれけるが、知行八百石足輕百人あづかりしを、心よからず思ひけるにや、則ち越

前を立退きて隱遁し、京黑谷に引込有レ之、其の間も具足櫃をば不レ離き。ここに大坂のことありければ、秀賴の招に應じて大坂に入り、大野主馬に屬す。天下秀賴の治世になりなば越前一國の守護職を可レ給よし、其の書付をもらひ、則ち越前守と名乘りて一方の將を承りぬ。冬の陣に主馬頭手より蜂須賀が陣へ夜打のとき、主馬頭、武藤半齋をつかはし、塙團右衞門と半齋斗りが談合ゆゑに、永岡監物も御宿も不レ知レ之しが、出さまに御宿きいて、則ちひかへ軍になりて門役をつとめたり。夏は(一)五月廿七日に、ひそかに大坂より出でて、板倉伊賀守勝重が許に到り、御宿越前と云ふものの由を申す。板倉子細を尋ねければ、段々の次第を申す。如レ此のものなれども、子にほだされて唯今是れまで罷り出でたる也、某せがれを勘兵衞と申候、江戸にて放埓の事ありて禁獄被レ仰付ケたり。是れを何とぞ御赦免のために、侍に不レ似合ハ儀を申上げに出でたる也、そのゆゑは、明廿八日に兩御所御動座と承候、左候はば其のあとにて古田織部彼是申合せ、京・伏見を燒拂ひ可レ申との談合にきはまり候、某事秀賴より過分の御恩にあづかりながら、如レ此訴人は武士の本意に非ずと云へども、子にほださされてこの仕合なりと申しければ、勝重具にこれを糾し則ち言上の處、御感不レ大方ナラ、

(一)四月のあやまりなるべし、五月八日秀賴自殺し、後文によれば御宿も五月七日に打死とあればなり

小田原にありしときも御存じのもの也、ことに今度の御忠節なれば勘兵衛をもゆるさるべし、其の身もとどまり御奉公可レ仕と仰出さる。御宿申上ぐるは、最前より申上げたる通りに候、秀頼恩顧深ければ、まげて此の身をすて（捨）申すの外無レ之候、私かはりに勘兵衛を召出され被レ下候様にと申しきり、則ち大坂へかへりぬ。是れに因りて廿八日の御動座相やみぬ。而して五月七日越前の手へ働き出でて打死をいたせり。大坂戰功に因りて、越前の手西尾仁左衞門は眞田を打ち、野本右近は御宿越前を打取るに付きて、兩御所より各〻銀子百枚を被レ下、西尾には時服五十、野本には時服百を賜はりぬ。此の時板倉そのわかちを本多伊豆にかたりて、御宿が御忠節をいへりとぞ。

師曰はく、久世三四郎、弟を坂部三十郎所へ養嗣にいたし坂部作十郎と號す。五月七日大坂御陣に頸をとりて來り、家來どもに尋ねけるは、三四郎殿はいかがと云ふ。家來、三四郎殿頸とり玉ふ、甲付（二）也と云ふ。作十郎きいて、さらば又敵にかかりて甲付の頸を打取りぬべしと、則ちのり出す。下人ども馬の口にすがり、こはいかなることぞと留めければ、作十郎申しけるは、我れ久世の家に居らば、いかやうにても不レ苦（三）、三十郎所へ養子とある上は、古來より三四・三十と同家の思をなす家なるに、めてにな

（二）兜を添へたる敵の將士の首級のこと。雜兵の陣笠ならぬ證據なり

（三）卑怯の者

りては快からずとて、速に乘出し、つひに打死してけりと也。其の比十六七歲なりきとぞ。其の志剛操と云ふべし。

師曰はく、島津の家にて、伊集院香侃（かうかん）日向の都城に八萬石を領して有レ之て、一家老大名也。香侃は子細ありて、主人（一）兵庫頭、伏見において、すきや（數寄屋）にて手打にいたされたり。ここに香侃が子源二郎都城に籠り、三年楯ついて島津に敵して、島津二ケ國半にて是れを責めけれども、源二郎城の四方に十二の小城をかまへ、互にすけ（助）あひてけるゆゑに終に不レ落城セ、後に粮盡きて下城し、城より四五里斗り出でて切腹す。殉死十二人なり。今も日向へ行く道ばたに其の墓のあとありとにや。

師曰はく、天野三郎兵衞康景は天野遠景が末葉也。源君未だ三州を平均無レ之時、既に百貫の領地をもてり。幼君よりつかへ奉りて忠あり功あり、遠州高天神のおさへに横須賀に大須賀五郎左衞門在城し、小山の押へに瀧坂に城あつて康景を指おかれ、榛原（はいばら）郡を切取に被レ仰付ケけるとにや。かかる剛操のものにてありし。後に駿河高國寺において一萬石を領す。駿河の御城御普請の時分、領分の土産なれば、篁根竹を獻上いたさんために積置き、番の足輕を付けおけり。夜中に御領分の百姓どもおこつて、

（一）島津義弘

此の竹御領分の竹なりとて理不盡に奪ひとる。是れによつて足輕どもふせぎかね、百姓を一人切りころす。是れに因つて百姓どもことごとく退散す。此の所井出志摩守代官所なれば、委しく言上仕る處に、天野に下手人を出すべしと被二仰出一。康景陳じ申しけるは、理不盡に奪ひ取るをいましめ殺したるは、番人のためには尤もなることに候、御領分の百姓をころせと申付けたるには非ず、下手人の儀は御赦免候やうにと言上しけれども、御許容なし。その内に本多佐渡守、康景が所へ來り、御家人たるものの上意をもどく(抵語)事は不レ可レ有間、早々下手人を出され可レ然とありければ、康景申しけるは、御家人にてなくば足輕の義少しもくるしかるまじきことと思召ならば、只今知行をさし上げ可レ申也と云切つて、則ち一萬石さし上げて逼塞しぬと也。大久保相摸守日比心入なりしかば、小田原の入かのと云ふ所に蟄居して、七十七にて卒す。ためし少なきこと也。

師曰はく、家光公御治世の初めに、安藤(二)帶刀(の)鷹師御鷹場にて鷹をつかひたることありて、鳥見のもの是れを改めて老中に申上ぐる。この事大になりて、井伊直孝(三)あつかひに入りて、帶刀を直孝が許に招きて、御治世の初めなれば、鷹師を成敗可レ然

(二) 紀伊德川頼宣に附家老
(三) 後出五七七頁參照

とのこと也。帶刀有無の返答に不レ及に付きて、老中も是非なくかへらる。其の後に直孝一人にて帶刀を呼び異見申さるる時、帶刀心底を申しけるは、我々事紀伊公へ御付け指置かるれば、知惠もあるかと公私ともに存ずるの所に、老後に如レ此の不覺出來いたしては、必竟公儀の御ために不レ可レ然也、其の上に鷹師のとが(咎)に非ず、しか(然)るを憚りて咎なき鷹師を成敗(する)は勇士の本意に非ずと申し切りけるに付きて、是非に不レ及沙汰なしになれり。帶刀剛操と云ふべし。

師曰はく、紀伊亞相公御年わかかりし時に、御傍の者を手打になされける。ここに安藤帶刀誓紙をささげて諫を奉りけるは、罪科あらんには被二仰付一て御成敗あるべし、重ねて此の段無二御許容一においては、私速に切腹可レ仕と云へる上卷の神文也。亞相この志を感じ思召して御許容ありぬ。後に駿河(一)亞相卿切々手打の儀ありし時、帶刀方より朝倉筑後守(宣正)方へ申し遣はしけるは、諫を申上げて御隨心なくば早々切腹可レ然と、唯だ一言を松平志摩守にことづてせりと也。其の剛操可レ見。

師曰はく、織田有樂(二)が子河内守の所へ出入する牢人に鈴木道休と云ふもの、已前に侍の役をつとめたる者にて、大名貴人へも便佞せざるものありき。或時河内守の所に

(一) 二代將軍德川秀忠の三男大納言忠長なり、後發狂して自殺す

(二) 織田信長の弟長益なり、秀吉に仕ふ、從四位侍從に任ず、後薙髮して有樂齋如菴と號す。關原の役功あり、三萬石を領す。茶道の宗匠と稱せらる

て人々寄合咄のありしとき、河内守弟左門鼓をならしけるを道休ほめけるが、そのほめやう心に不入事ありしにや、左門鼓を取りて道休になげつく。道休さしもの者ゆゑ、其の場にて打果すべかりしを、大勢取りあつかひて事なくなりぬ。道休不首尾に付きて、此の返報をまつ處に、其の冬大坂御陣に付きて左門大坂へ行くを、道休つけて行きけれども、左門は大名ゆゑに道にて事ならず(成)。ここにおいて道休思ひ究めけるは、我れ已に年老いぬ、重ねて此の功なるべからず、明日は左門城中に入るなれば、一生の期ここにありとて、(三)平方(ひらかた)において切腹してけり。尤も剛操と云ふべし。是れより左門いかが思ひなしけるにや、風顚漢になり、冬中城中にておどけものになつて、牛の角に金銀のはく(箔)をおさせ、その身は牛にのり、遊女に牛の口ひかせなどいたせるゆゑに、城よりおし出してければ、左門入道して雲生寺と號して、おどけをやめにけりと也。左門は三五郎の父也。

師曰はく、井伊直孝は兵部少輔直政が二男、外戚腹の子也。母は松平周防守家來の(馬屋預りの)ものの女也(ものゝ也、大坂役に馬にふまれて死す)。直孝六歳の時に、直政所へ母方より息男の由にて相おくれり。直政是れを百姓の庄屋内藏助と云へるものの處に預けおきぬ。直孝十二歳の時に、此の百姓の

(三) 同名の處近江國高島郡にあれども當らず、大坂に近き河内國北河内郡の枚方なるべし

內へ盜人入りたりとひしめく。直孝則ちうらへ出でてみれば、やみの夜にすかしみれば、後なる山へ盜人のはひあがるを見付け、直孝つづいてあがり、たかももを切る。きられて盜人ふりかへるを、盜人をしとめたり、出合へものどもと呼ばはりければ、大勢かけあつまりて遂に盜人を仕留めぬ。幼弱の身として無二比類一剛才なればとて、此の事を父直政に告ぐ。直政その年によびとりてける。その冬北向の座布の緣の雪しぶきの入る所につくばはせ置きてける。雪ひざ(膝)のかくるるまで降積りけれども、身をも不レ動坐しければ、直政その剛操を褒美して內へよび入れ、褒美に犬の子のちひさきを與へけりと也。十四の年に父直政逝去す。其の器識をさとつて、ひそかに采拜(幣)と具足を直孝に與ふ。直孝十四の年に、百姓內藏助無禮のことありて手打にしき。剛操可レ見也。

　師曰はく、源君三州田原に御狩の時、岡部八十郎・中川八兵衞兩人ともに御膳番にて供奉す。その日走りくらを致し、先に鹿打鐵炮を置きて、早く走り付きたる者是れを可レ取の筈に致せり。岡部早く走り付きて是れを取る。八兵衞も追付きて走り付きぬ。中川膂力ありければ、岡部が取りし鐵炮を奪ひ取る。これに因りて喧嘩し、岡部、中川

を切る。兩人ともに脇指の刀斗りなり。中川脇指をぬくとき、羽織のひぼかかり抜きかねぬ。ここにその日の勢子大将を井伊直政承りけるが、それより遥なるわき山そば（組）にて右の喧嘩を見付け、馬をはしらかしよせ、七八寸廻りの靑竹の竹杖を引かつぎ、兩人の間へ少しのなづみもなく乘込んで引わくる。その內に兩人の下人かけ付け、八十郎下人刀を持ちて來れり。八十郎刀をぬきて待居る。八兵衞のものは主人手を負ひたるを見て、あひての八十郎方へとりかかる。八兵衞の若黨兩人まで當座に切りころさる。石右衞門と云ふ若黨暫くたたき合つて手を負ひ、斗右衞門と云ふ若黨又たたき合ふ內に、八兵衞が新參の若黨なる者脇より寄りて、八十郎を無二子細一頭を打落しぬ。八十郎死する上は八兵衞も切腹可レ然とて則ち切腹しぬ。而して死骸を谷へすててちりぢりになりぬ。此の時幕下騷動して、各〻我が頭々へかけ付けけるに、直政著たるすげ笠を竹杖にゆひ付けて高くさし上げさせ、我が居所をしめして勢子どもをあつめける。則ち御前へめされ、右の時惣衆刀をぬきて見苦しきふり也と御氣色ありければ、直政申上げけるは、御直參の輩には不レ侍、又小者どものしわざにこそと申上げて、御氣色宜しかりぬ。近藤石見守、兩人の死骸谷にすててありしを見て、取納めしめつ。

八十郎にはひいきの親しみ多く、八兵衛はひいき鮮かりけりとにや。

師曰はく、直孝(井伊)宅にていづれも相あつまり物語の時、其の比世にみづめの法と云ふことのあるとて、人々習ひけることを語り出して、刀も不レ入に人をとらへ殺さんことは希有の重寶なり、人々の習翫こそ餘儀なき、我れも習はん人も習はんと云ひければ、直孝きいて、いづれも歴々に不二似合一事の物語なりと叱す。各〻云はく、是れほど重寶ならん事を左はの玉ふぞと問へば、直孝云はく、猶も合點の不レ行にや、人の剛操勇猛と云ふことは、互に劍戟をぬき持ちて勝負を爭ふに、かちたるを以て其の志を定む、同じく仕物(一)・放討にも、ぬきはなしたるものを仕留むると、ぬきはなさぬとは、甲乙差別あること也、しかれば大場にて言をかけ、彼れにぬきはなさせて、心能く仕遂げんことをこそ、教へもし習ひもして、是れを以て勇武とは可レ致也、各〻歴歴の評定はかくてこそ可レ然、何ぞやみづめの法などと云はん事は、出家町人の長袖にて其のわざしらぬものには云ふべき事也とかたりぬ。直孝が剛操可レ見也。

師曰はく、直孝が兄兵部少輔直政の嫡子を右近大夫直勝と號す。父の遺跡をついで相つとめけれども、病氣に付きて公役勤めがたきゆゑに、大坂冬の御陣には(直孝)兄

(一) 家来のもの罪ありて謀りて殺し、又は放逐して後討ち殺すこと

の陳代を被二仰付一、それまでは上州にて一萬石の領地を取り、大御番の頭をつとめ、伏見に在番しけるを、急に江州彦根の勢を召連れ參陣可レ仕の旨を蒙り、御前において御請を不レ申、その身の所へ彦根の家老どもを招き、此の旨蒙レ仰つ、各ゝ我が指圖を可レ請においては、速に御請を可レ申、同心なくば御請申すまじきの由をきく。各ゝ不レ及二一儀一ければ、直孝則ち罷り出でて御請を申し、從二伏見一參陣す。此の比たれの兵庫とかやいへる軍術を覺えてける老功のものありて、直政より扶助し置けるもののありしを喚びよせ、其の方年來の軍術を今度相傳可レ仕本意はあらずやと尋ねぬ。兵庫申しけるは、老衰の身今日を限の體に侍れば、我れ戰場へのぞまんこともなりがたければ、一冊の書をこれへ持參いたせり、但し太守心のままに指引あるべきか、又教にしたがひ玉はんやと問ふ。直孝云はく、教は何とありとも心のままに決斷すべし。兵庫喜んで、某年來の工夫唯だここにつきぬ、これもありかれもありと、兩端を持しては兵道不レ可レ立、理を考へてなづむことなく、心を以て正しく決斷せんこと、是れ則ち軍の眼目なりと云ひて、持參する所の一卷を引きさきて捨てけりと也。元和元年乙卯春、駿河において家康公、直勝病者たるに付きて、父の直政が家督を直孝に相續

可レ仕の旨仰出さる。直孝再三固辭し、安藤帶刀直次を以て其の旨申上ぐるといへども、上意既に決しければ、終に上意にまかせ、十八萬石の內三萬石を直勝に賜ひ、十五萬石を拜領す。その夏五月六日七日兩日の合戰に大利を得てければ、江州において五萬石を加增し玉ふ。秀忠公・家光公相つづいて五萬石づつ加增をなし玉うて、領地合せて三十萬石に及び、官中將に昇れりき。

師曰はく、同じく人を討つ內にも、人指をいたし毛付(一)を仕りて人を討つは、勇の內の剛操と云ふべき也。中川瀨兵衞尉淸秀者(二)、元と攝州のもの也。荒木攝津守村重(三)攝州に居て近邊をしたがへ池田に居住す。その比茨木の城に、和田伊賀守惟政・茨木佐渡守有レ之て、常に池田の人數と相戰ふ。池田は二千斗りの人數、茨木はわづか五百の人數にて、每レ戰池田必ず敗軍す。或時荒木いづれもへ軍議を談合し、その上その比阿波の三好が兵白井源左衞門・奧村仁右衞門と云へるもの、好んで軍術をたしなめれば、是れを招きて事を尋ねぬ。而して和田と戰の日を定め、簡をかいて座敷のかべに押しけるは、若し和田が頸を得んものには五百石を可レ與、茨木が頸を得ば三百石の恩地を與へんとのこと也。中川淸秀この書付をみて、その書付の下に我が名判をしる

(一)敵の鎧の色に注目してつけ狙ふこと
(二)もと荒木村重の家臣、秀吉に屬して忠死せしが、秀吉その志を感じて秀政に遺跡をあたへ、後に播州三木城七萬石を賜ふ。後の豐後岡藩主中川氏の祖なり
(三)前出四四二頁參照

（四）敵の中央に突入すること

し、血をしぼりて判にそそぎ、和田を可レ打のよしをしめせり。其の翌日に和田伊賀守は糠塚に陳をとり、荒木は馬塚に備を立て、大に相戰ひけるが、中川昨日の書付にたがはず一番に進みさきがけして、つひに和田伊賀守を打ちて頸をあげてかへれり。人皆其の勇を稱美す。その後中川清秀則ち茨木の城にうつり、つひに荒木攝津守にしたがへり。荒木攝津守有岡に籠城して信長に楯付きけるを、信長三年に及んで彼れが城を圍み玉ふ。その內に中川清秀・高山右近は南蠻耶蘇宗なりければ、宗門の事を以て信長へ引付け玉うてけり。高山は高槻の城主也。かくて秀吉に屬してけるが、志津嶽の合戰に、中川・高山を中しきりの要害にをらしめぬ。高山は坂口山、中川は海山に在城す。佐久間盛政中入り（四）の時、高山至りて中川に談合しけるは、小勢にて兩所にささへん事不レ可レ然、一所にあつまりて可レ然也、左あらんには海山の要害は未だ首尾せざれば、坂口山につぼみ候樣にとありければ、中川自ら城の四邊を乘廻して、我が要害いまに出來せず、是れを棄て退かんことは勇士の剛操に非ざるなり、屛の手も未レ合に城をすてたりと後のそしりもあれば、我れここに可レ死と云へりき。高山、坂口山にかへりけるあとに、盛政大軍を以て中しきりに至り、先づ海山の城を責め、中

川自ら戰つて快く死す。其の剛操可レ感也。

師曰はく、竹中半兵衞尉重治が弟に久作と云へるものあり。元は齋藤の家につかへけるが後には信長に屬しぬ。信長姉川の合戰の時に、淺井長政が勇士に遠藤喜右衞門尉直繼と云ふもの、ことなる武勇膂力の士あり。此のもの長政を諫めけるは、信長勢すくなきを以て、晝は戰ふことなく堅く守りて、夜に入りては横山の城をせせり責む、然れば曉を考へて信長の本陣龍鼻を打たば、必ず勝利不レ可レ疑と申しけれども、長政これを不レ用。直繼申しけるは、然らんにおいては淺井が軍あやふし、敗軍心元なし、されども信長をうたんことはまさしく我れにありと廣言して、姉川の戰半ばなりしとき、直繼、頸を鋒に貫き大將に實見せしむべしと、信長の旗本を志して進み來りけるを、竹中久作これと戰つてつひに遠藤をうちぬ。竹中姉川の兼日に、明日の合戰に必ず遠藤を可レ打と人指をいたせり。朋友そのゆゑを尋ねければ、久作申しけるは、遠藤を可レ打のゆゑん二つあり、我れ江州にありしとき常に遠藤と交はり遊んで、能く遠藤が容貌を見知りぬ、是れ一、遠藤常に魁殿をこのみ、進むときはさきがけし、退くときは殿するがゆゑ、つねに人におくれさきだつて群をぬきんづ、是れ二也、此の

二つを以て考へはからんに、豈はづれんやと云へりしが、果して直繼をうてり。剛操と云ふべし。久作後に信長被レ弑玉ふとき美濃において一揆を催しけるが、不レ果してつひに一揆のために所レ殺けりと也。

師曰はく、池田と茨木との取合に、池田方山脇源太夫といへる勇士、茨木方の蒔兵太夫を打ちとりける。是れも前方人指を致してのこと也ければ、その比以て美談せり。山脇は後池田三左衞門輝政が家に有レ之。

(一) 前出五八二頁荒木村重と和田惟政との爭

師曰はく、永祿七年總州鵠臺の合戰に、小田原方に山角伊豫守と云ふものありけるが、昨日の合戰に、柾木彈正左衞門と名乘りて度々のり出し、味方の兵を多く突おとしす條、口惜しき次第なれば、今日は柾木が首を必ず打ちとるべしとののしりけるが、翌日の合戰に、つひに柾木彈正を打ちとりける。剛操の至りなりと、その比稱美しけりとぞ。

師曰はく、遠州三方原の合戰に、武田方馬場美濃守の備へ小笠原與八郎押かかる。馬場申しけるは、味方敵間近すぎたりいかがとありければ、落合市佐・岡部治部、我等これにあり、氣遣ひ仕らるまじとうけがへり。小笠原勇將なれば、馬場の備へ一町程

ど(追)立てられて、取しづめ持直して小笠原勢敗北す。ここに小笠原が兵河合彌藤兵衞・杉原次藤兵衞とて相ならべる勇士、其の日の走廻り倫を離れてけり。河合は金の制札のさしもの、杉原は金の挑燈のさしもの也。落合市佐・岡部治部是れをみて、治部は金の制札、市佐は挑燈と、毛付を致して高名をとげぬ。甚だ剛操の働なりといへりとぞ。世に十斗兵衞・八斗兵衞とよびしは彼等がことなりとぞ。

師曰はく、仕物の事、大事の仕物においては剛操に非ずしては事なるべからざる也。源頼朝一條(一)次郎忠頼が逆心のきこえありけるを、殿中において被レ誅ける時、晩に及んで頼朝西侍に出でて忠頼を召す。忠頼何心なく參上す。宿老御家人數人列座して盃酒のことあり、討手には工藤祐經を定めらる。祐經銚子をとりてけるが、忠頼はすぐれたる勇士なれば、雌雄を決せん事大事なりと思ひけるにや、顏色ちがひたるを、小山田の別當有重そのありさまを見付けて則ち座を起ち、如レ此の御酌は老人に似合ひぬべしと、祐經が所レ持の銚子をとる。子息稻毛三郎重成・弟榛谷四郎重朝、盃肴をもつて忠頼が前に進む。事難儀に及びければ、天野藤内遠景別に仰せを承けて、忠頼が左の方より出でて、つひに誅戮をとげぬ。頼朝事をはりて、後の障子をあけて入

(一)武田忠頼、信義の子、一條次郎と稱す、功を頼んで驕侈、遂に殺さる。元暦元年六月十六日なり。吾妻鏡同日の條に出づ

り玉ふ。事楚忽におこりて、伺候の輩騷動しけりと也。

師曰はく、永祿七年、遠州濱松その比は引間と號す。此の城に飯尾豐前守と云ふもの有レ之て今川に屬しぬ。氏眞の時逆心の沙汰ありて、同國川口が居城頭陀寺に退けるを、云分立ちて濱松に有レ之けるを、三浦右衞門に譖せられ、つひに駿河(二)、飯尾が宅を取卷きける時に、飯尾勇士にして四方の町口へ手分をいたし、人數を出して大に戰ひければ、打手の大將新野左馬助を初めとして歷々の侍多く打死す。飯尾町屋に火をかけ烟のまぎれに働き出で、つひに打死をとげぬ。これを世に飯尾が小路合戰と云ふ也。仕物の内にて珍しき剛操也。

師曰はく、織田信雄の三老を、岡田長門守・淺井田宮・津川玄蕃と號す。三士豐臣秀吉へ内通のさたありければ、信雄大にいかり三士を成敗あるべきよしひそかに思ひこめらるる。三老さしもの勇將なれば、大方の事にて仕留むる事不レ可レ叶、ことには三人を一度に打留めんことといかがあるべきなれば、信雄も是れを大事に存ぜられ、三階のすずみ所へ上り玉ひ、三人の打手をやねよりしのびてまはらせ、三人を可二打取一の旨命ぜらる。岡田長門守をば飯田半兵衞、淺井田宮をば森源三郎、津川玄蕃を

(二) 今川の駿河勢の意ならん

ば土方勘兵衛と、人指をきはめて其の事を定む。ここに土方勘兵衛、私に岡田長門を仰付けられ下さるる様にと申す。既に人指相定まるの上に、今又違背に及ばば飯田が存入もいかがなれば、最前命ぜられし通りに仕り候へとありけれども、土方達而岡田を望むこと不ㇾ止に付き、事多端に及び延引しなんこと如何と思慮あれども、土方同心せざるに付きて、信雄不ㇾ得ㇾ止して飯田に命ぜられけるは、其の方事岡田を可ㇾ仕旨人指を命ぜらるるは、岡田をうつべき器量のあれば也、然るに土方是非岡田をと望みて默止せず、其の方ことは既に岡田をいひ付けてのことなれば、打ちたる(も)同意なれば、岡田をば土方にゆづりて玄蕃を打つべし、然れば兩人打ちたる(も)同意也、ここを了簡して岡田を勘兵衛にゆづり候へと命ぜらる。飯田是れにて合點いたし、而して長門を土方にゆづりぬ。信雄事きはまりて三階のすずみ所へ上り、土方勘兵衛も伺候す。その所へ岡田長門來れり。土方申しけるは、此の鐵炮は若き衆各〻すだめいたせども、重くて自由にすだめならざる、御邊は自由に致さるべしと云ふ。岡田是れに取りつかば其の時仕留めんと思ひけれども、岡田取合はず、わかき衆さへならずば我等はなるべからずと挨拶してければ、是れにて首尾のぶる。土方無ㇾ是非一とりかけ

(一) 素槃即ち試射

引組む。岡田したたかものなれば取つて引きふせんとせしを、その間に二刀岡田をさす。この時信雄間のふすまを推明け長刀を以て出で、勘兵衞はなせと仰せければ、土方申すは、大事の仕物に候間私とともに遊ばされよと云ひけれども、是非はなせと命ぜられければはなす處を、長刀にて頸をかけはなし給へりと也。土方が此の時の返答剛操と云ふべし。而して淺井田宮もうたれぬ。津川玄蕃は足にいたみありとて其の日不レ出デしを、大事の御談合あり乘物にて可レ參シとあれば、乘物にて玄關まで參りぬ。玄蕃樣子を見て、私を御成敗とみえたりと云ふ。信雄取あへず、兩人を成敗ありて、御邊に萬事を可ニ相談一ためなりと命ず。玄蕃これに少し心ゆるむ處を仕留めたりとにや。

師曰はく、越前參議忠直(二)後に一伯と號し奉りし、此の時永見右衞門を成敗あるべきに究まりけるを、永見己れが家に立てこもり、一家各々甲冑を帶して打手を相待つ。事大になりぬれば忠直急に打取ること不レ叶、今日々々と延引して既に極月三十日になれり。明日は新玉の年立ちかへる春なれば、夜に入るまで打手を待てども沙汰なかりしゆゑに、永見も心ゆるべて油斷ありし所へ押寄せける。永見則ち家に火をかけて切つて出でける。井上太左衞門其の比越前に有(在)りて永見と鎗を合せたりと云へり。

(二) 松平忠直、秀康の長子、秀忠の女を妻とす。家康の歿後病と稱して出でず、亂行多し、永見貞直一家[illegible]敗後も出に[illegible]まれて豐後に流され、剃髪して一伯と號す。慶安三年豐後に歿す、年五十六

師曰はく、久世但馬守は元と佐々成政が家臣なりしが、後に三河守秀康卿に屬して越前に有レ之き。一伯忠直の時に至りて成敗をとげられぬ。その起りは、伊木左衛門と云ふ關東者、算勘を得て勘定奉行をいたせり。久世が百姓の内に、伊木が百姓の内より妻をめとり、子細あつてけるにや、但馬(が)百姓の所へ押しかけ此の女を取りかへしぬ。是れを憤りてけるゆゑ、久世が鷹師なにがしと云ふものに久世申付けて、伊木が處の百姓をやみ打に致してけり。是れに因つて伊木是れを心にかけ、此の切りたるものをさま〲せんさく致せども不レ知。右の鷹師ゑさし(一)なりなどと云ふ沙汰世にありけれども、未レ糺の内に、竹島周防守と云ふもの、秀康卿より取立てられたる者なりしが、ひそかに申付けて此のゑさしを殺させ、ひそかに掘埋めて棄てぬ。鷹師ゑさしもみえず、彌々不審なりなどと云ひて、事穏便ならず。伊木・岡部金をかけて此の事をせんさくす。ここに久世内に堀内新三郎と云ふもの、但馬が召仕ひし女を女房にあたへて置きけるが、此の金にめでて訴人に出でて、百姓を殺せるは但馬がさしづなりと云ふ。その比又竹島周防が歩行の者咎あつて逐電しける。此の者伊木が所へかくれ居て、ゑさしを切りしもののことなど具に知りて語る。久世も竹島も此の事をば

(一) 餌差、鷹の餌となる小鳥をもち竿にてとる人

不レ知してければ、伊木方より公事にいたし、百姓を殺させたることは、全く久世が致せると云ふ沙汰ありと、何となく云ひ上りける。久世不ニ取合一して證據もなきことを申すとありし時、訴人證人を出して、ほりうづめたる尸骸まで有る所を申して取出しけるに付き、但馬手を失つて誤りになれり。秀康卿逝去幾程もなきに、但馬公儀をかろしめ、如レ此の事ありと云ふになりてければ、久世申分に不レ及取籠りたる也。但馬事已前より度々武功の廣才もありしものなれば、たやすく討ちつぶすこと不レ可レ叶、内にも打手を待ちて一働可レ仕用意なり。これに因りて、大手は多賀谷左近（三萬石）、うら口は吉田修理（一萬五千石）・落合主膳（一萬石）、その外諸歴々一同に塀より乘入る。但馬かねて塀の内に高もがり（二）を（結）ゆはせ、内より逃れんとするをばことごとく鐵炮にてうたせ、其の身は物見の小櫓にあがりて四方を見て下知し、打手内に入りて不レ得レ拒ば則ち家に火をかけて自害可レ仕と用意いたしければ、寄手塀をのるとて大勢打死也。但馬人づかひあしく心服のもの少なしと雖も、此の節逃去らんことは不ニ本意一とて皆立ちとどまりけりと也。久世定むるごとく家に火をかけて自害しぬ。四方より火をもみけして別條なかりきと云へり。而して越前の家老どもことごとく駿河へ召して、右の段々御穿鑿ありけり。

（二）虎落と書き、竹にて造れる逆茂木なり

本多伊豆守は、但馬あやまりなれども、惜敷もののゆゑに此の事を不㆓取上㆒ゲと云ひける。その中分立ちて別條なし。今村掃部は云分不ㇾ立タして岩城へ配流せらる。竹島周防事、秀康卿取立のものにて、何のゆゑもなく但馬へ一味仕りたること罪科なりとありければ、竹島申しけるは、全く但馬に由緒あるにても、又舊き知音なると云ふにても無ㇾ之レ、秀康卿の御重恩を私ゆゑに如ㇾ此仕り候、其の子細は、秀康卿常に被ㇾ仰セしは、越前を拝領ありて喜び思召す事二つあり、一つは北陸道の大名になされ、よき城を拝領是れ也、二つには久世但馬事佐々成政が祕藏のものにて、成政が士ども久世を目あてにいたししほどのもの也、されば成政一とせ佐良佐良(越)(一)をいたしてける時に、士ども各供をいたさんと云ひて、一人もあとに留まるべきと云ふものなし、然るに久世但馬をのこすとありければ、さらば但馬のこらば誰々も留まるべしとて皆とどまりたり、是れほどに人のたしかに思へるもの也、ことには鳥越(とりごえ)(二)の働、世以てしること也、此の但馬に望のごとく領知せしめて家の子にするは御大慶なることに非ずやと度々仰せありしを承り候、秀康卿是れほどに思召したる但馬を、少しのことに身上破却せんことは、必竟御家のために大事たるべく候、彼のゑさしを殺し侍らば別條は有ㇾ之ル間敷と

（一）越中より信濃に越ゆる峠、今東東越又は針ノ木峠と云ふ

（二）天正十二年前田利家鳥越城を攻む、城主久世但馬守堅く守りて抜けず、十三年又攻めて抜く能はず、但馬守の名高かりしを云ふ

存じて如レ此仕り候、更々久世を親しみ申したることになしと云ひぬ。源君その志を感じ思召して、罪をゆるし如二已前一召仕はる（遣）べしとの仰せごとなり。竹島上意を辱き由申上げ、一度縲絏の恥同前の囚人になり、再び御奉公と云ふことは非二本意一と云ひて、駿州丸子において自害す。

師曰はく、關白秀次、水野孫作を召出され、知行の目録を賜はりければ、孫作拜領して廣間へ出で、聚洛（樂）の亭に諸歴々出仕いたし居る中にて、右の折紙を引きさきて棄ててかへりぬ。秀次大に怒りて、已來のみせしめに成敗可レ仕とあつてよびに來る。傍輩ども退去すべしと云ひけれども、聊かのくべからず、我れを打つものは思ひよらずと廣言して、大廣間へ出仕す。打手は四人まで究まりけれども、孫作ことなる勇士なれば、いかがしてか入延（しを）びけるを、鹽川志摩（喜左衞門也）くみ（組）とめ（留）て、高野越中が突殺しけると也。隱れもなき仕物也。高野越中は若江の七人衆の内、三好家のもの也。其の比は秀次三好家をつぐゆゑに彼の家に居り、その後石田三成に屬し、後に淺野紀伊守幸長家にありぬ。

師曰はく、前田利長、太田但馬守を成敗のときは、横山山城守長知打手を承る。淺

野長晟、淺野左衛門を成敗のときは、前田越前これを承りてける。その夜二階にあがり刀のねたば(一)をあはするとて手を切りしゆゑに不レ叶して、百餘のもの打手を承り、朝茶の湯を賜はりて座布へ出づる處をくみとめたり。左衛門手を内に入れて居ることを好みてけるゆゑ、くまれて手不レ出なりぬといへり。いづれも殊なる勇士なれば、是れを仕留むる輩世以て稱美す。

師曰はく、武田信玄の備先にて科人ありけるを、辻彌兵衛に被二申付一ければ、彌兵衛則ち追ひかけて打たんとす。科人も走り出して退きけるを、辻、間近くなりて道にて蹴つまづいて倒れける。彌兵衛起きあがりて追ひける。その内に科人走りぬけてのがれにき。此の科人勇剛のものにて人々惜しみけるゆゑに、辻如レ此ふるまひけると也。時の人大に感じけりとぞ。

師曰はく、井上太左衛門、太田飛驒守の所に有レ之時、大坂京橋にて云付けられたる仕物に出合つて、引組んでつきけりと也。仕物をつくことは珍敷ことなり。是れは橋下へとばれてはと思うてのこと也。世以て稱美すと也。

師曰はく、坂崎出羽守初は宇木田左京といへり。專ら勇力をたのみ、其の氣剛操

(一) 寢刃を合はす、刀劍の鈍りたる刃を研ぐこと

にして人にしのがれず。坂崎が家人科ありて富田信濃守の所に走りこむ。富田は坂崎がためには縁者たれば、富田、是れを出さんことも如何なりと、色々ありけれども、坂崎不レ聞について、和睦の事などありけれども事不レ調。坂崎怒つて伏見より富田が居たる伊勢の津の城へ行きてければ、富田は折節放鷹のために出でて在城せず。家老のなにがしと云ふものを呼出して、云置くことありとて傍へよせ、引立てて馬にのせ、両よりぬきみの鎗をさしつめ、動かば突殺す如くありて、無二子細一伏見へつれて來れり。あとより大勢つきつれども事不レ叶して、つひに公儀に訴へて人がへしの沙汰になり、富田誤りに究まり身上破却す。坂崎後に氣違ひ、屋敷に取こもりて自滅す。

師曰はく、豊島刑部、井上主計頭を殿中においてはからひける時、青木久左衛門うしろより懐きて脇より突きけるを、刑部つかれながら自害のために自ら胸を二つわきざし(にて)突きて死す。其の刀青木が手にあたりて、青木もしばらくして當座に死す。ここに石谷貞清入道土入、その比は重藏といへりけるが、その身は井上主計頭組なり。又豊島も折々咄しければ則ち豊島が宿へ使を立て、子どもを不レ散ことゝ戒め、つづらを取寄せ、死骸を入るるためとものして、石谷則ち土井大炊頭にことわりて、

死骸を取をさめん事をいへれども承引なく、白砂に棄ておかれ、夜に入りて仕舞ひて清正寺におくれり。（石谷歸りてあと也）重藏請受けて豐島が宿へ御使に行き、井澤隼人正組の御步行衆五六人召連れ行きて、豐島が子どもをちらさざるごとく申付けてける。其の夜に豐島が子十三才、稻葉半十郎所にて害せられにけり。石谷が志剛操に非ずしては、如レ此時のふるまひ成るべからざる也。

師曰はく、柑子のなにがしと云ふもの、主人より仕物を云付けらる。この科人町屋にありければ、主人よりさへぎつて町奉行へことわりけるゆゑ、その町騷動して、科人もこれを聞きて己れが借屋の二階にのぼり、四方をくらくして階子を引きて待居たり。(一)合田は是れを不レ知、主人より命ぜらるるにも、合田は手をよこさず、若侍四五人召連れ彼等に可二申付一とありければ、可レ任二其旨一、右の町屋に到りければ、あとさきの木戸を打ちて不レ入、是れは何事ぞと尋ねければ、しか〲の事なりと云ふ。其の打手なりとことわり、科人の宿所に至りければ右の通也。合田かひ〲しく走りめぐり、二階に迯道はなきや、口は何方にあるぞと尋ねけれども、迯道もなく口も一方也。ここにおいて階子をかり出して、此の口へかけさせ、若侍どもに早々内へ可レ入と云

(一) 柑子のなにがしと同人の如し

ひけれども、臆して、中々此の口よりあがり可レ申ことはなりにくし、左右の壁をやぶりて入らんと云ふ。合田きいて、沙汰の限也、主人の領分などにとりこもるものをばさも可レ有、此の地は天下の地也、是れ等斗りのことに左右の壁をやぶらんとは云はれざること也、左右も亦借屋なり、唯だ是れより入られよと云へども、臆して事不レ成。合田云ひけるは、各〻入ること不レ叶ば我れ可レ入、各〻へ命ぜられし事なれば、我れ入りては、仕すましても又仕そこなうて我れ死しても、ともに各〻は武士は立てられ間敷なり、此の處を能く了簡あれと云へども、猶ほ不レ叶と云ふ。しからばと云ひて、傍に少しの物のふたありしを片手に持ち、子細なく飛入り、そのままふみ(踏)たふしける。追々皆あがりてければ、先づ窓をあけよと下知して窓をあけさせ、その身は手をも不レ負してかへりぬ。五人の若ものども侍の不レ成疵つけられて、追放せられきと也。

師曰はく、堀久太郎秀政が内に小倉主膳と云ふものあり。秀政次の間に居るものどもの著到をよばせけるに、小倉主膳はくらみに居て此の著到にはづれたり。秀政次の間のものに湯漬を振舞ふとて、いづれも出でしゆゑに、小倉何心なく出づる。主膳何心なく膳にすわる。秀政心にあはず、再進(二)をひくとき、主膳が前へ到りし時、たはけ

(二) 二度目の食物

者）ものには喰はすべからずと秀政云ふゆゑに、給仕のもの立たんとする所を、主膳手をとらへ、是非入れよ、不レ入ばさしちがふべし、如レ此の仰せを承りて不レ被レ入は勇士の本意に非ずと引留めける。秀政其の剛操を感じて、後に祿を加增すと也。

師曰はく、吉村又右衞門（一）若かりし時に、主人につかへて使者に行き、返りて返事の口上を云ふ半ば、天井板の上へ夥敷き音にて物の落ちけるに、主人少しもさはがず、又右衞門もさはがざりし。後にきけば天井板の上に人をあげて塵を拂はせけるが誤つて落ちてける。主人は是れをしるゆゑに不レ驚、吉村若し動轉せば一代の不覺たるべしと云ふの評ありき。吉村去る所へ使者に行きけるに、大勢客のありとみえて供の侍左右に並居たる所を通るに、亭主の所に人くひ犬のありて、不レ知ものを吠えとがめつまぐひを致すありて、吉村が足にくひ付き血の流れけるに、吉村聊かかまはず、色（武學）代の傍により懷中より三尺手拭をとり出して、其の血の付きながるる處をまきつめて、上へあがり使者の首尾をあはせける。後に吉村かたりけるは、その身世に沙汰する岐阜働に櫓をとりし勇より、此の兩事はきはめてなりにくかりしと覺えたりといへりと也。尤も剛操の勇士と云ふべし。

（一）名は宣光、福島正則の家臣、文祿の征韓の役に武功あり、その沈勇を稱せらる。正則滅亡後は二君に仕へず、傘を賣る。後に松平定綱に仕へ、慶安二年歿、年七十五。岐阜での勇功とは、關ケ原合戰の時のことなるべし、

師曰はく、去る比下妻領に三郎左衞門と云ふ大百姓のありて、その下にかれが下知をきく下の百姓數十人ありき。その下百姓の內に不義なることのありて、百姓を三郎左衞門是れを生害してけり。この百姓の子六才、その下人の子五歲なりしが、父がころされける已後逐電してみえずなりぬ。三郎もこれをとがめず其の分にてやみぬ。十餘年を經て、三郎が所へ何方ともしれず夜込をして、三郎左衞門を生害して行方しらずなりぬ。所のもの大勢あつまり聲々によばはりけるに、一人その所にて仕とめられて、殘るものはみえず。翌日其の尸骸をみれば、十餘年已前に殺されぬる下百姓の子也。その比五歲にてみえずなりぬるが、今父の讎を報いけるにこそ、百姓とは云ひながら奇特なる剛操なりと、或はにくみ或はいたはりて、其の尸をほりうづみ、墓をつきしるしを立てて棄てぬ。三郎左衞門が子を惣百姓とり立てて、三郎左衞門とかしづき立てぬ。その後件の墓の前に板札をかいて立てたるあり、是れをみれば其の意趣は、年來つき從ひまゐらせて、主君のかたきを取り奉りてと志なりしに、難なく本意をとげ候へば、草の影にても喜び思ひ玉はんと存じ、他事なく御供仕り引取候所に、所々より大勢聲々によばはり、たいまつ挑灯出し候に、各々おどろきてへだたりまゐらせ

たれども、定めて落延び玉ふにこそと存じければ、空しく留められ如レ此の仕合になり玉ふ事、さこそ其の期にも我等見屆けずの由と、不義のごとく思ひ玉はん間、則ち塚の前にて立腹をきりても相果て可レ申と存候へども、よく思案をいたせば無レ詮事に候間、不レ及ニ其儀一候、追付御かたきをとりて孝養に可レ仕也、御心やすかりぬべし、牛坊、とかいたり。是れぞ彼の五才なりし下人の牛坊が事にこそと、皆人驚いて、初めて已前の夜込の隨一のものなりとはしられて、あはれにもかひ〴〵しくも懼しくも覺ゆ。今年はうたれし子十六歳、牛坊は十五歳のこと也。其の後四五年を經て、當三郎左衞門酒盛して居たる夜、推寄せて子細もなくあだを報じ、家內こと〴〵く切りて事ゆゑなく引退きぬ。この時はとどろきの彦右衞門と云ふ百姓郷導いたせり。この百姓夜込すべき前方、雉を三四羽斗りいだき、右の在所へうりにゆいて、雉をとりはなし、三郎左衞門が家へ鳥の入りぬるを尋ぬるとて、こと〴〵く三郎左衞門が家の案內をよく見て、その翌日夜打してけりと也。この彦右衞門元は盜人にきはまりきと也。珍敷剛操と云ふべき也。

師曰はく、奥州會津保科氏の家中に內藤源助と云ふものは、內藤修理が末孫のゆゑ

ありとにや、このもの保科彈正へも一類なり。此のゆゑに太守へも由緒なきに非ず。この源助を江戸より訴人あつて耶蘇宗門たりと云ひ來りければ、江戸へ參上して對決、申分も致し可レ然とありけり。彥右衞門なにがしと云ふものも同じく其の通りにたりぬ。ここに源助申すは、吉利支丹宗門の儀天下の邪法にきはまりたる宗門に候へば、武士たるもの此の宗門に可レ入ことに非ず、某既に八旬に及びて、今江戸へ至り公庭へ召出され對決訴論のことあらんも、命の惜しきに似たれば、吉利支丹までにして無何樣の罪科にも可レ被レ處、江戸へは參るまじきと云ひ出せり。彥右衞門も此の儀に同ぜり。されば宗門にあらざるものは繪をふむ事のありとて、これをふめとありけれども、右の申分の上は、命を惜しみてふむごとくなれば、蹈み申す間敷、唯た吉利支丹同意の罪科に行はるべしとて取合はず。その內に江戸の訴人死して證據もなきに究まりてければ、兩人申分に不レ及、別條なかりしと云へり。

師曰はく、去りにし比、或大名の足輕の親類大罪を犯しければ、親類まで罪に可レ被レ行に究まれり。此の事をわきより足輕に告げて、速に逐電せば事當分のがれつべしと(三)しらするもののありければ、彼の足輕きいて、志は滿足いたせり、但だえこそかけ落

仕るまじきに候、天下の大罪ををかしては、何方へのがれてもつひには糾明せらるべし、譬へあらはれずと云へども、主人へ苦勞をかけて尋ねださせ奉らんは本意に非ずと云ひて不レ遁レ、結句我が方より頭分へことわり、若し公儀よりただささるる事のありとも、何方へも退走ることに非ずとことわり置きて、その間にいろはを覺え、七日におよびて悉くいろはを覺え、書置をいたしてける。かくて上より詮議に及んで、件のものをとらふるに、若し違亂もあればいかが也、唯だ盜の同類にさされたるほどに、縄をかかりて申分けいたせと云ひてからめとれと云ふの談合にて、右の仕合也。頭には(知)しらせざりけるとみえぬ。足輕大に動轉して、ありしにはかはりつたなき體なりしが、後に盜のことは僞也、實は此のとがによりてとしれける時、足輕申しけるは、内內この事頭にことわり侍りぬ、思ひの外に盜人にさされ、日比の存入と相違なる盜賊に陷りけることのかなしくて、十方にくらくなり侍りき、さては兼ての通りなれば聊か心にかからずと、剛操に申しければ、此の事具に奉行に達して、子細もあり又剛操をも感じてゆるされにきとかたる人あり。下々には珍敷事とおぼゆる也。

巳資紙現第一六七號　東京[illegible]現格の許可

昭和十六年八月十四日印刷
昭和十六年八月十九日發行

山鹿素行全集思想篇　第七卷

編纂者　廣瀨豐

發行者　岩波茂雄
東京市神田區一ツ橋二丁目三番地

印刷者　白井赫太郎
東京市神田區錦町三丁目十一番地

發行所　岩波書店
東京市神田區一ツ橋二丁目三番地
電話九段(33)二一八七・二一八八番
二一八九・二一八〇番
振替口座東京二四三一六番
會員番號一〇二〇三七號

配給元　日本出版配給株式會社
東京市神田區淡路町二丁目九番地

精興社印刷　同山製本

落丁・亂丁等不完全な品がありましたら直[illegible]願ひます。お取替致しま